

平成19年  
9月 宮崎県定例県議会会議録

平成19年9月7日開会

平成19年9月28日閉会

## 平成19年9宮崎県定例県議会会議録 目次

### 9月7日（金曜日）

|                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 出席議員             | 3 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 | 3 |
| 1. 開 会              | 4 |
| 1. 会議録署名議員指名        | 4 |
| 1. 議会運営委員長審査結果報告    | 4 |
| 濱砂議会運営委員長           | 4 |
| 1. 会期決定             | 4 |
| 1. 議案第1号から第18号まで上程  | 5 |
| 1. 知事提案理由説明         | 5 |

### 自9月8日（土曜日）

### 至9月11日（火曜日） 休 会

### 9月12日（水曜日）

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1. 出席議員                | 11 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者    | 11 |
| 1. 議案第19号から第27号まで追加上程  | 12 |
| 1. 知事提案理由説明            | 12 |
| 1. 代表質問                | 12 |
| <b>井本英雄議員質問（自由民主党）</b> | 12 |

- ・ 県民総力戦について
- ・ 宮崎県行財政改革大綱2007における意識改革について
- ・ 平成20年度当初予算編成について
- ・ 裏金問題について
- ・ N P Oとの協働について
- ・ 高千穂鉄道について
- ・ 災害時安心基金について
- ・ 自殺対策について
- ・ 台風5号災害に対する県の対応について
- ・ 養殖場被害対策について
- ・ 海岸漂着流木について
- ・ 中小企業の振興について
- ・ 建設産業支援について
- ・ 道路特定財源確保について

- ・ 県内高速道路の早期整備について
- ・ 総合運動公園の大規模災害時に備えた改修計画について
- ・ 教職員の人材育成について
- ・ ゆとり教育について
- ・ 延岡西高校跡地問題について
- ・ 治安対策について

緒嶋雅晃議員関連質問（高千穂鉄道について、九州横断自動車道について）

十屋幸平議員関連質問（災害時安心基金について）

**濱砂 守議員質問（自由民主党）** ----- 37

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 地方分権改革について
- ・ 道州制について
- ・ 市町村合併について
- ・ 限界集落への対策について
- ・ 情報通信格差の是正について
- ・ 医療制度改革について
- ・ 医師確保及び救急医療対策について
- ・ 地球温暖化防止と循環型社会づくりについて
- ・ 森林・林業・木材産業の振興について
- ・ 早期水稲被害の救済対策について
- ・ 企業立地について
- ・ 観光振興について
- ・ 入札・契約制度改革について
- ・ 交通死亡事故の現状と抑止対策について

丸山裕次郎議員関連質問（医師確保及び救急医療対策について）

押川修一郎議員関連質問（早期水稲被害の救済対策について）

星原 透議員関連質問（入札・契約制度改革について）

**9月13日（木曜日）**

|                     |       |    |
|---------------------|-------|----|
| 1. 出席議員             | ----- | 65 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 | ----- | 65 |
| 1. 代表質問             | ----- | 66 |

**高橋 透議員質問（社会民主党宮崎県議団）** ----- 66

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ ふるさと納税の考え方と地方交付税について
- ・ 指定管理者制度の実態と今後のあり方について

- ・ 災害時安心基金について
- ・ 医療・福祉の充実について
- ・ 少子化対策について
- ・ 農林業の振興について
- ・ 入札制度改革について
- ・ 教育問題について
- ・ 安全・安心なまちづくりについて

**松田勝則議員質問（愛みやざき）** ----- 89

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 不適正な事務処理（裏金）について
- ・ 高千穂線の存続について
- ・ 台風4・5号災害への対策（災害時安心基金の適応基準）について
- ・ 入札制度改革について
- ・ 観光客誘致対策について
- ・ 交通安全対策について

**9月14日（金曜日）**

- 1. 出席議員 ----- 115
- 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 115
- 1. 代表質問 ----- 116

**新見昌安議員質問（公明党宮崎県議団）** ----- 116

- ・ 知事の政治姿勢（参議院議員選挙結果）について
- ・ がん対策について
- ・ 地域資源の活用について
- ・ 災害対策について
- ・ 県民生活の安全確保について
- ・ 母子家庭支援について
- ・ 自殺防止について
- ・ ニート支援について
- ・ 環境保護について
- ・ 総合型地域スポーツクラブについて
- ・ 子供の農産漁村交流について

**井上紀代子議員質問（民主党宮崎県議団）** ----- 133

- ・ 分権の推進について
- ・ 知事マニフェストの実現について
- ・ 入札制度について



- ・ 不適正な事務処理について
- ・ 教育問題について
- ・ 県立こころの医療センター整備計画について
- ・ 障がい者雇用促進について
- ・ 住民自治の核となるコミュニティー活性化と支援について
- ・ 企業局について
- ・ 林業公社について
- ・ 青島観光について

**自 9月15日（土曜日）**  
**至 9月17日（月曜日）** 休 会  
**9月18日（火曜日）**

|                       |       |     |
|-----------------------|-------|-----|
| 1. 出席議員               | ----- | 155 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者   | ----- | 155 |
| 1. 一般質問               | ----- | 156 |
| <b>萩原耕三議員質問</b>       | ----- | 156 |
| ・ 知事の政治姿勢について         |       |     |
| ・ 知事及び各部長のマニフェスト等について |       |     |
| ・ 期日前投票について           |       |     |
| <b>川添 博議員質問</b>       | ----- | 170 |
| ・ 知事マニフェストの進・状況について   |       |     |
| ・ 知事の副収入について          |       |     |
| ・ 裏金問題について            |       |     |
| ・ 官製談合事件について          |       |     |
| ・ 県の財政再建策について         |       |     |
| ・ 地場産業の振興について         |       |     |
| ・ 農業の振興策について          |       |     |
| <b>外山 衛議員質問</b>       | ----- | 182 |
| ・ 移住対策について            |       |     |
| ・ 教育のあり方について          |       |     |
| ・ 新幹線整備について           |       |     |
| ・ 災害復旧について            |       |     |
| ・ 人材の活用について           |       |     |
| ・ 入札制度について            |       |     |
| <b>宮原義久議員質問</b>       | ----- | 192 |
| ・ 知事の政治姿勢について         |       |     |

- ・市町村合併と市町村の財政について
- ・医療問題について
- ・農業問題について
- ・公共事業問題について

**横田照夫議員質問** ----- 205

- ・県庁玄関前フェニックスについて
- ・入札・契約制度改革について
- ・第一発見者への事情聴取について
- ・公営住宅について
- ・農業用ため池補修について
- ・企業誘致・中小企業支援について

**9月19日（水曜日）**

1. 出席議員 ----- 219
1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 219
1. 一般質問 ----- 220

**中野廣明議員質問** ----- 220

- ・知事の政治姿勢について
- ・都市計画法・調整区域について
- ・予定価格、最低価格について（要望）
- ・和牛の畜産振興について

**河野安幸議員質問** ----- 231

- ・宮崎県の農業の将来像について
- ・本県の総合交通・流通対策について
- ・道路行政（国道269号線加納バイパスの進・状況）について
- ・宮崎県都市計画について
- ・特殊農地保全整備について
- ・農業問題（葉たばこの被害対策）について

**権藤梅義議員質問** ----- 241

- ・観光立国推進計画と観光立県について
- ・自殺減少対策と本県の取り組みについて
- ・不適正な会計処理「裏金」問題について
- ・建設業の新分野進出と入札制度改革について
- ・教育再生と本県の取り組みについて
- ・県病院の経営改善と自治体病院の評価について
- ・「太陽のタマゴ」の確立について

|  |     |
|--|-----|
| ・最低賃金の引き上げと本県の労働環境の改善について                |     |
| ・木花県営プールの設備改善について                        |     |
| <b>長友安弘議員質問</b> -----                    | 255 |
| ・税問題について                                 |     |
| ・医療問題について                                |     |
| ・福祉施策（難病対策）について                          |     |
| ・雇用労働問題について                              |     |
| ・農業問題について                                |     |
| ・県土整備問題について                              |     |
| <b>西村 賢議員質問</b> -----                    | 268 |
| ・ロストジェネレーション（子づくり・子育て世代）世代の定住化<br>対策について |     |
| ・知事の政治姿勢について                             |     |
| ・県有財産の有効活用について                           |     |
| ・治安対策について                                |     |
| ・本県の物流対策について                             |     |
| <b>9月20日（木曜日）</b>                        |     |
| 1. 出席議員 -----                            | 287 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 -----                | 287 |
| 1. 一般質問 -----                            | 288 |
| <b>外山三博議員質問</b> -----                    | 288 |
| ・観光に関する諸問題について                           |     |
| ・焼酎業界の諸問題について                            |     |
| <b>太田清海議員質問</b> -----                    | 299 |
| ・労働者派遣法に対する知事の認識について                     |     |
| ・モンスターペアレントについて                          |     |
| ・義務教育への農業科導入について                         |     |
| ・林業対策と災害対策について                           |     |
| ・心身障害者扶養共済制度について                         |     |
| ・中国木材株式会社の進出について                         |     |
| ・長浜海岸の侵食問題について                           |     |
| ・県道岩戸延岡線の道路拡幅について                        |     |
| ・延岡西高跡地活用について                            |     |
| <b>黒木覚市議員質問</b> -----                    | 310 |
| ・知事の政治姿勢について                             |     |

|  |     |
|--|-----|
| ・ 畜産問題（高病原性鳥インフルエンザ）について                 |     |
| ・ 港湾管理について                               |     |
| ・ 林業木材産業について                             |     |
| ・ 国道10号渋滞対策について                          |     |
| <b>外山良治議員質問</b> -----                    | 321 |
| ・ 命の格差問題（動物愛護行政、救急病院と消防行政）について           |     |
| ・ 海岸侵食と海浜のしゅんせつ（山と海の関係）について              |     |
| <b>徳重忠夫議員質問</b> -----                    | 333 |
| ・ 少子化対策について                              |     |
| ・ 地震対策について                               |     |
| ・ 高速道路等の整備について                           |     |
| ・ 農政問題について                               |     |
| ・ 交通安全対策について                             |     |
| ・ 市町村合併について                              |     |
| 1. 議案第20号から第27号まで採決 -----                | 344 |
| 1. 議案第1号から第19号まで並びに請願委員会付託 -----         | 344 |
| <b>9月21日（金曜日） 常任委員会</b>                  |     |
| <b>自9月22日（土曜日） 休 会</b>                   |     |
| <b>至9月24日（月曜日）</b>                       |     |
| <b>9月25日（火曜日） 常任委員会</b>                  |     |
| <b>自9月26日（水曜日） 特別委員会</b>                 |     |
| <b>至9月27日（木曜日）</b>                       |     |
| <b>9月28日（金曜日）</b>                        |     |
| 1. 出席議員 -----                            | 349 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 -----                | 349 |
| 1. 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第19号まで並びに請願） ----- | 350 |
| 中野廣明総務政策常任委員長 -----                      | 350 |
| 十屋生活福祉常任委員会 -----                        | 351 |
| 横田商工建設常任委員会 -----                        | 353 |
| 押川環境農林水産常任委員会 -----                      | 356 |
| 太田文教警察企業常任委員会 -----                      | 358 |
| 1. 議案第1号から第13号まで及び第15号から第19号まで採決 -----   | 360 |
| 1. 請願1件採決 -----                          | 360 |
| 1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----              | 360 |
| 1. 議員発議案送付の通知 -----                      | 361 |

|  |     |
|--|-----|
| 1. 議員発議案第1号から第14号まで追加上程                        | 362 |
| 1. 討 論   | 362 |
| 前屋敷議員（議員発議案第7号及び第10号に反対）                       | 362 |
| 田口議員（議員発議案第10号に賛成）                             | 363 |
| 1. 議員発議案第7号及び第10号採決                            | 364 |
| 1. 議員発議案第1号から第6号まで、第8号、第9号及び第11号から<br>第14号まで採決 | 364 |
| 1. 閉 会   | 364 |
| <hr/>  |     |
| 1. 資 料   | 367 |
| 平成19年9月定例県議会日程                                 | 369 |
| 議案送付文書   | 370 |
| 代表質問時間割  | 372 |
| 一般質問時間割  | 373 |
| 議案、請願委員会審査結果表                                  | 374 |
| 閉会中の継続審査・調査申出一覧                                | 375 |
| 1. 議案議決件名一覧表                                   | 377 |
| 1. 議員発議条例、意見書、決議文、その他                          | 381 |
| 政治倫理の確立のための宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例<br>の一部を改正する条例 | 383 |
| 私学振興施策のための財源の確保に関する意見書                         | 384 |
| 地域医療を支える医師確保対策の推進を求める意見書                       | 385 |
| 医師・医療従事者不足対策及び助産所の存続を求める意見書                    | 386 |
| 日豪EPA交渉に関する意見書                                 | 387 |
| 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書                  | 388 |
| 海外行政調査への議員の派遣                                  | 389 |
| 第7回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣                       | 390 |
| 割賦販売法の改正を求める意見書                                | 391 |
| 道路特定財源の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書                 | 392 |
| 入札・契約制度改革の推進に関する決議                             | 393 |
| 平成19年台風4号・5号による農業被害等への対応に関する意見書                | 394 |
| 平成19年台風4号・5号による水産被害等への対応に関する意見書                | 395 |
| 森林・林業・木材関連産業政策の推進と予算の確保を求める意見書                 | 396 |
| 1. 請願一覧表                                       | 397 |
| 1. 議事経過  | 403 |

9月7日（金）

# 平成 19 年 9 月 7 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (44 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 凶 師 博 規 (愛みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 米 良 政 美 (同)

- 50 番 坂 元 裕 一 (自由民主党)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

欠席議員 (1 名)

- 13 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)

地方自治法第 121 条による出席者

- |                 |           |  |
|-----------------|-----------|--|
| 知 事             | 東 国 原 英 夫 |  |
| 副 知 事           | 河 野 俊 嗣   |  |
| 総 合 政 策 本 部 長   | 村 社 秀 継   |  |
| 総 務 部 長         | 渡 辺 義 人   |  |
| 地 域 生 活 部 長     | 丸 山 文 民   |  |
| 福 祉 保 健 部 長     | 宮 本 尊 一   |  |
| 環 境 森 林 部 長     | 高 柳 憲 一   |  |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 高 山 幹 男   |  |
| 農 政 水 産 部 長     | 後 藤 仁 俊   |  |
| 県 土 整 備 部 長     | 野 口 宏 一   |  |
| 会 計 管 理 者       | 甲 斐 景 早 文 |  |
| 企 業 局 長         | 日 高 幸 平   |  |
| 病 院 局 長         | 植 木 英 範   |  |
| 財 政 課 長         | 和 田 雅 晴   |  |
| 教 育 委 員 長       | 江 藤 利 彦   |  |
| 教 育 長           | 高 山 耕 吉   |  |
| 公 安 委 員 長       | 田 代 知 代   |  |
| 警 察 本 部 長       | 相 浦 勇 二   |  |
| 代 表 監 査 委 員     | 城 倉 恒 雄   |  |
| 人 事 委 員 長       | 黒 木 奉 武   |  |

事務局職員出席者

- |             |           |  |
|-------------|-----------|--|
| 事 務 局 長     | 石 野 田 幸 藏 |  |
| 事 務 局 次 長   | 弓 削 孝 幸   |  |
| 総 務 課 長     | 馬 原 日 出 人 |  |
| 議 事 課 長     | 四 本 孝 章   |  |
| 政 策 調 査 課 長 | 富 永 博 美   |  |
| 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 彦   |  |
| 議 事 担 当 主 幹 | 亀 澤 保 彦   |  |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二   |  |
| 議 事 課 主 査   | 隈 元 淳 二   |  |

---

◎ 開 会

○坂口博美議長 これより平成19年9月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○坂口博美議長 会議録署名議員に、9番黒木正一議員、40番権藤梅義議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○坂口博美議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、32番濱砂守委員長。

○濱砂 守議員〔登壇〕 御報告をいたします。

去る8月31日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成19年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は18件、報告1件であります。議案の内訳は、補正予算案2件、条例11件、予算、条例以外の議案が5件であります。また、人事案件が追加提案される予定であります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については本日から9月28日までの22日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりで、確認決定をいたしました。

今期定例会は、9月12日から3日間の日程で代表質問、18日から3日間の日程で一般質問を

行います。代表質問については、質問人数を6名とし、質問順序及び質問時間は、自由民主党120分以内、社会民主党55分以内、愛みやざき50分以内、公明党45分以内、民主党45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を合計15名以内とし、質問順序は11日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定をいたします。質問時間は1人30分以内といたします。以上のとおり、質問について確認決定をいたしましたところでございます。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。9月21日、25日の2日間で各常任委員会を開催していただき、9月28日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告をお願いいたします。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会につきましては、日程表に記載のとおりであります。

以上で当委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますよう、切にお願いをいたします。以上でございます。〔降壇〕

○坂口博美議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○坂口博美議長 会期についてお諮りをいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より9月28日までの22日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。



本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

◎ 議案第1号から第18号まで上程

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第18号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 おはようございます。平成19年9月定例県議会の開会に当たりまして、まず冒頭に、さきの台風4号及び5号により被害に遭われました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

これらの台風では、合わせて17名の方々が負傷され、700棟を越す住家に被害が発生し、道路や農作物などの被害額が240億円を超えるなど、大きな被害となりました。特に、台風5号では、日之影町の見立地区が一時期孤立したため、災害救助法を適用し、要介護者の救出や食料等必要な物資を供給するなどの支援を行ったところでございます。また、被災箇所につきましては、緊急を要するものから早期の災害復旧に全力で取り組んでいるところであり、今後ともその対応に万全を期してまいりたいと存じます。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、3点ほど御報告をさせていただきます。

第1点は、県の機関における預け等の不適正な事務処理についてであります。

この問題につきましては、県立みやざき学園

での発覚を受けて6月上旬に全庁調査に着手し、外部調査委員会の指導や検証、提言等を仰ぎながら、約3カ月間にわたり実態の解明等に取り組んでまいりましたが、一昨日の9月5日に調査結果がまとまりましたので、その内容を公表したところであります。

今回の調査により、外局を含む県庁内で、平成14年度以降、約3億7,000万円に上る多額の預けや書きかえ等が行われていたことが判明いたしました。また、これらのうち約500万円については、正規の予算措置が困難な物品や職場の親睦会等で負担すべきものの購入に充てられており、「不適切な支出」と言わざるを得ないものであります。このように多額に上る不適正な事務処理が行われていたことは、まことに遺憾であり、県民並びに県議会の皆様に大変申しわけなく思っております。ここに改めておわびを申し上げます。

今回の預け等の不適正な事務処理は、県庁内部で長年にわたり、あしき慣行として組織的に行われていたものと認識しております。このため、外部調査委員会の提言も踏まえ、県が損害をこうむったと想定される金額の返還につきましては、不適切な用途に関与した職員のほか、退職者を含め管理監督すべき立場にある職員に、広く負担を要請することといたしました。また、職員の処分等につきましては、関与した職員はもとより、監督職員についても厳正な処分を行うとともに、私自身を含む関係する特別職について、その責任を明らかにする観点から、給料の減額措置を行いたいと考えております。

官製談合事件に引き続く今回の不祥事により、県民の皆様の県政に対する信頼は大きく損なわれることとなりましたが、こうした不祥事

を二度と起こさないためには、再発防止策の徹底が大変重要であります。今回の問題の背景には、職員に公金意識や法令遵守意識が欠如していたことや、物品の調達・管理システムが十分に機能していなかったこと、予算の執行管理が適正に行われていなかったことなどが挙げられます。調査結果報告では、こうした点を十分認識し、職員研修の充実など「職員の意識改革」や「物品調達システム」「予算執行システム」の見直し、さらには「指導・検査、監査体制」の充実等について、可能な限り具体的な再発防止策を盛り込んだところであります。

今後は、県議会の皆様の御意見も踏まえながら、こうした対策を早急かつ着実に実施していくことにより、県政への信頼の一日も早い回復に向けて、全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じます。

第2点は、県庁見学ツアー等についてであります。

宮崎が全国的に注目を浴びていることを踏まえ、「県庁を新たな観光スポットにしては」との思いから、4月以降、私の等身大パネルの県庁本館への設置や県庁見学ツアーの実施、県庁カフェテラスの開設や夜間の本館ライトアップなどに取り組んでまいりました。この結果、県内外から13万人を超える方々が県庁を訪れ、隣接する「みやざき物産館」の売り上げは、4月からの4カ月間で、過去最高であった昨年度1年分の売り上げを既に超える状況となっております。

無から有を生む、新しいものをつくり上げていく、新しい宮崎を創造するという意味で、新たな観光スポット「県庁」の誕生は、象徴的な出来事の一つではないかと受けとめております。今後とも、宮崎ならではの地域資源を生か

した「おもてなし日本一の宮崎」づくりに全力で取り組んでまいりたいと存じます。

最後に、高速道路の整備についてであります。

去る6月2日に、東九州自動車道大分県境—北川間の着工式が延岡市北川町で開催されました。本県高速道路の早期整備に向け、また一步前進したことをうれしく思いますとともに、御理解と御協力をいただいた地域の方々や御尽力いただいた関係機関の皆様方に心から感謝を申し上げます。

また、8月31日には、大分県佐伯市で東九州自動車道建設促進地方大会が開催されました。この中で、私もパネルディスカッションに参加し、大分県知事や九州経済界の代表である九州経済連合会会長、事業者である国土交通省九州地方整備局長や西日本高速道路株式会社社長とともに、東九州自動車道が九州の一体的発展に及ぼす効果や早期整備の必要性について強く訴えてまいりました。

今後とも、東九州自動車道を初めとする県内高速道路の早期整備に向け、全力で取り組んでまいりたいと存じます。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案であります。

今回は、公共事業費等の国庫補助決定に伴う経費、その他必要な経費について措置することといたしました。補正額は、一般会計22億5,976万5,000円、特別会計4,441万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,670億6,876万5,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、建設産業関係では、公共投資の減少や

一般競争入札の拡大など、経営環境の急激な変化を踏まえ、これまでの支援策に加え、企業の経営強化や事業転換・多角化等を支援するための経費を措置することといたしました。

次に、水産関係では、台風4号及び5号による被害養殖業者の経営の安定を図るため、漁業近代化資金に災害対策資金として融資枠を追加し、低利の資金を融通するための助成措置を講ずることといたしました。

また、福祉保健関係では、社会全体で子育てを応援する機運を醸成するとともに、結婚や子育ての夢や喜びなどを広く県民にアピールするためのフォーラムを開催するための経費を措置することといたしました。

以上、今回の補正予算の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、国庫支出金4,263万7,000円、繰越金19億2,560万9,000円、諸収入1億3,832万3,000円、その他1億5,319万6,000円であります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第8号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、県立小林秀峰高等学校の新設等に伴い、所要の規定の整備を行うための条例の改正であります。

議案第14号は、平成18年度の宮崎県公営企業会計及び宮崎県立病院事業会計の決算について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

議案第15号及び第16号は、一般国道219号地域連携推進事業（木之口拡幅）木之口トンネル工事外1件の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

このほか議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」外11件であります。説明は省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○坂口博美議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす8日から11日までは、議案調査等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、12日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時14分散会

9月12日（水）

平成 19 年 9 月 12 日 (水曜日)

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやぎき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやぎき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>知 事</li> <li>副 知 事</li> <li>総 合 政 策 本 部 長</li> <li>総 務 部 長</li> <li>地 域 生 活 部 長</li> <li>福 祉 保 健 部 長</li> <li>環 境 森 林 部 長</li> <li>商 工 観 光 労 働 部 長</li> <li>農 政 水 産 部 長</li> <li>県 土 整 備 部 長</li> <li>会 計 管 理 者</li> <li>企 業 局 長</li> <li>病 院 局 長</li> <li>財 政 課 長</li> <li>教 育 委 員 長</li> <li>教 育 長</li> <li>警 察 本 部 長</li> <li>代 表 監 査 委 員</li> <li>人 事 委 員 会 事 務 局 長</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>東国原 英 夫</li> <li>河 野 俊 嗣</li> <li>村 社 秀 継</li> <li>渡 辺 義 人</li> <li>丸 山 文 民</li> <li>宮 本 尊</li> <li>高 柳 憲 一</li> <li>高 山 幹 男</li> <li>後 藤 仁 俊</li> <li>野 口 宏 一</li> <li>甲 斐 景 早 文</li> <li>日 高 幸 平</li> <li>植 木 英 範</li> <li>和 田 雅 晴</li> <li>江 藤 利 彦</li> <li>高 山 耕 吉</li> <li>相 浦 勇 二</li> <li>城 倉 恒 雄</li> <li>大 野 俊 郎</li> </ul> |
|---|---|

事務局職員出席者

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>事 務 局 長</li> <li>事 務 局 次 長</li> <li>総 務 課 長</li> <li>議 事 課 長</li> <li>政 策 調 査 課 長</li> <li>議 事 課 長 補 佐</li> <li>議 事 担 当 主 幹</li> <li>議 事 課 主 査</li> <li>議 事 課 主 査</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>石野田 幸 藏</li> <li>弓 削 孝 幸</li> <li>馬 原 日 出 人</li> <li>四 本 孝 章</li> <li>富 永 博 美</li> <li>孫 田 英 彦</li> <li>亀 澤 保 彦</li> <li>山 中 康 二</li> <li>隈 元 淳 二</li> </ul> |
|---|---|

---

◎ 議案第19号から第27号まで追加日程

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問でありますがお手元に配付のとおり、知事より議案第19号から第27号までの送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案第19号から議案第27号までについて御説明申し上げます。

まず、議案第19号は、「知事等の給料の減額に関する条例」であります。今般の不適正な事務処理問題に関しまして、私並びに関係する特別職である副知事、教育長及び代表監査委員について、その責任を明確にするため、給料の減額を行うものであります。

次に、議案第20号は、教育委員会委員岩下サチ子氏が平成19年10月9日をもって任期満了となりますので、この後任委員として近藤好子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、県議会の同意を求めるというものであります。

続きまして、議案第21号から第27号は、土地利用審査会委員萩元重喜氏ほか6名の委員が平

成19年10月24日をもって任期満了となりますので、その後任委員として大迫敏輝氏ほか6名を任命いたしたく、国土利用計画法第39条第4項の規定により、県議会の同意を求めるというものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○坂口博美議長 知事の説明は終わりました。

---

◎ 代表質問

○坂口博美議長 それでは、ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、自由民主党、46番井本英雄議員。

○井本英雄委員〔登壇〕（拍手） おはようございます。まずは、台風第4号、第5号で被災された方たちに対しまして、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

また、先日御逝去されました松形元知事の御冥福を心からお祈りしたいと思います。

それでは、自由民主党を代表して、ただいまより質問を行っていききたいと思います。私も最初の質問というのは初めてのことでありまして、いささか緊張しております。

それでは、県民総力戦について、まずお伺いしたいと思います。

「県民総力戦」という言葉は、ことし6月に策定された県の総合計画である「新みやざき創造計画」において、県づくりの基本姿勢の一つとして掲げられております。知事もまた、機会あるごとに県民に対して県民総力戦を呼びかけられております。県民総力戦といえますと、私など人間が古いせいか、「戦」という字がある

わけでありますので、あの戦時中の国家総動員法を思い出してしようがないわけでありますが、何かもう少し宮崎県らしい穏やかな、例えば「県民思いやり総運動」とか、そんなものはなかったのかなと思うんですが、それは私の主観でありまして……。

それはそうといたしまして、安藤前知事の時代には、「県民が主役」の名のもとに県民サポーター制度というものが設けられておりました。そして、県民の県政への参加を呼びかけていたわけでありますが、東国原知事における「県民総力戦」というのは一体何なのか。具体的にどのような展開を図っていかうとしておられるのか。単なる県民に対する精神的な呼びかけと解してよろしいのでしょうか、知事のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、「宮崎県行財政改革大綱2007」における意識改革についてお尋ねいたします。

この宮崎県行財政改革大綱2007は、意識改革、経営改革、協働改革、入札改革、財政改革の5つの改革プログラムで構成された内容となっております。この中で、特に改革を進めるためには職員一人一人の意識改革が基本であるという考えから、意識改革を最重要課題として5つの改革プログラムの筆頭に置いたと聞いております。

ところで、知事は、ことしの4月2日の新規採用職員の入庁式において、「部長は要らない、実動部隊が重要。55歳ぐらいで自主的にやめてもらってもいい」、そういった発言をしたと聞いております。また、7月25日に福岡市内において開催された講演会においては、地方公務員のスト権付与の問題に関して、「スト権を与えるかわりに首にできる制度をつくれればいい」といった趣旨の発言をされたと聞いており

ます。県職員といえども、仕事に安定性だけを求めているわけではありません。仕事にやりがいを持ちたい、自分の能力を目いっぱい発揮したいという思いは、人間として当たり前であります。執行権を持っているのは知事さんだけであります。職員は知事の代行者であります。県民総力戦にいたしましても、知事の手足である職員がその気にならなければ、成功することはないと思うのであります。我々県議会議員は知事に対するチェック機関でありますから、我々ならこのような発言もありますが、知事は立場が違うのであります。職員が知事と心をつなげて、知事のもとで働くことを誇りとし、喜びとするようにしむけることが大切であると思っております。知事がこのような発言をした意図は何なのか。また、職員が意欲を持って仕事をするような組織風土改革にどのように取り組んでいくのか、お尋ねしたいと思います。

次に、平成20年度の当初予算編成についてお尋ねいたします。

国においては、平成20年度概算要求基準に基づき、各省庁による概算要求が8月末に出そろっております。この概算要求基準を見ますと、平成20年度予算は、昨年度決定された、いわゆる「骨太の方針2006」で示された基準に沿ったものとなっております。すなわち、2011年度に国、地方のプライマリーバランスを黒字化するという目標に向けて、最大限の削減を行う方針が打ち出されておりますが、公共事業関係費は昨年同様、最大値である3%カットとするなど厳しい要求基準となっております。

一方、本県であります。ことし3月末に「新たな財政改革推進計画」が決定され、東国原知事のマニフェスト等に基づき、単年度350億円の歳出見直しや、一般財源ベースで600億円以

上の収支不足額の圧縮等に向けて取り組まれているところであります。安藤前知事が取り組んだ第1期の財政改革により、予算編成が困難になるという危機的な状況は当面回避できたわけではありますが、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減や社会保障関係費の増加等で、本県の財政状況は大変厳しい状況であります。そうでありますから、引き続き財政改革に取り組んでいかにざるを得ないということについては、理解できるところであります。

しかし一方で、県としては、本県の厳しい経済情勢にも十分配慮していくことが必要であると思います。国は、我が国の経済情勢について、「企業部門の好調さが持続するとともに、家計部門の改善も続き、民間需要中心の経済成長が持続する」としております。しかし、これは大都市部のみの話でありまして、疲弊した地方の実情を全く理解していないのであります。人口減少や高齢化、安全・安心の確保、産業振興など、本県が抱えるさまざまな課題には、財政が厳しい中であっても的確に対応していく必要があると思います。そこで、知事にお伺いいたします。本県の厳しい財政状況や地域経済の状況等を踏まえ、平成20年度の当初予算編成にどう取り組んでいくのか、知事の基本的な考え方についてお伺いいたします。

次に、裏金問題について総務部長にお尋ねいたします。この件につきましては、全員協議会におきまして、いろいろ突っ込んだ意見が出されましたので、ここでは3点についてお聞きしたいと思います。

まず最初に、責任というのは本来、故意・過失責任が原則であろうと、私は思うのであります。それを今度の場合は、道義的責任として返還するという事だろうと思われれます。しか

し、道義的責任というのであるなら、強制することはできないのではないかと思うのであります。課長補佐以上に返還しなさいということが出れば、課長補佐以上は出さざるを得ないのではないかと私は思うのであります。これについてどのように考えられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

次に、新聞報道によれば、外部調査委員会の役割は、基本的に庁内調査委員会の出された報告の指導、提言にとどまったということであり、外部調査委員会は、庁内調査委員会の報告に頼ることなく、みずから出向いて調査することはなかったということなのではないでしょうか。これでは身内の調査と言われても仕方ありません。厳正を期すことはできないと思ひます。どのようにお考えでしょうか。

最後に、多額の不適正な事務処理が発覚したことについて、どのような感想を持ち、教訓が得られたのか。また、それを今後どのように生かしていこうと考えておられるのか、お聞かせください。

次に、NPOとの協働についてお尋ねいたします。

少子高齢化時代を迎え、ボランティアの力が必要な時代となってきております。NPOは、そのボランティアの中核として今後大きく成長していかなければならない存在であります。全国には3万2,000を超えるNPO法人があり、本県でも220余りのNPO法人が設立されております。こうしたNPOと地方自治体が手を取り合って協働を進め、役割分担を明確にしながら多様な住民サービスにこたえていく姿が、これからの行政の姿ではないかと思ひます。そこで、知事はNPOの健全な育成につい



でどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

また、今後、県内全域に協働の機運を醸成していくには、県と市町村とNPOが一体となって協働を進めていくことが重要であります。県としては、市町村とどのように連携しながらNPOとの協働の輪を広げていくつもりなのか、知事のお考えをあわせてお伺いいたします。

また、新たな施策に取り組む手法の一つとしてNPOと協働する場合、行政主導で、いわゆる官製NPOをつくって事業を委託することになれば、NPOが行政の下請となり、ボランティア精神が育たないことにもなりかねません。県の役割として、NPOが主体的に活動できるような協働の仕組みをつくるべきだと思いますが、地域生活部長の御見解をお伺いいたします。

また、県は本年度中に協働事業マニュアルをつくと聞いておりますが、それはどういう内容になるのか。また、市町村との連携においてもマニュアルの活用を広めていくつもりはあるのか、地域生活部長の御見解をお伺いしたいと思います。

次に、高千穂線についてお尋ねいたします。

高千穂線は、先般、榎峰一延岡間の廃止が確定いたしました。高千穂線は、昭和7年、延岡側から工事が始まり、実に40年の歳月をかけて、昭和47年に延岡一高千穂間が完成したのであります。熊本まで延ばすつもりで工事をしていたのでありますが、国鉄民営化のために工事中止となりまして、経営主体も第三セクターに移行したわけであります。平成17年9月の台風災害で運休するまで、70年の長きにわたりまして、沿線住民の生活路線として、また観光地・高千穂につながる観光路線として大きな役割

を担ってまいりました。しかし近年、毎年7,000万円、累積で11億円の赤字を出しているところに、このような台風災害に遭い、その復旧には約30億円かかることから、県もその再開を断念したものだと思われまいます。しかし、地元住民からは、「通学や通院に支障を来している」との声が出ております。住民の生活を支える足の確保について知事はどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、高千穂一榎峰間については、民間の神話高千穂トロッコ鉄道が路線再開に取り組んでいるところではありますが、資金面など解決すべき課題も相当あるようであります。県はこのような動きに対してどのように対応していくのか、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、災害時安心基金についてお尋ねいたします。

一昨年の9月の台風第14号では、13名が亡くなり、6,000棟を超える住宅が全半壊や床上浸水し、未曾有の災害となりました。このとき県は、専決処分によりいち早く市町村と協力して、既存の被災者生活再建支援制度等では対象とならない床上浸水等の被災世帯に、当面の生活費を緊急に支援する特別措置を講じたところでもあります。しかし一方、昨年の7月には、記録的集中豪雨による、えびの市を中心とする住宅の浸水被害、また9月には、延岡市や日向市の竜巻による住家被害など大規模な被害が生じ、被災者生活再建支援法が適用されたにもかかわらず、県は「広域かつ甚大な被害ではない」として、特別措置は講じられず、被災された県民にとって大変な不公平感が残ったところでもあります。

このようなことから、県議会におきまして

は、被災者生活再建支援法が適用された市町村を対象とするなど、具体的な基準を設けた支援制度の創設を強く求めたところでありますが、前知事の時代には実現されることはありませんでした。そこに、「災害時安心基金の創設」をマニフェストの一つとして掲げられ当選された東国原知事は、6月議会でその予算を提案されるなど、大変スピーディーに実行していただきました。しかしながら、せっかく市町村と共同で創設された災害時安心基金でありますが、被災者生活再建支援法の適用が条件となっており、ことし発生した台風4号や5号の住宅被害には適用できない状況となっております。このような小規模災害においても、被災者一人一人を見れば被災者の痛みは同じであり、大規模災害では支援があり、小規模災害では支援がないという不公平感が生じております。

そこで幾つかお尋ねいたしますが、まず、知事は今回の2つの台風の被害地をいち早く視察されて被災者を激励されておりますが、その率直な感想をお伺いしたいと思います。

また、前知事時代の台風第14号の際の特別措置についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

さらに、7月に創設された災害時安心基金の目的、創設に当たっての県と市町村の協議でどのような議論がなされたのか。そして、なぜ基金の支援対象となる災害は被災者生活再建支援法が適用される災害としたのか、お伺いいたします。

あわせて、現在の安心基金の基準では適用されない小規模災害による被災者に対して、知事はどのようにお考えか。また、今後どのように対処されていくお考えなのか、お伺いしたいと思います。

次に、自殺対策についてお尋ねいたします。

自殺者は、平成10年以来全国で3万人を超える高い水準で推移しておりまして、まことに憂慮すべき事態であります。本県では昨年1年間で361の方が亡くなられており、およそ1日に1人という計算になります。交通事故死亡者が96人でありますので、実にその4倍に当たるわけであります。本県の自殺死亡率はこの10年間、平成13年の第3位を最高に常にワースト10に入っております。自殺者がこのように増加した原因はいろいろ考えられますが、私は最も大きな原因は人間関係が希薄化したことにあるのではないかと考えております。死ぬ直前に心から相談する人がいない世の中になっているのではなかろうかと、私は思っているのであります。いずれにいたしましても、根本的な原因を直ちに解消するわけにはいきませんので、対症療法にならざるを得ないと思われまます。当面の課題としてどのような自殺予防の取り組みを行っていくのか、知事にお伺いしたいと思います。

また、先日、県自殺対策協議会より「総合的自殺対策に関する提言書」が提出され、その中で自殺対策に対する専門部署の設置が要望されておりますが、専門部署の設置を行う意向はあるのか、知事にお伺いしたいと思います。

次に、今回の台風5号災害に対する県の対応についてお尋ねいたします。

県北部を中心に豪雨をもたらした台風5号は、五ヶ瀬川水系の細見川、曾木川を増水させ、延岡市細見地区及び旧北方町二股地区、黒仁田地区に甚大な被害をもたらしました。特に被害の甚大であった二股地区の河川沿いの水田は、農地の流失や土砂の流入によって全滅という状況であります。この災害復旧において、も

し農家に自己負担が強いられることになれば、農家の人たちは「もう水田は放棄する」と言っております。「それまでしてもうからない米をつくってもしょうがない」と言っておるのであります。この災害復旧事業に対する農家の負担軽減を図るためには、激甚災害の指定を受けることが不可欠であると私は考えます。私は、被災現場のこの状況を踏まえ、国に対し激甚災害指定に向けて最大限の努力を行うことが、県の大きな役割だと思っておりますが、農政水産部長に御見解をお伺いいたします。

次に、今回の台風は、本県の養殖業にもかつてない大きな被害をもたらしました。県の発表では、8月20日現在で、カンパチ等を中心に約13億4,000万円の被害ということであります。これら被害の主要因は流木であります。おびただしい量の流木と、その流木によって破壊された養殖用のいかだ、白い腹を出して浮かんでいる大量の魚、無残の一言であります。漁業者は、「かつてこのような大量の流木による被害は発生したことがない」「流木さえなければこのような被害は発生していなかった」と言っております。特に被害が甚大である北浦漁協、島浦町漁協は、養殖業が生産額の約6割を占めており、被災した養殖業が再開できるかどうか、漁業を主幹産業とするこの地域の再生のかぎを握っております。そこで、今回の台風によって被災した養殖漁業者等への支援については、県はどのように対応していくのか、農政水産部長にお伺いします。

次に、県北部の海岸に漂着している流木等の処理問題について、環境森林部長にお尋ねいたします。

台風5号による養殖業の被害は大量の流木によるものであることは、先ほどお示しいたしま

したが、被害を受けた漁業関係者からは、「今回の災害は、山林内の風倒木や間伐材等が流出したり、過去に河川や海岸に放置されていた木材等が流れ出したものであり、山や河川などの管理者に責任があるのではないか」という声があります。今回の流木等の発生は、森林の管理が不十分であったことによるものではないかと思われませんが、いかがお考えでしょうか。

次に、北浦海岸や島浦海岸のみならず、延岡市東海町の海岸、長浜海岸に大量の流木が漂着しております。先日の日曜日には、国、県、市の関係機関が中心となって、多くのボランティアの参加によって清掃が行われたところであります。ボランティアの方々には本当に御苦労までございました。しかし、これで問題が解決したわけではありません。漁場や養殖場保全の観点から見ても、この流木対策をどうするのかは大変重要な課題であると考えております。大量に漂着している流木等はだれが処理すべきなのか、お聞かせください。

これについては、漁業被害に係る流木処理について、農政水産部長にもあわせてお尋ねしたいと思っております。

また、今後、このような流木による災害が発生しないようにするために、どのように森林の管理を行っていくのかお聞かせください。

次に、工業の振興、特に本県中小企業の振興についてお尋ねいたします。

2007年度版の中小企業白書では、「製造業主導により景気が回復基調にあるが、景気回復度合いにおいては、地域間、企業規模間でばらつきが見られ、多くの中小企業においては必ずしも景気回復が実感できるものとはなっていない」と指摘しております。本県の平成17年の工業統計を見ますと、事業所の99%、従業者

の75%、製造品出荷額の57%は、従業員300人未満の事業所、つまり中小企業が占めているのであります。このようにすそ野の広い中小企業が日本の技術を支えてきたのでありまして、日本の将来を切り開く原動力と言うべきものであります。ところが、今やその中小企業もグローバル経済の波にさらされております。中国・東南アジアの海外企業との品質・価格競争にも打ち勝っていかねば生き残れない時代を迎えております。そこで、中小企業の技術力や人材のレベルアップを図るために、県はどのような取り組みを行っているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

また、国のほうでは、得意技術を持った複数の企業が協同して新事業や新分野に進出する取り組み、すなわち中小企業の新連携事業が進められているとのことですが、県はこの取り組みにどのように対応しておられるのか、商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。

次に、建設産業の支援についてお尋ねいたします。

建設産業は現在、窮地に立たされております。御存じのように原因は大きく2つあります。一つは、公共工事がピーク時の約50%に削減されたことでもあります。もう一つは、官製談合事件のあおりを受けて一般競争入札が実施されることとなったために、落札率が低下したことでもあります。そのため経営も危ぶまれております。建設業者は、転業か廃業か継続か、その決断を迫られております。県は、平成16年度に策定した建設産業活性化プランに基づき、経営基盤の強化や若年労働者の確保育成などさまざまな支援を講じてまいりましたが、ここに来て建設業者へのさらなる支援が必要ではないかと思われまふ。公共事業は雇用対策という一面が

あったことは、歴史的な事実であります。雇用対策のために建設業者を支援していく必要があらうかと思われまふ。知事のお考えをお聞かせください。

次に、道路特定財源確保に向けた今後の取り組みについてお尋ねいたします。

今回の参議院選挙では、自民党は非常に厳しい国民の審判を受けたところであります。これは、政治と金や年金問題もありましたが、地方と都市との格差も大きな原因の一つであると思ひます。我が国の経済状況は上向き、回復傾向にあるとの見方もあるようではありますが、それは都市部での話であり、地方の話ではありません。このような地域間格差是正のためにも、基盤となる各種道路の整備は喫緊の課題であります。道路を取り巻く環境は、公共事業費の削減や道路特定財源の一般財源化へ向けた見直しなど大変厳しいものがあります。御案内のとおり、道路特定財源制度は、立ちおけている我が国の道路整備を推進するために、受益者である自動車利用者が道路整備の費用を負担する制度であり、必要な道路整備費を賄うために創設、拡充されてきた税制度であります。「都市部の道路は整備されたから、道路特定財源を一般財源化せよ」という主張は、余りにも都市部の利己主義であり、地方のことを無視した主張であります。本県においては、基本的なインフラ、高速道路を初めとする道路整備がまだまだ必要であります。そのためには、道路特定財源制度を堅持していくのは当然であります。県は今後、道路特定財源確保に向けてどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

次に、県内高速道路の早期整備についてお尋ねいたします。

全国的高速道路の供用率は64.7%、九州の高速道路は63.4%であります。それに対しまして、東九州自動車道が20.9%、九州横断自動車道延岡線が3.9%であります。西九州は高速道路は完備され、2011年には新幹線まで全線開通する予定であります。本州から九州に入った途端、表日本と裏日本が逆転するのであります。本当に悔しい思いであります。そこで、本県の整備状況を見ますと、東九州自動車道のうち、門川―西都間は平成26年度には完成する予定で、この6月には大分県境―北川間の着工がなされ、ようやく東九州自動車道の姿が見えてまいりました。一方、九州横断自動車道延岡線は、昨年2月に舞野―延岡間が開通し、本年度中には北方―舞野間が開通する予定となっております。

しかしながら、先ほど道路特定財源の一般財源化についてお尋ねしたところですが、道路整備のための財源が削られれば、高速道路の完成がおくれてしまうことにもなりかねないのであります。というのも、西日本高速道路株式会社が整備する区間は、完成予定年度が公表されておりますが、国土交通省が整備する区間については、完成予定年度が公表されていないのであります。つまり、道路整備財源の確保次第で、早くもなり遅くもなるのであります。また、県内には補償金を目的とした過密植栽が41カ所もあると聞いております。まことに許しがたい行為であります。県は完成がおくれなように法的手続きを早急に進めるべきであります。高速道路は、つながってこそその効果が発揮されます。東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線を整備し、循環型的高速交通ネットワークを形成することは、本県のみならず九州全体の一体的な発展のためには必要不可欠であると思

います。県内高速道路の一日も早い完成に向け、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、総合運動公園の大規模災害時に備えた改修計画について、県土整備部長にお尋ねいたします。

宮崎県におきましても、日向灘南部地震、日向灘北部地震、えびの小林地震、さらに平成17年の台風14号など、大きな災害がいつ発生してもおかしくない状況であります。このような中で、総合運動公園を改修して大規模災害時の救助、復興の拠点としたいということではありますが、総合運動公園を大規模災害時の救助、復興の拠点とした理由をお聞かせ願いたいと思います。また、具体的にどのような機能を有することになるのかお聞かせください。また、津波の影響はないのか、これについてもあわせてお伺いいたします。

次に、教職員人材育成プランについてお尋ねいたします。

この教職員人材育成プランの中では、教職員の資質を高めるためにいろいろな施策に取り組んでおられます。これはこれで結構なことでありますが、私が少々疑問に思いますことは、生徒の保護者、そして地域との関係を余り重視していないのではないかと思うのであります。確かに2～3の施策はありますが、これでは余りに貧弱な気がするのであります。生徒に体罰を与えればすぐに保護者が飛んでくる。先生は生徒をしかれなくなります。保護者は自分の子供を育てることは考えておりますが、先生を育てることは全く考えておりません。「子育てとは自分育て」という言葉があります。これは、先生においても通用する言葉だと思うのであります。子供とともに先生も保護者も成長するもの

だと思っております。そのためには、保護者と地域の人々の理解、協力が必要であると思っております。このプランでは、大きな柱の一つとして、「保護者及び地域との関係」を設けてもよかったのではないかとと思っておりますが、教育長のお考えをお聞かせください。

次に、ゆとり教育についてお尋ねいたします。

現在、教育基本法及び教育関連三法の一部改正を受けまして、文部科学省は学習指導要領の改訂に取りかかっております。ゆとり教育に対する反動が起きております。ゆとり教育が導入されたいきさつを見ますと、受験戦争の過熱化、いじめの問題などがありました。これまでの詰め込み教育や知育偏重の反省から、ゆとりの中で子供たちに生きる力をはぐくむことを目指すというものであります。しかし、このゆとり教育は、目的はよかったと思っておりますが、その実現手段・方法に誤りがあったのではなかろうかと私は考えております。私は、小学校時代には基礎基本を大切に、教師がしっかりと教えるべきことは教えることが大切だと思っております。そこで、今、見直されようとしているゆとり教育についてどのように考えておられるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

次に、延岡西高跡地についてお尋ねいたします。

宮崎県立延岡西高等学校は、ことし3月3日に卒業式が挙行され、最後の卒業生を送り出し、翌3月4日には閉校式典が行われ、44年間の歴史に幕をおろしました。延岡西高の跡地活用につきましては、延岡市より、県営施設としてスポーツ施設、教育施設、保健福祉施設の3つのうちのいずれかで整備を望む要望書が県教

育長に提出されておりました。そこで、県教育委員会の答えとしては、庁内に設置された延岡地区高等学校再編整備検討委員会において、教育財産として教育関連施設を検討しているということでありました。そこで、教育長にお尋ねいたしますが、この教育関連施設とはどのようなものになるのか、お答えをいただきたいと思っております。

それでは最後に、治安対策についてお尋ねいたします。

近年の本県における治安情勢を見てみますと、昭和60年に1万件を超えた刑法犯認知件数は、その後増加傾向に歯どめがかからず、平成14年には約1万8,000件まで増加しておりましたが、街頭犯罪抑止対策を推進した結果、平成15年から減少に転じ、昨年は約1万1,000件にまで減少しております。また、刑法犯の検挙率は、平成14年には22%まで落ち込みましたが、その後回復を続け、昨年は47%にまで上昇するなど、治安の悪化に一定の歯どめがかかったのではないかと考えております。しかし、県内でも殺人、強盗などの凶悪事件が相次いで発生するなど、県民の体感治安はいまだ回復したとは言えない状況にあると感じております。このたびの異動で、宮崎県警本部長に相浦勇二警察本部長が着任されたわけではありますが、ここで2つの質問をしたいと思っております。一つは、宮崎県の治安情勢に対する認識であります。もう一つは、県警本部長として、今後の治安対策についてどのように考えておられるのか。以上2点について、新本部長にお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいた

します。

まずは、県民総力戦についてであります。我が国は、歴史上どの国も経験したことがないような高齢化、少子・人口減社会を迎え、私たちは、従来の発想や手法にとらわれていてはなし得ない、大きな変革が求められる時代の分岐点に立っております。このような中で、県政においては、行財政改革を初め、医療・福祉、教育問題、さらには災害による甚大な被害、交通インフラの立ちおくれなど、早急に取り組まなければならないさまざまな問題が山積しております。このような難局を乗り切っていくためには、私は、行政だけではなく、県民一人一人が本県の発展について考え、それぞれの得意分野や持ち味を生かしてさまざまな場面で力を発揮していただく必要があります、すべての県民の力を結集すれば宮崎は必ず変わるという信念から、県民総力戦を掲げているところであります。わかりやすく言えば全員野球であります。

具体的な展開としましては、例えば、「おもてなし日本一」を目指して、「県庁見学ツアー」など県庁が率先して行動を起こし、また、私が直接県民の皆様と意見交換を行う座談会やフォーラムを開催するなど、県民総力戦の環境づくりに取り組んでいるところであります。これらを契機として、県民の皆様が、観光客や移住者の受け入れ、防災や子育て支援など、地域の活性化や安全・安心につながる行動を各地で自発的に起こし、その行動の輪が県内全域に着実に広がっていく、そのような展開を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、組織風土の改革についてであります。活力のある県政運営を進めていくためには、全体の奉仕者として職員一人一人の意識改革を進めるとともに、前例や従来の枠組みにと

らわれない組織風土づくりが必要であると考えております。このような考えから、入庁式における私の発言は、幹部職員に対しては、いわばショック療法として意識改革を求めたものであり、また新規採用職員に対しては、新しい宮崎づくりに向けた創意工夫と挑戦には若い力が必要なんだと訴えたものであります。職員の意欲喚起につきましては、職員と直接語らい、私の思いを伝えるランチミーティングの実施や、職員の政策提案、アイデアを掘り起こす職員提案制度、派遣研修等の庁内公募制度などさまざまな取り組みを進めているところでございます。また、私自身がトップセールス活動を行う姿勢や、県庁見学ツアー等の成果を見ることで、職員は、新しい発想や取り組みの必要性を感じ取り、その意識や意欲も変わりつつあると思っております。今後とも、職員の仕事に対する意欲の喚起や、柔軟な発想で果敢にチャレンジすることができる組織風土の形成を図りながら、職員と一丸となって、新しい宮崎の創造に向けて取り組んでまいりたいと考えておる次第でございます。

続きまして、平成20年度の当初予算編成についてであります。御質問にありましたように、国の概算要求基準は、骨太の方針2006に沿って最大限の歳出削減を行う方針が示され、引き続き厳しい内容となっております。また、地方財政に関しましては、国と歩調を合わせて徹底した歳出見直しを行うとされており、地方交付税の動向についても全く予断を許さない状況でございます。こうした状況の中、厳しい本県の財政状況を踏まえ、まずは行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づき、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを着実に推進する必要があります。

と考えております。一方で、県が抱える諸課題に的確に対応し、県民総力戦による新しい宮崎県づくりを進めるために、新みやざき創造計画に掲げた3つの戦略、すなわち「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略、「成熟社会における豊かな暮らし」戦略、「『経済・交流』拡大」戦略に基づく重要施策については、積極的に展開していく必要があると考えております。

したがって、私にとって実質的に本格的な予算編成となる平成20年度当初予算につきましては、財政改革を着実に推進し、財源の捻出に努めながら、地域経済の状況等も十分に踏まえ、選択と集中の理念のもと、優先度の高い施策や事業には積極的に取り組み、私のマニフェストの実現を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、職員による返還についてであります。先ほど井本議員は総務部長におっしゃいましたが、この内容によりますと、知事に対する質問と解釈して、私が答弁させていただきます。

今回の不適正な事務処理により県が損害をこうむったと想定される金額については、課長補佐以上の管理監督的立場にある職員により返還を行うこととしたところでございます。返還の対象職員を課長補佐以上に限定したのは、預け等が長年にわたりあしき慣行として行われてきたことについて、組織として責任をとるべき問題であり、また、チェック体制が機能していないなど、管理監督的立場にある職員の責任が大きいと判断したことによるものでございます。この返還の性格は、損害賠償を求めるものではなく、あくまでも職員による自主的な返還であります。職員一人一人が今回の問題を組織全体の問題として真摯に受けとめ、反省の気

持ちを共有する必要があると思っております。職員には、こうした趣旨を御理解いただき、協力をお願いしたいと考えております。

続きまして、外部調査委員会の役割についてであります。不適正な事務処理に係る全庁調査については、調査の実務は庁内調査委員会が主体となって実施いたしました。その準備段階から外部調査委員会の指導助言等を受けながら進めてきたものであり、庁内調査委員会が精査した内容については、詳細に報告の上、調査の節目節目で客観性や公正性に関する厳しい検証を行っていただくとともに、専門家としての指導、提言をいただきました。また、預け等の金額の大きな所属や、著しく不適切な用途のあった所属等に対しましては、外部調査委員みずから現地調査やヒアリングも実施して、報告内容のチェックや原因の分析を行うなど、徹底した検証をしていただきました。さらに、県の組織風土の中で行われてきたあしき慣行であることを裏づけた職員への意識調査も、外部調査委員会の提言により実施したところでございます。このように、本調査の客観性や公正性の確保について、外部調査委員会の果たした役割は極めて大きなものでございます。報告の指導や提言にとどまったというようなことは決してないと、私は認識しているところでございます。

続きまして、「不適正な事務処理」についてであります。私は就任当初、新しい宮崎に生まれかわるために、もし裏金のようなあしき慣行があるとすればなくしたいという思いから、幹部職員に呼びかけたところでありましたが、結果として、このように多額の不適正な事務処理が行われていたことが判明し、大変驚くとともに、県民の皆様にご心から申しわけなく思っているところでございます。



今回の全庁調査では、「うみはすべて出し切る」という強い決意のもと、徹底的な調査を進めてまいりましたが、その中で私が最も痛感したのが、職員の公金に対する意識や法令遵守の意識の希薄さであります。外部調査委員会からも、こうした点を強く指摘されたところがございます。今回の結果報告書では、物品調達システムや予算システムの見直しなど、可能な限り具体的な再発防止策を盛り込んだところであり、十分な検証を行いながら実効ある改善を実施してまいりたいと考えておりますが、何よりも重要なのが職員の意識改革であると考えております。今後、職員の公金意識の確立等に向けた各種研修の充実を図るとともに、全庁的なコンプライアンス推進体制を整備すること等により、組織風土の刷新に取り組んでまいりたいと考えております。今回の全庁調査によって問題の全容を明らかにし、私を含め職員による返還等により責任を明確にすることで、新たなスタートラインに立つことができたのではないかと考えております。今後は、再発防止策を早急かつ着実に推進することにより、県政に対する信頼の一日も早い回復を図るとともに、県民総力戦に向けて全職員一丸となって全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解をお願いしたいと思っております。

続きまして、NPOについてであります。私は、厳しい財政状況の中で、今後、さまざまな県民ニーズに柔軟かつ的確に対応していくためには、NPOを初めとする民間の方々との互助の精神で力を合わせて行政運営を行うことが大変重要であると認識しております。NPOにつきましても、NPO法人みずからが事業報告書等を情報公開することにより、その信頼を得る制度となっており、行政の関与は最小限とされて

おります。したがって、県としましては、NPOの健全な運営が図られますよう、NPOの運営に関する講座や相談事業を実施するなど、側面的な支援を行っているところであります。

次に、県がNPOとの協働を進めるに当たっては、職員の意識改革、NPOとの情報共有、市町村との連携が特に重要であると考えております。この中で、職員の意識改革につきましても、職員みずからがNPOを理解し、NPOと協働して多様な住民ニーズにこたえていこうという意識を持つことが大切であり、全庁的にこうした意識改革に取り組んでまいりたいと考えておる次第でございます。また、市町村との連携につきましても、現在、宮崎市と都城市にNPO法人の設立認証を初めとする権限移譲を行っておりますが、県と市町村が一体となって県内各地でNPOとの協働が円滑に進められますよう、権限移譲を初めとする環境整備を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、高千穂線についてであります。高千穂線は、長年多くの方に親しまれてきた鉄道であり、槇峰駅―延岡駅間が廃止されたことは大変残念に思いますが、第三セクターの経営断念は、台風被害の状況や将来にわたっての経営の見通しに立って判断したものであります。しかしながら、公共交通は住民の生活を支えるため大変重要でありますので、高千穂線の運休後、県と沿線市町では、沿線住民の意向も踏まえ、路線バスの増便やルートの変更、新たな停留所の設置、通学者のための駐輪場の整備などに取り組んできたところであります。今後とも、路線バスの利便性の向上や新たなコミュニティバスの導入など公共交通手段を確保していくとともに、道路網の整備に努めてまいりたい

と考えております。

一方、民間の力で鉄道再開を目指す神話高千穂トロッコ鉄道に対しましては、鉄道資産の譲渡、貸し付けについて、同社の負担がなるべく生じないようにしたり、高千穂駅一楨峰駅間の休止期間を可能な範囲で延長するなど、できる限りの協力を行っているところであります。神話高千穂トロッコ鉄道には、残された期間、課題解決に全力で取り組まれるものと考えております。

続きまして、災害時安心基金に関する一連のお尋ねであります。

まず、被災地を視察した感想についてであります。私は、台風4号と5号の被災地に足を運び、自分の目で被災状況を確認し、県民から直接お話を伺ったところでございます。住家の倒壊や山林の崩壊、また多数の倒木流出によって、下流の道路や橋、農地、漁場等を破壊するなど、そのつめ跡はまことに凄惨であり、県民生活に多大な影響を与えていると感じたところであります。今回の台風で被害に遭われた方々は、本当に大変な思いをされたと思います。被災者の方々には心からお見舞いを申し上げますとともに、近年、災害が多発化、激甚化していることから、県民が安心して安全に暮らせる県土づくりに邁進していかなければならないものと、思いを新たにしたところであります。

次に、一昨年の台風14号の特別措置についてであります。この台風災害は、県民の経済面や精神面に大打撃を与えるなど、未曾有の被害をもたらしました。中でも、生活基盤である住宅に甚大な被害をもたらすなど、広範囲にわたって県民生活に多大な影響があったことから、この災害に限った特別措置として実施されたと伺っております。この特別措置は、一瞬にして

貴重な財産を失った県民の方々の生活の一助となるとともに、県全体の活力を取り戻す意味においても成果があったものと考えております。

次に、災害時安心基金の目的等についてであります。平成17年の台風14号などにより多くの県民の方が被災されましたが、国の支援制度では対象とならない床上浸水が多数発生したことや、年収・年齢制限などから支援を受けられない人が多数おられました。このため、今後このような状況が生じないように、いつ起こるかわからない大規模な災害発生時に速やかに被災者の生活支援ができるよう、この基金を設立したところであります。基金の検討に当たりましては、支援金の額は妥当なのか、基金の積立額は十分か、あるいは支援対象とする災害の規模はどうか、県、市町村の負担割合をどうするのかなど、さまざまな観点から議論がなされたところであります。基金の支援対象となる災害の規模につきましては、このような議論や、昨年9月の県議会での決議、隣県の制度等を総合的に勘案し、被災者生活再建支援法が適用される大規模な災害とすることで市町村と合意したところであります。

最後に、小規模災害への対応についてであります。基金の対象とならない小規模災害におきましても、住宅が全壊するなどの被害を受けられた方がおられ、その支援のあり方が課題となっていることは十分認識しております。また、県議会や市長会からも、制度の弾力的な運用や適用災害の範囲拡大の要望を受けているところであります。一方で、この基金で毎年のように起こる小規模災害にまで対応するとした場合、基金の枯渇が確実に早まり、県と市町村の財政負担の増加を招くという財政面の課題もあり、また、災害が少ない市町村にとりまして

は、「お金を出すばかり」という議論も強くなる懸念もあります。いずれにしても、今後、市町村と一緒に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、自殺予防についてであります。本県では、平成9年から毎年300名以上の方がみずから命を絶っております。このことは、社会全体にとっても大きな損失であるとともに、みずから死を選ばれた方の思い、御遺族の悲しみを推察すると、まことに悲しい現実であります。みずから命を絶つ方々を一人でも減らし、県民の皆様が安心して健やかに暮らせる社会づくりは、喫緊の課題であると認識しております。そのため、平成18年度から「生きる力」応援・うつ病対策事業を立ち上げ、自殺予防対策に取り組んでおります。主なものとしましては、去る9月8日に自殺に関するシンポジウムを開催したほか、本年度から設定された自殺予防週間で「自死遺族の声パネル展」を開催するなど、自殺予防に関する普及啓発を図ったところであります。また、自殺死亡率の高い西諸県地域において、健康診断にうつ病の調査項目を取り入れるなど、早期発見・早期治療につながる予防対策を実施しております。さらに、24時間体制で相談できる「いのちの電話」の来月、10月の開設に向けて、現在、民間ボランティア団体と連携し、準備を進めております。今後、県としましては、自殺対策に直ちに取り組むため、自殺対策に関する庁内連絡会を設置するとともに、各市町村への自殺対策についての説明会等を開催し、広く県民に自殺防止について普及啓発を図ってまいります。

次に、専門部署の設置についてであります。昨年8月に、医療、福祉、労働、マスコミ関係者等から成る県自殺対策協議会を設置し、自殺

の背景や対策について検討いただき、今回、提言書として提出いただきました。その中で、自殺の原因については、健康問題を初め経済や生活問題、家庭問題のほか、人生観・価値観、職場や地域のあり方の変化など、さまざまな社会的要因が複雑に関係していることが示されております。そのため、多角的な視点で自殺予防の検討を行い、総合的対策として全庁的な施策を構築していくことが課題であると認識しております。今回、提言書で貴重な御意見をいただきましたので、今後、専門部署の必要性も含め、自殺対策が効果的に実施できるように検討してまいりたいと考えております。

続きまして、建設産業の支援についてであります。建設投資の大幅な減少に加え、入札・契約制度の改革により競争性が高まった結果、落札率も急激に低下するなど、建設産業を取り巻く環境は大きく変化しております。このため県におきましては、総額で2,175万1,000円となる建設産業の支援対策を補正予算として計上したところでございます。新たな支援策といたしましては、今後の建設業経営に悩んでいる業者を対象にした地区別の講習会を開催するほか、地域に密着している商工会議所や商工会等を総合的な相談窓口として、建設業者等の相談を受け付け、県内10カ所に設置した専門家等をメンバーとした経営支援チームにより、多角的に分析し、経営方針決定に係る助言等を行ってまいります。また、従業員の雇用を維持するため、建設業も営みながら新分野に進出する企業に対し、従来の支援策では対象とならない設備の整備や研修経費の一部を補助するなど、ハード・ソフト両面にわたる助成を通じて、新分野における事業定着を支援してまいりたいと考えております。県といたしましては、今後とも、技術

と経営にすぐれた企業が成長できる環境づくりを進めるとともに、厳しい経営環境にある建設業者のニーズに応じたきめ細かな支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、道路特定財源確保に向けた今後の取り組みについてであります。交通インフラの整備促進が、地域間の競争力、あるいは国際間の競争力確保において必要であり、また、安全・安心な生活の確保の上からも非常に重要であるということは、私も全く同感であります。国においては、真に必要な道路整備を計画的に進めることとし、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を19年中に作成するための作業を進められております。先ごろ公表された第1回目の問いかけ結果概要では、有識者の中には、「交通量の少ない地方の道路は無駄である」とか、「高速道路の整備水準は上がっているから、これ以上の整備は不要である」との意見もあったようです。こういった意見は、本県のように基本的なインフラである道路がまだまだ不足している地方の実情を全く知らない方々の意見ではないかと、一人一人説明して回りたい気持ちであります。高速道路、災害時の孤立化防止、渋滞緩和など、本県の道路整備は課題が山積しており、その着実な整備促進のためにも、道路整備財源の確保は重要でありますので、機会あるごとに意見を述べるとともに、各種大会を開催するなど、みずから先頭に立ち、本県の真に必要な道路整備が中期計画に盛り込まれるよう、県民総力戦で国に対して要望してまいりたいと考えております。

最後に、県内高速道路の早期完成に向けた今後の取り組みについてであります。東九州自動車道を初めとする高速道路の整備については、就任以来、県政の最重要課題として取り組み、

あらゆる機会を通じて関係機関に対し早期整備を訴えてきたところであります。先月31日には、大分県佐伯市において東九州自動車道建設促進地方大会を開催し、大分県知事を初めとする沿線の4県1市の首長とともに、事業者である国や西日本高速道路株式会社に対し早期整備の必要性を訴えてきました。また本年10月には、東京において東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線の建設促進中央大会を開催し、地元選出国會議員や政府関係者などに対し、直接、整備の重要性を訴えることとしております。現在、東九州自動車道については、門川—西都間が平成22年度から26年度までの順次開通予定であります。県としましては、一年でも一日でも早い開通を目指し、平成19年度には、補償金目的植栽行為への対応等を踏まえ、用地取得体制の強化を図ったところであります。今後とも、事業中区間はもとより、基本計画区間を含め、県内高速道路の早期整備に向け、沿線市町村、経済団体、女性の会などと連携し、県民総力戦で取り組んでまいりたいと思っております。以上であります。〔降壇〕

○地域生活部長（丸山文民君）〔登壇〕 NPO 〇に関する質問であります。

まず初めに、NPOが主体的に活動できるような協働の仕組みについてであります。県は、平成18年度からNPOとの協働のモデル事業として、提案公募型のNPOパートナーシップ創造事業を実施しているところであります。協働の仕組みとして重要なことは、情報の共有と参加のプロセスであります。この事業では、選考方法や選定結果、事業報告書等を県のホームページで公開しているほか、NPOと行政が相互に評価を行い改善点を確認する検討会を実施するなど、NPOが主体的に活動できる仕組み

づくりに取り組んでいるところであります。その結果、県の委託事業に取り組んだNPOのネットワークが民間企業に広がったり、NPOのスタッフと一緒に現場を回った県職員が、地域のニーズを積極的にとらえ、新たな県の施策に生かすなどの効果が出ているところであります。県といたしましては、モデル事業での取り組みをもとに協働事業マニュアルを作成し、県庁内の各課で活用することにより、全庁的に協働を推進してまいりたいと考えております。

次に、協働事業マニュアルについてであります。協働事業マニュアルは、NPOの提案が生かされる契約の仕方など、行政とNPOの双方が現場で活用できる実用的なマニュアルにしたいと考えております。このマニュアル作成後は、協働推進のための職員研修や、県内で開催する協働講座のテキストとして活用し、協働事業の推進を図っていくこととしております。また、市町村に対しましては、協働推進のための連絡会議を開催し、協働事業マニュアルの活用事例を紹介するなど、NPOと市町村のよりよい協働を進めるための意見交換や情報提供を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○環境森林部長（高柳憲一君）**〔登壇〕 お答えいたします。

まず、流木等の発生と森林の管理についてであります。森林の管理につきましては、これまで、国の補助事業や森林環境税等を活用し、健全な森林づくりに努めているところであります。御質問の台風5号における流木の発生につきましては、延岡市付近では1時間に120ミリメートル以上の大雨となったほか、日之影町見立では観測史上1位となる91ミリメートルに達するなど、県北部を中心とした記録的な豪雨によ

り、山腹が崩壊をし、また溪流や中小河川の水かさが急激に増したことから、川岸が侵食され立木等が流出したことが主な原因ではないかと考えております。

次に、流木等の処理についてであります。台風などにより発生した流木等の災害ごみは一般廃棄物とされており、市町村にその収集、運搬、処分の統括的な責任があるとされております。一方、河川や漁港、海岸などの公共施設の管理者には、管理区域を常に清潔に保つ努力義務があります。なお、流木等を処理する場合には、みずからの責任において適正に行わなければならないというふうにされているところでございます。したがって、市町村と施設管理者が相互に連携して処理を行うということになります。御承知のとおり、今回の場合は大量に漂着しており、このまま放置しておくと養殖生けす等に再度損害を与えることが懸念されることから、9月9日に延岡市が中心となって、県、国の河川国道事務所、漁業者、林業関係者、ボランティア等により流木等の分別を行い、流木以外のごみの搬出をしております。なお、今後は、10日ほどかけて流木の焼却等を行う予定であるというふうに聞いております。

次に、流木被害が発生しないようにするための対策についてであります。流木の発生を防止するためには、上流域の森林を適切に管理することも重要であるというふうに考えております。このため、国の補助事業などを活用し、伐採跡地の早期再造林や間伐対策等に引き続き取り組めますとともに、平成18年度から導入しました森林環境税を活用いたしまして、森林の公益的機能を高めるための広葉樹の植栽や、針葉樹と広葉樹の入りまじった森林を造成するための間伐の実施、さらには、地域や森林ボラン

ティアの方々の御協力も得て、県民総参加の森林づくりを推進していくことといたしております。一方、台風等により発生した山地災害につきましては、緊急治山事業などにより早期復旧に努めますとともに、予防治山事業により山地崩壊等の防止に努めていくことといたしております。今後とも、関係機関と一体となって適切な森林管理に努め、災害に強い森林づくりを推進してまいりたいというふうに考えております。以上であります。〔降壇〕

**○商工観光労働部長（高山幹男君）**〔登壇〕

お答えいたします。

まず、中小企業の技術力や人材のレベルアップについてであります。競争力のある中小企業を育成しますことは、本県経済の活性化や雇用の確保につながるなど大変重要であると認識をいたしております。このため県におきましては、工業技術センターを核としまして、中小企業への研究成果の技術移転や、技術的な相談に対する指導などを行っております。さらに、県産業支援財団と連携しまして、技術開発に対する助成や、産学官連携による共同研究を推進するなど、本県中小企業の技術力の強化に努めているところであります。また、人材育成につきましても、工業技術センターが実施する研修を初め、機械技術センターによる熟練技術者から若手への技術伝承の取り組み、さらには、県工業会による若手技術者の現場改善実習への支援など、人材のレベルアップに向けて、さまざまな側面から支援を進めているところであります。今後とも、関係機関と連携を図りながら、技術力の向上や人材の育成に向けた取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、本県における新連携の取り組みであります。新連携事業は、異業種の中小企業が、そ

れぞれ独自の技術やノウハウを持ち寄り、新たな製品やサービスを提供しようとする場合に、直接、国が助成を実施しているものであります。本県におきましても、例えば、建設業者と造園業者が連携して、杉の樹皮を原料とした土壌改良材の販路拡大に取り組むなど、これまで3つの事業が新連携事業の認定を受けております。中小企業が新しい製品やサービスの開発などに取り組むことは、本県中小企業の振興のために大変重要であると考えておりますので、今後とも国や産業支援財団等と連携を図りながら、さらに推進してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

**○農政水産部長（後藤仁俊君）**〔登壇〕 お答えいたします。

台風5号の激甚災害の指定についてであります。現在、国において、激甚災害指定の基準となる全国の被害額の集計を行っているところでございます。県といたしましても、激甚災害の指定の重要性は十分認識しており、農地・農業用施設の復旧に対する農家の負担軽減を図るとともに、被災農家の不安を解消するため、激甚災害指定に向けた国への要望活動を、被害の大きかった大分県と合同で8月29日に行ったところであります。今後とも、国及び市町村との連携を図りながら、農地・農業用施設の早期復旧に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、被災された養殖業者等への支援についてであります。県といたしましては、まず、災害発生後直ちに金融機関に対しまして、被災漁業者の既往借入金の貸付条件緩和措置につきまして要請を行ったところであります。また、養殖業者の負担を軽減し経営の安定化を図るため、カンパチ等の種苗やいかだの購入費等を対象とした低利の融資を行うこととし、今議会に

補正予算をお願いしているところであります。さらに、関係組合等と協議の上、補助事業の活用等による施設整備につきましても検討してまいりたいと考えております。これらの対策の適切な実施、活用により、本県の主要な漁業である養殖業の振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、漁業被害に係る流木処理についてであります。五ヶ瀬川河口や長浜海岸の漂着流木につきましては、台風で再度の漂流が懸念されておりましたことから、8月22日に、延岡市や県の関係部局と流木対策連絡調整会議を開催いたしましたところであります。先ほどお話がございましたが、9月9日には、地元延岡市が中心となりまして「海岸清掃大作戦」が実施され、現在、重機や人が入れない箇所を除いては、流木処理が進んだものと考えております。また、漁場内の流木につきましては、漁業者が回収し、それぞれの漁港に陸揚げされており、今後、県と市が連携して処分することとしております。これらの流木処理につきましても、国の補助制度がありますが、地域の実情に合った活用ができるよう、国に対しまして、8月29日に補助事業の採択要件の緩和や拡充などについて要望したところであります。今後も台風の襲来により流木の漂流、漂着が懸念されますが、引き続き地元市町や関係部局との連携により、対策を図ってまいり所存でございます。〔降壇〕

○**県土整備部長（野口宏一君）**〔登壇〕 県総合運動公園を大規模災害時の救助・復興拠点とした理由などについてであります。県総合運動公園は、県央に位置し、陸上競技場、武道館、このはなドームなどのさまざまな施設や駐車場、運動広場など広い空間を有するとともに、高速道路、空港、港からのアクセスがよいこと

や、大学病院が近いなどの条件が整っていることから、災害時における避難場所や災害応急対策活動の広域防災拠点公園として位置づけ、整備することとしたところであります。具体的には、大規模な災害が発生したときに、自衛隊、消防、警察などの支援部隊の集結地及びベースキャンプ、緊急物資、復旧資機材の備蓄・輸送拠点、避難地などさまざまな後方支援活動や、これらを指揮統括する機能を持たせることとしております。なお、陸上競技場や合宿所など一部の施設につきましては、新耐震基準を満たしていないものがあるため、これらにつきましては、今年度から計画的に耐震化などの改修を図ることとしております。

また、津波の影響につきましては、平成18年度に県で調査した津波の浸水区域の予想結果では、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合を想定しても、河川堤防や海岸堤防などにより、公園の主要な施設が浸水することはないとされております。以上でございます。〔降壇〕  
○**教育長（高山耕吉君）**〔登壇〕 お答えいたします。

まず、教職員の人材育成についてであります。知・徳・体の調和のとれた健やかな子供を育成するためには、教職員の資質向上を図ることが極めて大切であり、そのため、中長期的な視点から一貫した理念に基づいた人材育成を行うために、教職員人材育成プランを策定したところであります。この中で、家庭や地域の理解と協力が不可欠であるとの認識のもと、家庭や地域に期待することといたしまして、教職員の社会性を育成するための地域と交流する機会の提供、人材育成のための適切な情報提供、学校教育への積極的な支援等を盛り込んだところであります。今後とも、本プランに基づき家庭、

地域、学校と十分連携をしながら、教職員の人材育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、ゆとり教育についてであります。いわゆるゆとり教育は、時間的なゆとりや精神的なゆとりの中で子供たちに生きる力をはぐくむために、平成14年度から実施をされたものであります。しかしながら、国際的な学力調査の結果等から、学力の低下が懸念され、国では現在、各教科の時間数やその内容などにつきまして検討がなされており、教育課程の基準となります新しい学習指導要領が、今後示されるものと考えております。県教育委員会といたしましては、国の動向を見据えながら、一貫教育や学力向上、そして命を大切にす教育など、これからの宮崎を担う子供たちをはぐくむための教育を、今後とも積極的に推進し、社会の中で自立して力強く生きていく人間力を身につけた子供の育成に全力で努めてまいります。

最後に、延岡西高等学校の跡地活用についてであります。延岡西高等学校の跡地につきましては、学校関係者や地域の方々を初め各方面から幅広く御意見をいただきながら、現在、教育関連施設としての活用について検討しているところであります。県教育委員会では、子供たちによりよい教育環境と質の高い教育を提供するために、「明日の宮崎を担う子どもたちを育む戦略プロジェクト」を立ち上げ、その柱の一つとしまして、障がいのある子どもの教育の推進を掲げ、積極的な取り組みを進めているところであります。

このような中、延岡地区の特別支援学校におきましては、児童生徒数の減少、進路の固定化、台風等の災害への脆弱さなど、それぞれが早急に対応すべき課題を抱えております。また、今般、学校教育法が改正をされまして、盲

・聾・養護学校は、複数の障がいにも対応できる特別支援学校に位置づけられるとともに、小中学校等を積極的に支援いたします、地域の特別支援教育センターとしての機能を求められております。このようなことから、県教育委員会といたしましては、現在、宮崎県特別支援学校総合整備計画の策定を進めているところであり、延岡地区の現状等も踏まえ、総合的な検討を行っているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 治安に係る情勢認識、そして対策についてお答えいたします。本県警察では、平成15年度から街頭犯罪等抑止総合対策を推進してきた結果、4年連続して全刑法犯の認知件数を減少させ、また検挙率も向上いたしまして、犯罪の増加傾向に一定の歯どめをかけることができたと考えております。しかしながら、殺人、強盗あるいは放火などの凶悪事件、知能犯事件の発生や、暴力団関係者からのけん銃押収などが続いているところでありまして、治安に対する県民の不安が解消されたとは言えず、県下の治安情勢は予断を許さない状況にあると認識をいたしております。そこで、警察業務運営の最重点に掲げております街頭犯罪等抑止総合対策を引き続き推進し、犯罪の抑止、犯罪の検挙両面における諸活動を強力に展開することにより、指数治安のみならず体感治安の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

特に本県では、平成17年10月に「宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」が施行され、そうした中、本年6月現在で275の防犯ボランティア団体が設立されており、200台近い青色回転灯装備車、いわゆる青パトが運用されるなど、県内各地におきまして、地域住民による自



主防犯活動が活発に行われております。今後、県や市町村等の関係機関・団体との連携を図り、こうした防犯ボランティア活動への積極的な支援を推進することなどによりまして、子供の安全の確保も含め、犯罪が起こりにくい環境づくりを進めてまいりたいと、このように考えております。以上であります。〔降壇〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○坂口博美議長** 通告がありますので、関連質問を許します。

なお、発言時間ですけれども、主質問者の質問時間の範囲内となりますので、よろしく願いをします。緒嶋雅晃議員。

**○緒嶋雅晃議員** ただいまの井本議員の質問と関連して質問したいと思います。発言を許可いただきまして、ありがとうございます。

TR高千穂線の廃止の問題に関連して、県北の経済浮揚、産業振興策について質問いたします。

数日前、休止している高千穂線の横の県道を通るバスに乗車していると、ところどころでヒガンバナの赤い花が休止線のたもとに見えました。何ともいえない哀愁が込み上げてきたところでございます。神話高千穂トロッコ鉄道は、残された12月26日までの営業許可の期間を考えると、開業は極めて困難ではないかというふうに心配しているところでございます。知事の発言も、何となく熱が入っていなかったような気がするところでございます。

TR高千穂鉄道は、県北民のシンボルであり、観光高千穂の有力な資源であり、さらに県北活性化の要因でもありました。万が一廃止になれば、県北経済、観光、県民生活にさらに大きな打撃を与えることを危惧しているところであります。

県北の延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡の2市2郡の県土に占める面積は約40%であります。過去5年間の本県の企業誘致は107社、そのうち県北は17社、率にして15%であります。19年は8社中わずか1社であります。1人当たりの所得は、全国平均が平成16年度で282万6,000円、県平均は234万円、県北は218万9,000円、全国比77%、延岡市、日向市を除くと60%台であり、有効求人倍率は全国が1.07、県平均が0.69、県北は0.4であります。これも毎月低下しておる状況であります。

建設産業はまさに地場産業であります。それが先行き不透明で、倒産・廃業で失業者は増加し、社会不安を増長しております。都市と地方の格差が大きな問題の中、県内の県南、県北格差をどう解消するのか。県北は高速道路を初めインフラ整備が不十分であります。

知事はマニフェストの中で、「本気で宮崎人の底力・ポテンシャルを引き出し、郷土の更なる発展と活性化、県民の最大幸福に資する覚悟をもって、宮崎に帰ってきた」と述べられております。県北の厳しい経済社会情勢をどのように改善し、発展させようとしておるのか、具体的な対策を質問いたします。

**○知事（東国原英夫君）** お尋ねの県北地域の振興についてであります。県北というのは、豊富な森林資源とか水産資源、そして高い工業集積等を有する東九州の中核的な地域だと認識しております。また、多彩な神話や伝説、そして神楽や祭りなどの伝統文化、豊かな自然などの資源にも恵まれた地域であると思います。この地域の振興を図るためには、農林水産業や商工業、観光などの産業振興に力を入れていくとともに、道路を初めとする交通基盤、情報通信、住宅、医療、そして福祉、教育など各般にわた

る整備も必要であります。御指摘のように、中でも東九州自動車道と九州横断自動車道延岡線などの高速道路を初めとする道路交通網、交通インフラの整備というのは喫緊の課題であると考えております。現在、国で策定中の中期計画にこれらの道路整備が盛り込まれるように、御案内のように、私もいろいろな大会に出させていただいて、声を大にして国に対して要望しているところでございます。

高千穂線につきましては、神話高千穂トロッコ鉄道株式会社の今後の取り組みを見守るわけですが、いずれにしろ、県北観光の中心であります高千穂、あるいは製造業の中心である延岡等を含めまして、県北の本県に対する位置づけというのは重要だと認識しているところでございます。高速道路、交通インフラの非常なおくれというものが県北の発展を阻んできた事実は、再三再四指摘されているところでございます。これも重複しますが、一日も早く開通するように努力していきたいと考えております。「県北が元気にならないと県全体が元気にならない」、私はそれはずっと言わせてもらっております。今後とも、県央、県南、県北の均衡ある発展のために尽力してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○緒嶋雅晃議員** ちょっと元気がないような気がします、知事も……。

私は、高千穂から宮崎に来るのに3時間以上かかります。高千穂から3時間かかれば、車で行けば福岡以上に行くわけですね。そういう本当に条件不利なところに住んでおるわけですから、それは仕方がないわけでありまして。しかし、高速道路はまだ約10年かかる、九州横断道は全然めどが立っていない。そういう中で、高速道路整備が終わるまで地域のことを手をこま

ぬいておっていいのか。県民総力戦と言われるならば、県として、やはり内部組織の中で、県庁横断的な組織の中で県北振興を図っていかなければ——我々は高千穂鉄道は欲しいけれども、それだけにこだわっておる時期は終わったのではないかと心配しておるわけです。次に見えるものがあるならば、鉄道がなくてもいいんです。ところが、次に見えるものがないから、みんなが心配するわけです。有効求人倍率も毎年、毎月低下しておる。これに建設業の失業者がふえれば、ますますもって低下するわけで、社会不安の要因をもたらすことは間違いないと私は思います。そういうことを考えた場合に、真剣に、全庁的な組織をもって——県土整備部、商工観光労働部、農政水産部、環境森林部、特に総合政策本部が中心になって——将来の県北振興のビジョンをつくるべきだというふうに思うんですけれども、知事、どうでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 県庁の中に県北強化チームみたいなものをつくるのは、今はまだ考えておりません。それは県央、県南も含めて県土の均衡ある発展ということをごさいますして、県北だけを中心にするということは今のところ考えておりません。しかし、県北が本県の重要な位置を占めているということは認識しております。それは観光、産業、医療、教育、福祉等々も含めまして。私も何回も行きますけれども、宮崎県全体が陸の孤島なのに、その中でもまた陸の孤島みたいな位置づけがございますので、交通インフラも含めて——中期計画に盛り込んでいただくというのは本年度中が勝負でございます。9月、10月、11月ぐらいが勝負でございますので、私は声を大にして、このインフラ、県北の皆様の足となる公共的な交通手段、バス

とかコミュニティバス、そういったところにも留意しながら県北の発展に努めていきたいと考えております。以上です。

○緒嶋雅晃議員 もう一つ、県土整備部長にお伺いしますが、横断道路は基本計画であります。基本計画の中で中期整備計画に入れることができるのかどうか、この点をお伺いいたします。

○県土整備部長(野口宏一君) 今のお尋ねでございますけれども、過日、先ほどからお話ししております道路の中期計画の取りまとめ結果というものが公表されまして、それとあわせて骨子案というものも公表されております。この中で高規格幹線道路に関する点検についてということも公表されておまして、現在、全国では高規格幹線道路1万4,000キロメートルの計画がございます。その中で既に平成15年、17年と、国土開発幹線自動車道建設会議等で、整備等に関しまして高速自動車国道の総合評価手法を用いて点検を実施されておりますけれども、さらに現在、そのときに点検されなかった2,900キロメートル——これが我が県で申しますと、九州横断自動車道延岡線と東九州自動車道の日南—志布志間に当たりますけれども——について新たに点検をするというような形になっております。点検につきましても、費用対便益比、すなわちBバイCの検討とあわせて、16指標を用いまして、外部効果についてもあわせて検討するというような形になっておりますので、今までずっと検討が凍結されていたような形になっておりますけれども、これで検討の俎上にのったというような状況になってございます。

○緒嶋雅晃議員 検討するということは、可能性があるというふうに理解していいのですか。

○坂口博美議長 答弁者側の時間が随分おくられている感もありますので、要約してお答えいただきたいと思っております。

○県土整備部長(野口宏一君) 点検を国土交通省のほうで行っていただけるという形になっております。県としても積極的に必要性等について訴えていきたいと思っております。

○緒嶋雅晃議員 検討することはわかっているわけですが、可能性があるかないかということをお伺いしております。

○県土整備部長(野口宏一君) 知事の答弁にありましたように、中間結果の取りまとめの中では、「もう高速道路は必要がない」という方もいらっしゃいますけれども、そういう皆さんにしっかり反論できるような資料を用意して、可能性を高めていきたいと思っております。

○緒嶋雅晃議員 ぜひ努力していただきたいと思っております。

私は、均衡ある発展というのは、日本全体でもありますけれども、県内でも均衡ある発展というのが、一つの政治の大きな命題でもあるし、理想でなければならぬというふうに思います。いろいろな意味で、おくれたところを——生活保護でもですが、かわいそうな人を助ける、弱者を救うのが生活保護であります。そういう意味では、おくれたところをどうするか、厳しいところをどうするかという視点をぜひ持って県政に取り組んでいただきたいということを強く申し上げ、機会あるごとに、またいろいろと御意見を申し上げたいというふうに思います。

私の関連質問は以上で終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 同様に通告をいただいております。十屋幸平議員。

○十屋幸平議員 井本県議の代表質問に関連しまして、さらに質問したいと思います。

先ほどの災害時安心基金について、知事に御質問したいと思います。

先ほど代表質問で、不公平感の話が井本議員のほうから出ました。ことし6月議会で、生活福祉常任委員会で、この基金創設に対していろんな議論がありました。その一つを申し上げますと、大規模災害でなくても、どのような災害に遭っても、自然災害については、被災戸数が少数でもちゃんと見舞金を出すべきだという意見が、それぞれの委員から出されて、部長から前向きに検討するという御答弁もいただきました。それで、知事にお伺いします。まず1点目は、平成17年の14号の専決処分での不公平感、それから、ことしの4号、5号の台風災害で見舞金が出せないという制度上の不公平感、これについてどのようにお考えですか。

○知事(東国原英夫君) 先ほども答弁させていただいたんですけれども、その不公平感是否めないかなと思っております。ただ、この安心基金につきましては、私のマニフェストに即した施策でございます。市町村との話し合いによって決められるものがございますが、今のところは生活再建支援法に基づいた給付対象であるということがございます。御指摘のように、その拡大をしていくのか、給付者をどのように条件づけしていくのかというのは、今後検討の余地があると思っております。私もこの前、見立地区等を視察させていただきまして、1棟だけが全壊しているというような状況も見ました。そういったところをかんがみまして、あくまでも市町村との話し合いでございますが、今後、幅を広げることにについて検討していきたいと思っております。

○十屋幸平議員 先ほども御答弁にありましたように、現場を見られて「凄惨」という言葉が使われました。ですよね、凄惨な現場であったと。目を背けたくなるような現場というふうに理解するんですけれども、そういうことであるならば、この安心基金の交付要綱の最初の趣旨の段階で、「住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため」と、はっきりと明記されております。ですから、委員会の議論でもありましたように、やはり県民が不公平感を感じないようにするには、こういう基金をつくったときに、もう少しきちんと議論すべきだったとは思いますが、そういう中で、今おっしゃったように——新聞報道にもありますが——今後支給対象を拡大すると。そうしたときには、6月で基金創設して、各市町村が9月議会で補正予算を組むなり、いろんな形でされると思うので、時間的なものが今後必要だとは思いますが。どのあたりまでに、この支給拡大について市町村との協議を踏まえて検討されるのか。そして4号、5号に対して・及するのか。それに関連して、18年度のえびのと竜巻等に対しての・及措置の考え方について基本的なことを示さないと、そこに踏み込めないと思うんです。そのあたりの考えをお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 17年、18年の・及につきましては、私のマニフェストは19年度からということがございますので、再三再四申し上げているように、マニフェスト以降ということ考えさせていただきます。

それと、支給対象をふやすということがございますが、国の被災者再建支援法も拡大という議論がございます。それも踏まえて、そしてまた市町村が9月議会で予算計上あるいは予算審議をいただいているところでございますの

で、その経緯も踏まえながら、今後また市町村とも話し合い、県議会の皆さんの意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 知事のマニフェストは、当選されたことで当然、県民との約束というふうには理解します。しかしながら、行政の継続性という点を見れば、どなたが知事になられても、今まで行ってきた県民サービスへの観点というのは、過去も、引き続き将来にわたっても同じだと思うんです。そうであるならば、そのあたりをきちんと言わないと、知事が自分のマニフェストはこれだからと言っても、県民は納得できないんじゃないでしょうか。そのあたりはどうですか、お考えを聞かせてください。

**○知事（東国原英夫君）** 行政の、あるいは県政の持続性というのは非常に理解できます。しかしながら、財政面等も考えて、どこまで・及ぶのか、どういう対象まで・及ぶのかということは慎重に考えていかなきゃいけないと思っております。あくまでも私は、マニフェストによって県民の皆様と契約あるいは約束をさせていただいた、この約束を遵守していくということを中心を置きたいと思っております。

〔「18年度に知事になったんじゃないか」と呼ぶ者あり〕

**○十屋幸平議員** 今、声がありましたけれども、年度から言うと18年度です、まさに。予算の執行上。ということを見ると、知事がなられた時期と年度は重なるわけです。ですから、そのあたりは今の知事の答弁ではなかなか県民の方は理解されないんじゃないかというふうに思います。知事がおっしゃることは十分私もわかります。ですから、そのあたりを考えられて、今6月議会に基金の創設を出されて可決したわけです。それは素晴らしいことだと私も評

価いたしますが、やはり県民が不公平感を持つということは、サービスとしていかなものかというふうに思っております。

先ほど知事の答弁にもありました、災害が出ない、少ない地域が、財政的に非常に厳しい中で、支給拡大する中でも、ちゅうちょされたりする市町村があるかと思うんです。知事としては、そういう市町村と県と、今後どのような考え方で協議を検討されていくのか、お聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** それは平等性の問題だと思います。御指摘のように、だれが被災が多くて、どこの地区が床上が多くてといったことを一々指摘することは不可能だと思うんです。ですから、公平性というのは、災害が起こる可能性があるところには広く御理解いただくということで思っております。どこが災害が少ないか多いかというのは、今後調査を見ないとわからないでしょうけれども、そういったものは度外視して、宮崎県全体の、これこそ県民総力戦で、自助もそうなんですけれども、互助という意味を込めて御理解いただくように、今後とも話し合いを続行していきたいと思っております。

**○十屋幸平議員** それでは、部長にお聞きしたいんですが、県と市町村の人口割、世帯割の負担割合について御説明いただけますか。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** この基金の構成につきましては、県と市町村それぞれ1対1になっておりまして、その中の配分割合については、今、掌握しておりません。

**○十屋幸平議員** 突然負担割合を聞いたので、手元にないと思うんですが、8対2であったりとか2対8であったりとか、そこは私も持っておりませんが、そういうふうな割合だっ

たというふうに思います。

それで、先ほどお話がありましたように、県内の市町村も、市長会を通じて知事のほうに要望を出されていますよね。その中で、県内の市町村でも、支給対象にならなかった4号、5号に対して出している、出そうとする、そういう施策を打ち出している市町村もあると思います。そういう市町村の意向を――先ほど知事が述べましたように、負担感といいますか割合の度合いはあろうかと思うんですけども、先ほどから知事が言われるように、県民総力戦という言葉を使いますが、やっぱり意識の共有をしていかなければ、災害だけの問題ではなくて、それぞれの地域に抱えている課題があったときに、宮崎県民として一丸となって互助の精神でやっていくということが県民総力戦の根本になれば、それは進められないのではないかなというふうに思っております。ですから、先ほど知事がおっしゃったように、割合の負担はいろんな議論があろうかと思いますが、そのあたりできちんと、県内の市町村とそういう意識の醸成と情報の共有化を、知事を先頭にちゃんと説明するなり、協力を求めているというふうに思っております。

日向市のほうでは、今議会に、全壊、半壊が10万、床上浸水が5万、補正予算で380万ほど組んでおりますが、そういう取り組みをしているところもあるわけです。いろんな議論はあろうかと思いますが、ぜひ不公平感がないようお願いしたいというふうに思っています。そういう市町村の取り組みについて、知事はどのようにお考えですか。

**○知事（東国原英夫君）** 市町村の取り組みは、あるところとないところがあると思うんですけども、特に日向とか西都とかいうところ

は、住民サービス、そういった意味では被災者に対する支援というのは非常に熱心に取り組んでおられると思います。ただ、県がこれを安心基金で支援する場合に、重なる場合等々がございます。その辺の調整をどうするかというのも今後問題になってくると思います。いずれにしろ、また市町村等と十分な協議を深めながら、皆様の御意見も参考にさせていただきながら、今後、宮崎モデルと言われるような安心基金にしていくように検討していきたいと思っております。

**○十屋幸平議員** 時間も12時前ですが、最後になりましたけれども、これは知事への要望としてお聞きいただきたいんですが、先ほど述べられましたように、国の制度自体も不備な点がある、使いづらいところがあるということで見直しがなされております。その点に関して、台風災害、地震災害、いわゆる自然災害が起きる地域というのは、ある程度固まっているように感じるんです。台風が来るところは、宮崎だったり鹿児島だったり沖縄だったり、九州地区が多い。今回は群馬県のほうでもかなりありますけれども。そういう大きな自然災害で県民がいろんな被害をこうむっている自治体と積極的に連携を図りながら、国の制度の改正に意見を言っていたきたい。やっぱり地方の声を代弁していただくのは知事でありますから、知事会でもいいんですけども、そうではなくて、そういう大きな自然災害をこうむっているところともしっかり連携をして、国のほうにいろんな意見を言っていたきたいと思うんですが、その考え方について、知事のお考えをお聞きしたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 場所場所におきまして、そのケース、ケースにおきまして、全国知

事会、あるいは国に対しても生活再建支援法の見直しについては、これまで意見を述べさせていただきました。今後とも声を大にしていきたいと思っております。

○十屋幸平議員 以上で関連質問を終わります。

○井本英雄議員 以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、午前に引き続き代表質問があります。

休憩をいたします。

正午休憩

---

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、自由民主党、32番濱砂守議員。

○濱砂守議員〔登壇〕(拍手) いつもですと、傍聴席いっぱいの傍聴者がお見えになっているんですが、きょうは心持ち寂しいような気がいたします。

先ほどのニュースによりますと、安倍総理が辞任表明をされたということで、今びっくりしてここに上がってきたところであります。時間がありませんから、早速入ります。

自由民主党の濱砂守でございます。午前中に引き続き、自由民主党を代表して質問をいたします。私にとりましては、東国原県政が誕生して以来、初めての質問でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2007年1月23日、東国原英夫知事誕生と同時に、宮崎県に東国原ブームが吹き始め、就任から1週間に行ったテレビ出演を広告費に換算し

ますと、約165億円のPR効果があったという報道がありました。その後も頻りにテレビに登場しておられることを考えますと、きょうまでどれだけの効果があったか、はかり知れないところでもあります。また、就任3カ月を迎える4月20日の宮崎日日新聞社が実施した県民意識調査では、「知事を支持する」と答えた人は87%に達し、知事の誕生以来半年が経過をした7月23日の同新聞の調査でも、人気はさらに上昇し、何と県民の95%が東国原知事を支持するとの報道がなされております。さらに、知事の誕生で一躍人気観光スポットに躍り出た宮崎県庁舎の訪問者が、8月20日に10万人を突破するなど、県民の東国原県政に寄せる大きな期待は、とどまるところを知らないほどの勢いで伸びております。

そんな中に、県政は常に冷静な動きを続けております。知事がトップセールスをなされてきたことや、この異常なまでの人気は、宮崎県にどのような変化をもたらしたのか、地鶏やマンゴーのように業績がアップした企業や産業もあるが、恩恵を受けていないところもある。建設産業のように、やむなく倒産に追い込まれ、失業にあえいでいる人たちもいる。この知事ブームがどのような形で私たちの生活に影響したのか、どのように変わったのか、今後どうなっていくのか、しっかりと検証しながら、常に冷静に県政を進めていくことも必要かと存じます。

まずは、知事の政治姿勢についてお尋ねいたします。

知事就任から7カ月を過ぎ、県民への公約実現の見通しについて、知事の所見をお聞かせください。

次に、県民支持率95%という異常なまでの支持率に対して、知事御自身はどのような感想を

お持ちになっているのか、お聞かせください。

さて、話は1月の知事選挙に戻りますが、東国原知事は、優秀な官僚として実績のある2人の候補を大差で破り、圧倒的得票で当選されました。選挙期間中のそのまんま東知事候補に県民が期待したものは何だったのか。明らかにこれまでの古い制度を改める姿勢を表面に打ち出したそのまんま東候補の選挙手法に、「何かやってくれそうだ」という大きな期待感が寄せられた結果であります。今、県民は、知事の一挙手一投足をつぶさに見守っております。県内には、その日の生活に事欠く者、体が不自由な独居老人、行くところのない介護難民、存続が危ぶまれている山間僻地の小中学校、崩壊寸前の農山漁村集落などなど、山積した問題が未解決のまま残されております。知事には、115万県民の熱い期待にこたえるべく、宮崎県の実情を見きわめた上で誠心誠意、県勢の発展のために取り組んでいただきたいのであります。

私は、政治の究極はインフラストラクチャーであると思っております。個人の努力ではできないことを行政がかわりにやることに意味があり、共同体が形成されております。自分の家の戸締まりは個人でできても、町じゅうの安全は個人ではできないのであります。宮崎のインフラを考えると、九州でも一番おけている道路整備などを初め、県土と県民の安全、社会の安定、経済の活性化など、すべてが抽象的な問題ではなく具体的な課題として酌み取られなければなりません。性格や好みによってそれぞれ個人的価値観の異なる「夢」や「ゆとり」や「美しい」「すばらしい」といった、客観的な基準を決めることが難しいものよりも、県政のトップリーダーの政治家として、現実的で具体的な問題の解決に専念していただきたいのであ

ります。高尚でもなく、夢もないように見えても、実際はまことに重要な究極のインフラとしての政治が、今の宮崎県には必要なのであります。言いかえれば、政治思想家ではなく、政治に全力を投球していただくことを県民は願っております。知事御自身の示されたマニフェストの実現はもとより、宮崎県知事としてのこれからの政治手腕に大きな望みを託しながら、順次質問に入りたいと存じます。

まず、地方分権改革についてお尋ねをいたします。

地方分権改革につきましては、昨年12月に制定された地方分権改革推進法が今年4月に施行され、まさに第2期地方分権改革が本格的にスタートいたしました。第1次地方分権改革では、国と地方を上下主従から対等協力の関係に変え、一定の成果は見えましたが、税財政に焦点を当てた三位一体の改革では、国から地方へ3兆円の財源移譲がなされたものの、国の強い関与を残したまま、国庫補助負担率の引き下げや、5兆円にも上る地方交付税の大幅な削減をするなど、地方の行財政基盤の確立、自由度を高めるための改革からはほど遠いものであります。国の財政再建と地方分権改革とをすりかえられたような気がしてなりません。

言うまでもなく地方分権改革とは、地方分権改革推進法第2条の基本理念にもありますとおり、「国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものと



する」ということであります。まさに、地方が自己決定・自己責任のもと、暮らしに必要な公共サービスを効率的・効果的に提供し、文化、産業などの面で地域の個性を生かしたまちづくりを行い、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することが、真の地方分権だと考えます。そこで、地方分権改革に対する見解と今後の取り組み方針について、知事にお伺いいたします。

さきの質問と連動いたしますが、次に、道州制についてお尋ねいたします。

道州制については、6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」の中でも、道州制実現のための検討の加速ということで、現在、「道州制ビジョン懇談会」において、平成19年度中に道州制の理念や大枠等について論点を整理した中間報告を取りまとめている段階であります。また、自由民主党や全国知事会、全国都道府県議会議長会などにおいても、道州制に関する検討を行っている状況であり、道州制担当大臣を兼ねる増田総務大臣は、「今後の我が国のあり方を考えると、道州制は必ず実現しなければならない」と強調されております。いよいよ道州制導入に向けた本格的な議論が一举に進められ、導入の時期も近いのではないかと考えております。官主導・中央集権型の政府からの脱却を図り、人口減少やグローバル化、国際共存に対応した真の分権型社会を実現するための道州制については、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、中央省庁の解体・再編も含めた我が国の統治機構全体の改革が必要であります。道州制に関する国レベルの動きなど、現在の状況をどのようにとらえられているのか、知事にお伺いいたします。

次に、市町村合併についてであります。

国においては、第29次地方制度調査会が7月3日に発足し、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方と監査機能強化などについて調査審議がなされております。この調査会の審議対象としては、「平成の大合併」の検証や小規模自治体の扱いなど、さまざまなテーマが想定されているところであります。一方、第2弾の平成の市町村合併の進みぐあいについては、総務省の発表によりますと、合併新法の期限である平成21年度末を踏まえ、7月1日時点で、18道府県で190市町村が38の協議会や研究会などを設けて協議検討を進めております。本県においては、日南市と北郷町・南郷町や宮崎市と清武町において、法定合併協議会の設置に向けた準備がなされているところであります。平成21年度末の合併新法期限をにらむと、動きが鈍いような気がいたします。道州制の導入を見据えて、基礎自治体である市町村が行財政基盤の確立を図り、活力ある個性豊かな市町村として生き残っておくためには、市町村合併は有効な方策の一つであると考えます。本県における市町村合併の状況とその取り組みについて、知事にお伺いいたします。

次に、限界集落への対策についてであります。

本県は、全国より5年ほど早いペースで高齢化が進行しています。平成17年には平均23.5%に達しており、県内で最も高齢化率の高い市町村は西米良村と美郷町の41.3%であり、30%を超える市町村は12市町村にも上ります。国土交通省の調査によりますと、全国の6万2,273集落のうち、2,643の集落が消滅の可能性があります。九州で消滅のおそれがある集落は372、このうち10年以内に消える可能性があるのは53集落とこのことであります。限界集落は、本県においても中

山間地域を中心に数多く存在しています。このような集落をどのように維持していくのか、具体的に検討する必要があるのではないのでしょうか。従来の農林水産業の振興にとどまらず、福祉、防災の観点からも、集落を維持するための方策を探る必要があります。農山漁村は、食料等の生産の場としての役割だけでなく、国土保全、水源涵養、自然環境の保全、文化の伝承など、多面的機能の発揮の場としても重要な役割を果たしております。一度消滅した集落は二度ともとに戻ることはありません。荒廃の進んでおる農山村を少しでも活力ある地域にするためには、道路整備に加え、ケーブルテレビの整備や携帯電話通信エリアの拡充など、地域情報網の整備を図り、地域に住む人が安心して暮らせる環境づくりが強く求められております。そこで、このような現状を踏まえ、限界集落に対する対策を今後どのように展開していかれるのか、知事にお伺いいたします。

次に、情報通信格差の是正についてお尋ねいたします。

近年の情報化の進展は、まさに日進月歩であります。国や県においてもさまざまな施策が展開され、インターネットや携帯電話などの情報通信機器の普及は、さまざまな面で私たちの生活様式を変えてまいりました。これらIT関連技術は、中山間地域などの地理的なハンディキャップを克服し、少子高齢化問題や産業の振興など、さまざまな地域課題に取り組んでいく上で、切り札となる可能性を秘めております。しかし一方で、このような情報化の進展は、これを可能とする環境のいかんによって地域格差を拡大する側面も持っております。行き先不透明な経済環境のもとで、厳しい地域間競争を勝ち抜いていくためには、中山間地等条件不利地

域での情報化の推進にも果敢に取り組んでいく必要があると考えます。平成19年度の地域生活部長マニフェストにおいても、「情報通信格差を是正し、県民生活の利便性を向上させるため、携帯電話サービス提供地域の拡大を図るとともに、ケーブルテレビのエリア拡大を図るなど、情報通信環境の整備に努める」とされております。昨年の調査では、県内で携帯電話が1社も使えない地域は、108地区、約3,800世帯であったとのことですが、現在どの程度解消されているのでしょうか。また、今後の県としての取り組みもあわせ、地域生活部長にお伺いいたします。

次に、医療制度改革についてお尋ねいたします。

現在の保健・医療・福祉政策を見ると、政府は、国家財政の赤字解消を優先させた社会保障制度、とりわけ医療保険制度改革を進めており、このことは、患者一部負担金の増加、高齢者の長期療養病床の削減など、国民にとっては厳しいものとなっております。医療制度改革の主なものは、70歳以上の高所得者の窓口負担を2割から3割へ引き上げる、平成20年より後期高齢者医療制度を創設する、生活習慣病予防の推進、療養病床再編などであります。この改革で大きな柱となっているのは、療養病床の再編整備であります。現在、全国の療養病床は38万床あると言われ、医療型の25万床と介護型の13万床に二分されております。この療養病床について、医療の必要度が高い患者に限定した上で医療保険で対応する。医療の必要性が低い患者については、病院でなく、在宅・居住サービスまたは老人保健施設等に転換するというものであります。これにより、平成23年度末までに介護型を全廃し、医療型とあわせて再編すること

で、病床数を現在の38万床から15万床へ減らすことになり、削減される23万床については老人保健施設等へ転換されることとなります。宮崎県では、医療療養病床約3,000床の縮減、介護療養病床約2,000床の廃止が想定されています。また、現時点での特養ホーム入所待機者は3,000人を超えていると言われておりますが、新たに3,000人の介護病床入院患者が追い出されかねない状況になっております。そこで、関係者が大きな不安を抱いているのが、療養病床から移行する患者の皆さんの受け皿の問題であります。患者の不安を解消し、現場が混乱することなく療養病床の再編が行われることが重要であります。今回の療養病床再編に係る取り組み状況と今後の対策について、また、平成20年より後期高齢者医療制度の創設が行われますが、その取り組み状況についても、あわせて知事にお伺いいたします。

次に、医師確保及び救急医療対策についてであります。

全国の医師数は、平成16年12月末現在で27万371人であり、毎年3,500人から4,000人ほど増加していると言われております。また、国によれば、平成34年(2022年)には医師の需要と供給が均衡し、医師数は充足するとのことであり、しかしながら、地方における医師不足はますます深刻化しており、地域医療の破壊にもつながりかねない危機的状況であり、地域住民の生活に深刻な影響が出ております。地域間の医師の状況を見ますと、人口10万人当たりの医師数が一番高いのは282.4人の徳島県、最低は埼玉県の134.2人と、約2.1倍の差があります。本県は全国第22位の218.4人と、全国平均の211.7人を上回ってはおりますが、医師が宮崎東諸県圏域に305.5人と集中しており、その他の圏域は

すべて全国平均以下であります。「新みやぎき創造計画」の中では、安全で安心な暮らしを送ることができる社会の構築を目指しており、医療提供体制の充実を重点施策の一つとして掲げられております。医師の地域偏在をなくし、医師が不足している地域に医師を確保していくことや、救急医療体制の充実は、県行政の責務であると考えます。他県では、地元の国立大学に寄附をして医師派遣を受けたケースや、先日の新聞報道では、兵庫県が鳥取大学に医師2人を派遣してもらうために研究費名目で3,000万円を寄附するということが記事になっておることからも、医師不足の深刻化が如実にあらわれております。そこで、県内において、医師確保ができずに診療科に影響が出ている病院はどのくらいあるのか、また、喫緊の課題である医師確保及び救急医療対策にどのように取り組んでいかれるのか、あわせて知事にお伺いいたします。

次に、地球温暖化防止と循環型社会づくりについてであります。

御承知のとおり、我が国は、京都議定書の発効を受けて、2008年から2012年の5年間に1990年比6%の温室効果ガスを削減することが義務づけられており、それに伴う目標達成計画が策定されておるところであります。本県におきましても、「新みやぎき創造計画」の中で、「地球温暖化防止に貢献する社会づくり」を施策の基本方針に掲げており、二酸化炭素を初めとする温室効果ガスの排出量の削減に向けて、県民、団体、事業者、行政等が一体となった取り組みを推進することとしております。

そこで質問をいたしますが、まず、県では、温室効果ガスの最たる要因である二酸化炭素をどのような方法でどの程度削減しようとしているのか、知事にお伺いいたします。

また、宮崎県庁地球温暖化対策実行計画により行われた事業の取り組み状況とその効果はどうかを、環境森林部長にお伺いいたします。

経済活動を維持していく上では、地球温暖化防止や廃棄物問題等の環境的な制約と、石油高騰などを初めとするエネルギー問題等の資源的な制約に直面をしております。これらを解決し、経済と環境が両立した持続可能な循環型経済社会をいかに構築するかが課題であります。地球温暖化の主たる要因が、私たちの日常生活や事業活動に必要な化石燃料の燃焼に伴って排出される二酸化炭素の温室効果ガスであれば、これに多くを頼らない、地球に優しい新エネルギーを含めたエコエネルギーの積極的開発と導入も不可欠であります。この環境への負担が少ない環境型社会づくりについて、知事はどのように展開していかれるおつもりか、お伺いをいたします。

次に、森林・林業・木材産業の振興についてであります。

木材価格の低迷や山村の過疎化に伴う林業従事者の高齢化等により、森林・林業・木材産業を取り巻く環境は、日々厳しさを増しているのは周知のとおりであります。これまで林業生産活動を通じ森林の整備保全を担ってきた山村は、急速に活力を失いつつあり、植栽未済地や間伐などの手入れが行き届かない森林などが至るところに見られます。本県は、約25万ヘクタールの民有人工林を有する全国有数の森林・林業県であります。適正な森林整備を維持することで、水源の涵養や国土の保全、地球温暖化防止などに大きな役割を果たしております。このような中、健全で多様な森林を整備しつつ、その資源を循環利用し、森林の多面的機能の発揮

を図ることが大きな課題となっております。一方、平成17年の我が国の木材需要量は8,585万7,000立方メートルとなり、原油価格の高騰などにより外材輸入が減少し、木材自給率が20%を上回るなど、国産材に明るい兆しも出てまいりました。このような中で、本県の杉を中心とした素材生産量は、今後ますます増加することが見込まれております。この豊富な森林資源を最大限に生かし、林業・木材産業の振興や、山村地域に活力を呼び戻す動きにつなげていただきたいのであります。今後の森林・林業・木材産業の振興についてどのように展開されていくか、知事にお伺いをいたします。

次に、早期水稲被害の救済対策についてであります。

本県の早期水稲は、昭和28年から、温暖な気候を利用するとともに、台風などによる水稲被害を回避するための防災営農対策として導入されて以来、ことしで55年目となります。しかしながら、今年は、台風4号・5号のたび重なる襲来や、生育後半の長雨、日照不足などの影響により、大幅な収量の低下と規格外米が7割を超えるなど、かつて経験がないほどの被害が発生しました。また、被害額が約34億円と大幅な収入減少となり、農家経営にも大きな打撃を与え、極めて深刻な状態となっております。さらに、今回の災害による最終的な減収及び大幅な品質低下については、災害前の生育がほぼ順調で、外見上は平年並みの様相を呈していたことから、多くの農業者が被害発生を事前に認識できず、収穫後に出荷して初めて被害の実態がわかる状況でありました。このため、被害申請を行うことができた農家は、農業共済加入農家の約2割にすぎない状況であり、大多数の農家では、実際に被害を受けているにもかかわらず、

農業共済制度の救済措置を受けられない事態となっております。このようなことから、我が県議会自由民主党といたしましても、去る8月20日に、農林水産大臣を初めとする各関係者に対し、本県の被害状況と救済措置の要望を行ったところであり、本県における早期水稲の被災状況とその救済対策について、知事にお伺いいたします。

次に、企業立地についてお尋ねいたします。

先月上旬に発表された国の経済財政白書によりますと、「我が国の経済は、いざなぎ景気を超えて、戦後最長の景気回復を続けている」とのことです。また一方では、「高所得者と低所得者における所得格差、大都市と地方における地域間格差が拡大する傾向にある」と、白書では指摘されております。本県においては、雇用の不足や公共事業の縮減が続く中、企業の倒産が続くという状況も見受けられ、都会の好調な景気回復とは裏腹に、景気回復の実感にはほど遠いものがあります。また、本県と比べると、自動車産業の立地が相次ぎ、経済活動が活発化している北部九州との地域間格差もだんだん広がりつつあるというのが実情であります。今後も、企業の経済活動が好調な地域である東京、神奈川、大阪、愛知など都市圏と比べ、企業の少ない本県のような地方との経済格差はますます広がっていくのではないかと心配するのであります。その解決策としては、やはり、本県に多くの企業が立地し、それら企業からの税収増による自主財源の増加や雇用の拡大を図ることが一番ではないかと、だれもが考えております。

知事は、マニフェスト及びそのマニフェストに基づく「新みやざき創造計画」において、4年間に新規立地企業100社の実現を目標に掲げら

れております。平成15年度から18年度の4年間における企業誘致件数が89社であることを踏まえ、達成困難な目標とは思いませんが、自治体間競争が激化する中、これまでと同じような取り組みでは達成は容易ではないと思います。東国原知事の誕生により、宮崎県が全国に大きな注目を集めている今日、今度は知事のPR力を企業立地にも向けて発揮していただき、100人、500人、いや、1,000人規模の雇用が可能な企業を誘致されることを期待しております。今後の企業立地に対し、具体的にどのような手法で目標を達成するお考えなのか、知事にお伺いをいたします。

次に、観光振興についてであります。

知事は就任以来、精力的に本県のPRに邁進され、その効果の一つとして、築75年のレトロ調の県庁舎が観光地となり、4月から8月までの5カ月間で、見学来庁者数は12万5,961人にも達しておりますが、県外団体客数はそのうち6,650人ということであり、また、県の物産館の販売額も、4月から8月まででおおよそ2億7,000万円と大きく増加しているとのことです。本日も多くの観光客が訪れており、まさに宮崎ブームであります。そのブームを一過性のものにしてはもったいないのであります。県外団体客については、知事の登庁時間に合わせた県庁見学となっているようであり、その後、県外からの団体客はどのようなコースで観光を行っているのか、滞在期間はどうか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

県外からの観光客については、長期滞在型の観光を促進することが必要であります。スカイネットアジア航空(SNA)が9月1日、東京一鹿児島間に就航いたしました。これで南九州

すべてに就航したわけでありませう。東京から宮崎空港に到着し、宮崎観光で1泊、霧島などを経て鹿児島観光をし、鹿児島空港から東京へ帰る。または高千穂を経て、阿蘇方面を観光し、熊本空港から帰る。また、その逆もあると考えます。地元で起業されたスカイネットアジア航空(SNA)を活用した滞在型の南九州観光について、知事の考えをお聞かせください。

次に、入札・契約制度改革についてであります。

建設業界は、地域の振興・活性化や雇用を支える基幹産業として、地域経済の発展に大きな貢献をしております。また、災害時の応急・復旧対策についても、時間を問わず活動し、地域の安全・安心の中核的な存在としての重要な役割を担っております。今回の入札・契約制度改革により、以前にも増して価格競争が激化するばかりで、最低制限価格付近での応札が続いております。本年度6月までの平均落札率が80.2%と急落し、このままでは、経営力・技術力のある業者さえ生き残れなくなると危惧されております。なお、急激な制度改革により、建設業のみならず、関連工事業も昨年を上回る廃業・倒産企業が増加しております。4月から6月までの倒産件数は21社であり、昨年の8社と比較しても2.6倍にもなっております。これらに伴い、離職者数も4月から6月末までに3,189人と、昨年度同時期の2,006人の1.6倍となっております。今回の入札・契約制度改革を進めるに当たって、このような状況を知事は想定されていたのでしょうか。また、現在ではどのような考えでおられるのか、お伺いをいたします。

また、先ほど申し上げましたように、最低制限価格付近での応札が続く状況では、最低制限価格が余りにも厳しいため、採算を割り込んだ

異常な低価格での落札という結果を生み出しているのではないかと考えられます。さらに、国や県が実施したコスト調査などによりますと、落札率が低くなるほど、元請業者に加え、下請企業の赤字工事の割合が増加するとともに、工事成績評価が下がるという結果も出されております。入札制度の目的とするところの健全な競争そのものが阻害されるおそれがあり、最低制限価格の引き上げが必要と考えますが、その対応策についてどう考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

なお、施工能力等のない業者が建設工事を受注した場合、建設工事の適切な施工または履行がなされないおそれがあります。現在、入札予定価格を公表されておりますが、単純算定により入札価格が割り出しやすいのではないかと考えます。そこで、公共工事における品質の確保及び不良・不適格業者の排除という観点からも、入札予定価格を事後公表とすべきだと考えます。知事としての考えをお伺いいたします。

最後に、交通死亡事故の現状と抑止対策についてであります。

本県の交通事故発生件数は、3年連続1万件を超える極めて厳しい情勢にあるほか、交通死亡事故による死者の約5割を高齢者が占めております。ますます高齢化が進む中で、高齢者の交通安全対策が課題となっております。また、特に8月は、ことし初めて交通死亡事故多発警報が発令されるなど、死亡事故が多発しております。言うまでもなく交通死亡事故は、一瞬にしてとうとい人命を奪うものであり、車社会の昨今、県民の日常生活に極めて身近で深刻な問題であります。交通事故の抑止には、道路を利用するすべての人が基本的ルールを守ることが必要であります。警察や各自治体を初めとす

る関係機関・団体による総合的な施策に頼るところが大きいと思います。そこで、最近の交通死亡事故の発生状況と抑止対策について、県警本部長にお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、マニフェストについてであります。私は、知事選に当たり、県民の皆様との約束としてマニフェストを掲げ、当選させていただきました。就任後は、マニフェストの達成にスピード感を持って取り組むべく、6月に、私のマニフェストや県政の抱える課題を踏まえた新たな県の総合計画「新みやざき創造計画」を策定したところであります。就任してまだ7カ月余りであり、取り組みが緒についたばかりでありますし、見通しについては何とも言いがたいものがありますが、今後とも県民の皆様との約束を果たすべく、マニフェストの達成を目指して、県民の皆様への御理解、御支援をいただきながら、県民総力戦で全力で取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、支持率についてであります。7月に新聞各社が報道した県民の皆様への私に対する支持率については、いずれも90%を超える高いものとなっております、大変光栄に存じておりますが、改めて責任の重みを痛感しております。就任してまだ半年ほどであります、ここまでの私の県政に取り組む姿勢や成果について、県民の皆様から一定の御理解、御評価を得たものと受けとめております。この評価については真摯にかつ謙虚に受けとめ、支持率の高低にかかわらず、県民の皆様への御期待を裏切らぬよう、今後とも県勢発展のため、県民総力戦による新

しい県づくりに誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、地方分権改革についてであります。地方の自主性、自立性を高め、地域の特性に応じた個性豊かで活力に満ちた地域づくりを進めてまいりますためには、今後とも地方分権を推進していく必要がございます。これまで、国から地方への権限移譲や関与の見直しはなされてきてはおりますが、先般の第1期改革は、地方の裁量を高めるという点で、真の地方分権につながるものとは言いがたいものであります。このような中、国では、昨年12月に制定された地方分権改革推進法に基づき、本年4月から地方分権改革推進委員会における協議を開始したところでありますが、地方といたしましても、この第2期改革こそ権限移譲や税源移譲を伴う真に実効性のある分権改革につなげていかなければならないと考えております。現在、全国知事会等におきまして、具体的な権限移譲項目などの協議を続けておりますが、第2期改革が大きな成果を上げるためには、やはり地方が一致団結することが大切であり、真の分権型社会の構築に向けて、今後とも、全国知事会議等の場で議論を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、道州制についてであります。道州制につきましては、現在、国や全国知事会、九州地方知事会等さまざまな機関で、道州と国の役割分担を初めとした制度の基本的な枠組みについて検討を行っている段階であります。今後、道州制の議論は深まっていくものと考えておりますが、その際には、何よりも、住民にどのようなメリットを与え得るか、それらを十分に考慮する必要があります。また、道州内が一体的に発展するための十分な対策を講じないま

ま道州制を導入した場合、地域間の格差がさらに拡大するおそれもあります。したがって、県では、道州制への移行が本県にとってプラスになるよう、高速道路などの基盤整備を促進し、産業振興や地域の活性化を図ることによって、県としての総合力をつけておくことを、道州制導入に際しての重要な条件の一つと位置づけておきまして、今後このような点を踏まえ、道州制の議論を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、市町村合併についてであります。もとより市町村合併は、市町村と住民の皆様とが一体となって闊達な論議を深めていただくことが何よりも重要であると考えております。県といたしましては、平成18年3月に策定した宮崎縣市町村合併推進構想に基づき、自主的な合併議論を促してきたところであります。現在、県南地域を初めてとして幾つかの地域で真剣な取り組みがなされており、今後、合併協議が進展していくことを期待しているところであります。国においては、道州制ビジョン懇談会や地方分権改革推進委員会が設置され、今後、道州制の導入や地方への権限移譲のあり方等について論議が本格化していく中、おのこの市町村が行財政基盤の確立を図り、活力ある個性豊かな市町村としての総合力をつけておく必要があると考えております。市町村合併はその有効な方策であることから、それぞれの地域でできるだけ早く本格的な議論がなされるよう、県としても引き続き積極的に働きかけていきたいと考えております。

続きまして、限界集落に対する対策についてであります。限界集落とは、一般的に、住民の50%以上が65歳以上の高齢者となり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集

落を指すと言われております。全国的に過疎地域等においては、若年層を中心とした人口の流出や高齢化の進行等により、地域の活力が低下しており、特に山間地の小規模集落においては、限界集落を含め、維持・存続が危ぶまれる集落もあると認識しております。本県におきましては、過疎計画等に基づき、これまで、国や市町村と連携を図りながら、山間地の集落の総合的な生活環境基盤の整備充実等に取り組んできており、一定の成果を上げていると考えております。しかしながら、少子高齢化の進行等により、全国と同様に、集落機能が著しく低下している集落も見られるなど、集落を取り巻く環境は大変厳しいものになっていると認識しております。国においては、今年度、これらの集落の新たな地域運営と資源活用に関する方策検討調査が行われているところでございます。県としましては、国の動向も見きわめつつ、集落対策の基本的な主体である市町村と協力しながら、地域の実情や住民ニーズをきめ細かに把握し、持続可能な集落対策のあり方について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、療養病床再編に係る取り組み状況と今後の対策についてであります。まず、療養病床の再編に当たりましては、各医療機関の転換の意向や、介護度などの入所者の状況等を把握する必要があることから、県医師会及び各市町村と連携し、医療機関ごとに調査・ヒアリングを行っているところでございます。またあわせて、受け皿となる介護サービスの整備の方向性についても、市町村ごと、高齢者保健福祉圏域ごとに検討を進めております。今後も引き続き、それらの調査結果や施設入所待機者の状況、介護保険料への影響など、地域の実情を十分踏まえ、受け皿の整備などの対策について検



討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、後期高齢者医療制度の取り組み状況についてであります。この制度は、これまでの老人医療制度にかわり、県内の全市町村が加入する宮崎県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、75歳以上の後期高齢者に対して適切な医療の給付を行うものであります。来年4月の制度開始に向けて、広域連合では、関係機関とを結ぶシステムの構築や、被保険者の保険料などを定める条例制定などの準備作業に、鋭意取り組んでいるところでございます。一方、この制度におきましては、各市町村が保険証の交付や保険料の徴収などの窓口事務も担っておりますことから、県といたしましては、制度の円滑な導入のために、広域連合及び市町村に対して必要な助言及び援助を行っているところでございます。今後とも、県民の皆様が安心して利用できるよう、来年4月からの円滑な制度開始に向けて、広域連合及び市町村等と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、医師確保対策等についてであります。県内の市町村立の病院及び診療所の医師不足数について、本年6月1日現在で調査したところ、13病院・診療所の22診療科において、23名の医師が不足しております。このため県では、従来からの自治医科大学卒業医師の派遣に加え、医師修学資金貸与制度や医師派遣システムの創設等により、医師の養成確保に取り組んでおります。また、本年8月29日には、県と関係15市町村による医師確保対策推進協議会を設立し、医師の求人情報を全国に発信するなど、新たな取り組みに着手したところであります。救急医療対策につきましては、初期から第3次までの救急医療体制の整備充実を図ってい

るほか、防災救急ヘリ「あおぞら」を活用した救急搬送体制の整備や救急医の育成等に取り組んでおります。いずれにしましても、医療提供体制の充実には、医師の確保が何よりも重要であります。よって、今後とも市町村や県医師会、宮崎大学等の関係機関と連携し、本県の総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、二酸化炭素排出削減の取り組みについてであります。本県では、平成18年3月に策定した「宮崎県環境基本総合計画」に基づき、県民一人一人による二酸化炭素削減のための実践活動の促進や、本県の自然特性を生かした太陽光エネルギー、バイオマスエネルギーなどの新エネルギーの導入促進、健全で多様な森林づくりや県民参加の森林づくりなどを総合的に推進することにより、二酸化炭素の排出量の抑制や吸収源対策に取り組んでおります。計画では、このような取り組みを行うことにより、二酸化炭素排出量を基準年の平成2年度に比べて、平成22年度に10%削減することといたしております。地球温暖化は、人類や生態系に影響を及ぼす大変重要な問題でありますので、今後とも、県民、団体、事業者、行政が一体となって、地球温暖化防止に貢献する社会づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、循環型社会づくりについてであります。省エネや資源の循環利用などが適正に行われ、将来にわたって持続可能な社会をつくっていくためには、県民一人一人が環境保全意識を高め、積極的に環境保全活動に取り組むことが重要でありますことから、今般策定した「新みやざき創造計画」におきまして、環境保全の推進を、特に優先的に取り組む重点施策の一つとして位置づけたところでございます。具

体的には、省エネルギーやごみを捨てない・出さない、きれいな川づくりなどを柱とした、「地球にやさしい3つの行動」の全県的な展開を初め、森林環境税を活用した県民参加による森林づくりや、太陽光やバイオマスなど、本県の特性を生かした新エネルギーの導入促進に積極的に取り組むこととしております。これらの取り組みに当たりましては、多くの皆さんの理解と積極的な参加のもと、県民が一体となった事業の展開を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、森林・林業・木材産業の振興についてであります。森林は、木材の供給はもとより、県土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止など、私たちの生活に欠くことのできない多くの機能を有していることから、県民共有の財産として、将来にわたってその適正な整備と保全を図ることが重要であります。このため私は、国の森林整備事業や森林環境税等を活用して、健全で多様な森林づくりを推進するとともに、現在、約2,000ヘクタールほどある植栽未済地を早期に解消し、また、新たな植栽未済地の発生をできるだけ抑制したいと考えております。さらに、就業条件の改善や技術研修等の実施により、森林・林業・木材産業を支える担い手の確保育成を図るとともに、外材から国産材利用への転換の動きを的確にとらえ、人工乾燥材等の質の高い県産材の安定供給体制の確立と、県内外への新たな販路拡大等への取り組みを一層推進してまいりたいと考えております。このような取り組み等によりまして、森林・林業・木材産業を活性化し、山を守り、豊かな自然環境の保全、ひいては国土の保全に貢献してまいりたいと考えております。

続きまして、早期水稲の被災状況と救済対策

についてのお尋ねでございます。今回の早期水稲の被害状況につきましては、作柄が「著しい不良」となり、品質についても規格外米が約7割の発生となるなど、過去最悪の状況となっております。このため、被害に伴う販売量の減少や販売単価の低下から、収入が大幅に減少しており、生産農家の経営への影響は極めて大きいものと認識しているところでございます。また、今回の被害では、収穫後に初めて被害が判明するという特殊な事情から、農業共済制度で救済されない農家が多数存在しているという状況にあります。このような状況を踏まえまして、県としましても、国に対しまして、地域の実情を踏まえた水稲被害農家の救済措置等を講じるよう、要望活動を行ってきたところでございます。さらに、県内の関係機関・団体で構成する「平成19年産早期水稲被害対策会議」を平成19年9月6日に設置したところであります。今後この中で、原因の分析、早期水稲農家への影響の把握と総合的な対策について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、企業立地についてであります。企業立地の推進につきましては、私のマニフェストの中でも大変重要なものと位置づけております。そのため、これまで、私自身によるトップセールスや、企業立地促進補助金の最高限度額を50億円に引き上げるなど、積極的に企業誘致に向けた取り組みを推進してきたところでございます。その結果、知事就任後に12件の誘致に成功したところであり、また、最近では、太陽電池を製造する昭和シェルソーラーが第2工場の建設を発表したところであります。しかしながら、企業誘致における他県との競争はますます激化しており、これまで以上に取り組みを強化していく必要があると考えております。特

に、企業誘致の推進に当たりましては、企業の立地情報をいかに早く入手して誘致活動に取り組むか、また、多様な企業ニーズにいかに迅速に対応していくかが大変重要であります。そのため、まず、10月には、私を本部長とする企業立地推進本部を庁内に設置し、全庁的な推進体制を整備することとしております。また、宅地建物取引業者等と協力して、企業情報に関するネットワーク構築の準備を進めているところでございます。さらに、これまで実施してきた個別企業へのトップセールスに加え、直接、本県の立地環境をプレゼンテーションする企業立地セミナーを、10月以降、東京、名古屋、福岡で開催することとしております。新規立地企業100社の実現は高い目標ではありますが、県庁を挙げての取り組みや、民間企業等にも協力をいただきながら、県民総力戦で企業誘致を推進し、目標達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

続きまして、SNAを活用した滞在型の南九州観光についてであります。御質問のとおり、スカイネットアジア航空の鹿児島就航は、首都圏から南九州への観光客誘致を促進する上で大きな要因になるものと考えております。このため、県におきましては、鹿児島県、熊本県との3県で構成する南九州広域観光ルート連絡協議会において、SNAとタイアップした首都圏からの誘客促進事業を実施することといたしております。具体的には、豊かな自然や、歴史・文化、焼酎等の南九州ならではの地域資源を生かした滞在型の旅行商品化を進めるとともに、SNAの機内誌やホームページ等においてPRを行うこととしております。今後さらに、南九州両県と連携した観光客の誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、入札・契約制度改革に関する一連の御質問であります。

公共事業に大きく依存している本県建設産業は、公共事業費の大幅な減少に加え、入札・契約制度改革の実施により競争性が高まった結果、落札率も急激に低下するなど、大変厳しい環境下にあります。企業の継続に関しては、基本的には個々の経営者の判断によるようになりますので、倒産数等を予測することは極めて困難であります。本県における建設投資は、平成5年度の8,384億円をピークに、平成18年度には4,565億円と約45%も減少している一方、建設業者数は8%程度の減少にとどまっており、今後さらに業界の再編等が進むことも想定しているところであります。御意見のとおり、建設産業は、社会資本の整備を通して県民の生活を支えるとともに、災害時の緊急対応や雇用の受け皿として大きな役割を担っておりますが、建設産業を取り巻く環境が急激に変化していることから、今回、新たな支援対策を補正予算として計上し、厳しい経営環境にある建設業者のニーズに応じたきめ細かな支援に努めてまいります。また、入札・契約制度改革につきましても、透明性・競争性の確保を前提に、地域における建設産業の役割を考慮し、制度の検証を行いつつ、さらなる改善を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、最低制限価格の引き上げについてであります。最低制限価格につきましては、「入札・契約制度改革に関する実施方針」に基づき、改革の検証を行い検討することとしており、落札率の状況等も踏まえ、建設工事等のコスト調査を先月実施したところでございます。その結果、落札率が低い工事ほど赤字の割合が高くなるという結果が出ており、さらに工事成

績の低い工事の割合も高くなる傾向にあることから、今後、工事の品質確保や、健全かつ継続的な企業経営に支障を生じることが懸念されます。また、この調査結果につきましては、先般開催いたしました、民間の有識者で構成する入札・契約監視委員会において、調査結果の詳細な分析等を行った上で、最低制限価格の見直しを検討する必要があるとの御意見をいただいたところであり、現在、担当部局に調査結果の詳細な分析等を指示しているところであり、建設産業の健全な発展を図り、良質な社会資本の整備を進める観点から、最低制限価格を引き上げる方向で検討してまいります。また、建設工事に係る業務委託につきましては、新たに最低制限価格を設定することについて検討してまいりたいと思っております。

続きまして、予定価格の事後公表についてであります。予定価格は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、入札の透明性の確保を図るために公表することとされております。現在、予定価格につきましては、事前漏えいや入札不調による工期のおくれ等の防止の観点から、本県を初め多くの県で事前公表としておりますが、事前公表を行うことにより、入札参加業者の見積もり努力を損なわせるという意見もあります。したがって、予定価格の公表時期につきましては、今後、入札結果等の検証を行いながら、最低制限価格の見直しも踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

なお、公共工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除につきましては、最低制限価格の設定や工事監督検査体制の強化、また、入札参加資格として、工事成績や同種工事の施工実績等を設定することにより対処しておるところでござ

います。以上でございます。〔降壇〕

○地域生活部長（丸山文民君）〔登壇〕 〇答  
えします。

携帯電話についてのお尋ねであります。

まず、携帯電話のサービス未提供地域につきましては、平成6年度から18年度までの13年間に26地区、約2万400世帯を解消してきており、県内で携帯電話が1社も使えない地域は、平成19年5月現在、94地区の約2,700世帯となっております。この結果、県内全世帯の99.4%、約45万5,700世帯で携帯電話のサービスを受けることが可能となっております。

次に、今後の取り組みについてであります。携帯電話につきましては、日常生活での利便性向上はもとより、災害等の緊急時の連絡手段としても大変重要であります。したがって、条件不利地域に対する国の補助事業であります移動通信用鉄塔施設整備事業や、県単独事業であります携帯電話サービス地域拡大支援事業、これらを活用することによりまして、引き続きサービス未提供世帯の解消に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（高柳憲一君）〔登壇〕 〇答  
えいたします。

宮崎県庁地球温暖化対策実行計画における取り組み状況などについてであります。計画では、具体的な取り組みとして4つの項目に取り組んでいるところであります。1つはグリーン購入の推進、2つはオフィス活動における環境配慮、3つは県有施設の建築・維持管理における環境配慮、4つは職員の環境保全活動の実践についてであり、全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

まず、グリーン購入につきましては、再生紙

や環境に配慮した事務用品などの購入の徹底を図るとともに、公用車につきましては、平成18年度に購入いたしました43台のうち39台を低公害車としたところであります。次に、オフィス活動におきましては、各所属において、パソコン電源の適正管理や、照明時間の短縮、用紙類の使用量削減などに努めており、本庁など的一般行政部門では、電気の使用量が削減されるなどの効果が出ております。また、施設面での取り組みでは、ことし、県立宮崎病院の改修工事にE S C O（エスコ）事業が導入されたほか、クールビズなどの実施による冷暖房温度の適正管理が定着をいたしております。さらに、職員の活動の実践につきましては、特に、毎週水曜日を「地球にやさしい行動の日」と設定しまして、取り組みを強化しており、マイカー通勤の自粛あるいは午後6時以降の一斉消灯など、省エネの実践を図っているところであります。今後、さらに職員研修等を通じまして、取り組みの徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。以上であります。〔降壇〕

**○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕**

お答えいたします。

県外からの団体ツアー客についてであります。県庁見学を組み込んだ県外からの団体ツアー客は、北海道から沖縄まで全国各地からお越しいただいております。その観光コースとしましては、日南海岸、綾、飫肥、えびの高原、高千穂峡など県内各地を周遊するさまざまなルートが設定をされております。また、滞在期間につきましては、県庁案内を希望する団体ツアーに対しましては、宮崎県内の宿泊施設に1泊以上することを条件としていることでもあります。ほとんどが2日または3日となっております。県庁見学を契機として、多くの方々に県内

各地の魅力を味わっていただけるよう、これからも本県観光のPRに努め、県外からの観光客誘致、さらにはリピーターの確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕** 交通死亡事故の現状と抑止対策についてお答えいたします。

昨日現在の交通事故による死者は63人、昨年比マイナス1名となっております。年間死者が過去5年間で最も多かった昨年とほぼ同数で推移をいたしております。特に、先月、8月中は、交通死亡事故多発警報の発令期間中にも死亡事故が多発をいたしまして、一月で16人が亡くなっておられます。8月末の人口10万人当たりの死者数では、極めて遺憾でございますけれども、全国ワースト1という大変厳しい情勢となっております。死亡事故の特徴を見ますと、わき見あるいは安全不確認等を原因とするものが約6割を占めており、また、65歳以上の高齢死者が63人中34人と全体の5割以上となっております。県警察といたしましては、ドライバーが運転中の緊張感を保ち、高齢歩行者等に対する細心の注意を払っておれば、多くの死亡事故は防止できたものと考えております。

今後の対策につきましては、こうした現状を厳しく受けとめ、まずは、重大事故に直結する悪質・危険性の高い交通違反の取り締まりをさらに強化したいと考えております。また、死亡事故のこうした特徴等を踏まえ、ほどなくスタートします秋の全国交通安全運動の期間、その後の年末にかけて、高齢者の交通死亡事故防止のための、ドライバーサイド、歩行者と弱者サイド、双方に対する種々の対策を初め、飲酒運転根絶対策、そして夕暮れ時の街頭指導を強化

するなどいたしまして、関係機関・団体と連携した総合的で実効ある対策を推進してまいり所存でございます。以上でございます。〔降壇〕

**○濱砂 守議員** それぞれ御答弁をいただきました。それでは自席から再質問させていただきます。

まず、医療制度改革についてであります。後期高齢者医療につきましては、現在、広域連合で一括処理という方向で進められておりますので、そのようにお願いをしたいと思います。

一方、国民健康保険についてであります。保険財政の安定化と保険料の平準化を図るために保険財政共同安定化事業が実施され、長期的な制度の安定化を目指して努力がなされております。しかしながら、市町村によって現実的には保険の額が違う。本県の平成18年度の1人当たりの調定額、医療保険分では、最高額が清武町の7万9,798円、最低額が五ヶ瀬町の4万5,739円、その差が3万4,059円と大きく開いております。1人当たりですよ、1人当たりこれだけ差がある。ですから、宮崎県の各市町村で、宮崎に住んで、同じ財産を持ち、同じ人数で生活をし、同じ給料をもらい、その国民健康保険税と、あるいはお隣の清武の国民健康保険税が違うということなんです。宮崎県下全域がばらばらの保険調定額であります。医療機関への受診状況なり、あるいは市町村ごとの健康度、高齢化率など、さまざまな要因があると思えますけれども、同じ県民で、住むところが違うという理由だけでこれだけの差があるというのは、なかなか納得できないのであります。

国のほうでは、国民健康保険については、当面は、複数の市町村から成る2次医療圏——宮崎県では7医療圏ですね——ごとに保険料設定や保険運営を行って、将来は運営主体を都道府

県単位に拡大して、市町村のばらつきのある財政を平準化しようと、そのような指導がなされておるわけです。そこで、本県の国民健康保険についての取り組み姿勢を、福祉保健部長にお尋ねいたします。

もう一点、次に、医師確保対策について質問をいたします。今年度創設された医師派遣システムによりまして、現在どこに何人派遣をされているのか。また、今後何人派遣をされる予定なのか、あわせて福祉保健部長にお尋ねをいたします。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 御指摘のとおり、国民健康保険税につきましては、各市町村間で格差が生じておるところであります。保険税は、市町村が適切な医療の給付を行うための主要な財源でありまして、市町村においては、制度の安定的な運用と財政の健全化を考慮しながら、その額を決定されているものと認識しております。このような中、県といたしましては、市町村に対し、財政調整交付金の交付とか、広域化等支援基金の設置等によりまして、保険財政への支援を行っているところであります。今後とも、国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう、市町村に対し適切な助言・支援を行っていくとともに、保険者の再編・統合に関しまして、国でも検討が行われているようでもありますので、この動向につきましても十分に注意してまいりたいと思っております。

医師派遣システムについてであります。医師派遣システムにつきましては、本年4月から、西米良診療所に医師1名を派遣しております。また、今後4年間で計6名の医師を確保して、派遣をしたいと考えております。以上でございます。

〔「議長、ただいまの濱砂議員の質問に

関連しまして、質問の時間をお願いしたいと思います」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 関連質問を認めます。丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員 ただいまの濱砂議員の関連質問、特に医師確保について関連質問をさせていただきます。濱砂議員の質問に対しまして、執行部から答弁がありましたけれども、医師の修学資金とか医師派遣システムなど、ある程度評価はできるのかなど、頑張っているのは認めたいというふうに思っているんです。しかしながら、濱砂議員の質問にありまして、宮崎県内におきましても、医者への偏在が多いわけでありまして、その医者への偏在をなくすという大きな観点だと私は認識しているんですが、宮崎県も自治医大生の卒後研修に長く取り組んでいるんですが、いろいろ聞きますと、この自治医大生の定着率が宮崎県は低いのではないかなというようにも耳に入っておりますので、全国と比べて、また他県と比べてどのような状況になっているのか、そしてまた、県としてこの自治医大生の定着にこれまでどのように取り組んでこられたのかを、福祉保健部長にお伺いしたいと思っております。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 僻地勤務の義務が終了しました自治医科大学卒業医師は、本県の場合42名でございますが、県内で勤務している医師が19年6月現在で24名でありまして、県内定着率が57.1%となっております。全国状況につきましては、ちょっと古い数字ですが、平成17年7月の数値で70.9%となっております。こうしたことから、昨年度、先ほど申し上げました医師派遣システムを創設し、県立病院には地域医療科を設置するなどして、受け入れ体制の整備をした結果、1名の自治医科大学

卒業医師の県内への定着を図ることができたところであります。自治医科大学卒業医師の県内定着につきましては、大変重要でありますので、今後さらなる定着促進に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 自治医大生に対しまして、かなりの県費が使われておりますし、また、昨年度からですけれども、医師修学資金というのを立ち上げまして、それとかなりの県費を使っておりますが、それにも義務年限があるんですが、切れてしまった後のフォローアップがうまくいかなくて他県とかに流出してしまうと意味がありませんので、しっかりとした取り組みをしていただくことはもとより、現在いる医師が県外にかなり出ていっているんじゃないかと懸念をしております。といいますのも、聞いてみますと、医者というのは、週に70時間の非常に厳しい労働時間の中で、かなりストレスもあつたりとか、研修もしたいとか。また、余り多忙であると医療事故等のことがありまして、いろんなリスクも抱えているということで、県外へ出ていってしまうというケースが多いというふうにも聞いております。その辺のことを勘案して、私は、医師が本当に安心して医療に取り組む体制と、先ほど言いました研修制度を具体的に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

具体的に言いますと、周産期医療で、これは宮崎大学の先生が非常に熱心になって、トップになられて、1次、2次、3次と非常にいい体制づくりをされておりますので、そういった体制を見本にしながら、特に喫緊の課題となっております小児救急医療を含めて、すべての診療分野に関して、こういった体制をしっかりと取り組むようなこともやるべきだというふうに

思っておりますし、今の医者というのが、これは患者からの要請も強いというふうに思うんですが、医療の高度化なり、細分化をしておりますので、機能分担と連携強化が必要だというふうに思っております。そしてまた、先ほど少し話をしましたけれども、医師の過重労働によりまして、医者に心身ともにストレスがたまっているというふうに思っておりますので、医者が研究しやすいという観点から、医学界が認定しています認定医師制度を活用した研修制度などと連携しながら、そういった研修制度も含めて、県として何らかのバックアップをすることによりまして、他県と比べて本当に魅力のある環境づくりをしないと、なかなか医師は来てくれないというふうに思っております。積極的な取り組みをしていただきたいというふうに思っておりますので、宮崎モデルといったものをつくれないかどうか、福祉保健部長の所見をお伺いいたしたいと思っております。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 御指摘のように、県内での医師の定着を図るということは非常に重要でありまして、先ほど申し上げましたが、医師派遣システムとか修学資金、こういったものをつくって県内での定着を進めようとしておるところであります。また、この県内定着に結びつく大学卒業後の臨床研修医の増加を図ることが重要でありまして、今年度、「臨床研修指導医養成事業」を新たに実施して、県内の臨床研修病院の魅力の向上を図ることにしております。今後とも、自治医科大学や宮崎大学、あるいは県の医師会等と連携して、医師の県内定着を促進していきたいと思っております。

**○丸山裕次郎議員** 絵にかいたもちにならないように、しっかりとした体制で取り組んでいただきたいというふうに思っております。そして

また、私の地域もそうなんですが、過疎地域は医者の確保に非常に苦しんでおりまして、特に救急体制なんかは苦しんでいるんです。私の知る範囲で、鳥取県、兵庫県、京都府では、お互いが課題になっている——これは日本海側でつながっているものですから、特にまた山間地域ということで、宮崎でいいますと、入郷付近とか、県境のあたりとか、そういった状況は似通っているというふうに思っているんですが——医者確保対策ということで、緊急医療分野での連携やドクターヘリなどの共同利用も検討すること、合意するというのも、他県では連携しながらやっておりますので、同様なことも県のほうで、特に県境を含めて、山間地域の連携に取り組むべきではないかというふうに思っておりますが、福祉保健部長の見解をお願いいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 本県におきましても、県境を挟んだ市町村間で医療機関が相互に救急患者を受け入れるなど、隣県同士での連携が事実上図られております。山間僻地における医師の確保は大変厳しい状況にありますことから、今後とも、県境を越えた連携・協力体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** どこに住んでも同じ命でありますので、しっかりとした体制をお願い申し上げます。私の関連質問を終わります。

**○濱砂 守議員** 次に、観光振興について再質問をいたします。

フィルム・コミッションを活用したロケ誘致についてということで、知事のPR力が最も発揮できるものではないかと思うんですが、知事は、都城市出身のやまざき十三氏は御存じでしょうか。御存じだと思いますが、「釣りバカ



日誌」の原作者、知事と同じ都城出身のやまざき十三氏であります。今や国民的映画シリーズであります「釣りバカ日誌」、浜崎伝助さんこと「ハマちゃん」であります。私もハマちゃんです。知事のいろんな人脈、今までの功績の中で、ひとつこの「釣りバカ日誌」を宮崎に誘致をしていただく、この映画製作の誘致をしていただくと、舞台が宮崎になる。ストーリーは、宮崎空港で知事と再会するところから始まっていいですけども、ぜひ誘致ができないものかと思っているんですが、御意見をお聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** 映画誘致に関しましては、宮崎フィルム・コミッション等々の施策を立ち上げて積極的に取り組んでいるところでございます。映画というのは、PR告知、宣伝効果だけではなく、撮影隊も含めて映画人の長きにわたる滞在ということで、経済効果も非常に見込めるものだと考えております。ただ、お尋ねの「釣りバカ日誌」は、20作目ですね。人気シリーズになって、寅さんに次ぐ人気シリーズで定着化していると、御当地を回るということで、非常にそういった意味でもPR効果は絶大なものがあると思っております。ただ、「釣りバカ日誌」は、聞くところによると、地元誘致の負担金が非常に高いということも聞き及んでおりますし、その費用対効果も含めて今後どうするか、検討に値すると思っております。なお、映像による宮崎のPRもさることながら、映画に限らず、テレビ、雑誌、ラジオ、メディア等々、インターネット等のPRも広くさせていただいているところでございますので、映画に限らず、広く今後ともPR活動には邁進していきたいと考えております。以上です。

**○濱砂 守議員** 主演の西田敏行さん、40歳のころから始まって、ことし還暦を迎えるということで、きのうの新聞にも載っておりました。ぜひ誘致に頑張っていただきたいと思っております。

次に、早期水稲被害の救済対策について再質問であります。だれもがそう思うんですが、米は、日本においては非常に特殊な意味を持っておりまして、五穀の中でも一番重宝された穀物でもありますし、歴史的に見ると、長い間、通貨というか、石高でその地域の勢力が示される、そういった歴史も持っておりますし、日本の農家には、米は農業の基本だとする愛着が代々しみついております。今回のような凶作で、そのような歴史ある、あるいは愛着のある米について、このような被害が出たということは、農家の方々には精神的に非常に大きいダメージが出てきております。県独自の早期水稲被害農家に対する救済措置というものはとれないのでしょうか、知事にお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 今回の被害につきましては、過去に経験がないほど極めて甚大でありますので、県としましては、国、県、市町村等が一体となりまして、県内の早期水稲生産農家が、来年度も意欲を持って生産ができるような取り組みが必要かと思っております。そのため、「平成19年産早期水稲被害対策会議」の中で、次年度の水稲生産者の経営安定に向けた取り組みにつきまして、各関係機関・団体と十分に協議しながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

〔「ただいまの濱砂議員の質問に関連して、さらに質問いたしたいと思っておりますので、発言の許可をお願いいたします」と呼ぶ者あり〕

**○坂口博美議長** 質問を許可します。押川修一

郎議員。

**○押川修一郎議員** ただいまの濱砂議員の関連ということで、私のほうからも質問させていただきたいと思いますが、まず、周りの米づくり農家から聞いた話を紹介したいと思います。

「私は、台風4号の通過後に圃場を見回した。自分の田んぼは被害がなかった。しかし、隣の田んぼは白穂や倒伏で被害が出ておったということで、隣の人に、本当に大変ですね、そういうお見舞いや励ましの言葉をかけた。そして、稲刈りが進むにつれ、あるいは検査が進む中で、実は、私のところはほとんどがくず米で、収入がないような状態だ」。隣人は、早速、共済組合のほうに被害申告されておったということでもありますから、被害対策で救済ができる。実は、被害に遭ったのは隣人ではなくて自分であったというような話が、これは農村の中のいろんなところで実話として今、話が進んでおるところであります。

つまり、今回の被害は、この言葉が象徴するように、長く米をつくっておられた農家でも、なかなかこの被害の状況がわからなかったということが実態であります。このような実態を踏まえて、我々常任委員会でも、西都以南、早期地帯を調査させていただきました。その実態を見たときに、各委員もその被害の重大さというものを認識したところであります。そのことを受けまして、我々は、被害申告が2割程度しか県内で出ていないということを踏まえて、これは自民党、党を挙げて、やはり何とか対策を打っていかなきゃいかんということで、環境農林部会のほうで正副で上京させていただきました、農林水産大臣あるいは総合農政調査会長等々に、刈り取り、精米をしなければわからなかった状況をつぶさに伝えて、何とか未申請の

方の救済・対応、これをお願いしたいということで話をしたところであります。そのことを受けて、8月20日でありましたが、その週のうちに農水省の職員の方が、県内3地区を調査をしていただきまして、今その調査結果を待ちながら、我々も期待しながら、そのことを待つおるところであります。

そこで、時間も余りありませんから、食料供給基地を標榜する宮崎の知事として、東国原知事にお尋ねいたしますが、今回の水稻被害の問題に対して、来年の準備さえまもらならない苦しい状況に置かれている農家への救済・対応をどう考えておられるのか。これは政治家、知事としての判断の中でのお答えをぜひいただきたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 先ほども申しましたが、今回の水稻の被害については、非常に甚大である、深刻であるという認識をしております。本県の早期水稻につきましては、導入して以来55年、夏を代表する重要な商品として、本県農業の特徴であるハウス園芸との複合経営を構成する重要な作目となっておる次第でございます。私も実感として思ったのが、私のイラストのついでに米が県内外に売り出されるわけですが、それがことしは非常にまずいというような意見を多数いただきました。それぐらい被害というのは深刻であったと。もちろん、被災農家の方たちの生活面あるいは来年の作物に対する耕作の意欲、そういったもののインセンティブの低下というものもありますが、それ以上に、宮崎の米がまずいというような認識をされるということも、非常に経済的には大打撃なわけでございます。私としては、関係機関あるいは関係各位の皆さん、あるいは市町村、国等の動向も見、市町村とも十分に連携をとりなが

ら、お互い何ができるのか、県は何ができるのか、市町村は何ができるのかというのをまず出し合って、そこから今後の特例措置というんですか、そういったものについての検討をしなければいけないと考えております。

**○押川修一郎議員** ぜひそのような方向で知事が先頭に立っていただいて、その主導権をとっていただきたい。JA宮崎経済連の9月6日現在の宮崎コシヒカリの集荷状況という資料を私、いただいてきました。数字でありますから、ゆっくり読み上げてみたいと思いますが、事業計画、17年度、1万6,020トンに対しまして、集荷実績が1万8,318トンであります。規格外が165トン。18年度、1万6,900トンに対しまして1万7,383トン、規格外が319トンです。19年度、1万7,190トンに対しまして、たったの9,108トンであります。集荷実績が53%。規格外が6,227トンであります。約8,000トンのマイナスということになります。それから、等級別の集荷割合であります。17年度は1等から3等が99.1%、規格外が0.9%であります。18年度が98.2%、規格外が1.8%。本年度、1等から3等が31.6%、68.4%が規格外ということでありまして、先ほどから言われるとおおり、7割以上。この8,000トンを入れると、80%を超えているような今回の被害。そして、収量も減っておるし、品質も低下しているということで、平年は10アール当たり平均で12万円ぐらいの総売り上げがあるわけですが、ひどい人は恐らく4分の1ぐらい、3万あったか、ないぐらい。これでは来年度のやる気ももちろん出ないし、種もみ確保も大変だというようなことが、実はこの数字でもわかるわけでありまして、この大変厳しい状況を踏まえて、今後、国に対して知事みずから要請活動をされるかされない

か、お答えをいただきたいと思っております。

**○知事(東国原英夫君)** 未申請の部分については、共済システムの根幹にかかわる問題と、やはり法律を変えていかなきゃいけないということでもあります。そうすると、当然、国に対する向き合い方だと考えております。先ほどと重複しますが、平成19年産早期水稲被害対策会議の中で、総合的な対策について検討していくこととしておりますが、その検討状況や国の動向も踏まえて、これから国に対する要望も判断あるいは検討していきたいと思っております。

**○押川修一郎議員** 今言いますとおり、数字でも収量も減っておるわけでありまして、もちろん法律改正というものが今後の問題でありますけれども、今回は、この被害に対してどうするかということが先決ではないかというふうに思いますから、できるだけ知事が行っていただきますようお願いをしたいと思います。そういう方向でよろしいでしょうか。

**○知事(東国原英夫君)** 総合的に判断したいと思います。

**○押川修一郎議員** ぜひお願いをしたいと思います。

最後になります。農業は、大自然の中で夢とロマンを追いかけ、人間が生きていくための食料を生産しながら、収穫を喜び、楽しみ、心から感謝をするわけでありまして。しかし、時には、今回のように自然の怖さ、恐ろしさというものを感じ、ジレンマとの闘い、まさにわらにもすぎる思いであろうというふうに思います。そこで、先ほど濱砂議員のほうからもありました、県単独での被害対策はないのかということですが、県民総力戦、そして県民が幸せになることが、知事が掲げておられる、みんな

が幸せになる、私はそういう方向だろうというふうに思います。米生産者の約半分、48%が早期水稲でありますから、そういった方々が夢と希望を持って、農業県でありますこの宮崎、農業で頑張っていこうというやる気が出るような形での、県独自の対策があるのかなのか、知事に再度お聞きをしたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 私は、行政を預かる身としまして最近思っていることが、台風被害、地震、竜巻、今回の水稲被害もあるんですが、予想をはるかに超えた現状というのがある。そこに我々は直面するわけでございます。そういうときに、我々、政治あるいは行政がやるべきことは、過去の前例がどうなのかとか、過去の慣例がどうなのかというもの、そこから逸脱した状況が近年起こっているわけで、今回も例外ではございません。その中での例外ではございません。そういった意味では、個々に対応することが、私は行政、政治の真価が問われると思っておる次第でございます。国に対する要望も含めまして、県がどれだけできるのか、市町村はどうする、そういうことも総合的に勘案して、今後とも検討を進めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。以上をもちまして、私の関連質問を終わらせていただきます。

**○濱砂 守議員** 米につきましては、いろんな思いがあるでしょうから、ぜひこれは議会全体の意見としてお聞き取りをいただきたいと思っております。

次に、入札・契約制度改革について再質問をいたします。割愛をして、はしょって質問をいたします。前知事のもとに、平成16年度から平成18年度の当初予算編成において、投資的経費

の削減・重点化を図ってられました。一方、雇用や地域経済への影響についても最大限配慮をいただきました。3年間の予算編成の中で、合計121億円のいわゆる生活関連枠の措置をいただいております。今回、東国原知事になりまして、これが途切れておるんですが、台風後の処理もままならない、河床に泥がたまっているのをしゅんせつすることもままならない、道路の線引きもままならない、草刈りもままならない、そのような状況が県内各地で発生しておると思います。知事の英断によって、このようなものも、地域で生活する人たちのための政策というのもぜひお願いしたいわけですが、知事の御見解をお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 平成18年度の生活・防災特別枠につきましては、第1期の財政改革推進計画に基づく県単公共事業の対前年度比30%減などの厳しいシーリングに対して、景気・雇用への配慮や防災対策として措置したものと理解しております。これに対しまして、平成19年度以降の公共事業のシーリングにつきましては、第2期の財政改革推進計画に基づき、東九州自動車道の整備や公共施設の県単維持管理経費を除きまして、対前年度比5%減としており、実質的には3%程度の減となっております。したがって、シーリングによる減額幅がこれまでと大きく異なることや、本県の厳しい財政状況を踏まえますと、特別枠を措置することは困難であると、今のところ考えております。

**○濱砂 守議員** 十分わかるんですよ。ところが、県内各地でいろんな細かいもの、ちょっと手を入れてやれば済むようなところがたくさんあるんです。そういうところを知事の一つの政策として、隅々まで手が行き届く、そのような

ものを、121億円とは言いませんけれども、幾らかでも各地域に配分をしていただくとありがたい。ぜひ英断をお願いしたいと思います。返答があればお願いします。

**○知事（東国原英夫君）** 私は、ふだんから、各地方に100億円の自由裁量権のあるお金を国に要望しております。要望というのは、直接ではないですが、そういったものを各場面場面で発言、あるいはブログに書かせてもらったりします。そういった意味では、地方は疲弊しております。この100億円というのが非常に地方にとっては大切な、都市部にとっては100億円ぐらいかもしれませんが、非常に重要な、47都道府県に100億円ずつやっても4,700億円なんです。これぐらいは国にはできるんじゃないかと思って、ずっとこの半年間言ってきました。そういった意味では、国の予算、交付税も含めて、交付税の堅持あるいは地方消費税分の拡充も含めて、今後とも国には予算の確保を訴えてまいります。現在の本県の一般会計予算等、財政的に非常に厳しいものがございます。ですので、そういう厳しい状況を踏まえますと、なかなか厳しいかなという状況に変わりはありません。なかなか厳しいです。

〔「議長、ただいまの濱砂議員の質問に関連して質問したいと思いますので、発言の許可を求めます」と呼ぶ者あり〕

**○坂口博美議長** 関連質問を認めます。星原透議員。

**○星原 透議員** 許可をいただきましたので、質問をいたします。

実は、先日、我々県議会及び自由民主党県連にも、建設業界あるいは建設産業団体連合会から、悲鳴にも近い要望書が提出されてお

す。多分、知事に対しても同様の要望書が出されているというふうに考えますが、まず、知事、要望書を受けての率直な感想をお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 現場の建設業、土木業の方たちが非常に厳しい環境に置かれていると、悲鳴に近い声を上げられているということを感じさせられました。

**○星原 透議員** 今ありましたように、知事のほうも業界の厳しい状況は把握していると、そういうことだそうであります。続きまして関連して質問させていただきますが、これまで建設産業界は、地域の振興・活性化や、雇用を支える基幹産業として、地域経済の発展に大きな貢献を果たしており、また、災害時の応急・復旧対策では、昼夜を問わず活動し、地域の安全・安心、生命・財産、利便性を守るために重要な役割を担ってきておるところであります。そこで、建設業の廃業・倒産件数についてお伺いします。先ほどの質問の中で、4月から6月までの倒産件数が21社ということでしたが、8月末までの廃業・倒産件数について把握されておられるのでしょうか。また、これまでの土木・建築・測量設計業務の最低落札率について、あわせて県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** お答えいたします。

初めに、建設業の廃業数等でございますけれども、本年4月から8月までの値でございます。廃業数につきましては50社、倒産数については26社となっております。

次に、落札率の推移について御説明いたします。県土整備部、農政水産部及び環境森林部の合計値でございますけれども、平成19年度4月

から6月の間、第1・四半期の値でございます。全体では80.2%、18年度と比べまして11ポイント低下しております。そのうち、一般競争入札では76.9%、これは前年度に比べて5.5ポイントの低下でございます。次に指名競争入札、これにつきましては84.3%、18年度と比べまして9.2ポイントの低下となっております。また、建設関連の業務委託の落札率でございますけれども、19年度、第1・四半期、79%でございます。18年度と比べまして13.9ポイントの低下となっております。以上でございます。

○星原 透議員 今、部長の答弁でありましたが、廃業が50社、倒産26社ということであります。大変厳しい状況に追い込まれているなど、そのように率直に思っております。私は、これから暮れにかけて、新しい年を迎えることのできない業者が相当数出るんじゃないかと、そのように危惧をいたしておるところでもあります。急激な制度改革は、やはり建設産業界に大きなダメージを与えており、地域経済まで崩壊の危機に至るのではないかと心配をいたしておるところであります。

ところで、ことし3月15日に公表された「入札・契約制度改革に関する実施方針」の中で、我々が要望した地域要件ということがうたわれており、県発注の公共工事については、特殊な工事など競争性が不足する場合を除き、県内建設業者への発注を行うことや、地域要件として工事の規模、種類により、またランクに応じて県内全域、3ブロック、6ブロックに分けられているところでもあります。そうした中で、総合評価方式の導入・実施について、また、特殊工事等WTO対象以外の工事は県内業者優先発注、そして、災害復旧工事の地域優先の発注について、どのように考えておられるのか、県土

整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(野口宏一君) まず初めに、総合評価方式についてでございます。総合評価方式につきましては、昨年度3件の試行を実施いたしました。今年度の実施件数は、約50件に拡大していきたいと思っております。総合評価方式は、公共工事の品質確保の促進を図るとともに、建設業者の育成につながるため、さまざまなタイプの評価方式の採用や事務手続の簡素化を進めながら、さらに拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、県内業者への優先発注についてでございます。議員からお話ございましたように、建設産業は、社会資本の整備のみではなく、災害時の対応、あるいは地域の雇用を担います本県の重要な産業でございます。このため、入札・契約制度改革に当たりましては、県発注工事について、地域における建設産業の役割を考慮し、原則として県内建設業者に発注することとしております。ただし、例外といたしまして、県内業者だけでは施工実績が少ない大規模なトンネルでございますとか橋梁の上部工事、こういうものにつきましては、県外業者の参加を認めております。

次に、災害復旧工事の地域優先発注についてでございます。現在、大規模な災害が発生した場合の応急対策につきましては、建設関連団体と協定を締結いたしまして、協力体制の整備に努めております。さらに協力体制を充実させていきたいと考えております。また、災害復旧工事につきましては、住民生活に多大な影響があることから、事業の円滑な実施のためには、より地域の実情等を把握している業者が施工することが望ましいと考えております。したがって、災害復旧工事につきましては、競争性・

透明性を確保しつつ、より地域に密着した業者による受注が可能な方法も検討してまいりたいと存じております。以上でございます。

**○星原 透議員** 今、答弁がありました。ぜひ県内企業を信頼、また優先して育成していただくということで、今後育てていただきたいと思っております。よろしく願いをしておきます。

なお、入札・契約制度の改革についてでございますが、必要であることは、我々も十分認識、承知をいたしております。より公正・透明で競争性の高い入札・契約制度を確立するため、執行部においては、抜本的な改革に取り組んでおられるところでありますが、価格競争だけが激化するばかりで、経営力、技術力のある優秀な業者でさえ生き残れなくなるような改革では意味がなく、大変な事態になると考えております。先ほどの答弁では、「最低制限価格を引き上げる方向で検討してまいります。また、建設工事に係る業務委託についても、新たに最低制限価格を設定することについて検討したい」ということでありました。私は、建設業者の健全育成の上からも、建設工事、測量設計等委託業務とも、入札予定価格の85%以上が妥当ではないかというふうに考えておりますが、知事はどのように判断されておりますか、お伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 具体的な数字については言及できませんが、これから、現場あるいは関係各位の皆さんの御意見等を伺いながら、他府県等の過去、現状なども踏まえながら考えていきたいと思っております。

**○星原 透議員** やはり一日も早くそういうことを検討して、宮崎版の最低制限価格、そういうものを設定してほしい。できるだけ85%に近

づけてほしいと、そのように思います。

次に、予定価格についてでございますが、平成18年5月23日に閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の中で、「事前公表の実施の適否について十分検討した上で、弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする」と変更されております。入札予定価格を入札前に公表することで、予定価格が目安となって競争が制限され、建設業者の見積もり努力を損なわせることや、談合が一層容易に行われる可能性があることなど、問題点も多く指摘をされております。私ども県議会自民党は、入札予定価格の事前公表をやめ、事後公表に変えるべきであると、全会一致で決定したところであります。再度、この点について知事にお伺いをいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 予定価格につきましては、事後公表については、事前の漏えいとか入札不調による工期のおくれ等の防止の観点から、今、事前公表にしているわけでございます。ですので、他府県等も見て――先ほどと重複しますが、30県ぐらいが事前公表にしています。事前と事後をあわせたのが、たしか10県近くあると思うんです。そういった面でも、大多数が事前公表をしているということは、そこのメリットを重視しているんじゃないかと思っております。以上でございます。

**○星原 透議員** 今、事前公表をしているということですが、これまでの結果を見ますと、落札額が一緒の場合、重なる場合、あるいは1,000円ぐらいの中に何社も金額が入ってくる場合、これはやはり事前公表掛ける最低制限価格がある程度業者の間でわかっている、あるい

は今までの説明の中でも、そういうソフトがあるということもありましたが、やはり私は、業者が自分たちでこの仕事は幾らでできると積算をし、そして、自分のところの企業の価格としてこれでやれるということで入札をする、そういうことが一番大事じゃないかなというふうに思います。そういう形で考えた場合、再度、事後公表ということについて知事の考えをお聞きいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 重複しますがけれども、事前公表にしているわけでございます。事前公表と事後公表にはそれぞれメリット、デメリットがありまして、それが本県にどう合うかということを検討した上で、今、事前公表というのを選択させていただいております。今後、検討する段階あるいは意見交換する段階で、非常にこれに支障を来すもの、これによって被害等が大きくなるようなことがあれば、また再度検討しなきゃいけないと思いますけれども、現在は事前公表ということで御理解いただきたいと思えます。

**○星原 透議員** 一日も早くいい方向での結論を出されるようお願いをし、私の関連質問を終わります。

**○濱砂 守議員** それでは、後は一般質問の皆さんにお任せをするということで、私の代表質問を終わります。（拍手）

**○坂口博美議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続いて代表質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 52 分散会



9月13日（木）

平成 19 年 9 月 13 日 (木曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |             |           |  |
|-------------|-----------|--|
| 知 事         | 東国原 英 夫   |  |
| 副 知 事       | 河 野 俊 嗣   |  |
| 総合政策本部長     | 村 社 秀 継   |  |
| 総 務 部 長     | 渡 辺 義 人   |  |
| 地域生活部長      | 丸 山 文 民   |  |
| 福祉保健部長      | 宮 本 尊     |  |
| 環境森林部長      | 高 柳 憲 一   |  |
| 商工観光労働部長    | 高 山 幹 男   |  |
| 農政水産部長      | 後 藤 仁 俊   |  |
| 県土整備部長      | 野 口 宏 一   |  |
| 会計管理者       | 甲 斐 景 早 文 |  |
| 企 業 局 長     | 日 高 幸 平   |  |
| 病 院 局 長     | 植 木 英 範   |  |
| 財 政 課 長     | 和 田 雅 晴   |  |
| 教 育 委 員 長   | 江 藤 利 彦   |  |
| 教 育 長       | 高 山 耕 吉   |  |
| 警 察 本 部 長   | 相 浦 勇 二   |  |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄   |  |
| 人事委員会事務局長   | 大 野 俊 郎   |  |

事務局職員出席者

- |             |           |  |
|-------------|-----------|--|
| 事 務 局 長     | 石野田 幸 藏   |  |
| 事 務 局 次 長   | 弓 削 孝 幸   |  |
| 総 務 課 長     | 馬 原 日 出 人 |  |
| 議 事 課 長     | 四 本 孝 章   |  |
| 政策調査課長      | 富 永 博 美   |  |
| 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 彦   |  |
| 議 事 担 当 主 幹 | 亀 澤 保 彦   |  |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二   |  |
| 議 事 課 主 査   | 隈 元 淳 二   |  |

◎ 代表質問

○坂口博美議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、社会民主党宮崎県議団、14番高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。昨日、安倍総理の突然の辞任発表で、私もそうですが、皆さん、びっくりされたと思います。私は、国民生活がしっかりと守られることが基本だと思っています。その視点に立って、社会民主党宮崎県議団を代表し、代表質問を行ってまいります。

ことしの夏は、8月の平均気温が全国の18地点で過去最高を更新するなど、異常といえますか、物すごい暑さでありました。熱中症など人命を奪う事故等も多発し、本県でも早期水稲の高温障害を初めとする農作物や食料の異変も起こりました。そんな暑い中でさわやかな風を送り込んでくれたのが、甲子園で逆転に次ぐ逆転で優勝した県立佐賀北高校であります。新聞には、「普通の高校生たちの快挙」と見出しが載りました。野球留学による特待生制度が問題化した後だけに、多くの人に感動と希望を与えてくれました。専用球場や寮を持つような高校もあれば、狭いグラウンドを他の部活動と一緒に使い、用具を買うのもままならないところもあります。佐賀北高校は進学校のため、練習時間も少ない条件のもと、全国制覇を果たしたことに多くの感銘を受けました。知事が無を有にする発想や取り組みをよく口にされますが、まさにそのことと重なり合ったような気がします。

本県はまだ甲子園で優勝のない16県の一つであります。ことし出場しました日南学園を初め、我が母校の日南高校など、希望はあります。必ず期待にこたえてくれると思います。

それではまず、知事の政治姿勢、県政運営についてお尋ねをいたします。

今、宮崎が全国から注目を浴び、観光客もふえ、特産品も売れています。前宮城県知事の浅野史郎さんが、どこへ行っても人気者、マスコミで引っ張りだこの知事を「東国原現象」と、雑誌のコラムに書かれていました。さらに浅野氏は、この現象がまだ続いていることは予想以上の出来事であり、私が現役の知事だったら、「何で東国原知事だけが注目されるんだ」と、ひがんだりやっかんだりしたであろうとのことでした。マスコミが取り上げるから注目され、注目されるからマスコミが取り上げるという循環になっています。私もなるほどなと納得したところでもあります。知事就任わずか7カ月余りで宮崎を全国へ売り込まれ、県政へ貢献されています。さらに評価されなければならないのは、これまで県政に関心のなかった方々が県政に関心を持つようになったことでもあります。言い換えれば、東国原知事の登場で県政が身近になったということでもあります。裏金問題もあり、県庁改革はこれからだと思います。知事はテレビ出演など多く、上京される機会も多いとお聞きしています。過密スケジュールでお体のほうも心配される所々あります。

ところで、公務及び政務とお忙しい知事ですが、11月までのスケジュールはすべて詰まっていると伺っております。職員との意見交換など十分に行われているのでしょうか。また、緊急事態に備えて腰を落ちつけて内政に取り組んでほしいという声も、一方で聞かれます。県民総

力戦による県政を推進していくために、重要な政策課題などについて、知事は職員と意見交換をじっくり行われているのか伺います。

次に、知事の憲法観について伺います。久間元防衛大臣が、「日本に原爆が落とされたのはしようがなかった」と発言され、大臣を辞任しました。被爆地の長崎県から選出された国会議員が堂々と発言する環境にまで日本はなってしまったと、多くの方が嘆かれたと思います。憲法を改悪しようとする方々は、自衛隊の海外派兵を恒常化して、米軍とともに普通に戦争のできる国づくりを目指そうとされています。専守防衛といえども、外から見ればまさしく軍隊であり、海外での武力行使ができることが国際貢献だと主張されている今日、現状に合わなくなったから憲法を変えるという論法には疑問があります。一方で、9条を守ろうという運動が広がっています。第二次世界大戦後も戦火を絶やさなかったアメリカや中東諸国と、曲がりなりにも9条のもとで戦争放棄を標榜してきた日本国の価値観は違います。不戦の誓いをうたう日本の憲法をどう生かすべきか、知事の所見を伺いたいと思います。

次に、ふるさと納税の考え方について伺います。

知事は、「自分が生まれ育ったふるさとを大切にしたい、貢献したい」という思いにこたえるという趣旨から評価されています。しかし、ふるさとの定義づけや認定方式、源泉徴収のコスト増、滞納・脱税の扱いなど、実務的にも多くの課題が山積しています。また、税収格差は国が東京への一極集中を放置してきた結果であり、本来、格差是正は国が責任を持つべきで、地方間で責任をとらせるのはもってのほかであります。都市と地方の税収格差の原因に、法人

税収入の違いがあります。経済構造の変化とともに税収の格差が拡大している法人二税、法人住民税と法人事業税の改革を大胆に提起すべきだと思います。改めて知事の所見を伺いたいと思います。

次に、指定管理者制度導入後の実態と今後のあり方について伺います。

指定管理者制度が導入されて2年目になりますが、公共サービスの質や水準の担保と雇用保障が厳しく問われています。都城市の健康増進施設ウエルネスグリーンヒルや三股町立病院は、指定管理者が途中で運営を放棄しています。県有施設において、選定事業者が必要な人材を確保できない、本来の事業目的を果たせない実態はないのか。人件費縮小のため再委託や派遣・契約労働者での事業運営や、引き継ぎ・教育訓練がないなど、深刻な事故につながる事例は出てきていないのか、関係部長に答弁を求めます。

次に、災害時安心基金についてであります。

昨日も質問がありましたが、基金の弾力性を持たせた適用についてお伺いしたいと思います。災害による被災者支援を目的に設置された災害時安心基金は、被災者生活再建支援法の対象となる自然災害に限られています。いわゆる、10世帯以上の住宅全壊の被害が発生したときに初めて適用されます。住宅が密集する都市部と比べ、一戸一戸の住宅が離れて点在する山村部では、同規模の台風直撃を受けても10世帯以上の住宅が全壊する可能性は低いし、被災者生活再建支援法に該当しない割合が高いのです。7月の台風4号、5号によって甚大な被害を受けました日之影町見立地区が、まさにそのケースであります。例えばですが、戸数要件に加えて面積要件も勘案して適用する方法などの

定義を変えることは考えられないのか。知事は、基金の適用に弾力性を持たせたいと言われました。具体的なその道筋について、知事にお伺いをします。

次に、医療・福祉についてであります。

訪問介護最大手コムスの不正発覚は、介護業界への信頼を大きく傷つけましたが、コムス以外でも介護報酬の不正受給などが後を絶ちません。本県でも、ずさんな経理や不正受給により、11事業所が指定取り消しの処分を受けています。不正のチェック、監査は十分に行われているのか。また、地域密着型サービスの監査は市町村にゆだねられていますが、チェック体制はどうなっているのか、関係部長の答弁を求めます。

次に、少子化対策について伺います。

知事の「そのまんまマニフェスト」の中に、お母さんと子供のための4つの対策があります。その一つに、3歳以降の医療費を補助する子育て支援幼児入院医療費助成事業の県内拡充があります。これはもう既に達成している分野でありまして、子育て支援を求める声は、入院外、つまり通院の医療助成を就学前まで助成してほしいという声であります。県内市町村の実態を見ますと、1市8町1村が小学校就学前までの通院の医療助成をしています。まだ助成のない市町村では、さきの6月議会で、それぞれの首長へ多数の質問がなされた現状もあります。全国的に見ますと、18都道府県が通院の就学前助成を実施しています。県は本年度、子育て応援本部を児童家庭課に設置されて、子育て支援への意気込みも感じられるところです。市町村で財源の体力差もあります。県が一定割合を助成して、小学校就学前までの入院・通院ともに自己負担のない子育て支援をしていくべき

ではないか、知事に伺います。

次に、農林業の振興であります。

二酸化炭素を初めとする温室効果ガスの排出量の削減に向けて、森林が果たす役割は申し上げるまでもありません。とりわけ我が国を代表する国産材供給県の特性を生かし、二酸化炭素の吸収源となる森林づくりの推進が求められます。しかし、本県においても、平成18年8月現在で、伐採後3年以上植栽されていない植栽未済地が2,000ヘクタールほどあります。長期間放置された植栽未済地を解消するためにどのような取り組みを行っていくのか、知事にお尋ねします。

次に、入札改革についてであります。

入札改革アンケートを県土整備部が7月から8月にかけて実施されました。昨年4月以降に受注し、ことし6月までに事業を終えた受注業者99社、123件の事業について回答があったところです。事業コストについては50件が赤字で、中でも落札率が80%台前半より低い事業は、大半が赤字となっています。落札率が下がるほど工事のできや工程に対する県の検査の評価点も低いことが、明らかになっているのです。工事を請け負い、約4割の事業が赤字になることも問題ですが、工事のできに、つまり品質に影響している問題はゆゆしきことでもあります。現在の最低制限価格は70～80%ですが、県当局は見直しが必要と示唆されています。限りなく最低価格を追求するがために、その品質に疑問を抱かなければならず、安かろう悪かろうでは、その安全性が担保されているのかが心配されます。そこで、価格と技術力など価格以外の要素、例えば障がい者雇用、少子化対策、特に地域社会貢献度などを重視した総合評価方式の入札制度にすべきではないでしょうか。そのこと

で地域の産業も生き残れることとなります。知事の見解を求めます。

次に、教育問題についてであります。

宮崎市内でも、合同選抜試験廃止で普通科高校の序列化が明確になりつつあるとお聞きします。来年度から実施される普通科通学区域撤廃は、自由に選べる選択肢を与える一方で、学校が近くにあるのに希望する学校へ行きたくても行けなくなる子供がふえてくる環境にしてしまうことにならないのか、教育長の見解を求めたいと思います。

最後に、安全・安心なまちづくりについてお伺いします。

4月統一地方選のさなか、選挙運動中の伊藤一長前長崎市長が暴力団員の銃弾に倒れ、命を奪われました。その数日後には、東京町田市でやはり暴力団員が仲間を射殺、銃を乱射しながら自宅に立てこもりました。この前後にも和歌山や北九州で銃が発射され、死者が出ています。県内においては、死亡原因は不明ですが、けん銃を明らかに所持していたと思われる遺体が日南市で発見されました。日本という国は、法律上、銃の所持があってはならない社会であります。しかし、警察庁の推計だけでも5万丁は下らないと言われていています。これはあくまでも推定であり、実情より少なく見積もっていると見たほうがよく、実際は暴力団員1人に1丁所持していると言われてます。その数7万人とも8万人とも言われています。さらに、マニアや一般市民がひそかに持っている銃を加えると、市中におおよそ10万丁の銃が出回っていると思われれます。警察庁によりますと、昨年1年間に全国の警察が押収したけん銃は458丁で、3年連続で減少し、10年前の3割以下に落ち込んでいます。本県は、平成14年までは年間5丁前後で

推移してきましたが、15年に1丁、16年と17年がゼロ、昨年が1丁であります。本年度は、8月30日現在で5丁となっています。このような銃の存在と現状を見たとき、県民がいつけん銃による事件に巻き込まれるかもしれないという不安があります。けん銃押収の現状と取り締まりについて、警察本部長にお伺いします。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] おはようございます。お答えいたします。

まずは、職員との関係についてであります。県政を運営していく上で、私を支えてくれる職員との関係は大変重要であると考えております。特に、県政刷新が求められ、また新たな創造に取り組みなければならない今の状況下にあっては、私と職員が意識を共有し、同じ方向を向いて、県勢発展のために力を合わせる必要があります。このため、県政の課題に関する検討の場や各種行事・大会等の打ち合わせ、さらには職員とのランチミーティング等、あらゆる機会を通じて職員と腹を割って話し合い、意見交換を行い、また互いの人となりを理解するなどして、意思の疎通を図っているところでございます。

続きまして、日本国憲法についてであります。私は、日本国憲法が制定された過程は別といたしまして、憲法第9条のような形で戦争の放棄を定めたのは、さきの大戦が我が国にもたらした惨禍を踏まえた平和主義の理念に基づくものであり、大きな意義があると考えております。現在、現憲法が制定されてから60年以上が過ぎ、この9条も含めて憲法についてさまざまな議論があるところでありますが、私は世の中が時代とともに変わっていく中で、日本が繁栄

し、平和を維持していくために、どのような視点で憲法と向き合っていくべきか、そして国民の皆様の生命と財産を守るために憲法はどうあるべきかということ、国民的議論にしていかなければならないと考えております。

続きまして、ふるさと納税についてですが、ふるさと納税は、「自分が生まれ育ったふるさとに貢献したい、応援したい」という思いにこたえることができるという趣旨から、総論として評価をさせていただいているところでございます。現在、総務省のふるさと納税研究会におきましては、その税制上の課題から、税を納付する仕組みではなく、寄附金税制を活用する方向性で検討がなされているところでございます。ふるさと納税につきましては、地域間の税収格差を解消する方策というよりは、「ふるさとに貢献したい、支援したい」という個人の思いを税制として実現しようという試みであり、国民がみずからのルーツを考え、この国にとってふるさととは何かということを考えていただくことで、都市と地方がよい関係をつくっていく契機となり得る税制として、あるいは宮崎にも幾らかの収入が見込まれるということで、期待しているところでございます。

続きまして、法人二税であります。近年、好調な企業業績を背景に、大企業が集中する大都市圏と地方間の税収の格差が拡大傾向にあります。財政基盤が脆弱な本県におきましては、県税を中心とした自主財源の確保が最重要課題であり、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を兼ね備えた地方税体系を構築していく必要があると考えております。このため、法人二税につきましては、複数の自治体において企業活動を行っている法人の税収を配分する分割基準の見直しについて、国に対して要望しているところ

であります。今後とも、全国知事会、地方六団体等と連携をとりながら、法人二税の偏在の是正が図られるよう要望してまいりたいと考えております。

続きまして、災害時安心基金についてであります。基金の支援対象となる災害の規模につきましては、共同設置者である市町村との議論や昨年の県議会での決議、隣県の制度等を総合的に勘案し、被災者生活再建支援法が適用される大規模な災害としたところであります。しかしながら、御質問にありましたように、中山間地域では住家が分散するなど、都市部と環境が異なり、同じ適用基準では不利になるという御指摘や、小規模災害におきましても、住宅が全壊するなどの被害を受けられた方がおられ、その支援のあり方が課題となっていることも十分認識しております。また、県議会や市長会からも、制度の弾力的運用等の要望を受けているところであります。一方で、適用災害の範囲を拡大することにより基金の枯渇を早め、県と市町村の財政負担の増加を招くという財政面の課題のほか、災害の少ない市町村の負担感が増大するなどの課題もあります。このため、このような諸課題を踏まえ、今後、市町村と一緒に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、乳幼児医療費助成についてであります。乳幼児期の医療費を助成することは、子供さんの健やかな成長と保護者の負担軽減を図る上で、大変有意義な子育て支援になると考えております。このため、一昨年10月に、入院の助成対象年齢を3歳未満から小学校入学前までに引き上げております。お尋ねの入院外の対象年齢の拡大につきましては、県や市町村の財政状況も厳しいことから、これらを勘案し、検討してまいりたいと考えております。なお、安

心して子供を生み、育てられる社会づくりは、国を挙げて取り組むことが重要でありますので、乳幼児医療費助成制度の創設等について、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

続きまして、植栽未済地の解消についてであります。現在、約2,000ヘクタールほどある植栽未済地につきましては、早期に解消したいと考えております。このため、ことし7月、環境森林部に森林・林業研究会を設置し、林業関係者や学識経験者等の意見も聞きながら、その対策について、スピード感を持って検討を進めているところであります。その検討結果を踏まえまして、今後、具体的な対策を講じてまいりたいと考えております。

最後に、総合評価落札方式についてであります。総合評価落札方式は、価格と技術力など価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する方式であります。価格以外の要素のうち、企業の地域社会貢献度としましては、本支店の所在地の状況、管内における災害時の地域貢献またはボランティア活動の実績、さらには障がい者の雇用状況を評価の対象としております。また、少子化対策につきましては、来年度からの入札参加資格審査におきまして、育児休業制度の確立を評価の対象としたところであります。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えをいたします。

指定管理者制度導入施設の管理運営状況についてであります。指定管理者制度を導入した62の施設につきましては、県は施設の設置者として、指定管理者と締結した協定等に基づき、関係法令や施設の管理規則等の遵守、定期的な業務報告等を義務づけますとともに、必要に応じ

適宜報告を求め、また実地調査を行うなど、常に施設の管理運営状況について把握を行い、その指導監督に努めているところであります。その結果、特に問題もなく、全体としておおむね適正な管理運営が行われているところであり、あわせて、利用者の利便性やサービスの向上等も図られているものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、介護保険事業所に対する監査についてであります。県では、適正な介護保険制度の運営や介護サービスの質の向上を図るため、定期的に事業所に対する実地指導を行うとともに、著しい指定基準違反や不正請求などの悪質な事業者に対しましては、監査を実施し、指定取り消しなど厳正に対処してまいりました。今後とも、高齢者等が安心して介護サービスを利用できるよう、実地指導や監査を通じて、適正な制度運営の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域密着型サービスに関する監査についてであります。地域密着型サービスにつきましては、各市町村が地域の実情に応じて指定を行うものでありまして、市町村が指導監査を実施することになっております。市町村におきましては、介護保険の担当課が中心になって、適正な運営確保のための指導監査を実施しておりますが、今後さらに利用者により近い立場から、きめ細やかな指導監査が行えるよう、体制の充実を図っていく必要があると考えております。このため、県といたしましては、これまでも市町村に対して指導監査のノウハウ等の提供に努めてきたところでありますが、今後とも、必要な指導助言を行ってまいりたいと存じま



す。以上であります。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいたします。

普通科の通学区域撤廃についてであります。本県の普通科高校は、これまでも進学や就職、部活動などで着実な実績を上げており、それぞれの地域にしっかりと根づいているものと考えております。また、平成15年度に合同選抜を廃止した後の在籍状況を見ましても、多少の移動はありますが、その高校の近隣から通学している生徒がほとんどであります。したがって、通学区域撤廃後も、生徒は各学校の特色を十分理解した上で、自分の個性や能力・適性に応じまして、通学距離等の条件も考慮しながら、自分に合った学校を適切に選択するものと考えておりますので、志願者の大きな変動は生じないものと思っております。県教育委員会といたしましては、中学生が適切な進路選択を行えるよう、これまで以上に積極的な情報提供に努めますとともに、各高校が、さらに魅力ある学校づくりを進めまして、一層地域に信頼される学校となりますよう、全力で支援をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 けん銃の押収状況とその取り締まり対策についてお答えいたします。平成14年以降、罰則の強化によるけん銃の隠匿方法の巧妙化、あるいは暴力団による対立抗争事件といった顕在的動きの減少等によりまして、全国的にけん銃の押収数は年々減少傾向にあり、本年6月末現在で、全国では244丁を押収しております。一方、県内におきましては、先ほど御質問にもありましたけれども、平成14年に6丁を押収した以降、年々減少し、押収のない年もございましたけれども、本

年は、銃刀法での不法所持罪での検挙に伴う押収2丁を含め、これまでに5丁を押収いたしております。議員御指摘のとおり、本年に入りまして、全国的にけん銃を使用した殺人事件あるいは暴力団抗争事件が相次いで発生している中、本県におきましては、平成15年以降、幸いにけん銃使用による犯罪は発生しておりませんが、本年の検挙状況を見ましても、身近なところにけん銃が隠匿されている実態が認められ、県民の皆様には大きな脅威を与えているものと認識いたしております。

警察といたしましては、従来から銃器犯罪の徹底検挙を重点に、暴力団等に対する強力な取り締まりを推進するとともに、銃器に関する県民の方からの情報提供を呼びかけるなど、捜査強化と広報啓発活動を進めてきたところでございます。今後とも、先ほど述べました現状認識を踏まえまして、銃器犯罪のない社会を目指し、取り締まりを含め銃器犯罪対策を積極的に推進していく所存でありますので、御理解と御協力をお願いいたします。以上であります。

〔降壇〕

○高橋 透議員 ここからは一問一答で質問させていただきますが、40分ちょっとまだ時間がありますので、よろしく申し上げます。

今、答弁いただきました警察本部長に再質問と申しますか、そのけん銃押収の定義をいま一度教えていただきたい。実は、私が聞いたところは、壇上で言いました日南市で亡くなっていた方、横にけん銃がありました。これも押収というのは数に入れるらしいですね。もうさびがきていたらしいですけど。そして、長崎市長が撃たれた銃、あれも押収の数に入るらしいんですね。その定義をいま一度教えてください。押収の定義。

○警察本部長（相浦勇二君） けん銃の押収としての取り扱い、これは警察内部の実務的な取り扱いでございますが、まず典型的には、銃刀法により一般の方の所持が禁止をされておりますので、不法所持については当然犯罪となると。したがって、当該犯罪での検挙に伴う押収、これは典型例でございます。これ以外に、例えば殺人事件で使用された場合の証拠品としての押収というのもございますし、情報等に基づいて捜索をして、銃が出て発見、押収した。この場合、不法所持としての被疑者は直ちにはわからないというケースも多々ございます。こうした押収もございますし、もっと周辺部で申しますと、例えば戦時中の軍用けん銃等が数十年を経て発見、届け出、押収されたケースもございますし、例えば故人の遺品としてけん銃が出てきたと。こういうような押収も含めて、広く真正けん銃を警察が押収に至った場合を押収として取り扱っております。したがって、御指摘のありました日南のケースも、当然これは押収として取り扱っておりますし、長崎市長のケースも、これは当然長崎県警察での取り扱いでございますけれども、押収として取り扱っているものと承知をいたしております。以上です。

○高橋 透議員 長崎の場合には、もう銃が使われたわけであって、亡くなりました。当たり前のことを言いますけれども、銃が使用される前にぜひ押収いただくように、くれぐれもお願いしたいと思います。

いろいろと質問に対して答弁いただきましたが、余り前向きな御答弁はなかったような気がいたします。質問項目もかなり準備しておりますので、深く入り込めない部分もありますが、知事にお伺いしたいと思います。知事は、8

月15日に戦没者慰霊祭に参加をされて、その後にはわざわざ東京に行かれました。靖国神社を参拝されましたね。今、知事は全国的に余りにも有名なものですから、内外に与える影響というのは大きいと思うんです。御存じだと思いますが、A級戦犯が合祀をされている靖国神社、その時点から天皇も参拝を中止されています。知事は靖国神社をどう評価されているのか、その点についてお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 靖国神社でございますが、私は例年、都合のつく限り、終戦記念日に靖国神社を参拝させていただいております。私ごとになりますが、20数年前に母と一緒に靖国神社に参拝したのがきっかけでございます。それは、母の、いわゆる私の親戚筋、あるいは母の友人が、さきの大戦でとうとい命を亡くしたということでございます。私は参拝するたびに、さきの戦争のむごさや悲惨さ、そして今日の平和と繁栄が、数多くの方々の犠牲の上に築かれているということを心に刻み、尊崇の念を抱くとともに、戦争は二度と起こさない、起こしてはいけないという平和への誓いを新たにしております。ともすれば、平和で豊かな暮らしの中で、戦争の悲惨な記憶が薄れがちな今日にありまして、改めてさきの戦争や平和に思いをいたすことは、日本人として必要なことではないかと考えております。靖国神社をめぐることは、さまざまな議論がありますが、私にとっては、靖国神社というのは、純粋に非戦と恒久平和を願う、そして、この平和の大切さを再認識する場でございます。

○高橋 透議員 いろいろととらえ方の違いがあるようですが、新しい日本を切り開いてくださった西郷隆盛という偉大な人物がいらっしゃいます。御存じだと思うんですが、この方は西

南戦争で自害されましたけれども、いわゆる反逆者という取り扱いですよ。いわゆる賊軍の戦死者ということで、靖国神社に祭られていない方なんです。もともと長州がつくったらしいんですけれども、参拝させられてきたという歴史もあるような気がして、非常に疑問があるところです。我が党は、宗教にとらわれない、非戦闘員を含むすべての方々の霊を祭る施設をつくることを提案しております。東京の千鳥ヶ淵の戦没者墓苑、これを戦争犠牲者追悼の場とするということで提案していますが、このことについて知事はどう思われますか。

**○知事（東国原英夫君）** 分祀論等については、いろいろな議論があると思います。御案内のように、昭和天皇も合祀ということで不快感を示されたというメモ帳等も出されております。それについては、いろいろな議論があると思いますが、私はそれ以前に、靖国という位置づけは、私にとって非戦と恒久平和を再確認するという位置としてとらえております。

**○高橋 透議員** 知事の思いを聞いたただけですので、これ以上は質問しません。

次に、歴史教科書の書きかえの問題が最近騒がれていまして、さきの大戦の歴史認識が自虐的であるということで、事実を否定したりとか矮小化するとか、そういう発言とか行動が見られます。一つは従軍慰安婦の問題、あるいは南京大虐殺の数の問題、そして、この前、沖縄戦集団自決について軍の関与がなかったというふうに歴史教科書から削除させる、そういう検定意見を出された問題があるわけですが、この問題はいろんな団体の抗議等ありまして、沖縄県が動きました。沖縄県の41の市町村議会、そして県議会も、検定意見の撤回を求める意見書を全会一致で採択したわけですよ。その中で

も、自民党の仲里県議会議長の発言を申し上げます。「検定結果は死者を冒瀆している。歴史の事実を否定すると戦争への道を歩んでしまう。歴史の事実を歪曲することは——この方のことです——祖父、父、弟を沖縄戦で失った者として許すことはできない」と、怒りに満ちたものだったようです。近年に見られる歴史の事実を否定する行為について、知事のお考えをお聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** 沖縄戦で住民を巻き込んだ集団自決があった等々の歴史表記がされております。歴史事実の確認とか歴史認識というのは、慎重に慎重を期すべきだと私は考えております。歴史というものは厳然とそこにあるものでありまして、歴史や過去を今に生きる者が変えることはできないと考えております。歴史を知ることには意義があるとするならば、その歴史を生きた先達者たちが残した、やり遂げた功績とか、あるいは反対に過ちであるとか、そういったものを知り、そして、それらを今あるいは未来に生かすことが、我々現在をあるいは未来を生きていく人間に与えられた責務ではないかと思っています。歴史に対しては、いつでも慎重であり謙虚であるべきだと私は考えております。

**○高橋 透議員** ありがとうございます。確かに、歴史認識については慎重に、そして過去をしっかりと踏まえた上で未来へ生かす、その知事の言葉には重みがあると思います。

私、この前の米軍再編の関係で、新田原の共同訓練のことについてお尋ねするわけですが、知事も立ち会いをして、この協定というのは結ばれたわけです。そして、基地周辺の方々には不安もあったんですが、結果的には、9月3日～4日、訓練が行われました。今後も共同訓練

は実施されると思います。そこで、それについて、騒音対策とか安全対策、これまでもされてきたと思いますが、守られない事態が発生したとき、そういうときにどう対処されるのか、あるいは米軍人の事件事故等のトラブル防止、県民保護のために、県独自で県職員の派遣とかあるいは騒音の調査、こんなことを実施する考えはないのか、知事にお伺いします。

**○知事（東国原英夫君）** 先般、御案内のように、新田原基地で実施された在日米軍の訓練に際しまして、国からの訓練計画の説明時に、協定を遵守し、安全対策等に万全を期されるよう、改めて文書で申し入れをした次第でございます。今回の訓練は無事に終了したところでありますが、今後も訓練の実施に当たっては、協定を誠実に履行し、地域住民の生命・財産の保護に万全の対策をとられるよう、機会あるごとに、国に申し入れを行っていきたいと考えております。また、今回の訓練時には、県職員2名を国の現地対策本部や地元自治体の連絡本部に派遣し、協定の履行状況を確認したところでございます。さらに、騒音についても、県独自に常時測定調査を、新富町を含む3カ所で実施しております。今後とも、地元自治体と十分連携をとりながら、地域の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 騒音調査、県独自でやられたんですか。新富ですか。わかりました。ありがとうございます。いろいろと内部的な情報というのは、なかなか明らかにしないところでありますから、新聞でも新富町長が漏らしていましたけれども、訓練の概要がわかったのは1週間前、ですから、もう少し早くそういう情報を提示してほしいという苦言がありましたので、県のほうからも、そういう課題を何とかクリアで

きるように努力いただきたいと思います。

次に移ります。不適正な事務処理、いわゆる預け金の問題であります。全員協議会でもやる、そしてきのうの代表質問でも出ましたが、全庁調査の最終報告書が出されました。不適正な事務処理、いわゆる預け金については、決して認められるものじゃありません。でも、なぜ職員が違法と認識しつつ、あしき慣習を横行させてきたのかということをじっくり検証すべきだと思うんですね。つまり、その原因解明とその反省に立って、再発防止に力を注ぐ必要があるということ、今でもコメントされているかもしれませんが、財務会計制度の運用のあり方はどうだったのか、事務費に係る予算措置のあり方はどうだったのか、どこに不備があって、どこを改善していくのか、こういったところをしっかりと検証して、効率的な予算執行にいかにか寄与していくかが今後求められる課題だと思っています。

そこで、知事就任の1月末、全員協議会でもこの前出ましたが、知事は幹部職員の前で預け金問題をただされました。あれば出してくれと。しかし、報告がなかったわけで、4月になって発覚して、知事に対しては県民からこんな意見が出されました。「知事はだまされた。かわいそう」と。このことによって、知事はヒーローになられたかもしれません。支持率もたしか95%前後まで上がったんですよ。マスコミにも取り上げていただいて、こういう知事が全国にふえなきゃいかんという賛辞をいただいたことを記憶していますが、なぜもっと早く、知事が幹部の前で表明されたときに、職務命令において部下に調査の指示を出せなかったのかということ、いま一度答弁ください。

**○知事（東国原英夫君）** 私は就任時に、「裏

金はありませんか」と、幹部職員に呼びかけました。これは、「新しい宮崎に生まれ変わるには、もし裏金のようなあしき慣行があるとすれば、それをなくしたい、それが宮崎が変わることだ」という思いからでした。私としては、もしあるのであれば、呼びかけに応じて自主的に申し出てもらうということ強く期待しておりました。それは、上意下達で強制的に調査、捜査するという事は、先ほどの質問にも関連しますが、職員との関係上、私が就任して間もないときに、そういったものを断行していいのか、職員の方たちの自主性を促すということで、わかり合える方向、理解し合える方向で、このあしき慣行がもしあるとしたら、それを是正し、あるいは表に出す、明らかにしていくという方法を私は選択させていただきました。

それから、私の中では、ある一定の期間、その自主的な通告あるいは申し出がなかったら、私の方から調査あるいは捜査をするつもりでおりました。その一定期間というのは、ここでは言及しませんが、私の呼びかけから4カ月後に、職員の報告により預け等が発覚し、今回の全庁調査となったわけでございます。私の呼びかけが是正のきっかけとなったとはいえ、やはり裏金が存在した、不適正な事務処理が存在したということは、私としてはじくじたる思いがあります。今後は、再発防止策を早急かつ着実に推進して、県政に対する信頼の一日も早い回復に努めてまいりたいと思っております。これは全庁挙げて、職員一丸となって全力で取り組んでいく覚悟でございますので、御理解をいただければと思います。

**○高橋 透議員** この点については、副知事にも同じようなことを聞こうと思っていたんですけども、総務部長でしたからね。これは私の

憶測なんですけれども、恐らく、知事はもう実態をつかんでいらっしゃったんじゃないだろうかという思いも、私たちは抱くわけですよ。だから、私はいずれ出てくるだろうと、そのときに、話題性もひょっとしたらあるかもしれません。しかし、そんなことよりも、そういう県庁のうみを出す、とにかく不正を正すということであれば、私は早急に手がけるべきだったと思うんです。私は、そのことを副知事もしかと、当時の総務部長として反省すべきじゃないかなと思います。このことについては、これ以上申し上げません。

ただ心配なのは、これからが大事であって、県政をどのように運営していくか、職員の士気というのは下がっていると思うんです。前回の官製談合事件に続いての不祥事ですから、外に出るのもおっくうがっていらっしゃることも、ちらっと聞きました。ですから、今後、職員の士気を高めるために、知事として何ができるか、例えば福利厚生事業というのがあります。これは県は使用者として職員に与える義務があるわけですよ。これは地方公務員法でもちゃんとうたわれていますから。そこに予算をつけるべきところはつけてあげて、あるいは、ここ1～2年、旅費規程が見直しをされて、出張に出れば赤字なんです。そういったところをしっかりと見直すべき点は見直して、例えば残業代、職員の方々にすべて払っていらっしゃいますか。私は、そういうところもチェックしていただきたいんです。そのことによって職員を原点に戻らせて、それこそ一丸となって、この後退した県政をしっかりと運営してくれるものと思います。よろしくお願いします。

次に、地方交付税の確立についてお尋ねします。「みやぎきの提案・要望」というのを毎年

出されています。ここにもしっかりと書かれています。「地方分権の一層の推進と税財源の充実について」、この中に「地方公共団体間の財政力を是正するため、偏在性の少ない地方税体系とするとともに、地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能を堅持すること」とあります。これは言うまでもありませんが、地方交付税というのは自治体固有の財源であると、私は今でも思っています。全国どこに住もうが、最低限同じような行政サービスが受けられる、そういう仕組みをつくっていると思います。地方の税収入の格差是正機能を持っているのが、つまり地方交付税であるということは申し上げてきましたが、もう一遍この認識をしていただく。交付税がふるさと納税制度、この機能を果たしていると私は考えているんですよ。とにかく、ふるさと納税という発想はいいと思います。でも、国の責任論を地方にすりかえる、ひょっとしたら国からだまされることになるかもしれないとですよ。私たちはこの問題はそのことをとらえた上で慎重に対応しないと、間違った方向に結論が行ってしまうような気がします。私は、地方交付税、これをふるさと交付税と名称を変えてでも、しっかり確立してほしいんですよ。いわゆる総額を含めて、この交付税を昔の姿に戻すべきだと私は思っています。知事のお考えをお聞きします。

**○知事（東国原英夫君）** 重複しますが、ふるさと納税というのは、税収の地域間格差、そういったものを是正するのに直接資するものではないと私も考えております。ふるさと納税というのは、あくまでも思想的な問題、ふるさとを大切にする、ふるさとの定義をどうするのかというのは別にしてですね。あるシンクタンクの調査によりますと、「どこに納めたいです

か」ということで、必ずしも地方が高くはないんですね。1位が北海道、2位が沖縄で、3位が東京でしたかね。大阪とか都市部もベスト10に入っています。ですので、これは地域間の格差を是正することとは思っていないんですが、少なくとも幾らか、幾ばくかものは寄附税制にしても、地方に支払われるものだと、税収財源になっていくものだと考えておりますので、それはそれとして、私は、そのふるさと納税の考え方には総論で賛成と申し上げた次第でございます。

その地方交付税の確保でございますが、御案内のように、三位一体の改革による税源移譲をされても、本県は自主財源が約4割と、まだ依存財源が多いわけでございます。そういった意味では、財政的には脆弱であります。そういった中での財源調整機能と財源保障機能を有するこの地方交付税というのは、非常に重要な位置づけであると考えております。この地方交付税を堅持・維持するということは、地方にとって死活問題ではないかと考えておりますので、全国知事会あるいは地方六団体を含めて、その総額の確保等には、これからも強く働きかけていきたいと考えております。

**○高橋 透議員** しっかりよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、指定管理者制度に関連して再質問をいたします。県の公の施設、62施設で指定管理者制度を導入されたわけですが。このことによって4億円財源の縮減があったというふうにお聞きしますが、委託料が下がっても選定業者が運営できるというのは、どこに経費節減を求めているのか、おわかりいただければ教えてください。

**○総務部長（渡辺義人君）** 指定管理者の選定

に当たりましては、コスト面だけではなくて、利用者の利便性やサービスの向上が図られているか、そういった点等も含めまして、総合的な観点から判断をしているところであります。お尋ねの各施設の経費削減内容につきましては、施設によってさまざまでございますけれども、例えば管理運営体制の見直しですとか、清掃とか警備などの業務について、これまで委託していたものを自前で実施するとか、あるいは光熱水費等需用費の節減をしたりとか、そういったさまざまな対応によってなされているということでございます。

**○高橋 透議員** 私が期待していた答弁とは違いますが、恐らく人件費だと思っているんですよ。人件費に集中して、そこを削減することによって運営ができていくというふうには、私は認識をしています。私が心配するのは、4億円も圧縮、それぞれの62施設の総合計ですから一概には言えませんが、余りにもコストを下げることによって、公共サービスの質と水準が保たれるかということ、それともう一つは労働者保護なんですよ。最低賃金、ここを守ればいいというような経営者の感覚でもって、県が選定のオーケーサインを出していいかということなんですよ。そこをしっかりとチェックしてほしいなと思っています。報告書とか実地調査とか、先ほどの冒頭の答弁でありましたけれども、実地調査は具体的にどういうふうに行われていますか。

**○総務部長（渡辺義人君）** 実地調査につきましては、御指摘にもございましたけれども、施設の適正な管理を確保するために、すべての施設において実施をしているところでございます。少なくとも、四半期に1回は実施をいたしているところでございます。具体的な実地調査

の内容でありますけれども、例えば、管理運営業務が協定書等に基づいて適正かつ確実に実施をされているのか、それから、施設の安全管理や利用者への対応が適切に行われているのか、さらには、経理業務が適正に処理されているかなどの項目につきましてチェックを行っております。必要があれば改善を指示するなど指導監督の徹底に、それぞれの施設の管理担当において努めているところでございます。

**○高橋 透議員** この問題については、後ほどまた時間があつたら質問したいと思っています。

次に、介護保険の不正受給についてお尋ねしていきたいと思います。介護保険の給付に当たって、要介護5の支給額が一番高いんですよ。しかし、介護サービスの現場に行きますと、このような要介護5という人は、動けない人がほとんどなんです。だから、おとなしい人が多くて、むしろ動き回れる介護程度の低い方々に対して手が要するというふうには、現場の方がおっしゃるんです。「体力も使う、気も使う、きつい」というふうに言われています。したがって、介護サービスの量とその対価が合わなくなっていないかという問題点もあります。そして、幾ら質の高いサービスを提供しても、受ける報酬というのは一定ですから、業界では「企業努力が業績に反映されていない」というような不満もあるようであります。だから不正受給が起こったのかなと、そういうことも考えられるわけです。コムスンが事業を撤退しましたが、その後の受け皿、新聞でも発表されました。問題は、このコムスンの事業を受け継いだ後のサービスなんですよ。いわゆるコムスンの売りは、深夜等24時間のサービスでした。これを受け継いだ後も、しっかりと受け

継がれていくのか、福祉保健部長に答弁を求めます。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 株式会社コムスンにおきましては、御指摘のように、不正行為によりまして事業継続が困難となりましたために、本県にあるコムスンの事業所については、すべてセントケア・ホールディング株式会社が事業を承継することが決定されたところであります。承継法人の選定に際しましては、過疎地におけるサービスや24時間サービスを含め、すべてのサービスについて従来どおり継続して実施することが、条件としてつけられております。県といたしましては、新たな承継法人に対しまして、確実に承継の条件が履行され、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、十分指導してまいりたいと考えております。以上です。

**○高橋 透議員** 今、部長がおっしゃいましたように、問題は、条件はつけても、その条件がしっかりと守られないといけないわけで、その後のチェックをよろしくお願ひしたいと思ひます。

この介護サービスの関係で、もう一つの問題は、介護の職場で働く人の問題があるんですね。いわゆる低賃金、そして福利厚生もままならない職場だというふうに伺ひます。ですから、新聞でも発表されていましたが、年間で5人に1人が離職をされておる職場、しかも、そのうちの4割が就業から1年未満らしいんですね。そういった実態が明らかになっているわけで、本県も調査しましたら、若干その数値は下回っていますけれども、劣悪な賃金・労働条件から、ヘルパーさんたちの職場離れというのが進んでいる実態は同じなんです。そしてまた、介護福祉士、全国に47万人いらっしゃるそうで

すが、実際にこの資格を持っていて介護職についている人は27万人らしいです。4割の方は介護職についていない現状なんですね。宮崎県も調べてみました。17年度末現在で6,816人の方が介護福祉士の資格を持っていらっしゃいますが、実際に介護職場に従事する人は3,682人です。したがって、現場ではヘルパー不足、あるいは資格を持った人たちの不足というのが出ていると思うんですね。だから、経営をする事業所としては、地域を絞ったりとか、そういうこともやらないと経営が回っていかない。そういう心配もするわけで、人材不足から採算がとれない事業所が出ていないのか、そういうところについて部長にお尋ねしたいと思ひます。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 介護保険事業の健全な経営を維持していくためには、経営基盤となる人材を安定して確保していくことが重要であります。今後、労働人口が減少し、また、介護需要がますます増大していく中で、専門性を備えた人材などの確保が困難になるということも懸念されるところであります。このため県では、質の高い人材の養成確保を図るために、社会福祉研修センターにおいて、さまざまな専門的研修を行うとともに、福祉人材センターにおいて、無料職業紹介事業や人材確保に関する事業所への相談事業等を行っております。今後とも、介護保険制度が県民のニーズにこたえ十分機能していけるよう、介護の現場を支える人材の安定的な確保を支援してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 部長がおっしゃる意味はわからないでもないですが、ただ、人材が研修とかでそう集まるのかなという気もするんですね。介護保険、この制度そのものにもいろいろと



——単価が下がりましたよね。こういう問題視されるところもあって、もうちょっと違うところをしっかりと変えていかないと、せっかくの有資格者にその能力を發揮してもらえない、そういう実態が続くんじゃないかと私は思っています。

そしてもう一つ、この介護サービス、求められるのはまだまだ今からなんですよね。今後も利用はふえ続けていきます、高齢者はふえますから。そういう意味では、よく心配されます。先ほども言いましたが、採算がとれない地域は切り捨てられるんじゃないだろうか、このことなんです。したがって、高齢者がどこに住んでいようが、何人だろうが、安心して介護サービスが受けられるような介護事業所をしっかりと指導していく、育成を図るのも行政としての任務であると思うんですね。どのように図っていかれるか、福祉保健部長にお尋ねします。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 適切な介護サービスが住みなれた地域で確実に提供されるということが、大変重要であると認識しております。このために、介護保険の保険者であります市町村においては、介護保険事業計画を策定して、地域の実情に応じたサービスの確保に努めており、また、県としましては、市町村に対し、必要な助言指導を行い、支援を行うとともに、事業者への指導監督等を通じて、サービスの質の向上に努めているところであります。今後とも、市町村や関係団体と十分連携を図り、事業所の管理者や介護職員等に対する研修の実施などによりまして、介護の質の向上を図り、地域における介護サービスの確保に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 次に移りたいと思います。県立病院の経営状況について伺ってみたいと思

います。18年度の決算が出されたようですけれども、その数字を見てみますと、病院全体としての事業収支の赤字は、前年度と比較して13億8,700万改善されました。これについては、中期経営計画の初年度の目標を大きく上回る成果であります。局の方々を中心に、皆さん方の努力があったことと思いますが、これについては——最終が22年度ですが——最終的に黒字化を目標とされています。その見通しについて、病院局長をお願いします。

**○病院局長(植木英範君)** 中期経営計画の見通しについてでございます。県立病院が、県民の皆様信頼される医療を持続的に提供していくためには、経営の健全化を図ることが極めて重要でございます。このため、中期経営計画では、一般会計からの繰入金削減を含めまして、最終年度である平成22年度には、すべての県立病院の単年度黒字化を目標として掲げたところでございます。この目標達成に向け、スタートの年である平成18年度におきましては、7対1看護体制の導入など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。その結果、病院事業全体の決算見通しでは、初年度の目標値を6億円余上回る改善を図ることができ、これまでのところ、おおむね順調に計画が推進できているものと考えております。しかしながら、医療制度改革など病院事業を取り巻く環境は、今後さらに厳しさを増すことが予想されますので、目標達成に向けての一層の経営努力が必要であると考えております。したがって、引き続き、収益の確保に向けて、医師確保や診療報酬制度への的確な対応等に努めますとともに、医薬品等の共同購入の推進など、費用節減を図ることといたしております。このように、収益と費用の両面から、きめ細かな取り組みを実施するこ

とにより、各病院とも目標が達成できますよう、病院局職員一丸となりまして、全力を挙げ取り組んでまいります。

**○高橋 透議員** その初年度の目標値に対して大幅な改善がなされたという要因の一つに、業務委託等、かなりやられました。つまり、職員数の大幅な減があると思うんですよね。その裏で、今まで正規で雇用していた看護師に臨時職員がふえたというふうにお聞きします。そこで心配するのは、医療の質とかあるいは事故、こういったところにつながらないか、現状を病院局長にお願いします。

**○病院局長（植木英範君）** 従来から、育児休業等に対する代替職員を確保する場合には、看護師の需要に対して柔軟に対応するために、臨時的任用職員で対応することといたしております。昨年度導入いたしました7対1看護体制の確保に際しましても、県立病院全体での病棟再編等による再配分でお不足したことから、その不足分を臨時的任用職員により対応したところでございます。現在、看護師全体の中で、これらの臨時的任用職員が占める割合は10分の1以下でございます。また、7対1看護体制の導入により、入院患者に対します看護師の数が全体として増加をいたしておりますので、従来よりも手厚い看護体制が確保されております。もとより任用に当たりましては、県立病院の看護師としてふさわしい能力を持つ人材を求めるとともに、任用後は、看護に関する知識や技能、接遇といったことについて、適切な指導・教育を継続的に行っているところであります。今後とも、医療サービスの低下等を来さないよう、十分配慮してまいりたいと存じます。以上でございます。

**○高橋 透議員** わかりました。経営に関して

は、3病院、多少のこぼこはあると思うんですよね。人口の違いもあったりして、条件はそれぞれ違いますから、総体で黒字になるということであれば、私はよしとしていいんじゃないかなと思います。それぞれの病院、これからも経営の健全化が図られますように御尽力いただきたいと思います。

次に、救急医療、医療格差についてお尋ねをしていますが、格差がいろいろと言われる中で、この医療も格差があるというふうには認識せざるを得ないところがあります。宮崎に一極集中しているということをよく言われますけれども、特に夜間・休日の対応に格差があるというふうに感じます。先般、日南で昼、草刈りをされていた方が倒れられまして、県立日南病院に運ばれて、もちろん医師の適切な処置はされました。その後——家族の方々も何%でも可能性があればという思いはありますよね——何とか宮崎に運んでほしいという希望もあって、宮崎市郡医師会病院に搬送されたようであります。しかし、無酸素脳症ということでありまして、現在は植物人間になられているというふうにお聞きしております。家族は、宮崎市に行けば何とかなるんじゃないかという認識をお持ちだと思うんです。高度な医療があるからという認識のもとに。局長はこういう状況をどう考えられますか、お答えください。

**○病院局長（植木英範君）** 大変難しいお尋ねでございます。個別の患者さんの件につきましては、お答えを控えさせていただきたいと思いますが、御家族の気持ちといたしましては、何らかの別の手だてを求められて、宮崎に希望されたんだろうというふうに思われます。以上でございます。

**○高橋 透議員** 私は、たまたまの事例を申し

上げただけであって、客観的に見て、そういうケースをどう思うかということ、いわゆる2次医療と3次医療の違いだということはわかりますよ。そのことをしっかり局長に答えてほしかったなと思うんですよね。確かに、この方は助からなかったかもしれません。助からなかったというか、処置ができなかったかもしれません。ただ、この患者は別にして考えたとしても、すべての医療において、夜間・休日医療において格差があるわけですよ。これまで搬送された中で、ひょっとしたら助かった命があったかもしれないですよ。宮崎にある高度医療が日南にあれば。これは日南だけに限らず、山間部は大変医師不足ですから。これは命の格差というふうに言ってもおかしくないと思います。助かった命もあるということ、宮崎市に住んでいる方との差なんですよ。局長には、この現状をしっかりと認識された上で答弁してほしかったなとは思ったんですが、知事はこの件についてどう思われますか。

**○知事（東国原英夫君）** 御指摘のとおり、本県の救急医療システムについては、診療科と時間的な格差というのは否めない事実かなと思っています。特に高度医療になりますと、それが整備されている、整備されていない、あるいは時間的に言いますと、椎葉等々の中山間地からの都市部、日向・延岡への救急搬送というのは1時間半から2時間ぐらいかかる、あるいは串間から日南、あるいは日南にその診療科がない場合には、宮崎まで搬送する場合は2時間ぐらいかかると、こういうような時間的な格差というのは認識しているわけでございます。休日夜間急患センターとか県立病院や市郡医師会病院等におきまして、救急患者の症状に応じた受け入れ体制の整備が図られている一方で、医師

不足等の問題がございまして、診療科がない圏域があるということでございます。県といたしましては、広域的な病院相互の連携とか、あるいは機能分担を促進するとともに、地域に必要なとされる診療科の整備等、県立病院を初めとする救急医療施設の機能の充実等に配慮しながら、今後、引き続きその救急医療の整備体制に取り組んでいきたいと考えております。

**○高橋 透議員** なかなか難しい問題だということは認識します。この命の格差というのは、皆さん方で——私も含めてでしょうが——埋めなければならない重要な課題だというふうに私は思っているんです。だから、格差を埋めるための緊急時の医師確保とか医療対策、知事もおっしゃいましたけれども、今後どういうふうに取り組んでいくべきかということ、しっかりとビジョンを描いて——いろいろとドクターヘリの問題とかありますよ。そういうところも視野に入れて、どうすれば命の格差が少しでも埋まるかというところを、県民にしっかりと示すべきだと思うんです。局長、何かコメントがあればお願いします。

**○病院局長（植木英範君）** ただいまお話のありましたとおり、救急医療体制の充実と申しますのは、公的医療機関であります県立病院の極めて重要な役割の一つであります。このため、従来から救急の専門医を含め、医師の確保に努力をしてきたところでありますが、新しい臨床研修制度の導入に伴いまして、医師の偏在や小児科、産婦人科等、特定の診療科における医師不足など、医師確保が大変厳しい状況にございます。ちなみに、この9月1日時点の県立病院の医師数は、充足率が87.6%、定数と比較して24名の不足となっており、救急医療体制を確保するためにも、医師確保は喫緊かつ最重要の

課題でございます。抜本的な医師確保策がない中で、大変厳しい状況であります。宮崎大学を初め各大学の医局への派遣要請はもとより、県出身の医師や臨床研修医への個別の働きかけなど、引き続き医師確保に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

**○高橋 透議員** いろいろと課題は本当に大きいんですが、私、議会も含めて努力してまいりたいと思いますから、なお一層の御尽力をお願いしたいと思います。

次に移ります。自殺対策についてお尋ねしていきたいと思います。今、本県の「自殺防止月間」だと思いますが、9月10日は、世界保健機関(WHO)が定めた「世界自殺予防デー」でありました。その10日から1週間が「自殺予防週間」ということで、連合が後援する日本産業カウンセラー協会が主催しての電話相談が行われております。本県におきましても、いのちの電話相談、当初は10時から3時というものでした。私も質問をしてきましたが、あらゆる方からの質問もあって、今、相談の時間延長もあわせて、民間の方々も協力いただいて、24時間の体制も整いつつあると思います。そして、自殺対策協議会、ここも設置していただいて、努力してまいられたところであります。しかし、残念ながら、本県の18年度の自殺率、青森県を抜いてワースト5位になったんですね。そしてまた、本年度の自殺者数、本当にこの数字というのはびっくりします。6月末で210人、このまま推移しますと、平成10年が388人という数字でしたから、ひょっとしたらこの数字を上回る最悪の事態になるんじゃないかと非常に心配をしています。この間の自殺の現状について、取り組みについて、知事はどう認識されているのか伺いたいと思います。

**○知事(東国原英夫君)** 御指摘のとおり、ワースト5でございます。18年度、年間361名と、ほぼ1日に1名の方がとうとい命をなくされている。これはゆゆしき事態だと思っております。原因等については、御案内の自殺対策協議会等、あるいは庁内の連絡会を立ち上げまして、これはスピード感を持って対処していかなくちゃいけないと考えておる次第でございます。また、自殺については、病気、うつ病であったり、原因については多岐に及んでいると思うんですが、経済問題とか健康問題、人間関係とか、そういったものも含めて、専門医等、あるいは地域の方たち、NPOを含めてボランティアの方たちと連携しながら、市町村とも力を合わせて全県的に、この自殺対策には取り組んでいかなければならないと考えております。

**○高橋 透議員** よろしくお願ひしたいと思ひます。

また県立病院の関係に戻るんですが、実は日南病院、延岡病院には精神科がありましたが、医師の不補充で今、閉鎖された状態であります。今、社会状況の変化によって心が病んでいる人というのは、すごく多いんですね。人間関係が希薄になっていることも言われていますし、これから自殺をする方がふえちゃいかんですが、ふえることを非常に心配します。この予防については、周りにシグナルを発しているんですが、なかなかそこに気づかない、そこに気づくためのいろんなシステムを構築して、連携して、見抜かないかんというところが、その対策の一つになると思うんです。そのためには、心を病んでいる人、プライドがあって、なかなか病院に行かないという人もいらっしゃるんですよ。だから、行きやすい病院、身近に行きやすい病院、いっぱいいらっしゃる中でその

一人として行きやすい病院、そういうところがぜひなくちゃいけないと私は思っているんですね。そしてまた、医療連携もしっかり行われなきゃいけないし、また、ソーシャルワーカーもしっかり配置されてなきゃいかんというふうに思うんですね。冒頭言いましたように、今、日南・延岡病院の精神科が閉鎖されています。どう考えていらっしゃいますか、病院局長。

**○病院局長(植木英範君)** ただいまのお話にございましたとおり、まず、各県立病院の精神科の医師は、外来患者への対応はもとより、手術後の精神的に不安定な患者さんや、精神疾患を有する入院患者さんの治療に従事しているところでございます。しかしながら、先ほども申しましたような昨今の医師不足の中で、精神科医師の確保も極めて困難な状況にございまして、まことに残念ながら、お話にありましたように、県立延岡・日南においては、精神科を休診せざるを得ない状況にございます。病院局といたしましては、患者数の動向や地域のニーズ、また、高度・急性期病院としての県立病院における精神科医師の役割を踏まえ、引き続きその確保に努力してまいりたいと存じます。この精神科の関係その他は、医師、看護師、それから医事業務の職員、その他と連携しながら進めていかなければならないというような状況にございますので、平成18年度から、それぞれの病院に医療連携科を設けております。そこで、家族の方々、それから患者さんはもちろんですが、いろんな医療の相談、医療費の助成等の相談にも取り組んでいるところでございます。今後も、精神科の治療をする患者さんにつきましては、こういった各方面の職員も充てる、そういう体制の中で対応してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

**○高橋 透議員** 医療連携とかおっしゃいましたが、自殺予防ネットワークの確立とかも、いろいろと言われてきておりますけれども、実態はうまく機能しているのかなという懸念もあるわけですよね。要はスタッフ不足だと思うんです。そこをもう一遍検証いただいて、今後、十分な取り組みをお願いしておきたいと思えます。

時間がありません。予定していたものを飛ばしながら、時間があれば申し上げますが、農林振興の関係で申し上げておきたいと思えます。この前、テレビを見ていましたら、知事、9月1日土曜日だったと思うんですが、植栽未済地2,000ヘクタールを3～4年で解消しますとおっしゃっていました。多分県民はすごいなと思われたと思うんですよ。ただ問題は、伐採が——これはアバウトな数字になるかもしれませんが——年間に多いときには1,700ヘクタールですか、伐採しているんですね。平均で1,300というときもありますけれども、ただ、植栽は、再造林、大体5年平均で1,300ぐらいらしいです。このほかに森林環境税なんかで植栽したりとか、あとは企業局が緑のダム事業で植栽してくれたりとかありますが、なかなか追いついていないんですね。2,000ヘクタールは3～4年でしますけど、伐採するわけだから、新たにどんどんふえていくんです。そしてまた、中国木材——まだ決定はしていませんが——もし進出すれば伐採面積というのはふえます。しかも、植栽未済地も残念ながらふえるんじゃないかなという心配をします。そういう意味では、今の環境森林部が予算計上している国庫補助で再造林を一生懸命頑張っていますけど、ちょっと私は厳しいんじゃないかと思うんですね。その辺の予算増が求められていますが、知事の

お考えをお聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** 御案内のように2,000ヘクタールぐらいが未植栽地と言われておりますが、御指摘のとおり、伐採して植林していく、その繰り返しでございますが、全くゼロにはできないんですよ。それはもう常に伐採していますから。ですから、ゼロということではない。今のほったらかしの2,000ヘクタールを3～4年で、できれば3年で植栽したいという目標を掲げさせていただいております。それについて、森林・林業研究会という専門的なチームを環境森林部の方に立ち上げまして、今、研究を行おうとしているところでございます。植栽地に関しましては、人工林と自然林がございますので、そういったところも勘案しながら、ここは自然林に適しているのか、あるいは自然に生えてこないところは人工的に植えなきゃいけないというのを調査研究しながら、対応していきたいと思っております。予算につきましては、できる限り植栽未済地をなくすような措置をしていきたいと考えております。

**○高橋 透議員** よろしくお願ひいたしたいと思っております。

次に、みやぎきブランドなどの食品偽装対策について伺ってみたいと思っております。これについては、6月議会でも我が会派の満行議員が質問しておりますが、このときは表示に対する質問だったと思うんですね。私が今回質問するのは中身、ブランド。いわゆる地頭鶏なんかのブランドの中身は、偽装するのは非常に厳しいと思うんですよ。ただ、地鶏と言われている範疇のもの、定義というのはなかなか難しいらしいですけれども、ピンからキリまでありますけれども、余りにも商品が、中身が劣悪だったとしたら、これは類似商品にも悪影響を及ぼすだろう

し、ひいては宮崎のイメージダウンになると思うんですね。中身ががっかりだったら。中にはあるんですよ、「これが地鶏か」という感じの。そういうのをしっかりチェックする取り組みが大事だと思うんですね。ここは農政水産部長でしょうか、答弁をよろしくお願ひします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 農産物の信頼性を確保するための取り組みということだと思います。御指摘のとおり、炭火焼きといえ「宮崎」というイメージが定着しつつある中で、地鶏を初め本県の農産物は、食べておいしい、安全・安心という消費者の信頼を、生産から流通の過程における関係者が一体となって確保していくことが非常に重要だと考えております。県といたしましては、生産段階において、生産者、加工業者みずから積極的に品質管理に取り組んでいただけるよう、各種の研修会等を実施しながら啓発・指導しているところでございます。また、流通段階におきましては、適正な表示が必要でありますので、店舗の巡回調査、それから消費者モニターであります食品表示ウォッチャー等から寄せられました情報をもとに、業者への指導を行っているところであります。さらに、県外におきましては、知事のトップセールスなどを活用しながら、市場や小売店の関係者に対し商品の特徴を説明し、消費者の理解を得られるよう対応しているところであります。今後とも、消費者に満足していただける農産物の信頼性の確保に努めてまいりたいと思っております。

**○高橋 透議員** しっかりチェックができるような知恵と工夫で、宮崎のイメージがダウンしないようお願いしたいと思います。「みやぎき応援隊」という方がいらっしゃるらしいですね。県外に180人ぐらい。宮崎をPRしていただ

くということで、今も300人ぐらい募集されているらしいですが、この人たちにも商品のPRとあわせて、中身も何かいろいろ報告いただくとありがたいかなと思います。これは要望ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あともう一つ、マンゴーですね。マンゴーについては、いろいろと注目を浴びて高値で売れました。問題は、来年以降にこの高値で売れるのかなということなんですね。卸値の3倍、4倍で店頭には並びました。「もう高くて食べられなくなった」と言う地元の消費者もいるわけですよ。来年高値がついて売れるのか、そしてまた、他県の巻き返し、こういうところも予想されます。マンゴーの産地拡大などの他県の状況はどうなのか、農政水産部長に答弁をお願いします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** マンゴーの販売状況、それから他県の動向ということであると思ひます。

まず、マンゴーの販売状況についてですが、本県産の完熟マンゴーにつきましては、今年度、東京都中央卸売市場の7月末までの平均単価、これが1キロ当たり約5,500円と、昨年同時期の平均単価に比較して6割程度高くなっております。これは、生産者の地道な努力に加えまして、知事の積極的なPRが相まった結果、宮崎産完熟マンゴーへの消費者の評価が高まったというふうに考えております。来年度以降につきまして、このように高く売れるのかということでもありますけれども、現在、作付面積を増加することで進めておまして、生産量がことしを上回っていくというふうに考えておりますので、今年度に比べると価格は落ちついて推移するのではないかと今考えております。

それから、他県の動向についてでありますけ

れども、今、鹿児島、熊本、こういったところでマンゴーの取り組みが始まっております。ただ、宮崎産完熟マンゴーは、ことしの流行と申しますか、この流れの中で、宮崎のブランドに対する市場、それから消費者の信頼感あるいは評価、こういったものは、他県に比べまして一歩も二歩も先んじているというふうに自負しております。加えまして、平成17年度から取り組んでおります。マンゴー王国産地確立事業、これにより完熟マンゴーの栽培マニュアルを確立しまして、「太陽のタマゴ」の割合を高めるなど、本県の完熟マンゴーのブランドをより強固なものにしていきたいと考えております。以上であります。

**○高橋 透議員** 時間がありませんので先を急ぎますが、早期水稲関係、きのう被害に対する救済の質問がありました。私は視点を變えて、早期水稲の優位性が今どうなのかという疑問について訴えるわけです。台風の襲来時期も変わりまして、気候の變化もあるわけですが、ひところの価格も極端に下がって魅力がなくなりつつあるという現状、そしてまた、ことしのこのような被害があったわけで、農家の方が早期水稲を作付しようという意欲が今、非常にうせてきていると思うんですね。そういう意味では、早期水稲の見直しの時期に来ている、あるいは轉換期に来ているのかなというところなんですよ。そういうところを含めて、恐らく農業試験場の研究とか進められていると思ひますので、状況を部長にお願いします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 早期水稲につきましては、防災営農の観点から、昭和28年、本県に導入されました。その間、栽培技術の向上、それから食味向上、こういったものに取り組んでまいりまして、宮崎の夏を代表する作

物、そして宮崎の特徴であります施設園芸等と組み合わせました複合経営の重要な構成品目ということで位置づけられております。今回、災害によりまして品質低下が見られたわけですが、過去に経験のない状況でありましたので、県といたしましては、昨日、知事も答弁いたしました。関係機関・団体と一体となりまして、来年度も生産農家が意欲を持って生産できるように、要因分析と対策について総合的な検討をすることにいたしております。御質問の農試の研究等を踏まえてということでございますが、まさしく近年の温暖化は、この米等の農業生産について、いろいろと懸念されることもございます。このようなことから、現在、農試で進めております、高温条件下でも品質が安定するすぐれた品種の育成、それから栽培方法等を含めまして、試験研究の成果を踏まえながら、今後、品種のあり方、さらには早期水稲のあり方等について検討してまいりたいと考えております。以上であります。

**○高橋 透議員** 実は私も早期水稲をつくってしまして、私は知れた面積なんですけれども、きのう知事がことしの早期水稲米はまずいという表現をされたんですが、まずくはないんですよ。食味が例年の新米と比べたら落ちるといふ表現にしてほしいなと思います。まずくはないんです。私の米もおいしいんです。農家にとって夏場の現金収入なんですよね、この早期水稲は。だから、今後も研究されて、何とか生き残れるように、よろしくお願ひしたいと思います。

教育問題に移ります。

先ほど教育長は、普通通学区域の撤廃の弊害で、通学距離を適切に判断して選択するから、私が言う問題は起きないよというふうにおつ

しゃっていますが、まだ普通科通学区域撤廃は来年からなんだけれども、実はもう起きているんですよ。宮崎市に、宮崎市以外の中学生は試験を受けて入ってきています。ということは、宮崎市に住んでいる中学生は、はみ出しちゃう子もいるわけですよ。実際に、宮崎市から都農高校に通っているという方がいらっしゃることを聞きました。そここのところはちゃんと調査をしていただいて、慎重に進めていただきたいなと思っています。

学力テストの問題について御質問しますが、9月中に全国学力テスト結果公表ということでお聞きしております。ただ、これは文科省が公表を義務化しないという方針を立てているらしいです。県教委としてどうされるのか。また、公表基準があれば伺いたい。それと、個人情報保護法もありますけれども、保護者から要求があったときにどう対応するのか、答弁を求めます。

**○教育長(高山耕吉君)** 調査結果の公表についてでありますけれども、序列化や過度の競争を招く懸念がありますことから、都道府県が個々の市町村名や学校名を明らかにした公表は行わないよということ、実施主体であります国から強く求められております。また、国が各都道府県別の結果を公表いたしますことから、県教育委員会といたしましては、調査結果を公表する考えはございません。以上です。

**○高橋 透議員** わかりました。この学力テスト、いろいろと問題があるんですよ。事前学習とか予想問題の作成とか、誤答の指差し——間違っているところを先生方が指差すらしいですね、ここが違うよと、こんなのはもつてのほかですよ。障がいを持つ子供を排除したりとか、そういうのを全国的にニュースとなって聞



いています。子供一人一人は違うわけであって、平均点を出してどういう意味があるのかというところも——莫大な77億円もかけていますよ、この学力テスト。そういうところをしっかりと宮崎としても言ってほしい。そして、全国調査じゃなくて抽出でいい。そのこともぜひ訴えてほしいなと思っています。

次に移ります、時間がありませんから。教育問題はまだありましたが、夏休みの短縮とか運動会の日程とか——子供が亡くなりましたね——そういうところは、我が会派の一般質問でとっていますので。

企業誘致の問題を最後に申し上げておきます。4年間に100社、1万人雇用ということでマニフェストに掲げられておりますが、過去4年間も100社近く誘致しておりますから、可能な数字であると思います。問題は1万人雇用ですが、これは1次、2次まで含むらしいですから、可能だろうなと思います。雇用のあり方、これはもちろん正社員であって、労働法を最低限守ることは当然約束されないといかんと思います。

そして今、知事は日本一注目されている方です。さまざまなチャンスがあれば、それを逃しちゃいかんと思うんですね。実は私、あるきっかけでアストラゼネカという医薬品会社を知ったんですが、これは大阪に本社を置くグローバル企業なんです。この会社は、社会貢献事業として、高齢化する村を応援するプロジェクトをやっているんですよ。全国の棚田を清掃するんですね。去年からこれを始めているらしいです。去年40カ所、ことし50カ所にふやまして、10月10日に日南の坂元棚田に来るんですね。全国50カ所のうちのひとつに選ばれているんですよ。これは毎年来ます。しかも、日

南には社長がみずから来るんですよ、50カ所もあるのに。それだけ注目されているのかなと思いますが、私、知事にもこの文書を、縁があって届けましたけど、会っていただけませんでした。見られましたか。それは後でまた整理しますが、実は一回、要請文書をちゃんと届けてありますし、DVDも差し上げました。見ていらっしゃいませんか。私は、こういったチャンスをぜひ生かしてほしいんですよ。あるいは電話でもいいじゃないですか。出席できないんですよと、本社にかけてください。そういった努力もやってほしいし、できましたら——全国50カ所のうちの1カ所を坂元棚田、しかも社長が来る、何かその社員は知事に会えるかもしれないと期待しているらしいんですよ——お見えになりませんか、10月10日、知事。

○知事(東国原英夫君) 10月10日のスケジュールに関しましては、秘書課に聞いてみないとわからないので……。恐らくあいていないと思うんですけども、また対処したいと思います。そのお尋ねの件につきましては、ちょっと私は記憶しておりません。上がってきたかもしれないけれども、記憶しておりません。もう一度確認させていただきたいと思います。

○高橋 透議員 欠席らしいです。聞いています。

もう時間がありませんから、最後、まとめじゃありませんが、知事が動けばマスコミが動いて、人が動いて、そんな光景を実は先月、目の当たりにしたんです。8月26日、日南市の堀川、あそこに木橋がかかりました。この落成式に、本当に暑い日でしたけど、知事がお見えになって、あいさついただきましたが、当日5,000人参加されました。この数字にもびっくりしましたが、またびっくりしたのは、式典会場で2

メートルぐらいのやぐらができて、そこであいさつされましたね。知事があいさつされました。おりられました。次に日南市長があいさつに立ちました。もう目線は知事なんですね。そろそろ動かれるんですよ。あいさつを聞いていません、日南市長のあいさつは。それともう一つ、その後テープカットをしまして、渡り初めがあって、子供と一緒に渡りました。私も知事の後をついて行きました。そうしたら、周りもカメラですごかったんですよ。そうしたら、「兄ちゃん、兄ちゃん、知事ん写真撮ってくれ」と私の肩をたたくじゃないですか。「兄ちゃん、兄ちゃん」です。知事のつき人か県庁職員かというふうに間違えられたかもしれませんが、啞然というか、そういうことだったんです。

申し上げたいことは、東国原現象、今もって続いております。弱小県のこの宮崎を、堂々と全国に名をはせていただいた知事の御努力に敬意を表しますが、どうか体に留意をされて、県勢発展のために御尽力いただきたいし、私も県民総力戦の一員として汗をかく決意を申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

**○坂口博美議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩をいたします。

午前11時45分休憩

---

午後1時0分開議

**○坂口博美議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、愛みやざき、18番松田勝則議員。

**○松田勝則議員**〔登壇〕(拍手) 若き政策集団愛みやざきを代表し、質問を行います。

1期1年目からこのような機会を与えていた

いただきました関係者に深く御礼申し上げます。同時に、いつも熱い議論の中、元気と勇気をくれる愛みやざきのメンバー、感謝します。ありがとうございます。おおきに。我々愛みやざきは、地方分権の確立や、また道州制への移行を含めた今後の地方自治改革の流れをくみ、県政に新たな潮流を起こすために結集しました。国政主導では理解しがたい中山間地域や過疎地域の小さい声、そして厳しい生活を強いられている社会的弱者の声にも耳を傾け、県民の思いを県民の目線で代弁する地域密着の県民会派を目指しています。そして、県の財政再建という大きな課題、これに取り組むために議員みずからの既得権を律するための議会改革案を積極的に提案し、県民の理解が得られる県政実現に努力をいたす次第でございます。皆さん、お世話になります。どうぞ御指導よろしくお願いいたします。

それでは、愛みやざきの代表質問を行います。他の会派と重複した部分につきましては一部割愛いたします。

まず、1問、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

本年1月23日、そのまんま東こと東国原英夫氏は第52代宮崎県知事に当選をされました。他の有力2候補者との激しい選挙戦の中で、県民の何割が、国民の何%があなたの当選を予測したのでしょうか。また、当選後もあなたのリーダーシップや手腕を疑問視する声は決して少なくありませんでした。それは、過去のことになりますが、青島幸男元東京都知事、横山ノック元大阪府知事と同様に、芸能界出身の首長さんということであるからだと思われれます。しかし、当選後の日夜をたがわぬ活躍ぶりは、今や47都道府県の中では、東京の石原か、宮崎の東国原かと言われるほど、最も注目を浴びる知事と

なったことは確かです。おかげさまで、本県の情報発信量は他県のうらやむまでになり、地鶏やマンゴーといった県産品の売れ行きも品不足を来す状況です。また、前知事辞職の引き金となりました官製談合、これにメスを入れるため、入札制度の改革、行財政改革の取り組み、本当に矢継ぎ早の対応は県民の期待に確かにこたえたものであり、そのことがこれまでの県政不信を見事に払拭してくれたものと考えております。

ところで、知事は当選後に「中央公論」6月号、この対談の中で、「宮崎県勢の発展には県行政の改革とともに、県議会の改革が必要不可欠である」と述べておられます。我々愛みやぎの会派から見れば、議会の改革、それから活性化は、我々議員みずからが判断し、取り組まなくてはいけないことと考えております。そして、議会内にもそのための検討委員会が設置をされております。しかしながら、みずからの改革はみずからの手でといっても、外から見た県議会はどのように映っているのか、とても気になります。また、その声に耳を傾けることこそ肝要かと思っております。この発言に至った知事の県議会に対する思いや期待を、ぜひお聞かせください。

続いてまいります。知事のマスコミ出演とその対応についてお伺いをいたします。知事は就任以来、これまでの知名度を駆使したパワフルな行動力、そしてその成果は県民を超えて国民だれもがひとしく認めるところです。忙しいですね。これまでの公務としての知事出演、メディアの取材件数は、テレビ138件を初め約250件、公務を離れた政務としてのマスコミ活動は約100件に及ぶようです。ところが、ストレスのたまる職種でありながら、満身に休暇がとれて

いない話を聞きますと、逆に私どもは知事の体調を心配しております。「今回は知事さんはえらい元気がないが」と、皆心配をしております。今は充実した職務状況だとしても、いつまでもこの状況が維持できるとは言い切れず、これからの節目節目におきまして、知事としての実績や品格が問われることになろうかと思いません。知事のテレビを初めとするマスコミでの活動は、おおむね県民からは好意的に受けとめられていると考えますが、一部には宮崎県知事とは違う品位を欠く表現も見受けられます。知事は、みずからを律することは十分御承知のことと思いますが、マスコミ活動における知事の考え方をお聞かせください。

次に、不適切な事務処理、いわゆる裏金問題について、知事及び担当部長にお伺いをいたします。

質問に入る前に、私たちが前置きしたいことが2つあります。1つ、県民の納得です。最終的に公開された内容が、県民に対して納得していただけるのかどうかということです。知事の「うみを出し切る」という言葉を県民は信じております。これからの質問は、県政信頼回復のための質問です。反省すべきは反省し、けじめをつけ、再出発となるような明確な答弁を求めます。そして、今回、知事以下、返還を含む処分などの方針が示されました。その内容におきまして知事の潔い姿勢をあらわされている点は、とても評価できます。また、代表監査委員におきましても、給料月額100分の20、1カ月の減給処分を科していますね。裏金問題につきましては、執行部だけではなく、我々議員も県民の厳しい目にさらされているということ、しっかり認識をしております。その自覚に立って、不適正な事務処理問題についての質問

に入らせていただきます。

まず、裏金発覚から記者発表までの経緯についてお伺いいたします。去る4月10日、県立みやぎ学園より、不適正な事務処理が行われていた可能性がある旨の報告が、主管課になされました。そして、5月8日、学園から、預けなどが行われていた旨が、児童家庭課及び福祉保健課に文書で報告されています。この間1カ月のタイムラグがあるわけですね。相談を受けた主管課は、現場にどのように指示を出し、また実態を把握し、現場と連携をとるためにどのように取り組まれたのか、これをお聞かせください。

2つ目、備品管理体制です。通常2万円以上の物品は、備品台帳管理されているわけですが、裏金で購入された備品については台帳管理されていたのか、これをお尋ねします。

ちなみに最終報告書では、庁内作業チームにより、業者の帳簿や納品書と備品を突き合わせ、現存確認の精査を実施してきたとの報告がありました。このことは、現時点において、裏金で購入した物品の備品台帳は完成していると理解してよろしいのかどうか、これをお伺いいたします。

次に、高千穂線の存続についてお伺いいたします。

日之影線から換算しますと、ことし75歳を迎えた高千穂線、去る9月6日に高千穂線の約半分、延岡一楨峰間の廃止が決定いたしました。残る高千穂一楨峰間につきましては、県を初め、沿線の市町には休止延長へ御協力いただきました。関係者一同、深く感謝しております。運行再開を目指し、地元が立ち上げました神話高千穂トロッコ鉄道株式会社、また沿線の住民の会「高千穂線全線復活熱望県民会議」、そし

てまた全国の支援者が引き続き活動を続けています。我々愛みやぎは、この多くの人たちとともに支援活動を続けてきました。延岡、それから東京での署名活動、県北各地、宮崎市での住民説明会やフォーラム、そして線路の清掃。高千穂線、将来性や状況が困難であることは十分に承知しております。しかし、高千穂線を必要としている人々がいる限り、この活動がある限り、私たちはその支援を続ける所存です。

さて、12月26日、この休止延長期間が復活の最後のチャンスだと、こうとらえております。支援金は3カ月で3,600万円が全国より寄せられました。目標金額の2億円、これにはほど遠いものの、関係者が一体となって再建に取り組んでいます。その途上において、鉄道に関する2つの法律、これがこの高千穂線に適用できないかと模索をしております。10月1日から施行の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」、そして特定目的鉄道です。ともに行政がかかわってこそ大きく活用できる法律です。また、適用になれば双方とも第1号路線になります。新たな観光面での話題性の喚起にもなりましょう。本県はどのようにかかわっていけるのか、お伺いいたします。

次に、高千穂線が運行を休止してバスの増便などを図りましたが、それでも実情にそぐわず、通勤、通学、通院といった地域の足を求める声は今なお大きいものがあります。実際、高千穂線が運休したことで、旧北方町では4軒もの世帯が移転をし、高千穂町においては宿泊者数が1万人減少したなどの例を見ても、地域経済への打撃は大きなものがあります。総合交通・流通対策特別委員会の昨年度の報告にも、「地域経済の活性化の観点から、トロッコ鉄道による高千穂線運行が一日も早く実現すること

を期待する」、このようにあります。経済的援助が困難なことは承知しておりますが、公的支援は全く不可能であるのか、知事にお伺いいたします。

また、知事は、宮崎県改革の柱の一本に県民総力戦を提唱していらっしゃいます。高千穂線支援活動こそ、まさに総力戦の最も熱い活動の一つとっております。これらの人々に対する知事のお考えをお聞かせください。

次の質問に入ります前に、今回の台風4・5号で被災された方々に、心からお見舞いを申し上げます。災害時安心基金についてお伺いします。

今回の台風はまさに惨状でした。見立、鹿川、黒仁田、二股、曾木、細見、上祝子、北川、北浦、島浦、さまざまな地域で先祖伝来の田畑が一瞬にして荒野と化し、川筋そのものが変わってしまいました。自然の脅威をまざまざと見せつけられました。経済的被害は大変大きかったですけれども、個人の生活はもとより、地域の暮らしそのものを脅かす被害となりました。思いもしない災害に見舞われた被災者たちが頼りにしたのが、この災害時安心基金の存在です。この基金の誕生は、台風14号の見舞金給付制度の不満から生じた、このように聞いております。新基金では所得や年齢の制限を一切設けず、時間や手間のロスのない一律給付を目指し、制定されました。県市長会は永続的な制度にしたいとの意見を示されましたね。そして、この案に県民は県政改革の大きな手ごたえを感じたものです。ところが、8月6日の定例会見で、「県と市町村で創設したばかりの災害時安心基金適用は難しい。1市町村で全壊10世帯以上という被災者生活再建支援法が未適用だから」という知事のコメントに、まさかと思っ

たものです。そのほかの対策を考えると発言されたものの、その後の動きが見えません。それに対し、各市町で支援策が次々に講じられました。県の災害時安心基金はハードルが高く適用されない以上、私たち独自に支援をすると、日之影町、日向市、西都市などで独自に見舞金や再建支援基金を設けました。さて、そもそもこの安心基金はどのような目的で創設されたものだったのか、また、適用基準がなぜハードルの高い被災者生活再建支援法が適用された場合だったのか、知事にお伺いをいたします。

また、今後、災害時安心基金の運用について見直しはどうお考えか。適用基準の引き下げや、特に過疎地域の振興や支援が求められている今、中山間地域への特例など柔軟な対応は考えられないものか、これも知事にお伺いいたします。

次に、入札制度改革について、知事及び県土整備部長にお伺いします。

今般の入札制度改革の結果、建設業界に大きな影響が出ているのは周知のとおりですよ。建設企業の倒産について、第1・四半期において倒産が昨年は8社であった。ところが、本年は21社に及んでおりますし、今後なお一層の増加が懸念されるところです。宮崎県の普通会計決算における土木費の比率は14.85%、全国平均を下回り、九州では福岡に次いで下から2番目です。そのように特段に土木費が多い状況でない中での今回の入札制度改革です。県としては、今回の入札改革においてこのように倒産や廃業などが発生することは予想していたか、していたのであればどの程度と考えていたのか、お伺いいたします。また、今回の制度改革に当たり、業者の皆さんとの協議がどの程度なされたものなのか、知事にお伺いいたします。

次に、転業の支援についてお伺いいたします。建設業界が段階的に縮小していかざるを得ない中で、県は財団法人宮崎県産業支援財団などを通じ、セミナーなどを行っています。しかし、既存の建設事業者が一部門として他の分野に進出するんだったらともかく、完全な転業、これはほとんど進んでいないのが実態です。国におきましては、国土交通省でワンストップサービスセンターを運営しています。各関係省庁が連携して、建設業の新分野進出に対応しています。例えば、やはり急激な入札制度改革を行った長野県におきましては、建設業等新分野事業進出費補助事業、新事業活性化資金などのさまざまな融資制度の創設、また弁護士や中小企業診断士による建設相談110番など、物心両面の支援があります。宮崎県におきましても、このようなチームによる一歩踏み込んだきめの細かい対応が必要であると考えています。特に長期的な視野で見た経営改善の支援、特に早目の転業を促すための支援、さらには新規事業や特許などへの支援をするべきであると考えますが、県土整備部長の見解をお伺いいたします。

次に、新規予算がつかしました公共工事現場点検強化事業についてお伺いいたします。県は、公共事業の品質低下が懸念されるとして当該事業を新設し、1,983万2,000円の予算を計上しております。これは落札率がおおむね80%未満の工事などについて施工現場の監視、営業所の点検などを行うというものであります。しかし、このような事業を行うということは、逆に言えば80%未満の工事には不安があると予測されたため、このような事業化がなされたと考えざるを得ませんが、県土整備部長、この見解をお伺いいたします。

続きまして、観光客誘致、この対策を知事及

び担当部長、教育長にお伺いいたします。

いわゆる東国原知事効果についてです。私も県民は、まさかこの県庁舎が観光地になるなんて考えもしませんでした。全国で歴史的に価値のある建造物が県庁舎であったとしても、これほどまでにはならないと思います。観光バスの立ち寄りには連日全国的な話題となりましたし、夏休み中の来庁客は記録的な数字になりました。おかげさまで本県の観光客数の増加が報道され、現実に日本銀行宮崎支店の概況報告でも、入り込み客数、それから物販の売り上げが増加しているデータが出ております。宮崎県が連日マスコミに取り上げられ、まさに東国原知事効果てきめん、こう思います。また、この報道を見聞きし、今まで宮崎県を訪ねたことがない人が宮崎に来ているこの状況において、これらの人々をどうリピーターとするか、そして宮崎のファンとなっていただくかが当面する大きな課題であり、同時にチャンスである、このように考えています。そこで、一つ、これまで知事は東京が生活の中心でいらっしゃいました。外から見た宮崎の観光のよさは何だと思われませんか。また、今後の観光客誘致政策の展開をどのようにお考えか、知事にお尋ねをいたします。

次に、修学旅行生の誘致について、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。ピーク時には年間5万人あった修学旅行生、これが近年では3,000人台へと10分の1以上に大きく落ち込み、低迷をしています。オーシャンドームの閉鎖、大淀河畔のホテル街の閉鎖、倒産、これは観光客激減の何よりのあかしでもあります。広島、長崎という平和学習の拠点訪問、それから名所旧跡、これをめぐったかつての旅行方式より体験研修型へと修学旅行の内容が大きく変化

をする中で、本県の特徴をどのように生かそうとしているのか、これをお尋ねいたします。

次に、修学旅行生の相互乗り入れ策について、担当部長及び教育長にお伺いいたします。宮崎県の児童生徒も他府県に修学旅行に行くのであれば、訪問県とか近隣県と協議をしたり協定を結ぶとかして、本県に来てくれる県に宮崎県も修学旅行に行くとか、実効的な修学旅行対策を図るべきだと思います。そこで、お尋ねをいたします。本県と他県の同一名称の旅行会社、これらの情報交換が行われていると判断してよろしいのか、また、本県や他県の旅行会社にどのような働きかけを行っていらっしゃるのか、担当部長に伺います。

次に、本県の公立学校の修学旅行先の選定はだれの責任でどこで決定をされているのか、これを教育長にお伺いいたします。

続きまして、死亡事故多発警報の発令経緯と今後の対応策につきまして、県警本部長にお伺いいたします。

先月8月9日に、全県下に死亡事故多発警報が発令をされました。20年前、30年前と比較をしますと死亡事故は半減したとはいえ、毎年6,000名を超すとうとい人命が失われることは看過できない事態。本県の昨年の死亡事故状況は89件96人であり、増加は件数にして11件、人数18人となっています。県警察本部は、交通事故の総量抑制と交通事故抑止のために、第8次宮崎県交通安全計画において平成22年度までの数値目標を立てられました。その数値は死者数を61人以下、死傷者数を1万1,000人以下とし、そのための取り組みも検討されてきたところです。そこで、今回の発令経緯と対策及び期間中の交通事故発生状況と今後の抑止対策を伺います。

続きまして、交通違反取り締まり状況について伺います。警察本部は、さきに述べた交通安全計画の中で、悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点指向した指導取り締まりや、その効果を打ち出しています。そこで、平成18年度中の交通違反取り締まりの状況をお示してください。

3つ目です。信号機の設置状況について伺います。人や車のスムーズな流れの確保は交通事故発生抑止の見地からも必要なことであり、そのための信号機の設置は推進すべき行政責任だと考えています。しかし、予算措置を伴う事業だけに、県民要望と実施事業においては大きな隔たりがあると考えられます。平成18年度の状況をお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。よろしくお願ひいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

まずは、議会改革についてであります。議会には、二元代表制の中で執行機関に対するチェック機能が求められているのはもちろんでございます。その活動が県民にわかりやすく、開かれたものであることが必要であると考えております。このような中で、県議会におきましては、議会改革等検討委員会の設置や質問方式の見直し、また政務調査費の透明化への取り組みがなされるなど、県民に開かれた議会の運営や、県民により信頼される県議会の確立に向けた取り組みが確実に進んでいるのではないかと評価させていただいており、議会の透明度もますます向上していくものと期待しております。今後とも、我々執行機関との真剣かつ活発な議論が行われますとともに、県議会におかれましても、改革に向けた積極的な取り組みを期待するものでございます。

続きまして、マスコミ活動等についてであります。私は、私のマニフェストで県民の皆様と約束させてもらったとおり、知事就任以来、宮崎のPR、知名度とイメージのアップにどうつながるかを最優先に考え、テレビ出演を初め、さまざまなメディアの取材を受けているところでございます。「宮崎が有名になった」「宮崎を誇りに思う」との声もいただいておりますが、一方で、「テレビに出過ぎだ」とか、「出る番組を選ぶべきだ」という声をいただいているのもまた事実でございます。しかし、ニュース番組等特定の番組に出ているだけでは、特定の人々にしか周知をしてもらえないのも事実であり、これを全国的に広めるために、そして全国的に宮崎を知っていただくためには、あらゆる番組を網羅し、平等に出演する必要があると考えております。しかしながら、品格や品位につきましては、こうした声を真摯に受けとめながらも、今の宮崎県にとって高い知名度を定着させることが必要であるかと考えております。このため、引き続き知事としての職責を踏まえ、健康面にも留意しながら、あらゆる機会を通じて効果的に宮崎のPRに尽力してまいりたいと考えております。

続きまして、高千穂線についてであります。高千穂鉄道は、御案内のように、第三セクターの会社として発足当初から、毎年のように6,000万円から7,000万円の赤字を出し、県と沿線市町から多額の財政支援を受けながら鉄道事業を営んでまいりました。しかしながら、平成17年9月の台風14号により甚大な被害を受け、その復旧や維持補修に数十億に上る多額の経費を要すること、また道路整備の進捗や少子化の進行による利用者の減少など、将来予測も踏まえた経営の見通しに立って、県と沿線市町で十分検

討した結果、やむなく経営を断念したものであります。このような経緯からして、再び鉄道経営に財政支援を行うことは困難ではないかと考えております。なお、現在、民間の力で鉄道再開を目指しておられる神話高千穂トロッコ鉄道の熱心な取り組みとその支援の動きに対しましては、敬意を表する次第であり、残された期間、全力で取り組まれるものと考えております。私といたしましても、引き続きメディア等を通じて、高千穂のPR等に全力で取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、災害時安心基金に関するお尋ねであります。まず、災害時安心基金の目的等についてであります。平成17年の台風第14号などにより多くの県民の方が被災されましたが、国の支援制度では対象とならない床上浸水が多数発生したことや、年収や年齢制限などから支援を受けられない人が多数おられました。このため、今後このような状況が生じないよう、いつ起こるかわからない大規模な災害発生時に速やかに被災者の生活支援ができるよう、この基金を設立したところでございます。基金の設置に当たりましては、共同設置者である市町村とさまざまな観点から議論を重ねてまいりましたが、基金の支援対象となる災害の規模につきましては、これらの議論や、また昨年9月の県議会での決議、隣県の制度等を総合的に勘案し、被災者生活再建支援法が適用される大規模な災害としたところでございます。

次に、災害時安心基金の柔軟な対応についてであります。基金の対象とならない小規模災害におきましても、住宅が全壊するなどの被害を受けられた方がおられ、その支援のあり方が課題となっていることは十分認識しております。また、県議会からも、中山間地域について、都



市部に比べ住宅が分散しており、支援の対象とならない可能性が高いなどとして適用基準の見直しの要望をいただいているほか、市長会からも、小規模な災害について制度の弾力的運用等の要望を受けているところでございます。一方で、こうした適用災害の範囲拡大により基金の枯渇を早め、県と市町村の財政負担の増加を招くという財政面の課題のほか、災害の少ない市町村の負担感が増大するなどの課題もあります。いずれにしましても、今後、市町村と一緒に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、建設産業の倒産・廃業等についてであります。県におきましては、昨年末の談合事件を踏まえ、県民の県政への信頼を回復させるため、透明性、競争性の高い入札・契約制度の確立に向けた改革に取り組んでいるところでございます。しかし、競争性が高まった結果、建設産業の経営環境が急激に変化しております。本県における民間投資を含めた建設投資は、平成5年度の8,384億円をピークに、平成18年度には4,565億円と約45%も減少している一方、建設業者は8%程度の減少にとどまっており、今後も建設投資の伸びが見込めないことを考えますと、さらに厳しい状況も予見されるところでございます。このような状況にありますことから、県といたしましては、地域における建設産業の役割等を十分に考慮しながら、制度の検証を行いつつ、入札・契約制度の改善を図ってまいりたいと考えております。

なお、今回の制度改革に当たりましては、県議会や民間有識者の意見や提言、多くの県民の皆様からのパブリックコメントを踏まえるとともに、建設関係団体とも協議を行い、3月に「入札・契約制度改革に関する実施方針」を策

定したものでございます。今後とも、関係団体等を含め幅広く意見を伺いながら、よりよい制度の構築に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、宮崎の観光のよさとそれを生かした誘客の取り組みについてであります。私は、本県観光には、太陽と緑といった従来からの南国イメージだけではなく、天孫降臨などの神話・伝説、マリンスポーツやトレッキングなどの体験、四季折々の新鮮でおいしい食材、都会では味わえない温かみのあるおもてなし、そしていやしなど、さまざまな魅力があると考えております。今後、観光客のより一層の増加を図るためには、観光客の皆さんにこのような魅力に触れていただき、宮崎のファンとなり、リピーターとなって、口コミで宮崎のよさを広めていただくことが重要であります。真の宮崎のセールスマンは、宮崎に来た人だと思っております。このため、宮崎の魅力を全国に向け積極的に発信していくとともに、訪れた方々に満足して帰ってもらえるよう、県民総力戦で「おもてなし日本一の宮崎」づくりに取り組んでいきたいと考えております。〔降壇〕

○総務部長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えをいたします。

物品の管理状況であります。不適正な事務処理で購入いたしました備品につきましては、今回の全庁調査におきまして、業者の帳簿や納品書等との照合を行い、品目、購入年月日、購入価格等の特定をすべて終了し、所属ごとに整理を行ったところであります。しかしながら、これらの備品につきましては、正規の購入手続を経ていないために、備品台帳には登録されておりません。このため、関係所属に対しまして、遅くとも10月の中旬までには備品台帳への登録

が完了するように指導をいたしたところであります。以上であります。〔降壇〕

**○地域生活部長（丸山文民君）**〔登壇〕 お答えします。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の内容についてであります。この法律は、地域公共交通の活性化や再生を図るため、市町村による地域公共交通の総合計画の作成や、その計画に基づく路面電車、バス、船舶などの運送の高度化、あるいは鉄道再生のための事業などの実施に関する措置について定めております。このうち鉄道再生事業につきましては、廃止の届け出がなされた鉄道について、市町村や、当該廃止の届け出をした鉄道事業者、住民などの関係者全員の合意により再生実施計画を作成することや、鉄道事業法上の各種の届け出について、手続の特例が設けられているところであります。この事業は、廃止の届け出をした当該鉄道会社による再生を図ろうとするものでありまして、第三セクターでの経営を断念した高千穂鉄道につきましては、この法律に基づく再生は考えられないところであります。なお、この法律の制定に伴う鉄道事業に対する新たな国の助成措置は講じられていないところであります。

次に、鉄道事業法に定める特定目的鉄道についてであります。鉄道事業法では、鉄道事業の許可に当たって、4つの許可基準が定められております。まず1つ目が、事業計画が経営上、適切なものであること、2つ目が、事業計画が輸送の安全上、適切なものであること、3つ目が、その他、事業遂行上、適切な計画を有すること、4つ目が、事業をみずからの確に遂行するに足る能力を有することとなっております。いわゆる特定目的鉄道、すなわち観光目的の旅

客輸送を専ら行う鉄道事業の場合は、ただいま申し上げましたこの許可基準が、2つ目の輸送の安全性の確保、それから4つ目の事業遂行能力の2つに緩和をされております。しかしながら、鉄道事業において最も重要である輸送の安全性は、安定的な経営がなされて初めて確保されるものでありますことから、特定目的鉄道の許可に当たりましても、経営面や資金面について、国の慎重な審査がなされると聞いております。以上であります。〔降壇〕

**○福祉保健部長（宮本 尊君）**〔登壇〕 お答えいたします。

みやざき学園の預けについて、相談から報告までの経緯についてであります。みやざき学園の預けにつきましては、4月10日に学園から相談を受けた際に、主管課であります児童家庭課は学園に対して、所属の責任で詳細な調査を行い報告するよう指示をしたところであります。その後、園が調査を実施しましたが、証拠書類等も少なく、預けのほかに小口、不正な現金があるなど複雑な事案であったために時間を要し、5月8日に児童家庭課に文書で報告があったものであります。児童家庭課の対応としましては、同日、福祉保健課に報告を行い、早速現地に赴き、会計書類の調査や関係職員の事情聴取を行うなど、可能な限りの事実把握に努めたところであります。以上でございます。〔降壇〕

**○商工観光労働部長（高山幹男君）**〔登壇〕 お答えいたします。

修学旅行の誘致についてであります。修学旅行につきましては、海外を含めた観光地間競争の激化に加えまして、修学旅行ニーズが周遊型から体験学習型に移行していること等によりまして、近年の誘致実績は大変厳しい状況にあり

ます。このため、県といたしましては、このようなニーズの変化にこたえられるよう、日南海岸等におけるマリンスポーツや、リサイクル施設における環境学習、農家民泊など、本県の有する地域資源を活用した体験メニューの開発等に努めているところであります。また、県内外への誘致の働きかけでありますけれども、これにつきましては、大都市及び近県の学校に対する直接のセールス活動はもとより、旅行会社への訪問による誘致・PRや、修学旅行担当者の招聘、さらには関係機関と連携した合同説明会の開催など、積極的な働きかけを行っているところでございます。修学旅行は安定した市場でありまして、将来の誘客も期待できますことから、今後さらに、市町村や観光業界と一体となりまして誘致促進に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○県土整備部長（野口宏一君）**〔登壇〕 お答えいたします。

建設産業の支援策についてであります。これまで県におきましては、中小企業制度融資や新分野進出のための専門家による経営相談、新分野進出セミナーの開催、経営革新プラン策定に対する助成などを通じて、新分野への進出を図ろうとする意欲ある企業の取り組みを重点的に支援してきたところでございます。今回、補正予算としてお願いしております事業は、これまでの支援策を強化するもので、今後の建設業経営に悩んでいる業者を対象にした地区別の講習会を開催するほか、地域に密着している商工会議所等を総合的な相談窓口として、税理士や中小企業診断士等の専門家で構成する経営支援チームにより、経営方針決定に係る助言等を行うこととしております。また、建設業も営みながら新分野に進出する企業に対し、従来の支援策

では対象とならない設備の整備や研修経費の一部を補助するなど、ハード・ソフト両面にわたる助成を通じて、新分野における事業定着を支援してまいります。今後とも関係部局と十分連携を図りながら、厳しい経営環境にある建設業者に対し、きめ細かな支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共工事現場点検強化事業の導入の背景等についてでございます。公共工事の縮減や条件付一般競争入札の導入に伴い、落札率が低下し、手抜き工事や下請業者への不当なしわ寄せなどによる公共工事の品質低下が懸念されております。また、公共工事では、品質確保はもとより、一括下請や現場技術者の配置義務違反など、不良不適格業者による施工の排除も重要であります。このため、落札率が低い工事や下請金額の割合が大きい工事等について、施工体制監視チームによる施工体制の重点点検等を抜き打ちで実施し、不適切な施工を防止するとともに、適正な品質の確保を図ることとしたところであります。また、監視チームの点検に加え、監督業務の重点実施や中間検査の追加実施を行うなど、工事監督・検査体制を充実強化しているところであります。以上でございます。

〔降壇〕

**○教育長（高山耕吉君）**〔登壇〕 お答えいたします。

修学旅行についてであります。修学旅行は、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活のあり方について学習するなどの教育的なねらいを持って行うものであります。このため、その行き先につきましては、児童生徒や保護者の意見も十分参考にしながら、各学校が主体的に判断し、決定をいたしております。以上でございます。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕　まずは、死亡事故多発警報の発令関係についてお答えいたします。今回の死亡事故多発警報の発令経緯と対策についてでございます。本年7月から8月にかけての25日間に、県下で12件の死亡事故が発生いたしました。特に8月に入り7日間の間に6件の死亡事故が発生しましたことから、8月9日からの10日間、全県下に対しまして、県交通安全対策推進本部長である県知事から、死亡事故多発警報が発令されたものであります。警報の発令は、地域住民の注意喚起と関係機関・団体による総合的、集中的な事故防止対策の推進を行い、死亡事故の抑止を図るものであります。警察といたしましては、その趣旨にのっとり、警察官を最大動員し、交通指導取り締まりを強化いたしますとともに、関係機関・団体と連携して、県民の交通安全意識の高揚を図るための広報啓発活動等に努めたところでございます。

期間中におきましては、事故の発生件数あるいは負傷者数は、期間前直近10日に比しまして減少いたしましたものの、死亡事故につきましては、直近10日間と同数の7件という大変残念な結果に終わりました。その後、8月下旬から今月上旬には、さすがにこのときに比べますと多少落ちつきは取り戻しておりますけれども、予断は全く許さないという状況で推移をいたしております。警報発令の前後を含めた8月中の死亡事故16件の特徴を見ますと、65歳以上の高齢者が13人、約8割を占めております。これは従来以上に高齢者の割合が高く、今後とも高齢者対策が大きなポイントであると認識をいたしております。

今後の抑止対策についてでございますが、当県警察といたしましては、こうした現状を厳し

く受けとめて、重大事故に直結する悪質・危険性の高い交通違反、そして死亡事故の原因を踏まえた交通指導取り締まりをさらに強化し、特にこれから年末にかけては、現状を踏まえて、高齢者の交通事故防止のための高齢者に対する安全教育、高齢者にやさしい運転、これらの励行を初め、飲酒運転根絶対策や夕暮れどきの街頭指導を強化するなど、関係機関・団体と連携した総合的な対策を推進してまいりてでございます。

次に、平成18年中の交通違反取り締まり状況についてお答えいたします。警察におきましては、重大事故に直結する悪質・危険性の高い違反を重点に取り締まりを推進しているところでございますけれども、18年1年間の取り締まり総件数を見ますと、総計で約10万6,000件でございます。その内訳を単純に件数の多い順に申し上げますと、シートベルト違反が約4万件、全体の37.9%、スピード違反、約2万4,000件、全体の22.3%、一時停止違反、約1万4,000件、全体の13.4%、携帯電話使用違反、約1万件、9.1%、信号無視違反、約8,000件、7.6%となっております。以上の違反で全体の約9割を占めております。また、このほか、特に悪質な違反として飲酒運転の検挙につきましては、件数でいいますと約1,000件、パーセントでいいますと0.9%となっております。警察といたしましては、冒頭述べましたとおりでありましたが、今後とも悪質・危険性の高い違反を重点に、適正かつ効果的な交通指導取り締まりを推進してまいりてでございます。

次に、平成18年度の信号機の設置状況についてお答えいたします。申すまでもなく信号機は、交通の安全・円滑を図るために最も重要な交通安全施設の一つであります。これまで県

内に2,160基の信号機を整備してきております。平成18年度については、既定事業により17基を整備したほか、高齢者のための信号機新設整備事業として9基、合計で26基を整備したところであります。なお、本年度も昨年同様、計26基の信号機を整備することといたしております。県民からは、これまでに約40カ所に対する信号機の設置要望が寄せられておりますことから、当県警察といたしましては、今後とも交通事故の具体的な発生状況、交通量、通学路の有無等を総合的に判断して、必要性の高い箇所から順次設置をしていくという考え方で、整備を推進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○松田勝則議員** 再質問を自席から一問一答式でさせていただきたいと思っております。

警察本部長、簡潔な御答弁ありがとうございます。大変、交通事故がふえておりまして、また、それに対する県警察職員の方々の懸命の活動も、私ども承知しております。ますます、よろしく願いいたします。

では、再質問の1つ目、伺います。県土整備部長にお伺いします。入札制度改革についてです。確かに信頼回復が緊急の課題であったことは受けとめております。結果として、余り性急じゃなかったらどうか、こんなふうに考えております。また、建設業は中小零細企業も多いのが特徴ですよね。例えば建設業協会に加盟しているのは約780社、しかし、県内には約5,500社の建設関連企業があります。そのような中小零細企業の声幅広く吸い上げる仕組みがあるのか、それについてお伺いします。

**○県土整備部長(野口宏一君)** ただいまのお尋ねでございます。現在、県におきましては、一日も早く県民の皆さんの県政に対する信頼を

回復するため、より公正・透明で競争性の高い入札・契約制度の確立に取り組んでいるところでございます。今回の制度改革に当たりましては、民間の有識者の御意見でございますとか、県民からのパブリックコメントを踏まえるとともに、専門工事業や建設業関連業種等を含めて構成されている建設産業団体連合会というものがございまして、この連合会、29団体、会員数は、延べ1万4,000社になっておりますけれども、こういうところとも協議を行ってきたという状況でございます。今後とも、関係団体等を含めまして幅広く意見を伺いながら、よりよい制度の構築に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

**○松田勝則議員** 今後も、きめの細やかな情報収集をお願いしたいと思います。

次に、転業支援について伺います。確かにそうですね。現在、新規事業に取り組んでいるのは、体力のある大規模な事業者の関連事業としての存在になっています。実際、建設業界の完全転業は、わずか1社しかない、このように聞いています。この施策を実効性の高いものにするために、完全転業を図るにはどうしたらいいか、これをお伺いします。また、中小建設企業の方に伺いますと、借金があるから廃業できないという声もあります。それがタイミングを逃して、結局は負債を増加させて、その結果として連鎖倒産という被害を拡大させてしまうことになりかねません。このような転業支援は、確かに県土整備部だけで責任を負うところではないと思うんですけれども、入札制度改革によって生じた事態であり、責任をとって取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 現在、県にお

きましては、庁内で横断的な組織といたしまして、建設産業活性化支援連絡会議を設置しているところでございます。引き続き、この連絡会議を通じまして関係課と十分連携を図りながら、今回お願いしております新規事業等を活用いたしまして、厳しい経営環境にございます建設業者に対して、きめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

**○松田勝則議員** きめの細やかなサービス、また連携をぜひよろしく願いいたします。

続きまして、同じく部長にお伺いします。公共工事現場点検強化事業です。先ほど質問にも挙げたんですけれども、おおむね80%未満ということですよ。80%未満ということは、工事内容が不安だという認識があるんじゃないかなろうかと私たちは思っております。今、現実には80%以下の落札で行われている工事があります。その意味では大きな懸念があるとも考えられますが、ピックアップした工事だけじゃなくて、80%以下、そのすべての工事において早急に再チェックも必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** お答えいたします。

過去に完成した工事の例を分析してみますと、落札率がおおむね80%未満となるものについて、工事目的物のできばえですとか、あるいは施工手順等を評価する工事成績というものがございますけれども、これが低い工事の割合が増加するという傾向にございます。そして、工事関係につきまして、県の発注工事では、従来からすべての工事について、中間検査でございますとか、完成検査といった、それぞれの施工段階で適切に監督、検査を実施してきている状況でございます。しかしながら、最近、落札率

が低い工事が増加しているということから、工事中の重点点検でございますとか、中間検査の追加実施、さらには、先ほど申し上げました監視チームによる施工体制の重点点検、これらにより、より一層工事監督・検査体制を強化して、工事品質が低下することがないように、できるだけの措置をとっているところでございます。

**○松田勝則議員** これに関しましても、きめ細やかな対応をどうぞよろしく願いいたします。

続きまして教育長に、修学旅行について再度質問いたします。例えば隣の鹿児島県との比較で見ますと、宮崎県の小学校、平成16年データで見ますと、宮崎から鹿児島に212校、訪問しています。翻って、鹿児島県の小学校は宮崎県にどれだけ来ているかというところと40校、これだけしか来ていません。これは余りにもアンバランスと言えるんじゃないんでしょうか。県としても、宮崎県に来てくれるところに行くという姿勢が必要ではないかと思えます。見解をお願いいたします。

それからもう一つ、続けて伺います。本県観光の振興策について、知事、それから担当部長にお伺いいたします。皆様のお手元に、出版されている書籍のコピーを配付させていただきました。これによりますと、日南海岸、それから青島の波状岩は、「鬼の洗濯板」と「鬼の洗濯岩」、表現が2通りあります。また、私の手元にある県内出版の観光冊子にも2通りの表現がなされています。最近配られた冊子です。せっかくの宮崎観光のポイントです。ここはぜひ呼び名を統一しまして、それによって新たなPRの一端となりはしないかと思えます。商工観光労働部長の見解をお聞かせいただきます。

○**教育長（高山耕吉君）** 確かに小学校では、本県からは鹿児島県の割合が最も高い傾向を示しております。鹿児島県からは少ないという状況もあります。中学校におきましては、九州管内から関西方面に行き先を変更する学校が増加しているという状況もございます。今後そういったことも含めまして、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○**商工観光労働部長（高山幹男君）** 日南海岸の波状岩についてでございます。ここにコピーで示していただいたわけですが、いろいろ調べてみますと、例えば文化庁のホームページに「文化財選集」というのがあるんですけれども、ここでは「鬼の洗濯板」としております。また、国土地理院が出しております「日本の典型的地形一覧」、これでは「鬼の洗濯岩」と、そういったそれぞれ異なった呼称がございます。そういったことで、いろいろ文献調べたんですけれども、この2つの呼称を統一するというのはなかなか難しいというふうに考えておるんです。例えば県庁の正面玄関横で県の観光案内をしていますが、ここでは「鬼の洗濯板」としてありますし、地元の宮崎市が出しております観光パンフレット、これは「鬼の洗濯板」としておられます。そういうことを見まして、今後の観光客誘致につきましては、「鬼の洗濯板」で対応していきたいというふうに考えております。

○**松田勝則議員** ありがとうございます。教育長は先ほど、そういった鹿児島県あるいは隣県との学校と研究するとおっしゃいました。研究するっていい言葉なんですけれども、具体的に、知事がそうであるように、他県に交渉に行かれるとか、そういった行動を起こされるのかどうか、その辺をもう一度お聞かせいただきたい

と思います。

○**教育長（高山耕吉君）** 修学旅行の行き先につきましては、学校が判断をするわけですので、教育事務所あるいはまた市町村教育長、委員会等も通じましてそういった話をしまして、研究等を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○**松田勝則議員** かしこまりました。十分研究をしていただきたい、このように思います。

続きまして、観光のほうなんですけれども、洗濯岩、洗濯板、統一は難しいと伺いましたが、せめて県の発行している刊行物におきましては統一を図っていただきたいな、このように思います。

次の質問をさせていただきます。カジノです。カジノ制度化につきまして、商工観光労働部長に伺います。本県は4～5年前から、東京、神奈川、静岡など6都府県でカジノ研究会を立ち上げましたね。これらの活動実績や研究成果をぜひお聞かせください。

○**商工観光労働部長（高山幹男君）** ただいまの御質問にございましたように、平成15年2月から平成16年3月にかけて、今おっしゃいました地方自治体カジノ研究会というのに宮崎を含めた6都府県で参加して、地方自治体の立場から、我が国にカジノを導入する場合の設置・運営手法でありますとか、規制のあり方などについて考え方を整理して、研究報告書として取りまとめております。その後、平成16年8月に、研究会のメンバーであります同じく6都府県で、地方自治体カジノ協議会というのを設置して、地方自治体が考えるカジノの望ましいあり方などについて協議を行っていたんですけれども、現在、18年以降につきましては協議会は開かれないというような状況にございます。以

上でございます。

○松田勝則議員 かしこまりました。開かれな  
いといえども、また方向性を探っていただきた  
いと思います。

次は、同じカジノ制度化について、知事にお  
伺いいたします。カジノを制度化するには、御  
承知のとおり、刑法185条及び186条の改正が必  
要となります。国会内には超党派による法制化  
の議員連盟もあるようです。観光客の集客施  
設として期待する自治体もあります。一方で  
は、法制化のハードルの高さ、社会的影響、そ  
れから青少年の教育に配慮して否定的な意見が  
あることも事実です。知事、オーシャンドーム  
の跡地利用について、カジノというお声も出た  
ようですが、カジノの制度化につきまして、知  
事の所見をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 御案内のとおり、カ  
ジノにつきましては、観光、経済等に資するも  
のだと考えております。昨年6月に、自民党の  
小委員会におきましても、「我が国におけるカ  
ジノ・エンターテイメント導入に向けての基本  
方針」ということで策定して、議員立法による  
法案提出を目指されているとは伺っております  
が、その後ちょっと活発な動きがないというの  
も事実でございます。数年前ぐらいに、東京都  
並びに沖縄等々も、地方も含めまして、国はカ  
ジノに非常に積極的な動きを示されておったん  
ですが、こここのところ非常にそれが鎮静化して  
いるという事実がございますね。どうもそれによ  
って、お隣の韓国とか中国等にカジノが行  
き、そこが、是非もあるんでしょうけれども、  
活性化していることは事実ですね。我が国は数  
年来ちょっと消極的であるということが、非常  
に私は疑問であります。そういった意味では、  
治安とか教育面等でその懸念も指摘されている

ところでございますが、県といたしましては、  
引き続き国の動向を大いなる関心を持って見守  
りたいと思っております。

○松田勝則議員 大いなる関心を持つことを宮  
崎県から発信されますと、日本じゅうから、ま  
た宮崎県が注目されるかと思えます。よろしく  
お願いいたします。

続きまして、知事、もう一つ伺いします。  
本県の観光資源の世界遺産登録、これについ  
て伺いします。今日の本県の観光客の増加は、  
いわゆる東国原知事人気、個人の魅力に支えら  
れたものでしかない、こんなふうに思っていま  
す。縁起でもない話で申しわけないんですけれ  
ども、知事がいなくなったら宮崎県は就任以前  
に逆戻り、いや、それより悪いんじゃないだろ  
うかと、こう思っておるんですが、知事が知事  
であるからこそ、今後の10年後、20年後を見据  
えた施策を展開していくべきだと、このように  
思っております。そこで、提案申し上げます。  
本県の観光資源を世界遺産登録へ挑戦してはい  
かがでしょうか。御承知のとおり、日本国内には  
自然遺産が3件、文化遺産11件、計14件が世界  
遺産として指定されています。地域的には47都  
道府県中の16都道府県に及んでいます。また、  
ことしは、文化遺産として登録をされた「石見  
銀山遺跡とその文化的景観」は、政府の暫定リ  
スト掲載地を勇気づけました。高千穂峡、青島  
の鬼の洗濯板、さらには綾の照葉樹林を自然遺  
産として、あるいは西都原の古墳群を文化遺産  
として研究してみるのも夢のある話だと考えて  
います。知事の意欲ですとか考え方をぜひお聞  
かせください。

○知事（東国原英夫君） ただいま知事がいな  
くなくなったらどうするのかということで、その流  
れによると知事を世界遺産にということござ



います(笑声)。そういうことではないと思っていますんですが、そういうふうに文脈がちょっと聞こえたものですから、失礼いたしました。

世界遺産というのは、御案内のように、ユネスコ世界遺産委員会が「世界遺産一覧表」ということで決定するものでございます。本年7月現在、851件指定されていると思っております。御案内のように、日本では法隆寺とか石見とか屋久島とか、そういったところが世界遺産に指定されているわけでございます。本県につきましても、文化遺産と自然遺産が非常に豊富であると思っております。でも、年を追って世界遺産がふえ続けておりますので、その審査基準が非常に厳しくなっているということは事実でございます。そうであっても、県内の観光資源が、あるいは自然資源が世界遺産に認定されるというのは、観光資源あるいは経済的にも非常に資するものだと考えておりますので、本県からの世界遺産登録へ向けての可能性、御案内のように夢を持ち続けて、今後とも邁進していきたいと思っております。

**○松田勝則議員** 知事を世界遺産というのはびっくりいたしました。ありがとうございます。ぜひそのような取り組み、頑張っていたきたいと思います。

続きましての質問になります。裏金発覚から記者発表までの経緯についてお伺いをいたします。先ほど福祉保健部長の答弁によりますと、現場から相談を受け、児童家庭課が現場に出向いたのは、5月に報告書が上がってきてからですよ。4月時点のみやざき学園からの報告は、全庁的な問題へ発展する可能性が大いにあったにもかかわらず、その調査を学園側に任せて、約1カ月間、本庁から帳簿の確認にすら出向いていないということは、非常にゆゆしき

問題ではないでしょうか。このことは、発覚を先送りにして、うやむやにしよう、こう思っていたんじゃないでしょうか。現場は一児童福祉施設ということもあり、児童への影響を考え、現場の責任を尊重して、情報に精度を持たせる、そういった意味で慎重に対応されたことは理解できます。でも、担当課においては現場と慎重かつ迅速に連携をとるということは教訓にすべきだ、このように私たちは考えております。

続きまして、先ほども伺いました備品管理体制について伺います。2万円以上の備品台帳が完全ではないということですよ。備品台帳は10月上旬に登録完成を目指すということです。でも、業者からの納品書はあるものの、所在確認ができていなかったものはないんでしょうか。つまり業者さんは納品をした、でも、備品台帳に記載できないものがあつたのではないかと、この点をお伺いします。

**○総務部長(渡辺義人君)** 預け等の不適正な事務処理により購入いたしました備品は、数にして約1,200でございます。そのほとんどは現物確認ができております。しかしながら、これは全庁調査報告書の中にも記載しておりますけれども、西臼杵支庁において所在確認ができなかったものが2品ございます。そのうち一つがパソコン用のメモリーであります。もう一つがビデオカメラ用のメモリーでございます。金額にすると、両方合わせまして6万1,133円の備品でございますけれども、この2品の確認ができなかったということでもあります。

**○松田勝則議員** 今伺いました、西臼杵支庁で2点ですね。USBメモリー、それからビデオカメラのメモリーの現存確認ができていないということですが、備品の現存確認ができ

ていないということは、職員が勝手に持ち出したか、あるいは勝手に廃棄をした、破棄をしたんじゃないか、そういうふうに判断されても仕方ないんじゃないだろうか、こう思います。そうなると、公務に無関係の個人的使用、それから着服などがなかったという報告は、報告書の内容と食い違ってくるんじゃないだろうか、このように思います。

また、最終報告では、裏金で購入されたものにこんなものがありましたね。これを見て県民は驚きました。また、怒りを覚えました。血圧計、電子カーペット、アルカリイオン整水器、図書カード、野球部ユニフォーム、そして稟議書もないような、職員、それから実習生の研修会の参加費、この充当などです。これは県民目線で見えたら、公務に関係しているとは到底理解ができません。知事、これは私的流用と判断してもいいんじゃないだろうか私たちは思うんですが、いかがですか。このままでは、職員の個別的処分を避けるために、私的流用がなかったということが前提で作成された最終報告書のようにも映ります。知事の見解を伺います。

**○知事（東国原英夫君）** 私的流用については、その定義づけ、枠づけというのが非常に慎重になされなきゃいけない、あるいは微妙な問題だと思います。他府県におきまして、例えば長崎の場合は、私的流用というのは明らかに個人的な飲食等でお店のツケ回しを払ったとか、商品券を購入、着服したという明快な事例が出ておるんでございますが、本県におきましては、公務に関するもの、例えば野球ユニフォームであれば福利厚生に関するものであり、それを個人的に使用したという事実はないわけでございます。それで、私は、ここは私的流用では

ないというような判断をしたところでありませぬ。未確認の2品目のメモリーなんかもそうなんですが、物品管理のずさんさは否めないものですが、私的流用と断定するには少し厳しいものがあるかなとは考えております。いずれにしろ、著しく不適正であるということは揺るぎない、変わらないことでありますから、今後の職員の処分に関しましては、他府県の事例等も勘案しながら、厳しく厳正に、停職、減給なども含めて対処したいと考えております。

**○松田勝則議員** 厳正な処分、これを多くの県民は求めております。再度、知事にお伺いします。公務に無関係の私的流用——個人的流用です——着服などがなかったかどうか、私的流用がなかったかということをお聞きしたいんですけども、この観点で、この部分に集中して再調査をなされるおつもりはあるのかないのか、この点についてお伺いをいたします。

**○知事（東国原英夫君）** この件に関しましては、内部調査委員会を初め、外部調査委員会にも特別にヒアリング等も、あるいは現場での物品管理の調査も厳正に行ったという報告を受けております。私はこの報告がすべてではないかと考えておりますので、再度調査というのは今のところ考えておりません。

**○松田勝則議員** わかりました。

続いて購入価格、この点についてお伺いをいたします。返金すべき金額の算出において、公用使用物についても、本庁総務事務センターが取引した場合の平均的価格差を8%程度としたにもかかわらず、15%相当を損害額と想定し、年利2%の利率で計算した額を返還すべき利息相当額とする方針は、ある程度理解はできません。しかし、最終報告書の中には、余りにも市場価格から逸脱した値段で購入している物品が

幾つかありますね。

幾つか例を挙げます。福祉保健部、この中央福祉相談センターのコピー用紙代のみで200万8,971円、これは一体どのくらいの量を購入されたんでしょうかね。また、農政水産部です。南那珂農林振興局、ここでレーザープリンターを買っています。これは2台で91万6,000円。ちなみに、同じ農政水産部営農支援課でもレーザープリンターを購入していますが、こちらは3台で67万950円、単価にすると倍違うんですよ。大きさや性能が違うのかもしれないんですけども、しかし、同じ農政水産部での購入にもかかわらず、余りにも購入価格が違い過ぎやしませんか。

次に行きます。福祉保健部都農食肉衛生検査所のパソコン、パソコンのプロジェクター、スクリーン、これが136万3,950円でした。農政水産部では同じプロジェクター、スクリーンを16万6,300円で購入しています。同じようなプロジェクター、スクリーンで10倍近くも購入価格が違うというのは、これはどういうことでしょうか。そして、農政水産部東白杵農林振興局のシュレッダーがありますね。このシュレッダー、49万2,450円、ほうと思いました。私たち愛みやぎきの会派内のシュレッダーは4,980円で買ってあります。100分の1です。手回しじゃありません、電動式です。このように余りにも市場価格とは大きくかけ離れた金額で購入している備品が、これだけじゃありません、多数見受けられます。市場価格との差額をキックバック、接待などに費やされたのではないかと疑われても、これは仕方がないんじゃないでしょうか。全員協議会では、そこまで追及した調査はしていないということでしたよね。でも、私たちは追跡調査をすべきだ、このように思いま

す。また、なぜそのような価格での購入になったのか、それぞれの担当部長の説明を求めます。さらに、これらの物品はだれが必要と認めて、それを上司が承認した上での購入であったのかどうか、これをお尋ねします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) お答えします。

中央福祉相談センターのコピー用紙につきましては、平成14年4月から17年9月までの3年6カ月、39カ月になりますが、この間に必要に応じて購入したものの累計でありまして、枚数で言いますと、合計で164万枚でございます。これを1カ月当たりで見ますと約3万9,000枚でありまして、この職場には35名の職員がおりますので、1人当たりでは1カ月平均約1,100枚に相当いたします。市場価格との関係につきましては、用紙の大きさいろいろありますが、例えばA4判のコピー用紙1箱2,500枚入りにつきましては、定価が5,750円のところを2,750円で購入しております。

それから、都農食肉衛生検査所の購入の内訳は、パソコンが1台、プロジェクター2台、スクリーン1台でありまして、定価が162万3,300円のものをおっしゃったように136万3,950円で購入しておりまして、定価の84%程度で買っているという状況でございます。なお、この都農食肉衛生検査所は、・畜場1カ所と食鳥処理場4カ所を管轄しておりまして、この・畜場、食鳥処理場で、衛生管理部会とか衛生講習会等で多人数を相手に病変の画像、こういったものをより早く正確に情報伝達するために鮮明に画像を映し出す必要があることから、解析度の高い、比較的高価なプロジェクターを購入したということでございます。これらの物品につきましては、それぞれの所属内でその都度、必要性

について協議の上、購入をしたものであります。以上です。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** お答えいたします。

南那珂農林振興局のレーザープリンターにつきましては、定価61万6,000円の商品を45万8,000円で平成16年6月に2台購入いたしております。なお、営農支援課で購入いたしましたレーザープリンターとは、印刷できる用紙のサイズ、それから、両面印刷等の機能のありなしといったような点で性能が異なっております。

次に、東臼杵農林振興局のシュレッダーにつきましては、定価70万3,500円の商品を49万2,450円で平成18年8月に購入いたしました。シュレッダーにつきましては、家庭や少人数で使用する小型のものと業務用の処理量の大変大きなものとの違い、それから裁断方法の違い、こういったものからその価格に大きな幅があるようでございます。なお、これらの物品につきましては、所属内でその必要性について協議の上、購入したということでございます。以上です。

**○松田勝則議員** 福祉保健部長、コピー用紙なんですけれども、普通の予算計上もできちゃって、それ以上にコピー用紙が必要になったわけでしょうか。それとも別途業務が生じたんでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

それから、農政水産部長、内容は承知をいたしました。しかし、いただいた資料からはそれらが全く見えませんでした。そこまで突っ込んだ資料提供をいただきたかったと思います。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 正当な予算でのコピー用紙代、需用費、これでも買っておるかと思っておりますけれども、それ以外に必要なものをこちらで買ったということでもあります。

**○松田勝則議員** わかりました。今後、消耗品においても、その用途と量をしっかりチェックしていただくように、強く要望いたします。

また、質問をさせていただきます。高価で重要な備品、多々あります。これらを購入する際には、用途及び規格を勘案した基準、これを設けて購入時にはチェックする体制を配備すべきだと考えます。総務部長のお考えをいただきたいと思っております。

**○総務部長（渡辺義人君）** 備品については、例えば畜産試験場とか、あるいは家畜保健衛生所とか、それぞれの所属によって、備品の必要度合いとか、どの程度のことを調達すればいいのかとか、それぞれ千差万別であります。したがって、統一的な基準というのはなかなか難しいんですけれども、一応県の基準では、100万円以上のものは重要備品ということでもありますので、これについては特別な管理のもとにきちんと管理をしているところであります。ただ、備品については、先ほど来、話がありましたように、預け等を用いて安易に調達をしがちだということは事実でありますので、その辺について、やはり私どももきちんとしたチェックの目を持つ必要があると思っております。正規の予算で来たものについては、きちんと財政当局において一品一品その必要性等から吟味をしているという状況でございます。以上です。

**○松田勝則議員** 今後、県民の納得のいくチェック体制をつくっていただきたいと思っております。

再度質問いたします。宮崎県財務規則第157条に「部局の長は、予算が成立したときは、当該部局に係る備品の購入計画を立て、備品購入計画書を作成して、予算成立の日から七日以内に総務部長に提出しなければならない。」、こう

あります。また、前項の備品購入計画を変更する必要が生じたときは、直ちにその変更部分に係る備品購入計画書を作成し、総務部長に提出しなければならないともありますね。この規則なんですけれども、現在、機能しているのかどうか、これを総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（渡辺義人君） 正規の予算執行手続をとったものについては、十分に機能いたしております。以上です。

○松田勝則議員 正規の手続をとったものについては機能しているということは、裏金には全く機能していないということによろしいのでしょうか。

○総務部長（渡辺義人君） 正規の執行手続を経たものについては、きちんと報告をされておりますけれども、先ほど言いましたように、不適正な形で購入をされた、預け等で購入をされたものについては、そもそも備品台帳に載っていないわけでありますから、その辺から御推測いただければ、おのずとそういう結論になるかと思えます。

○松田勝則議員 再度お伺いします。同じ財務規則第150条では、一つの物品で取得価格または取得見積価格が2万円以上、これを備品としています。2万円以上を備品とした定義を、理由とか根拠を伺いたいと思います。総務部長、お願いします。

○総務部長（渡辺義人君） 以前は、備品の基準単価については多分1万円だったと思えます。正確には覚えていませんが、たしか平成6年度ぐらいから金額を上げまして、2万円ということにしていると思えます。全国の状況を調べてみますと、大体30数県が2万円ということ<sup>※</sup>で金額を設定しているようでありますので、その辺を勘案して2万円ということでございま

※ 108ページに訂正発言あり

す。

○松田勝則議員 なぜ備品の取り扱いを伺うかと申しますと、2万円以上は備品、それ以下は消耗品、つまり2万円以上じゃないと備品管理台帳には載らないということですね。今回の裏金問題においては、2万円以上の備品を購入しているにもかかわらず、2万円以下の請求書を複数作成させ納品させる、いわゆる小分けという手法による公金流用がなかったのかということをお伺いしたいと思います。

ちなみに、今回の調査に当たっては、前例のある自治体を参考に、より厳しい観点で調査されたと聞いております。この小分けは、長崎県では調査、摘発、そして返還対象としております。総務部長、この点はいかがででしょうか。

○総務部長（渡辺義人君） お答えをいたします前に、私、今、2万円以上が30県とかそういうことを申し上げましたが、失礼いたしました。2万円としておりますのが18県でございます。ちなみに、5万円としておりますのが6県、10万円が6県等々となっております。

それから、今お話のありました小分けにつきましては、宮崎県にはそういう制度がございません。私も記憶が鮮明ではありませんけれども、長崎県では、たしか5,000円以下とか、3万円以下とか、そういった一定の金額基準以下のものは予算執行伺いそのものを省略できる、口頭でいいというふうな、私から言わせれば非常にずさんな事務処理が行われていたということでありますので、本県においてはそのような制度はないということであります。

○松田勝則議員 そうですね、制度としてはないわけですよ。制度としてないというよりは、見つかっていないんじゃないかと、このように思うんですが、さらに続けます。長崎

県です。肩がわりという手法もありました。つまり、事務費予算に比較的余裕がある部署が、ほかの部署にかわって支払うか、もしくは直接、物品を提供する、そういった肩がわりといたことがなかったのかも調査しています。本県はいかがだったでしょうか、総務部長。

○総務部長（渡辺義人君） 矢継ぎ早に質問をいただくものですから、ちょっと記憶をまさぐりながら申し上げますけれども、肩がわりと言われる事例は、要するに、ある特定の所属がほかの所属にかわって物品を購入する、そういうことではないかと思いますが、本県においてもそのような事例が若干あったというふうに、報告は受けております。

○松田勝則議員 あったのであれば、どこがそうであったのか、詳細にお聞かせをいただきたいと思います。

○坂口博美議長 今わかりますか。答弁準備するのに時間が要るようだから、これは後からということでもよろしければ、それで進めていきたいと思うんですが、これがないと次に入れたいんですね。

暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩

---

午後2時31分開議

○坂口博美議長 会議を再開いたします。

○総務部長（渡辺義人君） 失礼いたしました。肩がわりがありました所属が5所属ございます。具体的に申し上げます。南那珂農林振興局がその経費を負担しておりまして、肩がわりを受けた所属が自然環境課、森林整備課、日南県税事務所、南那珂教育事務所、県立日南病院でありまして、その肩がわりの合計金額は約1,300万円でございます。

○松田勝則議員 総務部長、今の内容は最終報告書に記載はございましたでしょうか。

○総務部長（渡辺義人君） 最終報告書の中では、肩がわりについて記載はいたしていないと思いますけれども、これについては基本的に預けと違いまして、預けの場合は現金が相手取引業者さんのほうに渡るわけですね。肩がわりについては発注したものが、そのとおりのものがその所属に入ってくるということですから、たまたま納品先が違ったということでもありますので、私どもは、預け等と違って、そのような事務処理上の極めて不適切とか、そういう不正行為とかの観点からすると危険性は高くはないのではないかということ——報告しなかったのかと言われれば反省すべき点はありますけれども——そういう判断のもとに、肩がわりについては、そういう悪質なものではないんじゃないかというふうな判断をいたしているところであります。

○松田勝則議員 正式な予算執行がなされておらんのじゃないだろうか。知事はうみを出し切るとおっしゃいました。徹底的に出さんならんとです。それを自覚されて報告をいただきたいと思います。後ほど資料の提出を求めます。

続きまして、今までの答弁を聞く限り、知事や副知事が徹底的に調査をさせると言われたことが、いいかげんに受けとられて、何といたんでしょうか、網目の大きいそういった調査が行われていたんじゃないかならうかと思わざるを得ません。知事、それから副知事、どのようにお考えでしょうか。今の答弁、どのようにお考えになりますか、お聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 不適正な事務処理が最初に発覚したときから、私は、厳正で厳しい調査を内部調査委員会、外部調査委員会に指示

をさせていただきました。数カ月に及ぶ中間報告も含めて、すべてうみを出し切るということで報告を受けた次第でございます。その中に一部、解釈に非常に微妙な部分があった部分——確かに肩がわりというものは、物品の購入と、購入予定品目と実際に購入されたものが一応一致していますので、これは預けとか書きかえとかいうような不適切には値しないのではないかというような、非常に微妙なラインなんですけれども。長崎ではそういう事例がございますが、長崎と比べますと、長崎は平成14年に1回裏金調査がありまして、2回目ですよ。2回目と同じような罰則規定、そして処分等も長崎と同じように——宮崎は初めてだったんですが、初めてだ、2回目だ、そういうことじゃないんですけれども——長崎の2回目の罰則規定、宮崎はそれと同じように厳しくしたつもりでございます。そういった意味では、厳正な処分等を含めて調査がなされたとは私は思っております。

**○副知事（河野俊嗣君）** 内部調査委員会の委員長として、知事の指示を受けて厳正な調査に努めてまいったところであります。庁内の職員の協力を得ながら、また関係の納入業者すべての協力を得ながら、両面からチェックをいたしました。また、外部調査委員会の、外の公正な、客観的公正な専門的な立場からの観点からのチェックもいただきながら、調査結果をまとめたところでございます。ただいま御指摘の肩がわりにつきましては、総務部長等が説明したとおりでございますが、今、知事も説明いたしましたとおり、いわゆる預け等で問題としておりますような裏金、民主的なチェックを離れたそういうお金が生じる危険性がないということで、今回の処分の対象なり、今回の報告の中に

は含めておらないところですが、御指摘のとおり、予算の目的外使用に当たるということで、予算執行上の問題として再発防止に取り組む必要があると考えております。

**○松田勝則議員** わかりました。どこからつかかれてもほこりが出ない、そこまで県民がよくやったと言えるぐらいの調査をしていただきたい、このように思います。

自席からの最後の質問となります。最後、知事にお尋ねをいたします。行政経費のすべては県民皆さんの税金で賄われていることを忘れちゃならん、これはひとしくだれもがわかっているところです。私たち愛みやぎきは、そのような意味で、税金の使われ方に公平公正さとともに透明化が求められる、こう考えています。今回の裏金問題、これを表面化できたことは、慣例に流されずに県民目線で改革ののろしを上げた勇氣ある職員がいたから、こう思っています。また、知事は就任後、全職員に向けて「宮崎県に裏金はありますか」、こういうふう呼びかけられましたね。唯一自主的に呼応した職員さん、この方が今回の裏金事件の問題表面化のきっかけでした。職員の中には、裏金問題を表面化することもなく、やり過ごしていたい、こう思っていた人も少なくないはずだと思っております。県政透明化のため、県政浄化のため、保身に走らず、公僕としてその職務を全うしようとする職員、その職員さんを私たちは大いに称賛します。知事はどのように評価されているのか、お伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 平成18年4月に施行されました公益通報者保護法に基づきまして、宮崎県職員公益通報制度実施要綱を定めて、公益通報を行った職員が懲戒処分等の不利益な取り扱いを受けないように、本県も取り組んでい

るところです。やはり昨今のトレンドとして、内部通報というものは非常に重要なというような位置づけをしております。

また、私が就任のときの1月23日に「裏金はありませんか」と言ったこの本意も、県庁内に裏金があるとか、そういう確信はなかった。あるとかないとかいうような疑義がございますが、私はそれよりも、宮崎県を新しくする、改革するために、県庁自体からうみを出して生まれ変わらなきゃいけないと。それはさきの官製談合も踏まえてですね。そういった意味で、もしあるんだったら自主的に出してくださいというような投げかけであった。これは職員に対する意識改革の投げかけであり、コンプライアンスの醸成の投げかけだったんです。ですから、上意下達で上から強制的に捜査や調査をするという意識は当面なかった。しかし、ある程度一定の猶予を置いて、もし裏金というものが自発的に出てこなければ、内部通報がなければ、私は、ある一定期間について外部調査あるいは内部調査をしようと思っていた。しかし、その期日以内に自主的に職員の方が手を挙げてくださった。これは非常に県の職員の意識改革がなされていた、いや、始まろうとしている、きっかけになったと私は思います。その内部通報あるいは自主的に申告してくださった方を、松田議員と同じように私は高く評価、称賛するべきものだ。そこから、「アリの一穴」ではございませんが、すべてが明らかになったということでございます。

今、宮崎県庁は本当に生まれ変わろうとしております。今後、職員一同襟を正して、コンプライアンス意識の醸成、内部意識の意識改革に全庁挙げて取り組んでいきたいと思っておりますので、県民の皆さん、議会の皆さん、今後、

県職員のあり方、行動、生活、そして職務に対する考え方、職務に対する態度をチェックしていただきたい、そして監視していただきたいと思っております。

○松田勝則議員 ありがとうございます。今コメントをお伺いしたかったです。私も東京でサラリーマン生活を送る中で、国の省庁あるいは各県の職員さんと接する機会、大変あったんですけれども、宮崎県の職員さんはいいな、そんなふうに思っております。また、今回の裏金問題の一連の中で、こんな声も聞きました。いわゆる返済の対象になっていらっしゃる一般の職員さんから、自分たちも自主的に返還できないだろうか、そういった自発的なお声も聞いております。本当にうれしく思いました。こういった職員さんのポテンシャルの向上こそが、知事の提唱される改革の一番の基礎になると思います。私たち議員も頑張りますけれども、ぜひ職員さんともども、この宮崎県のために頑張っていきたい、このように思います。

以上をもちまして、愛みやぎの代表質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

あしたは午前10時開会、本日に引き続いて代表質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時43分散会



9月14日（金）

平成 19 年 9 月 14 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやぎき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 凶 師 博 規 (愛みやぎき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |           |           |  |
|-----------|-----------|--|
| 知 事       | 東国原 英 夫   |  |
| 副 知 事     | 河 野 俊 嗣   |  |
| 総合政策本部長   | 村 社 秀 継   |  |
| 総 務 部 長   | 渡 辺 義 人   |  |
| 地域生活部長    | 丸 山 文 民   |  |
| 福祉保健部長    | 宮 本 尊     |  |
| 環境森林部長    | 高 柳 憲 一   |  |
| 商工観光労働部長  | 高 山 幹 男   |  |
| 農政水産部長    | 後 藤 仁 俊   |  |
| 県土整備部長    | 野 口 宏 一   |  |
| 会計管理者     | 甲 斐 景 早 文 |  |
| 企 業 局 長   | 日 高 幸 平   |  |
| 病 院 局 長   | 植 木 英 範   |  |
| 財 政 課 長   | 和 田 雅 晴   |  |
| 教 育 委 員 長 | 江 藤 利 彦   |  |
| 教 育 長     | 高 山 耕 吉   |  |
| 警 察 本 部 長 | 相 浦 勇 二   |  |
| 代表監査委員    | 城 倉 恒 雄   |  |
| 人事委員会事務局長 | 大 野 俊 郎   |  |

事務局職員出席者

- |             |           |  |
|-------------|-----------|--|
| 事 務 局 長     | 石野田 幸 藏   |  |
| 事 務 局 次 長   | 弓 削 孝 幸   |  |
| 総 務 課 長     | 馬 原 日 出 人 |  |
| 議 事 課 長     | 四 本 孝 章   |  |
| 政策調査課長      | 富 永 博 美   |  |
| 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 彦   |  |
| 議 事 担 当 主 幹 | 亀 澤 保 彦   |  |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二   |  |
| 議 事 課 主 査   | 隈 元 淳 二   |  |

◎ 代表質問

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、公明党宮崎県議団、28番新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。公明党宮崎県議団を代表し、通告に従い、順次代表質問を行ってまいります。知事を初めとして関係各部長、教育長には明快かつ前向きな答弁を何とぞよろしくお願いいたします。なお、通告しておりました観光振興につきましては、昨日、一昨日の代表質問と重複した部分もありますので、知事に同じ答弁を求めることにもなりますので、割愛をいたします。

初めに、知事の政治姿勢について伺います。今回は、連立与党にとって大変厳しい結果となったさきの参院選について、知事の見解を伺おうとしたところでの一昨日の衝撃でありました。今回の安倍首相の辞任、唐突の感は否めないと、理由はあれこれ取りざたされてはおりますものの、何で今なのと、理解できないというのが衆目の一致するところではないでしょうか。いずれにしても、今回の予期せぬ事態による国政への影響を最小限にとどめて、国民生活を守るためにも、政治空白をつくらず、やるべき課題についてしっかりと取り組む体制を構築してもらいたいものであります。人間、何事も引き際が大事ということを改めて痛感させられた今回の辞任劇でありました。

話を参院選に戻します。今回の結果は、年金記録問題、政治と金の問題、閣僚の失言などが

相次いで、それらが有権者の投票行動に大きな影響を与えたということは間違いありません。我々も含めて与党は、選挙で下された審判を真摯に受けとめ、反省すべき点は虚心に改める必要があります。

ところで、今回の選挙結果を総括する中で、いろいろと考えさせられることがありました。一つが世論調査であります。今回も頻繁にマスコミで世論調査が行われましたが、世論調査に基づく報道に対する読者や視聴者の反応には、アンダードッグ効果とバンドワゴン効果というものがあるようであります。皆さん御存じだったでしょうか。恥ずかしながら私は今回初めてこの言葉を知ったわけでありました。前者のアンダードッグというのは負け犬、負けている側、劣勢にあるほうを応援するという心理で、例えば「A候補が優勢、B候補が追い上げ」という報道がされると、B候補に票が流れる傾向だそうですね。後者のバンドワゴンというのは、パレードの楽団車のことであるそうですが、勝ち馬に乗るといふ心理が働いて、自分もみんなと同じ意見だということで、世論調査と同じ投票行動をとるといふことだそうですね。今回の参院選は、明らかにバンドワゴン効果が働いたというふうに言われております。

もう一つは、世論調査の方法そのものであります。世論調査のやり方の説明として必ず出てくるのが、RDD(ランダム・ディジット・ダイヤリング)というものであります。コンピューターがランダムにつくり出した番号に電話をかける手法であります。そこには090とか080といったものは出てきません。今や携帯電話しか持たない若者が多い中で、親と同居している場合を除いては、ひとり暮らしの若者の声はこの世論調査には反映されないということに

なります。回答数も、こんなものと、びっくりするような数字であります。それでも世論調査結果ということで立派に通用しています。この世論調査結果に左右されない、物事をしっかり見きわめる目を養い、右顧左弁しない自分自身をつくり上げていかなければならないと、痛感をさせられました。いろいろ個人的なことを述べてまいりましたが、本県行政を担う知事としては、今回の参院選の結果をどのようにとらえて、結果に示されたさまざまな民意をどう読まれたか、お伺いをしたいと思います。

次に、がん対策について伺います。

日本人のがんは1981年以降、死亡原因の第1位を占めております。今では3人に1人ががんで亡くなり、近い将来には2人に1人ががんで亡くなるという予想もされております。そのような中、公明党の強い主張によりまして、がん対策基本法が本年4月に施行され、6月には同法に基づいてがん対策のマニフェストとも言える「がん対策推進基本計画」が閣議決定をされております。基本計画は、がんによる死亡者の減少、それと、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を全体目標とし、重点的に取り組むべき課題として、1つには放射線治療及び抗がん剤治療の推進、2つには治療の初期段階から患者の痛みを取り除くための緩和ケアの実施、3つとしてがん登録の推進を掲げて、分野別の施策を総合的かつ計画的に実施していくということになっております。都道府県においては、本年度中に国の「がん対策推進基本計画」を基本として、がん患者及びその家族の声を反映した「都道府県がん対策推進計画」を策定し、がん医療の提供体制の充実やがん検診の受診率の向上、こういったもので、がん対策のより一層の充実強化

に向けた具体的な取り組みを実施していくことが求められております。そこでまず伺いますが、本県においては、どのようなスケジュールでどのような点に力を入れて、この計画を策定していくのか、また、がん患者や家族の声をどのようにして取り入れていくのか、お伺いをいたします。

2点目に、緩和ケアの実施のための医師の研修について伺います。国の「がん対策推進基本計画」においては、緩和ケアに関する個別の目標として、1つには、がん診療を行っているすべての医師が、研修等によって緩和ケアについての基本的な知識を習得すること、2つには、原則として全国のすべての2次医療圏において、緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する緩和ケアチームを設置している拠点病院等を複数箇所整備すること等が掲げられており、このために、国では本年度から、緩和ケアの普及啓発を牽引する、各都道府県における指導者の育成を目的として、国立がんセンター等における研修会を開催することとしております。都道府県には、がん診療連携拠点病院等における緩和ケアチームの医師など、緩和ケアについて経験を有している医師をこの研修会に派遣するとともに、各地域において、研修会の受講者を講師として、がん診療を行っている一般の医師を対象とした研修会を開催するといったことで、緩和ケアの普及啓発に取り組んでいくことが求められております。そこでお伺いいたしますが、国立がんセンターの研修会にがん診療連携拠点病院の医師を派遣することをどのように認識しておられるのか。また、その受講者を講師として、がん診療を行っている一般の医師を対象とした緩和ケアの研修会を行うということになるわけですが、「通常業務で

忙しくてなかなか研修に出られない」という声も、当然出てくるのではないかと思います。そういう中で、どの程度、どのようにして研修会開催をしていかれるのかお伺いをいたします。

3点目に、放射線治療の体制整備について伺いたいと思います。がんに対する主な局所療法としては、手術及び放射線療法がございますが、我が国においては、胃がんなどのように、早期発見が可能で手術や内視鏡的な治療の技術が高いとされる部位のがんについては、欧米よりも生存率が高いという評価がある一方で、放射線療法は、専門的に行う医師の不足、また実施件数の少なさ、国民における情報量の不足、こういった問題が指摘をされているところがあります。このため、「がん対策基本計画」では、がん診療を行っている医療機関が放射線療法を実施できるようにするために、その先導役として、すべての拠点病院において、5年以内に放射線療法などを実施できる体制を整備するとともに、拠点病院のうち、少なくとも都道府県のがん診療連携拠点病院及び特定機能病院において、5年以内に放射線療法部門を設置するということが掲げられております。医師確保とあわせて、実施体制の整備にどのように取り組んでいかれるのか。以上、知事に答弁をお願いいたします。

次は、地域資源の活用についてであります。経済産業省は先月の31日、本年6月に施行された中小企業地域資源活用促進法に基づいて、全都道府県から申請された「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」を認定したということが、報道で発表されております。農林水産品、鉱工業品及びその生産技術、そして観光資源といった各地の地域資源の第一

弾として認定されたものが、全国では8,354件、本県では261件ということになっております。今回の支援施策は、中小企業がこれらの資源を活用して新しい商品やサービスの開発といった新しい事業を創出する際、国は補助金などで支援し、ひいては地域産業の活性化につなげるということを期待したものであります。経済産業省としては、初年度である今年度、200件の新事業の創出を目指すというふうになっております。地域を成長させる原動力の一つとなるのが中小企業であるということは、論をまたないところであります。地域間格差が拡大する現在、格差を是正し、地域再生を実現するための施策の一つでもある今回の支援策は、やる気のある地域、やる気のある中小企業にとっては、極めて有効であると考えております。そこで、県が策定した基本構想の内容を確認する意味で、何点かお伺いをしたいと思います。

今回の国の取り組みをどのように評価しているか、まずは知事にお伺いをいたします。

2点目に、今後は、中小企業による地域資源を活用した具体的な事業計画の策定、そして申請と流れてくることとなりますが、県としては、今回の支援施策を中小企業にどのようにして周知したのか、また、事業計画が国の認定を受けた後にどのように支援にかかわっていくのか、お伺いをいたします。

3点目に、本県の基本構想で特定された地域資源のうち、農林水産物は101個であります。全国的にも3番目の多さとなっております。その中身を見てみますと、すべての品目が載っているのではないかとさえ思われます。これだけの数のものを申請した理由は何か、その背景をお聞かせ願いたいと思います。また、観光資源は121個となっております。中小企業はこれらを

どのようにして活用できるのか、そのイメージをお示し願いたいと思います。以上、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

次は、災害対策について2点伺いたいと思います。

1点目は、地震対策についてであります。まず、緊急地震速報に関して総務部長にお伺いをいたします。地震の揺れを直前に知らせる気象庁の緊急地震速報、この一般提供が来月の1日から始まることになっております。既に去年の8月から鉄道や病院、工場などの特定の事業者に対しては情報提供が始まっていたようですが、来月からは私たちも、テレビやラジオを通してこの新しい防災情報を見聞きすることになるわけでありまして。速報が流されてから強い揺れが来るまでの時間、わずか数秒から長くても数十秒、本当に短い時間ではありますが、事前に地震の発生を知ることができれば、危険を回避できる可能性はわずかでも広がります。心構えや我が身を守る準備もできます。要は、速報に接したときに個人がどういった行動をとれるか、これが大きなかぎになってくるのではないかと思います。気象庁は、さまざまな場面において緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき行動の具体例について、ホームページやリーフレットなどで知らせていますが、これらを一人でも多くの人に知っていただき、わずか数秒が生死を分けることにもなりかねないということを十分に認識して、行動してもらいたいと思うものであります。

ところで、地震はテレビやラジオを見聞きしているときだけに発生するわけではありません。いつ何どき遭遇するかわからないのが地震であります。一人でも多くの県民に速報を知らしめるためにも、官民挙げてその体制を構築す

る必要があるというふうに考えます。まずは県であります。ちょっと難しいかもしれませんが、県庁舎や総合庁舎、出先機関の建物といった県有施設において、緊急地震速報を放送するシステムを構築するといったことなど、主導的に活用を図るべきであると考えますが、見解を伺います。また、速報が出たときを想定しての訓練、またそのためのマニュアルの整備などにも新たにに取り組むべきであると考えますが、見解をお聞かせください。

ところで、この緊急地震速報、当初はことしの春から本格運用する計画だったようですが、5月に気象庁が実施したアンケートによると、速報の内容を正確に理解した人は33%にとどまったため、認知が進んでいないということで、この秋まで延ばしたという経緯があるようであります。内容がよくわからないままですターした場合、いざ地震発生時に、地震そのものよりも、情報を聞いたことによる2次災害、こちらの方が大きくなる危険性は確かにあります。先ほど述べたように、気象庁はホームページやリーフレットでの周知に努め、NHKもテレビなどで国民への周知に努めていましたが、その認知度がいまだ高いとは言えない現在、県としても同速報の周知啓発に取り組んでいくべきであると考えますが、見解をお聞かせください。

災害対策の2点目は、災害発生時における県と事業所との防災協力・連携についてであります。災害時における地域防災力をより一層強化するために、それぞれの地域に所在する事業所に対して防災協力活動を求めていくということは、今後において極めて重要な施策の一つになってくるのではないかと考えます。一昨年12月に、消防庁の「災害時における地方公共

団体と事業所間の防災協力検討会」が取りまとめた報告書において、「事業所の防災協力促進のための7つの提言」というものが示されております。本年の6月、この提言に基づいた優良・先進的な取り組み事例をまとめた事例集が公表されております。これはともにインターネット上でも公開をされているところですが、全国の地方公共団体での先進的な取り組みの具体例は大いに参考になるというふうに思います。本県における現状はどうなっているのか、また事業所との防災協力・連携を今後どのように推進していく考えなのか、総務部長にお伺いをいたします。

次は、県民生活の安心確保の観点から、多重債務者問題について伺いたいと思います。

消費者金融や信販会社などから借金を重ねてその返済に苦しみ、自己破産や自殺に追い込まれたり犯罪に走るといった事件が発生しており、大きな社会問題となっております。全国に少なくとも230万人以上いると言われている多重債務者、その多くは家族にも内緒で借金をして、どこにも相談できないまま悩み苦しんでいるというふうにも言われております。そのような多重債務者を取り巻く環境が今、少しずつ変わっております。昨年12月、上限金利の20%への引き下げ、貸し過ぎの禁止などを盛り込んだ改正貸金業法が成立して、新たな多重債務者の発生には一定の歯どめをかけることはできております。

しかし、その一方で、生き残りをかける消費者金融会社の間では、貸し倒れの危険性が高い多重債務者への貸し渋りなども発生しており、いわゆるヤミ金これらの多重債務者を対象にして跳梁するということが懸念されているところであります。改正貸金業法は3年を目途に完

全実施されるため、それまでの間、多重債務者は引き続き不安な状態のままでありますが、国においては、本年の4月20日、2009年度末までに全市町村に多重債務者の相談窓口を設けることなどを盛り込んだ「多重債務問題改善プログラム」を策定して、借り手対策を本格化させてきております。現に多重債務に陥っている人々を救済するための相談体制の整備強化はもちろんのこと、新たな多重債務者の発生防止、ヤミ金撲滅、これらに向けた取り締まりの強化など喫緊の課題であり、このプログラムに盛り込まれたさまざまな施策が実効あるものとなるよう期待するところであります。そこでまず、多重債務者の救済に県としてはこれまでどのように取り組んできたのか。また、このたび策定された多重債務問題改善プログラム、県としてはどのように評価し、今後どのように取り組んでいくのか、地域生活部長に伺いたいと思います。

関連しての提案ではありますが、多重債務関連を初め、架空請求などの身近な生活にかかわる相談、これらに対応してくれる県の機関として、消費生活センターが宮崎、都城、延岡の3市に設置をしております。相談員が対応できるのは、3カ所とも祝日と年末年始を除いた月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までに来所か電話のみ、土曜日については、宮崎市のセンターにおいて午前9時から午後5時までに電話のみの受け付けというふうになっております。勤務時間の関係等で相談しにくい消費者もおられるのではないかと考えますが、同じく地域生活部長に見解を伺いたいと思います。

次は、母子家庭支援についてであります。

国における母子家庭への施策は、平成14年度、15年度に児童扶養手当中心の支援から就業・自立に向けた総合的な支援へと、大きく政策転換をしてきているところではありますが、これによって、母子家庭に対する経済的な支援の筆頭に挙げられていた児童扶養手当について、支給開始から5年を超えると一定割合で支給額を減額するという措置が、いよいよ来年度から始まることとなります。その一方で、自立を支援するため、さまざまな就業支援策も創設をされておりますが、本県においても、国が示した就業支援メニューを盛り込んだ「宮崎県ひとり親家庭及び寡婦自立促進計画」を平成17年3月に策定されております。現在、その計画に基づいて施策を推進されていると思っております。離婚の増加に伴って、ひとり親家庭、特に母子家庭が増加しているという状況の中で、自立が前進し、生活の苦しさが改善され、安心して暮らせる環境とならなければ、計画の目的を達したことにはなりません。具体的な事業の成果が問われているところでもあります。

まずは、県における母子家庭の現状と自立支援給付金事業の活用状況について、福祉保健部長にお伺いをいたします。

2点目は、母子家庭医療費助成事業についてであります。現在の助成方法は償還払い、すなわち医療機関の窓口で保険診療の一部負担金を一たん支払い、後日、市町村から1,000円の自己負担分を差し引いた差額が給付されるという方式となっております。この事業については、平成15年6月議会において、同じく償還払い方式であった重度心身障害者（児）医療費公費負担事業もあわせて現物給付にすべきであるというふうに訴えましたが、重度心身障がい者（児）のほうは、平成18年7月より、入院についての

み現物給付としていただきました。見直しの理由としては、「入院時には一時的に多額の出費が必要となって、重度心身障がい者（児）にとって負担が重いことから、その軽減を図ることにした」とありました。まさしくそのとおりであり、外来については従来どおりの償還払いであるものの、一步前進と喜ばれたところがあります。入院することによって一時的に多額の現金出費で苦しい思いをするのは、母子家庭も同じであります。どちらかといえば、一人で生計を支えながら子育てに奮闘している母子家庭のほうが厳しいかもしれません。重度心身障害者（児）医療費公費負担事業が先行したことによって、入院の現物給付方式のシステムはできているというふうに思います。問題はどれくらいになるかわからない事業費であります。知事の御英断を仰ぐこととなります。母子家庭の厳しい経済現況に思いをいたし、母子家庭医療費助成事業についても、重度心身障害者（児）医療費公費負担事業と同様に、入院について現物給付にしていきたいと考えますが、見解を伺いたいと思います。

次は、自殺防止についてであります。

警察庁のまとめによれば、2006年の自殺者3万2,155人、97年までは2万人台で推移してきたものが、98年に初めて3万人を突破、以降9年連続で3万人を超える状況が続いております。本年7月1日現在の人口では、西都市が3万3,000人強、清武町が2万9,000人弱、東臼杵郡全体で3万人強、こういった人口の市や町が、9年連続で毎年1つずつ消えていっていることとなります。まことに憂慮すべき深刻な状況であります。自殺の原因は、ストレスの多い社会の中で失業、倒産、多重債務など経済生活の問題、また病気の悩みなどの健康問題、介護



や看護疲れなどの家庭問題、精神疾患などの心の健康問題など多岐にわたると思われませんが、このような状況を受けて、国においては、今年の6月に自殺対策基本法が成立し、10月に施行されております。さらに本年6月には、自殺総合対策大綱を策定して、この中で自殺対策の先進国を参考に、2005年に10万人当たり24.2人だった自殺死亡率を2016年には19.4人まで引き下げるという数値目標が盛り込んであります。フィンランドや米国、スウェーデンといったところでは、医師や心理学者、ソーシャルワーカーなどへの研修、また自殺学講座の開設、うつ病の診断・治療の促進、自殺未遂者の支援プロジェクトといったものを展開して、自殺率の低下に確実な効果を上げているというふうに言われております。国を挙げて取り組み、実効あるものにしていかなければならないというふうに痛感をいたします。

一方、本県においては、2006年の人口動態統計によると、県内自殺者数は361人、自殺死亡率は31.5人、前年比0.9ポイント増で全国ワースト5位、1996年から11年連続でワースト3からワースト7で推移しているということで、本県においても、自殺防止対策の強化は喫緊の課題であります。自殺防止対策については、今議会でも取り上げられておりますし、過去にも多くの議員が質問で取り上げております。そのような中、先月7日、県の自殺対策協議会が「総合的自殺対策に関する提言」をなされております。この協議会の設置は、昨年度の新規事業である「生きる力」応援・うつ病対策事業における事業の一つに挙げられ、全庁的な自殺予防対策事業の提言を行うということになっておりましたが、今般、15ページに及ぶ提言書にまとめていただいております。そこで、この提言を受

けて、今後、自殺防止対策にどのように取り組んでいくのか、まずは知事に伺いたいと思いません。

ところで、報道によれば、先般、厚生労働省が実施する「平成19年度地域自殺対策推進事業」において、防止対策を積極的に推進している都道府県や政令市の中から、モデルとして本県を含んだ20自治体を選定したとありました。先ほど述べたように、本県においては、昨年度から「生きる力」応援・うつ病対策事業を実施していますが、今回、モデル自治体を選定されたことにより、今後、この事業を含めてどのような取り組みになるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

次は、ニート支援について伺います。

先月末の新聞報道によれば、政府は職につかないいわゆるニートと呼ばれる若者に対する各地域の支援体制を強化する方針を固めたということで、就労支援拠点「地域若者サポートステーション」を全国50カ所から来年度100カ所程度まで倍増させるとありました。地域若者サポートステーション、略してサポステというようではありますが、聞きなれない名称ではあります。それもそのはず、本県にはこのサポステは存在しておりません。これは昨年度からスタートした厚生労働省の「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」において、地方自治体の推薦に基づいて、各地域で若者支援に積極的に取り組んでいる民間団体等に国が事業を委託した拠点として設置し、そこではキャリアコンサルタントや臨床心理士、これらを配置して、総合的な相談支援事業、また職業意識啓発事業などを実施しているようであります。当初は全国で25カ所、今年度よりさらに25カ所ふえて50カ所になっているようではありますが、

全国的には本県を含めて6県が未設置、九州では本県のみが未設置ということになっております。この事業における地方自治体の役割は、その事業名にある若者支援のためのネットワークを構築・維持することとなっていたようですが、いま一つ不明確で地域力が生かされていないという指摘もある中、新しい取り組みでは、地方自治体が本格的にステーションの運営に参加するとともに、関係機関の連携を強化するため、教育委員会や警察署、保護観察所、児童相談所等を含む情報交換のためのネットワークを構築することも求めています。働く意欲のある若者の就職活動を支援する体制としては、「ヤングJOBサポートみやぎ」が既にスタートしております。有効に機能していると思います。外に出ていかない、すなわち把握できていない支援対象者を積極的に掘り起こすための訪問支援を実施するなど、新しい取り組みに対して期待するところであります。来年度新たに追加となる50カ所の中には、本県も必ず含まれると思いますが、県としてはどのような心構えで取り組んでいく考えなのか、意気込みのほどを商工観光労働部長に示していただきたいと思っております。

次の環境保護についてであります。昨年の9月議会で質問した道路舗装切断時の濁水処理のその後について伺いたいと思っております。

土木部長の答弁では、「切削水の処理については、現場条件によっては周辺環境への影響が懸念される場合もあるので、そのときは吸引機により切削水を回収して適切な処理を行うこととし、土木事務所などに対して周知を図り、さらに所長会議などで対応について徹底していく」ということでありました。その後の取り組み状況について、県土整備部長に伺います。

ところで、コンクリート舗装の切削水はアルカリ性が強く、農村地帯での工事において、もしもそのまま排出された場合、農地や農作物に及ぼす影響が大きいというふうに言われております。農政水産部においては、道路舗装を切断する工事を行う際、どのように取り組んでおられるのか、部長の答弁をお願いいたします。

次は、総合型地域スポーツクラブの現状について伺いたいと思っております。

これは文部科学省が打ち出したもので、平成12年9月に策定されたスポーツ振興基本計画の中で、生涯スポーツ社会を実現するために、成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人となることを目指すとしておりまして、具体的には平成22年までの10年間で、全国の各市町村に少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを育成すること、さらには、それを支援する広域スポーツセンターを各都道府県に1つは育成することとなっております。地域の住民が日常的に活動を行う拠点として、経営主体も地域住民、複数の種目が用意してあり、子供から高齢者まで利用でき、初心者からレベルの高い競技者までが楽しめるなど、世代を超えて地域コミュニケーションの核となることを目指したものであります。スタート当初は、既存の運動団体との連携、拠点としての場所の確保、指導者の活用といったところに関して若干の懸念が見受けられたものの、当初計画を5年後に見直すということで、昨年の9月に同計画は改定されておりますが、その改定内容を見てみますと、生涯スポーツ社会の実現に向けて、同クラブのさらなる増加を図ることについて記述がしてありました。また、総合型地域スポーツクラブが核となって、女性や障がい者がスポーツに参加しやすい地域の環境づくりについて、そ

の他の追加事項ということで、これも記述してありました。確かに、少子化の影響で学校での部活動が成り立たなくなっているという報道を見るにつけ、総合型地域スポーツクラブの存在は、地域のスポーツ振興を図る上でも今後ますます重要になってくるのではないかと思います。

以上を踏まえた上で何点か伺いますが、本県においては、平成15年8月に設立された宮崎市の東大宮スポーツクラブを皮切りに、本年4月現在で設立済みが10クラブ、設立準備中が6クラブとなっております。県北では、日向市を除くと設立に結びついていないようであります。先ほど述べたように、平成22年度までに全市町村に設置するという計画であります。現状をどのように認識しているのか、まずは伺いたいと思います。

2点目に、広域スポーツセンターは、現在どのような体制で運営され、こういった活動を行っているのか、また、市町村との連携をどのように図っているのか。

3点目に、今後もさらに設置を推進するためには、運営面や指導者の確保育成といった解決すべき課題もあるわけですが、県としてはどのようにフォロー・支援していくのか。以上、教育長に答弁をお願いいたします。

最後に、子供の農山漁村交流について伺います。

「子ども農山漁村交流プロジェクト」と呼ばれる大規模な事業が、来年度から動き出そうとしております。小学生が農山漁村に1週間ほど泊まり込んで、自然の中でいろんな体験活動をするというものでありますが、都市部に暮らす子供たちにとっては、豊かな自然に触れ合えるなど、田舎の生活に身を置くことは、ふだんの

学校生活ではできない貴重な体験となります。また、山村の子供たちが漁村を、漁村の子供たちが山村を訪ねたりすることもあって、ともに意義のある交流になるのではないかと思います。現在は概算要求の段階ではありますが、公明党は早くから子供たちが農山漁村へ体験留学する重要性を訴えてきております。ぜひとも実現にこぎつけたい事業であります。

内容的には、2012年度までの5年間で全国2万3,000校のすべての小学校で実施していくという方針のようで、対象となる子供の数は120万人ということになります。初年度となる来年度に、モデル校やモデル地域を選定してからのスタートとなるわけですが、保護者や先生、受け入れ側の農家、林家、漁家の方々の理解・協力を得る努力をするなど、入念な準備を行って、息の長い事業として成功させたいというふうに思います。子供たちにとって貴重な体験となるこの事業は、受け入れ側にとっても大きなメリットがあります。地域の活性化はもちろんでありますが、豊かな自然環境や伝統文化そのものが貴重な教育資源になるということを再認識することができますし、そのような自然や生活を守り続けていこうという意識を芽生えさせることにもつながるのではないかと考えます。家族で旅行する場合などを除けば、子供たちにとって1週間に及ぶ宿泊は初めての経験で不安を抱くでしょうし、保護者にとっては、病気になる時や宿泊施設の安全性、費用なども気にかかることとなります。そういった不安や心配にも細やかに配慮した内容の事業にしてもらいたいというふうに思いますが、このプロジェクトにどのような効果を期待するか、どのような効果が期待できると考えるか、農政水産部長並びに教育長に伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

まず、参議院議員選挙についてであります。今回の選挙結果につきましては、今までの政治や行政による政策や施策に対し、国民の皆様が不信感や不満感を抱いて、変えてほしい、改革してほしいという意思表示をしたのではないかと考えております。つまり、格差の問題や雇用、医療、年金など生活に直結した問題が山積し、特に地方が疲弊する中で、国民は、暮らしが大変に厳しいことを訴えようとしているのではないかと考えております。私は、こうした国民・県民の皆様のを真摯に受けとめ、これを施策に生かし、県政への信頼を回復するとともに、県民の暮らしを少しでもよくし、宮崎に住んでよかった、宮崎に来てよかったと心から思えるような新しい県づくりに、県民総力戦で取り組んでまいりたいと、改めて思った次第でございます。

続きまして、がん対策についての一連のお尋ねであります。

まず、がん対策推進計画についてであります。がんは、本県における死亡原因の第1位を占めており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっております。がんによる死亡者の減少を図ることが大変重要な課題となっており、来年3月までに、国が定めた「がん対策推進基本計画」を指針としながら、「宮崎県がん対策推進計画」を策定することとしております。この計画におきましては、がんによる死亡者の減少及びすべてのがん患者、家族の苦痛の軽減や療養生活の向上を図るため、重点対策として、がんの早期発見やがんの予防のための対

策はもとより、医療機関の整備や緩和ケアの実施、さらにはがん医療に関する相談支援の充実等を盛り込むことといたしております。なお、計画の策定に当たりましては、医療関係者や民間有識者等で構成する県がん対策推進協議会を設置したところでございますが、がん患者の声を計画に反映させるため、患者代表の方々にも委員として参加していただいております。また、パブリックコメント等を通じて、広く県民の皆様の見解を取り入れてまいりたいと考えておる次第でございます。

続きまして、医師への緩和ケア研修に対する本県の取り組みについてであります。がん患者の多くは、がんと診断されたときから、身体的な苦痛や心理的な苦痛を抱えており、また、その家族もさまざまな苦痛を抱えていることから、治療の初期段階から緩和ケアの実施が必要だと考えております。そのため、がん診療に携わるすべての医療従事者が緩和ケアの知識を持つことが重要となっております。県といたしましては、今月県内の3名の医師に国立がんセンターの緩和ケア指導者研修会への参加をお願いしております。今後は、その3名の医師の協力をいただきながら、県内のがん診療に携わる医療従事者を対象に、緩和ケアの知識の普及に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、放射線療法についての本県の取り組みについてであります。我が国の放射線療法については、手術療法に比べて、その提供体制は相対的に不十分であると言われております。そこで今年度、県内の医療機関に対して、がん診療に関するアンケート調査を実施し、県内の放射線療法の提供体制及び放射線療法に携わる従事者の実態把握をすることといたしております。今後は、調査結果を踏まえながら、関

係機関と連携し、放射線療法の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、中小企業地域資源活用促進法についてであります。この法律は、中小企業による地域資源を活用した事業活動を支援することにより、地域における中小企業の事業活動の促進を図ることを目的としております。その枠組みとして、各地域の強みである農林水産物や観光資源などを活用した中小企業の新商品・新サービスの開発や販売を総合的に支援するところに特徴があり、地域の特性を生かした中小企業の振興につながるものと考えております。本県では、先般、国の認定を受けました基本構想の中で、多くの中小企業に活用していただけるよう、幅広く261件の地域資源を指定したところでございます。県としましては、意欲ある中小企業が、この施策を活用して新たな事業に取り組めるように、国と連携して支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、母子家庭医療費助成事業についてであります。この事業は、母子家庭の医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するとともに、母子の健康と福祉の向上を図り、その生活の安定を図るものでございます。お尋ねの入院医療費を、現在の償還払いから現物給付に変更することにつきましては、給付方法の変更に伴い、電算システムの改修費用や審査支払い手数料等、県や市町村の新たな負担増が生じることから、慎重な検討が必要であるとと考えております。

続きまして、今後の自殺対策の取り組みについてであります。今回、県自殺対策協議会から提出いただいた提言書において、自殺の原因には、健康問題を初め、生活問題や家庭問題等、個々のさまざまな事情のほか、社会経済活動や

地域社会での人間関係の希薄化などの背景があると示されております。そのため、多角的な視点で自殺予防の検討を行い、総合的な施策を構築していくことが課題であると認識しております。県としましては、広く県民に自殺防止についての意識啓発を図っていくとともに、自殺対策に関する庁内連絡会を設置し、また他県の取り組み等も勘案しながら、各市町村及び民間団体が実施する自殺対策を支援してまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○総務部長（渡辺義人君）〔登壇〕 まず、緊急地震速報についてであります。この地震速報は、地震災害の軽減を図る上で有効な手段であると考えられますが、県の施設への導入につきましては、受信装置の設置や一斉送信システムの構築など検討すべき課題がございますので、今後、十分研究してまいりたいと存じます。次に、速報が出されたときの対応につきましては、円滑な対応ができるよう、各地での防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて対処訓練の導入を促進するとともに、大規模集客施設等において対応マニュアルの整備が図られるよう、働きかけを行ってまいりたいと考えております。周知啓発につきましては、県におきましても、これまで、気象庁のパンフレットを市町村や防災関係機関に送付したり、新聞を活用した広報に努めてきたところでありますが、御指摘のような状況も踏まえ、さらに県の広報誌などを活用した広報に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時の事業所との防災協力についてであります。災害時においては、自助、公助とともに共助が被害軽減、早期復旧には欠かせないものとなっております。特に、地域における住民や自主防災組織、事業所等が助け合う仕組

みの構築が重要となっております。その中でも地域に密着している事業所は、人材はもとより専門的な技術や資機材を保有しており、災害時には迅速で多様な活動が期待されることから、事業所との協力・連携は大変重要であると考えております。県といたしましては、現在、県内の広域的な団体であります県トラック協会や県建設業協会など8団体と、災害時の応援協定を締結しているところであります。今後とも、災害時に協力を得ることが必要と思われる関係団体との間において、さらに応援協定の締結を進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○地域生活部長（丸山文民君）〔登壇〕 多重債務者対策についてお答えいたします。多重債務者対策につきましては、これまで県の消費生活センターや消費者金融相談所におきまして、随時、多重債務に関する相談を受け付けております。案件によりましては、弁護士等の専門家に紹介を行ってきたところであります。御質問にもありましたように、国におかれましては、本年4月に、「相談体制の充実」「セーフティーネット貸付けの提供」「金融経済教育の強化」及び「ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化」、この4つを柱とした「多重債務問題改善プログラム」を策定し、行政、弁護士会等の関係団体が十分に連携しながら、一体となってその施策に取り組むよう、各都道府県に対して要請をされたところであります。県といたしましても、この多重債務問題は重要な課題であると認識しており、このプログラムを受けて、8月1日に国、市町村、弁護士会、司法書士会などから成る「宮崎県多重債務者対策協議会」を設置しまして、先般、第1回の協議会を開催し、情報の共有化や今後の推進体制についての協議

を行ったところであります。今後も、この協議会を中心に、多重債務者対策に取り組んでいくこととしております。

なお、メールでの相談受け付けにつきましては、有効な手段であると認識いたしておりますが、相談内容が複雑であり、また詳細な聞き取りが必要なことから、現在、電話または相談者の来所による相談を行っているところであります。今後とも、相談者のニーズを踏まえ、よりよい相談体制の構築に努めてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、母子家庭の現状等についてであります。県は、母子家庭の実態調査を5年に1回実施しておりまして、最も新しい調査を平成14年に実施いたしました。この時点では、本県の母子家庭は約1万4,000世帯となっております。母子家庭につきましては、子育てと生計の担い手という二重の役割を母親が一人で担わなければならない、収入や住居の確保、子供の養育等さまざまな面で困難があるものと認識しております。ことしは、この実態調査の年に当たっておりまして、現在、アンケート調査を実施しているところであります。調査結果につきましては、本年度末に取りまとめ公表するとともに、今後の施策に反映してまいりたいと考えております。

次に、自立支援給付金事業の活用状況についてであります。平成18年度の給付実績を申し上げますと、ホームヘルパーや医療事務等、職業能力開発のための講座を受講した場合に支給される教育訓練給付金が17件、看護師などの資格を取得するために専門学校等に就学した場合に支給される高等技能訓練促進費が8件、母子家

庭の母をパートタイムから常用雇用に転換した場合に事業主に対して支給される常用雇用転換奨励金が2件でございます。今後もこの制度の周知に努め、その活用を促進してまいりたいと存じます。

次に、「生きる力」応援・うつ病対策事業の今後の取り組みについてであります。今回、国の地域自殺対策推進事業のモデル自治体に選定されましたが、これは平成18年度から実施している当事業のうち、うつ病対策として西諸県地域が先駆的に行っている普及啓発や早期発見・早期治療の取り組みが評価されたものと考えております。事業としましては、講演会の開催を初め、職場内でのワッペンやTシャツの着用などの普及啓発活動、市町村が実施する健康診断にうつ病の項目を取り入れた「うつスクリーニング」や、内科医及び看護師に対するうつ病研修等、早期発見・早期治療につながる予防対策の実施等であります。今後は、西諸県地域で実施してきたうつ病対策の取り組みについて、市町村と連携を図りながら、全県的に実施してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

**○商工観光労働部長（高山幹男君）**〔登壇〕

お答えいたします。

中小企業地域資源活用促進法に関する一連の御質問であります。

まず、中小企業への周知と支援についてであります。中小企業への周知につきましては、国と協力しまして、昨年11月から市町村、商工関係団体に対する説明会を計3回開催しますとともに、地域資源を活用した新商品開発等に関する調査を行うなど、基本構想の策定の段階から、幅広く中小企業への周知を図ってきたところでもあります。また、中小企業がこの基本構想

で指定された地域資源を活用した事業計画の認定を受けた場合には、試作品開発や販路開拓等に対する補助、政府系金融機関による低利融資、専門家等のアドバイスなど、総合的な支援を受けることができます。県におきましては、産業支援財団が支援窓口となっております。事業化のあらゆる場面で中小企業へ助言してまいりますとともに、商談会の開催など既存の事業とも連携させながら、中小企業の取り組みを支援していきたいと考えております。

次に、農林水産物を多く指定した背景と、観光資源を活用した事業に対するイメージについてであります。地域資源の指定に当たりましては、市町村や関係団体、庁内関係部局からの意見も聴取し、選定を行ったところであります。本県には農林水産物が豊富でありまして、さまざまな加工の取り組みも行われていることから、それを生かすという観点から101件の指定となったものであります。また、観光資源を活用した事業としましては、例えば、観光事業者によるサーフポイントを活用したさまざまな体験プログラムの企画やモニターツアーの実施など、地域の観光資源を生かした新たな観光メニューを開発する事業などが想定されます。

最後に、地域若者サポートステーションについてであります。地域若者サポートステーションにつきましては、NPOなど民間の団体等が主体となるものでありますが、本県では、ことし3月に、あるNPO法人が県の推薦を受けまして国へ応募いたしました。残念ながら選定をされなかったところであります。県といたしましても、いわゆるニートと呼ばれる若者に対する就労支援は重要であると認識しておりますので、今後とも、この事業の情報収集を行いますとともに、事業の実施主体となるNPO法人

等の掘り起こしを含め、教育や福祉部門などの関係機関とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、道路舗装切断に伴う濁水処理の取り組み状況についてであります。農政水産部において、道路舗装切断を伴う工事といたしましては、畑地かんがい施設や営農飲雑用水施設の整備を目的として実施する管水路工事等が該当します。これらの工事の実施に際しましては、大気汚染や騒音、土砂流出の防止等、施工中の環境対策に十分配慮しながら工事施工に努めているところであります。この中で、道路舗装切断に伴う濁水処理につきましては、農政水産部といたしまして、積算上必要な経費を別途計上することは可能であります。統一した取り扱いを行っていないことから、今後は、趣旨の徹底を図りまして、環境対策により一層配慮してまいりたいと考えております。

次に、子ども農山漁村交流プロジェクトについてであります。子ども農山漁村交流プロジェクトは、総務、文部科学、農林水産の3省が連携して、小学生を対象に農山漁村に1週間程度の宿泊体験をさせる事業で、現在、国において概算要求がなされているところであります。この事業は、子供の学ぶ意欲や自立心などをはぐくみ、力強い子供の成長を支える教育活動として推進するものですが、子供を受け入れる農山漁村地域におきましては、農林漁業の作業体験や地域の伝統行事等へ参加することにより、農林水産業への一層の理解が深まることを期待いたしております。また、子供たちとの交流により、地域の高齢者等がその多様な技能を教える

ことで生き生きとし、さらに将来に向けた継続的な交流も期待されるなど、地域の活性化にも貢献するものと考えております。県といたしましては、今後、国の動向を十分に注視してまいりたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（野口宏一君）〔登壇〕 道路舗装切断時に発生する濁水処理の取り組みについてお答えいたします。県土整備部におきましては、昨年9月に、道路舗装の切断に伴い濁水処理が必要となる対象工事について、切断延長が100メートルを超える工事とすることとし、文書で通知するとともに、所長会議等を通じ周知徹底を図ったところであります。なお、今後とも、施工実績を把握しながら、より適正な処理が行われるよう徹底を図り、施工中の環境対策に十分配慮してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいたします。

総合型地域スポーツクラブについての一連のお尋ねであります。

まず、設立状況についてであります。県教育委員会といたしましては、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツにかかわることができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境づくりの一つとしまして、総合型地域スポーツクラブの設立を推進いたしているところであります。これまで、県内において5市1町で10のクラブが設立されたところでありますが、現在、今まで設立をされていなかった延岡市や三股町など3市1町で、新たなクラブが設立準備中があります。このように、県内全域でおおむね計画に沿った形で設立が進んでいると考えております。

次に、広域スポーツセンターについてであり



ます。県教育委員会といたしましては、県内の総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援するため、平成15年に「みやざき広域スポーツセンター」をスポーツ指導センター内に設置いたしました。業務の推進に当たっているところであります。活動内容といたしましては、指導者養成のための研修会や講習会などの開催、施設や指導者の有効活用を図るための情報ネットワークの構築、他県の先進事例の紹介や本県の市町村の課題に応じた支援の3つの柱で取り組んでいるところであります。また、広域スポーツセンターでは、職員が市町村を訪問いたしまして、総合型地域スポーツクラブの設立・育成に対する適切な助言を行うなど、連携に努めているところであります。

次に、総合型地域スポーツクラブの課題についてであります。総合型地域スポーツクラブは、会員である地域住民が、自主運営、自主財源、目的の共通理解という基本理念に基づきまして、各地域でそれぞれはぐくみ、発展をさせていくべきものだと考えております。実際に総合型地域スポーツクラブを安定的に運営していくためには、会員の確保を基本といたしまして、地域のニーズに応じたスポーツイベント等により財源を確保することが必要であり、そのため、クラブの運営に直接かかわりますマネージャーの資質向上や、魅力ある講座を担当する指導者の育成が重要であると考えております。したがって、県教育委員会といたしましては、現在行っておりますクラブマネージャー養成講習会等のさらなる充実を図り、市町村や県体育協会等と連携を図りながら、優秀な人材の発掘や有資格者の活用と指導者の育成に、積極的に努めてまいりたいと考えております。

最後に、子ども農山漁村交流プロジェクトに

ついてであります。本プロジェクトは、小学生が都市部から農山漁村へ、農村から山村や漁村へ行くなど、異なる環境のもとで1週間程度宿泊し、田植えや水産加工などの勤労体験や地域の人たちとの交流など、さまざまな体験活動を行うものであります。このように、日常生活で経験できないことを宿泊しながら体験することによりまして、子供たちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心や規範意識など、豊かな人間性や社会性がはぐくまれ、よりよい成長につながる効果が期待できるものと考えております。県教育委員会といたしましては、今後、国の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○新見昌安議員 それぞれ答弁いただきました。ありがとうございます。時間が4分しか残っておりませんが、再質問をしたいと思います。

まず、避難所としての学校の耐震化について、教育長にお伺いをしたいと思います。新潟県中越沖地震発生から間もなく2カ月になろうとしているところでありますが、この地震発生の2日後に文部科学省が、柏崎市内の39の全部の小中学校の中で特に目立った被害が報告された15校46棟の安全点検を実施したそうです。その結果、5校6棟が使用禁止にしなければならない状況だったという報道がなされておりました。中には、一たん避難所として使用していながら、途中、閉鎖を余儀なくされて、避難していた住民が別の学校に移らないといけないという状況もあったというふうに聞いております。本県でも、大地震が発生したときに、当然、避難所になるであろう公立学校の耐震化の現状がどうなっているか、また今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いをしたいと思います。

す。

**○教育長（高山耕吉君）** 県立学校の耐震対策の現状と今後の取り組みについてであります。平成18年度までに耐震診断はすべて終了いたしました。4月現在で耐震化率は80.1%でございます。本年度は13棟の耐震補強工事を実施いたしますが、27年度を目標とした整備計画を策定いたしました。今後はこの整備計画に基づき、計画的に整備を進めてまいりたいというふうに考えております。また、公立小中学校につきましても、4月現在の耐震診断実施率は94.8%で、耐震化率は67.6%となっております。本年度は、17棟の耐震診断と36棟の改築、補強工事が予定をされております。今後とも、市町村に対しましては、国の助成制度の積極的な活用を図りながら、耐震化を一層推進するよう、指導助言に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○新見昌安議員** 今の答弁の中で、県立学校については、耐震整備27年度を目標とするとありました。一方、公立小中学校については、目標年度が今、発表ありませんでしたが、この公立小中学校についても、しっかり目標年度を設定していただいて、市町村としっかり連携をとりながら、耐震化の整備を進めていっていただきたいというふうに思っております。

次に、がん対策について、知事にお伺いをしたいと思います。がん診療連携拠点病院の機能強化についてです。このがん診療連携拠点病院、本県では4カ所整備されているようですが、がん治療の牽引役という役目、どこら辺までしっかりと果たされているか、よくわかりません。本県のがん診療連携拠点病院の現状をどのように把握しておられるか。どんな課題があると認識しておられるのか、お伺いをした

と思います。また、がん診療連携拠点病院については、機能強化事業というのがありますが、これを活用して、しっかり財政的な支援を充実させていくべきではないかと思いますが、見解を伺いたしたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 今の御指摘のように、本県では県立宮崎病院と県立日南病院、県立延岡病院、そして国立病院機構都城病院の4病院が、地域がん診療連携拠点病院の指定を受けているところでございます。今後、各拠点病院の院内がん登録と相談支援センターの拡充強化及び地域の医療機関との連携の強化を図ることが重要かと考えております。さらに、現在、未設置であります県のがん治療の中心となる県がん診療連携拠点病院についてでございますが、この指定に向けて、今後とも関係機関と調整を深めてまいりたいと考えております。

あわせて、がん診療連携拠点病院機能強化事業についての御指摘ですが、がんから県民の生命及び健康を守る上で、がん診療連携拠点病院の果たす役割は大きなものだと考えております。本県におきましては、現在、各拠点病院における院内がん登録や相談支援センターの体制整備などを図っているところでございます。このような中で、国におきましては、がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るために、医療従事者の研修や患者や家族への相談支援事業の機能を拡充するとともに、地域の連携を推進するため、がん診療連携拠点病院機能強化事業を行っておる次第でございます。今後は、拠点病院の拡充強化に向けて、本事業の活用についても検討あるいは推進を行ってまいりたいと考えております。以上です。

**○新見昌安議員** ありがとうございます。がん対策について、もう一点お尋ねしたいと思

ます。がん検診についてであります。国の推進基本計画においては、がん検診の受診率を50%以上にする、これを一つの目標としております。そのために、市町村としっかり連携をとっていく必要があるわけですが、県と市町村との連携、また市町村に対する支援、これらについてどのようにお考えなのか、いま一度知事にお尋ねをしたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 国におきましては、がんによる死亡者の20%減少という目標を掲げているところでございます。この目標達成のためには、がん検診受診率の向上や検診の精度管理の向上も重要な課題となっております。本県におきましては、民間と協働でのピンクリボン活動等を通じての乳がんの早期発見とか早期診断、早期治療の普及活動に努めているところでございます。さらに、がん予防展等による県民へのがん予防の啓発を強化して、がん検診の受診率の向上を図ることとしております。また、成人病検診管理指導協議会に5つのがん部会を設けまして、市町村や検診機関への技術的指導・支援を行い、がん検診の質の向上に努めているところでございます。今後とも、がん検診の実施主体であります市町村との連携を深めながら、その強化を図ってまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** それぞれ答弁いただきました。本当にありがとうございます。今回の質問は、第1問目の知事の政治姿勢を除いては、国の動き等をしっかり踏まえながら、本県の進むべき道を探る意味で質問をさせていただいたところでございます。今回の答弁には、前向きなものもあれば、もうちょっと頑張っていたいただきたいというものもございました。今回の私の質問を一つの契機にして、今後、県の進むべき道

をしっかりと確立していただきたいということをお願いいたしまして、質問のすべてを終わりたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

**○坂口博美議長** ここで、執行部から発言の申し出がありましたので、これを許します。

**○総務部長（渡辺義人君）**〔登壇〕 昨日の松田議員の御質問への答弁について、補足説明とおわびをさせていただきたいと存じます。

昨日、不適正な事務処理問題に関し、南那珂農林振興局から他の5所属に対して総額約1,300万円の肩がわりが行われていたことについて、「調査報告書に記載されているのか」との御質問があり、「記載はいたしていない」とお答えしましたが、この答弁は、約1,300万円の不適正な事務処理が、今回報告した以外にも別にあると受け取られるおそれがあり、言葉足らずでございました。私の答弁の趣旨は、この南那珂農林振興局における肩がわりは、既に預けや書きかえの中に含まれており、報告書において、肩がわりとしての記載は行っていないというものでありまして、具体的には、当該金額は報告書に記載の同振興局の預け使用額4,061万9,703円及び書きかえ総額78万8,385円の中に含まれているということであります。なお、昨日の御質問の中で、長崎県の報告書についても言及がございましたが、長崎県においても、肩がわりという分類についての説明はあるものの、肩がわり自体の実態調査は行っておらず、返還に含めたという事実もございません。私の発言が誤解を招きかねないものでありましたことをおわび申し上げます。失礼をいたしました。〔降壇〕

**○坂口博美議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、暫時休憩をいたします。

午前11時18分休憩

---

午後 1 時 0 分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、民主党宮崎県議団、39番井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 民主党宮崎県議団を代表し、質問をいたします。

まず冒頭に、さきの台風4号及び5号により被害に遭われました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。早急なる復興をともに取り組みたいと思います。

一昨日の安倍総理突然の辞任ニュースは、大変驚きました。安倍政権は、小泉政権がつくった産業構造の変化とその対応の失敗による社会の疲弊をそのまま受け継いで誕生した政権でした。したがって、国民からの支持が得られず、政権維持が惨たんたるものであったことは、参議院議員選挙結果を見ても明らかです。しかし、安倍総理は、自分自身で「政権選択の選挙だ」と公言して臨んだ参院選で大敗したにもかかわらず、総理の座に居座り、今回突然、説明責任も果たさず政権を投げ出すなどとは、国民を愚弄しており、国際的にも恥ずかしい限りです。

小泉政権下での竹中平蔵大臣による新自由主義の経済運営は、GDPは22兆円に増加したけれども、労働者への配分、雇用者報酬は5兆円減というとんでもない結果を生みました。株主配当は3倍になったけれども、1,000万円クラスの中小企業の役員報酬は大幅に減となりました。そして、生活保護世帯は63万人から104万人になり、修学援助者は98万人から148万人、貯金ゼロ世帯が3%から23.8%となっています。つ

まり、構造改革は格差がある社会づくりが目的だったことが実証されました。内閣府が8日付で発表した「国民生活に関する世論調査」では、日常生活で悩みや不安を感じている人が69.5%に上り、前回調査を上回って過去最高となったことが報じられています。自然災害の想像を絶する状態もあわせての自然破壊、地域、医療、教育等々の多岐にわたる格差、非行や犯罪の多発等による社会崩壊の3つの危機感を国民が感じていると言えます。この状況を打開するには分権を推進する以外になく、税源移譲などの地方財政改革は当然のこととして、自治体の役割を増大することが必要です。「国民の生活が第一」の視点でマニフェストを掲げて戦った民主党が多くの国民の支持を得たことは、参議院議員選挙の結果でも明らかで、分権を推進し、より住民に身近な自治体が大きな力を得ることを国民が望んでいるあかしと考えます。

るる述べましたが、知事は今回の選挙結果をどう受けとめておられるのか、午前中の新見議員と重複しますが、お尋ねをいたします。

また、税源移譲を進める上で、地方と国の財源を最低でも5対5に持っていく必要があると思いますが、知事の所見をお尋ねいたします。

地方分権を推進するためには、財源の確保が重要であり、財源確保の一手段として、地方独自の新税導入が他県においては議論されていますが、新税の導入について知事の所見をお尋ねいたします。

次に、地方経済活性化策についてお尋ねをいたします。本県の国税収納が4年連続で増加したことが公表されています。宮日の記事によれば、所得税の定率減税の縮減・廃止や酒税の増加が要因とされ、宮崎税務署が「消費税の減収

を考えれば、景気回復の影響とまでは言いがたい」と分析していると報じています。我が県は、本格焼酎の需要好調を除けば、産業面で公共事業に対する依存度が高く、最近の公共投資縮減などから停滞感があるのは事実です。もっともいろいろな産業面で、税収増加のニュースを聞くことができると望んでいます。今、東国原知事人気によって宮崎県が注目をされ、地元企業の競争力を強化するには絶好のチャンスととらえるべきではと考えています。地元企業に対して、困ったときにはいらっしやいというような従来の受け身の支援体制ではなく、ノウハウ重視のサポートを初めとして、強い中核企業を育成する支援はできないものかと考えます。お尋ねをいたします。

次に、知事マニフェストの実現についてお尋ねいたします。

知事のマニフェストの実行が行政運営の基軸となることは言うまでもありません。マニフェストには、明確な数値目標、財源、具体的な工程表などが盛り込まれていますし、知事が交代すれば、そのたびに職員は総合計画の見直しや政策転換に直面することになります。マニフェストに沿った計画の見直しや政策転換は、実質的なものでなければなりませんし、当然、実現可能なものにしなければなりません。そのためには、知事と職員は、知事は県民に視点を当て、職員は自治体職員としての専門性を持った視点から政策論議が行われる必要があると思います。その論議の過程で、知事と職員との信頼関係が築かれていき、また、部局長のマニフェストについても責任が明確となります。分権時代における自治体は、足踏みすることなく、柔軟に自己改革を重ねながら困難な政策課題に果敢に挑戦する必要がありますし、その結果とし

て、県民の信頼を得て、活力ある地域、自治体を確立することが必要です。知事マニフェストの実現に向けて考え方が十分浸透するために、知事が直接職員と議論されることを期待しますし、知事マニフェストとの政策的合意ができるよう、職員の意識改革にどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

また、知事マニフェストの底力、県民総力戦については、理念だけではなく、もっと具体的な県民運動としての展開を図っていくべきと考えますが、お尋ねをいたします。

次に、入札制度についてお尋ねをいたします。

官製談合事件を受けて、県民の信頼を勝ち取るために早急に取り組まれたことは、評価をいたします。今回の入札制度については、立場によって評価と課題とするところが異なるのは当然です。納税者が求めるものは、透明性、競争性、客観性、公正公平であること等が考えられます。業者としては、経営の継続が図られ、いい仕事をする業者が報われること等々。発注する側の意識改革も求められると言えます。代表質問初日に、最低制限価格の引き上げをすることの答弁がありましたが、予定価格の中に、働く人たち、特に下請の労賃の確保が十分であるか危惧するところです。公共事業費が減少しており、業界も再編の時期を迎えていることは十分に認識されていると思いますが、本県の建設業者は過剰だと言われていています。入札制度改革によって、業者の再編淘汰がどのように進んでいくとされているのか、お尋ねをいたします。

受注競争により落札率が低下し、手抜き工事や下請企業へのしわ寄せが懸念されますが、工事の品質確保をどのように進められるのか、お尋ねをいたします。

次に、不適正な事務処理についてお尋ねをいたします。

調査報告書を見てすごく驚きましたのは、預け総額が1,000万円を超えた所属、1. 西臼杵支庁9,861万4,497円、2. 畜産試験場4,247万4,994円、3. 南那珂農林振興局4,061万9,703円、4. 高崎食肉衛生検査所1,427万8,635円、5. ——これも驚きなんです——五ヶ瀬中等教育学校1,421万6,618円。書きかえ総額が1,000万円を超えた所属、都農食肉衛生検査所1,230万8,551円。以上のとおりの金額の多さです。節約してちょっと余ったので預けておくなどというイメージを完全に吹き飛ばす金額です。この6所属は、どのようにしてこのような多額を積み上げられたのか、お尋ねをいたします。

次に、教育問題について、教育長にお尋ねをいたします。

県勢発展のかぎが人づくりであることは、だれも異論のないところです。よりよい教育環境を整備し、より質の高い教育を提供するために、学校力、教師力、家庭・地域の教育力の向上が望まれます。教育においても分権が進む中、地域の特性を生かした主体的な取り組みが求められています。本県教育の方向性をどのように考えられているのか、お尋ねをいたします。

また、本県が進める一貫教育の目指すものについても、お尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、質問席から質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

参議院議員選挙についてであります。今回の選挙結果につきましては、今までの政治や行政による政策や施策に対し、国民の皆様が不信感

や不満感を抱き、変えてほしい、改革してほしいという意思表示をしたのではないかと考えております。構造改革が格差を生んだのかということについては、さまざまな議論がございます。その因果関係は一概に申し上げられないと考えますが、実際、地域間格差や雇用、医療、年金など生活に直結した問題が生じていることは事実であり、特に地方が疲弊する中で、国民の暮らしが大変に厳しいことを訴えようという思いが、今回の選挙結果を生んだのではないかと考えております。

続きまして、税源移譲についてであります。税源移譲につきましては、真の地方分権を確立する上で重要な課題であると認識しております。国と地方の歳出の比率と税収の比率において生じております大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国と地方の税源配分5対5を目指し、国から地方へのさらなる税源移譲など、抜本的な見直しを進める必要があると思っております。また、税源移譲に当たりましては、地域間格差が拡大することのないよう、税源の偏在是正を一体のものとして行っていくことも必要ではないかと考えております。なお、税財源の少ない本県の場合、地方税制の見直しだけでは、財政力の格差を解消することは困難でありますことから、安定的財政運営に必要な地方交付税による財源調整機能の充実を図らねばならないと考えております。このため、今後とも全国知事会等を通じ、地方税源の充実強化と偏在是正、財源調整機能の充実を強く訴えてまいりたいと考えております。

続きまして、新税の導入についてであります。県独自の新税につきましては、平成17年度に、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進を目的とする産業廃棄物税を、平成18年度に

は、森林環境の保全を目的とする森林環境税を導入したところでございます。新税の導入につきましては、重要な政策上の課題解決のため、新たな財源を必要とするかについて十分な検討を行うとともに、その財源として税を選択することが適切であるか、さらには課税の公平性、中立性、簡索性が確保できるか等についても、総合的な観点から慎重に検討がなされなければならないと考えております。今のところ新税の構想はありませんが、新税につきましては、新たに御負担をお願いすることになります県民の皆様への御理解をいただくことが、何よりも重要であると考えております。

続きまして、ビジネスチャンスをつかむというような支援についてであります。産業経済のグローバル化や地域間競争がますます激しさを増す中、新規創業や経営革新は、地域産業の活性化を図る上でも大変重要であると認識しております。このためには、経営者等が、世の中の動きや消費者のニーズなどを的確にとらえ、時期を逃さずに事業化する必要があります。そこで、県では、新規創業や経営革新などに関心のある方々を対象に、産業支援財団や商工会等を通じて、各種セミナーや創業塾などにより、経営の心構えや成功事例等の紹介、そして具体的なビジネスプラン策定などを支援しております。この結果、新規開業や、新たな商品やサービスの開発に取り組むなど、成果も上がっておりますので、今後とも関係機関と連携を深めながら、創業意欲の醸成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、マニフェストによる職員の意識改革についてであります。私は、県政運営の基本的な視点の一つに意識改革と新たな発想を掲げているところであり、「これはできん」から

「どうしたらできるか」という可能性を追求する発想や柔軟な思考へと転換し、これまでにない切り口で宮崎を見詰め直し、本県の本来の魅力や可能性を引き出していく、そういう新しい県づくりが重要であると考えております。このような観点から、積極的なトップセールス活動や県庁見学ツアーの実施など、新しい発想に基づく取り組みを率先して進めてきたところであり、職員はこれらの成果を目にし、その必要性を十分に感じ取り、その意識や意欲も変わりつつあると思っております。また、これまでも、庁内の各種会議や職員と直接語らうランチミーティングなど、機会あるごとに、「宮崎をどげんかせんといかん」という私の思いや考えを職員に伝えるとともに、私のマニフェストの実現に向けて、「新みやざき創造計画」「行財政改革大綱2007」の策定、さらには「部局マニフェスト」の作成に当たっての意見交換等を通じ、目標の共有化を図ってきたところであります。今後とも、職員の意識改革や目標の共有化に努めながら、県庁一丸となって、新しい宮崎の創造に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、県民総力戦についてであります。私は、新しい宮崎を実現するためには、県民一人一人が本県の発展について考え、それぞれの得意分野、持ち味を生かしてさまざまな場面で力を発揮し、その力を結集する必要があると考え、県づくりの基本姿勢として「県民総力戦」を掲げているところであり、これはわかりやすく言えば「全員野球」ということでございます。そこで、この県民総力戦を実際の行動に結びつけ、具体的な形にしていくため、私は、さまざまな場面でPR活動をし、また、直接県民の皆様と意見交換を行う座談会を開催するな

ど、その環境づくりに取り組んでいるところでもあります。先日、その座談会の参加メンバーが県民総力戦の趣旨に賛同してくださり、「まちづくり」をテーマとしたフォーラムを自分たちの手で開催されました。また、私に、「自分も県民総力戦で何かやりたい。何をすればいいか」と聞いてこられる方々も、日に日にふえております。こうした動きを契機として、観光客や移住者の受け入れ、防災や子育て支援など、地域の活性化や安全・安心につながる行動が各地でわき上がり、行政主導型ではない、県民の自発的な行動の輪が県内全域に着実に広がっていく、そのような展開を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、公共事業に関する一連の御質問であります。

公共事業に大きく依存している本県建設産業は、公共事業費の大幅な減少に加え、入札・契約制度改革の実施により競争性が高まった結果、落札率も急激に低下するなど大変厳しい環境下にあります。加えまして、本県における建設投資は、平成5年度の8,384億円をピークに、平成18年度には4,565億円と約45%も減少している一方で、建設業者数は8%程度の減少にとどまっており、今後さらに業界の再編等が進むことも想定されているところでございます。建設産業は、社会資本の整備を通して県民の生活を支えるとともに、災害時の緊急対応や雇用の受け皿として大きな役割を担っておりますことから、企業の技術力や地域社会への貢献度なども評価する総合評価落札方式の適用を拡大するなど、技術と経営にすぐれた業者が伸びていけるような環境づくりを推進してまいりたいと考えております。また、これらの取り組みに加え、今回お願いしております建設産業支援対策の着

実な実施に努めるなど、厳しい経営環境にあります建設業界のニーズに応じたきめ細かな支援にも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、工事の品質の確保についてであります。公共工事の縮減や条件付一般競争入札の導入に伴い、落札率が低下し、手抜き工事や下請業者への不当なしわ寄せなどにより、公共工事の品質低下が懸念されるところでございます。このような状況から、今年度創設した公共工事現場点検強化事業におきまして、施工体制監視チームを設置し、施工体制の重点点検等を抜き打ちで実施するなど、不適切な施工の防止に努めているところでございます。さらに、工事の品質確保を図るために、落札率が低い工事について、監督業務の重点実施、中間検査の追加実施など、工事監督・検査体制を充実強化しておるところでございます。

続きまして、預け等が多額に上る所属についてであります。預けには幾つかの類型があり、予算を余らせたくないという職員の意識から、年度末の予算残額を預けとするものが一般的ですが、その他、事務の簡便さゆえ、事業者との取引が年間を通じて安易に預けにより処理されるようになったもの、研究や検査等で緊急性や特殊性の高い備品や試薬等の必要が生じたときに随時調達することを目的として、事業者との取引の大部分が安易に預けにより処理されるようになったものなどが挙げられます。今回、預け等の額が多額に上った所属は、こうした一般的ではない取り扱いによるものであり、具体的には、西臼杵支庁、南那珂農林振興局では、事務の簡便さゆえ、預けが年間を通じて常態化し、予算が大規模であることから、預け額も大きくなっております。畜産試験場や高崎食肉衛生研究所、都農食肉衛生研究所では、常態化に



加え、研究や検査等に必要の高額な備品等も預けや書きかえで随時調達していたことから、総額が大きくなっております。なお、五ヶ瀬中等教育学校は、平成6年度の開校であり、平成13年度以前につくられた預けが残っていたものがあります。以上でございます。〔降壇〕

○教育長(高山耕吉君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、本県教育の方向性についてであります。少子・高齢社会の進行や市町村合併等、社会経済情勢が著しく変化する中、活力ある社会を維持するためには、豊かな人間性と創造性を備え、家庭や地域を大切に作る心を持った人材の育成が極めて重要であります。本県には、恵まれた自然や豊かな人情、先人から受け継いできた歴史や伝統など、すぐれた教育資源があります。このような宮崎のよさを生かし、学校、家庭、地域が一体となりまして、知・徳・体の調和のとれた心身とも健やかな子供を育成することが、私たちの果たすべき最も重要な役割であると考えております。このため、平成17年度に「明日の宮崎を担う子どもたちを育む戦略プロジェクト」を策定いたしまして、一貫教育の推進や学力向上等を中心に、積極的に取り組んでいるところであります。今後とも、本県が存在感ある地域といたしまして輝き続けるため、地域に根差した信頼される学校づくりを通しまして、宮崎らしい教育の推進に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、一貫教育についてであります。本県における一貫教育につきましては、五ヶ瀬中等教育学校の開設に始まりまして、本年4月には県立宮崎西高等学校附属中学校の開校、さらには、県内3市1町と県との連名によります一貫教育特区の認定など、地域の特性を生かした多

様な一貫教育に取り組んでいるところであります。本県が進める一貫教育は、近隣の小中学校、あるいは小・中・高等学校が課題や目標を共有し、系統性と一貫性のある継続的な指導を通しまして、中学校、高等学校への円滑な移行や、子供たち一人一人の個性や可能性の一層の伸長を図ることによりまして、学力向上や地域に貢献する人材の育成を目指すものであります。また、異学年の子供たちとのさまざまな交流活動によりまして、思いやりや規範意識など、豊かな人間性や社会性の育成にもつながるものと考えております。今後とも、県内すべての子供たちが、一貫教育を通しまして、よりよい教育環境とより質の高い教育を享受できるよう、市町村教育委員会等と緊密な連携を図りながら、その推進に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。〔降壇〕

○井上紀代子議員 それぞれ答弁いただきまして、ありがとうございました。

それでは、質問席から何点か質問させていただきます。

まずは、県立宮崎病院こころの医療センターの整備計画について、病院局長にお尋ねをいたします。

この計画については、私は2月の議会で、専門医はどうしていくのかという問題を一回聞かせていただきました。そしてその後にもまた、整備計画の関係で、委託予算について、6月の議会ではこれが承認をされています。本当に県民もこころの医療センターを待っていました。精神科医療の分野というのは日本全体でもまだメジャーになっていない部分であるのに、宮崎にこころの医療センターができるということで、大変な期待も持っていたわけです。ところが、いつの間にか整備計画そのものが、だんだん縮

小傾向になってきているのではないかという印象を受けるわけです。県のこころの医療センターの整備計画が当初の計画から縮小されたのはなぜなのかということと、今の縮小された中で、県民が期待する精神疾患の中核医療施設としての機能が本当に十分果たせるのかどうか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

**○病院局長（植木英範君）** お尋ねの県立宮崎病院こころの医療センターについてですが、急性期の治療、児童思春期治療など、民間の医療機関では対応困難な精神疾患の治療の充実を図ることを目的といたしております。昨年2月に策定をいたしました「こころの医療センター施設整備基本計画」におきましては、成人と児童思春期を合わせまして55床程度としておりましたが、その後、これまで想定しておりました患者需要等を精査いたしました結果、40床程度とすることが適当と判断したところでございます。このセンターは、成人32床、児童思春期10床の合わせて42床で整備を進めることといたしております。当初の計画にありましておき、県立宮崎病院に併設することによりまして、身体合併症などの治療において、一般科との連携や、民間精神医療機関との適切な機能分担を図ることによりまして、本県の精神疾患に関する全県レベルの中核病院としての機能をさらに充実させることができると考えております。

**○井上紀代子議員** 再度、重ねてお伺いをいたしますが、非常に期待されたのが、いわゆる思春期病棟のことなんです。思春期の子供だけではなく、子供たちのいろいろなケアを担当するということなので、病棟の確保をするというふうに、私が最初説明を受けたときにはそのような整備計画になっておりました。成人病棟と子供たちの病棟とがきちんと分けられた形で、今回

の整備計画の中にきちんとされているのかどうか、そこをお尋ねしておきます。

**○病院局長（植木英範君）** 今お尋ねのとおり、計画の基本は変わっておりませんので、成人病棟と児童思春期の問題ははっきり区別をして対応してまいります。以上でございます。

**○井上紀代子議員** 私は、今回設置された地域医療対策特別委員会の委員長をさせていただいています。そのときに、自己研さんも含めて、医師の力を非常に発揮された方たちが認定医を取られるというふう聞いておりますが、今回、思春期病棟に、認定医をきちんと取られたような医師確保ができていますのかどうか、そこをお尋ねしておきたいと思います。

**○病院局長（植木英範君）** 医師確保についてでございます。こころの医療センターにつきましては、本県の精神疾患に関する中核医療機関としての機能を果たすために、医師の確保は極めて重要であるというふうに認識をいたしております。現在も、富養園の医師確保につきましては、宮崎大学の医局の御協力をいただいているわけですが、こころの医療センターにつきましても、宮崎大学の医局との連携を一層密にしまして、オープン当初から万全の体制となりますよう努めてまいりたいというふうに考えております。

専門の医師の問題でございます。これは昨年の4月1日現在の数字で恐縮ですが、全国で123名ということで、大変少ない数でございます。しかし、私どもは、そういった専門医が全国的に極めて少ないという大変な状況ではございますが、確保に向けまして最大限努力をしているところでございます。

**○井上紀代子議員** 再度確認をさせていただきますが、最初私が説明を受けたときには、1が

救急、2、急性期、それから身体合併症、児童思春期、難治性疾患、この5つの機能というのは、このこころの医療センターで十分対応できると、それを目的としてこころの医療センターをきちんとつくり上げていくというふうに説明を受けているんですけれども、このことについては間違いないですか。

**○病院局長(植木英範君)** ただいまお話のございました5つの機能につきましては、そのとおり実施をいたしたいというふうに思っています。それをやることで、こころの医療センターが県内の精神科の中核医療機関となるようにということで計画をしております。これの一番の目的は、県立宮崎病院に併設することで、一般の科と連携をして対応できるということ。それで、こういった急性期のものにすべて対応して、できるだけ早い回復を待って、民間の医療機関との連携で、また民間のほうにお願いすると、そういう基本的な流れといいますか考え方を持っておりますので、この5つの機能を十分発揮してまいりたいと思っております。以上でございます。

**○井上紀代子議員** ということは、細かく確認をさせていただきますと、いわゆる難治性疾患と言われる人格障がいも含めて引き受けることは可能であるというふうに理解をしいということですね。今、宮崎の場合だと、他県に送っている場合が非常に多いわけです。これも間違いなくここでやれるというふうに理解してよろしいですね。

**○病院局長(植木英範君)** はい、そのように対応してまいりたいと思っております。

**○井上紀代子議員** それと救急のことなんですけれども、こころの医療センターが救急の患者を引き受けるのか。それとも、今、宮崎県立病

院にある救急センターに運び込まれるのか、そこについてはどのようになっておりますか。

**○病院局長(植木英範君)** 精神科につきましては、専門的な措置を要することが大変多いわけですので、こころの医療センターのほうで精神科の救急は対応いたします。

**○井上紀代子議員** それでは知事に、こころの医療センターに関して、最後にお尋ねしておきたいと思います。私、2月にも6月にも申し上げたと思うんですけれども、採算性を追求すべきところと、採算性が追求できないところというのがあると思うんです。今、病院局は本当に苦勞されていて、中期計画の財政的なあれをどうにかしてクリアしていこう、赤字を減らそうとって物すごく努力されているわけです。ですから、南那珂農林振興局が日南県立病院の物品を肩がわりするようなことが現実にかかるわけです。そして、県庁の職員の方もそうですけれども、病院局の皆さんも、時間外勤務をしながら時間外勤務手当を十分にはもらわないけれども、気持ちとして一生懸命努力もしているわけです、現実的には。だから、これ以上、病院局長が、採算性を余りにも周りから言われれば、病院の中の質を落とさざる——質を落とすというふうに言い切ってしまうと、また働いていらっしゃる方にお気の毒で言えないんですけれども、それはちょっと申しわけないかなと思います……。

ただ、このこころの医療センターについては、全国で非常に問題になっていきます子供の心の診療、これは本当に必要なんです。虐待に遭った子供たち、いろいろな場合が考えられるんです。この前、災害が起きましたけれども、災害のときに受けた心の傷、これをどうやってケアをするのかという問題がある。それ

ともう一つ、一番、今、教育の場所でもいろんなところで問題になっています発達障がい、グレーゾーンと言われる人たちをどうしていくのかという問題とか、いろいろあるわけです。

それで、単に病院局だけでできる問題ではないというふうに私も思います。ですから、こども療育センターは何ができるのかという問題点もあると思うんです。ですから、こども療育センターは「肢体不自由児施設」などというレッテルをばかっと張ったままにしていますから、再三再四申し上げていますが、ここは形を変えていくということが大変必要だというふうに思います。ですから、非常におくれている精神医療の分野のところを、宮崎にせっかく、こころの医療センターというのできる一番いい段階——今議会でも議論になりましたうつ病の問題とか、いろんな意味で精神治療というのは、もっともっとみんなが目しなければいけない診療だと思っんです。それが自然体で行けるような状況になるということが大変重要だと思っんですけれども、知事は、こころの医療センターの整備が今のような縮小傾向の中でやられること、小さく出発して大きくすればいいじゃないかという、この発想というのをどんなふうにお考えなのか、一回知事にお聞きしておきたいと思っいます。

**○知事（東国原英夫君）** おっしゃることはよくわかるんですが、県立こころの医療センターが開設されるという意義については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」によりまして、都道府県は精神病院を設置するということがうたわれております。この法律上の設置義務がありますとともに、富養園の老朽化ということで、県内精神医療の中核を担う医療機関として、こころの医療センターというのを位置づ

けたわけでございます。御案内のように、特殊医療や高度医療は公益性を伴うものであり、採算性と相反する部分があります。この点は十分バランス感覚を考えながらやっていかなきゃいけないと思っいますが、整備に当たりましては、県内の精神医療の全般的な状況はもとより、県立病院事業の財政的に非常に逼迫しております経営状況も踏まえた上で、本県の精神医療の充実を図っていくという観点から、外部有識者などの御意見もいただくなど、幅広い議論の上にこれを取り行っっていかなければいけないと思っしております。

具体的には、このセンターは、御指摘のとおり急性期や身体合併症、そして児童思春期の治療など、民間精神医療機関では対応が困難な医療を担うということでございます。それを目指しているものでございしますが、あわせて民間医療機関と連携を深めて、今後、県民医療の一層の向上に努めてまいりたいと思っしております。

**○井上紀代子議員** こころの医療センターのことについては、本当に県民の皆さんからの期待感があるということも事実です。そして、富養園がずっとずっと担ってきたものというのは非常に大きいんですね。ですから、いろんな形でこころの医療センターについて注目が高まっているということも事実ですので、いろいろな形で御配慮いただくように、よろしく願っしておきたいと思っいます。

次に、障がいの者の雇用のことについて、知事にお尋ねをいたします。

障がいの者の一般就労の支援については、ことし3月に策定された「みやざき障がいの者安心プラン」の中で明記をされていますけれども、具体的にはどのように進めていかれるおつもりなのか、そこをお聞かせいただきたいと思っ

す。

**○知事（東国原英夫君）** 障がい者の地域における自立した生活を確保するために、障がい者の就労支援の一層の強化を図る観点から、県におきましては本年2月に、企業、行政、学校等の関係機関で構成する「宮崎県障がい者雇用促進協議会」を設置したところであります。御案内のように、障がい者就労支援につきましては、民間の法定雇用率が1.8、本県では1.9ということで、全国的には5位、6位ぐらいを推移していて、全国的にはまあまあの取り組みをされているのではないかと思います。さらに本年6月から、この協議会の中に作業部会を設けまして、就労支援に係る今後の取り組みの方向性等を具体的に示した「障がい者雇用促進戦略」を、来月を目途に策定することとしております。今後は、この戦略を着実に推進して、官民一体となって障がい者の就労支援に取り組んでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 実は、3カ月はたっていないと思うんですけれども、2カ月半ぐらい前に——健常な方たちは、いろんなところにインターンシップで行かれたりしてキャリアを積んでいく教育というのは進んでいるわけです。障がい者の皆さんのインターンシップをどう進めていくかということが大変重要で、たまたま御相談がありましたので、県議会で受け入れができないだろうかという投げかけをしたところです。そうしたら、「県にそういう制度がないのでできない」、ちょっとこれは驚きなんです。地域のオピニオンリーダーは県庁ですから、一番大きな企業は県庁なんです。ですから、県庁が受け入れないで、民間企業の受け入れを広げていくというのは、ちょっとこれは不可能なんです。やっぱりその例、モデルをいっ

ぱいづくり上げていくことが大変重要だと思うんです。それで、県に制度がないということでしたので、私どもの会派でお受けして、会派でインターンシップを受けていただこうかなと思ったら、体調を壊されて受け入れることができなかつたんですけれども。こういうことは、まず県庁がやっていただいているのではないかなというふうに思いますが、このことについて知事はどんなふうにお考えでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 就労支援で障がい者の方々を受け入れるというのは、それに対しての適性等も含めまして、合う合わない、そぐそぐわないようなものがあります。県の教育委員会などは、法定雇用率がたしか2.0だと思うんですが、それを下回って全国的には20数位。全国的に教育委員会に関しては、いわゆる知的障がい者の方たちも含めまして、障がい者の方たちの就労が進んでいない。それは、そこに適応しがたいというのがある。県でも、例えば一例でございますが、教育委員会で募集しましたところ、障がい者の方たちが余り応募してくださらないという現実もあります。結果、法定雇用率が下がっているわけでございます。

県におきましては、10月22日から4週間、企業における雇用や職場実習の機会が少ない知的障がい者1名を対象に、県庁の職場におきまして、実習を実施することといたしております。今回は県では初めての取り組みなんですけれども、その成果や課題を検証して、今後の取り組みに生かしていきたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ぜひそのことを広げていていただきたい。3日間ぐらい、お一人だけですから、それに介助員の人がついてこられて、それにかかる費用というのはそんなにはないんです。いろんな意味でかかったとしても、せ

いざい10万円程度でしょうか、最高に見積もっても。ですから、「預け」で預けている金を使えばもっといっぱい雇えるわけですが……。

それでは、次に移りたいと思います。私は、知事の「県民総力戦」という言葉そのものも非常にいいなと思っています。そして、県民運動としてどう広げていくかということも、非常に大事だというふうに思っています。そして今回、知事がつくられた総合計画は、直筆の署名があつたりして、とてもいいなと思っていますし、ソートがきちんとしていることも含めて、すごく評価しているわけです。

やはり、県民総力戦の運動体の一番核になるところはどこなんだろうかということを考えると、私は、地域コミュニティをもう一回しっかりさせるということが、とても大事なんじゃないかなと思うんです。新みやざき創造計画でいくと、宮崎もどんどん人口が減っていく、そこに住むひとり暮らしの高齢者の皆さんはどんどんふえていく。いわゆる3人に1人は高齢者であつたりする。全国よりも5年速いスピードで進んでいるわけですからね。このことについては、松形知事時代から全然変わっていないわけです。この地域コミュニティをどう広げていくか。だんだん縮小傾向なんですね。市町村合併等でいろいろな考え方もあつて、なかなか地域コミュニティというのがきちんとした形にない。私どもで言えば「自治会」というふうな呼び方をしているわけですが、その自治会の皆さんが何をしているかという、自主防災組織をやっていたり、防犯組織も受け入れていただいているわけです。そして、地域の中には高齢者の皆さんもいるんですけれども、そこを御存じなのも自治会の皆さんなんです。それで、知事に改めてお聞きしたいのは、

知事からのメッセージによって、地域コミュニティをもう一回つくり上げていきたいと思います。先ほど知事がおっしゃった地域力をつくり上げていくのには、この地域コミュニティ、いわゆる自治会をもう一回きちんと、みんなで参加しつつやっているといいなと思います。その支援策というのを、知事はお考えになったことはあるのでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 21世紀、現在あるいは今後起こり得るさまざまな課題というのは、おっしゃるように地域コミュニティの崩壊とか希薄化、ここに根幹があるのではないかと考えています。家庭や地域社会の相互扶助機能が弱体化して、住民相互の社会的なつながりなども希薄化しております。地域コミュニティ機能というか、地域力あるいは組織力が低下していることは事実でございます。

私が考えるに、「地域コミュニティ」という言葉というのがちょっとなじまないと考えるんです。言葉の問題ではないかもしれませんが、「近所づき合い」というのが一つのキーワードになるんじゃないかなと思っています。近所づき合いによって、隣が何をやる人か——監視社会になってしまうという反発もあるんですが——そういったことが子育てや防犯、いろんなものに資するのではないかと考えております。互助、自助あるいは公助、助け合う気持ちというものは非常に大切なんです、それが地域福祉の推進に大変貢献するものだと思っております。高齢者の見守りサービスとか子育てサロン、地域での福祉とのつながり、そういった地域に密着した取り組みというのが非常に重要になると。御近所づき合い、あるいは家族づき合い、親戚づき合い、そういうつき合いが希薄化した、なくなったことが幾多の問題を増長し

たというように考えています。これらに加え、ことし3月には、住民に最も身近な市町村の地域福祉の取り組みをなお一層促進するために、宮崎県地域福祉支援計画を策定したところがございます。今後とも、そういう近所づき合い、「つき合い」というものをキーワードにして、宮崎県は、地域コミュニティーの推進、あるいは強化に努めてまいりたいと思っております。

**○井上紀代子議員** 私が議員になりました平成3年、4年ごろに、認知症の高齢者の方の徘徊が非常に問題になって、途中で亡くなって、亡くなってからわかるというようなことがあったわけです。私、議員になりたてでしたけれども——一番最初にネットワークをつくられたのが鉏路なんです——そのネットワークをモデルにしながら、高齢者のSOSネットワークというのを提唱したことがあるんです。警察本部長に、今、このSOSネットワークの現状がどうなっているかということについてお聞かせいただきたいと思っております。

**○警察本部長（相浦勇二君）** お答えします。

10年ほど前の話でございますけれども、高齢化社会の到来に伴いまして、残念なことがございますが、高齢者の徘徊事案等の増加傾向が見られ、中には事故等に遭遇するなど、応急の救護を要する事態に陥るということが懸念されましたことから、高齢者の的確な発見・保護を図り、御家族の皆様のお安心感を高めるために、何らかの地域の社会的な協力の仕組みの構築ができないか、こういう機運が生じまして、警察としても当時、積極的に取り組むことといたしました。この際の議員の熱心なお取り組みについても、承知をいたしております。

具体的には、当県下では平成9年の7月、宮崎市域を皮切りにいたしまして、県下各地域に

において、私ども警察を含め、市町村、交通機関、医療機関、民間団体等の地域の関係機関・団体が連携して、徘徊高齢者の早期発見・保護とアフターケア等に当たる新たなネットワークを構築いたしました。現在、県下の全警察署管内に合計で18のネットワークを構築いたしております。まして、「SOSネットワークみやざき」「SOS徘徊ネットワーク延岡」等の名称で、徘徊高齢者の迅速な発見・保護活動に努めているところでございます。このネットワークの基本的な仕組みは、家族の方から警察に届け出がありますと、いなくなった方の服装でありますとか、身体特徴でありますとかをネットワークを使い流しまして、地域の多くの方々にアンテナを張っていただく。そのことで迅速な発見を図りますとともに、発見後、所要のケアを行っていかうというものでございまして、警察では、届け出のあったもののうち、平成18年で82人、本年7月末現在で51人の方をネットワーク手配いたしまして、結果的に全員発見・保護に至っております。

最近の効果的事例を一例御紹介しますと、ことしの6月でございますが、80代前半の女性の方の捜索願を受理いたしまして、ネットワーク手配。手配された先のタクシー乗務員の方から早期の通報がございまして、付近を捜索した警察官が、川にはまっていた状態で女性を救助し病院で手当てをして、命の別状なく無事保護した、こういう事例の報告を受けております。警察といたしましては、このように有効に機能している本ネットワークの運用に引き続き参画をして、ぜひ徘徊高齢者対策に寄与してまいりたい、このように考えております。以上です。

**○井上紀代子議員** 最初に造成された団地では、皆さんがだんだん高齢化していて、地域内

では3人に1人が高齢者などと言っていますが、半数以上が高齢者。今回、限界集落みたいなお話がありましたけれども、そういう感じの集落と変わらないような団地というのも意外に多いんです。それで、厚労省と国交省が、団地に介護施設を設置したらどうだろうかとか、団塊の世代の高齢化に備えてつくり上げていこうと、実際、予算措置もされるというふうに思うんですが、こういうのを今やろうとしているんです。どこかに一人とか、高齢者お二人で暮らしていらっしゃる人たちというのは非常に多いわけです。地域コミュニティーの大事さ、自治会の大事さというのは、防犯だとか防災、お元気な方は見守り隊をやっていただいたりしていることです。だけれども、本当に家の中にたった一人である方というのもいるわけです。いわゆる孤独死防止のネットワークをきちんとつくり上げておくということが大変必要ではないかなというふうに思います。

それで、そのモデル事業をどこか——今、現実に私の知っている団地ではつくり上げようとしているんです、地域資源を生かして。つまり、その中心になっているのが派出所であったり、郵便局の方であったり、地域包括支援センターの方であったり、グループホームの方であったり、消防署の皆さんであったりとかしているわけです。ですから、地域にあるいろいろな行政のシステムをきっちりと使って、それをネットワークして、団地の中の自治会が一体となって孤独死防止をしていくと。実際動き出そうとしていらっしゃるの、私はこれはずっと応援し、これをもっともっと広げられたらいいなと思うんですが、これを市町村含めて一緒に議論をし、広げていくというおつもりは知事におありかどうか、そこをお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 独居高齢者の問題等は、孤独死に限らず、災害時に、ひとり暮らしのお年寄りたちの把握あるいは見守りというのは非常に重要になってくると思いますが、高齢者の方によっては、プライバシーの問題等々それぞれの価値観がございまして、「私はよかか」「私のことはひとりにしておいて」とか、そういった方もいらっしゃるということを聞いております。そういったところは、強制的な見守りじゃなくて温かい見守りというような観点に立ちまして、見守り活動、あるいは地域のコミュニケーションをもっともっと活性化させるような施策を、市町村と連携しながら、話し合いながら、今後も取り組んでいかなければいけないなとは思っております。

○井上紀代子議員 実は、たった一人で暮らしていらっしゃる人たちが、台風災害に遭ったりいろんな災害があったときには、「もうこの際だから私はいいわ、ほっておいて」という方は本当にいるんです。それで今、市町村は、その方に何かがあったときにお助けするためのいろいろな手続をどうぞしませんかというふうに言っているんです。ところが、市町村から来たものというのは、書くのが非常に難しいわけです。そうしたら「もういいわ」となってしまうわけです。ですから、先ほど知事が言われたことは非常によくわかりますが、自然に見守りするようなネットワークをきちんとつくり上げることは大事なのではないかというふうに、再度申し上げておきたいと思っております。

次に移りますが、実は私は、知事の Manifesto で忘れられないのが、企業局のあり方について知事が書いておられたのが非常に印象に残っているんです。平成18年度の宮崎県公営企業決算審査意見書が8月30日に知事あてに提出



をされているわけですが、この決算審査意見書によれば、3事業とも潤沢に運営されて、県財政の一助となっているという報告をされています。今回の決算を踏まえて、企業局のあり方について、知事の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

**○知事（東国原英夫君）** 御指摘のとおり、私はマニフェストで、「電気事業の民営化や一般会計編入による資金調達と債務返済の検討」を掲げておりましたが、この趣旨は、厳しい財政状況にある一般会計の立て直しのための財源確保の一方策として電気事業の資金を活用できないかと、それを検討できないかというものでありました。本県の電気事業は、全国に先んじて始められ、公営電気事業としては全国有数の規模を誇り、健全な経営を続けておるところでございます。事業を通じて、多目的ダム管理や森林整備の財源など、毎年10億円程度を一般会計に支出し、県の財政への貢献をさせていただいているほか、緑のダム造成事業などの地域貢献事業にも取り組んでいることが、調べているうちにわかったわけでございます。また、今年度は、私のマニフェストの趣旨を受けて、新たに災害時安心基金や環境対策事業などの財源として、今後4カ年で11億円を低利で一般会計に貸し付けもさせていただいているという状況でございます。近年の決算も良好でありますし、このような現在の経営状況や、これら県財政への貢献などを考えますと、当面は現在のまま、健全経営を維持しながら、このような貢献を続けていただくことがよいのではないかと考えております。

**○井上紀代子議員** 緑のダム造成事業というのは、非常に私は評価をしていますし、企業局が今後も企業努力をしなければだめだとは思いま

すけれども、その努力において言えば、今の企業局というのは非常に効果のある形ではないかというふうに思っています。

次に、同じ緑の関係で、林業公社のことをお尋ねしたいんですが、京都議定書で我が日本が約束したCO<sub>2</sub>などの温室ガスの削減目標は、2008～2012年で1990年比6%で、うち3.8%は森林によるCO<sub>2</sub>の吸収となっています。森林はその成長過程で光合成を行いCO<sub>2</sub>を吸収する、そのため森林はCO<sub>2</sub>の吸収源と位置づけられているということは、御存じのとおりです。間伐を行うことで残った木の成長が促されて、その過程で多くのCO<sub>2</sub>を吸収する、これも御存じのとおりです。つまりは、間伐を行ったり下刈りや再植林をしたりして適切な管理をすることによって、森林はCO<sub>2</sub>吸収源の役割を大いに果たすということになります。我が県は森林県であるということなんです。

私は今回、台風が去った後に被災地に行かせていただきました。行って見て非常に驚いたのは、削れ方が普通の削れ方ではないということなんです。私どもの心が荒廃していくのと同じようなスピードで、山が荒廃している。山が荒廃する、その国土が荒廃するということは、その国が荒廃するということのあかしではないかなというふうに、現実に思うわけです。ですから、森林を守り続けるということは、環境の問題だけではなく心の問題としても、大きく私どもが一步踏み込んでいく必要があるのではないかというふうに思っています。

知事が言われる、雇用を拡大していくというときに、間伐も含めてそうですけれども、未植栽地を植栽していくということをきのうもおっしゃっていただきましたが、そういうことをずっと繰り返していくことによって——私ども

は常に目先の話をしているわけです。1年、2年でどうなのかとか、きょうのこれはどうなのかみたいなお話ばかり、いつもしているわけですけれども、本来は、政治は100年先の話が一緒にできるということがとても大事だと思うんです。未来の子供たちにどう何を残していいのか。やっぱり森の話、森林の話が一番、私たちにとってみれば100年先の話ということになると思うんです。林業公社というのは、いろんな批判もあり、県の財政の持ち出しが大きいではないかとかと言われつつ存続してきたわけです。この経営形態をどんな形で残していくのかということは、私は大変重要なことだと思います。宮崎県の財政にも大きく影響することだというふうに思っています。そういう意味では、知事は林業公社の経営形態をどういうふうにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 林業公社のあり方につきましては、本年3月に副知事を座長とする検討会議を設置しまして、県営林への移行とか公社としての存続、あるいは他団体との統合について、林業公社に期待される役割とか、県の財政負担などの観点から総合的に検討してまいりました。この結果を受けて、林業公社として存続することが最も適切と判断したところでございます。

森林は、木材の供給はもとより、県土の保全や地球温暖化の防止など、私たちの生活に欠くことのできない多くの機能を有していることから、県民共有の財産として大切に保全していくことが重要であると考えております。このような中で、木材価格の長期低迷によりまして、林業採算性の悪化、あるいは過疎化・高齢化の進行に伴います林業担い手の不足とか、管理の行き届かない森林の増加が懸念されておる昨今で

ございます。このため、林業公社がこれまで培った技術力や経験を生かして、全県的な課題となっている植栽未済地対策や間伐推進対策に積極的に取り組むとともに、県民参加の森林づくりのコーディネーターとして先導的な役割を果たすこととしております。今後とも、林業公社の経営改善に全力で取り組みまして、森林の公益的機能の維持増進はもとより、雇用の場の確保など、森林に対する県民の皆様の期待に十分こたえられる公社となりますように努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 林業公社については、公社として残すことについてのメッセージが、県民にしてみると、「いや、これは負担が大き過ぎるんじゃないか」みたいな、そういうイメージで受け取られる可能性というのは非常に高いと思うんです。ですから、もっと強く、公社として残すことの意味をきちんと県民に対してメッセージしていただきたいというふうに思います。これはとても大事なことだと私は思っておりますが、ぜひそのようにお願いをしたいというふうに思っているところです。それでないと、県民の信頼はですね——何もかも一緒くたで、そういう不採算のところは切ってしまうばいいんだという方向に流れる可能性は非常に高いというふうに思っています。ですから、国からしっかり金を持ってくる分については持ってくる。国土を保全していくためには、必要な金は使わせるということは、非常に大事なのではないかと思っています。

次に、青島の観光について、私のテーマでもありますので、ぜひ知事に、率直にいろんなことをお聞かせいただきたいというふうに思います。

実は、テレビの「ピンポン」を見ていました

ら、羽柴さんとの関係のことで、ぜひ宮崎の橘ホテルとかを買ってくださいますよみたいなお話をされておりましたが、その後、このことはどのようにになっているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

**○知事（東国原英夫君）** 6月に羽柴氏が青島を訪れて、破産管財人とともに旧橘ホテルを視察しておりますが、その後進展はないと宮崎市から伺っております。なお、破産管財人に対しては2～3社から打診があったということですが、具体的なプランはまだ示されておらないということであるようです。

**○井上紀代子議員** この橘ホテルの問題は、本当に長い間、だれもが、青島リゾートの関係のことをお話しされるときには、非常にこれは問題だなというふうに思っているんじゃないんです。地元が以前と違って非常に積極的であること、それから宮崎市も非常に積極的になったこと、それから宮崎県と宮崎市との関係が非常によくて、一緒に議論をされていること、これは一歩進むのではないかと非常に期待をさせるものがあるわけです。私はこれを見たときにやったと思ったんですが、「東九州自動車道、県負担80億円ゼロに」、知事はこれは80億円もうかったと思いませんか。出すはずの金を出さなくてよくなったわけです、80億。青島にがんと使えないかどうか、そこを知事にお聞かせ願いたいと思っております。

**○知事（東国原英夫君）** 新直轄方式による高速道路整備につきまして、地方交付税の算定方式が改正され、今年度分で約14億円弱、普通交付税の算定上のプラスとなったところでございます。しかしながら、今年度の普通交付税と交付税の代替財源である臨時財政対策債の合計額は、それでも前年度を下回っている状況であり

ます。地方交付税は、三位一体の改革等によりまして、平成16年度から平成18年度まで3年間で300億円以上も削減されておる状況でございます。また、今後についても予断を許さない状況でございます。本県では毎年度200億円を超える収支不足が発生しております。こうした状況から、御提案の件につきましては、大変難しいと、大変厳しいという考えでおります。

**○井上紀代子議員** 青島の橘ホテルの問題は、宮崎市が橘ホテルを解体するのに大体7億から8億、アスベストの問題があったりすると、それにプラスしてといたら10億ぐらいかかると思うんです。これは自分で考えたやつだから違うかもしれないんです。もっと安いかもしれないんですけれども。その10億の金を、「宮崎市出せよ」と言われたら、宮崎市はこれはちょっと無理だと思うんです。ですから、青島の橘ホテルに関して言えば、県が5億出すから、あなたのところは5億出さないよみたいな話じゃないと、決着はつかないんじゃないかなというふうに思うわけです。

だから、宮崎県民、宮崎市民も含めて、今一生懸命来ていただいている観光客に、お化け屋敷みたいなあれをずっとさらし続けていくのか。それとも、どこかでえいと踏み切って決着をつけるか、どちらかだと思うんです。私が県議会議員でありながら、こういう乱暴な言い方をしているというところが御批判をされるころは、甘んじて受けざるを得ないんですが、それほどしない限りは、この青島の問題というのは——こんなときに、実際持っている人に、「あなた、10億出して壊しなさいよ」みたいなことが通るかと思ったら、現実に通らないわけです。ですから、実質的なきちんとした話をしない限りは、本当に宮崎がリピーターを多く受

けとめるような観光地にしていくために——青島だけにそれほど使わないよという話にもなるのかもしれないんですけど——ある意味では一歩踏み込んだ何らかの形での方策というのをつくり上げない限りは、これはなかなか解決はつかないんじゃないかと。将来あのまま風化していくのを待つしかないということになるのではないかと思うんです。これ以上聞いても無理なかもしれませんが、知事は今後、青島の問題についてはどのように取り組まれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 青島に限らず、高千穂、えびの、西都原、いろんな観光資源がございます。これは県を代表する名立たる観光地だと認識しております。そういった意味では公益性があるということは認識しますが、青島の橋ホテルに関しまして、今のところ県が何かをやるということは考えてはおりません。心情としては、財政逼迫の折、観光再生のためには、青島、高千穂を初め県内有数のいろんなところの観光資源は開発したいと考えておる次第でございますが、御案内のように何分財政が・迫しておりますので、非常に厳しい状況じゃないかと思っております。

それとは別に、青島に対する御質問でしたので、青島に関して言わせてもらえば、あそこは宮崎を代表する観光スポット、あるいは観光資源の豊富なところだと考えておりますので、多角的な視座でいろんな方法をもって観光として開発していかなきゃいけない。観光の手段としては、滞在型、あるいは医療とスポーツ、マリンスポーツ等々の組み合わせ、あるいは自然との組み合わせ、農業体験との組み合わせ等も含めまして、青島の観光の——再生と言うと怒られるかもしれませんがけれども——活性化につい

ては、側面的な支援はさせていただこうと思っております。

○井上紀代子議員 青島の問題は、県議会の全員の皆さんが私の意見に賛成かという、そうでもないんですよ。視線でよくわかるというか、おれんちはどうすつとかみたいなのという話で。ただ、青島は本当に大きな観光スポットになり得て、もう一つは、知事がよく言われる移住を呼び込むための一つの大きな力であるということも事実なんです。お倉ヶ浜もいいですし、いろんなところもいいんですが、青島もそうなんですね。やはり青島が変わっていくと、大きな意味で宮崎の観光が、天の岩戸ではありませんが、ぱっと開いたような感覚を皆さんが持っていただけではないかと思っております。これからもいいほうに進むことを御期待申し上げます。

それでは、再質問になりますが、不適正な事務処理についてお尋ねをしたいと思います。私は、きのうの松田議員に対するお話を聞いたとき、肩がわりというのは、はっきり言って、また出たみたいな感覚だったわけです。ところが、きょう御説明を総務部長からお聞きしましたので、そういうことで了承せざるを得ないのかと。

ただ、私、壇上で申し上げましたが、尋常じゃない金額を尋常じゃない形で、予算の執行そのものを丸投げしたみたいな印象すら持つわけです。正直申し上げて、私が思う預けの印象というのは、12万ぐらい余ったのをみんなだめておいて次に何か使うみたいな、そういう発想なんです。いわゆる肩がわりの予算の目的外使用、こういうこともそうですし、予算そのものを業者に丸投げしたみたいな——業者の人が、これを運営資金というか経営の資金に使っ

たりできるんじゃないかなと思ったりもするんです。これは全員協議会の際に西村議員がちょっと言っておりますが、キックバックはなかったのかという話。一番大きいのはうちに預けてくれみたいな話になるんじゃないかと思うぐらいの高額さなんです。これは単なるコンプライアンス意識が低かったなどという範囲のものなのかどうか理解できないわけです。最初に総務部長に、そのことについてお聞きしておきたいと思えます。

**○総務部長（渡辺義人君）** いわゆる預け等につきましては、今、井上議員からのお話がございましたけれども、預けという行為は、現金が事業者のほうに文字どおり預けられるということで、その取り扱いによっては不祥事を発生させやすい、そういう温床になるお金ということでありますので、私どもも、今回の全庁調査に当たりましては、事実確認等を徹底的に行いましたが、そういう私的流用は確認をされなかったということがございます。ただ、いずれにしても、預けあるいは書きかえ、それから今回御指摘のありました肩がわり、こういった行為はすべて不適切な行為でありますので、今後の再発防止策の中できちんと是正をして、しっかりとした対策を講じたいというふうに思っております。以上であります。

**○井上紀代子議員** 予算の目的外使用は不適正に当たらないと判断する理由というのは何ですか。

**○総務部長（渡辺義人君）** 不適正に当たらないということではなくて、私は、予算の肩がわりというのは目的外使用であるというふうに思っております。

**○井上紀代子議員** 県庁の職員の方と、私のような普通の一般の者は意識が違うのかもしれない

いけれども、この辺の理解がうまくできないんです。これは処分の対象にもならないわけですが、なぜこういうことをしても処分の対象にもならないのか。意味がぴたっと来ないわけです。これは長年の皆さん方の知恵だとか言われると、ちょっと知恵の度合いを過ぎていうふうには思わざるを得ないんです。

私は、これは知事はどんなふうにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思えます。不適正な事務処理についても、予算の目的外使用についても、現実に監査できないわけです。監査している人が預けをしているんです。わかっている人が監査しているわけです。今回も庁内の調査委員会で決められましたよね。今まで県庁職員だった人が、県庁の人たちがしているこの状況というのを監査するということになるわけです。ですから、目的外使用をしていたとしても監査ができないわけです。預けの実態を御存じだったとしても、そのことが指摘されていないわけですよね。そうじゃないんですか。

**○代表監査委員（城倉恒雄君）** ただいまの件でございますけれども、私どものほうの職員、ましてや、私も含めてでございますけれども、そういった事実を知っていて、あえてそれを目を向けなかったということは一切ございません。

**○井上紀代子議員** 私が申し上げたいのは、現実に今までずっと積み重なるようにして預けという実態はあったわけです。ある程度の上の方じゃないと預けの実態を知らないのか。1年生、2年生の職員になったばかりじゃわからないでしょうけれども、そこの会計の担当か何かする人たちは、この預けということについてはよく御存じだったんじゃないかなというふうに

思うわけです。だけど、その実態は、常態化しているのです、みんなからすればそのことについては当たり前のことで、今回のようなことがない限りわからなかったというふうに、私たちは理解すればいいということですか。

**○総務部長（渡辺義人君）** 端的な例として申し上げますと、備品がかなり預け・書きかえ等で購入をされておりますけれども、実は物品の指導・検査等を行います際に、これまでの検査方法というのは、書類関係がきちんと整っているかとか、記載に不備がないかとか、そういう点を中心にやっております、例えば備品であれば、備品台帳に記載されている物品が現に保有されてそこにあるのかということをやったわけです。ですから、今回、預けとか書きかえ等で購入された備品については、そもそも備品台帳に登録がされておられません。実はそのところに反省すべき点がありますので、今後の物品検査・指導等については、そういった今まで発見できなかったようなところにきちんと目を向けて、そこからきちんと立て直していかなければならない、こういう認識をいたしております。

**○井上紀代子議員** 再発防止策というのを見せていただきましたので、それをきちんとやっていただきたいなと思います。

私は、監査のあり方を代表監査委員に先ほど唐突に申し上げて、お答えいただけたんですけれども、もう公認会計士の方とか税理士の方とか、そういう外部の方からやっていただいたほうが、県民にとってみると、そのことについては公平性がある、公正性があるというふうに受け取られるのではないかと思います、そのことについて知事はどんなふうにお考えでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 監査のあり方についての疑義でしょうか。外部の方、民間の方の公認会計士なり税理士さんの会計監査というものは、地方自治あるいは地方公共団体にはそぐわないんじゃないかと私は考えております。ただ、おっしゃる意味はよくわかります。民間の外部の目線、県民の目線をもっと入れてはどうかということですが、すべてを外部に委託するということは、公共あるいは公益性という立場からしても、十分慎重に見ていかなければいけないという立場でございます。

**○代表監査委員（城倉恒雄君）** ただいまも弁護士さん、公認会計士さんという話もございません。それで私どもは、私どもの今の体制の中で十分やっていけるんじゃないかというふうには思っておりますが、一つの方法として外部監査というような方法もございますので、それはケース・バイ・ケースで、そういう方法も取り入れることは一つの検討すべき課題だろうというふうに思っております。

**○井上紀代子議員** 通告をしておりました子育て支援については、また別の機会で質問をさせていただきたいと思っております。

今回は、いろんな意味で分権ということに視点を当てて質問をさせていただきました。きょうの新聞によりますと、政府の地方分権改革推進委員会で、分権に対して消極的な意見が大半を占めたという記事が載っています。そしてまた、せっかく知事出身で総務大臣になられた増田さんが、本当に短い期間の大臣でしかなかったということで、地方の実態を反映できると期待されていたわけですが、残念な結果になりました。

今回の参議院議員選挙の結果もそうですし、今の政治情勢を見ているとそうなんですけれど

も——マイケル・ムーア監督が映画の「シッコ S i C K O」の中で、アメリカという国がいかに大変な国であるかということをやっとフィルムで出されています。竹中さんは、アメリカ育ちと言ったらおかしいけれども、アメリカかぶれといいますか、そういうところがありましたので、本当に新自由主義というのを現実に実行してこられた方です。GDPから見ると、資本家の皆さんというのは、先ほど私が言いました、22兆円、労働者の賃金を削った分の5兆円、そして減税の3兆円、これを足して30兆円もうかっているんです。そして、私ども一般の国民というのは非常に貧困なんです。先ほど言いましたアメリカは、総合的な貧困率というのは80年代からずっと1位で、日本は2位なんです。そして2005年の国勢調査によると、30歳から34歳の非婚率というのは日本は49.4%なんです。これは、国家を維持していくというのにどうということかというような感覚を私は持っているんです。分権を進めるには、地方がしっかりして、「この宮崎にいらっしゃい。宮崎だったら、あなたたちが人生を楽しめるような生活環境を提供できますよ」ということが言えなきゃ、本当の分権の推進ということにはならないのではないかというふうに思います。改革を標榜する知事が非常に少なくなったと言われるときですが、ぜひ知事にはその先頭に立っていただきたいというふうに私は思いますが、知事の御見解をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 貧困率というのはジニ係数のことですか——0.5を超えまして、非常に格差というのは広がっていることは数値的にも出ているわけでございます。おっしゃるように5～6年前から、構造改革に端を発した、アメリカナイズされた、あるいは年次改革要望書

のままだというような御指摘もございますが、新自由主義を採用することによって、こういう格差社会になったという議論がございます。その因果関係は別にしまして、実際に地方が疲弊していることは事実でございます。所得格差、地域格差、あるいは職業格差、いろんな格差が出ていることは確かでございます。これは政府・与党にも言えることですが、政策転換していただきまして、地方の疲弊、あるいは中山間地域、国土を含めたその叫び声に熱い視線を注いでいただきまして、地方間格差をなくすというよりも、地方を底上げするような政策転換をぜひしていただきたい。私も、力はそんなにないと思いますが、微力でございますが、全国知事会あるいは地方六団体等を含め、地方からの声を今後大にしていきたいと考えております。

○井上紀代子議員 今の発言を大事に、私も御一緒にきらりと光る宮崎づくりに邁進していきたいと思っております。

これで代表質問のすべてを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、18日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時29分散会

9月18日（火）



# 平成 19 年 9 月 18 日 (火曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>知 事</li> <li>副 知 事</li> <li>総 合 政 策 本 部 長</li> <li>総 務 部 長</li> <li>地 域 生 活 部 長</li> <li>福 祉 保 健 部 長</li> <li>環 境 森 林 部 長</li> <li>商 工 観 光 労 働 部 長</li> <li>農 政 水 産 部 長</li> <li>県 土 整 備 部 長</li> <li>会 計 管 理 者</li> <li>企 業 局 長</li> <li>病 院 局 長</li> <li>財 政 課 長</li> <li>教 育 委 員 長</li> <li>教 育 長</li> <li>警 察 本 部 長</li> <li>選 挙 管 理 委 員 長</li> <li>代 表 監 査 委 員</li> <li>人 事 委 員 会 事 務 局 長</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>東 国 原 英 夫</li> <li>河 野 俊 嗣</li> <li>村 社 秀 継</li> <li>渡 辺 義 人</li> <li>丸 山 文 民</li> <li>宮 本 尊</li> <li>高 柳 憲 一</li> <li>高 山 幹 男</li> <li>後 藤 仁 俊</li> <li>野 口 宏 一</li> <li>甲 斐 景 早 文</li> <li>日 高 幸 平</li> <li>植 木 英 範</li> <li>和 田 雅 晴</li> <li>江 藤 利 彦</li> <li>高 山 耕 吉</li> <li>相 浦 勇 二</li> <li>若 友 慶 二</li> <li>城 倉 恒 雄</li> <li>大 野 俊 郎</li> </ul> |
|--|--|

事務局職員出席者

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>事 務 局 長</li> <li>事 務 局 次 長</li> <li>総 務 課 長</li> <li>議 事 課 長</li> <li>政 策 調 査 課 長</li> <li>議 事 課 長 補 佐</li> <li>議 事 担 当 主 幹</li> <li>議 事 課 主 査</li> <li>議 事 課 主 査</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>石 野 田 幸 藏</li> <li>弓 削 孝 幸</li> <li>馬 原 日 出 人</li> <li>四 本 孝</li> <li>富 永 博 章</li> <li>孫 田 英 美</li> <li>亀 澤 保 彦</li> <li>山 中 康 二</li> <li>隈 元 淳 二</li> </ul> |
|---|---|

◎ 一般質問

○中村幸一副議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、35番萩原耕三議員。

○萩原耕三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。8月12、13、14、15日の辺は千の風が吹いていたんですけれども、また強烈に東の風が吹きまくったような気がいたしております。昨日は全国的に敬老会でありまして、敬老会に出席するたびに思うのですが、今は亡きおやじが——昔の人はいいことを言っているなと思っっているんですが、「親の意見とナスビの花は千に一つも無駄はない」、なかなか先人の含蓄のあるいい話だなと思って、きのうは敬老会にお招きいただいたところで、その話をして回りました。年をとったからといって、余りいいおじいちゃん、いいおばあちゃんにならないでください。もう少し息子や孫たちに、人間の生き方の指導も意見も言ってください。反面、今は核家族の時代ですから、余りやかましいことを言えば、自分が本当にベッドに横たわったときに、子供や孫が面倒を見てくれるんだろうかという御心配もあるかもしれませんけれども、その辺は先に逝く人が後を導きということがありますから、どうかそういうことで努めていただきたいというお話をしたところであります。

まず、うれしいニュースを一つお話ししてみ

たいと思います。きょうは9月18日、19世紀の1895年9月18日、今、世界男性長寿ナンバー1の田鍋友時さんが誕生された日であります。19世紀、20世紀、21世紀、日本の年号で言いますと、明治、大正、昭和、平成となるわけですが、こういう時代に112年。先日、9.11という日にちがちょっと聞こえが悪いですが、9月11日に東国原知事が田鍋さんのお宅をお訪ねになられて、お祝い状と金一封5万円を、それと田鍋友時さんの記念切手もお渡しになって、そのほかいろいろあったようすけれども、東国原知事になったんですから、5万円じゃなくて、もう少し、112万とは言わんけれども、時宜を得た11万2,000円ぐらいやってもよかったんじゃないかなと思っているわけです。これは後ほど質問をしてみたいと思います。

それと、うれしいニュースはまだあります。知事、甲状腺の腫瘍が良性でよかったですね。心配していました。せっかく知事に当選されたのに、ダウンされたら困るがなという気持ちと、一昨日は何か50歳の誕生日を迎えたそうで、どうもおめでとうございませう。私と16歳違うわけでありまして、テレビのニュースによりますと、宮崎県は——老人というとなら65歳以上を言うそうすけれども——老人が27万、女房が「お父さん、あなたも老人よ」と、こうおぬかしになりました。かつては都城、隣保班とはまでは言いませんけれども、直線距離で200メートルぐらい、近いところにお住まいのようでしたから……。これからお話に入ってまいりたいと思います。質問に参ります。

知事、1月に知事に就任されて、知事に就任される前の知事という職業に対する想定と、知事になってからの意外なことや想定外のことがあったのかどうか、また、知事としてのお話を

聞かせていただきたいと存じます。

2番目が、先ほど申しましたように、男性長寿世界一になられた田鍋友時さんにお祝い状を渡されましたが、都城市は市民栄誉賞というのを贈呈されました。宮崎県の県民栄誉賞というのをいろいろ調べてみますと、該当しないという返事が事務方の話でありました。祝い状というのを、決してけちをつけるわけじゃないんですが——まあ、けちになるわけですが——拝見させていただきました。立派な大きな賞状です。祝い状と書いてあるんですね。私はいろいろ事務方と話しているときに、「テレビでも全国放送されたし、コマーシャル効果は非常にあったんじゃないですかね」と、こう言われますから。テレビの方が悪いとは言いませんよ。テレビというのは一過性のものであります。それではと、事務方に聞きました。「あなたは、10日前の出来事を覚えているね」というようなもので……。世界一男性長寿特別賞とか、もっとそういう賞状があってもいいんじゃないかなと。何となく都城市民栄誉賞を渡したから、県としても何か賞状を渡さないかん、それで祝い状となったのかな、その辺のところもお尋ねして、後は自席から質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

知事就任8カ月の感想についてであります。知事の仕事というのは、連日各種行事への出席、陳情や要望への対応、また各部局との施策や予算の協議など、想像を超えた激務であります。予想はしておりましたが、見るもの、聞くものが新しいものばかりで、非常に驚くことが多い毎日でございます。その裏返しとして、この8カ月、全身全霊を傾け、必死で取り組んで

きたところであります。この間、私を支えてくれた職員の方々、そして御理解、御支援をいただいた議会の皆様、県民の皆様、さらには全国から応援をいただいた方々に感謝申し上げたいと思っております。職員の方々は、仕事はきちりしているのは確かなんですけど、一方で、不適正な事務処理に見られたようなコンプライアンスの欠如や慣例主義的なものも感じます。また、コスト感覚とかスピード感覚については、ちょっと物足りなさを感じているところがございます。また、県政全般につきましては、観光客の増加や県産品の売り上げは一定の成果を上げることができたと考えておりますが、建設産業を初め厳しい状況下にある諸産業の活性化や、高速道路など交通網の整備、さらには医療や福祉、教育など暮らしの充実については、まだまだこれからだと考えております。しかしながら、私のマニフェストを踏まえた新たな総合計画を6月に策定し、スピード感を持って県政運営をスタートすることができましたので、今後とも新しい宮崎の実現に向け、初心を忘れず、精いっぱい努力してまいりたいと思っております。次第でございます。

続きまして、男性長寿世界一になった田鍋友時さんについてであります。田鍋さんが男性では世界一の長寿者に認定されたとお聞きしたときは、宮崎県が全国どころか世界に誇れることと、県民の一人として大変うれしく思った次第でございます。その思いをあらわすために、先日9月11日、御自宅を訪問し、お祝い状とお祝い金、そして御本人の最高の笑顔をプリントした記念の切手をお贈りさせていただいたところでもあります。新聞やテレビなどでも大々的に取り上げていただき、誇らしい気持ちを県民の皆様と共有できたものと考えております。な

お、世界一の過去の例をひもときますと、泉重千代さん初め、世界一の女性、男性の方がいらっしゃるいましたが、過去の他府県の事例を参照してまいりますと、県民栄誉賞というのは余りなかったということでございますので、県民栄誉賞はどういう方をもって与えられるべき賞かというのを十分検討した上、考えておる次第でございます。県民栄誉賞というような賞をとという話もございますが、先日、田鍋さんにお会いしたとき、お祝い状等を贈らせていただいたことで、県民を挙げてお祝いを申し上げたという認識であります。そういうことを御配慮いただければと思っております。

壇上からは以上でございます。〔降壇〕

**○萩原耕三議員** 県は何かというと「適宜的確な対応をしてみります」と、いつもこう言うわけですね。今度は適宜的確でないような気がするんですね。田鍋さんの祝い状は確かにいいんですよ、中を読むと。ところが、田鍋さんは、子供、孫、ひ孫、やしゃご、112名、今いらっしゃるわけですね。将来、いずれ千の風になれるでしょう。そのときに祝い状では——よく家に行くところあるじゃないですか、賞状が、そういうのじゃなくて、やっぱり県民特別賞とかそういうのを考えてはどうかという、適宜的確に対応してほしいということを述べているわけです。

これから一問一答で質問してみます。

まず、知事にお伺いしますが、そのまんま君というキャラクターを管理する「株式会社びっきょ」という会社があります。それと知事との関係をちょっとお知らせいただきたいと思えます。

**○知事（東国原英夫君）** 「株式会社びっきょ」は、代表取締役の私の古くからの友人が

経営している民間企業でございます。みずからが独自に開発して著作権を持っているイラストの管理とか、イベントの企画あるいは芸能学院等々を、営利目的とした事業として行っていると伺っております。ことし4月に設立された会社だと伺っております。私自身との関係ですが、これまで私はこの企業の役員に就任したことはなく、「びっきょ」の株主でもありません。この企業というのは、ほかの企業と同じように、宮崎の活性化のために御尽力いただくというような趣旨であることは伺っております。県外から移住して来ていただきまして、こういう会社が私の知っている限り数社ありますけれども、県の産業的な発展の側面的な支援から、御努力、御尽力をいただいていると認識しております。

**○萩原耕三議員** 知事、答弁を伺っておりまして、ブログですよ、あの日記、あそこに余計なことを書き過ぎるんですよ。例えばどういうことかということ、この前、100万円いただきましたね。県に贈呈されました。非常にいいことですよ、こういう時代に100万円贈呈していただくというのは。もうちょっとみんなで足を引っ張らずに、みんなで宮崎をよくしようやとブログでずっと書いてあるんです。「びっきょ」はそういう大きくもうかっている会社じゃないような趣旨で、金融機関からも借入れを何かお願いしているらしいとか、そういうことをブログに書く必要はないんですよ。一企業が金の借入れをするということを知事が知っているということは、結局よからぬ腹を探られるわけですから、私は、ブログに、金融機関から金を借入れのを申し込んでいるらしいとか、そういうのは書かないほうがいいんじゃないかなと。さっき言いましたように、私のほうが年をとっ

ておりますから、ちょっと老婆心ながら、お話をしたところであります。

次に行きます。きょうかきのうかオープンしたんだらうと思いますが、県庁横の「喫茶らくがき」の跡に、「そのまんま市場」が開設されたようですけれども、県の物産館とこちらの「そのまんま市場」の商品は、どういう構成で考えられているのか、その辺を聞かせていただくとありがたいですが。

**○知事（東国原英夫君）** 私、「そのまんま市場」が開設されたことは知っておりますが、中の商品がどういう管理になっているのか、物産館と重なっているのか重なっていないのか、どういうすみ分けをしているのかというのは、私は存じ上げておりません。済みません。

**○萩原耕三議員** 県の物産館があるわけですから、そこと商品が合致しないのか、物産館にない、例えばそのまんま君というキャラクターを中心としたグッズ類なのか、その辺は商工観光労働部長、把握されていらっしゃいますか。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 私も行っておりませんので、詳しくは存じ上げていませんが、実際のぞいてみた職員によりますと、何かキャラクター商品があったとか、食品はなかったとか、そういうことだけは聞いております。

**○萩原耕三議員** 物産館にない品物、例えば「そのまんま君」というグッズを中心としたもので、せっかく県庁に来られる県外県内のお客さんが、物産館ではそういうお土産品、こちらのほうではそういうグッズ類を買うというんだったら、非常に喜ばしいことだと思います。あくまでも民間が、先ほどおっしゃったように利益を追求するわけですから、もうけていただいて、また次は100万円もらうように努力してい

ただきたいなと思っております。

次に、これは知事か商工観光労働部長だらうと思いますが、インターネットショッピングモール、これに都城の人たちが中心に「そのまんま市場」というのを開設されまして、楽天だとかあるいはソフトバンクだとかいう、いわゆるインターネット市場ですけれども、それを「そのまんま市場」という——知事には「そのまんま」というのを使わせていただきますという了解をとっているそうですが、これについては知事は御存じですか、ちょっと伺ってみたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** それは「そのまんま市場」じゃなくて、「そのまんま百貨店」ではないかと思うんですけれども、その存在は認識しております。

**○萩原耕三議員** 実は、それを聞きましたら、非常にいいんですよ。例えば楽天だとかソフトバンクとか、私もはっきり把握はしていませんけれども、例えば私が会社をしていて商品を出すとする、その楽天市場に出すと、50万、60万という大変大きな額が要るそうです。ところが、この「そのまんま百貨店」というのは、一企業が1万500円、中小・零細事業者を相手にして、非常に低額な金額で開設するそうであります。1万500円プラス1,500円、その1,500円というのは、零細事業者が多いですから、ホームページを持っていないところ、あるいは「そのまんま百貨店」に似つかわしくないホームページを持っているところに、全部そのホームページをつくってやると、それを1,500円ずつつくってやるそうです。非常に私はいいなと思って応援しているわけですが、ひとつこれは、知事もせっかく「そのまんま」という名前を使っておるわけですから、そのまんまにほっておくんじゃな

くて、応援をしてやってほしいなと思っております。

時間がありませんから、次に行きます。総務部長、今度の「預け」を初め、俗に言う裏金の問題で、私はずっと思っていたんですが、前も本会議で言ったことがあります。県の職員にもうちょっと朝礼をするようにしたらどうですか。今、朝、集まったときには、健庁体操なんかというのをやっているそうですが、それもばらばら、やっているのかやっていないのか、面々だそうですが、民間だったら相当規律正しく朝礼をしております。きょう議場から出るときに、この「職場の教養」を皆さんにお配りしますから、ひとつ読んでいただきたいと思いますが、この「職場の教養」というのは、倫理法人会というのを出しております。私どもは月1万円。1万円会費を出すと、大体30冊送ってこられます。全国で何万社という会社がこれに加入して、朝礼をみんな励行している。

時間ありませんが、ちょっと読んでみたいと思います。例えば、県民栄誉賞をもらった田中幸雄選手の話も出ております。これは毎日、日めくりです。大体2分から3分かかる朝礼で輪読していくわけですね。こういうことです。

「22年目の栄冠」、ちょっと読んでみます。「やっと打つことができた。ありがとうございます」と、ハニカミながらも喜びを語るのは、今年5月、プロ35人目の通算2,000本安打を達成したミスターファイターズ・田中幸雄選手です。日本ハムファイターズ一筋でプレーした田中選手には、球団から1,000万円の祝い金が贈られました。ケガと闘いながらの苦節22年。中でも「出番の減った3、4年くらい前がつかった」と田中選手は振り返ります。若手重視のヒルマン監督の就任で、出番が激減したので

す。2年前には「もう潮時かな」と親しい仲間打ち明けました。すると同僚たちが、ヒルマン監督に「田中さんの2,000本安打は僕らの願い」と直談判。監督も「やり方が違う外国人が来て、彼に負担をかけてしまった」と反省し、非情采配を改めました。成功の陰には、その友人の皆さんの支えがあったのです。これは「支えられていることに感謝しましょう」というテーマで、朝礼でやるわけです。こういうのがたくさんあるんです。

これはコンプライアンスの問題もそうですし、まずあいさつをしましょう、私は議会でこういう話をしたことがあります。議長から「何々部長」と言うと、「はい」と言う人もおれば、手を握りこぶしで挙げる人もおれば、きれいにぱっと挙げる人もおれば、ばらばらです。それは人間ばらばらですから、いいんですけれども、もう少し気持ちよく返事もして、気持ちよく答弁もする、あいさつも励行しましょう。そういうのは日々、皆さんは頭脳集団、非常に高いレベルを持っておりますけれども、こういうことを日々繰り返すことが大事だと私は思いますが、どうお考えですか。

○総務部長（渡辺義人君） 萩原議員の朝礼の件、私も前に聞いたような覚えがありますが、県庁の各所属におきましては、連絡事項の伝達ですとか目標の共有化などのための職員会議を実施しておりますほか、朝礼につきましても、業務の引き継ぎ、交通安全意識の徹底、職場の活性化など目的はさまざまでございますけれども、一部の所属で行っているところでございます。例を挙げますと、萩原議員の地元の北諸県農林振興局では、毎週月曜日の朝に交通安全標語の復唱等を実施したり、あるいは本庁のある所属では、月に1回朝、所属長等が講話をいた

しまして、職員がスピーチをして、連絡事項の伝達等をやっているとか、それから私がかつて所属しておりました、今、市町村課であります。毎週水曜日だったと思いますが、各職員一人一人交代制で、ちょっといい話も含めまして、3分間スピーチというのを実施したりしておりました。そういうことで、このような朝礼等は、職員の倫理意識の醸成や風通しのよい職場づくりを図る観点から効果があると思いますので、今後、御指摘の法令遵守の徹底ですとか組織風土の改革を一層進めていく中で、庁内のこういったすばらしい取り組みを広く紹介しながら、各所属においていろんな取り組みが促進されるように促してまいりたいと思っております。以上です。

**○萩原耕三議員** ぜひひとつ検討して取り組んでいただきたいと思っております。

次に質問いたします。地域生活部長、今、市町村合併がかなり進んでまいりましたけれども、市町村合併の交付金並びに合併特例債の活用状況をお示しいただきたいと思っております。

**○地域生活部長(丸山文民君)** 旧合併特例法下におきまして、19の市町村が6市町村に合併をしているところであります。これら合併した市町村におきましては、市町村合併交付金やあるいは合併特例債といった財政的な支援制度を活用して、新たなまちづくりに鋭意取り組まれているところであります。まず、市町村合併支援交付金でありますけれども、合併した市町村の新たなまちづくりのための事業に対して県から交付をするものであります。これまでに、各種電算システムの統合、あるいは老人ホームや保育所等の社会福祉施設、防災行政無線の整備、あるいは総合計画等の策定などの事業に活用されております。一方、合併特例債でありますけれども、

これは、合併した市町村の一体性の確立のための事業を対象とする有利な起債制度であります。この制度は、事業費の95%を起債で賄うことができ、さらに償還に際して、その70%が交付税で措置をされるというものであります。合併された市町村におきましては、合併特例債を活用して小中学校等の公共施設の整備、あるいは道路、上下水道といった社会生活基盤の整備を進めているほか、地域振興のための基金の造成などを行っておられるところであります。県といたしましては、合併した市町村がこれらの支援策を活用して、速やかな一体性の確立と均衡ある発展ができるよう、これからも支援に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○萩原耕三議員** 部長、合併はしたが合併の意味がないと言われぬように、ひとつ県も全面的に応援してやっていただきたいと存じます。

次に、福祉保健部長にお尋ねします。今、少子社会で大変なんです。全庁的にどういう格好で少子対策に取り組んでいるのか。よく生み育てやすい環境づくりと言いますが、その以前の問題、結婚しやすいような環境づくりも大事だと私は思います。いわゆる所得格差と言われますけれども、そういうものも含めて、県民にわかりやすい少子化対策室とか、そういうのをアピールしたほうがいいと思うんです。知事。庁内ではよくわかっているんです。いろんなのをつくっているようですけれども、県民の皆さんがわかりやすいような少子化対策特別室みたいなものをつくってはどうかと思いますが、いかがですか。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 少子化対策につきましては、平成17年に策定いたしました次世代育成支援宮崎県行動計画に基づき、各種施策を全庁的に推進しているところであります。

しかしながら、平成18年の本県の合計特殊出生率は1.55と、沖縄県に次いで全国2位ではありますがものの、依然として少子化の進行は深刻な状況にあります。こういったことから、ことし6月に策定いたしました新みやざき創造計画におきましても、子育て支援体制の充実を特に重点的に推進すべき戦略の一つに位置づけるとともに、7月には、知事を本部長とする宮崎県子育て応援本部を設置いたしましたして、県庁内の横断的な体制強化を図ったところであります。また、その中に部局横断的な検討チームを設置し、地域における子育て支援体制づくりや子育ての経済的・精神的負担感の軽減策、あるいは出会いの機会づくりや仕事と家庭の両立支援策など、少子化に歯どめをかけるための具体的な方策等について検討を進めているところであります。子育て応援本部を設置いたしましたして、県庁内の横断的な体制強化を図ったところでありますが、今後、対策をさらに効果的に推進する観点から、少子化担当組織の充実などにつきましても検討してまいりたいと考えております。

**○萩原耕三議員** 知事、どうでしょう。やっぱり県民の皆さんにわかりやすいような組織がえと言ったらなんでしょうけれども、生み育てるということだけじゃなくて、結婚前の結婚しやすいような条件づくり、そういうのも踏まえて、県民の皆さんが、県が本格的に取り組んでいるんだなということを考えて——考え方はどうでしょう、知事。

**○知事（東国原英夫君）** おっしゃるとおりでございますね。子育て応援本部というのを立ち上げまして、横断的な取り組みをしていきたいと考えております。おっしゃるように、少子化対策というのは、子供を生み育てる以前の問題、その出会いとか、そういったこともやらな

ければいけないと思っているんですが、前向きに検討しているところでございます。

**○萩原耕三議員** ひとつよろしく願いします。

次に、商工観光労働部長にお尋ねします。宮崎県の観光の一番大きなものは、スポーツキャンプ・合宿等でございますが、このスポーツキャンプ・合宿等のチームあるいは団体へのフォロー、今まで来ていただいたフォロー、あるいは今度は新しいところへのアプローチ、その辺はどのような状況か、お知らせください。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** スポーツキャンプに来ていただいたところに対するフォローとか誘致の取り扱いということでもありますけれども、これまでこちらのほうへおいでいただいたキャンプに関しましては、県として、地元市町村とか競技団体と連携しまして、受け入れに際しましての歓迎行事の実施や県産品の贈呈、それから要望事項への対応、そういうことをやっておりますほか、キャンプの終了後には、チームを訪問して意見交換を行いますなど、継続してキャンプを実施していただけるように、きめ細かな対応をやっているところであります。また、私はもちろんでありますけれども、知事や副知事も、機会あるごとに関係団体等を訪問していただいて、キャンプの実施、継続をお願いしておりますが、これからもそのような取り組みを積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

**○萩原耕三議員** 言葉で言えば簡単ですけども、そこには手土産の一つか二つ持っていくんですか、マンゴーだとか炭火焼きとか、そういうのも人間の気持ちですから、感謝の気持ちとまた来てくださいという気持ち、その辺はどういう対応をされていらっしゃるんですか。



○商工観光労働部長（高山幹男君） お土産をということですが、先ほど申しましたキャンプ地での歓迎行事、こういったときは、例えば宮崎牛の差し入れでありますとか、そういうことをもちろんやっておるんですけども、訪問したときも、品物はちょっと申し上げられませんが、何かの手土産は持っていくようにしてあります。

○萩原耕三議員 おいでいただくわけですから、これも宮崎県の売り上げが上がるためにやるわけですから、何も持っていったから悪いということじゃないわけですので、どしどし活用していただきたいと思います。

時間がありませんからちょっと急ぎますが、次に県土整備部長にお尋ねします。入札制度改革を次々にやっておるんですけども、部長、そもそも予定価格とは何ぞや、ちょっとお聞かせください。

○県土整備部長（野口宏一君） 予定価格でございますけれども、設計図書で定められた工事目的物をつくるために必要な価格でありまして、標準的な施工能力を有する建設業者が、それぞれの現場条件に照らし合わせまして、最も妥当性があると考えられる標準的な工法で施工する場合に必要な経費を基準として積算したものでございます。なお、予定価格には、現場での施工に直接必要な経費だけではなく、本支店の一般管理費等、会社の運営に必要な経費も含まれているものでございます。

○萩原耕三議員 ということは、結局、予定価格に限りなく近い入札があれば、健全な経営ができるということですよ。アメリカなんかでは、予定価格に限りなく近いところで入札されるそうであります。私は思うんです。同じ建設業、それは確かにパイが小さくなったわけですから、大変だろうと思いますけれども、すそ野の広い建設業の皆さんはみんな県民です。ですから、一方的に建設業に携わっているだけで、肩身の狭いような思いをさせちゃならない、こう思っております。これはダーウィンの進化論じゃありませんけれども、大きいもの、強いものが生き残るのではない、変化に対応するものが生き残っていく。建設業も今そういう状況なんです。ですから、その辺も含めて、温かい入札制度というのをやっていかなきゃいけないと私は思います。その競争入札の中で、地域要件だとか工事高の割り振り、その辺は血の通ったような対応をされていらっしゃるでしょうか、お答えください。

○県土整備部長（野口宏一君） 地域要件あるいは工事規模との関係でございます。工事の種類によって異なるものでございますけれども、土木一式工事を例に申し上げますと、原則として、予定価格8,000万円以上の工事につきましては県内一円、予定価格2,000万円以上8,000万円未満の工事につきましては、県北、県央、県南の県内3ブロック、予定価格250万円以上2,000万円未満の工事につきましては、農林振興局の区域を基本とした県内6ブロックとさせていただいているところでございます。これらの地域要件につきましては、地域における建設業者の役割を考慮いたしまして、業者数や事業量も勘案して設定させていただいております。

○萩原耕三議員 ぜひ血の通った方法をやりたいと思います。ちょっと数字を言いますけれども、ことしの第1・四半期、4、5、6、3カ月です。わずか3カ月の間に21社が倒産して3,189人が失業、そして、その3,189人のうち1,536人が新たな職業を見つけた。ということは、結局残りの1,600人ぐらいが仕事につ

けないわけですね。この方々のほとんどは農家の方なんです。第一線で現場で働いている方々。ところが、この建設業というのは、倒産とか何とか、こういうふうには数字が出てきます。ところが、実態は農家の倒産。農家の場合、倒産は数字は出ませんが、JAだとか金融機関が清算したところ、農家関係の負債額のほうが建設業よりもはるかに大きいだろうと言われております。そういうことも考えて、さきの代表質問のときに、知事が最低制限価格をアップするというようなことでしたので、この方々も現金収入があって、農業兼業ですから、農協やら金融機関にお金を返したりしておる。そこには、子供たちを大学に出したり、あるいは高校に送ったり、同じように非常に多岐にわたります。その辺までひとつ、ぜひ血の通った入札制度をやっていただきたいと思っております。時間がないから、入札関係は、後は委員会でやります。

次に、総合政策本部長に伺います。県土の均衡ある発展の考え方、予算配分は総務でしょうけれども、その辺も含めて、どのように気を使って頭を悩ませていらっしゃるか、お聞かせください。

**○総合政策本部長（村社秀継君）** 県土の均衡ある発展についてでありますけれども、県内各地域を見ますと、それぞれの地域において、医療、福祉、教育、あるいは産業基盤などの面で多くの課題を抱えており、今後の地方分権の推進あるいは道州制の動きなどを踏まえ、各地域が真に自立し、発展するための基盤の強化が大切であるというふうにご覧いただいております。また、県全体の底上げを図るためには、県内各地域がそれぞれの地域特性を生かしながら活性化していくことも不可欠でござ

います。このため、総合計画「新みやざき創造計画」におきましても、県土形成の基本的な考え方としまして、「各地域が個性豊かに自立した県土の形成」を掲げたところでございます。総合政策本部としましては、今後とも、各部局と連携を図りながら、各地域の中心的な都市機能の整備あるいは地域間相互の交流・連携による役割・機能の分担を図りながら、それぞれの地域の個性が発揮され、将来にわたって自立できる県土の形成を図ってまいりたいというふうにご覧いただいております。

**○萩原耕三議員** 県土をブロック別に分けて、過去5年ぐらいの予算配分を調べさせていただきました。そうしますと、私は我が田に水を引くわけですが、都城・北諸方面というのは、どの分野もずっと予算が低いんですよ。例えて言いますと、医師会病院、これは延岡と宮崎と日南に大きな県立病院ができました。県の持ち出しで頭を悩ませていらっしゃるようですが、都城・西諸で大体県下の30万弱ぐらいの人口があります。そういう県立病院とは言わなくても、せつかく長年、都城でも市郡医師会が一生懸命頑張っているから、ここを応援してはどうかと。国立病院があるじゃないかとは言いましたが、ここも独立法人になって、なかなか救急に対応できない。結局、第2次、第3次の重篤患者が今の医師会病院では遠いものから、インターチェンジ付近に医師会病院を移転しようというのが本格的に動き出すようでありまして。こういうときに、日南、宮崎、延岡というのは、100何十億、200億というお金を投じて県立病院をつくったわけですね。土地は都城・北諸の広域事務組合が準備するでしょうけれども、ここにつくりましますと、西諸の皆さんは余り御機嫌よくないかもしれないけれども、西諸

の皆さんだって、インターの周囲に持ってきてますと——重篤の患者に対応できるような市郡医師会病院をつくらうという動きがあります。それに対して、2～3億のお茶を濁す程度じゃなくて、もうちょっと設備費の2分の1ぐらい補助してやるよというような気持ちがあるかどうか、検討するのか、お尋ねしたいと思います。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 都城市郡医師会病院についてでありますけれども、市郡医師会病院につきましては、これまで2次救急医療や災害時における医療を担う病院として、県といたしましても、運営費等の補助を行ってきたところでありまして、しかしながら、三位一体改革の一環として、国庫補助制度が廃止されたことによりまして、現在では市町村に財源が措置され、都城市や三股町などからの支援により運営がなされております。こうした中、都城市では、サブシティ構想に基づく「健康医療ゾーンの整備に関する協議会」が設置され、市郡医師会病院の移転も含めた検討がなされていると伺っているところでありまして、したがって、県といたしましては、協議会の検討状況を見守っていく必要があると考えております。以上です。

**○萩原耕三議員** 非常に優秀な答弁でありまして、後から、ああだこうだ、いちゃもんがつかんような答弁ですが、県の人口の約3割強がおるわけですから、医師会の皆さんに聞いてみると、第2次から第3次救急、宮医大あるいは宮崎病院に運ぶ、それもどうかというような重篤な患者に対応するには、どうしても相当の病院をつくらないかんという考え方です。きょうは曾於市の皆さんがお見えということですが、曾於市の皆さんも、また都城から曾於の市郡医師会病院に運んだりしております。そういう面

で、ひとつ将来の道州制を考えてでも応援をしていただきたいと思います。

次に、商工観光労働部長にお尋ねします。企業誘致に伴う複雑な許認可業務があります。これは非常に今までも問題があったんですが、宮崎県はどのように対応されていらっしゃるでしょうか。あるいは、誘致企業の方々から、あなたたちには不満は言わないだろうけれども、そういうのが耳に入らないかどうかをお尋ねします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 企業が立地して工場を建設するという場合につきましては、土地取引の届け出でありますとか建築確認の申請、それから場所とか業種によりましては、開発行為等の許可とか公害関係法令に係る届け出等のほか、融資等のさまざまな相談に対応するという必要がございます。このような誘致企業が行います諸手続等が迅速に進むように、県が窓口を一本化して、いわゆるワンストップサービスで対応するということが、企業誘致を進める上で大変重要な要素となっております。このため、県におきましては、企業立地担当班が総合的な窓口となりまして、いわゆるワンストップサービスの対応を行っております。例えば企業の方が県のほうに相談においでになるという場合には、担当部に一緒に行き対応するとか、そういった対応を行っております。あわせて、10月には企業立地推進本部を設置しまして、誘致企業に係る諸手続等について、全庁的な体制で、より一層、迅速に対応できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

**○萩原耕三議員** 一昨年でしたか、私どもが部会だったか委員会だったか、三重県の亀山市、いわゆるシャープ亀山工場に行ったんですけれども、この誘致のときの担当者の皆さんに実に

一挙手一投足、すきがない。本当に県のこの人が市の職員か県の職員かというぐらいに、普通の商いをしている商社マンよりも実にすきのない、非の打ちどころのないしぐさですね。「名刺一つ出すでも、絶対、企業誘致の相手のよりも名刺を上に出したことはありません。名刺は必ず2～3センチ下から出します」と、そういう一挙手一投足が、宮崎県は対応がいいなということになるわけです。ですから、私は先ほど職員の朝礼の話をしましたけれども、そういうのは日々やっていないと、なかなか身につかないんです。そういう面で十分注意して、やっていらっしゃると思いますけれども、ひとつ頑張ってくださいなと思います。それに関連して、総務部長にお尋ねしますが、県の職員には専門的な資格を持っている人が相当おると思います。そういう専門的な資格を利用した、活用した人事配置がされているか、お伺いしてみたいと思います。

**○総務部長（渡辺義人君）** 人事異動に当たっては、直面する県政の課題解決に取り組みますために、能力主義と少数精鋭主義による適材適所の職員配置、あるいは人材育成などを念頭に行っているところでございます。このような中で、今のお話にありました件につきましては、例えば語学検定ですとか、簿記あるいは教員等の各種免許、こういったものがいろいろ考えられると思いますけれども、そういった職員の持つ資格につきましては、できるだけ職員調書への記載を求めるなどいたしまして、その把握に努めておるところでございます。また、そういった能力につきましては、人事異動面で一定の配慮をいたしておるところでございます。また、職員のいろんなそういう能力というのは、なかなか職員調書では反映できないところ

もあると思いますので、これはまた後、いわゆる口コミで入ってくることも結構ございますので、そういった点にも十分留意しながら、御指摘の趣旨を踏まえて、その人の持つ専門的な資格が生きるように——もちろんこれは職員本人の意欲ですとか希望ですとか、そういったものもございませぬけれども、そういった点も勘案しながら適時適切に対応したいと、このように考えております。

**○萩原耕三議員** 適時適切にというお話ですが、いろんな資格というのは、中には資格マニアもいらっしゃるんですよ、たくさん資格を取ろうと。ところが、それじゃなくて、まじめに自分の仕事に生かそうと思って取る資格もあるんですよ。できましたら、2年から3年でローテーションで人事異動するんじゃなくて、そういう優秀といいますか、その職業に——うってつけと言いますがね——よく似合う職員は、任用期間、在任期間をちょっと長くするとか、特に企業誘致とかそういう対外的なところは、2年、3年で回すんじゃなくて、ひとつ心がけていただきたいと思います。

次に行きます。地域生活部長、総務省が「移住・交流推進機構」というのをスタートするようですが、それについての情報なり、あるいは県としての考え方をお尋ねします。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 「移住・交流推進機構」でありますけれども、この組織は、都市から地方への移住等推進による地域振興を目的として、現在、設立が準備をされている全国組織でありまして、来月に設立が予定をされております。機構の事業内容ですけれども、例えばポータルサイトによる情報発信や都市部でのPR、そういうことでありまして、県が昨年度から実施している事業と重なっている部分も

あると伺っております。一方、県の移住促進の取り組みについてでありますけれども、まだ緒についたばかりでありまして、まずはみずからの足元を固め、受け入れ体制等を整えていくことが必要との判断から、現在のところ、加入を見送っているところでもあります。ただ、機構には、全国規模の展開による効果も期待されているところでありまして、本県取り組みの強化の一つとして、その加入の是非について、今後、検討を行ってまいりたいと考えております。以上です。

**○萩原耕三議員** 総務省は、いわゆる団塊の世代の移住・交流を全国的に進めようということでもあります。これは、この推進機構に入るには金がかかるんですか。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 年会費が最低30万円で、それ以上と伺っております。

**○萩原耕三議員** それは初めて伺いましたけれども、全国的に展開するのであれば、30万円が高いのか低いのかわかりませんが、入っていて損はないと、いろんな情報が入ってくるわけですから。今、部長の話では、まず足元を固めてからという話ですが、ひとつ慎重に検討していただきたいと存じます。

次に、農政水産部長、お尋ねします。部長のマニフェストに、「みやざき地産地消こだわり料理の店」、100店舗目標とあります。これの趣旨と今の進捗状況と伺いますか、どの程度の状況なのかお答えください。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 「みやざき地産地消こだわり料理の店」についてであります。この趣旨は、地産地消の推進を図りますために、県内の農畜水産物をふんだんに利用した料理を提供していただけるお店を「みやざき地産地消こだわり料理の店」として登録する制度

でありまして、「みやざきの食と農を考える県民会議」において、本年度より始めたところでもあります。現在の状況でございますけれども、目標を100店舗といたしておりますが、現時点で目標を超えます132店舗の登録がございます。以上でございます。

**○萩原耕三議員** その「こだわり料理の店」に加入したら、特別な恩典とか何かあるわけですか。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 恩典と伺いますか、この店に登録いたしますと、登録店に對しまして、登録証、それからのぼり旗——よくお見かけかと思いますが——そういったPRグッズの使用を認めております。それから、店内のメニューに張るようなシール、そういったものも認めております。こういった登録された店につきましては、ホームページ等で各店舗を紹介するといったことをやっております、こういったことが特典かというふうに考えております。以上です。

**○萩原耕三議員** それは県内だけで、県外に、東京などに行ったときにありますよね、宮崎専門の店が。その辺はどう考えていらっしゃるんですか。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** この制度の趣旨が地産地消を推進するということでありまして、現時点で県内の店舗に限っております。県外については、この制度は適用しないこととしております。

**○萩原耕三議員** これは飲食業組合とか、そういうところにも働きかけていらっしゃるのか。具体的にどういう方法で募集されておるのか、お尋ねします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** この制度は、先ほど申しましたように、本年度からの制度で

あります。いろいろな現在の宮崎県の農産物等の非常な人気の高さ、こういったようなものがございまして、東国原知事の人気等も相まっておりますことから、各飲食店組合のほうから——組合だけではありませんけれども、いろいろなお店関係の組合のほうからも、いろいろな要望がございましたことを踏まえまして、「みやざき食と農を考える県民会議」という、地産地消と食の安全・安心を一体的に推進する民間の会議がございまして、こちらのほうが、いろいろな団体、組合等の要望を受けまして、こういった事業を始めるという経過になったところでありまして、したがって、お尋ねの組合かということであれば、そういう面もございました。それは大きなインパクトだと思っております。

**○萩原耕三議員** ひとつ頑張っていたきたいと存じます。

次に、県土整備部長、きょうはたまたま曾於市の方がいらっしゃっているようですが、宮崎県は、高速道路を何とかして県北のほうに延ばしていかないかん、県南のほうも日南線のほうを延ばしていかないかと今一生懸命ですけれども、私どもの都城でも、都城志布志の高規格道路は目に見えて橋もできたりしております。ところが、都城は10号線でみんな今、鹿児島の方に向かっているわけですが、末吉のところから——通山というところかな——いわゆる鹿児島の方の高速——あれは東九州の高速というんですかね——あそこに乗って行くわけです。高規格道路五十市インターチェンジと末吉のインターチェンジ——これは東九州自動車道の末吉のインターチェンジ——これが大体7～8キロあるんです。これは一般道は10号線があるんですけれども、観光とかいろいろこれから

の長い将来のことを考えたら、高規格道路の五十市インターチェンジと東九州自動車道の末吉インターチェンジを、高規格道路なりあるいは高速道路で結ぶと。今、宮崎から鹿児島に抜けるときに、高速道路で行こうと思ったらえびののほうに回って、いわゆる二等辺三角形の上を通っていくわけです。これが都城の高規格道路と東九州自動車道ができると、底辺を通過して鹿児島に行ける。私はこれから先、観光だ何だかんだする上でも、物流の面でも、非常に大きなウエートを占めるんじゃないかなと。今それをしなさいとは言いません。とても金がないわけですから。県北の問題もやりながら、そして都城志布志の高規格道路もやりながら、将来はこういう話もあるよということを、国やあるいは鹿児島県とお話をテーブルにのせるお気持ちはあるかどうか、お伺いします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 御質問にありました高速道路に関する周辺道路の整備状況でございますけれども、現在、東九州自動車道、鹿児島県側でございますけれども、末吉財部インターチェンジから隼人東インターチェンジまでが供用されているところでございまして、末吉財部インターチェンジで国道10号と連結しているというような状況でございます。一方、都城志布志道路でございますけれども、宮崎県側におきましては、国の直轄事業と県の事業によりまして、鋭意整備を進めているところでございます。都城市の五十町におきましては、国道10号とインターチェンジで接続する予定になっております。今後、両路線の整備が進んでまいりますと、五十町インターチェンジから末吉財部インターチェンジの間をつなぎます国道10号の交通量の増加が見込まれる状況でございます。県といたしましては、当面、東九州自

動車道及び都城志布志道路の整備促進に全力で取り組ませていただくわけでございますけれども、御質問にありました道路につきましては、今後の課題といたしまして、国や鹿児島県と相談してまいりたいと存じております。

**○萩原耕三議員** 実は、都城出身の藤井さんという建設省の事務次官がいらっしゃいました。後の道路公団総裁ですけれども。私がたまたま市議会時代でしたけれども、いろいろ陳情やら相談に行ったときに、都城志布志の高規格道路、これもその時点から本格的にやろうと、将来はね——私に萩ちゃん、萩ちゃんと言ってましたから——萩ちゃん、宮崎県の高速ができ上がる前には、この話も早目に言うときよ、言い出して20年から25年かかるとじゃと、できるのが。ですから、今のうちに声をかけていないと、10号線を多少よくしても、高規格道路、いわゆる高速道路、一たん一般道において、また高速道路に乗ると、観光する上でもいろんな面でも不便なんですよ。例えば、志布志と宮崎県は、大型車の飼料の搬入口が志布志港になっています。これは本当に10トン車、20トン車がどんどん走るわけですから、これが一般道に入るとかそういうことじゃなくて、できれば、将来——私はもう千の風になってますけどね——20年、25年か30年かかるかもしれません、今から言い出して。だから、そういうのも今のうちに——あなたはステージの高い国から来ているんですから、あなたが鉛筆でちょっところやると、決まるかもしれないわけです。県の出身の部長じゃないわけですから。その辺を含めて、藤井さんという方が建設省時代に、「萩ちゃん、そういうことも早目早目に言うときよ。予算が今つくつかんじゃないんだ。それが政治というものだ」ということで、いつも言うておら

れましたので、よろしくお願ひいたします。

次に、選挙管理委員長、久々に出ていただきましたので、お尋ねをしてみたいと存じます。期日前投票、不在者投票、この違いと、たしか選挙のときに知事のコメントが出ておったですね。期日前投票は何で面倒くさいのかと。誓約書とか何とか、普通、期日前投票しましょう、期日前投票しましょうと言うんだから、何も難しいことを言わずに、入場券を持っていった人は住所、氏名でいいんじゃないかと。それを誓約書みたいに仰々しく、いかにもお役人らしいんですが、この辺を簡素化できる方法をちょっと検討できないですか。

**○選挙管理委員長（若友慶二君）** 期日前の投票制度についての御質問であります。有権者の方々が、いわゆる名簿登録をした市町村の選挙管理委員会において不在者投票をする場合に、直接、投票箱に投票できるという制度が、期日前の投票制度であります。不在者投票は依然として残るわけです。例えば、指定施設で投票する場合、こういうのはちゃんと不在者投票として残る。この場合にどう違うかということ、これまでの不在者投票ですと、中封筒に入れて、さらに外封筒に署名をして出すという制度でありましたけれども、期日前投票ではそういう制度は全く要らないということで、非常に不在者投票の制度としては簡便になってきたということでもあります。

しかしながら、期日前投票というのは、あくまでも選挙日投票の例外である。そういう意味からしますと、どうしても選挙日に行けないという方々だけが期日前投票されるということになるわけでありまして、例えて言えば、仕事でよそに行くとか、仕事が忙しいとか、旅行に行っているとか、そういう予定があると

か、そういうことだと思っております。そういう意味でございますので、現在の法制度の中では、旅行なら旅行、仕事なら仕事で投票日に投票できませんということで、その誓約書をいただいている、そういう法制度になっているわけです。選挙の公正さというものを確保するためにも、やはり本人確認だとか選挙権の有無だとか、いろんなそういう確認のために申告していただくことは必要なのかなと、私も思っております。

先ほどお話しのように、この投票制度が極めて簡単にやれるような仕組みというものもあるんだらうと思っておりますけれども、いろいろ制度的な制約もありますし、そういうことも含めて、今後、私ども選挙管理委員会としては、各県の選挙管理委員会との会議もありますので、そういう場に問題提起をしながら、整理をしてみたらということを考えております。以上でございます。

**○萩原耕三議員** 今ここでも、「いや、誓約書はないよ」と言われたんですが、あるんですよ。投票用紙請求書兼誓約書なんです。細かくずっと書いてあるんですよ。だから、期日前投票しなさいよ、しなさいよと言うなら、もうちょっと簡単に——簡単にと言ったらいけませんけれども、もうちょっと有権者がわかりやすいような方法を、選挙管理委員長、全国のほうで進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○中村幸一副議長** 次は、3番川添博議員。

**○川添 博議員**〔登壇〕(拍手) おはようございます。無所属の会の川添博でございます。初めての議会での質問ですので、大変緊張いたしております。一般質問の機会を与えていただ

き、大変感謝申し上げます。ふなれではございますが、新人議員らしく、県民の視点で率直に質問ができればと考えております。どうぞ皆様、温かく見守ってくださいますようお願い申し上げます。

私は、ことし4月の選挙で、多くの皆様に支えられ、初当選させていただきました。しかし、その喜びもつかの間、直後には多くの支援者の方々や関係者の方々に対して、大変な御迷惑と御心配をおかけいたしました。この場をおかりしまして、心より深くおわび申し上げます。私は、県民の多くの方々の期待と負託を受けた以上、微力ではございますが、しっかりとその職責を果たしてまいりたいと考えております。皆様の御指導をよろしくようお願い申し上げます。

本日は、木城町町議会の議員の方々もお見えになっていらっしゃるということでございます。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

最初の質問は、知事のマニフェストの進捗状況についてでございます。

知事が就任されては約8カ月、また、平成19年度も約半年がたとうとしております。就任してからの知事のスピード感を持った行動力には目をみはるものがあり、私もその点については大変感心いたしておるところでございます。知事がいつも言われるように、政治にはスピード感が必要であり、このスピード感を多くの県民が知事に期待しているわけでございます。このスピード感を持った政策を展開するに当たって大変重要になるのが、その政策一つ一つに関する進捗状況の管理ではないかと考えております。民間企業においては、上半期中間



決算を行い、成果と課題を検証した上で、下半期にそれを生かし、決算期末にはきちんと成果が出せるよう努力をしております。職員も常に進捗状況を把握しながら、問題点の把握や解決に努めております。また、このような取り組みを含めて、企業情報をディスクローズしていくことが、企業価値を高めていくことにつながっております。県においても、政策の進捗状況をしっかりと管理することで、その政策のよしあしを逐次判断することができるものと考えております。このような視点から、まずは知事のマニフェストの現在の進捗状況について、具体的な数字も含めてお伺いをいたします。また、1年目の達成見通しについてはどうか、さらに進捗状況の管理の実を上げるためにはどのようなことが必要と考えるか、知事にお尋ねをいたします。

これ以降の質問については、質問者席にて行わせていただきます。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

マニフェストについてであります。私のマニフェストを実行するために、就任後、速やかに新たな総合計画「新みやざき創造計画」を策定したところであり、計画に掲げた具体的な数値目標の達成を目指し、施策・事業を着実に実行しているところでございます。就任から現在までの進捗状況につきましては、統計の手法等により、現時点で数字が把握できないものもありますが、例えば、新規立地企業件数につきましては12件、移住世帯数については15世帯となっております。また、具体的な数字ではあられわしがたいものもありますが、宮崎県のPRや入札制度改革、行財政改革等にも鋭意取り組ん

でいるところであります。なお、これらの取り組みは緒についたばかりであります。1年目の達成見通しにつきましては、今の段階で申し上げることはできませんが、その進行管理につきましては、副知事を本部長とする推進本部において、目標の達成状況等を踏まえながら、毎年度、検証・評価を行ってまいりたいと思っております。今後とも、進捗状況を常に念頭に置きながら、県庁一丸となって、スピード感を持って施策や事業の改善に取り組むことで、マニフェストの達成を目指しておるところでございます。〔降壇〕

○川添 博議員 今、知事がおっしゃられたのは、統計の手法から現時点の数字の把握ができないということでございます。今回、私は知事マニフェストの進捗状況の分析をしてみたのですが、マニフェストを具体化した「新みやざき創造計画」の基本指標23項目でさえ、残り集計がなされていないという実態に直面をいたしました。スピード感を持って政策に取り組んでいるはずなのになぜと、にわかに信じられませんでした。自分でも各所管部に聞いてみたところ、「まだ半年しかたっておらず、数字を出すことができません」との回答がほとんどでございました。昨年度の数値でさえも、まだ出ていないところもございました。昨年度の実績が今に至っても数値として把握されていないようでは、スピード感が全く感じられないと考えます。民間企業の感覚では、到底理解できないところがございます。確かに、行政上の統計ですから、正確性が問われますし、慎重にやらなければならないということは理解できます。しかし、政策立案、実施、検証のスピードを上げていくためにも、例えば、確定値ではないものの、概数というか粗の数字ででも集計していく

ことも必要ではないでしょうか。そして、この数値を、好調であれ不調であれ、県民や議会の場で公表し、政策の有効性について議論していくことも有益だと考えております。今の状況では、4年後に知事が次期選挙で県民の審判を仰ぐ際にも、2年間分程度しか実績が公表されておらず、4年間の知事のマニフェストの成果を検証できない事態が生じることが予想されます。これでは、知事も自信を持って選挙戦に臨めないのではないのでしょうか。私は決して行政の事務に負荷をかけることは望みませんが、知事マニフェストは県政を推進するための重要な方針であり、何らかの改善策を講じるべきではないかと考えております。ぜひ、半年単位のスパンでも結構ですので、概数での集計を実現し、スピード感を持ったマニフェストの実現に努力していただくことを要望いたします。

次に、知事の給与以外の副収入についてお尋ねをいたします。

知事におかれては、連日連夜、宮崎県の広告塔として活躍されているわけでございまして、その点については、私も大変評価をいたしているところがございます。知事の高い支持率を見ましても、多くの県民も高い評価をしているのではないかと思います。しかし、その一方で、県民の最大の関心事は、それに伴う収入が幾らなのかということでございます。確かに、これについては、知事の政治家としての活動に伴う収入という面もあります。また、1年ごとには資産報告もなされることから、どの程度まで県民に公開すべきかについては難しい点もあろうかと思います。しかし、これだけ高い支持率を持つ知事であるからこそ、多くの県民の関心事について、可能な限り真摯にディスクロージしていくことが、政治家の務めだと考えます。そ

こで、宮崎県の知事という立場で出演されているテレビ番組の謝金、雑誌等の取材料、また書籍の印税収入等について、その出演数や金額の概要についてお伺いをいたします。

○知事(東国原英夫君) お尋ねの件でございますが、主なものを申し上げますと、まず、印税につきましては、知事就任後、新刊が3冊と再刊が4冊ありました。この辺はブログ等でも申し上げているんですが、一般に、書籍定価の7%から10%前後に発行部数を掛けたものが印税による収入となります。また、取材依頼に応じて約200回ほどテレビ出演をしておりますが、このうち報道番組、県内番組以外のテレビ出演や政務として行う講演会については、謝礼をいただいております。これらの中には、出演から3~4カ月後に支払われるものもありますので、現時点でその総額を申し上げることはできかねるところであります。私の所得につきましては、私の任期が平成19年の途中である1月21日から始まった関係で、資産公開条例というのは、平成20年分の所得から公開対象となっております。つまり、就任して丸々1年がたたないと、そこを公開できないというような条例になっております。ですから、平成19年分の所得は対象外となっておりますね。しかしながら、おっしゃったように、ディスクロージという観点から、その透明性を確保する観点から、私、平成19年分の所得については、途中でございますが、丸々1年ではないですが、しかるべき時期に何らかの形で皆様にお知らせしたいと考えております。以上です。

○川添 博議員 このことにつきましては、県民の関心事であるということ、どうかお忘れにならないようお願いいたします。

さて、さらに知事にお尋ねですが、このテレ

び出演のためにわざわざ上京されることもあろうかと思えます。それもかなりの頻度で上京されているような印象もございます。そこで、このテレビ出演等と公務とのバランスはとれているのか、公務に支障を来していないのかについてお尋ねをいたします。また、テレビ出演の時間があれば、県内の地域にもっと足を運ぶことも大事ではないかと思えますが、知事の所見をお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 私は知事就任以来、マニフェストにお示ししたとおり、県民とのお約束のとおり、宮崎のPRのために全身全霊を傾けているわけでございます。そういった意味では、積極的にテレビ出演等を活用させていただいておるところです。その日程等の調整につきましては、当然、県政全般をつかさどる知事としての職責を踏まえて行ってきたところでございます。また、地域に足を運ぶことは、現地の実情やそこに住む県民の皆様の声をしっかり受けとめるという意味で、非常に重要だと考えております。また、その御当地御当地の課題解決に向けた施策の立案につながるものであり、大変大事であると考えております。このため、可能な限り日程を調整して、県民フォーラムや県民ブレイク座談会、さらには各種行事を活用して、県内各地に出向しているところでございます。今後とも、できるだけ多くの市町村を訪問して、県民の皆様と意見交換、あるいは出会う、触れ合う機会を多くしてまいりたい、確保してまいりたいと考えております。

**○川添 博議員** 県内の地域の人たちからは、知事に生の声を聞いてほしいという強い要望がございます。まだ行かれていない市町村もあると伺っております。ぜひそういったところへも足を運んでいただき、農家や建設会社、またサ

ラリーマンや主婦などと本音で語り、地域の窮状を御自分の目で見ていただきたいと思えます。そして、この地域の声を県政に反映するとともに、ぜひ国などにも届けていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、裏金問題についてでございます。

今回の裏金問題については、県庁全体の連帯責任ということで、課長補佐以上の幹部職員及び県庁OBの方々に返還を行うことになっております。裏金問題の県民に与えた影響は大変大きく、県政に対する信頼は著しく低下しているものであり、当然の判断であると考えます。しかし、一方で、裏金には一切関与していなかった職員やOBの中には、この連帯責任という点に不満を持つ方々もいると伺っております。この方々は、自主返還には抵抗感を持っているのではないのでしょうか。そこで、知事にお尋ねですが、この自主返還を拒否した職員に対して、人事面でのペナルティーを考えていらっしゃるのでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 返還を拒否した職員に対するペナルティーについてであります。今回の返還は、損害賠償を求めるというものではなく、あくまでも自主的に行うものであります。決して強制的なものではありません。したがって、返還を拒否した職員に対しては、人事面でペナルティーを科すことは考えておりません。しかしながら、今回の不適正な事務処理については、組織全体の問題として、職員一人一人が真摯に受けとめ、反省の気持ちを共有する必要があると思えます。職員には、こうした趣旨を御理解いただき、協力をお願いしたいと考えております。

**○川添 博議員** ペナルティーはないということですが、果たしてどれほどの金額が返還され

るのか、いささか心配ではございます。もし、この自主返還について、返還に応じる職員やOBが少数であったらどうするのか、知事にお伺いします。

○知事（東国原英夫君） これに関しましては、非常に強力に要請あるいは要望を行っていききたい、協力をお願いしていききたいと思っております。今のところの報告が上がっているところの範囲内につきましては、かなりの高い数値で御協力いただく予定だということは伺っております。

○川添 博議員 返還された金額については、何らかの方法で県民の皆様に公表されるものと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、次に総務部長にお尋ねいたします。職員による返還額の算出に際して、県の損害と想定される金額を預け・書きかえの公用使用分の15%に相当する額とした根拠についてお答えください。また、法的な損害賠償ではなく、あくまで協力依頼による返還とした理由についてもお尋ねをいたします。

○総務部長（渡辺義人君） お答えをいたします。

今回の預け等に関する職員等の返還に当たりましては、公的に使用されている支出についても、購入の必要性や価格の相当性、適正性には問題があったものと推定をいたしまして、その一部を返還するものでございます。具体的には、最も競争性が確保されております本庁の総務事務センターの取引と預け・書きかえでの取引の平均的な価格差は8%程度と見込まれますが、これに購入の必要性のチェックが十分でないことを勘案いたしまして、その約2倍の15%相当を損害と想定される金額としたものでござ

います。また、今回の問題は、預け等が長年にわたりあしき慣行として行われてきたことにつきまして、組織として責任をとるべきと考え、他県の事例も参考に、個別の責任を問う損害賠償の手法はとらなかったものであります。

○川添 博議員 本庁発注との価格差の単に2倍とした理由や金利が2%という理由が、いま一つ理解できないところでございますが……。そもそも、私的流用が発覚した長崎県方式を、私的流用がなかった本県に準用するのはおかしいような気もいたします。

次ですが、職員等による返還について、課長補佐以上の連帯責任ということになっているわけですが、直接かかわった職員でも、係長以下なら返還を要しない職員が出てくるかと思いません。県庁全体の連帯責任ということであれば、事務の実質的な実施者である係長レベルにまで責任を広げるべきではないかと考えますが、総務部長にお伺いします。

○総務部長（渡辺義人君） 今、お話のありました、返還の対象職員を課長補佐以上に限定いたしましたのは、先ほど申し上げましたように、この預け等が長年にわたりあしき慣行として行われてきたことにつきまして、組織として責任をとるべき問題であり、また、チェック体制が機能していないなど、管理監督的立場にある職員の責任が大きいと判断したところによるものでございます。なお、預け等に直接かかわった職員の責任につきましては、その関与の度合い等を勘案しながら、職員に対する処分の観点から明らかにしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○川添 博議員 庁内調査委員会の委員長である副知事にも一言申し上げますが、返還額の算出方法や返還の対象者の範囲については、県民

には大変わかりにくいものとなっております。副知事におかれても、もっと県民が納得できる形で、今後とも報告書の詳細な説明に努めていただきたいと思います。

今回の不適切な事務処理は、県政の大きな汚点の一つになるものと思います。しかし、次に大切なのは、この教訓を将来に生かし、徹底した再発防止に努めることであると考えます。知事の所見をお聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** 今回の全庁調査では、「うみをすべて出し切る」という強い決意のもと、徹底的な調査を行ってまいりましたが、その中で、職員の公金に対する意識や法令遵守の意識の希薄さを大変強く痛感しました。このため、今回の再発防止策では、職員の意識改革を重要な柱の一つと位置づけまして、職員の公金意識の確立等に向けた各種研修の充実を図るとともに、全庁的なコンプライアンス推進体制を整備すること等により、組織風土の刷新に取り組んでまいりたいと考えております。また、物品調達システムや予算システムについても、可能な限り具体的な対策を盛り込んだところであり、十分な検証を行いながら、実効ある改善を進めていきたいと考えております。このように、今回の事件の反省を踏まえた種々の取り組みを早急かつ着実に推進することにより、県政に対する信頼の一日も早い回復に努めてまいりたいと考えております。

**○川添 博議員** 今後、しっかりと新しい物品調達システム、予算システムを確立していただきたいと思います。

次に、官製談合事件についてお尋ねをいたします。

前知事の官製談合事件を受け、東国原新知事が誕生いたしました。そして、新知事のもと、

速やかに入札・契約制度の改革が行われました。ここで、改めて知事にお尋ねをいたします。官製談合事件の検証と再発防止策は本当に万全なのでしょうか、知事の掲げる「クリーンな宮崎」は実現されたのでしょうか、知事にお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 県発注工事に関する入札談合事件は、県民の皆様の県政に対する信頼を失墜させたばかりでなく、県の名誉と県民の誇りを大きく傷つけたと考えております。この事件の詳細は、司法の場において、今後明らかにされていくものと思いますが、官製談合という点につきましては、県庁全体として法令遵守に対する意識が十分徹底していなかったことが大きな原因であると考えております。このため、知事就任後から、マニフェストにもお示しさせていただいたとおり、一般競争入札の拡大など、透明・公正で競争性の高い入札・契約制度への改革を進めるとともに、特に職員の意識改革と法令遵守につきましては、職務執行の公正さを保持するための行動規範である職員倫理規程の制定や公益通報制度の充実強化など、種々の対策を講じてきたところであります。今後とも、このような不祥事の再発を防止するために、職員研修の充実に加えて、全庁的なコンプライアンス推進体制の整備強化を進めまして、職員一人一人が県民全体の奉仕者であるということをお自覚して、法令を遵守する意識の徹底を図ることで、県民の皆様の信頼を一日も早く回復したいと考えております。

**○川添 博議員** 執行部の皆さんには、「終わったことを何を今さら」とお考えの方もあろうかと思えます。しかしながら、私が今回、裏金問題、官製談合事件をあわせて取り上げましたのは、そこに共通する問題が残されているの

ではないかと思ったからでございます。それは、両方とも上司の命令に忠実に従ったということでございます。地方公務員法では、一見して違法、不当な命令以外は、部下職員は上司の命令に服従する義務があるわけでございますが、もし上司に対して意見具申できる組織風土があったなら、両方の事件を防ぐことができたのではないかと残念に思っております。このようなことから、官製談合事件についても、裏金問題と同じように、庁内で徹底した検証を行っていただきたいという趣旨で質問させていただいたわけでございます。

さて、総務部長にお伺いしたいのですが、この官製談合事件で逮捕及び書類送検された職員は何名いらっしゃるのでしょうか。また、不起訴となった職員は、その後どうされていらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（渡辺義人君） お答えいたします。

事件に関し、逮捕、書類送検された職員は5名であります。また、書類送検のみ行われた職員は4名であります。なお、いずれも起訴猶予とされたところであります。以上の9名のうち、定年退職を含む4名が退職し、残る5名については在職いたしております。以上であります。

○川添 博議員 事件に関与した職員の中には、責任をとって無念のうちに退職した方もいれば、いまだ勤務している方もいるとのことですが、この処遇には不公平な点はないのでしょうか。当時、総務部長であった副知事にお尋ねいたします。

○副知事（河野俊嗣君） 職員の処分についてであります。この事件は、組織のトップが主導した事件でありまして、関与した職員につきま

しては、従属的な立場にあったということや、自己の利益を図る目的はなかったことなどを考慮して、処分を実施いたしました。具体的には、部長級以下7名の職員に対しまして、停職または減給の処分を行いました。これは、個々の職員の事件への関与の度合いや職責の重さなどを勘案の上、処分の量定、処分の重さを判断したところであります。また、定年を除く3名の退職者につきましては、処分と同日付で自主的な退職の申し出があったため、これを承認したものでございます。

○川添 博議員 わかりました。飲酒運転については処罰規定がございますが、このような談合事件については規定はないと聞いております。今後二度とこのような不祥事を発生させないためにも、客観的に見てもわかりやすい、公平な処分が実施されるようお願いいたします。

次に、本県の財政再建策についてお尋ねをいたします。

先週、長崎県が地方交付税の減少等から6年後に財政再建団体に転落する可能性があるという予測が発表されました。また、隣の鹿児島県も財政危機に苦しんでいると聞いております。本県の財政状況は大丈夫だと言う人もいらっしゃいますが、私は非常に厳しい状況であると認識しております。そこで、収支不足構造の要因の一つである県債について、公営企業や特別会計の負債を合わせた連結ベースでの状況と今後の見通し、また、その中で交付税措置されているものが何割あるのかを、総務部長にお尋ねいたします。また、普通会計ベースでの実質公債費比率をお伺いいたします。

○総務部長（渡辺義人君） お答えいたします。

平成18年度末の一般会計、特別会計、それか

ら公営企業会計を合わせました県債残高は、合計で9,816億円となっております。県債の発行は、経済情勢の変化ですとか国の動向、さらには災害の発生状況等、さまざまな要因に左右されますことから、今後の県債残高の推移を見込むことは難しい面がございますけれども、第1期及び第2期の財政改革推進計画に基づきまして県債の抑制等に努めておりますが、すべての会計を合わせました残高につきましても、平成18年度をピークとして減少に転じる見込みでございます。また、県債の元利償還金に対する交付税措置の割合でありますけれども、一般会計分では残高の6割弱、それから、すべての会計を合わせた合計では5割強が、基準財政需要額に算入される見込みでございます。

次に、実質公債費比率であります。これにつきましては、公営企業の元利償還金に対する繰出金等を含めた、いわば実質的な公債費負担に関する指標でございますけれども、この指標が18%を超えますと、国の起債の調達に当たっての許可が必要となるものでございますが、本県における数値は、平成18年度が12.2%、平成19年度が11.8%というふうになっております。以上であります。

**○川添 博議員** 県債は連結ベースで9,816億円ということですが、交付税措置されている割合が約6割、連結で5割ですか。ということは、措置されていない部分が約4,000億円弱ということになると思います。この部分が収支構造を圧迫している要因ではないかと考えておりますが、県債の年間金利負担も165億円になると聞いております。本県の県債については、今年度予算から減少に転じるということですが、今後、大規模災害等が発生した際などには財政出動を余儀なくされ、また増加してし

まう可能性もあるかと思えます。ぜひとも前倒しの圧縮に努力していただくよう、要望をいたします。

6月に財政の健全化に関する法律が策定されて、平成20年度決算より実質赤字比率や実質公債費比率等を公表し、基準以上であれば財政再建計画を定めなければならないということが発表されました。行財政改革大綱においては、4年間で努力して収支不足を圧縮していく計画であります。依然、収支不足構造は続いていく見込みでございます。この計画以上に抜本的な財政再建策が必要と考えますが、知事に所見をお伺いいたします。

**○知事(東国原英夫君)** 本県の財政は、三位一体の改革等によりまして、地方交付税の大幅な削減や社会保障関係費の増等により一段と厳しさを増し、財政再建団体への転落も懸念されたことから、本年3月に第2期の財政改革推進計画を策定させていただいたところであります。この計画に基づきまして、私自身の給与減額を初めとする給与の削減や職員数の削減による人件費の見直し、投資的経費の一層の縮減・重点化、事業仕分けの実施等による事務事業の徹底した見直し、税収の確保や新たな広告収入等による歳入確保などに取り組んでいるところでございます。今後4年間の収支不足は1,000億円を超えると見込まれるところでございますが、一度に解消を図りますと県民生活への大きな影響も予想されます。このため、まずは4年間累計で600億から700億円の収支不足の圧縮を目標とするとともに、これまで累増してきた県債残高を減少に転じさせるための取り組みを進めているところでございます。今後も、計画を着実に推進し、収支不足の圧縮と持続的に健全性が確保される財政構造への転換を目指してま

いりたいと考えております。

○川添 博議員 今、事業仕分け委員会による見直しが行われているということでございますが、知事、大体何割程度の削減を見込んでいらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○知事(東国原英夫君) 事業仕分けについてでございますが、事業仕分けは、第2期の財政改革推進計画に基づきまして、外部委員により構成される事業仕分け委員会で、事業の必要性や実施主体のあり方について検証するものであります。これまで、委員への全体説明会を1回と、1日6時間に及ぶ班別会議を計9回行い、仕分けを予定している約200事業のうち、半分程度、109件の仕分けが終了したところでございます。仕分けの判断に当たりましては、本来どうあるべきかという点と、現実的な問題点も考慮しました現実的な対応という2つの視点から議論していただいております。仕分けの結果につきましては、特に目標等を設定してはおりませんが、仕分けの過程で外部委員からいただく意見や評価が大変重要であると考えております。御提言等につきましては、今後の予算編成や事務事業の見直しの参考とさせていただき、それらを反映させていきたいと思っております。

○川添 博議員 私は、事業の仕分けは財政再建に資するものでなければならないと考えているわけです。ですから、ゼロベースでの厳しい視点での仕分けが必要ではないかと考えております。すなわち、その知事がおっしゃられた、現実的な対応として難しいということではなく、現実的な対応を踏まえた上で削減していくという厳しい視点が必要であると思っております。そして、それが県政の政策立案の選択と集中につながっていくと考えております。例えば、産業活性化策等の経済波及効果の視点で事業や施策

の洗いがえを行うなど、今までより一步踏み込んだ、この危機的な収支不足を完全に脱却するための中長期のビジョンで、抜本的な見直しを打ち出していく必要があると考えております。他の自治体と同じく大変困難な道ですが、財政課だけの問題ではなく、県庁を挙げて部局横断的な新しい発想が必要と思っておりますので、ぜひ御努力をよろしくお願いいたします。

次に、地場産業の振興についてでございます。

本県の最近の経済は大変疲弊しており、九州の中でも立ちおけている状況でございます。本県経済の中心を担っているのは、中小零細企業でございます。この中小零細企業の振興を図るために、新製品の開発や販路開拓に対して、県はどのような支援を行っているのでしょうか。その実績や具体例について、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。また、産学官連携の取り組みの状況等についても、あわせてお伺いをいたします。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 中小企業への支援についてでありますけれども、県におきましては、産業支援財団等を通じまして、中小企業の製品開発や販路開拓に関する専門的なアドバイスを行ってきましたほか、平成14年度からは、これらの取り組みを行う中小企業に対する助成を実施してきておりまして、これまでの実績は、製品開発・技術開発が99件、販路開拓が117件となっております。具体的な例といたしましては、製品や技術開発に係るものが、電子カルテシステムの開発や遠隔操作によるコインランドリー事業など、また、販路開拓支援では、首都圏等での大規模な展示会への出展経費の助成がございました。それから、産学官連携の取り組み状況でありますけれども、これにつき



ましては、特に、中小企業が大学等の研究成果を活用して独創的な新製品開発に取り組む上で有効でありますことから、これらの共同研究に対する支援を行っております。これまでの成果といたしましては、シリコンウエハーの研磨剤の再利用を可能とする技術などがありますが、最近では、県産農産物を活用したがん予防技術の開発、あるいは飼肥杉から回収される油を原料として防虫剤を開発するなど、農工連携などによる共同研究も活発に行われております。今後とも、大学や関係機関と連携を図りながら、研究開発への支援を行うなど、県内中小企業の振興に努めてまいりたいと考えております。

**○川添 博議員** 意欲的な企業に対して積極的な支援を行っていただき、ぜひ商品化、また販路開拓につながることを願っております。

今、農工連携のお話でしたが、今回の質問で、初めて多くの県職員の皆さんとお話をさせていただきました。仕事に取り組む姿勢や業務知識の深さには敬服させられました。本当によく勉強しておられるなど思いましたが、気になった点もございました。それは、部局や課をまたがるような業務になると、急に消極的な感じを受けたことでもございました。地場産業の振興に関して言えば、過疎地域では既に6次産業として、地元産品を加工し販売する取り組みが行われ、成果を上げられているという話をお聞きしました。本県は農業県ですので、例えば農政水産部と商工観光労働部が連携して、全県的に農業と製造業、サービス業を結びつけると付加価値も高まり、地場産業の振興、雇用創出にもつながるのではないかと思います。このような地場産業の振興に限らず、建設業の活性化や物流、ブランド対策、さらには先ほど出た少子化対策など、県の重点施策について効率

的かつ効果的に施策を進めていくためには、縦割り行政を超えて、部局横断的な取り組みを積極的に進めていく体制整備が必要ではないかと思えます。知事に所見をお伺いします。

**○知事（東国原英夫君）** 産業振興や子育て問題とかいうものは、先ほどと重複しますけれども、子育て応援本部とか、できるだけ横断的に対応するには、私の方からお願い、指示はさせていただいておりますが、今、横断的な取り組みも緒についたばかりなので、今後の取り組みを検証していただきたいと思えます。今後とも、全力で取り組んでいきたいと思っております。

**○川添 博議員** ぜひ積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

さて、その中小企業の血液である金融の状況でございます。現在、県の信用保証協会の保証債務残高が約1,200億円でございます。平成12年ごろの国策であった金融安定化保証の残高を控除しますと、ほぼ横ばいに推移しているところでございます。そこで、県信用保証協会の中小企業の利用状況について、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。また、あわせて、保証協会の審査方針と利用増加のための普及策をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 信用保証協会は、中小企業金融の円滑化のために、極めて重要な役割を果たしてございまして、平成18年度における県内中小企業の信用保証の利用率は27.9%でございます。保証申し込みに対する承諾率、これは88.4%でありまして、九州平均の89%とほぼ同様というふうになっております。信用保証協会につきましては、保証人とか不動産担保に過度に依存しない保証審査を行っておりますけれども、金融機関と連携した保証

制度の創設でありますとか、商工会、商工会議所との連携を強化するなど、制度の普及に努めていただいているところでございます。

**○川添 博議員** 利用率は27.9%ということでございます。約3割弱というところですが、県内に中小零細企業は約4万2,000件ございます。そして、保証協会を利用されているのは1万2,000件ほどでございます。ということは、それ以外の企業の人たちは保証協会を利用していないということですが、確かに利用されていない7割の方たちは、超優良企業とか破綻懸念先の方もいらっしゃると思います。しかし、私は、大半は県の信用保証協会のことを余り知らないのではないかと考えております。県はこれまで、新聞やホームページでの広報で、ずっと広告されてこられました。私は少し不十分ではないかと考えております。最も大切なのは、まず利用しやすい制度の仕組みをつくっていくことであって、これによって口コミなどで制度が広がっていくのではないかと考えております。例えば、設備資金の限度額の拡大や融資期間の延長、そういった制度融資の見直しが必要ではないかと考えます。また、お話があった担保や保証人の条件の緩和などを行い、事業者の事業計画書を重視した審査方針が必要ではないかと考えております。銀行員としての経験も含めてお話しさせていただくと、伸びる要素を持っているのに、財務体質がよくなって十分な支援は受けられないが、ここを乗り越れば大きく伸びるという事例もございました。資金を融資する側の目ききの問題かもしれませんが、ぜひとも頑張ろうとする企業を手助けしていくような融資制度に充実させていっていただくよう、要望をいたします。

最後に、農業問題でございます。

本県の就農人口は、ピークからすると約6万人程度に半減をいたしております。御案内のように、本県における農業振興の重要性については申し上げるまでもございません。現在、担い手対策として、JAや市町村とも協力しながら、認定農家制度、農業法人、集落営農組織の普及に積極的に取り組んでいただいているようです。担い手対策への全般的な取り組み状況と、特に集落営農組織についての問題点と今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長(後藤仁俊君)** 担い手全般の取り組み状況と集落営農の取り組みについてでございます。農業者の高齢化や後継者の減少が進行します中で、県では、農業の担い手として、認定農業者、農業法人、集落営農組織などの育成確保などに鋭意取り組んでいるところでございます。特に、小規模農家も参画できる集落営農の推進につきましては、重要であるというふうに考えております。集落営農の推進に当たりましては、集落の将来についての話し合いが大切でございまして、その推進役として、行動力や統率力のある集落リーダーの役割が非常に大きく、その育成確保が重要であります。このため、県では、集落での話し合い、合意形成活動を推進してございまして、普及センターや市町村、さらにはJA等の関係機関・団体が一体となりまして、集落リーダーの確保や活動を支援しているところでございます。今後とも、集落営農組織の育成を図るとともに、経営安定に向けた法人化につきましても、関係機関・団体と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

**○川添 博議員** この集落営農組織については、今のお話では、リーダーの役割が非常に大

きいということでございます。僻地や山間部で、リーダーがなかなか育たない地域や組織化になじまない農家も多いと思います。残された小規模農家への支援策はないのか、お伺いいたします。部長にお願いします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 小規模農家の対策についてであります。集落営農は、小規模農家や高齢農家が参加できる営農形態として、年齢や経営規模、経営形態に関係なく、集落に農地を有する農業者にはすべてメリットがある方式というふうに考えております。しかしながら、リーダー等の不在で組織化できない集落におきましては、みずから耕作できない農家につきまして、その集落の周辺地域内の認定農業者や集落営農組織等への農作業の委託を進めまして、幅広い観点から農地の有効利用と生産の維持が図られるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

**○川添 博議員** 部長、私は、みずから耕作できないということを申し上げたのではなくて、集落営農組織に入れなくても、生き生きと農業を営む小規模零細農家や、高齢農家、兼業農家が多いのではないかとお話ししたんです。確かに、担い手事業を積極的に推進して、いわゆる企業的経営体といいますか、そういった規模拡大を目指し、厳しい時代を勝ち抜くために必要だということは十分認識しております。しかし、このような個別経営体の規模拡大を目指すには限界もあり、また、地域的にはこの政策に合わないところもあるのかと考えております。私は、中山間地域に点在する農家でリーダーが不在の場合や、規模拡大が困難な小規模農家に対しても、何らかの光を当てていくべきではないかと考えております。例えば、これは私見ですが、直売所を中心に出荷している農家とか、

無農薬に積極的に取り組んでいる農家とか、地産地消に取り組むこと、営農支援に取り組むことなど、集落営農組織に加入できなくても生き生きと営農を行っている小規模農家に対して、他県に先駆けて県独自に支援対象として認定してはいかがでしょうか。ぜひとも検討していただきたいと思っておりますし、私は政策条例にしても立案したい案件であると考えております。知事の御意見はいかがでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** おっしゃるとおり、小規模農家というものは、いろんな形態がございます。その場合は、ケース・バイ・ケースで考えて、今後検討の余地があるんじゃないかと考えております。

**○川添 博議員** 今後、ぜひ積極的に御検討をお願いしたいと思います。

また、今議会におきましても、建設業の振興に関していろいろと質問がございましたが、建設業従事者には兼業の農家が多く見られます。農業への影響も大変心配されます。関係部局が連携して、基幹産業である農業の振興に取り組んでいただくよう要望いたします。

いろいろと御答弁をいただきました。ありがとうございました。県民の中の大多数である中小零細企業の方たちや、長年にわたり宮崎の農業を担ってきた小規模高齢農家の方たちなどが、今、現実に本県の経済を支えています。知事のマニフェストには多くは触れられておりませんが、そういった苦境にあえぐ人たちにも光を当てていくことが本当の政治だと思いますし、本物の県民総力戦であると思います。諸提案を実行に移していただくことを期待しますとともに、私も微力ながら、執行部の皆さんと積極的に議論しながら、県勢発展に貢献できるよう努力してまいりたいということを申し上げます。

して、すべての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

---

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、23番外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の外山衛でございます。

引き続き、日南市、南郷町、北郷町の皆様から与えていただきました今任期におきまして、私の政治信条に基づき、宮崎県の持つ自然や気候風土、さらには歴史や文化などの固有の財産を、本県の発展のためにいかに有効活用していくかを模索しながら、議員活動をしていきたいと思っております。

では、通告に従いまして質問いたします。

本県発展の基本は、人口増加による活性化であると考えます。人口増加のためには、子育て支援対策等の充実による出生率の向上を図るとともに、雇用の場の確保により流出人口を少なくすることであり、また、本県への移住を促進することであることは、だれしもが認識をしていることでもあります。しかし、なかなか効果が得られないことでもございます。そこで、1点目は、移住対策、知事もよくおっしゃいますが、移住対策について知事にお伺いをいたします。

本県では、「みやざき自悠生活」という小冊子の中で、物価が安く、自然がいっぱいのところで子育てをしたいと考えている子育て世代の

方や、定年後に暖かいところで野菜でも育てながら悠々自適に趣味を満喫したいと考えている方の夢の実現の場として、「のんびり過ごす。のびのび暮らす。」をキャッチフレーズに移住を推進されております。この実現には、移住者の受け皿となる市町村との連携が非常に重要であると考えます。そこで、各市町村との連携をどのようにとりながら施策を推進されているのか、お伺いをいたします。

また、交流・移住の推進に当たっては、言葉での表現だけでなく、移住モデルケースをつくることにより、移住希望者の関心を高めることができると考えます。交流・移住の取り組みについては、県南地域が積極的に取り組んでおると聞いております。県南地域につきましても、県内でも特に温暖で自然にも恵まれていますので、この県南地域をある意味でのモデル地区として移住推進を図る考えはないか、お尋ねをいたします。

第2点目は、教育のあり方について、知事と教育長にお伺いします。

近年の大きな問題であるところの「いじめ」につきましても、今に始まったことではなく、昔から存在していたことであります。要は、子供たちに幾ら言っても一向になくならないことが大きな問題点と考えております。いじめの原因としてはいろいろあると思います。その中の一つに、私は、親の世界、我々親であったり大人の世界にいじめが存在しているからではないかと思えます。時には国政の場であったり、時にはメディアの場にも存在すると考えます。当県議会においてははないと思っております。そこで、知事は、マニフェストの中において「すべての大人は、すべての子どもの教師たれ」と言っておられますけれども、これは、私を含め

て、果たして現在の大人にそのような資格があるのかと、時に自問自答しながら思うことがございます。そこで、知事にお伺いします。知事はどのような思いでもってこの言葉を発しておられるのかということをお聞きしたいと思いません。

また、大人の教育、親の教育、教師の教育について、単に生涯学習などといった観点ではなくて、もっと根本からやり直すべきであると思いますが、この点についても知事の見解をお伺いいたします。

一方で、学校の教育現場に目を向けますと、教師は、日常が子供との接触の場であることから、さまざまな問題に対してバランスよく対処できないでいる、そういう状況があるのではとの思いも持っております。そういった意味から、事例を挙げますと、昨年発生をいたしました必修科目の履修不足、この問題につきましても、教師のだれかがきちんと警告をし、管理者であるところの校長が正しく判断をしていれば、あれだけ大きな社会問題として、生徒や保護者を不安にさせることは起きなかったように思います。私は、学校にはもっと多彩な人材を置くべきだと考えております。具体的に言いますと、採用に当たって年齢制限を設けず、企業や官公庁など、あるいは民間企業で働いていた経験を持つ30代、40代、さらには50代の人材を採用したり、ほかの職場との人事交流によって民間のノウハウを取り入れるという考えも持っております。そういうことをすることによって、学校現場に健全なバランス感覚が働き、よりよい学校経営につながるのではないかと考えております。また、そういった取り組みによって、子供の持つ潜在能力を引き出すことができ、豊かな人間力の形成にもつながると考えま

す。この件につきましては、教員資格の問題などさまざまなハードルがあるかと思いますが、本県教育改革の一環として、ぜひ検討をしていただきたいと思います。今の件につきましては、教育長にお伺いをいたします。

3点目です。新幹線の整備について地域生活部長にお伺いします。

もちろん、これは簡単なことではないというのは認識しております。2011年の春には九州新幹線が全線開通をいたします。博多―鹿児島間が1時間20分、わずか1時間20分で結ばれるという現実がございます。博多駅におきましては、ターミナルの本格的な整備が始まり、また、熊本県や鹿児島県においては、開通後の振興策についてさまざまな検討がなされているようであります。ところで、本県におきましては、このような状況を指をくわえて見ているだけなのかと、寂しい思いもいたしております。そこで、九州新幹線の開通を前向きにとらえて、鹿児島から宮崎へ向けて新幹線と連動した新たな特急列車を走らせるとか、手前の八代駅から快適な高速バスを走らせて誘客するとか、今の段階から方策を検討し、JRや国などと協議を始めるべきであると考えます。そもそも、新幹線の駅が他県にあって本県にないということは、これからさらに激化する地域間競争において、既におくれをとっているということでもあります。確かに新幹線整備には、財政負担や在来線との問題など、課題も多いことは認識しておりますが、九州新幹線の開通をにらんで、鹿児島から宮崎へのルート、こういったものを引くことも検討に値すると思えます。これはあくまでも提案でございますけれども、この提案に対する部長の見解をお伺いいたします。地域生活部長なんですが、知事もお考えがあれば、

知事からもお願いします。部長の答弁を求めておりましたので、ひとまず部長にお願いしたいと思えます。

4点目は、災害復旧でございます。これにつきましては、県土整備部長並びに環境森林部長にお伺いいたします。

地元日南の鵜戸神宮の件であります。鵜戸神宮は、日南海岸国定公園に位置し、海幸・山幸神話の舞台となった場所でございます。これは高千穂と並んで「神話のふるさと宮崎」と称されるゆえんでもあります。また、年間約80万人の観光客が訪れる県内有数の観光地でもあります。この鵜戸神宮の本参道の海岸ののり面が、台風4号並びに台風5号の影響でもって広範囲に崩壊をしております。その影響から、楼門わきの地面にひびが入り、日南市指定の文化財であるところの石灯籠が傾き、一時的に撤去している現状であります。現在は、崩壊の拡大を防ぐために保護シートが施されております。災害復旧について、日南市から、土木事務所長及び農林振興局長へ要望書が提出をされたようであります。なお、知事に対しましては、公務多忙で知事の時間がとれないという理由から、要望書はまだ提出されていないようでありますので、この場において、被災地の現状を御賢察いただきたいと思えます。

崩壊現場につきましては、土木事務所、農林振興局、市による合同調査も行われたようであります。その復旧に関しまして、いまだに方向性が示されていないようであります。平成10年の大雨の際、今回の被災箇所の周辺がやはり崩壊しました。その際には、復旧治山事業で県が復旧に当たったと聞いております。そこで、この件についてのこれまでの対応経過と、制度事業の導入を含めた復旧の見通しについてお伺

いをしまして、壇上からの質問を終わります。

(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

移住施策における市町村との連携についてありますが、移住施策の推進におきましては、移住者を実際に受け入れる市町村との十分な連携が必要であり、県といたしましても、昨年度、意見交換会やシンポジウムなどさまざまな場で、移住促進に対する考え方やその取り組み方法、今後の展開などについて協議等を重ねてきたところでございます。その結果、ワンストップで移住希望者などからの相談に応じる「宮崎ふるさと暮らし相談窓口」については、県内全市町村に設置することとなり、また、受け入れ環境情報を発信するポータルサイトである「宮崎ふるさと暮らしリサーチ」についても、県内すべての市町村が参加し、生活環境や受け入れ体制などの情報を発信しております。今年度も、事業説明会や研修会を通じ、市町村との意見交換を機会あるごとに行うなど、さらに連携を図りながら進めているところであります。今後とも、市町村と一体となって、本県への都市住民等の移住を積極的に推進してまいりたいと考えております。

続きまして、県南地区をモデル地区とした移住の促進についてであります。移住等の促進につきましては、今年度の新規事業であります「宮崎に来んね、住まんね、お試し事業」において、積極的に推進している市町村をモデル市町村として位置づけ、その主体的な取り組みを支援することとしております。支援対象としましては、現地での実際の生活を体験するお試し滞在や、空き家等の情報を収集・提供する空き家等情報バンク活動などがあります。県南地区

におきましては、日南市が、今年度、首都圏の都市住民を対象としたお試し滞在やPR活動、及び空き家等情報バンク活動に積極的に取り組むこととしており、まさにモデル的な役割を担っておられるところでございます。また、串間市においては、積極的な情報発信に取り組むとともに、昨年度から、いち早く、地元住民との協働による体験モニターなどの移住促進施策を独自に展開されております。今後は、このような県南地区を初めとした市町村を先進事例として、全県下に移住や二地域居住等の取り組みを広げ、交流人口の増加や県外からの人材の誘致等による地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、「すべての大人は、すべての子どもの教師たれ」という言葉への思いについてであります。新しい宮崎を創造していくのは、時代の変化に対応できる柔軟な発想と行動力を持った「人」であり、人間力を持った人づくりが、これからの県づくりの基本であります。そのためには、あすの宮崎の希望である子供たちを、家庭、学校、地域が一体となって社会全体ではぐくむことが重要であると考えております。しかしながら、少子高齢化、国際化、情報化等、社会状況が急激に変化する中、規範意識の低下や人間関係の希薄化、さらには家庭や地域の教育力の低下等、子供たちを取り巻く環境は、ますます厳しさを増しているところでございます。「すべての大人は、すべての子どもの教師たれ」という言葉には、子供たちを教育することはもちろん、子供を教育すると同時に、我々大人自身も成長するという意味も含まれております。子供たちをたくましく育てていくため、私たちすべての大人が、自分の子供だけではなく、すべての子供の手本となり、鍛えるべ

きときはしっかりと鍛え、学ぶべきことは学び、伸ばすべきときはきちんと伸ばすという毅然とした態度で、日常的に子供としっかりと向き合うことが大事であるという思いを述べさせていただきます。

続きまして、大人の教育、親の教育、教師の教育についてであります。教育の原点は家庭にあると言われてますが、子供にとって親は人生最初の教師であります。また、学校における教師や、地域で子供に日常的に接する大人たちも、子供の人間形成に大きな役割を果たしております。このため、家庭や学校、地域がそれぞれの責任を自覚し、しっかりと役割を果たしていくことが何よりも重要であると考えております。県としましては、家庭においては、よりよく生活するための習慣をしつけること、地域においては、世代間の交流を通して人とのかかわり方を教えること、学校では、基礎学力や基礎体力などしっかりとした力をつけ、夢や希望をはぐくむことなど、県民との協働による各種の取り組みを通して、すべての大人が子供の教育にかかわる機会を提供することにより、家庭、学校、地域が一体となって子供を育てる教育環境づくりに取り組むことで、家庭、地域の教育力の向上に努めてまいりたいと考えております。

東九州新幹線でございますが、この整備は、東九州地域はもとより、九州域内の新幹線ネットワークを形成し、九州全体の交流拡大、連携を図る上で大変重要なものであると認識しております。したがって、九州東岸を縦断する東九州新幹線全線の整備を求めていく必要があると考えております。これは非常に夢や希望に満ちあふれた壮大なロマンであると考えておりますので、今後とも、その夢とロマンに向けて邁進したいと考えております。〔降壇〕

○**地域生活部長（丸山文民君）**〔登壇〕 鹿児島一宮崎間の新幹線の整備に対して、お答えいたします。

九州新幹線鹿児島ルートは、御質問にもございましたように、2011年の春、2010年度末に全線が開通する予定でありまして、交流人口の拡大や沿線地域の活性化など、西九州地域の高速交通体系の核として大きな期待が寄せられています。一方、東九州地域では、博多から鹿児島までを結ぶ東九州新幹線が、昭和48年に基本計画に決定されておりますが、残念ながら具体的な動きがないところであります。御提案のありました鹿児島から宮崎までの新幹線の延伸につきましては、南九州地域の活性化等に資する一つの案と考えますけれども、東九州地域の一体的な発展を図り、新幹線整備の効果を最大にするためには、九州東岸を縦断する東九州新幹線全線の整備を求めていく必要があると考えております。このため、県といたしましては、大分県や鹿児島県などとも連携を図り、引き続き国に対しまして、整備計画線への格上げを要望してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○**環境森林部長（高柳憲一君）**〔登壇〕 鶴戸神宮の参道下の災害復旧についてお答えいたします。お尋ねの災害箇所につきましては、日南市から報告を受けまして、7月17日に市と合同で現地調査を行いました。また、台風第5号でさらに被害が拡大し、鶴戸神宮から早期復旧の要望が出されましたことから、8月9日に再度調査を実施したところであります。現地調査や検討の結果、被災地は森林法で定めます森林区域でないことなどから、国庫補助や県単による治山事業での対応は困難であると考えております。なお、平成10年度に鶴戸神宮の上部森林を

治山事業で実施いたしておりますが、これは集中豪雨により山腹崩壊を起こしたものでございまして、この箇所は森林区域内であったことから、国庫補助事業の対象になったものであります。以上であります。〔降壇〕

○**県土整備部長（野口宏一君）**〔登壇〕 同じく、鶴戸神宮参道わきの斜面崩壊についてでございます。台風4号によります被災後、直ちに日南市とともに合同現地調査を実施し、さまざまな角度から復旧について検討を行ってまいりました。しかしながら、参道や崩壊した斜面が民有地であり、公共土木施設ではないことから、災害復旧事業では対応できないと考えております。また、急傾斜地や海岸などの事業も検討いたしましたが、斜面背後の人家戸数や土地利用状況などから、補助事業、県単事業いずれの採択基準も満たさず、事業化は困難な状況でございます。以上でございます。〔降壇〕

○**教育長（高山耕吉君）**〔登壇〕 お答えいたします。

学校における多彩な人材の配置についてであります。御質問にもありましたように、さまざまな社会経験を有する職員を採用いたしまして多様な人材構成を図ることは、教員の社会的視野を広め、学校を活性化することにつながるものと考えております。このため、県教育委員会におきましては、平成17年度の教員採用選考試験から、民間企業や官公庁での勤務経験を有する社会人を対象としました特別選考試験を導入いたしております。さらに、今年度は、小中高の教諭の採用年齢を41歳未満に引き上げたところであります。また、ことし3月に策定をいたしました教職員人材育成プランに基づきまして、民間企業等のマネジメント手法を学ぶための社会体験研修に加えまして、異業種間交流等



に取り組むことといたしております。今後とも、このような取り組みを通しまして、幅広い視野を有する人材の確保育成に全力で努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○外山 衛議員 答弁ありがとうございます。1点だけ。鶴戸神宮の行政による復旧は困難とのことでもありますけれども、観光地でもございますし、神社でもございますから、対応策を、知事も含めまして、日南市、鶴戸神宮を含めて、十分な協議を要望しておきます。

農政水産部長にお伺いします。農業担い手対策については、所得が不安定なことや労働に対する偏見などから、若者の就農者が少なく、大変苦勞されていると思います。しかし、本県の特性を生かした発展を考えた場合、農業はなくてはならない産業であると考えます。そこで、新しい感覚を持った担い手の確保という観点から、団塊の世代をどう活用するか、これも一つの重要な課題であると考えています。この場合、単に県外からの移住促進という観点だけでなく、県内在住者を含めて、定年後いかにスムーズに農業に参入できるかであると思います。そのためには、システムの構築がかぎであろうかと思えます。団塊の世代の方につきましても、これまでの違った経験を生かして、新たな農業への挑戦、企業的な農業法人への再就職、趣味としての農業など、さまざまな参入の方法があると思います。先ほど壇上から、移住のモデルケースを県南地域に、と提案をいたしました。団塊の世代の農業参入につきましても、モデル的な仕掛けをする必要があるのではと考えます。そこで、農業分野での団塊の世代の人材活用についてどのような構想をお持ちか、また、就農モデル地域を定め、農業の活性化を図

る考えはないかを農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） お答えいたします。

農業の担い手が不足する中、また深刻化する中で、団塊世代のさまざまな知識や経験を持つ意欲ある人材を有効に活用することは、本県農業・農村の活性化を図る上で、大変重要なことであると認識しております。県におきましては、参入希望者が経験がなくても農業につけるように、専門相談員等による就農相談や、県立農業大学の「みやざき農業実践塾」における技術研修の実施など、きめ細やかな参入者に対する支援を行っているところであります。これまでも、50歳代後半の就農希望者が農業実践塾の研修に参加し、地域の農業の担い手として経営を開始する例も見られておりますが、農地の確保、さらには住宅の確保等のいろいろな課題も見られているところであります。御指摘の件につきましては、地域や産地の意向も踏まえながら、団塊世代も含め、新規参入者の確保育成に向けて、就農相談から経営定着まで一貫して受け入れ、支援する体制を、まずは充実させる必要があるものと考えております。

○外山 衛議員 ということは、その取り組みによって、ある一定の成果といいますか、形ができたときに、そこがモデル地域となり得ると理解をしたいと思います。

次に、入札制度関連について幾つか質問いたします。

まず1点、条件付一般競争入札における事例を御紹介いたします。JV——いわゆる共同企業体でございます——入札公告に構成員の資格要件というのがございます。読み上げますと、「土木一式工事に係る一般競争入札参加資格の

認定を受け、かつ等級区分が特A級であること」。この資格要件のある入札におきまして、該当しない、つまりランクAの業者を加えたJVの応札があるようでございますが、これは業者側の問題であるのか、あるいは制度上の問題か。落札をしていなかったため、問題ないと言えば問題ないんですけれども、その辺のことを県土整備部長、お願いいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** お答えいたします。

一般競争入札におきましては、指名競争入札と異なりまして、入札への参加を希望する業者の方が、県のホームページ等に掲載してございます入札公告で入札参加資格を確認していただきます。そして、入札が可能な工事かを判断し、入札していただくこととなります。仮に、入札参加資格のない者が落札候補者になった場合でございますけれども、その者の入札というものは無効ということになります。なお、このような入札参加資格の確認につきましては、これまで、入札制度説明会や建設業者説明会において、十分な注意を促してきたところでございます。

**○外山 衛議員** 了解しました。もう一点、7月末に実施をされました、同じく条件付一般競争入札の事例について説明をいたします。その後、質問いたします。ある企業共同体、いわゆる3社のJVでございます。仮にA社、B社、C社といたします。主たる事業体A社が落札をしたのですが、その落札後に、3社の中のC社に指名停止の処分が来たわけであります。理由は、専任技術者の常駐義務違反ということになります。この処分があったのが8月であります。この処分を受けた業者は、5月の経営審査において厳重注意を受け、速やかに改善をした

とのことであります。なお、その間にC社単独での落札・受注もあったと聞いております。その間というのは5月から8月の間であります。以上の経緯から、今回のJVの案件は、構成員の一社が指名停止となったため、入札参加資格なしと認められたわけであります。つまり無効ということですので。県土整備部長に以下お尋ねします。

1点目は、入札時において、JVの主たる企業体であるA社は、近い将来処分があることは知り得ないこととあります。入札参加届け出の時点でもって、行政側から指導、アドバイスがあつてしかるべきと思いますが、いかがでしょうか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** お答えさせていただきます。

建設業法に違反する事実が確認され、監督処分を行う場合には、行政手続法に基づく弁明の機会を与えるなど、所定の手続を終えた上で措置することとされております。この処分に関しましては、当該業者に通知し公表するまでの間は、保護すべき個人情報でありますので、厳重かつ適切な取り扱いを行っているところであります。また、入札手続は、建設業法に基づく監督処分とは別途の手続でございます。応札者等入札に係る情報につきましても、開札までは情報漏えいのないよう、発注機関において慎重な取り扱いを行っているところでございます。

**○外山 衛議員** 確かに、保護すべき情報、そう言われればそのとおりでございますけれども、何か決め事の中に血が通っていないような気もいたします。

先に進みます。そもそも厳重注意とは何かということですので。これは追って指名停止が下される前の指導なのか。つまり、厳重注意の後は指

名停止があるものと理解すべきなのか、お伺いします。

○**県土整備部長（野口宏一君）** お答えいたします。

建設工事の適正な施工を確保する観点から、建設業法の遵守につきましては、機会あるごとに建設業者に対しまして指導を行っているところでございます。特に、公共工事を請け負う業者に毎年受審が義務づけられている経営事項審査では、建設業法の規定や趣旨につきましては、詳細な説明や指導を行っているところでございます。また、その際、明らかな建設業法違反の事実が認められた場合には、その後予定される処分等についても説明しているところでございます。なお、このような指導とは別に、指名停止に当たっては、事実確認を行った上で、建設業法違反や工事事故などの措置要件に基づきまして、厳正に運用させていただいており、個別の措置内容につきましても、民間の有識者で構成いたします入札・契約監視委員会におきまして、その運用が適正であったか御審議をいただいているところでございます。

○**外山 衛議員** 今の中に、「明らかな建設業法違反の事実が認められた場合には、その後予定される処分等について説明がしてある」とございました。ということですから、今回のケースにつきましては、C社が厳重注意後の処分はないものと認識していたのは、見解の相違、またC社の勘違いというふうに理解をいたします。ただ、この案件につきまして、行政側には何の落ち度もありません。ないんですが、ただ、処分決定に至る過程で何らかの意図的なものがあるのではとか、もし意図的なものがあったとしたらということも耳にしますので、今後、迅速でわかりやすい対応をお願いしたいと

思います。

そこで、県土整備部長、もう一点、本来、違反があれば、直ちに指名停止等の処分をすべきと思いますが、3カ月から4カ月かかる理由を教えてください。

○**県土整備部長（野口宏一君）** その期間ですが、先ほども申し上げましたけれども、いろいろこちらのほうも調査いたしましたり、あるいは先方に弁明の機会を与えているというようなことがございまして、期間がかかる状況にございます。

○**外山 衛議員** まあ、いいでしょう。時間がありませんので。

もう一点、同じく、条件付一般競争入札実施要領に、入札の無効という項目がございます。中に、「契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札」とございます。前年までは、「落札の日まで」とあったように思います。どんな理由で契約の日までと変更をされたのか、理由があればお願いします。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 今お話ございましたように、昨年度までは、開札後から契約の日までの間につきましては、法令違反等により指名停止を受けた業者でございまして、契約締結を拒否しない取り扱いとなっておりましたが、近年の法令違反等に対しまして県民の皆さんの厳しい批判を踏まえ、不正行為の排除の徹底を図り、入札における公正性をより高めるために、本年度から取り扱いを変更したものでございます。この取り扱いにつきましては、5月に県内8カ所で開催いたしました入札制度説明会において、建設業者への十分な周知を図ったところでございます。なお、隣県の大分とか鹿児島、この両県につきましても、このような入札参加資格の取り扱いが行われているほか、全

国的にも見直しが行われているところがございます。

○外山 衛議員 もう一点、通常の落札にて工事予定者が選ばれます。そこから決定まで数日を要している。業界からも、これは早めてもらえないかと。これは理由として、事前審査あるいは事後審査の問題があるかもしれません。あるいは人員の不足、または制度上の不備ですか、これもお答えをいただきたいと思えます。

○県土整備部長（野口宏一君） 現在行っております事後審査型の一般競争入札につきましては、応札者及び発注者双方の事務量の負担軽減を図っていくということで、最低価格で入札を行った者を落札候補者として、入札参加資格の審査をその後に行うというような事後審査を実施しております。通常、開札してから落札者決定までに5日程度を要しますが、入札参加資格の確実な審査を行うため、最低限必要な期間となっております。なお、入札全体に要する期間でございますけれども、指名競争入札とほぼ変わらないというところが現状でございます。

○外山 衛議員 実例を挙げての一連の問いでしたけれども、変えられるところは、要望を聞いてもらって改善をしてもらいたいと思えます。これは今さら言うまでもありませんが、公共事業とはそもそも何であるか。県民、国民の生活に必要な環境、基盤の整備であると思えます。その観点から考えますと、県が予算編成をする中で、橋であったり、道路であったりの予算も当然含まれるわけでありまして。その後の発注においては、入札という公正な手順を踏んで実行されるわけです。当然、発注者側は設計をいたします。事業者側は積算をして臨みます。事業者の経営努力によって、その金額を下げて

入札するというのが本来の競争入札と考えますが、大変雑駁ですけれども、部長、この理解でよろしいですか。

○県土整備部長（野口宏一君） 事業者の努力でもって、その金額で入札していただいていると理解しております。

○外山 衛議員 ところが、今、とにかく率が低ければいいという風潮に疑問を持っております。私は、極論ですけれども、100%でもいいと考えております。そこで、次の事例について県土整備部長の見解をお伺いします。ことし5月の国会における国交省の大臣の答弁であります。この一部を原文のまま抜粋、御紹介いたします。「ダンピングの問題、予定価格の85%を切った落札、いわゆるダンピングだと思えますが、これは、急激に下請いじめ、労働者の搾取とか、また品質が確保できない、結果、下請が倒産することが統計上出ている。85%を切るような金額というのは、やめてもらいたい」との答弁がございました。今の内容について、部長はどのようなお考えをお持ちか、お伺いいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） お答えいたします。

大臣が、落札率が85%を下回ると、手抜き工事や下請業者へのしわ寄せが懸念されるという、国土交通省がいろいろ調査をしております、その調査結果を踏まえて発言されたと同っているところがございます。本県におきましても、先月、建設工事等のコスト調査というものを実施いたしましたけれども、その中でも、国とほぼ同様な結果を得ることができております。現在、この調査の結果につきまして、詳細な分析を進めさせていただいているところがございます。建設産業の健全な発展を図って、

良質な社会資本の整備を進める観点から——知事がこれまで答弁してまいりましたけれども——最低制限価格を引き上げる方向で検討してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 これは代表質問とも重複して申しわけないんですが、同じ案件でもって、知事の所見もお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） ただいまの国土交通省の大臣の発言につきましては、県土整備部長が言ったとおりでございます。今後とも、本県の建設産業の健全な育成、そして良質な社会資本を整備するという意味でも、重複しますが、最低制限価格は引き上げる方向で考えさせていただきたいと思っております。

○外山 衛議員 この取り組みは、業界をただ擁護する意味じゃなくて、県全体の経済の活性化を図るためにも、予算内でのある程度の率の確保というのは問題ないと考えております。よろしく願いしておきます。

業界の健全化を図ることは当然必要と思えます。しかし、体制が整わないままに性急に改革を進めようとする、ひずみといいますか、混乱を招くと考えます。ですから、知事が言われるように、自然淘汰、これもわかります。これは放漫経営であるとか、あるいは経営努力を怠った中で、結果、やむを得ず倒産・廃業に至るのは、これは理解できます。これが自然淘汰であろうと考えます。しかしながら、急激な変化による制度的なものが原因あるいは遠因となって、そういう状況に健全な企業までもが陥るのはいかなものかという気持ちを持っております。ですから、いろんな部分に細かい配慮をしていただいて、いわゆる、公共事業イコール税金の無駄遣いというような誤った解釈が一部あるようでございますが、その辺の誤解も解

くような試みも必要と思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、これは全く知事にも、通告といいますか、言っていなかったものですから、この場で話を聞いてもらって、知事のお言葉で何かあればと思います。知事の努力もあって、今、宮崎は大変注目されています。これは非常に評価に値すると思っております。ただ、昔、五右衛門ぶろというのがありましたね。まきで沸かすやつ。ころ合いを見計らって手を入れると、表面がたぎっているものですから、さあ、行けと入ったら、下のほうは水であったということ、我々は幼いころよく経験をしました。これは余計なお世話かもしれませんが、当県においてもそのような状況にならぬよう、全県下にさまざまな分野に浸透すべく、県政に当たってもらいたいと思っております。

もう一点、県政における改革あるいは変革。これは民間でも同じですけれども、これについては、宮崎の現状に即したスピードで取り組むべきと考えます。いわゆる目指すところ、落としどころは同じとしても、すべてにおいて他県に先駆けてという思いをお持ちであるとしたら、私は、その意識は持たなくてよいと思っております。案件によっては熟慮をしていただいて、この宮崎の現状に即した改革を進めてもらいたい、そんなふうに思います。

以上2点、これは要望のような内容ですけれども、知事から何かお言葉があれば、いただければと思います。

○知事（東国原英夫君） 五右衛門ぶろに関してでございます。御案内のように五右衛門ぶろは下からたきます。温かいお湯というものは上に行くものでございまして、表面が温かくて、入ってみると底が冷たい。私もそういう経験が

ございます。例えとして、どういったことをおっしゃっているのか、わからなかったんですけども、恐らくは、メディア等で県内をPRするだけで、そして、PRして県産品やその関連業者等が潤っても、県内全体にまだ潤いとか景気浮揚感がないのではないかとといったような御指摘だと理解して、答弁させていただきませうけれども、そういう御指摘も、就任してから、いろんな方々あるいは関係各位の方からいただいております。しかしながら、景気を浮揚させるというのは、国のこの数年間の取り組みもそうでありましたが、やはり大きな企業、大都市を牽引して、そこから景気の浮揚を地方や中小企業に広げていくというような施策をしてまいりました。それがいま一つ、5～6年たっても、地方には、あるいは中小企業には景気の波というのが実感としてわからないということもございます。今回の政府・与党の政策の転換等につながったんじゃないかなと思っております。そういったこともかんがみながら、県内では、お湯の表面だけが温かくなならないように、お風呂に入るときにはちゃんとかきまぜてから、全体を景気浮揚させるような施策を十分に配慮していきたいと考えております。

そして、改革についての性急性ということもございますが、おっしゃるとおり、他県に先駆けてという、他県にはないもの、あるいは宮崎モデル、宮崎オンリーワンの施策改革をしていくというのが私の信念でございます。しかしながら、ケース・バイ・ケースによって、他県に先駆けてやったことによってマイナスになるということも十分考えられますので、その辺は十分検討し、配慮しながら、毅然とした態度で改革に臨みたいと考えております。

○外山 衛議員 ありがとうございます。ま

さに今の解釈で結構だと思います。ですから、ひとつ改革も、オンリーワンじゃなくて、そういう意味じゃなくて、一点は、各県、全国的にやるべきこと、公共事業の入札制度改革もそうですが、その進捗の速度を多少ずらしてもいいような気がするということも一点ありました。確かに、宮崎県独自のオンリーワン、これはいち早くやるべきだと思います。いずれにしましても、今の答弁を聞きまして、そういう方針をもって、しっかり県政のかじをとってもらいたいと要望いたしまして、質問のすべてを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 次は、24番宮原義久議員。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) それでは、本日4人目の質問となりますが、質問をさせていただきます。

知事が、1月の就任以来大変な人気となり、連日、「宮崎が」とか、「宮崎県の東国原知事が」という報道がなされています。当初は、3カ月か、半年かと言われていました人気も、この調子だと、新年の正月番組はどのチャンネルでも、知事が出演依頼にこたえられれば、知事の姿をテレビで見ることとなりそうな勢いがあります。知事のいい面は高く評価をしますし、改革を進めてほしいと思います。しかし、宮崎県を、知事としてでなく一個人としてじっくり歩いて、県民の声に耳を傾けてほしいとも思います。知事が、「県民総力戦で改革を進める」、また、「宮崎を変えることで国が変わる」とも言われますが、これまでの各種質問の答弁を聞くと、「他県の状況を見る」とか、「他県と比較して」とかの言葉を発せられますが、裏金問題にしろ、「長崎県が」とか、比較しての発言でありますし、既存の状況を打ち破るということではなかったかと私は思いなが

ら、各種答弁を聞かせていただいております。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、知事の政治姿勢ということで質問させていただきます。

まず、市町村と県の関係についてお伺いをします。私の思う市町村と県の関係は、県が親なら市町村は子の関係であると思います。県内市町村が置かれている状況は、人口の多いところ・少ないところ、災害に遭いやすいところ・そうでないところ、財政が現に非常に厳しいところ、高齢化が一步先に進んでいるところなどさまざま、各種の相談・要望を、知事や関係部長を初め、受けておられると思います。県も厳しい財政状況でありますから、すべての面で、はいはいと相談・要望を受けるわけにもいかないと思いますが、どのような姿勢で市町村と対応されておられるのか、知事にお聞かせいただきたいと思っております。

以下、自席より質問をさせていただきます。

(拍手) [降壇]

**○知事(東国原英夫君) [登壇]** お答えします。

他県の状況を見るというのは、必ずしも他県のまねをすとか倣うという意味とは限りません。他県の状況を踏まえて、他県とは異なる独自の施策をするという可能性も秘めているわけでございます。

続きまして、県と市町村の関係についてありますが、県と市町村は、住民福祉の向上という共通の政策目標に向かいまして施策を推進していく、対等な、そして大切なパートナーだと考えております。それぞれが役割を分担しながら、連携して施策を展開していくことは、県政を推進する上で大変重要なことであると考えております。中でも、住民に最も身近な自治体で

ある市町村のリーダーとしての市町村長との連携は、県民総力戦による県づくりを進める上で、極めて重要であると考えております。来月以降、私は県内各地域を訪問し、各市町村長とそれぞれの地域が抱える課題等について、ひざを交えて、ざっくばらんな意見交換を行い、お互いの信頼関係を築きながら、連携をさらに深めていきたいと考えております。[降壇]

**○宮原義久議員** わかりました。

次に、私を見る知事の姿勢というのは、マスコミ関係者が同席されたときと、同席していないときの知事の発言・対応に大きな開きがあるように感じております。県のもとで、市町村は一生懸命に市町村民の生活向上を目指し、努力をし、対策を打っております。知事のところへ陳情活動しているわけですから、誠意ある対応を望むものであります。知事の支持率が高いとの状況から、市町村は知事に対して言いたいことも言えない状況になってはいけないと思っております。あらゆる相談が聞ける度量の深い、テレビで県民が見ているような気さくな知事になってもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○知事(東国原英夫君)** 御指摘は非常に心外でございます。本日の宮崎日日新聞に載っておりましたが、ある福祉関係の方々が私に陳情・要望に来られまして、ふだんテレビでは見られない、笑顔も一つもなく、かたく硬直した表情をされておりましたというような御指摘がございました。福祉関係の方たちが真剣に深刻な問題を陳情してこられるときに、へらへらと笑顔で対応できますでしょうか。私は真剣にその御要望をお聞きしていたところが、かたい表情、笑顔がないという御指摘ですけれども、そういったことは受け手側の感覚でございまして、私は決してそのようなことはありません。すべ

での陳情・要望に対して真剣に真摯に対応しているところでございます。

○宮原義久議員 わかりました。知事がそういう姿勢で臨まれているということであれば、それは構いませんが、私どもが見る目にはそういうふうに見えておりませんでしたので、やはり広くそういう気持ちでやっていただけるとありがたいかなというふうに思っております。

次は、県職員と知事との関係という点で質問をさせていただきます。通常の仕事の場合は、上司と部下はお互いに信頼関係で結ばれていると思います。7月24日、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会と鉄道整備促進期成同盟会が開催されました。高速自動車国道関係の会長は県議会議長、鉄道関係の会長は知事となっています。知事は冒頭、私が会長になっているとは今聞きました、今知りましたとの発言がありました。県内関係市町村長を初め関係者が、知事の案内のもとで高速自動車国道・鉄道の整備を願ってわざわざ集まっていたの会合でありました。担当部の地域生活部としては、知事に何の説明もしていなかったのか、まずお聞かせをいただきたいと思えます。

○地域生活部長（丸山文民君） 宮崎県鉄道整備促進期成同盟会でありますけれども、お話にございましたように7月24日に開催をしています。知事に対しましては、事前に議事の内容とか議事進行等について説明を行っているところでもあります。以上です。

○知事（東国原英夫君） つけ加えまして、私が出席するさまざまな行事等に関しましては、基本的には事務方のほうから事前説明は受けておる次第でございます。ただ、7月24日の件は、入ってくる大量の情報等がありまして、その一部を失念したところがございます。県政を

推進していく上で、私を支えてくださる職員の方々との関係は大変重要であると考えております。今後、いろいろな場を通してコミュニケーションを図り、意見交換も十分し、意思の疎通を図るとともに、今回の7月24日のようなことがないように今後気をつけたいと考えております。

○宮原義久議員 わかりました。それ以上聞こうかなというふうに思っていたんですが、地域生活部としては説明をされたということであります。場を盛り上げようという知事の県民に対するサービスということから考えると、大変おもしろいのかなというふうには思えるんですが、たびたび代表質問等でも、県職員に意識改革ということを常に言われております。そうすると、せっかく地域生活部の担当が説明したということ、知事がそういうふうに軽く皆さんの前でパンとけられると、職員は一生懸命説明をしても浮かばれないという話になりますので、県職員に改革をとというふうに、まず知事が言われるわけですから、知事の発言の重さというものはやはり考えていただいて、まず知事のその意識改革をしてほしいと。私どももできる応援はしたいんですが、そういうところが出てくると、説明をしていたはずなのに。この質問をするときに、いや、冗談じゃったがと言われましたが、ここで一回押さえをしておかんといかんということ、この質問をさせていただいたところがございます。

次に、市町村合併と市町村の財政について、お伺いをさせていただきます。

合併特例債については、先ほどの萩原議員の質問とも重なっておりますので、この分については割愛をさせていただきます。合併の進捗状況と県のスタンスということについてお伺いを



します。市町村合併については、全国で旧合併法令のもとで約6割に当たる市町村が合併をしました。県内においては、以前の44市町村が、4月1日現在、30市町村になっております。現在、宮崎市と清武町、日南市と南郷町、北郷町において合併に向けての新たな動きがあるようであり、合併については、議会のたびに質問が出されております。あくまで住民の意思に基づくという県の方針となっておりますが、県におきましても、合併に対する出前講座や、県が策定している宮崎縣市町村合併推進構想の市町村ごとに説明会を開催する計画となっておりますが、地域生活部長、現在の状況はどのようになっていますか、お聞かせください。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 市町村合併に関する構想説明会あるいは出前講座についてであります。

まず、市町村合併推進構想説明会についてありますけれども、これは、合併推進構想に対する県民の理解を深め、市町村と住民とによる合併議論を促すため、県と市町村との共催により実施しており、昨年度は県内8会場で開催をし、本年度も、市町村の協力を得ながら、数カ所で開催をすることといたしております。次に、出前講座であります。これは、住民団体やさまざまなグループからの申し込みに応じまして、市町村合併の必要性について説明を行っているものであり、今後とも実施をするということにしております。そのほか、市町村長さんとの協議や、あるいは市町村議会議員の皆様との意見交換会などを実施しているところでもあります。さらに、本年度におきましては、県主催によるシンポジウムを開催し、広く県民の方々に、改めて市町村合併について議論を深めさせていただくこととしており、さらなる合併機運の醸

成に努めてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 十分頑張っていただきたいというふうに思っております。

次に、合併新法の中での合併を考えた場合のタイムリミットというのがあると思います。合併新法の期限まで2年半という状況であります。通常の手続上、約2年をかけて協議を重ねて合併となるようでありますが、合併された市町村においても、合併後もあらゆる協議を重ね、事務事業の調整をされているようであり、そうしたものを合併以前に調整すると考えると、より多くの時間を要することになります。合併した地域と合併できなかった地域に、大きな格差が生じることとなりそうであり、この1年間で、合併新法下での、合併にたどり着くのか着かないのかの分かれ目になりそうであり、合併に向けて、新法では県の関与が大きくなってありますが、白紙の段階から新法の中で合併を目指すとなった場合のタイムリミットはいつごろと想定されておられるのか、地域生活部長にお伺いをいたします。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 市町村合併のタイムリミットについてであります。市町村合併におきましては、合併の方式や各種の事務事業の取り扱いなど、多岐にわたる協議や、あるいは市町村基本計画の作成のほか、条例・規則等の改正、あるいは電算システムの統合等も必要となるわけであり、また、市町村議会の議決あるいは都道府県議会の議決、さらには総務大臣の告示という一連の法手続もござい、この間、今お話ございましたように、全体ではおおむね2年程度を要するものと考えております。合併新法の期限は平成22年3月末までとなっておりますので、新法内の合併を実現するためには、できれば平成19年度、本年度内、

遅くとも来年度、平成20年度早々には、法定合併協議会が設置される必要があるというふうに考えております。

○宮原義久議員 わかりました。

次に、市町村の財政状況ということからお伺いをしたいと思います。北海道夕張市が財政上、危機的状況という報道が全国を駆けめぐりましたが、県内の市町村の財政状況も、三位一体の改革等により非常に厳しくなっております。平成17年度決算の段階で、経常収支比率が財政の危険水域と言われる85%を超えている市町村が、31市町村中28市町村であります。うち、90%を超えている市町村が13市町村となっています。最高では97.5%となっています。つまりは、建設等の経費に充てる予算がないという状況であります。今後の県内市町村の財政運営というものを、県としてはどのように考えておられるのか、地域生活部長にお伺いをいたします。

○地域生活部長（丸山文民君） 自主財源に乏しく、財政基盤の脆弱な本県市町村は、地方交付税に大きく依存せざるを得ない財政構造となっております。近年の地方交付税の削減の影響等によりまして、平成18年度決算見込みにおける普通建設事業費は約750億円となっており、ピーク時の平成7年度に比較しまして半減するなど、非常に厳しい財政運営を強いられているところであります。今後も、地方交付税につきましては厳しい見通しとなることが予想されており、高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加が確実に見込まれる中で、各市町村においては、引き続き厳しい歳出削減を進め、より一層の財政の健全化を図る必要があると認識をいたしております。県といたしましては、今後とも各市町村が、基礎的自治体としてその役割を十

分に果たしていけるよう、それぞれの財政状況に十分留意をしながら、適切な助言を行ってまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、市町村の財政面の起債についてお伺いをいたします。先ほどから言いますように、市町村の財政状況が非常に厳しい状況となっております。実質公債費比率が18%を超えると、新たに地方債を発行しての借金をする際に、国・県の許可が必要となるようになります。許可団体となった市町村に対する地方債の許可について、県はどのように考えておられるのか、地域生活部長、お聞かせください。

○地域生活部長（丸山文民君） 実質公債費の比率が18%以上の市町村につきましては、将来の行政サービスの低下を招かないよう、計画的に公債費の負担を軽減する必要があります。このため、該当する市町村が起債を行う際は、知事の許可が必要とされておりますが、市町村がみずから策定した公債費負担適正化計画が着実に実施され、公債費の負担につきまして適正化が図られることを前提に許可を行うことになると考えております。なお、この比率が25%以上になりますと、単独事業を対象とした地方債の一部が起債できなくなり、さらに35%以上では、災害や合併関係などを除くほとんどの事業で起債できなくなるなどの制限が生じますけれども、現在のところ、県内に該当する市町村はないところであります。

○宮原義久議員 次に、実質公債費比率などの財政状況の悪化を示す数値が上がりますと、比率が高い自治体が合併をしようと考えても、実質公債費比率の低い自治体としては、合併を受け入れにくい状況になるというふうに考えますが、県としては、合併はやっぱり進めていかならんというふうに考えておられると思います

が、この状況を地域生活部としてはどのように考えられますか。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 財政状況の異なる市町村の合併についてのお尋ねでありますけれども、現在、地方分権の一層の進展や、地域住民の日常生活圏の拡大、さらには道州制の導入の議論が本格化している中で、長期的な視点に立った市町村の行財政基盤の強化は喫緊の課題となっております。そのため、それぞれの市町村において、財政改革を初め、さまざまな改革が行われているところであります。これらの状況を踏まえつつ、市町村が相互の立場を理解し、また尊重しながら、地域一体となった発展を目指すという観点に立って、市町村合併の取り組みがなされるよう、県といたしましても積極的に働きかけをしてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 今、5つぐらい質問させていただきましたけど、大変立派な答えが返ってきております。つまりは、借金がたくさんあるわけですから、それに基づいて公債費負担適正化計画というのを当然つくらされると。ということは、建設費に回すとかいろんなお金がないということから、当然、財政状況は今が厳しいわけですから、そういう計画書を出しなさいと一方では言いますね。言われながら、一方では、市町村同士がお互いの立場を理解し、尊重し、地域一体となった発展を目指すという観点に立ってと。そういうことであれば、これまでの合併新法じゃなくて、それまでの中で、お互いが理解し、お互いを尊重しということであれば、合併特例債なりいろんなものを使いながら、地域のために多少は役に立ったのかなというふうに思いますが、あと半年というこの状況になってから、お互いを理解し、お互いを尊重

し……。それを地域生活部として各市町村長さんを集めて、お互いを理解しなさいといっても、これは無理な話ですよ、どう考えてみても。だから、県として一つのきちっとしたものを何か示して、合併新法が切れてしまうと、もっと苦しい状況に追い込まれるということになるというふうに私は思っておりますので、そのあたりについては十分知事も含めて検討していただいて、宮崎県の基礎となる市町村の今後のあり方というものをじっくりと考えて、なるべく早く一つの方向性を出してほしいというふうに思っております。よろしく願いをしたいと思えます。

次に、医療関係の問題について質問をさせていただきます。

毎回質問するんですが、今回も医療問題を取り上げさせていただきました。現在、全国的に医師・看護師不足となっている現状があり、国においても医師の確保という点から、医学部の定員をふやす方向を打ち出すなど、医師確保に向かってやっと動き出した状況であります。県を中心に、保健医療の資源の効率的・効果的活用を図り、健康増進から疾病の予防、診断・治療及びリハビリテーションに至る包括的な保健医療を確保するために、宮崎県地域保健医療計画を策定されています。第4次の計画期間は、平成15年～24年の10年間とされ、計画の推進については、県及び各二次医療圏に、保健医療関係団体、関係行政機関などの代表者などで構成する保健医療推進協議会において、計画の推進を図っていくとなっております。そこで、福祉保健部長にお伺いしますが、二次医療圏の医療の供給体制をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 二次医療圏に

ついてであります。本県では、県民の方々が安心して医療を受けられるよう、地理的な条件や交通事情、医療資源の状況等を踏まえ、7つの二次医療圏を設定しているところであります。この二次医療圏において、初期医療から入院治療を必要とする比較的専門性の高い医療の提供体制を確保するために、地域医療推進協議会などを通じて、医師会等の関係機関と連携を図りながら、「かかりつけ医」の県民への普及啓発や、地域医療支援病院の承認等により、医療機関相互の機能分担や連携を促進しているところでもあります。以上です。

**○宮原義久議員** それでは次に、二次医療圏域としての中核病院の位置づけを、県としてはどのように考えておられるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 二次医療圏における中核病院の位置づけについてであります。県では、比較的専門的な入院治療が提供できる病院や、24時間体制で救急患者を受け入れることが可能な病院、さらには災害時の医療活動の拠点となる病院等を、二次医療圏における中核病院と考えております。具体的には、県立病院を初めとする自治体病院や市郡医師会病院等が、その役割を担っているところであります。以上です。

**○宮原義久議員** 次に、県内7医療圏域の一つが、西諸医療圏域であります。医療提供体制の整備については、「高度な医療機能を有し、かつ医療機関の連携を図っていく上で中心となる中核病院を核とした体系的な整備を促進します」。これがちょうど、うちの小林市立市民病院になりますが、「小林市立市民病院が中核病院として、他の医療機関と機能分担と連携を図りながら、高度な診療機能の整備充実を促進し

ます」となっております。そこで、西諸に住む県民の中核病院であり、災害時の災害拠点病院にも指定をされております。今、市民病院を改築しようという動きであります。7月には、知事のもとへ関係者とともに陳情もさせていただいたところでもあります。当然支援の手が届くものと考えておりますが、知事、いかがでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 小林市立市民病院につきましては、これまで、二次救急医療や災害時における医療を担う病院として、県といたしましても、設備整備に対する補助や運営費の補助を行ってきたところでございます。しかしながら、市町村立の病院につきましては、国の三位一体改革の一環として、平成18年度に施設設備の整備に係る国庫補助が廃止されまして、市町村に財源が移譲されたところでございます。このような状況や本県の厳しい財政状況から、小林市立市民病院の建てかえに対する財政支援は、大変厳しいと言わざるを得ない状況でございます。しかし、病院事業債や国の国民健康保険調整交付金等の活用など、今後とも小林市とは十分に協議をしてみたいと考えております。

**○宮原義久議員** 前の知事のとときからずっと質問するんですが、大体こんな答弁しか返ってこないんです。この保健医療計画で、県が中核病院という形で設定しているわけです。いろいろ協議しますと言うんですけど、当初、ばんと幾らか出せないのかという思いがありまして、何ら大した支援もないとすれば、県が策定したこの地域保健医療計画というのは、ただ絵にかいたもちと言わざるを得ないというふうに思っておりますが、知事はどのように考えておられますか。

○知事（東国原英夫君） 「何か出せんとか」と言われる問いに対しては、「出せんとよ」と言わざるを得ない厳しい財政状況がございます。そして、この西諸医療圏における小林市立市民病院の役割については、大きなものがあるとは認識しております。市町村立の病院につきましては、先ほども言いましたように、国の三位一体改革によりまして、財源が市町村に移譲されたわけでございます。このため、直接的な財政支援は厳しいものがありますが、病院事業債やあらゆる補助制度の導入について、重複しますが、小林市と十分協議をしていきたいと考えておる次第です。

○宮原義久議員 「どしてん出しがならん」という話のようですが、最後のここまで食い下がってみようかと思えます。

次に、県北、県央、県南の県立4病院に、一般会計から平成17年度で58億4,000万円、平成18年度に57億5,000万円繰り入れることで、それぞれの地域の医療が確保されているわけでありませう。こういうことから考えたときに、先ほど萩原議員からも、都城を含め話がありましたが、県西部のこういった中核病院である小林の市立病院の建てかえというのは、県が支援するのは当然のことであるというふうに私は思っているんですが、ないから出しがならんという話ではなくて、そのあたり何か考えられないものか、再度お聞かせをいただきたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 再度お答えします。

県民の皆様への医療サービスの向上を図るために、県立病院では採算性の面から、民間の医療機関では対応が困難な高度医療や先駆的な医療にも取り組んでおり、このような観点から、一般会計からの繰り入れも行っている次第でございます。小林市立市民病院の機能の充実は、

西諸医療圏の住民の方々にとりまして大変重要であるとは認識しております。県といたしましても、病院事業債や各種補助金の導入、さらには医師の確保等、側面的であります。こういったもので御協力をさせていただきたいというふうに考えております。

○宮原義久議員 何回言っても同じことになるのかなと思いますが、知事は、県内の医療というものについて、「県内ひとしく均衡あるもの」としたい。「医療の格差是正をする」というふうなことも、たびたび言われます。今までの慣例、殻を打ち破るというふうにも、知事は常に言われるんですが、8万数千人の西諸の県民が中核病院を建てかえてほしいというふうに言っているわけでありませう。命に余り大きく——どこに住んでいても、そげん命が救われるところ、救われないところがあつてはならんというふうに、常々こういった議会でも話があるわけでありませうから、やはりそういったものを十分に考えていただいて、普通、政治家が、前例にのっとなって、慣例にのっとなってということではなくて、最終的に政治的決断を望みますというふうに私は言いたいんです。政治的決断で、やはりそのあたりは、この地域のこの部分についてはやりますよということ、そのぐらいが知事というものではないんでしょうか。金がないからと、また言われるんでしょうから、そこは改めて知事にお答えを求めませんが、私は、政治的決断というものがいろんなところであつていいのかなというふうに思っております。そのあたりについては十分、福祉保健部長とも考えていただいて、その決断が来る日を私は期待して待つております。よろしくお願ひします。

次に、農業問題についてお伺いをさせていただきます。

本県の農業産出額は、平成2年に3,745億円をピークに、ほぼ毎年減少傾向でありましたが、平成18年度は、畜産関係の伸びで3,206億円となったようであります。本県の平成18年度水田本地面積は3万5,300ヘクタールで、うち4割以上が減反となっております。平成18年、19年とも、早期水稲9,340ヘクタール、普通期水稲が1万2,000ヘクタール前後となっております。そうした中で、早期水稲に台風の襲来により大きな被害が出ております。8月15日現在の早期水稲の作柄は、「著しい不良」となっております。等級比率では1～3等が30%、規格外が約70%となったようであります。早期水稲の概算金が、規格外を3つのランクに区分して、60キロ当たりAランクで9,600円、Bランクで6,600円、Cランクで3,000円となっております。最終精算金を含めても、大変な打撃となっております。平成17年産の稲作の10アール当たり総収入は11万3,780円となっており、そこから、苗代を初め、肥料、農薬、農機具費など物財費の合計が7万6,496円となっております。これに労働力を計算すると赤字となるのが、現在の稲作経営の現状であります。そこで、まず初めに、先週の代表質問でも、今回の早期水稲の救済について、我が会派の濱砂議員を初め、他の会派からも質問が出されましたが、知事の答弁は、「来年度も農家が意欲を持って作付できるよう努力してまいります」とのことです。先ほど述べましたように、被害に遭わなくても収支は非常に厳しい作目であります。今回の被害で規格外となった農家は、大変厳しい経営状況となるわけですが、具体的に、次年度作付に意欲のわく施策とはどのようなことを考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 今回の早期水稲被害

に伴う大幅な減収というのは、農家によっては、所得どころか経費も賄えないことも想定され、農家の生産意欲にも大きな影響を与えるものと考えております。このような状況を少しでも打開するために、「平成19年産早期水稲被害対策会議」を設置したところでございます。この中で、被害原因の詳細な把握とともに、今後の水稲栽培における技術対策を検討する考えであります。あわせて、今回の被害による農家への影響を十分に精査した上で、各関係機関・団体それぞれが対応できる農家経営の安定に向けた対策について、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 それでは、いろいろ言われますが、再度確認の意味でお伺いします。今後、早期水稲被害農家が意欲を持って作付できる施策を打つということをおっしゃっておりますから、打つということで知事、間違いありません。

○知事（東国原英夫君） 総合的に検討してまいりたいと思います。

○宮原義久議員 検討だけでは何の解決にもなりません。知事の議会においての答弁で、農家の意欲が出る対策を総合的に検討ということをおっしゃっているわけですが、検討がずっと続いて、来年の4月植えつけた後に、検討したんですがと言われても話にならないですよ。早期の検討と、やはり意欲の出るそういった施策を、JAなり、いろんな各団体とも協議をしてやるということであれば、そのあたりにそれなりに負担が出てくるのかもしれませんが、そういった施策を早急に打っていただきますよう、これは要望にさせていただきますと思います。

次に、知事、こういう米の現状なんです、なぜ水田に農家は稲を作付すると考えておられますか。

○知事(東国原英夫君) 稲作というのは、米というのは、日本人にとって、あるいは人類にとって主食であるということ。それと、作付が比較的安定している。そして、国土保全あるいは水の涵養等も含めて環境等を総合的に考えられて、水稲、稲作というのは行われていると考えております。

○宮原義久議員 主食なんですね。主食だから作付をするというふうに言われるということと、また、国土保全ということも言われますが、確かに今言われるとおりなんです、水田に稲を作付する農家の気持ちは、先祖からもらった農地を荒らしてはならないということなんです。それが一番なんです。そういう状況があって、やはりこういったものをきちっと——採算にはなかなか合わないのかもしれないけど——それなりに手を打ってやることによって、今、知事が言われたように、国土の保全という部分にもなります。あぜまできちっと塗って水管理をすればダムの機能を果たすんですが、こんな米の状況で、植えつけまではあぜ草は刈られるんですが、植えつけた後は収穫まであぜ草も払わないというのが今の現状なんです。結果的には何でそんなことをしないのかといったら、金にならんということなんです。だから、そのあたりを、今さっきから言われるように、政策的に何かきちっと次も意欲が出るような政策を打ちますよということであれば、それはきちっと打ってあげないと、次の災害という部分との関連も出てくるのかなというふうに思っておりますので、そのあたりについては十分考えていただいて、やはり早期に何かの手を打っていただきたいなというふうに思っているところでございます。

次に、現在、早期水稲と普通期水稲の価格差

というのがほとんどなくなりつつあります。地球温暖化の影響から、早期水稲の作付に無理があるのではないかと考えます。この前、だれかもこのようなことを質問されましたが、本県の農業の中には、畜産の占める割合が非常に高くなっております。稲わらの確保という観点から、普通期水稲を中心にして、畜産との連携を強化するような施策にかじを切る時期になっているのではないかと考えますし、今後、本県の稲作経営をどのようにしようと考えておられるのかということと、米中心の本県の集落営農が成り立っていくと考えておられるのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 本県の稲作経営のあり方と集落営農等についてでございます。早期水稲は、本来は、台風を回避する防災営農対策として導入しておりまして、現在、施設園芸等との組み合わせによる複合経営の重要な構成目として定着しているところであります。このことから、今後の稲作経営につきましては、水利用などの地域の営農条件や、収益性、労働力などの経営条件に加え、飼料自給率向上の観点も含め、総合的に検討する課題だというふうに考えております。また、土地利用型の集落営農は、米を中心といたしまして、他の作物と組み合わせた経営によりまして収益の確保を図っております。今後とも、経営安定に向けた収益性の高い作物の導入を進めるとともに、機械の共同化、土地利用の面的集積など、経営の効率化を図ることで、集落営農の推進に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 集落営農という制度をまずつくらなければならないとしたときに、先祖からもらった土地を守りたいという農家の気持ちがあつて稲を植えると先ほど言いましたが、土地

は守りたいんですよ、農家は。少なくとも、プラス・マイナス・ゼロでも、土地を売るよりも土地を持っておきたいという農家の気持ちなんです。今回のようにCランクに据えつけられたのは3,000円ですから、これの上に1,000円乗るのか1,500円乗るのかわかりませんが、仮に1,000円乗っても4,000円、10アール3万2,000円しかならんわけです。経費が7万幾らかかる。こういう状況を考えたときに、やはり集落営農というものが成り立たなくなりますね。機械を使って稲を刈っておれば赤字が出るわけですから。そうしたときには、農地だけは守りたいという気持ちから、今度は農地を手放さざるを得ないという状況になりますので、集落営農のあり方というものも、その辺あたりも含めて、例えば裏作で何かをつくって別にその土地の有効活用をすとか、何かそういうものでつないでいかないと、今、普通期は、台風が来ないですが、こういう状況が2年続いたときには、集落営農という組織自体がだめになるというような状況がありますので、そのあたりについては十分知恵を絞っていただいて取り組んでいただきますよう、要望しておきたいと思いません。

次に、宮崎県を代表する果樹として、ことし大変ブームになりましたが、マンゴーと完熟キンカンというものが全国的にも脚光を浴びました。全国のマンゴーの生産量が、平成18年で面積で311ヘクタールあります。生産量が2,152トンで、沖縄県に次ぎ、2位であります。平成19年の生産量は702トンで、日本に輸入されているものが1万2,000トンとなっているようであります。昭和62年より統計がとられておりますが、平成16年度48.7ヘクタール、平成17年度52.8ヘクタール、平成18年が55.7ヘクタールと、毎年

3～4ヘクタールの増加傾向であります。価格面においても、昨年のキログラム平均単価が、先日もありましたが、3,370円、本年は、東京大田市場の平均単価は5,500円となっております。60%以上上昇したということになっており、今後も有望な作目となっております。キンカンにつきましては、全国の作付面積265ヘクタールで、生産量は4,007トンとなっております。本県の現状は、作付面積が171ヘクタールで、うち完熟キンカンの作付面積は平成18年で58.5ヘクタールであります。全キンカンの生産量は2,702トンで、全国の実に67%のキンカンは本県産ということになっているようであります。今後の宮崎県を代表する果樹のマンゴー、完熟キンカン栽培をどのように考えておられるのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） お答えいたします。

本県のブランド品目であります完熟マンゴー、完熟キンカンにつきましては、生産者及び関係機関が一体となって、品質の向上、生産拡大、販売促進に取り組んできた結果、消費者から高い支持を得て、県外の市場において高いシェアを占めております。今後の振興方針につきましては、完熟マンゴーでは、現状——平成18年現在ですが——56ヘクタールに対しまして、21年目標は65ヘクタール。それから、完熟キンカンにつきましては、現状——これは18年でございますけれども——59ヘクタールに対して、平成21年は同じく65ヘクタール、これを目標として掲げております。今後は、それぞれ10アール当たりの収量を引き上げつつ、完熟マンゴーの「太陽のタマゴ」、完熟キンカンの「たまたま」といった最高級品の比率を高めるなど、これまで以上に品質を高め、他県の追随を



許さないトップブランドの産地として維持していきたいというふうに考えております。以上です。

**○宮原義久議員** 次に、マンゴー栽培にはかなり多額の資金の投入が必要となります。現在の価格が維持されれば、そう苦勞はないわけですが、これから生産を始めようとしている農家も、相当増加が予想されると思います。経営面の指導はどのようになっているのかということと、苗の生産が追いつかないというふうにも聞きますが、農政水産部長、現状をお聞かせください。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 経営面の指導と苗の供給です。完熟マンゴーや完熟キンカン栽培に必要なハウスの整備につきましては、国の強い農業づくり交付金の活用、ハウスの低コスト化への取り組みを推進することで、施設導入時の初期投資をできるだけ軽減したいというふうに考えております。導入後につきましては、普及センターが中心となりまして、JA等と連携をとりながら、品質向上と生産安定のための技術や経営面の指導を行っているところであります。また、平成17年度から実施いたしておりますマンゴー王国産地確立事業によりまして、完熟マンゴーの栽培マニュアルを確立しまして、より盤石な指導体制を整えていきたいというふうに考えております。

マンゴーの苗木につきましては、JAアグリシードが毎年4,200本の良質苗を供給いたしておりますが、今年度の高価格の影響等もありまして、農家の作付意欲が高まっていますことから、毎年2,000本程度の不足が見込まれております。この苗木不足につきましては、JAアグリシードが台木を産地に供給いたしまして、産地で苗を生産・確保していただくなど、現状で実

施可能な対策を工夫して不足分を補えるよう、努力してまいりたいというふうに考えております。以上です。

**○宮原義久議員** これだけ価格が高くなってしまいますと、それぞれ作付をしたいという農家もふえてくると思いますが、やはりかなりの投資をしますから、そういったものも十分——こんなものですよということも、いいことばかりじゃなくて悪い部分もきちっとお示しをいただいて、生産拡大には抜かりのない状況でやっていただきたいというふうに思っております。

それでは次に、マンゴーとかそういったものと違って、本県のピーマン、キュウリなどハウス園芸は多く作付をされているんですが、マンゴーと違い、原油の高騰によりかなり経営が苦しめられているようであります。県としては、ハウス暖房用エネルギー対策としてはどのようなことを考えておられるのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 県のハウス暖房用エネルギー対策についてであります。施設園芸で使用しますA重油につきましては、高騰前の平成16年8月に比べまして約1.6倍になっておりまして、農家経営に多大な影響を及ぼしているというふうに認識いたしております。県といたしましては、省エネルギー対策といたしまして、県単独事業として、「元気みやざき園芸産地確立事業」において、複層フィルム、循環扇などの省エネルギー資材の導入を進めるとともに、省エネ対策の農家への周知徹底を、関係機関と連携をとりながら進めているところでございます。

一方、代替エネルギーにつきましては、「宮崎県農業用新エネルギー検討に関する連絡会議」を昨年8月に設置いたしまして、天然ガ

ス、木質ペレット等の実用性について検討しているところであり、現時点におきましては、天然ガス、木質ペレットについては、A重油と同等の暖房効果があることが確認できております。特に、木質ペレットにつきましては、県内に豊富な木材資源を有する観点から、有望な代替エネルギーの一つであるというふうに認識いたしております。本年度も引き続き、実証試験を継続いたしまして、県内への導入の可能性について検討を進めてまいります。以上でございます。

**○宮原義久議員** いろんな形で実証試験を継続しながら、その導入の可能性を検討されているということではありますが、具体的に検討ということばかりではなくて、実用化に向けてということになります。石油代替エネルギーを活用したハウス暖房については、やはりそういった検討もなんですが、どれくらいの時期をめぐりに実用化を目指しておられるのかというのがわかれば、農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 本年度実施いたします実証試験で実用可能な結果が得られれば、普及へのかぎを握る加温機メーカー、代替エネルギー供給関連会社等へ、具体的な実用化への働きかけを行いまして、来年度からでも県内実用化に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

**○宮原義久議員** できるだけ早くそういったものの対策を打っていただきたいと思っております。

残り1分少々になって、あと15問ほど残っているんですが、とても行き着きません。一応公共事業の部分につきましては、先ほど、いろいろと県内の状況から聞かせてほしいなというふうに思ったんですが、企業の倒産数が26社、廃業が50社ということで、正社員という形は余り

たくさんいらっしゃるんですね。やはり、先ほども話がありましたように、農家の方であったり、いろんな臨時的雇用の方がかなりたくさんを占めておられますから、この76社、10人掛けても760人になりますし、大手もありますので、そういったものを加えると何千人かになるのかなど。先ほど話がありましたように、2,500人ぐらいは別のところに再就職先があるということになります。そういったことを考えると、知事が100社で1万人雇用と言いながら、こちらでは何とかなくても、こちらで何ともならないということがあっては困るというふうに思います。やはり入札の予定価格を事後公表するということが、また不適格業者の排除にもなってくるのかなどということを思いましたので、そういったものも検討してほしいというふうに思っております。

さらに、新分野に進出される方々が、アンケート等とられたときに、一番困っておられるのが、資金面が不足しているということであったようであります。そういった面につきましても、これは進出する分野によってそれぞれ違うというふうに思いますが、先ほどもありましたが、相談を受けられたところが、うちじゃないというのじゃなくて、お互い連携をとりながら、新分野への進出というものもスムーズにいくように、よろしくお願いをしたいということをお申し述べまして、すべての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○坂口博美議長** ここで暫時休憩をいたします。

午後2時43分休憩

---

午後2時59分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、20番横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 横田照夫でございます。お疲れだろうと思しますので、早速質問に入らせていただきます。

知事のおかげで、県庁が一大観光スポットになっています。毎日、観光バスが何台も県庁にとまっている情景を見ると、発想の転換というのが本当に大事なんだと考えさせられてしまいます。県庁に来てくださる観光客の皆さん方が、繁華街やよその観光地にまで足を延ばしてくださることを期待したいと思います。

県庁本館は、昭和7年に建てられて、国内で4番目に古い庁舎だそうです。古いがゆえに観光に値する建物と言えるのだと思います。その庁舎で75年間にわたって県政が行われてきたわけですが、それをじっと見守ってきたのが玄関前に立っているフェニックスであります。このフェニックスは、明治43年生まれだそうです。明治45年に初めて宮崎県に植栽された3本のうちの1本で、ほかの2本は現存していないそうです。つまり、県内で最高齢のもので、現在97歳であります。

そのフェニックスが、今、瀕死の状態にあります。葉の下にタマシダなどが着生しておりますので、素人目には元気そうに見えるかもしれませんが、実際は辛うじて生きている状態で、このままではことしの冬は越せないのではないとも言われております。県内最高齢のこのフェニックスが、その惨めな姿を多くの観光客の目にさらしています。知事、このことをどのように感じられますか。私は、この宮崎県政とともに生きてきた大事なフェニックスを、多くの観光客の前で往生させてはいけないと考えま

す。枯れてしまう前に、どこか別のところに移植してしっかりと治療すべきだと考えます。県庁玄関前のフェニックスは、フザリウム菌が原因と言われていますが、以前、フザリウム菌で枯死しそうになったフェニックスを、ある薬液を根元及び葉面に散布し、施肥することによって再生できた例もあるということです。このフェニックスに対する治療に関してどのように考えておられるのでしょうか。瀕死の状態のフェニックスを別のところに移植し、その場所に元気のいい若いフェニックスを植え直したほうが、観光地宮崎県庁としてもいいのではないのでしょうか。今あるフェニックスはすぐにでも移植をしなければ間に合いませんが、新しいフェニックスの移植適期は4月前後だそうです。しばらく間があきますが、その場で枯れさせるよりいいと考えます。

以上、県庁玄関前のフェニックスに対する考え方を知事にお伺いいたします。

以上、壇上で質問させていただきました。後は自席から、通告に従い質問をいたします。

(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

県庁玄関前のフェニックスについてであります。この由緒あるフェニックスにつきましては、数年前から樹勢が衰えたことから、大学教授や樹木医など専門家の意見を伺いながら、その対策を講じてきたところでありますが、樹勢が急速に衰えた原因が立ち枯れ病を発症させるフザリウム菌と判明したのは、昨年9月であります。このため、樹勢を回復するための土壌改良や特殊肥料の散布など、いろいろな対策を実行し、その効果等を確認しながら現在に至っているわけでございます。移植しての治療につき

ましても検討いたしました。このフェニックスの樹齢やこれから寒くなる時期であることを考えますと、現時点での移植は非常に危険性が高いため、移植するとすれば3月から5月の間に行うのが最適であるとの意見を伺っております。確かに樹勢の落ちた姿は、見学者にはよい印象を与えないかもしれません。私も移植したいとは考えておりますが、宮崎県にとって大切なフェニックスでありますので、引き続き、専門家の意見を聞きながら最善の手当てをしてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○横田照夫議員 県の顔である知事の勢いのごいように、県庁の顔であるフェニックスも、もりもりとした若い元気のいいフェニックスのほうがいいと思うんです。ですから、今あるフェニックスは別のところに移植をしてしっかり治療しながら、かわりに元気のいい若いフェニックスに植えかえることもぜひ検討の中に入れていただきたいと思います。

次に、入札制度改革についてお尋ねいたします。また入札かと思われるかもしれませんが、今、非常に大事な時期だと考えておりますので、重なって申しわけございませんけれども、あえて質問をさせていただきます。

入札制度改革は、談合ができないような仕組みにすることが目的であって、決して落札価格を下げることを目的じゃないというふうに思います。落札率だけで入札制度を考えたら、大きな間違いをしますと考えますので、そういう観点で質問をいたします。

私の知り合いの公務員が、「おまえたちはおれたちの税金で食っているんじゃないか」と言われて、つらい思いをしたと言っております。もしかすると、県庁職員の中にもそういう経験をされた方がたくさんおられるんじゃない

かと思います。私はそんなふうに言われた知り合いに対して、「公務員は、県民、市民のために一生懸命働いた結果、その対価として給料をもらっているんじゃないか。たまたまその出どころが税金だというだけなんだから、自信を持ってそう言えばいいじゃないか」と言ってきました。総務部長、これで間違いはないですか。

○総務部長（渡辺義人君） 公務員の給料が県民や市民への奉仕の対価として支給されるものでありまして、また、その財源が税金であるということについては、御指摘のとおりでございます。私ども県職員の給料は、県議会での審議、議決をいただいて定められているものでありますけれども、今お話にありましたように、県民の貴重な税金により賄われているということを常に忘れずに、一生懸命働いたということ自信を持って言えるように、また、県民の皆さんからそのように思っただけのように、職務に邁進することが必要であると、このように考えております。以上であります。

○横田照夫議員 そうですよ。同じように建設業者も、県民のインフラ整備などに一生懸命働いて、その対価としてお金をもらっているんです。その原資は税金ですけど、ただもらっているわけではありません。原資が税金だから、安ければ安いほどいいという考えはおかしいというふうに考えます。公務員の給料は税金が原資なんだから、今もらっている給料の75%ぐらいでいいじゃないかと言われたら、どんなふうに思われるでしょうか。建設業者も「これぐらいかかる工事なんだけど——つまり予定価格ですね——その75%ぐらいでやってよ」と言われたら、とても経営はやっていけません。自分で75%の入札をするんですから、ちょっと違うかもしれませんが、でも、現実はいくら

で入札をしないととれないんだから、同じようなことではないでしょうか。建設業者はボランティアをしているわけではありません。会社経営をしているんですから、当然利益も出さなければいけません。従業員やその家族も養っていかなければいけません。せっかく落札できたのに赤字が出るようなことでは、どうにもなりません。幾らかでも黒字が出る中で品質を確保できる、しっかりとした仕事をしてもらえるくらいの価格は保証してやらなければいけないというふうに考えます。先ほどの萩原議員の質問と重なりますけど、改めてお尋ねしますが、わかりやすい言い方で、予定価格というのは、工事の過程で準備しなければいけない資材とか人員などの実勢単価を積算して出された数字ですね。つまり、標準的なやり方でちゃんとした仕事をすればこれぐらいかかりますよというのが、予定価格だと思っているんですけど、県土整備部長、それで間違いないでしょうか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 議員の御質問にありましたように、予定価格は、設計図書で定められました工事目的物をつくるために、標準的な施工能力を有する建設業者が、それぞれの現場条件に照らして、最も妥当性があると考えられる標準的な工法で施工する場合に必要な価格となるものでございます。なお、本支店の一般管理費等の会社の運営に必要な経費というものも、その中に含まれているというものでございます。

**○横田照夫議員** これまで宮崎県の落札率は96%ぐらいで、全国一高くて、極めて談合している可能性が高いというふうに言われてきました。確かに、指名をされた業者が話し合い、いわゆる談合の中で落札業者と落札価格を決めることはいけないというふうに思います。そうい

うことができないようにするために、今回、入札制度改革に取り組んでいるんですね。今、取り組んでいる方向でやれば、限りなく談合ができない仕組みになるというふうに考えます。そして、談合のない中で入札をした結果、95%を超えるような高い落札率になっても何にもおかしいことはないと思うんですけど、県土整備部長、それでよろしいでしょうか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 御意見にございますように、落札率につきましては競争入札の結果でございまして、落札率だけをもって、入札が適正か不適正かを判断することはできないと考えております。

**○横田照夫議員** 入札する業者は、本当は会社の利益分まで確保して入札をするべきだと思います。でも現実には、公共事業の事業量そのものが大幅に減ってきている中で、なかなか仕事をとれないから、赤字覚悟で採算を無視した低価格入札、いわゆるダンピングですけど、それをする業者がたくさんいる状況です。このことが問題だというふうに思います。低価格で受注した結果、倒産の増加、従業員のリストラとか給与の削減、下請業者へのしわ寄せ、安全管理費の削減など、さまざまな問題が生じております。実際、県内でも重機による労災死亡事故が相次いでいるそうです。宮崎労働局は、事故の主な原因として、過重労働、作業計画書の未作成、派遣労働者などの未熟な作業員の増加などを挙げています。落札率の低下や無理な工費削減が影響をしているんです。工費を浮かせるために、真っ先に安全対策にかける費用を削る傾向になっています。手抜きなど劣悪工事につながることも考えられます。これは、先ごろ県が行いました入札改革アンケートでも、そういう傾向が明らかになったですね。このような残念

な結果にならないためにも、最低限の利益は確保できるほどの最低制限価格を設定する必要があるというふうに考えます。それが何%なのかは難しいところではありますけど、いろんな方面のお話をお聞きしますと、平均で85%ぐらいなら何とかなるんじゃないかということですので、できることなら85%以上で設定してほしいと考えますが、知事、いかがでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** これは余計なことかもしれませんが、先ほど横田議員が、公務員に対して「給料を75%でやってよ」と言われたら困るでしょうとおっしゃいましたが、ちなみに私は2割カットで80%でやらせてもらっています。それは余談として、最低制限価格についてでございますが、これは「入札・契約制度改革に関する実施方針」に基づき、改革の検証を行い、検討いたしておるところでございます。何度も答弁させていただきますが、今後、工事の品質確保や健全かつ継続的な企業経営に支障が生じることが懸念されますので、今後とも検討を加え、最低制限価格を引き上げる方向で考えていきたいと思っております。

**○横田照夫議員** ありがとうございます。私たちも先日、長野県のほうに調査に行ったんですけど、長野県も、私たちがお願いしているぐらいの数字に引き上げておられるようです。ぜひそれぐらいに引き上げていただいて、一日も早い適用をしていただきたいというふうに思います。後で道路に穴があいたりとか、橋が落下したりして、入札で浮いた以上の税金を投入して補修とか手直しをしなくて済むように、品質の確保ができる工事をしてもらうために、適正な最低制限価格を設定するということですので、引き上げに対しては、県民やマスコミの皆さん方にもぜひ御理解をいただきたい、こんなふう

に思います。

次に、第一発見者の事情聴取のあり方についてお伺いをいたします。

先日、中学生が、ぼやを発見して近くの大人に連絡をしました。消防車が出動する事態となったんですけど、幸い大事には至りませんでした。でも、第一発見者のその少年は、警察と消防に事情聴取されたそうです。警察からいろんな聞かれ方をして、相当ショックも受けたようです。子供たちは家庭とか学校で、社会に対してよいことをするように指導されるわけですけど、よい行動をした結果、そういうつらい思いをすることになっては何にもなりません。その少年は、同じような事態に遭遇しても通報しないんじゃないでしょうか。警察の少年の参考人に対する事情聴取の基本的事項はどうなっているんでしょうか、警察本部長にお尋ねします。

**○警察本部長（相浦勇二君）** お答えいたします。

犯罪の捜査というものは、言うまでもございませんが、個人の基本的な人権を尊重しながら適正に推進されるべきものであります。当県警察におきましては、関係法令の遵守はもとより、基礎的な捜査を徹底して、あらゆる証拠の収集に努めるなど、科学的かつ合理的な捜査を推進するよう留意しているところでございます。そうした基礎的捜査の徹底のためには、予断を持つことなく、数多くの方々から十分な聞き込み、事情聴取を行うということは必要不可欠でございます。その際には、警察官が捜査に関して一般的な心構えを規定しております「犯罪捜査規範」という国家公安委員会規則がございますけれども、この10条に定めております、「捜査を行うに当たっては、常に言動を慎み、

関係者の利便を考慮し必要な限度をこえて迷惑を及ぼさないように注意しなければならない。」との規定の遵守に努めております。特に、事情聴取の相手が少年でございます場合には、健全育成の精神をもって当たり、少年の心理、生理、その他の特性を深く理解して、その心情を傷つけないように留意する点についても、あわせて努力をしているところでございます。以上です。

**○横田照夫議員** 事情聴取は、その道の専門家がされるわけですので、事件の種類とか相手の年齢など配慮すべきものはたくさんあるのではないかというふうに考えます。例えば、言葉遣いとか周りや将来に与える影響など、いろいろ配慮した事情聴取のあり方を考えるべきだと思いますけど、警察本部長、いかがでしょうか。

**○警察本部長（相浦勇二君）** お答えいたします。

まさしく議員御指摘のとおりでございます。警察の事情聴取を受けた少年が、そのために心情を傷つけられたりするということがないように、面接に当たっては、少年の年齢、性格あるいは経歴等に応じて、また、できるだけわかりやすい言葉を用いるなど、心理的負担を軽減するように努めるなどして、十分に少年の心情に配慮して聴取することが大切であると考えております。さらに、当県警察では、面接の終了後も、必要に応じつつ、保護者や少年の不安を取り除くために、信頼を得られるように、フォローアップをするように、努力するよう指導しているところでございます。今後とも、少年からの事情聴取に当たっては、その特性に十分留意をして、具体具体的場面において、諸要素に配慮したきめ細かな対応が図られるように指導してまいりたいと考えております。以上です。

**○横田照夫議員** 子供たちが、同じようなつらい思いをしなくて済むように御配慮、御努力をお願いいたします。

次に、公営住宅の建てかえについてお尋ねをいたします。

私もいろんな人から、「公営住宅に入りたいんだけど」という相談をいただきます。当然、今は、公正な公開抽選で入居できる人が選ばれますので、私たちがお願いできるものではありませんが、でも、それだけ入居希望者が多いということではないでしょうか。平成18年度の宮崎土木事務所管内の県営住宅の応募倍率は10.5倍、市営住宅は5.7倍だったそうです。簡易耐火平屋及び2階の長屋建て住宅というのがあります。年金暮らしの高齢者などがたくさん暮らしておられます。それらは、ほとんどがかなり古くなっておりまして、建てかえの時期が来ているものもたくさんあります。そこで、今後の公営住宅の整備の考え方を、知事、お聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** 県におきましては、「新みやざき創造計画」に基づき、だれもが快適に暮らせるゆとりある住空間づくりの実現のために、住宅や居住環境の質の向上を初め、住宅セーフティネットの充実などに努めているところでございます。このような中、公営住宅につきましては、県営と市町村営を合わせて、県内の世帯数の約7%に当たります3万世帯の方々に御利用いただいているところでございます。このうち、県営住宅につきましては約8,600世帯で、長屋建ての住宅に入居する約500世帯のうち、約4割は高齢者世帯となっております。高齢者の割合が高くなっております。このため、今後の整備に当たりましては、このような利用状況や、高い応募倍率等を考慮し、市町村

とも連携を図りながら、高齢者や障がい者などの皆様にも、安全で安心して利用いただけるように配慮してまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 建てかえをする場合は、良好な居住環境の整備とか駐車場の整備の必要性から、中層または高層の住棟形式を採用して、土地の有効利用を図っておられるということでありました。

新しくなるということはいいいことなんですけど、当然家賃も相当高くなります。古い、新しいの差はありますけど、例えば宮崎市佐土原町で、簡易耐火の家賃が2,800円から4,700円、中層耐火の家賃が1万9,300円から3万2,000円だそうです。約6倍くらいの差があります。今4,000円ぐらいの家賃で暮らしておられる年金暮らしの高齢者などは、家賃が払えないから新しい住宅に入れたいという人もたくさんおられるようです。そういう人たちには別の安い住宅をあっせんしているんですけど、みんながみんなそこに入れるわけではありません。そもそも公営住宅は、住宅に困窮している低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸される住宅であり、入居者の収入に応じて負担可能な家賃に設定されるべきものです。入居されている高齢者などは、別に新しい住宅を希望されてはいないというふうに思います。安い家賃で入れるところを望んでおられるんじゃないでしょうか。

今、身体障がい者向けのトイレなどいろんな施設があちこちにつくられていますけど、以前は、せっかくなつくたのに身障者にとって使い勝手が悪いという言葉をよく聞きました。これは、実際に利用する身障者の目線ではなくて、健常者の目線で作られたからだという事でした。役所の目線ではなくて、今この公営住宅に入っている人たちの目線で考えて、これから

どういう住宅をつくっていくべきなのか、高齢者や身障者にとって、家賃も含めて使いやすい住宅政策をどのように進めていこうと考えておられるのか、これは県土整備部長の見解をお尋ねします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 県営住宅についての御質問でございますけれども、県営住宅におきましては、高齢者や障がい者などの方々が安全で安心して暮らせるよう、バリアフリー化や良好な居住環境の確保を基本といたしまして、建てかえ等による整備に努めているところでございます。御指摘のように、建てかえられた住宅の家賃は従前より高くなりますが、入居者の皆様の負担を軽減する観点から、適切な規模の住宅整備による家賃の低廉化や、激変を緩和するための傾斜家賃制度の採用、さらには、住みかえを希望される方に他の県営住宅をあっせんするなどの取り組みも行っているところでございます。県といたしましては、今後とも、高齢者や障がい者の方々が使いやすい公営住宅とするため、きめ細かな対応に心がけまして、入居者の皆様の目線に立った取り組みを行ってまいりたいと考えております。また、こうした取り組みは、県だけではなく市町村との連携も必要となってまいりますので、必要な協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 「ごみ掃除」と言っても、若者がホームレスを死に至らしめる事件とかも時々起きていますね。人が生きていく上で住宅は最も大事な部分です。それに困っている人に手を差し伸べるのは、行政の責任だと考えます。みんなが安心して生活できる地域をつくるためにも、そういう住宅政策をぜひとっていただきたいというふうをお願いいたします。

次に、農業用ため池についてお伺いをいたし



ます。

先日の台風で、佐土原町にある宮ヶ迫池という農業用ため池の堤防が壊れました。外側のり面がずれたような状態です。8月29日の宮日新聞に、「農業用ため池修復遅れ」という記事が載っていました。記事によりますと、宮崎市内の農業用ため池で、決壊した場合に下流の人命や家屋などへの影響が最も大きい「危険度Aランク」に指定されている52カ所のうち、36カ所が未整備のままだということです。宮崎市は、整備するためには多額の費用と時間がかかり、財政的にも、未整備のものすべてを早急に改修することは難しいと考えておられるようです。農林水産省は、平成16年、台風による豪雨とか地震災害により、国内で4,573カ所のため池が被災をし、255億円もの被害額が発生したことを踏まえて、あらかじめ災害に脆弱なため池を把握し、今後の被災を予防することを目的に、農業用ため池緊急点検を実施し、その結果を受けて、都道府県が「農業用ため池緊急整備・災害管理対策計画」を作成することとしたそうですが、宮崎県としてもそういう計画を作成しておられるのでしょうか。農政水産部長にお尋ねします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 「農業用ため池緊急整備・災害管理対策計画」についてでございますけれども、本県におきましては、国が定めた実施要領に基づきまして、受益面積2ヘクタール以上のため池を対象とした緊急点検を平成17年度に実施し、受益面積0.5ヘクタール以上2ヘクタール未満のため池を対象とした2期点検を平成18年度に実施いたしております。これらの点検結果に基づきまして、平成18年11月に「農業用ため池緊急整備・災害管理対策計画」を策定したところでございます。以上で

す。

**○横田照夫議員** 農水省の緊急点検の結果、「早急な対応が必要」と推測されたため池は約2,200カ所、「何らかの対応が望まれる」と推測されたため池は約5,500カ所あったそうですが、宮崎県の状況はどうなっているのでしょうか。農政水産部長、お願いします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 本県におきまして、平成17年度から18年度に実施いたしましたため池630カ所の結果でございます。「早急な対応が必要」と推測されたため池は22カ所、「何らかの対応が望まれる」と推測されたため池は39カ所となっております。以上です。

**○横田照夫議員** 当然でありますけれども、農業用ため池は、米をつくるために必要な水を供給するためにつくられているものですから、稲刈りが終わるまでは水がいっぱいにためられています。また、その時期が台風が襲来する時期と重なります。もし台風などによって堤防が決壊したら、その下流域に甚大な被害をもたらすことが予想されます。宮崎市大瀬町の「だら池」という池があるんですけれども、そこは、先日の台風でコンクリートブロックの堤防が壊れて、決壊のおそれがあるとして、約250世帯820人に避難指示が出されたそうです。財政状況が厳しい中ではありますけど、緊急性の高いところからできるだけ早く整備をしていただきたいと思います。県は、早急な対応が必要と思われる池に対して、今後どのような対応をとっていかれるおつもりでしょうか。農政水産部長、お願いします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 農業用ため池に対する今後の対応ということかと存じます。「農業用ため池緊急整備・災害管理対策計画」では、平成18年度よりおおむね5年間で40カ所

の改修を実施することを内容といたしております。今後は、現在までに着手しております14カ所の早期完成に努めますとともに、未着手のため池につきましては、関係市町村、管理団体であります土地改良区等とも十分協議を行いながら、適切に管理を行ってまいりたいというふうに存じております。

**○横田照夫議員** 先日、私も「だら池」に行ってきました。非常に大きな池です。この池が満杯のときに堤防が決壊したら、その下流域の瓜生野地区に、一昨年台風14号で浸水したのと同じぐらいの被害が出るんじゃないかと言われているそうです。早急な対応が必要とされた池については、できるだけ早い対応をお願いしたいと思います。

先ほど言いました佐土原の「宮ヶ迫池」と大瀬町の「だら池」などは、先日の台風で堤防が決壊したということで、現在水が抜かれていますけど、年が明けたらすぐ田植えの準備も始まります。それまでに水をためておかなければいけません。ことしの米は作柄が「著しい不良」ということで、農家のやる気が落ち込んでいる中で、さらに水がなくて田植えができないということになりますと、農家の耕作意欲がうせてしまって、耕地の荒廃が進むことも心配されます。復旧工事は国の査定を受けてからになるのだと考えますが、宮崎市とも協議していただいて、何とか田植えの準備に間に合うように復旧していただけるようお願いしたいと考えますが、農政水産部長、いかがでしょうか。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 被災したため池の早期復旧についてでございます。ため池の復旧につきましては、通常、査定、事業費決定、補助金交付申請といった一連の手続を経た後に、正式に工事に着手しますが、これらの手

続を完了する前に工事を実施できる制度等もございまして、本制度を最大限活用して、早期復旧に努めてまいりたいと考えております。御指摘の「宮ヶ迫池」「だら池」につきましては、災害規模が大きく、復旧工事の完了が田植えの準備に間に合わない可能性が高いと考えておりますが、このような地区につきましては、市町村や土地改良区などと連携を図りつつ、近隣のため池から用水の補給を行う等の措置を講じまして、来年の水稻の作付に支障が生じないように、適切に対応してまいりたいと存じております。以上であります。

**○横田照夫議員** ことしも、実は、初夏のころに池の水が足りなくなる状況がありました。もし復旧が間に合わなかったら、水が足りなくなることも十分考えられますので、その対策も十分考えていただきたい、そのように思います。

次に、企業誘致・中小企業の支援について伺います。

私の長男は、今、福岡県にある大学の3年生です。先日、大学による保護者に対する就職説明会がありました。私もその説明会に出席したんですけど、宮崎県議会議員として実に悔しい思いをしました。昨年度にこの大学に来た求人状況は、関東42.0%、関西11.9%、中部8.1%だったそうです。この3地区だけで62.0%になっています。実際の就職状況も、この3地区で53.8%だったそうです。ことしの7月末現在で、大学に来た求人数は2,458社あるそうですが、その中で宮崎からの求人数はわずかに10社だそうです。「地元こだわらなければ、いい企業はたくさんありますよ」という説明でした。私たちも選挙のときに、「雇用の場を確保します。特に、若い人材が都会に流れるんじゃなくて、地元で働き、活躍できるように、企業

誘致を頑張ります」と言ってきました。確かに企業誘致も随分進んできたとは思いますが、実際に大学のこういう説明を聞きますと、何てことだと考えてしまいます。でも、これが現実なんです。もっともっと雇用の場を確保するために頑張らなければいけないと、そのように思います。

知事はマニフェストの中で、「新規立地企業100社、新規雇用創出1万人の実現。半導体・デバイス産業、自動車産業を中心に誘致活動を強化」などうたっておられます。これらのマニフェストに関して、これまでどのような活動をしてこられたのか。今、企業誘致がどのような動きになっているのかをお聞かせください。

**○知事(東国原英夫君)** 私も、先日、宮崎県立宮崎農業高等学校に出向きまして学生さんの話を聞いたところ、やはり県外に就職せざるを得ないと。もっともっと県内に魅力ある仕事あるいは企業があってほしい、そういったところを誘致してほしいという学生さんからの直の声をいただきました。大変身につまされる思いをしたところでございます。

企業誘致は、地域経済の活性化はもとより、新たな雇用の創出に大きな効果が期待できることから、私のマニフェストの中でも大変重要なものと位置づけております。そのため、これまで、私自身によるトップセールスや、企業立地促進補助金の最高限度額を50億円に引き上げるなど、積極的に企業誘致に向けた取り組みを推進してきたところであります。その結果、知事就任後に12件の誘致に成功したところであり、また、最近では、太陽電池を製造する昭和シェルソーラーが第2工場の建設を発表するなど、誘致活動の成果が着実に上がってきているものと考えております。

午前中の萩原議員の指摘のように、誘致活動には、名刺は相手の下に出す、そういったものを気概とし、きめ細やかな意識を持ち、粘り強くエネルギーに、誘致活動と地場産業の活性化に今後とも取り組んでいきたいと思っております。

**○横田照夫議員** 私の知り合いで、アメリカで長い間、企業進出の担当をしてこられた方がおられまして、そのときの経験談を聞かせていただきました。その方は、進出企業のロケーション選定要件として、人材の確保が容易なこと、協力企業やインフラなど工業基盤が整備されていること、特別な環境規制がないこと、地域の歓迎度が高いこと、生活空間の質がよいことなど幾つか挙げられました。人材に関しては、先ほどからありますように、地元で働きたいんだけど、やむを得ず県外に出る若者がたくさんいるということを考えると、そう問題ないのかなというふうに思います。地域の歓迎度が高いこととは、誘致に取り組む熱心さだそうですね。本県出身または勤務経験がある企業役員などに、企業誘致アドバイザーとして支援をいただいているということは評価できると考えます。また、地元商工会議所とか商工会、できるだけそういう地元の組織で誘致活動をすることも、その熱意を伝えることにつながるんじゃないかということでした。また、生活空間の質がよいことというのは、レジャーとかショッピング、教育環境などのことです。このほか、生分解素材で車のボディーをつくる次世代技術の開発とか、国内で評判の高いダンロップフェニックスゴルフトーナメントとか、春のスポーツキャンプの時期に合わせて現地説明会を開くなどの取り組みも必要ではないかということでした。商工観光労働部長、これらのことについての考え

方をお聞かせください。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 企業誘致に関する取り組みについてであります。今、御質問にございましたように、立地する企業、いろいろな要件があるというふうにお話ございましたけれども、私どもといたしましても、地方進出を検討している企業におきましては、用地の確保に加えまして、労働力が確保できるかどうか、電力とか用水、道路とか港などのインフラの整備状況、自治体の優遇制度、さらには生活環境、地元の熱意、そういったさまざまな観点から検討を加えて立地を決定していただいているというふうに認識をしております。このようなことから、県といたしましては、既に県内5地区に市町村とともに設置しております企業立地促進協議会に加えまして、10月には、県庁内に知事を本部長とします企業立地推進本部を設置いたしまして、受け入れ体制をより一層強化していきたいというふうに考えております。さらに、地元の関係団体と連携した活動でありますとか、現在準備を進めております企業情報に関するネットワーク制度など、新たな取り組みを行いながら、誘致活動を積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

**○横田照夫議員** 知事は、自動車産業に高い関心を持っておられるようではありますが、私たちも先日、委員会調査で福岡県に行きまして、「北部九州自動車150万台生産拠点プロジェクト」の話を聞いてきました。それによりますと、現在50%の部品の地元調達率を70%まで引き上げることが目標としておられるそうです。地元とは、九州全域のことを意識して考えておられるということでした。でも、宮崎の中小企業が直接トヨタとかデンソーなどにアプローチするのは非常に難しいので、県にプロジェクト

に参入している地場企業に対して取り次ぎ、あっせんをしてほしいと要望がありました。また、小さな部品単体をそれぞれの企業が北九州まで運ぶのではなくて、ドアとかダッシュボードなどある程度の完成部品を、県内で組み立てて向こうに送れるような企業協力の仕組みづくりも必要ではないかということでした。県は、本年度、自動車関連産業支援事業を新規事業として盛り込まれました。その中で今言ったようなことも検討していただいて、県内の自動車関連中小企業が、北部九州とのつながりを強く持っていけるような支援をしていただきたいと考えますが、商工観光労働部長の考えをお聞かせください。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 自動車関連産業に対する支援でありますけれども、県内の企業が、北部九州の自動車関連企業とつながりを持ちまして、参入・取引拡大を果たすためには、その動向を把握しまして、企業ニーズに的確に対応できる技術とか生産体制を確立することが不可欠であるというふうに考えております。このため、ただいま質問にありましたように、今年度から県といたしましては、新しい事業として、県内企業の技術力や生産性の向上、企業が協力して行う部品生産などへの取り組みに対し、専門家を派遣して、指導助言を行います専門家派遣事業をスタートさせたところがあります。また本年8月には、福岡に取引開拓アドバイザーを設置いたしまして、発注情報の収集とか県内企業へのあっせんを行いますほか、商談会の開催を通じて、県内企業の受注機会の拡充に努めていくことといたしております。さらに、九州7県で構成しております九州自動車産業振興連携会議というのがございますけれども、ここが実施いたします合同商談会なども十

分に活用しながら、県内企業を積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

最後になりますけど、完成車生産企業の誘致とか自動車関連企業に対する支援について、知事の思いがあれば、熱く語っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○知事(東国原英夫君) 自動車産業は、非常にすそ野の広い産業でありまして、今後、企業誘致を進めていく上で重要な産業分野の一つと考えております。このため、10月以降、直接私が本県の立地環境をプレゼンテーションする企業立地セミナーを県外で開催することとしておりますが、今回特に、自動車産業が集積する名古屋地区でも行うこととしております。また、県内におきまして、自動車部品関係の製造品出荷額が増加する中で、自動車産業への参入意欲の高い部品メーカーなどが連携して、宮崎県自動車産業振興会を設立し、現在、北部九州の自動車産業への新規参入、取引拡大を目指した取り組みが積極的に進められております。県といたしましては、今後より一層の本県自動車産業の発展を目指し、関連企業の誘致とあわせ、県内企業の取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 私も本年度、増設ではありますけど、誘致企業扱いを1社お願いすることができました。雇用の場の確保のために私たちも一生懸命頑張りますので、知事初め県の皆さん方にもさらなる努力をお願い申し上げまして、質問のすべてを終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時45分散会

9月19日（水）

平成 19 年 9 月 19 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>知 事</li> <li>副 知 事</li> <li>総合政策本部長</li> <li>総 務 部 長</li> <li>地 域 生 活 部 長</li> <li>福 祉 保 健 部 長</li> <li>環 境 森 林 部 長</li> <li>商工観光労働部長</li> <li>農 政 水 産 部 長</li> <li>県 土 整 備 部 長</li> <li>会 計 管 理 者</li> <li>企 業 局 長</li> <li>病 院 局 長</li> <li>財 政 課 長</li> <li>教 育 委 員 長</li> <li>教 育 長</li> <li>警 察 本 部 長</li> <li>代 表 監 査 委 員</li> <li>人事委員会事務局長</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>東国原 英 夫</li> <li>河 野 俊 嗣</li> <li>村 社 秀 継</li> <li>渡 辺 義 人</li> <li>丸 山 文 民</li> <li>宮 本 尊</li> <li>高 柳 憲 一</li> <li>高 山 幹 男</li> <li>後 藤 仁 俊</li> <li>野 口 宏 一</li> <li>甲 斐 景 早 文</li> <li>日 高 幸 平</li> <li>植 木 英 範</li> <li>和 田 雅 晴</li> <li>江 藤 利 彦</li> <li>高 山 耕 吉</li> <li>相 浦 勇 二</li> <li>城 倉 恒 雄</li> <li>大 野 俊 郎</li> </ul> |
|--|---|

事務局職員出席者

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>事 務 局 長</li> <li>事 務 局 次 長</li> <li>総 務 課 長</li> <li>議 事 課 長</li> <li>政 策 調 査 課 長</li> <li>議 事 課 長 補 佐</li> <li>議 事 担 当 主 幹</li> <li>議 事 課 主 査</li> <li>議 事 課 主 査</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>石野田 幸 藏</li> <li>弓 削 孝 幸</li> <li>馬 原 日出人</li> <li>四 本 孝 章</li> <li>富 永 博 美</li> <li>孫 田 英 彦</li> <li>亀 澤 保 彦</li> <li>山 中 康 二</li> <li>隈 元 淳 二</li> </ul> |
|---|---|

---

◎ 一般質問

○中村幸一副議長 ただいまの出席議員44名になりました。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、19番中野廣明議員。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。早速入りたいと思います。今、国会は、小藩群雄割拠して国とり合戦の最中であり、アフリカのハイエナは群れをなさない生きていけない。小さい体で獲物をとるためには、群れをなして襲わないと生きられないということでもあります。今、国とり合戦中、政治家、果たして、群れ、グループなるもの、一体何ぞやと、そんな気がいたします。

そういう中で、今、日本は人口減少社会、少子高齢化、年金問題、医師不足等々、大変大きな問題を抱えておるわけであり、今よく言われております「団塊の世代」という言葉は、昭和51年に堺屋太一さんが発行した本の名前です。ということは、31年前から現在のよう問題は予想されていたことでもあります。ましてやこの医師不足問題、議会でも問題になっております。これは昭和45年に、10万人に対して150人の医師を確保するという予定で増員されました。その後、10万人に対して150人は満たされたということで、平成16年まで削減が続いた。そして、今、医師不足が出てきているということでもあります。このようなことは、私は、国会議員、官僚の怠慢の結果が今日の大きな社会問題に発展していると思っております。ま

た、企業も同じであります。5年先を見誤った企業は競争から脱落する。大変厳しい現実であります。企業も行政もトップの力量、決断力、先見性によって繁栄か没落の結果を招くわけあります。要は、行政も先々を見きわめ、いかに早く行動を起こすかが非常に重要ではないかということをお願いしたいわけであり、そこで、知事、きょうは部長としっかり議論をいたしますので、知事は県民の目線に立って、あるいは知事として裁判官になったつもりでしっかり聞いていただいて、最後に御意見、判決をいただきたいと、そういうふうに思っております。

まず、第1の質問であります。知事は2月の議会で、いろいろ前後はありますが、地方は国の出先機関とか下請会社ではいけないというようなことを発言されていますが、現在もその考え方にお変わりはしないか、お尋ねいたします。

それから、2問目であります。県土整備部長にお尋ねいたします。都市計画法、私は、これは本当にみんなからライフワークでやってくれと言われているぐらい、この都市計画法、調整区域は問題視しております。調整区域の目的、趣旨について伺いをいたします。

また、通告いたしておりました一般競争入札等につきましては、既に代表質問とかいろいろ出ております。そういうことで要望にいたしませんけれども、知事は最低価格の見直しを行うということをおっしゃっております。私は、これは事務的には1カ月もあれば十分にできると思っております。後は知事がいつやるか、その決断、判断だけだろうと思っております。年度末にいろいろ問題が起きないように、早急に見直しを実施していただくよう強く要望をいたしておきます。



それから次、農政水産部長であります。今、農業関係、統計数値を見ますと、本当に元気の出る数値はありません。私の記憶では、農業の産出額、最高で約3,700億、直近で3,200億まで落ちております。この3,200億のうち50億は牛が引き上げた数字であります。それから施設園芸、これは横ばいでありまして。ただし、果たして後継者が何人いるのか、10人のうち何人いるのか、私が回る範囲では2～3人おるかなど、そんな状況であります。そしてまた、国は昭和の大改革ということで、大規模農家政策が始まっております。4反以上——私は、こんなことでは宮崎県の農業はやっていけない、ただただ国の言うとおりにやれば衰退をたどるのみだと、そういうふうにしておるわけでありまして。今、元気がいいのは和牛関係であります。

それで、お手元に資料をお配りしております。3枚目を見ていただきたいと思いますけれども、宮崎県の年齢別就業人口を割り出しております。これを見ますと、平成2年から17年、かなりの数で減っております。そして、高齢化が進んでおるとい状況であります。特に10代の人々が農業をやろうということで農業に行っただけ、農業じゃ飯は食えんということで、20代になってきますとまた減っております。20代、30代もそうであります。本当に国土を守るという意味からも、この農業問題、しっかり宮崎方式で取り組むべきじゃなかろうかと思うわけでありまして。

それから、次のページ、いろいろ牛の関係の表をつくっております。まず、繁殖牛飼養頭数と農家数、これを見ましても、10年間で、牛を養っている農家数も減っております。かなり減っております、大体3頭から4頭——10頭

以下で大体7割ぐらいを占めている、そういう状況であります。いわゆる複合農業かなと思っております。それから、和牛肥育飼養頭数と農家数でありますけれども、これも1頭から4頭、5頭から9頭というところが非常に多い。今、宮崎の畜産は、かなりこういう小規模農家の方の頑張りである程度持続できているんじゃないかと思っております。それから、年齢別農家数を見ましても、これも大体数字が減っております。特に、どんどん高齢化が進んでいるということでありまして。年齢別肉用牛を見ますと、ここだけはいい数字が出ております。50代の皆さんが頑張ってお頭数がふえているということでありまして。要は、今の畜産は、かなり小規模事業者の方のおかげで、宮崎県の27万頭体制が確立、維持できているということでありまして。しかも、そういう人たちもかなり年をとっておられるということでありまして。そこで、農政水産部長に質問であります。今後の畜産振興について、そして5年、10年先に現在のような飼養頭数が維持できるのか、また具体的な飼養頭数維持計画があるのか、お尋ねいたします。

以上、壇上からの質問であります。〔降壇〕  
(拍手)

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

国と地方の関係についてであります。私は、就任直後の2月議会におきまして、国と地方というのは対等でなければならないと、地方は国の出先機関とか下請会社ではいけないと考えていると申し上げました。あれから半年たちましたが、地方自治の実務に携わり、国への要望活動や全国知事会で議論などをしていく中で、地方の持つ財源や権限は限られたものであることを痛感し、改めてその意を強くしているところ

であります。

そもそも地方分権の本旨とは、国と地方公共団体の関係を上下主従から対等協力の関係に転換し、地方公共団体がみずからの判断と責任に基づき行政を行うシステムを実現することであると考えております。現在、第2期地方分権改革が進められておりますが、地方のことは地方で決める、そういう真の分権型社会の構築が必要であると考えております。〔降壇〕

**○農政水産部長（後藤仁俊君）**〔登壇〕 今後の肉用牛振興についてであります。平成19年2月1日現在の本県の肉用牛飼養頭数は27万7,800頭と、昨年より6,900頭増加しており、中でも子取り用の雌牛は4,100頭増と、全国一の増加となっております。しかしながら、高齢化や後継者不足による農家戸数の減少が進み、本県肉用牛の維持増頭を図る上では、高齢者対策及び担い手の確保による生産基盤の強化が緊急かつ重要な課題であります。このため、県におきましては、高齢者対策として、粗飼料の供給を行うコントラクター組織や肉用牛ヘルパー組合の充実を図るとともに、高齢者の労働力の負担軽減を目的とするキャトルセンターなど、共同利用施設を活用した生産支援体制の整備を進めております。また、担い手対策として、牛舎のリース事業などの施設整備や優良雌牛の導入助成などにより、地域の核となる農家の育成を図っているところであります。今後とも、国の各種事業を積極的に活用しつつ、関係機関が一丸となって肉用牛飼養頭数の維持を図ってまいります。以上であります。〔降壇〕

**○県土整備部長（野口宏一君）**〔登壇〕 都市計画法並びに市街化調整区域の目的、趣旨についてでございます。

初めに、都市計画法の基本理念についてでござ

いますけれども、都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びに、このためには、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこととされております。この基本理念のもと、限られた土地を有効に配分し、住宅や産業用地、緑地などを適正に配置することにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としております。

また、都市計画区域については、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは、市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる線引きを定めることができるとされております。このうち、市街化調整区域とは、無秩序な市街化を抑制すべき区域でございます。以上でございます。〔降壇〕

**○中野廣明議員** それでは、農政水産部長に再質問をいたします。今回質問するのに、「農業制度資金のご案内」、こういうパンフレットですけれども、見ました。本当に中小企業者が見たらよだれが出るぐらいの充実した制度になっております。そのような中で、就農支援資金貸し付け状況、これは新しく始める人ですね。これを見ますと、17年度で大体4人、約8,000万円となっております。残念ながら、これで何頭ふえるかという数字は聞けませんでしたけれども、18年度はゼロということであります。そういうことを考えますと、どうも今、県の対応はレストランのメニューと一緒に、こういう制度がありますよと、皆さんよかったらどんどん使って頑張ってくださいませんか、支援しますよというスタンスなんですね。それではなかなか新規参入とかいうのは難しいんじゃないかなと思

います。そこで、質問でありますけれども、今後の肉用牛振興策として、繁殖や子牛保育育成を計画的に進めるために、団地の建設等に取り組むべきではないかと思っておりますけれども、お考えをお聞かせください。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 団地の建設についてであります。肉用牛の振興につきましては、長期計画におきまして、飼養頭数を平成21年度までに28万6,000頭、さらに平成26年度までには30万6,000頭に増頭する計画を策定いたしております。具体的対策といたしましては、畜産担い手育成総合整備事業により、西諸地区では平成17年度から、そして北諸地区では平成19年度から、それぞれ4年間で計36戸の肉用牛の団地の整備を進めております。さらに、来年度からは、児湯地域におきまして整備を計画しているところであり、地域の核となる若い担い手を育成していくこととしております。また、高齢者対策の一環として、農業団体におきましては、肉用牛生産団地や肉用牛繁殖センターなどの整備が計画されております。県といたしましても、このような計画を関係機関と連携しまして、積極的に支援してまいりたいと考えております。以上であります。

**○中野廣明議員** 新規参入、なかなか個人でやるのは大変なようであります。経費増大とか農振解除、ここでも土地の問題が出ます。いろいろな公害対策とかありますから、特に建設業なんか最適じゃないかなと。子牛ですと大体30万4,000円が価格保証でありますから、30万4,000円で収支計画、投資計画ができるわけですから、ぜひ積極的に頑張っていたきたいと思っております。

それでは、県土整備部長にお尋ねいたします。都市計画に関して、基礎調査をおおむね5

年ごとに実施するということになっております。平成13年度、19年度の予算額、それから民間委託か、競争か、随契か、もし競争であれば落札率等についてお尋ねいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** お尋ねにお答えいたします。

都市計画基礎調査は、都市計画法第6条第1項の規定によりまして、おおむね5年ごとに行うこととされている調査でございます。これは、都市計画区域について、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用などの現況及び将来の見通しについて調査を行うものでございまして、調査結果は、都市計画区域マスタープランの見直しですとか、まちづくり三法改正への対応、線引きや都市計画道路見直しの基礎資料となるものでございます。

予算額でございますけれども、平成13年度が1億5,500万円、平成19年度が8,000万円となっております。あと、発注方式でございますけれども、いずれも指名競争入札によりコンサルタントへ発注しているところでございます。あと、落札率というような御質問がございまして、平成19年度基礎調査、先ほど言いましたように、指名方式で業務のほうを発注してございますけれども、64.4%ということでございます。

**○中野廣明議員** 私も、基礎調査票、ぱらぱらっと見ました。その中で、調査項目等は国勢調査あるいは県庁内で把握できるような数字が大半なんですね。その調査項目はどうなっているか、お尋ねいたします。県庁内で把握できないようなものがあるかどうかを含めてお尋ねいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** お答えいたします。

調査項目のうち、人口規模でございますとか産業分類別の就業人口の規模等につきましては、議員がおっしゃるように国勢調査などにより把握できる項目ということでございます。しかしながら、土地利用でございますとか建築物の状況等につきましては、都市計画基礎調査以外で代用できる調査資料というものがございません。このため、これらの調査につきましては、都市計画基礎調査におきまして調査を実施しなければ得られない情報となっております。また、将来の見通しや都市計画上の課題を得るため、これらの土地利用や建築物の状況等の結果とともに、人口規模及び産業分類別の就業人口の規模や、その他のさまざまな資料を総合的に分析するというを行っております。

**○中野廣明議員** 今の答弁の中で、人口規模とか産業就業人口はとれるということであります。私に言わせてもらおうと、市街地の面積、それから建物、農地転用等々はすべて県に申請するか、許可制なんです。ですから、県土整備部の建築住宅課あるいは農政、そういうところに数字があるわけです。そういう数字を毎年整理してプロットしていくとかしていけば、6,000万、こんな大金を使わずして出てくる。中身は大したことない。そういう数字を並べて、私なんかでもできるような——分厚いですよ。そんなものじゃない。ぜひ総務部長、こういうところもしっかり査定をしていただきたいと思っております。

次に、国富町における土地利用——未利用地です——この資料の1番目、こういうところが未利用地としてどうしようもない、手がつけられないという状況であります。こんなに草ぼうぼうになって、一番左の例、このブロックの向こうは調整区域、手前は市街地、こういう差

がある。今後どんどんふえていく。未利用地についてはどういう調査結果になっているのか、お尋ねいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** お答えいたします。

都市計画基礎調査におきましては、主に市街化区域内における都市的土地利用の現況やその変化を確認することとしております。こういうことを主眼としていますことから、議員がおっしゃる耕作放棄地などの未利用地の変化に関する数値的なものは把握してございません。なお、国富町では、昭和45年に線引きが行われて以降、市街化区域の面積といたしましては、約280ヘクタールから316ヘクタールに拡大しております。また、市街化区域内の農地につきましては、前回調査時点、平成12年度でございますけれども、それまでに約86ヘクタールから37ヘクタールに縮小いたしております。宅地等に転換されているところでございます。

**○中野廣明議員** 市街地のことは何も言う気持ちはないんです。要は調整区域、国富町も昭和45年、農業人口が6,000人あったんです。それから、平成17年は約2,500人、40%になっている。それだけ減ってこういう未利用地がたくさんできる。こういう未利用地については都市計画は関係ありませんよ。都市計画は、都会に人間を集めて集中して理想的な都市をつくりますよということでもあります。

それから、この調査の結果、都市計画の課題、私も見ましたけれども、大した課題は何も書いてない。具体的に何が課題として出てきているか、お尋ねいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 都市計画の課題は、おのこの都市でさまざまな課題があると考えております。平成13年度に実施いたしま

した宮崎広域都市計画区域に関する調査によりますと、土地区画整理事業などにより、都市基盤が整備された市街地の有効活用を図ることによって、市街地外縁部の集落における居住環境の整備向上を図ることなどの土地利用に関する課題のほか、市街地の整備でございますとか交通体系の整備、その他の都市施設の整備など、さまざまな課題が上げられているところでございます。

**○中野廣明議員** いろいろはっきり言葉ではわかりません。この中で、当たり前のことが書いてある。「宮崎市以外は調整区域内の人口が減少し、市街化区域、都市計画区域外に人口が増加する傾向がある」。当たり前の話です。調整区域は建てられんものだから、ふえるはずがない。こんな分析なんか、6,000万か何かいっぱい出していますけど、大したことじゃないなと私は思っているんです。

時間がないので、次に移ります。市街化調整区域面積比率という、全国を比較したものがああります。市街化調整区域面積比率とはどういうことを意味するのか、お尋ねいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 市街化調整区域面積比率でございますけれども、これは、県内の都市計画区域全域の面積に対しまして、市街化調整区域面積の比率をあらわしたものでございます。分母が県内の都市計画区域全域の面積、分子が市街化調整区域の面積ということになるわけでございます。この比率が意味するのは、市街化区域の周辺部において、無秩序な開発の可能性があるため開発を抑制している区域が、非線引き都市を含む都市計画区域全体に対してどの程度の割合になっているかをあらわしたものでございます。なお、都市計画区域及

び市街化調整区域につきましては、その都市の人口規模でございますとか、都市の広がりなどに応じて区域を指定するものでございますから、まちの成り立ちですとか、あるいは地形など、都市の特性によって、その比率というものは異なってまいります。

**○中野廣明議員** これは都市計画課の、部長の論理でありまして、全国的に見ますと、昭和62年は宮崎は8番目に高かったんです。1番目が奈良県、大体わかりますね。奈良県が高い。そして、平成17年、40%、17番目になりました。下がった理由は後で言いますけど、九州管内を見ても調整区域比率が一番高いんです。鹿児島なんか11%、佐賀が19%、一番貧乏県が規制して、ここはだめですよ、使っちゃだめですよ。今、未利用地がどんどん出てきている。それが都市計画かと。中山間部は今そうなっているわけで、土地が死んでいるということで、ぜひここら辺もしっかりまた考えていただきたい。全国でそんなに高い理由は何もないと思うんであります。

次に、昭和63年4月、都城広域都市計画区域の線引きが、調整区域が外されました。県会議員は、「都城は、よかったわ」という話でした。これはどういう理由で線引きが外されたのか、お尋ねいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 都城広域都市計画区域の線引きの廃止でございますけれども、昭和45年11月に線引きを行いまして、昭和63年に線引きの廃止を行ってあります。その当時、都城広域都市計画区域につきましては、都市計画区域内の人口に対しまして人口集中地区、いわゆるD I Dと呼ばれているところでございますけれども、その人口の割合が、全国平均で67%に対しまして、都城広域都市計画区域で

は37%となっておりました。また、同時期、宮崎広域都市計画区域では60%、日向延岡新産業都市計画区域では70%という数字でございます。これに比べても都城都市計画区域内の人口に対する人口集中地区の人口というものは低いものでございます。そういうことから、周辺部に対する開発圧力も余り大きくない状況にございました。また、いわゆる青地農地が市街地周辺の相当部分を取り巻くように分布しているため、郊外部においては無秩序な開発行為が大規模に発生する状況には至らないものと判断いたしました。以上のような理由から、線引きを廃止したものでございます。

○中野廣明議員 いろいろそれなりの立派な理由が立ちます。要は、これは政治力なんです。政治力で外したところなんです。それしかない、そう思っております。国富は政治力がないから、まだどうしようもありません。

次に、この写真を見ていただきたい。2枚目です。これを見ていただきますと、本当に農地整備してきれいになっております。真ん中に赤丸をつけております。これは建設業だったんですけど、一応転業しようということでコンビニエンスストアをやろうということであったが、許可にならなかった。どういう理由でならなかったのか、お尋ねいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 市街化調整区域内のコンビニエンスストアにつきましては、既存集落内に居住される方々の日常生活に必要な物品の販売等の店舗として審査することになります。建築するためには3つの基準がございまして、1つが、立地場所が既存の集落内等であること、2つ目が、建築物の店舗部分の面積が原則として150平米以内であること、3つ目が、敷地の面積がおおむね500平米以内である

こと、このいずれの基準にも該当する必要がございません。お尋ねの案件につきましては、これらの基準すべてに該当しなかったことから、建築することは困難である旨を回答したものでございます。

○中野廣明議員 再度確認しますが、その面積、これは絶対間違いないですね。50平米以下とかその数値だったらできておったということで間違いないですね。再度確認をいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 御相談があったときの基準でございますけれども、店舗部分の面積は原則として150平米以内、敷地の面積はおおむね500平米以内でございます。なお、その後、基準の改正がございまして、平成16年3月から適用されたものでございますけれども、建築物の床面積は200平米以内、敷地の面積はいろいろ条件がございまして、その条件をクリアできれば1,000平米を限度として認めることができるようになったものでございます。

○中野廣明議員 今ごろ小売店、こういう集落を相手に小売店したって成り立たないんです。するところがない。そんな法律なんです。小さい集落を相手に商売してもいいですと。する人はだれもいません。そういう中で、おもしろいのは、物品販売、それから休憩所は調整区域でもいいということになっていきますね。休憩所は何かというとドライブイン。休憩所は何のためかということ、運転者のための飯を食うところと休憩するところということなんです。これなんか見ますと、市内の松林のこっちのほうに新別府通りとかいろいろ通りがある。みんな調整区域でありますけれども、みんなそういうのがレストラン、ファミリーレストラン、みんなできているんです。何でできているかという

と、近くまで集落が来ているから連担性があるからと、どんどん出てくるわけです。国富町のようなところは、こんなところじゃ連担性がないということで、別に新しい田んぼを開発するわけじゃない、それでもできない。こんなばかな法律なんです。ぜひそこら辺をしっかりと今後考えて、何とかもうちょっとにぎわわせるためには、調整区域を外すよりしようがないんです。

それからもう一つ、今ここの写真にあるように、農家集落、空き家がいっぱい出てきます。一般の人が空き家を取得して住むことができるのか、お尋ねいたします。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 市街化調整区域内で、一般の人が空き家を取得して住むことができますのは、市街化調整区域に指定される以前、いわゆる線引き前に建築されている空き家や、線引き前から宅地であった土地に建設されている空き家でございます。また、それ以外の空き家を取得する場合につきましては、その空き家のある集落内に10年以上居住している必要がございます。

○**中野廣明議員** 再度お尋ねしますが、昭和45年に建てた立派な家がある。急に突然死されたりとかいろいろあります。そういう空き家は今後全然そのままに、手つかずになるんですかね。該当者が、10年以上そこに住んでいる人がいない限りは、その家はどうしようもないということになるわけですか。

○**県土整備部長（野口宏一君）** その集落に10年以上居住している方がその空き家を取得することは可能でございます。

○**中野廣明議員** 10年以上住んでいる人がいなかったら、その家は手つかずということになるわけですね。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 取得する以外にも、借家として借りるという方法もございます。その場合には制限ございません。

○**中野廣明議員** 私は取得を言っているわけです。そういう場合は取得できませんねと聞いているんです。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 農家の方がそこをかうとか、あるいは先ほど申しましたように、10年以上その地域に居住しているという条件が整いますれば可能でございます。

○**中野廣明議員** 時間がない。ちゃんと的確に答えてください。私は一般の人を言っている。農家の人が住めることはわかっているんです。ということは、そういう立派な家があっても未来永劫に空き家になって、朽ち果てるのを見とかなしようがないというようなことになるんです、こういうばかな法律はですね。

今、県のほうで、50年、100年先を見込んだ、景観形成法に基づいてそういう方針をつくろうというのがあるわけですね。それを見ますと、とにかくびっくりするような話ばかりです。この中には、私が言いたいことがみんな書いてある。例えば耕作放棄地や開発に対する田園風景の創出がなされる。過疎化、高齢化に対して継続、営みの困難さとか、そういうのを前提に50年先、100年先の絵をかこうというのが、この景観法のやつですね。そういう中でどうなっているかということ、課題として県土整備部が取り上げているわけです。例えば優良農地の確保と耕作放棄地対策の充実、遊休農地の有効利用はどうなるかというようなことであります。適正に土地利用をコントロールせんといかんと。それでお尋ねしますが、遊休農地、今、私が例にとっているのが遊休農地ですね。こういうところの有効利用をどうするか。課題としてとらえ

ているけど、今後どうするのか。50年先、100年先を考えて、今の法律の中じゃ手もつけられない、売りもできない、買いもできない、こういうところを見てどういうふうな考えか、部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 景観形成基本方針では、方針1の「意識と人を育てる」から方針5の「特性を生かし、活性化につなげる」まで5つの方針を定めてございます。農村地域などにつきましては、方針3で「生活の営み・文化を守り、育てる」として、美しい農村景観等の保全創出に取り組むこととしております。この中では、持続的な生産活動の展開、適正な土地利用コントロール、地域の風土に合った景観の保全・形成などを掲げておまして、議員がおっしゃいましたように、優良農地の確保でございますとか、遊休農地の有効利用等に取り組むこととしております。このような取り組みは、基本方針にも示しておりますように、担い手の不足でございますとか、生産活動の衰退でございますとか、自然環境の悪化など、さまざまな課題というものが関連しております。そういうことから、総合的な対応が必要でございますので、地元の事情に詳しい市町村を中心として、県庁内の関係各課とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。

**○中野廣明議員** 現状分析は私も同じなんです。しかし、要は、こういう土地は今の調整区域、都市計画法の中では——部長は今、市町村の方と検討していくということをおっしゃいました。検討すれば方法が出てくるんですか、今の法律の中で。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 未利用地の土地の利用にもいろいろな方法があると思っております。例えば市街化調整区域を外して、都市

基盤整備をしないで住宅化をするという形になりますと、環境的に余りよくない市街地が形成されて、行政需要的にも、後追的に道路とか下水道といった公共施設を整備していかななくてはいけないというような需要が発生してきます。そういう面では、いろいろな側面を検討して、計画的に未利用地をできるだけ有効活用できるような手法を、地元の発想も生かしながら、県としてもそれを関係各課と一緒にやって応援していきたいと思っております。

**○中野廣明議員** 今、インフラ整備の問題が出てきました。今、私がここに示しているところは水道も入っているんです。近くまで道路が来ておる。それから、この下には終末処理場があるんです。今、部長が言っているのは、一定の区域、面積があれば市街化にできるんです。私が言っているのはこういう個人的な、1反、2反とか、3反とか、そういう土地を言っているんです。今、部長が言っているのは法律の範囲内で、私も知っていますよ、そのくらいは。だから、こういう法にかからない未利用地を今後どうしていくのか、そこを聞いているわけです。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 土地利用につきましても、個別の土地土地で考えていくのではなくて、やはりある程度の広さを持った土地でその土地の使い方ということを考えていきまないと、都市としてあるいは地域として、都市環境、田園環境というものを育成することができないと思っております。そういう観点で、個別の土地に対してもいろいろ御要望があることは存じておりますけれども、いろいろ総合的あるいは相対的な考え方をしていきたいと思っております。

**○中野廣明議員** 今、私がとりあえず例にとつ



ているのは、お手元にあるこの資料です。これ見てください。ここは昔、45年前は立派な田んぼ、畑で通ったんです。こういうところは圃場整備も入らん。これは南傾斜のいいところなんです。40何人の人がみんな売りたいと印鑑を押して町にも出している。今、部長が言っていることと全然ここは関係ない。逆に、草ぼうぼうになっているほうが、よっぽど景観的にも逆になってくると思う。だから私は、部長が言っているのは法的にはわかるけれども、最終的にはこういうところはどうする考えだと、部長としては言えなければ、よく言う個人的でもいいですよ。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 土地利用というものは、さまざまな人々の営みでございませうとか、あるいはなりわいというものの結果として、あるいはその方法、手段として形成されるものであると思っています。いきなり土地利用をこうするんだというところの発想から始まるのではなくて、その地域の産業経済でございませうとか、生活の仕方をどうしていくのかということからスタートしていかないと、土地利用というものもどうしようという議論が始まってこないかと思っています。そういう意味で、地元がどうしていききたいのかというような意向を十分に酌み取って、関係する市町村とも協議をしながら、好ましい活用のあり方について、市町村と話を進めていきたいと思っています。

○**中野廣明議員** 私は、部長と反対意見なんです。こういうところが未利用地で残る、また集落が新しい投資等が参入されずに空き家になってしまう、集落は消えてしまう、そういうことを言っているわけです。こういうところは幾ら聞いても、部長は都市計画法の範囲の中しか答

えていない。それじゃ、今後、人間が何人集まって、市町村も集まって話せば、部長、こういう未利用地の解決方法は何とか出てくるんですか。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 地域の実情に詳しい市町村と協議して、解決法が出てくるよう努めてまいりたいと思っています。

○**中野廣明議員** 努めてまいるじゃ困るんです。具体的にどのような動きをするか、そこまでお願いします。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 最適なやり方について検討させていただきます。

○**中野廣明議員** いつごろから検討を始めて、大体入りますか、それは。

○**県土整備部長（野口宏一君）** できるだけ早急にと思っていますけれども、その辺は地元としっかり協議をさせていただきたいと思っています。

○**中野廣明議員** 地元地元、逃げ方としては地元がすぐ出てくるんです。町に言えば県がだめだと言う。県に言えば5年ごとに見直しと。ずっとそんな形で来ているんです。部長、こういう土地を将来——本当に地元の人は困っているんです。後でまた言いますけれども。もうちょっと真剣に、いや、本当ですよ、これはずっと残るわけですよ、今の法律がある以上は。それでいいんですか。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 未利用地は、地域のためにしっかりと土地利用を図られるよう、我々としても十分努力していきたいと思っています。

○**中野廣明議員** 今、法律で図れんから、私はそれを議論しているんです。そんなことはわかっている、わざわざ聞かなくても。今後、法律も含めて、調整区域取っ払ってもいいわけで

しょう。どういう考えですか、そこは。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 調整区域を取り外すこと、線引きを外すことも法的には可能だと思いますけれども、そこにはやはり、先ほど申し上げましたように、いろいろな弊害も出てくるかと思っております。その辺を十分考慮する必要があると思っております。

○**中野廣明議員** いろいろ、いろんなところまでたくさんあります、この絵の中でもね。うちの調整区域は、高岡との山の境が調整区域なんです。ここら辺の田んぼを見ても、昔は農地として立派に利用したけど、今ほとんどなくなっているんです。こういう未利用地を都市計画担当としてはどう思っているのか。くどいようだけれども、今の法律があればどうしようもないんです。

最後に、都市計画法の最終決定者はだれになりますか、部長。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 都市計画区域の変更でございますとか、線引きの廃止に関する都市計画の決定につきましては、国の関係機関の同意を得まして、県知事が行うこととなっております。

○**中野廣明議員** だから、この地方分権にはまやかしがあるんです。知事に権限をおろした、おろしたと言いながら、途中で協議とかそういうのが入ってきている。もとはしっかり持つておるわけです。本当にふざけている、今の言い方は。しっかり地方分権も含めて、知事、最終決定者は一応知事なんです。しかし、国の同意がないとどうしようもない。しかし、これは政治力で都城のあれだけの広い土地を取っ払っておるわけです。要は知事の姿勢、考え方だと思うんですけど、知事の考え方をぜひ前向きで——本当にこのままでは、一番いいところが調

整区域でとってあるんです。ぜひ知事の前向きの考え方を——よく聞かれるんだけど、「知事はあんげ出ちよって大丈夫じゃろか」「いや、大丈夫よ。予算が決まれば部長がみんなすっちゃかい」と。だから、知事はしっかり部長に宿題を与えればいいんですから、事務的には知事がする必要はない。しっかりした考え方で部長に指示をおろしてもらえば済むわけでありますから、知事の考え方をお聞かせください。

○**知事（東国原英夫君）** 冒頭で中野議員から、今回の部長と中野議員の議論を裁判官として見てほしいということでございました。どちらが被告でどちらが原告かわからないんですけども、両方の言い分に正当性、妥当性、あるいは非妥当性、非正当性があると考えています。裁判というのは大体そんなものなんですけれども、都市計画、土地利用に関しましても、問題が山積しているなどというような率直な感想でございます。都市計画につきましては、区域全体の土地の利用を総合的、一体的に勘案しなければいけないと考えております。そこには当然一定のルールとか制限というのがあるべきものだと思います。余り無秩序な開発、乱開発なども、都城の例を挙げられましたけれども、都城は青地農地が周辺にあったということで、そこに人が住めないということで空洞化は起きないであろうというような予測のもとに線引きを外したというようなことがございます。しかしながら、それによって実際は空洞化も起きている現状もございます。例えば国富町の御指摘ですけれども、国富町の市街化を外した場合に、国富町の中心的な集落が空洞化をする可能性もある、あるいは宮崎に一番近い側に住宅が集中するというようなことも考えられます。そういったいろんなことを考えて、線引きというの

は考えていかなきゃいけないと。

都市景観もありましたけれども、自然景観というのも非常に重要な県の財産かなと、あるいはその地方地方、町々の財産かなと思っていますので、その辺は十分考慮した上で、景観づくりにも配慮した上で、総合的に考えていかなきゃいけないと思います。いずれにしろ、人口減少・高齢化社会でございます。御案内のように、これは避けることのできない時代です。この時代にまた経済措置をしていかなきゃいけない、限られた土地を有効利用していかなきゃいけないということでございます。だんだん人口あるいはそういったものが狭められている中で、土地の有効利用とか、土地の利用できるパイを広げていくというのも、これはちょっとどうなのかなということも考えられますので、総合的に勘案して、今後検討していきたいと考えております。

**○中野廣明議員** 裁判官も大分行政マンになられたなど、そんな感じであります。知事、私が限定して指しているこの部分、ここなんかは今、農業後継者もいない。景観上も問題がある。無料でも借り手がない。売却して老後の生活費に充てたいけれども、充てられない。売却して借金の返済もしたい。子供の屋敷にもしたい。逆に、集落が消えますよ。国有地化しているような感じですね。中国と同じような土地の感覚です。税金は納めんといかんということですね。知事は、いろいろ立場として都市計画法に基づいた、どちらかというところへ傾いた意見だったかなと思います。今、例えば、端的にここら辺の問題、法的には問題がありますけれども、現実問題としてここら辺もずっと今のままじゃほったらかし、今、部長とやりましたけど。例えば、知事、今、私が1枚目でやっ

たところに限定して言った場合、周りはずっと住宅が来ているんです。運動公園になるわけでもなし、草ぼうぼうになって、本当にみんな困っている。こういうところを私は言っているわけで。調整区域を外すとなると大変ですが…。

最後に、もうちょっと地域に立脚した、こういう土地を持っている人の立場に立った知事のお考え方は聞けないものか、再度お尋ねいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 御指摘のとおり、こういう問題は非常に深刻な問題だとは認識しております。それだからといって、市街化調整区域を外したからといって、これが即解決するかどうかというの、またどうなのかという感じはしております。いずれにしろ、住民の皆様が快適に暮らせるような、安心して暮らせるようなまちづくりに努めてまいりたいと思いますので、今後これは改めて検討させていただきたいと思っております。

**○中野廣明議員** ぜひ検討——検討というところばやけてくるんですけれども、一生懸命検討していただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。（拍手）

**○中村幸一副議長** 次は、7番河野安幸議員。

**○河野安幸議員〔登壇〕**（拍手） 宮崎郡選出の河野でございます。1郡1町1人区でありまして、4月の選挙におきまして、清武町から県議会に参画をさせていただきました。初めての一般質問でございます。我田引水があらうかと思っておりますが、心広くお許しをいただきたいと存じます。

それでは、初めてでございますから、一括方式で質問をさせていただきたいと思っております。地元からも傍聴がお見えになっておるようござい

いますから、よろしく願いをいたしたいと思っています。

それでは、通告に従って質問をしてまいりたいと思います。

宮崎県の農業の将来像について、知事はどのようにお考えになっておられるか、お伺いをいたしたいと思っています。

御案内のとおり、宮崎県は農業が基幹産業であります。農業の形態も土地利用型の農業、施設型の農業、そして畜産農業と大きく3つに分けられると思っております。土地利用型の農業は天候に左右され、決して安定した農業ではありません。施設型農業につきましては、ほぼ安定はいたしておりますものの、農薬等の規制により大変苦勞されておるようでございます。畜産農業につきましては、唯一の畜産県でありますから、今のところ一番安定していると思われま

す。そこで、環境に優しい農業を心がけ、消費者へより安全・安心な農産物を提供するため、農薬散布を減らすため、天敵などを利用した病害虫防除への取り組みについて御提案をしてまいりたいと思います。天敵農法の実用化に向けた支援事業を積極的に実施はできないか。宮崎県から全国へ向けて、食の安全と環境に優しい農業への取り組みをアピールすることもできると思っております。知事も、宮崎県の基幹産業である農業を、今こそ宮崎県から全国へ向けて、食の安全、環境に優しい農業のあり方をみずから発信していくことが重要であると言われております。今、食の安全を脅かすような記事が、連日のようにマスコミ等で報道されております。自己の利益と生産性を最優先して、消費者を無視した行為に怒りを感じておるところでございます。しかし一方では、まじめにこつこつ

と、どのようにしたら安全で安心して食べられる農産物をつくれるか、このことに必死になって取り組んでいる農家の方もおられることを忘れてはなりません。

近代農業は、化学合成農薬の進歩により農業生産性に大きな効果をもたらしました。その一方、化学農薬などによる環境汚染や環境ホルモン作用による生物存続への影響、さらに人への安全性が強く問われております。これらの問題を解決するには、これまでの合成農薬にかわって、自然の生態系に優しい生物的防除法を取り入れ、新たな農法を構築していくことが必要であると考えます。これまでの合成農薬に取ってかわり得る新たな天敵を利用した病害虫防除を開発、実用化する、このことが今まさに農業県である宮崎に求められていると思っております。

天敵農法とは、御承知のとおり、野菜、果樹等の栽培で発生する害虫を食べて生きている昆虫や微生物を利用して、害虫を防除する農法であります。1つに、過剰な化学農薬の散布を減らすことができ、かつまた防除効果があること。2つ目には、皆殺しの殺虫剤とは違い、対象となる害虫のみを減らし、生態系への影響が低いこと。3つには、従来の薬剤よりも省力的で農作業従事者への安全性が図られること。このように天敵の活用は、安全で安心して食べられる食物をつくる、環境に優しい農業を実現するものであります。また、農地が住宅地や学校等の公共施設に近接しているような地理条件であっても、周辺の住民や児童への健康被害を回避できる。そして、河川の汚染防止にもなるなど、農地の有効利用のためにも効果があると考えております。

しかし一方、この農法のネックとなっている

のが、コスト面では通常の農薬散布に比べ多少多目の経費を要することが農法自体の課題となっております。また、天敵の利用は効果の発現が遅いこと、そして天敵は農薬に弱く、他の害虫が発生したときの対策、いわゆる天敵と併用可能な農薬の選択などが難しいなどがあります。農家の負担の解消、学問的な研究、そして実用化など、これから天敵農法にはまだ解決しなければならない問題が山積いたしております。

しかしながら、これからの社会は、食の安全、環境の保全がより一層追求されてくることは確実であります。全国的に農産物に識別番号をつけ、生産者や使用農薬などの記録を消費者に公表する仕組みがつくられようとしています。全国の小売店で、あるいはインターネット等で生産履歴の開示が進められています。生産履歴の開示の流れは、ますます産地間競争を加速させ、生産者の生き残りをかけた戦いが激しくなってくると思われまます。このことは、農業県である宮崎の将来を大きく左右するものであると考えているところで、知事の県政のモットーである安全・安心、まさにこのことであろうと思っております。宮崎の農産物は安全・安心して食べられますと自信を持って発信するこの政策の一つとして、天敵農法の普及、実用化は重要であると考えます。そのためには、農家の皆さんが、これらの安心・安全を産学官一体となって実践できる環境を整えることが重要であると考えております。

本県の農業の新たな振興策としてお伺いをいたします。天敵農法の実用化に向けた支援事業を推進することは考えていないのか、農政水産部長にお伺いをいたします。2番目に、天敵農法の実用化のため、宮崎大学を中心にした産学

官による研究の状況、中身について農政水産部長にお伺いをいたします。3番目に、天敵農法の発信基地になることについて、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、本県の総合交通・流通対策についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

本県は、大都市、大消費地に遠く、その地理的条件から、久しく陸の孤島と呼ばれた時期がありました。歴史をひもとけば、大正年間の日豊本線の開通、戦後には国道10号線の整備改良、ローカル空港としては全国的にも早い就航であった旅客機のジェット化、昭和40年代には農産物の大消費地、京浜方面向けのコールドチェーンシステムの試みを経てのカーフェリーの就航、加えて高速道路・九州縦貫自動車道宮崎線の開通と、並々ならぬ先人の努力が実りまして、本県の交通体系は着実に現在の姿へ形を整えてきたところであります。言うまでもなく、陸・海・空の交通体系の整備は、本県発展の生命線と言っても決して過言ではなく、県経済及び県民生活に直結する重要問題の一つであると思われまます。鉄道、道路、バス、航空機、海上輸送などの総合交通体系の整備は、本県の置かれた地理的条件の克服であり、人や物が県境を越え、交流し、発展する源であると思われまます。

しかしながら、本県の交通体系の現状は、高速道路一つ見ても、北九州から宮崎を經由し鹿児島に至る東九州軸は、福岡から長崎を含め、熊本を經由し鹿児島に至る西九州軸に比較し、立ちおくれが著しいものであります。いまだその供用率は40%台にすぎません。鉄道・日豊線についても、大分県境に課題があり、その解決には多大な投資が必要であると報告されております。また、航空機につきましては、旅客の二

ーズは、東京、大阪などの幹線ではほぼ満たしておられると思われましても、東京便の3社乗り入れの結果、航空機の機材が小型化し、航空貨物に不都合が生じ、現在、花卉の出荷は鹿児島空港を利用しているのが実態であります。さらに、海上輸送におきましては、平成17年4月時点では、カーフェリーが関西、京浜に4航路、ローロー船が3航路就航いたしておりましたが、その後の燃油高、また慢性的な宮崎への帰り荷の不足による赤字体質もあって、相次いで運航休止に追い込まれ、現在ではカーフェリーは大阪航路1便を残すのみとなっております。最大の消費地、首都圏への出航はゼロという現状であります。農産物の安定・大量輸送を考えますと、本県物流の最大の危機とも言える状況を迎えていると思えます。

こうした多くの課題、問題点が、まだまだ本県の交通体系には存在いたしておりますが、今後の交通体系を検討するとき見逃してはならないのが、幹線貨物輸送の一つの道であります鉄道であります。鉄道貨物輸送は、輸送実績として年々減少傾向でありますけれども、長所としては、鉄道はCO<sub>2</sub>の排出量がトラックの8分の1であること、また輸送コストも500キロメートルを超えると有利性が生じることなど、化石燃料の有限性を考えると、長期的にシフトを検討し、貨物ターミナルの整備などを考慮していく時期にあると考えております。

そこで、知事にお尋ねいたしますが、本県の交通体系に対する状況についての御認識と今後の整備のあり方、戦略をお聞かせいただきたいと存じます。

また、農政水産部長には、カーフェリーの相次ぐ撤退による農産物輸送への影響及びその対策についてお伺いをいたしたいと存じます。

次に、269号線加納バイパスの進捗状況についてお伺いたします。

国道269号線は、清武町はもとより、県西南地区を結ぶ幹線道路であり、また現在、急ピッチで建設が進んでいる東九州自動車道へのアクセス道路としても、さらに重要性が高まっております。しかしながら、宮崎市中心部へ近づくほど、特に清武町、田野町方面からの朝夕のラッシュ時など、生活通勤圏の拡大もあり、慢性的な交通渋滞が発生し、産業経済、生活面においても支障を来しております。このような現状をかんがみ、平成7年度から国道269号線のバイパス事業が取り組まれ、総延長6,130メートルのうち、天満バイパスが平成18年3月27日に開通したところであります。また、平成11年度から延長3,000メートルの加納バイパスが着工されておりますが、平成20年あるいは平成20年度内に完成するらしいとか、また用地買収がおくれており、さらにおくれるらしいなど情報が交錯しております。確認の意味で、加納バイパスはいつ完成予定なのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

また、同地域のPTA関係者から、バイパス開通後は通学道路の通過交通量がかなり多くなり、児童の登下校中に事故などが発生するのではという不安があるようでございます。そこで、歩道橋の設置を望む声はかなりあります。県にいろいろ要望しますと、信号機の設置などもそうありますが、事故などの発生率の高さや通行車両の急増などが設置条件であり、予算措置を伴いますので、総合的に判断しますというのが決まり文句であります。歩道橋設置についてもやはり同じような答えなのか、お伺いたします。

また、国道269号線加納バイパス開通後の通過

交通の流れはどのように変化していくのか、通行量の調査を定期的実施されておるようですが、それをもとに現時点でのお考えをお聞かせください。

次に、宮崎県まちづくり基本方針骨子案についてお伺いいたします。

改正まちづくり三法の11月施行にあわせて、県もまちづくり基本方針の骨子案を明らかにされたところであります。大型集客施設については、宮崎、都城、延岡など7市の中心部以外の開発は事実上認めない方針のようですが、準都市計画区域への指定を進め、中心市街地に隣接する地域についても、都市計画の変更手続を経た上で県の同意が得られれば、立地ができる余地も残されております。判断基準として、各自治体の土地利用計画の整合性、交通の環境などの影響も挙げているようですが、このような余地を残すことが、本当に大型集客施設などの郊外立地の抑制につながるのか、今後、専門委員会や広く県民から意見を募るなどして、来年度前半に策定されるようではありますが、絵にかいたもちにならないように、しっかりした基準を示していただきたいと思っております。また、宮崎市古城地区と清武町加納地区との行政境は、加納バイパスが開通することにより、流通・娯楽施設並びに住宅団地開発などから見ても大変興味のある、魅力的な地域であるようでもありますので、自治体、県民、開発業者からも、なるほどと言われるような基準が求められると思っております。6月21日に7人から成る専門委員会が設置されたようですが、現在どのような議論がなされているのか、お答えください。

次に、清武町船引特殊農地保全整備事業についてお伺いをいたします。

この事業は、当初計画で平成5年から平成9

年にかけて、面積81ヘクタール、圃場面積は69ヘクタールであり、予算は26億1,900万円で着工されたものであります。しかし、平成8年に計画変更がなされ、最終年度を平成14年度に延期されたのであります。さらにまた、平成14年には再度、計画変更がなされ、17年度までとされたのであります。その原因は、過剰な遺跡の発掘調査だと言われております。これは、農家、地権者を犠牲にしたものであり、一部では農産物の作付、生産もできず、サラリーマンが給料をもらえないのと一緒に、同じだというような不満の声も出た時期もありました。地元土地改良区と調査員との激しいトラブルがあったことは事実であります。さらに、今回の工期変更により平成5年から平成19年度に変更され、当初の計画を10年間も延期され、着工から15年もかかるわけでございます。このような例が全国にあるのでしょうか。余りにも教育委員会、文化財調査の越権ではないかと、土地改良区、地権者は言っております。その点について農政水産部長、教育長にお伺いをいたします。

次に、葉たばこの被害対策についてお伺いをいたします。

宮崎県の葉たばこの生産状況を見てみますと、今年度、平成19年作で耕作者数1,056名、耕作面積は2,021ヘクタールであります。本県は面積にしては日本一であります。だが、販売代金としては、今年も台風災害をこうむっておるので、昨年に引き続き日本一は難しいところでもございます。土地利用型の農業としては、JTの契約栽培であり、所得率も46%であり、また稲作の休耕促進作物でもありまして、葉たばこは安定した換金率の高い魅力的な作物であります。しかしながら、4年連続の集中豪雨、日照不足、さらに相次ぐ台風の襲来により収量減に

なり、この異常気象には耕作者も難儀されておられるようでございます。そしてまた、会社でございしますが、JT側から農薬の規制が厳しく、生理的斑点病、そしてまた疫病の大発生により、過去最悪の収量減と品質低下につながったと思っております。総販売代金の推移を見ますと、平成4年から平成14年度までは宮崎県で150億円以上あったわけですが、特に平成4年度は164億4,400万円でありました。だが、18年度、昨年作は76億6,800万円と約半分であります。今年作においても、13億円の被害金額が見込まれておるようでございます。今、耕作者も、平成15年から続く気象被害に精神的、経済的なダメージははかり知れないものがあると思っております。再生産意欲の低下、さらに生活費並びに再生産資金の不足は厳しいものがあります。農業としての葉たばこ生産をしっかりと支援、応援することは、耕作者を励ますことにもなると思っております。

そこで、農政水産部長にお伺いいたしますが、1番として、宮崎県としての葉たばこ農業の今後の位置づけはどのように考えておられるのか、2番目に、葉たばこ農家への支援、応援はできないものか、お考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

まず、天敵農法についてでございますが、地球規模での環境問題や食の安全性の確保が大きな課題となる中、環境を重視した農業に転換していくことは大変重要なことと認識しております。このため、施設園芸の盛んな本県では、環境への負荷軽減とともに、農産物の安全・安心

の確保につながる天敵等を利用した総合防除技術の研究開発や現地での実証にいち早く取り組み、全国的にも高いレベルの技術を確立しているところでございます。今後、一層、環境に優しい農業を推進する観点からも、新たな天敵や適用品目の拡大等を進め、安全・安心な本県の農産物づくりの取り組みを、全国の消費者に発信してまいりたいと考えております。

続きまして、物流に係る交通体系に関する御質問でございますが、大都市圏から遠く離れた本県において、農産物を初めとする県産品の競争力向上や企業誘致の促進のためには、低コストで利便性の高い輸送手段を確保することが大変重要であると考えております。このため、原油高騰などにより航路の休止が相次いでいる海上輸送網の充実や、エネルギー効率の高い鉄道輸送の拡充が大きな課題になっていると認識しております。県といたしましては、今後とも、建設中であります東九州自動車道を初めとする道路網の整備を着実に進めますとともに、海上及び鉄道輸送の維持充実に向けて、利用促進のための取り組みや関係企業に対する働きかけを、積極的に行ってまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○農政水産部長(後藤仁俊君)〔登壇〕お答えいたします。

まず、天敵農法の支援事業についてであります。本県では、施設ピーマンや施設ナスの産地において、天敵類の利用が進んでおりますが、今後は、天敵の種類や利用できる作物をふやまして、生産現場における面的な取り組みの拡大を図る必要があります。このため、県といたしましては、県単事業等で天敵等の先進的な防除技術を導入する生産者集団に対し支援を行うとともに、農業試験場や普及センターにおい



て、効果的な利用技術の確立と生産現場への普及指導を行っているところであります。今後とも、天敵等を活用しました総合的な防除技術について、より一層の推進を図ってまいりたいと存じます。

次に、天敵農法についての産学官の研究の状況についてであります。県におきましては、地域の実態に即した効果的、効率的な天敵利用技術の実用化を目指し、平成19年度から、宮崎大学や天敵の製造企業と連携して、総合的な防除技術の確立と技術普及の取り組みをスタートいたしました。この取り組みにより、平成21年度までの3カ年で、ピーマン、キュウリ、ナス等の産地を対象に、宮崎大学が、天敵利用技術の向上、低コスト化等の研究を行うことにしています。また、普及センター等においては、現地の実用化や面的拡大が図られ得る総合的な技術体系を構築し、普及を図ることとしております。県といたしましては、今後とも産学官の連携により、地域の実態に合った、生産者が取り組みやすい天敵等の利用技術の確立と普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、カーフェリーの撤退による農産物輸送への影響及びその対策についてであります。御指摘のとおり、カーフェリーの京浜・貝塚航路の相次ぐ休止や原油高騰の影響により、輸送運賃が上昇する中で、大分・横須賀航路が平成19年9月4日から休止となるなど、農産物輸送を取り巻く状況は大変厳しいものと認識しております。このことから、県といたしましては、輸送コストの低減や効率化を目指した合理的な物流体制の構築を進めるため、農業団体に対し、県域での一元分荷販売・一元配車体制を実施するための園芸情報システムの整備等を支援し、本年2月から稼働しているところであります。

さらに本年度から、みやざき青果物新輸送ルート実証事業により、京浜向けの新たな輸送ルートとして、JRコンテナやローロー船等による青果物の輸送試験を行うことにしており、休止した京浜航路等の代替輸送の開拓を進めてまいります。

次に、葉たばこ農業の位置づけについてであります。本県の葉たばこは、土地利用型の基幹作物として大変重要な地位を占めており、また全量契約栽培で作付前に価格が決定されることから、農家にとっては、経営の計画が立てやすい作物であると認識しております。さらに、日本たばこ産業株式会社からは、国産葉たばこの安定供給が求められており、葉たばこ生産に適した本県に対する期待は大きいものがあることから、今後とも、本県農業の振興を図る上で欠かすことのできない作物として推進していく考えであります。

次に、葉たばこ農家への支援についてであります。県におきましては、葉たばこ農家の支援を図るため、県単独補助事業により、担い手の経営規模の拡大や、省力・安定生産に必要な機械の導入等を推進するとともに、国庫補助事業を活用した共同乾燥施設の整備を進め、意欲を持って葉たばこ経営に取り組む農家を引き続き支援してまいります。また、台風等の被災農家に対しましては、経営再建や施設の復旧のために必要な資金に対する利子補給を行うことにより、農家の負担軽減を図っているところであります。いずれにいたしましても、県といたしましては、葉たばこ農家の経営安定が図られるよう、県たばこ耕作組合と連携しながら、経営改善指導も含めた総合的な支援を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○**県土整備部長（野口宏一君）**〔登壇〕 お答えいたします。

国道269号線加納バイパスの進捗状況と完成見通しについてであります。加納バイパスにつきましては、平成11年度に事業着手し、清武町池田台団地内の1キロメートル区間は既に供用しているところであり、昨年度末時点で、用地取得は約95%となっております。本年度は、切り土や盛り土などの道路改良工事を鋭意進めますとともに、共有地の用地取得などに取り組んでいるところでございます。本年度末には、一部2車線とはなりますが、全線供用を図っていきたいと考えております。

次に、同じく歩道橋の設置についてでございます。本バイパス事業の中で、現国道269号とバイパスが交差いたします加納交差点の、安全で円滑な交通を確保するための改良工事を実施することとしております。これにより、通学路の安全性も十分確保されることから、歩道橋設置については計画いたしておりません。

次に、同じくバイパス完成後の交通量の見込みについてでございます。本バイパスが4車線で供用されますと、1日当たりの交通量は約2万台と推計しているところでございます。加納地区の現国道269号の渋滞緩和に大きく寄与するものと考えております。

次に、まちづくり基本方針についてでございます。近年、市街地が郊外に拡大・拡散し、中心市街地が衰退していることなどから、少子高齢社会に向けて、まちのコンパクト化と中心市街地のにぎわい回復を図ることを目的として、昨年、いわゆるまちづくり三法の改正が行われております。このため、県では、都市計画審議会に土地利用専門委員会を設置し、市町村の意見を聞きながら、法改正の趣旨を踏まえ、まち

づくりのあり方についての基本方針を策定することとし、先般、その骨子案を公表したところでございます。この中で、床面積が1万平方メートルを超える大規模集客施設につきましては、中心市街地の商業系の地域に立地を誘導し、それ以外の郊外部については立地を抑制することとしております。なお、大規模集客施設の立地を抑制する区域において、市や町が立地を可能にする都市計画制度もございますが、これを決定する場合には県の同意が必要となっており、県は基本方針に基づき適否を判断することとなりますので、郊外立地に対する抑制効果があるものと考えております。

最後に、土地利用専門委員会での市街化調整区域の大規模開発に関する議論についてであります。市街化調整区域における大規模開発につきましては、今回の都市計画法の改正によりまして、市や町が地区計画を定めるなどの都市計画決定の手続を行わなければ、認められないこととなります。なお、市や町がこのような都市計画の手続を行う場合は、先ほども申し上げましたように、県の同意を得ることが必要となっております。土地利用専門委員会では、市街地の拡大を抑制し、コンパクトなまちづくりを目的とする法改正の趣旨を踏まえ、市街化調整区域における大規模開発などによる市街地の無秩序な拡散を抑制することを前提として、土地利用のあり方や地区計画に対する県の同意基準などについて、現在、議論を行っているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○**教育長（高山耕吉君）**〔登壇〕 お答えいたします。

清武町船引地区における埋蔵文化財調査についてであります。清武町船引地区における農業関連事業に伴います文化財調査につきまして

は、平成5年度から県教育委員会が工事前の確認調査を行いまして、事業の進展にできるだけ影響が出ないように、地元清武町農政当局を初めとする関係各機関と調整を行い、平成7年度以降は清武町教育委員会が主体となって発掘調査を行ってきたところであります。

当該地区におきましては、複数の文化層が立体的に積み重なっていますことから、調査の過程で数多くの遺跡が発見され、中でも約1万年前の層では、20万点を超える遺物など全国でも有数の出土量を見るに至りました。これらの出土物につきましては、国の基準によりまして、すべて記録保存することとされておりますことから、当初の予測を超える作業時間を要したものであります。この間、県教育委員会といたしましては、調査が円滑に進むよう、関係各機関との調整や指導などを続けてきたところでありますが、今後とも、調査を担当する清武町教育委員会と十分な協議を行いながら、状況に応じて、引き続き必要な指導助言等を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 先ほど答弁を一部漏らしました。船引農免農道の件でございます。私ども特殊農地保全事業において、この事業を実施しているところでございますが、できるだけ早急にこの事業完了を目指したいというふうに考えております。〔降壇〕

○河野安幸議員 時間がありますので、自席から再度質問させていただきます。

知事にお伺いをいたしたいと思っております。知事は宮崎県鉄道整備推進期成同盟会の会長であります。その立場でJR貨物の充実、将来的に貨物ターミナルの整備など考慮していく時期にあると思っておりますが、お考えはいかがでしょう

か。

○知事（東国原英夫君） お答えいたします。

鉄道は人の輸送も含めまして、基幹的な輸送機関の一つであり、期成同盟会の会長として、その維持充実に積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。本県のJR貨物につきましては、現在、積み荷が少ないこともあって、一般貨物の列車発着駅は延岡駅のみとなっている状況にあります。会社側としましても、コンテナ基地の整備は、用地の確保や機材の整備、施設の維持などに多大な費用を要し、現在の利用状況では困難とのこととあります。このため、県といたしましては、荷主等に対して利用促進を働きかけるとともに、引き続きJR貨物に対して、輸送力拡充を要望してまいりたいと考えております。

○河野安幸議員 農政水産部長にお伺いをいたしたいと思っておりますが、この天敵農法は宮崎県が発祥の地であります。これを悪い言葉で言えば、高知県が横取りをしたというような形になっておるようでございますが、高知県ではいち早くそれを取り入れまして、現在では天敵農産物として、小売店で飛ぶような人気を得ておるようでございます。高知県では、天敵農法などの環境保全型農業に対しまして5,000万円程度の予算を組んでいるようでございますが、宮崎県には考えられないのか、天敵農法の指導体制、いわゆる普及指導をどうなされておるか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○農政水産部長（後藤仁俊君） お答えいたします。

まず、天敵農法についての予算等でございます。本県では、天敵利用技術など環境保全型農業を推進する予算として約1,900万円を計上いたしております。今後とも、農業者の意向や全国

的な動向を的確に把握しながら、適切に対応、推進してまいりたいと存じます。

天敵農法の指導体制についてであります、天敵類の利用技術の指導については、営農支援課に専門の広域普及指導員を設置しまして、全普及センターと連携しながら、生産現場への指導を行っております。また、普及指導員に対しては、研修会や調査研究活動を実施することによりまして、それぞれの技術向上を図っております。今後とも、こういった取り組みによりまして、生産者の高度なニーズに対しまして適切に対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○河野安幸議員** これは農政水産部長だと思っておりますが、宮崎カーフェリー株式会社の例をとってみますと、燃料費は、いわゆる重油が1キロリットル当たり平成10年には1万5,250円であったものが、平成18年には4万9,763円と約3倍の値上がりであります。一航路当たり600万円以上の燃費がかかると言われております。そこで、関西航路にも、「南王丸」にはトラック協会に1台につき1万円の助成を出しているようでございますが、この宮崎カーフェリーには該当しないのか、お伺いをいたしたいと思いません。

**○地域生活部長（丸山文民君）** お話にございましたように、関東航路「南王丸」ですけれども、ことしの新規予算で640万円ほど予算をいただいておりますので、それによりまして、1回1台当たり1万円を関東航路、いわゆる細島から上りだけ、これに助成をして利用促進を図ることとしております。ですので、関西航路の大坂―宮崎カーフェリーにつきましては、今のところ助成は考えていないところであります。以上です。

**○河野安幸議員** 再度、農政水産部長にお伺いいたしますが、船引地区保全整備事業の中に、堅穴式住居跡地が発掘されたのであります。それで、船引農免道路が今、中止になっておるようなどころでございますが、いつごろ供用開始になるのか、そしてまた一部は路線変更も出ると言われておりますが、どのようになるのか、お答えいただきたいと思いません。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** お答えをいたします。

昨年度末から本年度にかけて実施いたしました埋蔵文化財調査におきまして、当農免道路の路線内に、縄文時代草創期の堅穴式住居跡が発掘されたところであります。このため、農免農道の中心線を一部移動する必要が生じたことから、現在、測量設計等を行っているところでありまして、平成21年度の完成を目途に、鋭意努力いたしておるところであります。以上であります。

**○河野安幸議員** もう一点お伺いをしたいと思います。大淀川右岸地区の維持管理に係る賦課金はどのようにして決められたのか。かいつまんで申し上げますと、10アール当たり、普通畑が4,500円、水田が3,500円、果樹園が4,500円、施設園芸ハウスが8,500円、お茶園が9,500円となっておりますが、特にお茶につきましては、ただ防霜のみでありまして、霜が降るときだけ使うわけでございますが、1年に1回か2回程度しか利用しないというわけでございます。なぜお茶の場合が9,500円なのか、その算定法は何を基準にされたのか、お答えいただきたいと思いません。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** お答えいたします。

大淀川右岸地区の水利用に係る賦課金は、必

要な施設の維持管理費を算定いたしまして、土地改良区の総代会において決定されております。その際、地目別や作物別による賦課基準につきましては、想定される水の使用量や先行する他の土地改良区の事例等を参考に決定されたと伺っております。

**○河野安幸議員** 最後に、県土整備部長に要望だけと思いますが、答弁要りません。先ほどの269号線加納バイパスに通ずる合流点でございますけれども、そこに横断橋を欲しいというようなPTAの要望がございました。それはできないという答弁をいただきましたが、ちょうどあそこは加納小学校の真ん前になるわけなんです。それで、信号待ちをする子供が集団で両側におるわけなんです、非常に危険性があります。そこを何とかお考えいただきまして、歩道橋の設置をお願いしたいと思います。歩道橋がないのは清武町だけです。ひとつよろしく、要望だけしておきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。(拍手)

**○中村幸一副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開をいたします。

休憩いたします。

午前11時42分休憩

---

午後1時0分開議

**○坂口博美議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、40番榎藤梅義議員。

**○榎藤梅義議員**〔登壇〕(拍手) 通告に従って質問を進めますが、まず、本県観光の振興について知事に伺います。

知事は、1月に行われた選挙のマニフェストの中で、5%の観光客増を打ち出しました。こ

れが年率かどうかは若干の議論もありましたが、6月議会では、これらの目標に向けて政策と予算を肉づけしてスタートを切りました。私は、政策をマニフェストに掲げたり、その達成目標や数値を追いかけることも大事であります。それ以上に大切なのは、実績を上げること、物事を前進させること、つまり実践することがいかに困難であり大事かを痛感しております。その意味で、知名度やユニークな手法でマスコミにのり、いち早く本県を全国に認識させ、県庁や県の物産館、そして知事公舎まで観光スポットに組み入れ、実績を上げておられることは大いに評価するところであります。そこでまず、知事就任から半年余りの間、本県の観光面の滑り出しをどのように自己評価しておられるか伺います。

次に、8月末に国交省が打ち出した観光立国推進計画と本県の観光立県についてであります。この計画は、外国人観光客や団塊世代を主に対象とした広域観光圏と地域観光圏の形成を、地方主導で目指していくことを強調しております。特に今回の国交省のねらいは、複数の都道府県にわたる歴史や街道といったテーマ性のある観光ルートを1週間程度で周遊する広域観光圏と、地方都市に3日間程度滞在する地域観光圏を形成することを期待しております。そして、そのための組織体をその地域の協議会が担い、その支援を国が行うというものであります。また、国はこれに先立ち、外国人旅行対策として2003年からビジット・ジャパン・キャンペーンを展開し、対2003年比、2004年が17.8%増、2005年と2006年がそれぞれ9%台の高い伸び率を示し、順調な成果を上げています。これらをさらに強固なものとするためにも、今回の政策を充実させることが求められています。そ

ここで、今回の国の後押しする計画にこたえることは、本県の観光産業と、隣県と力を合わせて従来から求め続けてきた北九州ルートや南九州観光ルートを構築していくことになると考えますが、知事のお考えを伺います。

次に、ハード面の整備として、2011年4月以降は九州新幹線が鹿児島市まで延び、福岡県までの距離は大いに短縮され、3大都市圏に直結することになります。そして、2011年の九州新幹線の全線開通を前に、熊本市のシンクタンク「地域流通経済研究所」が大阪、広島両県に住む男女700人にアンケートしたところ、九州7県を訪れたいと考えている人は9割を超えたといえます。また、上位は鹿児島県、宮崎県、長崎県との結果が出ています。そこで知事に伺いますが、新幹線の鹿児島市完全乗り入れ後の観光面の予測をどのようにしておられるかお尋ねします。

以後の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

就任後の観光面の自己評価についてであります。観光産業は、宿泊・観光施設だけではなく、農林水産、運輸など幅広い産業に波及効果があることから、まさに観光の再生は宮崎の再生につながるものと考えております。このため、知事就任以来、マニフェストで約束させていただいたとおり、あらゆる機会をとらえて全力で宮崎のPRに努めてきたところであります。その結果、全国的に宮崎の知名度がかなり高まってきたものと考えております。また、日本銀行宮崎事務所の調査結果を見ましても、県内の主なホテル・旅館の宿泊客数や観光施設の入場者数が増加するなど、一定の手ごたえを感

じているところであります。引き続き、宮崎の魅力为全国に向け積極的に発信してまいりますとともに、訪れた方々に満足して帰ってもらえるよう、県民総力戦で「おもてなし日本一の宮崎」づくりに、より一層取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、隣県とも協力した広域観光圏などの形成についてであります。外国人の観光客数の増加や、団塊世代の大量退職を背景とした近年の観光ニーズの変化に対応するためには、市町村はもとより、都道府県の枠を超えた広域的な取り組みが極めて重要であると考えております。このため本県では、九州観光推進機構や、鹿児島県、熊本県との3県で構成する南九州広域観光ルート連絡協議会におきまして、各県と連携した広域モデルルートの開発のほか、マスメディア等を活用した大規模な誘致宣伝など、国内外からの観光客誘致に積極的に取り組んでいるところであります。また、県内では、北霧島や日向・入郷地区などにおいて、市町村の枠を超えた広域的な観光振興の取り組みが行われておりますが、県としましても、団塊世代を主なターゲットといたしまして、県内各地の地域資源を活用した、長期滞在型の観光を促進するための事業等を実施することといたしております。今後とも、広域的な連携を深めることにより本県の魅力を高め、観光客や滞在日数の増加につなげていきたいと考えております。

続きまして、新幹線利用客の本県への誘客についてであります。九州新幹線は、現在、一部開通の状況ではありますが、その利用客は、開業以来3年で既に1,000万人を突破しており、平成23年に全線開通いたしますと、さらに大幅な利用増が見込まれることから、その利用客をい

かに本県に呼び込むかが極めて重要な課題と認識しております。このため県といたしましては、引き続きJR九州に対し、九州新幹線へのアクセス充実を働きかけてまいりますとともに、鹿児島県や熊本県と連携を図りながら、九州新幹線を活用した広域観光ルートの開発や、旅行会社等へのPRに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

**○権藤梅義議員** 引き続き、観光振興について伺います。本県においては、毎年7月末に日豊本線の鉄道整備促進期成同盟会の総会が開かれておりますが、知事はこの会長になっており、就任以来初めて会長職をこなされました。申し上げるまでもなく日豊本線の高速化は、単線のままであり、遅々として進んでおりません。隣県の大分県は、佐伯市までの複線化とフリーゲージトレイン導入が可能な施設整備が着々と行われていると聞いております。今、道州制が華やかに論議され、「九州はひとつ」と言い、循環型の経済や交流が行われなければならないことに異論を唱える人はおりません。しかし、大分―鹿児島間、つまり東回りの宮崎区間だけが空白になっております。これを観光面だけで論じることは無理があると思いますが、もう少し何とかならないのかと願うのは、大分県南部と鹿児島県北部、そして宮崎県の県民であります。そして、そのイニシアチブはやはり本県にあると思います。私は、年に何回か九州知事会等で陳情や申し合わせをするだけでは、九州知事会のメンバーでさえ痛痒を感じていないのではないかと伺いたいのであります。本気で空白区間の高速化を提言し、他県の知事の心を動かし、協力を得るよう努めるためには、まず調査結果と概算の見通しを数値として示せるよう、本県が中心となった今、行動を起こすべき

ではないか。そのデータを持つことは、本県の県民への説明責任の範囲としても大切ではないかと考えますが、知事のお考えを伺います。

**○知事(東国原英夫君)** 日豊本線の高速化整備につきましては、国が、小倉―宮崎間にフリーゲージトレインを導入した場合の調査を実施しており、在来線の最高速度を時速130キロにするための整備などに520億円、新幹線を小倉駅から日豊本線に乗り入れるための接続部分の建設に560億円、合わせて1,080億円が必要になるとの結果が出ております。また、宮崎―鹿児島間については、鹿児島県と合同で、在来線を改良した場合の高速化について調査を行い、14分短縮するのに52億円かかるとの結果を得ております。日豊本線の高速化整備には幾つかの方法がありますが、どの方法をとるにしましても、調査の結果、莫大な費用を要することが判明しており、特にフリーゲージトレインについては、まだ技術開発中であり、導入の際の財源スキームが決められていない状況にあります。いずれにいたしましても、まずは県民の皆様に鉄道を利用していただき、JR九州の投資意欲を喚起することが重要であり、あわせて、国に対して、地元自治体やJR九州の負担軽減措置の拡充を要望してまいりたいと考えております。

**○権藤梅義議員** 知事、この問題はもう少し議論を積み重ねるといえるか、幅を狭めていく必要があると私は思います。私は、在来線の改造のように、一般的な高速化を聞いているのではなくて、例えば日豊線を高速化する場合、フリーゲージ方式しかないのではないかと伺うように考えておるわけでありまして。今、知事の御説明がありましたように、国の調査結果では、新幹線の小倉駅の乗り入れの接続部分だけで560億円。では、560億円かけて時速130キロが実現で

きるか——そうならばその後の520億円、今話にありました追加投資の何分の1かで小倉一佐伯間はできる可能性が高い。しかし、この520億円についても、宮崎の分が入っているのかと言われると、恐らく入っていないんじゃないかと言わざるを得ない。そういうことでございまして、本県としてどうするのか。例えば、宮崎—都城—鹿児島複線化なのか、フリーゲージ化なのか。佐伯—延岡—宮崎、あるいは熊本—宮崎ということも考えられると思います。現状のまま、期成同盟会で——言葉が悪いですが——空念仏を唱えるだけかということになります。有名な東国原知事の時代に、この問題提起とそれに必要な情報を共有して、県民とともに方向性を探るべきではないか、こう私は申し上げておるわけございまして、本日ただいま、これ以上議論は深まりませんので先に進みますけれども、そういう意のあるところを御理解いただいて、今後力を入れていただきたいと思います。

次に、自殺防止の取り組みについて質問します。一部、新見議員の問題と重複する部分がありますが、お許しを願います。

警察庁による自殺者の現状は、2006年が3万2,155人で、9年連続3万人の大台を超えており、国は昨年6月、自殺対策基本法を成立させ、ことし6月に自殺総合対策大綱を決定し、2005年に全国で10万人当たり24.2人だった自殺死亡率を、2016年に19.4人まで引き下げる目標を設定しております。本県は1996年から11年間、ワースト3位から7位の間を推移しております。2006年の自殺者は361人、人口10万人当たりの自殺死亡率は31.5人で、ワースト5であります。また、本県においても、新法のもと自殺対策協議会が立ち上げられ、この1年間、

活動を展開されております。そして8月7日には、知事に対策協議会から提言書も出されております。さらに、本県を含む全国で20都道府県において、特別に「モデル自治体」の指定が8月末になされております。このことは、決して本県の対策が先進的だということではなく、むしろ今後、力を入れるべき県として選ばれたと言っても過言ではないと思います。そこで、知事は本県の実情をどのように受けとめ、さらには自殺対策協議会の提言を実現するために、主にどのような対策をすべきと考えているのか。

また、福祉保健部長は、対応すべき提言の概要について簡潔に御説明をお願いします。

○知事（東国原英夫君） お答えいたします。

本県では、平成18年に361名の方が自殺——自死行為——で亡くなっておられ、まことにゆゆしき状況であり、防止対策は喫緊の課題であると認識しております。今回、国の地域自殺対策推進事業のモデル自治体の選定は、現在、西諸県地域で行っている、うつ病に関する普及啓発の取り組みがある程度評価されたもので、今後、この事業を全県的に実施してまいりたいと考えております。

また、今回、県自殺対策協議会から、御指摘のように8月7日に検討結果を提言書として提出いただきましたが、その中で、自殺の原因につきましては、うつ病や経済問題等原因が多岐にわたっていることが示されておりますので、直ちに庁内連絡会を立ち上げるとともに、医師等の専門家を含め、市町村、民間ボランティア団体とも連携を図りながら、総合的な施策を構築していく必要があると認識しております。さらに県といたしましては、専門部署の必要性も含め、自殺対策が効果的に実施できるように検討してまいりたいと考えております。



○福祉保健部長（宮本 尊君） 自殺防止対策についての提言書の概要とその対応についてであります。これからの自殺対策として、提言書では3つの柱が掲げられております。1つ目が、自殺に関する県民の理解促進と普及啓発であります。2つ目が、相談支援体制の構築であり、悩みを気軽に相談できる窓口の整備や、相談に応じることができる人材の育成、さらに、一般内科医師と精神科医師との連携の必要性等であります。3つ目が、うつ病対策であります。自殺を図った人の多くがうつ病にかかっている状況があり、うつ病の早期発見・早期治療が重要という内容であります。今後、県としましては、提言書の内容を踏まえ、市町村や県出先機関を対象に、提言書の説明会の実施や、広く県民に自殺防止のためのパンフレットの作成・配布を行うなど、自殺防止への普及啓発を図ってまいります。また、市町村が実施する健康診断に「うつスクリーニング」の項目を加えるなど、うつ病の早期発見・早期治療につながる予防対策等を実施するとともに、地域の保健師や看護師及び民生委員、NPO法人等に対する研修会の開催など、1人でも自殺者が減るように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○榎藤梅義議員 また、これに関連しまして、社会経済生産性本部は9月6日に、地方自治体の職員にアンケートした結果を報告しております。本県が調査対象として4月の調査に応じたかどうかはわかりませんが、全国の回答率は38.8%となっております。調査結果は、「47.7%の地方自治体で、うつ病など心の病を抱える職員が増加傾向にある」とする結果をまとめています。また、規模の大きな自治体ほど休職者の割合が高かった、例えば3,000人以上と

いうところでは78.6%増となっております。さらに、働く環境面からの問いに対して、「住民の行政を見る目が厳しくなっている」97.6%、「1人当たりの仕事量がかなりふえている」94.6%などとなっております。今回発表された地方自治体の調査結果を、総務部長はどのように受けとめ、今後の対策に役立てるつもりなのか伺います。

○総務部長（渡辺義人君） お答えいたします。

近年、行政ニーズが増大いたしまして複雑多様化する一方で、職員には効率的な業務執行と行政サービスの一層の向上が求められているところでございます。このような中で、職員がさまざまなストレスを抱える機会がふえているものと想定をされ、御紹介の調査結果はそのことを裏づけるものではないかというふうに考えております。今後さらに、心の病が増加することも懸念をされますことから、これまで以上に職員の健康管理が重要になってくるというふうに認識をいたしております。このため、職員のメンタルヘルス対策として、管理職員等への研修を実施いたしますとともに、保健師、専門医、臨床心理士による相談体制を確保するなど、心の病の早期発見・早期対応に努めているところであります。今後とも、職員が心身ともに健康で生き生きと業務に従事できますように、積極的にメンタルヘルス対策に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○榎藤梅義議員 駆け足ですが、次に進みます。裏金問題です。

今回の裏金、つまり不適正な会計処理、預け、書きかえ、肩がわりの調査は、内部調査を検証する形で外部調査委員会が設置され、結果として3億7,454万円の不正経理があったことが

明らかになっております。私どもは当初、預けの原因は、単年度主義から派生した残金の翌年度への便宜的調整と理解しておりましたが、今回の西臼杵支庁の実態や、高崎食肉衛生検査所、南那珂農林振興局など大口の5つの機関等においては、あいた口がふさがらない実態であります。ましてや予算管理や会計諸原則はなきに等しい惨状であります。時間的問題もありまして、これをもとに戻すことは不可能であります。せめて決算では、ある程度あるべき姿に戻した報告を求めたいものと考えます。これらの決算対応について、総務部長のお考えを伺います。

いま一つは、個人流用はなかったとの認識がありますが、それは本来、みずから予算管理をすべき部署が、その記録を持たずに業者任せで運用されていたのでありますから、その実態そのものが疑惑を招くものであります。業者の台帳であれ何であれ、今となつては支払いと物品納入の検証と残高の実態確認を行わない限り、流用の有無は判断できないと思います。業者名は匿名であっても仕方ないとして、外部調査委員会の記録として検証がなされていると理解してよいか伺います。

また、今回の苦い経験を踏まえて、今後の決算や予算管理上、再発防止と予防のあり方を県職員にどのように徹底させていくつもりか、総務部長に伺います。

**○総務部長（渡辺義人君）** 今回の不適正な事務処理に関しまして3点のお尋ねでございました。

まず、決算に関してであります。地方公共団体の出納につきましては、地方自治法の規定によりまして、翌年度の5月31日をもって閉鎖され、この日以降は、収入支出はもとよりであり

ますが、概算払いや前金払いの戻入のほか、誤って払った金品の戻し入れや、誤って受け入れた金品の払い戻し等も一切行うことができないというふうにされております。したがって、出納閉鎖後に誤りや不適切な処理等が発見されても、当該決算は動かしがたいものであるというふうにされておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、備品台帳につきましては、関係所属に対しまして、遅くとも10月の初旬までには登録が完了するように指導をいたしたところでございます。

次に、2点目でございます。私的流用等々に関して、外部調査委員会の検証というお話でございましたが、今回の全庁調査に当たりましては、県内の入札参加資格登録業者である1,709の事業者すべてに対しまして、預け等の調査を行い、所属からの報告だけではなく、取引事業者側からのチェックも行ったところでございます。その上で、預け等の該当があった事業者には、所属だけではなく、本庁の連絡調整課等の職員が出向いて、県の会計書類と取引事業者の帳簿や納品書等の証拠書類との突き合わせなどにより、残高の確認や実際の用途等のチェックを実施いたしております。この結果、廃業により確認ができない1社を除きまして、すべての取引事業者から残高や用途についての確認がとれているところでございます。また、備品につきましても、2品目を除きましてすべて現物の確認ができています。これらの調査状況の詳細は外部調査委員会に報告し、その上で、預け等が多額に上る所属等につきましては、外部調査委員会による現地調査やヒアリングも実施をしていただくなど、厳正な検証が行われたところでございます。

それから、3点目であります。今回の経験を踏まえてということで、再発防止策の職員への徹底ということですが、今回の全庁調査結果報告書では、物品調達システムや予算執行システムの見直しなど、可能な限り具体的な再発防止策を盛り込んだところでありまして、今後、十分な検証を行いながら、実効ある改善を実施してまいりたいと考えておりますが、何よりも重要なのが職員の意識改革というふうに認識をいたしております。このため、今回の再発防止策では「職員の意識改革」を、重要な柱の一つというよりは最筆頭と申し上げたほうが適切かと存じますが、そのように位置づけをいたしまして、職員の公金意識の確立等に向けた各種研修の充実を図りますとともに、全庁的なコンプライアンス推進体制を整備することなどによりまして、組織風土の刷新に取り組み、再発防止を力強く進めてまいりたいと考えております。以上であります。

**○榎藤梅義議員** 次に、新分野進出と入札制度改革について伺います。

マスコミ等の論調は、そのほとんどが、県の入札制度改革、つまり落札率の低下が原因で建設業者の廃業が急増しているような表現であります。果たしてそうなのでしょうか。私はむしろ、平成9年、10年の半分以下になった、国を初め県、市町村の公共工事の急激な減少が、各企業を直撃しているからではないかと考えます。県の場合、低落札競争を推進する運用が、この半年、余り急速に行われ、これを加速させていることは事実だと思います。県下の市町村が、入札制度改革を県ほどはつきり打ち出さず見守っている形のあること、これは単に自分たちの自治体に官製談合が発生しなかったからということではなくて、建設業の厳しい実態を

見きわめているからではないかというふうに考えますが、知事の判断をお尋ねします。

**○知事(東国原英夫君)** 県におきましては、昨年末の談合事件を踏まえ、一日も早い県民の県政への信頼を回復させるため、県議会や民間有識者の意見や提言、多くの県民の皆様からのパブリックコメント等を踏まえ、3月に「入札・契約制度改革に関する実施方針」を策定し、マニフェストにお示しさせていただいたとおり、公正透明で競争性の高い入札・契約制度の確立に向けた改革に取り組んでいるところでございます。今後とも、改革の着実な推進と検証を行いながら、さらなる改善を図ることとしており、最低制限価格につきましては引き上げる方向で検討しているところであります。さらに、厳しい経営環境にある建設業者のニーズに応じた、きめ細かな支援に努めてまいりたいと思っております。

**○榎藤梅義議員** 知事はまた、選挙の入札制度改革の政策談義の中で、落札率の低下によって75億円から80億円程度の財源が捻出される旨の主張をされてきておりますが、この点、現在も変わっていないのか、その認識をお伺いしたいと思います。

**○知事(東国原英夫君)** 落札率の低下分につきましては、基本的にその分を再投資に振り分けるということでございます。いわば少ない予算で従来以上の社会資本整備が可能になると考えております。

**○榎藤梅義議員** また、知事は別の機会に、本県の建設業の登録が多いのではないかと発言をたびたびしておられますが、知事が公式の場でそのような発言をされていることは、何らかの自信といいますか論拠があるものと思いません。どの程度多いと感じておられるのか、その

理由、さらには理想の姿をお示し願いたい。その目標に移行するのにどれくらいの時間や期間をかけるべきと考えておられるか伺います。

**○知事（東国原英夫君）** 本県における建設投資は、平成5年度の8,384億円をピークに、平成18年度には4,565億円と約45%も減少している一方、建設業者数は8%程度の減少にとどまっております。今後も当面、建設投資の増加は期待できないことから、業界の再編が進むことが想定されるところであります。経営者はそれぞれ、このような経営環境などを踏まえ、経営の合理化や新分野進出、合併・協業化などの対応のほか、最終的にはリストラ、廃業まで視野に入れた経営判断を行うこととなると考えられますので、建設業者数が今後どの程度になるか、期間等を含めて想定することは困難であると考えております。ちなみに、本県は1,000人当たりの建設業者数は全国8番目に多いということです。九州各県はそれぞれ32位から42位、お隣の鹿児島県は42位ということで非常に少ないという数値は出ております。

しかしながら、建設産業は、社会資本の整備を通して県民の生活を支えるとともに、災害時の緊急対応や雇用の受け皿として大きな役割を担っておりますことから、県といたしましては、今後とも、技術と経営にすぐれた企業が伸びていける環境づくりを促進するとともに、今回、補正予算でお願いしております建設産業支援対策事業等を通じまして、厳しい経営環境下にある建設業者の支援に努めてまいりたいと考えております。

**○権藤梅義議員** 次に、改めて総合評価落札方式を採用すべき必要性とその条件を伺いたしたいと思います。7月28日のマスコミ報道によれば、昨年度に同方式を採用した工事のうち、16社が

入札に参加した宮崎市内の県道工事（予定価格9,030万円）では、最も低い入札価格を約100万円上回った業者が、技術評価で逆転して落札している例もあるというふうに指摘をしております。逆転するような技術力に差のあるところが一緒に入札メンバーに入れること自体、私は問題ではないかと思えます。基本的には、一般競争入札であれば、最低価格を企業存続の最低コストに近づけていけば、余り余分な条件を設けないほうがいいのではないかと考えます。技術力の評価というけれども、その客観性や公平性は、ほかの企業が納得できるものが準備されているのか、次々と疑問がわきます。工事の品質保証のために行うのであれば、最低価格の妥当性と、工事中の抜き打ち検査や事後検査を充実するなど、別のチェック項目をふやすべきではないかと考えますが、県土整備部長にお考えを伺います。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 総合評価落札方式は、価格と技術力など価格以外の要素を総合的に評価し落札者を決定する方式で、工事の品質確保を図るものでございます。価格以外の要素につきましては、企業の技術力に加えまして、配置予定技術者の能力や地域社会貢献度などを評価項目としているため、建設業者の育成や技術力の向上につながることを期待されております。また、評価に際しましては、中立かつ公正な審査・評価を行うため、発注機関外の学識経験者などで構成される「宮崎県総合評価技術委員会」を設置し意見を聞くとともに、結果につきましては、評価項目を含め公表させていただいているところでございます。現在、総合評価落札方式は試行中でございますので、その結果を検証しつつ、さまざまなタイプの評価方式の採用でございますとか、事務手続の簡素化

を進めながら、さらに拡大してまいりたいと考えております。

**○榎藤梅義議員** この6月議会で、新年度予算に基づく入札結果として、日向市の県工事を同じ業者が3件も同時に受注したことにつきまして、疑問の声が起きました。これは、1社でも多く公共事業を受注させ、地元業者を育成する見地からすれば、システム上何らかの欠陥があるのではないかとと言われても仕方ありません。この点の解消方法はどのように今議論されているのか、県土整備部長にお尋ねをいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 地域の建設業者育成の観点から、県発注の公共工事につきましては、原則として県内建設業者に発注するとともに、工事の規模や種類などを勘案いたしまして、地域要件を設定させていただいております。なお、一般競争入札における同一業者の受注につきましては、分割発注工事におきまして、受注制限を実施しなければ工事の品質確保及び適正な施工に支障を来す場合に制限することにさせていただいております。さらに、公共工事の適正な施工の確保のため、複数の工事を同時期に落札した業者等につきましては、必要に応じて重点監督等を実施するとともに、技術者の配置や下請業者への発注状況等の検査を強化しているところでございます。

**○榎藤梅義議員** 駆け足で恐縮ではありますが、次に教育長に伺います。

この7月13日、台風4号が近づく中で、指導力のすぐれた教師を任命するスーパーティーチャー制度のもとで、新たに11名の教諭に委嘱状を交付しておられます。この制度は、昨年度試行導入した6人と合わせて17名となり、今後、県内教育現場の指導力の底上げを図ること

が期待されております。また、この9月7日には、若手教師の授業力向上を図ろうと、宮崎授業力リーダー養成塾を開講しておられます。これは、県内の公立小中学校から応募した25人の教職員が2年間勉強し、指導力や専門性の向上を図るものであります。そこで教育長に伺いますが、本県の教育行政の中で取り組んでいる人材育成の全体像と重点施策をお尋ねします。

**○教育長（高山耕吉君）** 教職員の人材育成についてであります。知・徳・体の調和のとれた健やかな子供を育成するためには、教職員の人材育成を図ることは大変重要であると考えております。このため県教育委員会では、ことしの3月に、今後10年間にわたる指針といたしまして策定をいたしました教職員人材育成プランに基づきまして、「優れた人材の確保」や「能力開発のための研修システム」等の6つの柱に即しました68の具体的な取り組みを進めていくことといたしております。これによりまして、子供に対する愛情と教育に対する情熱を持ち、授業力などの高い専門性、幅広い社会性、マネジメント力を有する教職員を育成することといたしております。本年度は、すぐれた人材の確保の観点から、採用年齢の引き上げなど教職員採用選考試験の工夫改善を行いますとともに、授業力向上の観点からは、スーパーティーチャー制度の充実や授業力リーダー養成の設置を初め、研修体系の見直しなどに取り組んでいるところでございます。今後とも、本プランに基づきまして、市町村教育委員会、学校、大学はもとより、家庭や地域とも連携を十分に図りながら、教職員の人材育成に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○榎藤梅義議員** 同じく教育長に伺いますが、公教育再生の第一歩として、教育再生会議は

「社会総がかりで教育再生を」と鳴り物入りで目標を打ち出しております。1月に第1次報告、6月に第2次報告をそれぞれ提出しております。60年ぶりに改正をされた教育基本法を踏まえて、新時代を切り開くとの意気込みであります。教育再生会議の議論は、学校の現場から見ると先行し過ぎていたり、実行に移すまでもっと議論を積み重ねる必要があるのではないかとということも考えられます。しかし、本県教育が目指す方向は、かなりの部分で共通することも多いというふうに思います。ゆとり教育の見直しと学力向上等については、議論が分かれているところでありまして、1次、2次の教育再生会議の議論と本県教育の目指すべき方向について、教育長のお考えを伺います。

**○教育長（高山耕吉君）** 教育再生会議の議論と本県教育の目指すべき方向についてでございますが、教育再生会議では、学力向上のためにゆとり教育を見直して、その具体策としまして、授業時数の増加や魅力ある授業づくり等の提言がなされております。文部科学省におきましては、現在、教育再生会議の提言等を受けまして、教育課程の基準となります新しい学習指導要領の検討が行われているところでございます。県教育委員会といたしましては、国の動向を見据えながら、学力向上はもとより、一貫教育や命を大切にする教育など、知・徳・体の調和のとれた教育を今後とも積極的に推進いたしまして、社会の中で力強く生き抜いていく人間力を身につけた子供の育成に、全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

**○榎藤梅義議員** また、再生会議は、第1次報告に当たりまして、次のように述べています。

「公教育再生への第一歩として、義務教育を中心に初等教育に関する基礎学力、規範意識など

を当面の課題として焦点を絞り、学校はもとより、教育委員会、家庭、地域社会、企業などが密接に連携しながら、文部科学省を初め政府も一体となって、社会総がかりで取り組む方策について提言をしたい」というふうに述べております。これは別の意味で、知事が時々使われる「県民総力戦」に当たるものかなと勝手に解釈しておりますが、現下の教育体制は社会総がかり体制として十分なものなのか。また、理想の体制に近づけるためには、教育現場から家庭、地域社会、企業などに対するアプローチや情報発信がもっと行われることが必要ではないかと考えます。

従来から我々の間では、「学校5日制や学力テスト問題等で、教育現場だけで解決しようとする。ともすると逆に情報を発信しない独自体質が教育界にはあるのではないか」という批判があったところであります。教育委員会を初め本県教育界のオープンな体制について、教育長は現状をどのように認識し、社会総がかり体制を構築していくということをどのように考えておられるか伺います。

**○教育長（高山耕吉君）** 社会総がかり体制についてであります。心身ともに健やかな子供を育成するためには、学校、家庭、地域が一体となりまして、社会全体で教育に取り組むことが大変重要であることから、県民の皆様に、教育の現状と施策につきまして広く理解を深めていただくことが必要であると考えております。このため、平成17年度に「明日の宮崎を担う子どもたちを育む戦略プロジェクト」を策定いたしまして、諸施策の総合的・一体的推進を図りまして、機会あるごとに県民の皆様に積極的な情報を発信しますとともに、その声に真摯に耳を傾けているところでございます。

具体的には、学校評議員や学校評価の制度を導入いたしますとともに、各種協議会等におきまして民間委員等を登用し、御意見等を施策や学校運営に反映させているところでございます。また、ハートフルメッセージ、いわゆる「学校の声」の設置等によりまして、多くの方々から御提言いただきまして、即応できる体制づくりにも努めているところでございます。今後とも、戦略プロジェクトの積極的な推進を図りながら、地域ぐるみで子供を育てる教育環境づくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○榎藤梅義議員 ありがとうございます。

次に、県病院の決算について、病院局長に伺います。

民間の有識者でつくる県立病院事業評価委員会が8月21日に県庁で開かれまして、県病院局は県立4病院の2006年度の決算見込み額を明らかにしておりますが、その内容は、4病院合計で17億1,200万円の赤字であり、昨年8月にまとめた中期経営計画よりも赤字幅が6億2,100万円圧縮され、2005年度実績よりも赤字額が13億8,700万円減少するという内容であります。特に宮崎病院においては、6億2,100万円——たまたま同じ数字になっておりますが——の赤字予測のところ、この1年間で6,700万円の黒字に転換しているようであります。病院局長に、4病院の経営状況と、6億円の赤字削減が可能となった分析結果を御説明いただきたいと思えます。

○病院局長（植木英範君） 県立病院の経営状況についてのお尋ねでございます。お話にありましたとおり、平成18年度の県立病院事業全体の単年度収支は、17億1,100万円余の赤字ではありましたが、前年度比では13億8,700万円

余の改善となっております。その内訳は、宮崎病院が6,600万円余の黒字であり、これは平成9年度以来の9年ぶりのことでございました。その他の3病院は、延岡病院が7億4,000万円余、日南病院が7億3,500万円余、富養園が3億3,800万円余のそれぞれ赤字となっております。全体として見れば、宮崎病院の大幅な経営改善と、延岡病院を除く2つの病院の着実な経費削減が、全体の収支改善に大きく寄与した形となっております。

これらの改善要因といたしましては、収入面からは、7対1看護体制の導入や高度医療の実施による診療報酬のアップ等があり、一方、費用削減の面からは、現業部門の委託化、医薬品等の共同購入の実施等の取り組みによるものと考えております。特に7対1看護体制の導入に係る収益増は、年度途中の病棟再編を財源とする人的資源の再配分をスピーディーに行えた結果でありました。このことも含め、18年度の病院事業の経営改善は、病院局職員全体として経営改革への強い熱意のあらわれであり、その結果であると考えております。以上でございます。

○榎藤梅義議員 お答え、ありがとうございます。

業務の評価は数字だけでは理解しがたい点もございます。そこで、大阪市立大学の大学院に派遣され自治体病院の経営問題を専門に研究された、県庁職員で坂口さんという方、滋賀県庁に1991年に入庁されて、現在は議会事務局に勤務しておられる方のレポート、「自治体病院経営問題の論点整理」の一部を参考にしてみたいと思えます。

「自治体病院の使命・設置目的はさまざまである。現在では、経済性から民間病院が手を出

※ 253ページに訂正発言あり

しにくい結核、感染症、精神病などの「政策医療」、高度専門医療、小児医療などの「不採算医療」、あるいは僻地医療などの「地域に不足する一般医療の確保」などにシフトしつつある」と述べています。

そして自治体病院をめぐる議論を整理すると、第1は、行政から自治体病院への繰入金であるが、もともと自治体病院は政策医療や不採算医療を担うものであって、このコストは地域の医療政策である。また、有能な医師の確保や最新の医療機器の購入のためにも投資は必要であり、そのしわ寄せが現場に行くことが多い。第2は、自治体病院と住民の争点である。住民は、患者として必要なサービスを受けられなくなるリスクや、医療事故の増加に不安を感じており、病院に対する要求レベルが高くなる。一方病院は、医師、現場のマンパワー不足に悩む。今や自治体病院は住民の要求に十分こたえることができなくなりつつあるのではないか。第3は、行政と住民の立場の差にある。行政は、地域医療を確保していくためには、医療資源を集中し、病院機能の統廃合を進めていかなければならないと考える。しかし、住民は病院の縮小・廃止を嫌がり理解を得られない、などであります。

このように計数に表現しにくい病院改革であります。本年6月に成立した「地方財政健全化法」では、2008年度決算から、病院などの公営事業を含めた連結決算で、自治体財政の監視と再建を促す方向と言われております。努力の最中に失礼ではありますが、平成22年に日南病院や延岡病院の黒字化の可能性を掲げておられます。大変厳しいものがあると思います。それぞれ改革のポイントを、重ねてお伺いいたします。

また、昨年作成した中期経営計画で、2010年度の黒字化6,800万円を目指していたわけですが、今決算での宮崎病院の予想以上の早期黒字化の実現によりまして、今後の見通しが改善されると考えていいのかどうか伺いたいと思います。

○病院局長（植木英範君） 日南病院、それから延岡病院の経営改善のポイントについてであります。2つの病院に共通して言えることではありますが、計画どおりに経営改善を図るためには、さらなる収益構造の改善が必要であります。このため、高齢化の進展に伴い必要性が増しております脳疾患、心疾患への対応強化を中心に、医師の増員・確保に努めてまいりたいというふうに考えております。また、これまで以上に地域の医療機関との連携を強化し、急性期病院としての機能を高めますとともに、効率的なベッドコントロールに努めていく必要があるものと考えております。特に日南病院につきましては、高度医療ニーズへの的確な対応を図ることが、診療収入の増加につながるものと考えております。一方、費用の面におきましても、両病院に共通して言えることではありますが、さらなる業務委託の推進による人件費の削減に努めるほか、医薬品等の共同購入の推進などによる材料費の節減に努めるなど、きめ細かにさまざまな取り組みを実施していく必要があると考えております。両病院につきましては、今後とも収支両面において、スピーディーであると同時に細心な経営判断が求められるものと考えております。

引き続きまして、今後の経営改善の見通しについてでございます。病院事業全体の平成18年度決算見通しでは、初年度の目標値を上回る改善を図ることができたところであり、少なくとも



も計画スタートの年度としては、おおむね順調に計画が推進できているものと考えております。このまま着実な計画目標の達成を目指しておりますけれども、医療制度改革など病院事業を取り巻く環境は、今後さらに厳しさを増すことが予想されておりますので、目標達成に向けてのより一層の経営努力が必要であると考えております。したがって、引き続き、収益と費用の両面から、きめ細かな取り組みを実施することにより、各病院とも目標が達成できますよう努めてまいりたいと存じます。

ここで、一つおわびと訂正を申し上げたいと思いますが、先ほど3病院の状況を申し上げましたが、延岡病院の赤字は7億400万円余でございました。失礼申し上げました。以上でございます。

**○権藤梅義議員** 次は、マンゴーのブランド確立と今後の生産体制等について、知事並びに農政水産部長に伺います。

東国原知事は、5月10日に大田市場で競りに加わり、宮崎マンゴーは希少品となり、特産品としてブランド化しつつあった「太陽のタマゴ」に拍車がかかりました。価格面でも夕張メロンを脅かす勢いでありましたが、今後の出荷量や価格が気になるところであります。そこで、現在の本県のマンゴーの生産と出荷、あるいは消費面での問題をどのように認識されているか、知事に伺います。

また、当面、現状の9つのJAで「太陽のタマゴ」を生産していますが、現在の生産出荷量をどのように中期展望しているか。生産農家の課題と展望、さらには消費者の声をどのように聞いているか、農政水産部長に伺います。

**○知事（東国原英夫君）** 宮崎完熟マンゴーの生産・出荷・消費面での問題点についてであり

ますが、私は以前から宮崎完熟マンゴーには強い関心を持っておりました。また、知事就任後に生産現場を見学させていただきまして、農家の方々の地道な努力の結晶が「太陽のタマゴ」であるということ、この目で見せていただきまして、宮崎一押しの商品であると確信いたしました。もちろん味も非常においしいものでございました。この農家の方々の努力に報いたいと思ひまして、トップセールスなどでPRに努めてまいったところでございます。従来から品薄感というのはありましたが、ことしはさらに需要が拡大して供給が追いつかない状況が発生したため、結果的には昨年より高い値段になりました。購入を差し控えられた消費者も見受けられ、まことに申しわけないという思いでいっぱいでありました。このような状況を解消するためにも、今後は面積の増加による生産拡大を図って、需要に見合った供給に努めていきたいと考えております。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 完熟マンゴーの展望と生産農家の課題等についてでございます。完熟マンゴーの生産につきましては、県の長期計画で、平成18年ベースで栽培面積56ヘクタール、700トンの生産を行っておりますが、平成26年度には70ヘクタール、1,250トンの生産に拡大したいと考えております。しかしながら、技術不足による生産性の低い農家が存在するなど課題も抱えております。このため県といたしましては、平成21年度までに栽培マニュアルを確立しまして、生産技術の高位平準化を図ることで「太陽のタマゴ」の割合を高め、収量の安定化に努めてまいります。また、消費者からは、品質や価格面でいろんな声が多いことから、これまで以上に徹底した選果・選別を行うとともに、安定的な供給に努めることでニーズ

にこたえていきたいと考えております。以上で  
ございます。

**○権藤梅義議員** これに関連しまして、お隣の  
鹿児島県の南日本新聞は、その社説で、「ブラ  
ンド力をつけ宮崎に並ぶ産地に」とのタイトル  
で、宮崎、沖縄の両県に並ぶ産地に育ててほし  
いと檄を飛ばしています。そして、その言葉の  
裏には、追いつき追い越せのかけ声が見え隠れ  
します。鹿児島県の場合、2005年の栽培面積  
は38ヘクタールで、生産量は259トンにふえ、と  
もに全国第3位で、この10年間で面積が2.7倍、  
出荷量が8.6倍となっています。また、加温栽培  
が本格化した1990年代以降特に力を入れ、2001  
年にマンゴーを重点振興品目とし、2006年度の  
県果樹農業振興計画では、2015年度の栽培面積  
と生産量を、2004年に比較し194%（2倍）  
に、280%（3倍）にそれぞれ設定しておりま  
す。また、栽培技術面でも、炭酸ガス発生機を  
使った増収技術を研究し、指宿地区での現地  
試験では10アール当たり2割程度収量を伸ばす  
など、実用化が進んでいるようでありま  
す。本県は、国内では質の面では最高のマンゴー生産  
県として先行しておりますが、油断大敵であり  
ます。今後も、栽培技術の革新や情報の発信に  
努める必要があると思われま  
すが、知事に、簡潔にその決意と姿勢をお示しいた  
だきたいと思  
います。

**○知事（東国原英夫君）** 御案内のように、本  
県のマンゴーは、生産量こそ沖縄に続きまして  
2位でございますが、東京都の中央卸売市場で  
の取扱量とか単価というのは、ともに1位で  
ございます。品質というものは、私は、保証でき  
るもの、太鼓判を押せるものだと考えておりま  
す。御指摘のように、本県の県民性かどうかわ  
かりませんが、ともすると油断するとか、のん

びり構えてしまうということで、他府県の追随  
を許してしまうというようなことが過去にもあ  
りました。そういったことで、産地間競争に負  
けない品質・収量を確保するために、普及セン  
ターや関係機関一体となって技術向上に取り組  
んでいるところでありますが、私自身もトップ  
セールスの手を緩めずこのPRに努め、ナンバ  
ー1であるという品質、日本に冠たる「太陽の  
タマゴ」、宮崎県のマンゴーの地位を今後とも  
堅持していきたいと考えておりますので、御理  
解いただきたいと思  
います。

**○権藤梅義議員** 時間がなくなったよう  
ですが、厚生労働省が9月7日に、2007年度の地域  
別最低賃金の引き上げ幅を時給で7～20円にす  
ることを発表しております。この結果、最低賃  
金の全国加重平均は前年度比14円増の時給687円  
となり、時給で示す現行方式となった2002年以  
降最大の引き上げ幅となりました。また、本県  
の場合には8円引き上げられて619円となる見通  
しであります。これは、経済の底上げを目指す  
政府あるいは労働者側、あるいは経営の厳しい  
使用者側、こういったものが対立をして、最後  
には公益委員が一部の反対を押し切って、例年  
のほぼ3倍の最高の引き上げ幅とすることを決  
定したものであります。そこで、この問題の所  
管であります商工観光労働部長に、最低賃金、  
あるいは周辺の労働環境の実情、あるいは商工  
観光労働部の果たす役割、こういったこと等  
についてお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 最低賃金  
の今回の引き上げ等を含めた労働環境の状況と  
いうことでありますけれども、御質問にありま  
したように、最低賃金、それ以外の有効求人倍  
率を見ますと、本県の労働環境というのは厳し  
い状況にございます。このような中で、県とい

たしましては、円滑な労使関係のもとで、働く人々が意欲にあふれ、能力を存分に発揮するとともに、安心して働くことができるよう労働環境の整備を進めることが必要であるというふうを考えております。このため、労働相談の実施でありますとか、企業への労働施策アドバイザーの派遣などによりまして、労務管理に関する指導助言や、働きやすい職場づくりの啓発・推進に努めているところでございます。また、平成18年度からは、仕事と家庭の両立ができるような職場づくりの具体的な取り組みを宣言します「仕事と家庭の両立応援宣言」企業の募集・登録も実施しているところであります。今後とも、労働条件に関しての指導監督官庁であります宮崎労働局や関係機関と連携を図りながら、労働環境の整備が図られますよう取り組んでまいりたいと考えております。

○**榎藤梅義議員** 時間の調整がうまくいきませんで、9番の住宅の耐震は割愛をさせていただきます。

最後に、木花の総合運動公園にあります水泳プールに管理棟がなくて、公式大会が実施できない問題、この問題についての現在の検討状況を教育長に伺います。

○**教育長(高山耕吉君)** 総合運動公園の水泳場における、いわゆるプールハウスの設置につきましては、全国・九州大会規模の競泳種目の公式大会がコンピューターによる運営となっておりますことなどから、今後、県総合運動公園を所管しております県土整備部、関係部局などと具体的な検討を進めてまいりたいというふうを考えております。以上でございます。

○**榎藤梅義議員** もう1年間経過しておりますので、早急に対応していただくよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。あり

がとうございました。(拍手)

○**坂口博美議長** 次は、41番長友安弘議員。

○**長友安弘議員**〔登壇〕(拍手) 通告に従い一般質問を行います。

我が国は今、かつて経験したことのない高齢化・人口減少社会の到来、また、世界経済・環境問題のグローバル化、ボーダーレス化、そして国、地方合わせた900兆円以上にも上る債務返済等、大変厳しい社会情勢の荒波にさらされております。このときに当たり、国は、持続可能な社会の構築を目指して、経済成長戦略を基本に例外なき構造改革の断行という国策のもと、世界との大競争に打ち勝とうとしております。そして、地方はこのような中で、真の地方分権と自立に向けて、全力で生き残りを図らねばならない時期を迎えております。

しかしながら、都市と地方の格差は、今や重大な問題となってきております。地方は、いざなぎ景気を超える都市部の景気回復の恩恵を受けることなく、改革の陰のあおりをもろに受け、企業倒産の増大、雇用状況の劣悪化、医師不足問題を初めとした医療・福祉施策の後退とも思える負担感に覆われ、生活実感は日ごとに厳しさを増しております。40代の男性は、給与丸ごと銀行口座を押さえられ、たちまち生活ができなくなった。また、ある離婚している女性は、一生懸命、わずかな給料で働きながら児童扶養手当の切りかえに行ったら、突然、適用除外ということで打ち切られて目の前が真っ暗になったなど、生活現場には実に厳しい状況が発生しております。本日は、このようなことも生活現場で起こっているということを知事に認識していただきながら、何点か質問させていただきます。

初めに、県税について知事にお尋ねをいたし

ます。

本県の県税収入は、ここ数年、増加の傾向にあり、殊に平成19年度の税収見込みは1,000億円を超え、県政史上過去最高となるようであります。貴重な自主財源となる県税の増加は、財政の健全化にとって何よりの朗報であります。しかしながら、有効求人倍率を見てもわかるとおり、都市と地方の格差は歴然としており、個々人の生活実感はまことに厳しく、富の配分は地方の私たちの生活現場には反映されておられません。そこでお尋ねいたしますが、景況の厳しさの一つの指標でもある県税未収金の状況、並びに不納欠損額について、現状をお知らせください。また、貴重な県税を確保するためには、税の徴収業務の遂行が大事であります。未済額圧縮のための取り組みとその実績についてお尋ねをいたします。

次に、税の収納率を高めるため、近年、コンビニ納入やカード納入等納税者の利便性を勘案した納税の方法が導入されましたが、特にカード納入に関し、実績と導入効果についてどのように評価しておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、医療問題について知事にお伺いをいたします。

毎年1兆円を超す医療費の伸びを懸念し、国は医療費抑制をメインとする医療制度改革を断行しようとしております。しかし、医療の現場では医師不足が深刻になり、特に地方から医師が去っていく、赤字を抱えた病院が閉鎖されるなど、まさに医療崩壊と言われる現象が始まっていると言われております。国は、卒後臨床研修医制度による医師の偏在がその要因と言っておりますが、諸外国の状況と比較すると、いかに日本の医療が医療関係者の努力の上に成り

立っているかが明白になってまいります。ちなみに、我が国の医師数は、世界192カ国中63位、OECD30カ国中においては27位であり、12万人足りない、こういうふうに言われております。また、若い医師の勤務時間は36時間の連続勤務、週60時間から80時間、中には90時間という超過勤務が行われており、医療費のGDP比は、アメリカの15%、OECDの平均9.3%に比べ我が国は8%と、OECD30カ国中21位の状況であります。こういう状況の中で、世界一の長寿国、世界トップレベルの医療水準を維持する日本の医療事情を調査した、かのヒラリー・クリントン女史は、「日本の医療は聖職さながらの自己犠牲」と絶賛したというエピソードが有名であります。しかし今日、超過勤務による医療事故の懸念を初め、ハイリスクの医療事情の増加等の厳しさから、医師が自殺をしたり、あるいは病院から立ち去っていく「立ち去り型サボタージュ」現象が、医療現場では大きな問題となっております。

このような中、療養病床の廃止、後期高齢者医療制度の創設、特定健康診査と特定保健指導の実施、地域医療提供体制の整備等さまざまな医療制度改革が行われようとしております。医療制度改革については後ほど質問いたしますけれども、まず知事に、平成23年度に廃止される介護療養病床にかわる受け皿の整備についてどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

次に、難病対策について知事にお尋ねをいたします。

知事は過日、宮崎県難病団体連絡協議会の皆様と会われ、要望を受けられました。その際、長年待ち望んでいた「宮崎県難病支援センター」が、国や県の支援によりようやく開設の運

びとなり、念願のさまざまな事業がやっと展開できるようになった、そういう旨の喜びが伝えられたと思います。難病団体の方々は本当に大変な思いをされながら、対策の充実を望み、今日まで粘り強く頑張ってくられました。本当に長い道のりでありました。難病支援センターの設立は、これらの皆様にとって新たな出発点となりました。しかしながら、難病対策については、特定疾患治療研究事業の対象疾患の見直しを初め、医療や福祉の後退がもろに影を落とし始めているとの思いがしてなりません。難病団体連合会からは10項目、さらに各疾病ごとの団体から切実な要望が出されたと思います。何としても、この厳しい現実に立ち向かう難病の方々に支援の手を厚くしていかなければならないと思います。知事として難病対策にどのような姿勢で取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

次に、建設産業に係る雇用労働問題について、知事にお尋ねをいたします。

ここ数年にわたる公共事業費の削減、また、入札制度改革による落札率の低下や受注機会の不確実性により、建設業者は倒産や廃業を余儀なくされ、建設産業労働者は離職や失業をされる割合が大変多くなっております。公共事業費は、最盛期に比べ45%、また50%とも言われますけれども、削減されております。先月、ある集いで我が耳を疑ったのは、建設産業労働者の1万人が既に失業したと。このままでいくと2万人くらいになるのではないかという話が持ち上がっております。2005年のデータであります。本県の労働力人口は59万3,000人、そのうち就業者は55万2,738人、完全失業者は3万6,115人、完全失業率が6.3%、産業別就業者の建設業就労者は5万9,000人となっております。

この数からすると、先ほどの1万人、2万人というのはちょっと大きい気もしますけれども、公共事業費の削減額から見れば、この数の話も全く根拠のない話ではなく、完全失業率等から考えても、数千人という数は考えられるのではないかと思います。本県の建設業者の事業所数は6,596社、建設業者の倒産、廃業については厳密に調査する必要があるのではないかと思います。実態について、どうなっているかお尋ねをいたします。

また、県はその対策として、今年度予算に建設産業等経営支援事業費1,365万円と建設産業支援対策事業809万円の2事業を盛り込まれました。経営の継続、廃業、異業種転換等、県下10カ所の窓口で個別相談に乗る。また、農業や福祉の進出に向けた施設整備費や研究費に1社当たり50万円を補助し、10社に適用する等の事業でありますけれども、果たして十分な支援策となり得るのか、公共工事削減に伴う激変をどう緩和されるのか、異業種転換の成否等あわせてお伺いをいたします。

次に、農業問題について、本県の農業を今後どのような形で振興していかれるつもりか、知事に御所見を伺います。

2005年のデータであります。本県農業の概要は、耕地面積7万200ヘクタール、耕地率98%、作付延べ面積7万6,900ヘクタール、耕地利用率は109.5%（全国3位）、農家人口は13万455人、うち農業就業人口は6万6,245人、販売農家数3万5,245戸となっております。また、それによる農業の産出額は3,206億円（全国6位）、うち耕種1,346億円、畜産が1,823億円——これは全国3位でありますけれども——そして、農家1戸当たりの生産農業所得は187万9,000円となっております。農業産出額に占め

る割合というのは、米農家、野菜農家、そして畜産農家、その他となっております。また、食料の自給率はカロリーベースで60%、これらが本県農業のデータの一部であります。このデータを見ますと、全国的に見ると決して広くない耕地面積を懸命に耕し、特に畜産に力を入れ、全国の食料基地を自負してやまない、農業を一生懸命推進している姿が浮かび上がってまいります。

しかしながら、全国を支える本県の農業が、自由化や高齢化のために大変厳しい状況に置かれつつあります。昨今、国の農業施策である補助金制度あるいは農地制度という、我が国の農業制度の根幹にかかわる制度が改革を余儀なくされ、認定農業者、農業法人、集落営農、それから企業の参入等、農業の担い手の姿が大幅に変わろうとしております。あわせて農地制度の改革であります。このときに当たり、知事は本県農業をどのように位置づけ、どのような形で振興していこうと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

まず、県税収入未済額の状況等についてであります。平成18年度決算における県税収入未済額につきましては21億9,400万円余、不納欠損額につきましては2億8,300万円余となる見込みであります。なお、徴収率は、前年度より0.2ポイント上昇して97.3%、全国24位、九州では3位となる見込みであります。収入未済額圧縮のための取り組みとしましては、従来からの預金、給与、不動産等の差し押さえに加え、平成18年度から新たに取り組みました動産等のインター

ネット公売を初め、タイヤロック活用を前提とした自動車の差し押さえ実施など、滞納処分の強化を図ったところであります。インターネット公売につきましては、4回実施し、差し押さえた絵画、装飾品など動産44件、自動車4台の計48物件が落札され、これらの物件は見積価格の約3.7倍に当たる390万円余で売却したところであります。また、タイヤロック活用を前提とした自動車の差し押さえに関しましては、2月から3月にかけて全県税事務所で取り組み、差し押さえ予告段階での納税等も含め、滞納者478人、税額にして約1,890万円の滞納整理を行ったところでございます。

続きまして、自動車税のクレジットカード収納についてであります。インターネットによるクレジットカード収納を導入しました結果、事業終了日であります8月末までの収納実績は6,996件、税額にしまして約2億8,000万円となったところであります。導入効果につきましては、5月末の納期内納付率が67%と、昨年度に比べ1.2ポイント上昇する一方、利用者にとりましても、約76%の方が金融機関の営業時間外に利用をされており、そのうち約3割の方が分割払い等を選択しているなど、多様なライフスタイルに応じた納付状況が認められました。このようなことから、クレジットカード収納の導入につきましては、納税者の利便性向上が図られますとともに、自動車税における納期内納付率の向上や収納促進に寄与したものと考えております。

続きまして、介護療養病床の廃止に伴う受け皿の整備についてであります。23年度末で廃止される介護療養病床の受け皿としては、転換を行う各医療機関の状況を踏まえ、地域の高齢化の状況や要介護者の介護度などを勘案し、訪問

看護などの在宅サービスや老人保健施設などの施設サービスを初め、必要な介護サービスの整備充実を図っていくこととしております。また一方で、整備計画を策定する際には、住民が支払う介護保険料の上昇、さらには介護保険財政への影響などを十分に考慮する必要があり、現在、地元市町村と、今後の整備のあり方について個別に協議を重ねているところでございます。今後とも、地域の実情やニーズを十分踏まえ、受け皿の整備の方向性について検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、難病への取り組みについてであります。先月、宮崎県難病団体連絡協議会の皆様から、災害時の難病患者緊急避難体制の充実等36項目の陳情をお受けいたしました。難病団体の皆様から生の声をお聞きし、難病を持つ患者や御家族の皆様の精神的、経済的な御苦勞を改めて認識したところでございます。県といたしましては、今後とも難病団体の皆様の御要望を伺いながら、患者の皆様が安心して療養できるよう、支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、建設業の倒産と失業についてであります。本年度8月末までに1,000万円以上の負債を抱えて倒産した会社数は26社でございます。その常用従業員数は372人です。また、建設業からの離職者につきましては、宮崎労働局によりますと、本年度7月末までに転職や自己都合を含めて3,842人となっております。

続きまして、建設業に対する支援対策についてであります。公共事業費の大幅な減少に加え、入札・契約制度改革の実施により競争性が高まった結果、落札率も急激に低下するなど大変厳しい環境下にあり、企業経営者にとりましても、合併・協業化や経営の多角化等高度の経

営判断が求められております。このような状況の中で、県ではこれまで、建設産業活性化プランに基づき種々の支援策を講じてきたところでありますが、去る6月に実施した新分野進出に関するアンケート調査では、課題として、「資金不足」「新分野におけるノウハウ不足」などが挙げられたところであります。このため、今回新たに、今後の建設業経営に悩んでいる業者を対象に、県内11地区において講習会を開催するとともに、商工会議所等を総合的な相談窓口として、税理士や中小企業診断士等で構成する経営支援チームにより、経営方針決定に係る助言等を行っていくことといたしました。また、さきのアンケート調査では、回答のあった676社中67社が新分野に進出したと回答しておりますが、県といたしましては、新分野における定着を一層促進するための助成金制度も今回新たに設けたところであり、これまでの施策とあわせて、厳しい経営環境にある建設業者のニーズに応じたきめ細かな支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、本県農業の振興についてであります。本県ではこれまで、温暖な気候や豊かな自然を最大限に活用した農業の振興に努めた結果、平成17年の農業産出額が3,206億円となっております。また、全国第6位の食料供給県となっております。また、県内において農業就業者は全就業人口の12.0%を占め、さらに食品加工や流通等の幅広い産業と関連しております。農業はまさに、すそ野の広い本県の基幹産業であります。しかしながら、農業を取り巻く情勢は、国内外の産地間競争の激化や高齢化、担い手の減少といった構造的な課題に加え、鳥インフルエンザの発生など食の安全性をめぐる課題に直面しております。これらの課題に的確に対応す

るためには、私は、本県が持つ個性や魅力を磨き上げ、国内外に発信していく攻めの姿勢が重要であると考えております。このため、新みやぎ創造計画において「みやぎきブランド」の総合プロモーションに取り組み、農産物の品質向上やPRの推進、さらには全国トップクラスにある残留農薬検査体制等の充実による食の安全・安心の確保に努めてまいります。

ちなみに、先日、押川議員への答弁の中で、ことしの早期米の味について発言しました。その中に、「県に寄せられる意見の中に「まずい」という意見があった」と私は申し上げましたが、後の高橋議員の質問の中に「知事が「まずい」と言った」とありました。これは、私が「まずい」と言ったのではなく、「まずい」という意見が寄せられてきたということございまして、誤解のないように確認をお願いしたいと思います。ちなみに私は、宮崎県米は大変おいしいと認識しておる次第でございます。

今後とも、農業生産を支える、意欲があって経営管理能力のすぐれた担い手の育成確保や、低コストで安全・安心な農産物の生産体制の確立、さらには災害に強い生産構造の構築などを通じて、農業の振興に努めてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

**○長友安弘議員** それでは、再質問を行いますけれども、まず知事にお伺いをいたしたいと思います。介護療養病床2,000床の廃止に伴う受け皿の整備の方向性については、答弁をいただきましたけれども、療養病床の見直しについては、医療療養病床3,000床の縮減も行われようとしております。現行の医療法からいきますと、医療区分1という患者の方は赤字になってしまうということで、今、病院のほうでは医療区分2とか3の患者を多く受け入れるような方向に

シフトをしておるということでございます。その医療療養病床、今後お医者さんたちがどういう選択をされるのか、この縮減がどうなるのか。

一方、こういうところから出ていきますと、特別養護老人ホームの待機者が3,500名いると言われる中で、県民の関心というのは、療養病床の廃止あるいは縮減が果たしてどれくらいになり、また受け皿はどういうところにどんなふう用意されているのか、こういうところがございます。したがって、具体的に聞きたいと思っておりますので、概数で構いませんから、わかりやすく説明していただきたいと思っております。

**○知事(東国原英夫君)** 御案内のように、本県は介護療養病床が約2,000、あるいは医療療養病床が3,000ございます。平成23年度までに介護療養病床は全廃ということでございます。医療療養病床が縮減されると、介護保険料が非常に高くなるというような問題もございます。代替となる介護サービスといたしましては、老人保健施設とか特養老人ホーム等々のサービスを整備しなければいけないと考えております。国の診療報酬や介護施設の施設基準等が示されておりません。そのような事情から、ほとんどの医療機関は計画を立てられない状況にあり、具体的な転換の計画はいまだ策定する段階に至っておらないという認識をしております。県といたしましては、それら医療機関の意向を第一に、医師を配置する老人保健施設や長期の療養が可能な特別養護老人ホーム、また認知症に対応したグループホームなどへの転換を中心に、引き続き各医療機関、地元市町村と協議を重ねて、要介護者等への適切なサービスの提供が継続されるように努力してまいりたいと考えております。



○長友安弘議員 とにかく県民が安心するように、医療難民とか介護難民とか言われる人が出ないように、ひとつよろしくお尋ねしたいというふうに思います。

次に、医療制度改革について、何点か福祉保健部長にお尋ねをいたします。

初めに、2008年度から実施予定の後期高齢者医療保険制度についてお尋ねをいたします。都道府県ごとにつくる新しい保険者組織「宮崎県後期高齢者医療広域連合」が保険を運営するということではありますが、どのような内容になるのか、県民の皆様は大変心配をしておられます。保険料とか給付内容とか費用負担等、概要と準備状況についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） お答えいたします。

後期高齢者医療制度は、現在の老人医療制度と同じように、75歳以上の高齢者に対して窓口での原則1割負担で医療の給付を行うものであります。一方、制度の運営に当たりましては、窓口での1割負担を除く部分について、公費で5割、各医療保険者からの支援金で4割、そして高齢者の保険料で1割を負担するというようになっております。この保険料につきましては、国の基準に従いまして広域連合が条例で定めることとなっております、原則として県内均一の保険料となります。

次に、その準備状況ではありますが、広域連合におきまして、現在、関係機関とを結ぶシステムの構築や保険料などを定める条例の制定などに取り組んでいるところであります。なお、この制度におきましては、各市町村が保険証の交付や保険料の徴収などの窓口事務を担っておりますことから、県といたしましては、来年4月からの円滑な制度開始に向けて、広域連合及び

市町村に対しまして、必要な助言及び支援を行っているところであります。以上です。

○長友安弘議員 次に、特定健康診査及び特定保健指導についてお尋ねいたします。40歳以上を対象に実施されるようでありまして、対象者はおよそ54万人と予想されます。また、その効果が上がらなければならないと思いますけれども、どのように実施していかれるのかお尋ねいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 特定健康診査及び特定保健指導につきましては、今般の医療制度改革の柱の一つである医療費適正化を図る観点から、生活習慣病予防の徹底を進めるために、40歳から74歳までを対象として、平成20年度から、すべての医療保険者に実施が義務づけられております。この中では、国から受診率の目標値も示されていることから、現在、保険者である市町村等は、その準備に取り組んでいるところであります。各医療保険者は、平成20年度から24年度までの5カ年間の特定健康診査の実施率等の目標値を定めた特定健診等実施計画を策定しなければならないこととされているために、来年度からの実施に向けて、健診体制の整備等に取り組んでいるところであります。現在の老人保健法に基づき市町村が実施している基本健康診査の受診率が、平成17年度では県平均で40.9%であります。今後の特定健康診査等においては、国の示した平成24年度末の参酌標準では、市町村国保では65%とされております。健診事業が保険者の義務とされておきまして、県といたしましては、65%という数値目標の段階的な達成を促進してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 目標値を今お答えになりましたけれども、特定健診、特定保健指導対象者

は、40歳代が14万3,000人、50歳代が18万6,000人、60歳代が14万1,000人、そして74歳までが7万人ということで、トータルで54万人になるわけでありまして、これだけの数をやっていくということになれば、5年間でありますけれども、施設にしろスタッフにしろ、さまざまな準備が要るかどうかと思います。場合によっては、指導なんかについてはマンパワーの養成等も必要になってくると思いますけれども、この施策がきちんと担保できる仕組みについて、いま一度わかりやすく説明していただきたいと思います。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 今、市町村の国保を取り上げて申し上げましたが、現在の基本健康診断が40.9%ということですので、平成24年度までにこれを65%までに上げるということですのでございまして、今、議員が読み上げられました40歳から74歳の人口約54万人のうちの約半分が市町村国保の対象者になっております。そういうことで、41%から65%まで引き上げるというのは、一気にできませんけれども、スタッフの確保、あるいは被保険者の啓発、そういったことを通じて、5年間でこれを引き上げていくということ考えております。

**○長友安弘議員** メタボリックシンドローム、宮崎県のそういうものを解消するために、ぜひともしっかり運営できるようにお願いしたいと思います。

次に、地域医療提供体制の確保についてでありますけれども、県民が最も心配をしているのは、産科、小児科、それから救急医療提供体制の確立ではないかと思っております。これらの医療が安心して受けられる体制がまず整うこと、そしてあとは、できる限り地域の医療連携を中心にしながら、「かかりつけ医」をしっかり位置づけて、他の医療施設とか介護施設とのバランス

を図る。最終的には、高齢者の方々が、在宅でのみとりとか、住みなれた地域でのみとり、こういうものが可能になるように体制が組み立ていけばいいのかなと思います。本県の医療計画を策定していく中で、特に産科、小児科、救急医療体制の充実を図るべきと考えますけれども、福祉保健部長の考えをお尋ねいたします。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 医療体制の充実についてであります。新しい医療計画では、がんとか脳卒中等の4疾病及び周産期医療や救急医療などの5事業ごとに、医療機関相互の機能分担や連携体制の構築を図ることを目指して、現在、医師会等の関係機関と協議を重ねているところであります。このうち産科医療につきましては、既に県内を4圏域に再編し、開業医と中核病院との連携により、周産期死亡率が低下するなど一定の成果を上げているところですが、さらなる充実に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、小児科及び救急医療につきましては、特に小児の救急医療が課題になっておりますことから、新たに「こども医療圏」を設定し、現在、関係者によるプロジェクトチームで具体的な充実方策を検討しているところであります。今後とも、県民の方々が安心して必要な医療サービスを受けられるよう、医療提供体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 周産期医療につきましては、奈良県で起こったようなことが起こらないようにですね。宮崎の周産期医療は全国的にも大変評価を受けているところでありますけれども、あと問題は小児救急医療だろうと思っておりますので、このあたりにしっかり力を入れていただきたいと思っております。

次に、医療提供体制の改編につきまして、都

道府県には、患者や家族等の苦情や相談、問題への迅速な対応や医療機関への情報提供を行うための第三者機関としての役割を担う「医療安全支援センター」の設置が義務づけられました。しかし、宮崎県では既に平成15年にこの設置をされ機能していると、こういうふう聞いておりますが、県民が医療サービスを安心して受けるためには大変重要な機関でございます。県民への一層の周知と体制の充実を図るべきと考えますけれども、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 医療安全支援センターについてであります。医療安全支援センターにつきましては、平成15年8月から16年の5月にかけて、本庁の医療薬務課及び宮崎市保健所を含めた9保健所に設置をしております。県民の方々からの医療に関する苦情や相談に当たっているところであります。県庁ホームページ等で同センターの周知を行っております。平成17年度は県全体で676件、18年度は620件の相談を受け付けております。さらに、相談能力の向上のため、職員を各種研修会に参加させるなど、体制の強化を図っているところであります。医療の安全と信頼を高めるためにも、当センターの役割は今後ますます重要になってまいりますので、引き続き、県民の方々への一層の周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○長友安弘議員** 1日約2件の割合で相談があっているようであります。できるだけ相談はないほうがいいわけではありますが、県民にとってはどこに相談したらいいんだろうかということもありますので、ぜひともそういう相談があるときには的確に対応していただきたいというふうに思います。

次に、医師不足が深刻でありますけれども、対策についてお尋ねいたします。医師の養成には時間が大変かかります。そこで、医師の負担の軽減のためにも、秘書業務等、業務の補助を行う事務職員や、専門看護師の養成を図るべきではないかという医師の意見もございます。特に、宮崎県には誇るべき県立看護大学というのがございます。そのようなスタッフの養成を看護大学等で先駆けてやるべきではないかと思っておりますけれども、お尋ねいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 医師の負担軽減についてであります。本県におきましては、医師の養成確保のために修学資金貸与制度を創設して、現在、14名の医学生に修学資金を貸与しているところですが、これらの医学生が第一線の医療機関で活躍するまでには、いましばらく時間を要します。また、これまでの医師確保の取り組みに加えまして、今年度は新たに、関係市町村と医師確保対策推進協議会を設立して、即戦力になる医師の確保に着手したところであります。全国的な医師不足の状況等から、その解消は厳しい状況にございます。このような中で、国におきまして、勤務医の負担軽減を図るために、開業医の夜間診療や往診に係る報酬の引き上げ、あるいは医師の事務的業務を代行する職員の確保に対し、診療報酬上の措置を行うなどの検討が行われていると聞いております。県としても、これらの動きが勤務医の負担軽減や医師不足の解消につながるよう、関心を持って見守ってまいりたいと考えております。

また、看護大学における専門看護師等の養成についてありますが、専門看護師とか認定看護師は、特定の看護分野において質の高い看護を提供できる知識と技術を有しておる者であり

ますけれども、医師の負担軽減のためにどのような業務を法に触れることなく行えるのか等について、全国レベルでの検討が必要と考えております。また、専門看護師や認定看護師の養成は、日本看護協会の認定を受けた教育機関で行われておりまして、現在の県立看護大学での養成は現時点では困難であると考えております。

**○長友安弘議員** 県立看護大での専門看護師等の養成はどうかという話でありましたけれども、これはまたいろんな医師会等の流れの中でそういう動きが出るようでありましたときには、よろしくお願いをしたいと思います。

福祉保健部長へ質問が集中して、まことに申しわけないんですけれども、次は福祉のほうでちょっとお尋ねしていきます。難病支援については、先ほど知事から御答弁をいただきましたけれども、難病にかかっておられる皆様というのは、本当に連日、はかり知れない心労があるかと思えます。難病支援センターにおける相談を初め、支援センターの業務、これは本当に今大事なところであります。したがって、その一層の充実がどれほど心強い支えになるか、さらなる支援というのが必要だと思いますけれども、考え方についてお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 難病相談・支援センターについてであります。難病相談・支援センターにつきましては、宮崎県難病団体連絡協議会の御協力によりまして、平成17年9月のオープン以来現在まで、難病患者の医療や就労など1,277件と、多くの相談が寄せられているところであります。また、地域に出向いての難病相談会や就労支援のためのシンポジウムを開催するなど、患者支援に取り組んでいるところであります。さらに、今年8月からは、難病の種類を限定せずに、だれでも参加できる交流会

を月に1度開催し、患者同士の交流や情報交換を深める場を提供しております。今後とも、難病相談・支援センターと保健所等関係機関との連携を強化し、業務のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 次に、少し具体例を交えながらお尋ねしてみたいと思います。重症難病患者の在宅療養支援等の取り組みについて、これは具体例ですけれども、ちょっとお尋ねします。

本県在住の若い御夫婦に待望の赤ちゃんが生まれました。しかしながら、しばらくして、何だか様子がおかしい、肺の機能状態がよくないということで、この御夫婦は病名や治療法を求めて、少しでも納得のいく病院をと探し歩きました。落ちついたところは鹿児島大学の医学部病院、そして今は鹿児島市の医師会病院に入院をし、脊髄性筋萎縮症の疑い、こういうことで人工呼吸器をつけて入院治療を行っているところでございます。日ごとに成長を見せる我が子に対しまして、母親は全力を振り絞って付き添い看護をしているという状況でございます。しかしながら、鹿児島県にとりましては、次の患者も待っている、こういうような状況で転院の要請が上がっております。また、この御夫婦も宮崎県と鹿児島県に分かれての長い二重生活で、経済的にも精神的にもストレスがたまり、「宮崎の医療機関で受け入れてもらいたい。できれば在宅療養支援という方向に向けて医療を施してもらいたい」と、県の医療機関を必死に探して回られました。しかしながら、さまざまな事情で実現をしておりません。何としても県民の命を守ってもらいたい、それが県の行政の務めだと思いますが、取り組みについてお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 重症難病患者

の在宅療養支援についてであります。重症難病患者が在宅で安心して療養できるよう、拠点病院であります国立病院機構宮崎東病院と10の基幹協力病院による「重症難病医療ネットワーク」を構築いたしまして、その拠点病院に難病コーディネーター1名を配置し、患者と関係機関との調整を図りながら、緊急時における入院施設の確保等を行っているところであります。一般的に申し上げましてそういう状況ですが、個別具体的なことにつきましては、それぞれいろんなケースがありまして、なかなかうまくいかない場合もございます。それから、保健所におきましては、重症難病患者の療養上の相談にこたえるために、在宅療養計画の策定や保健師・看護師による患者訪問を行っております。今後とも、市町村や関係機関と連携して、在宅で安心して療養できるように支援に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○長友安弘議員** そういう受け入れ体制とか方向性というのは、今答弁があったわけでありまして、現実的に、何らかの意見の違いとか、さまざまな事情でトラブルっておるんじゃないかと思っております。実際、私もその赤ちゃんに会いましたけれども、本当に呼吸器をつけながら、我が親に一生懸命こたえようとしている、そういう状況等もありますので、何とか本県での医療が受けられるように、実現するように御尽力をお願いしたいと思います。

次に、介護施設への車による高齢者の送迎について。これもちょっとした事例でありますけれども、昨年の秋に介護施設利用者を送る車が事故を起こしまして、老婦人が亡くなるという痛ましい事故がありました。この事故は、運転手のちょっとしたミスにより、車が堤防下に転げ落ちまして、残念にも車に乗っていた老婦人

が亡くなられたと、こういうことであります。家族の方の話によりますと、この御婦人は、病気がようやく回復いたしまして、今からリハビリ治療を受けて元気になろうというやさきであっただけに、被害に遭われた家族の方々にとりましては、大変残念なことになったわけでございます。また、事故を起こされた方にとりましても、大変つらい出来事となってしまいました。高齢社会に入りまして、特別養護老人ホームを初め、介護事業所の送迎の機会というのは今後ますます多くなると思われれます。送迎中の交通事故が懸念をされるわけでありまして、事故に遭われた御家族の方々からの強い要望もございしますが、二度とこのような残念な事故が起こらないためにも、送迎者について、きちんと資格を有する職員の配置とか、そのほかの対策等を施す必要があるのではないかと思いますけれども、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 介護保険事業所における送迎中の交通事故についてであります。介護サービスにおける送迎は、主に通所系のサービス事業所において実施されております。県では、これらの事業所に対しまして、定期的な実地指導や研修会など、機会あるごとに交通安全の取り組みへの指導を行い、あるいは傷害保険への加入の指導等を行っているところであります。また、実際事故が発生した場合には、当該事業所に対して、事故の再発防止と、被害者及びその御家族への誠意ある対応を行うよう指導しますとともに、各事業所に対して、事故防止の注意喚起を行っております。県といたしましては、今後とも高齢者が安心して介護サービスを利用できますよう、事業所に対して、交通安全対策への取り組みはもとより、利

用者の全般的な安全対策の徹底を指導してまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** 運転手に特別な資格を求めるといのはなかなか難しいことかもしれませんが、機会あるごとにそういう事故が起こらないように指導をお願いしたいというふうに思います。

次に、精神保健福祉士についてでございます。我が国は精神障がい者に対する対策がおくれているというのは、御案内のとおりであります。ところで現在、国は、社会的入院から地域へと、こういう方針のもとに、新たに精神障がい者の退院を個別に援助する地域移行推進員や地域体制整備コーディネーターを各都道府県に配置し、またグループホーム等を一層整備して、地域の受け皿づくりを支援するという施策に乗り出しております。その予算とか事業内容について伺います。

そのためには、ソーシャルワーカーの役割も果たしております、国家資格を持った精神保健福祉士というのが、宮崎にも大分いらっしゃるわけでありましてけれども、この役割が大変大きくなると思います。このマンパワーが必要になるかと思えます。本県内の精神保健福祉士の現状と活用方策についてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 精神障がい者の退院支援についてであります。国においては、お話にありましたように、来年度から「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を実施すると聞いております。また、グループホームの整備につきましては、本年度より、本県の予算としまして、障害者自立支援対策臨時特例基金を活用した特別対策事業の中で、グループホームの整備に関して約1億円、あるいはグループホームの借りに伴う礼金、敷金の初度経費

として約800万円を予算計上しておるところであります。今後は、本年3月に策定いたしました「宮崎県障害福祉計画」に基づきまして、退院可能な精神障がい者の地域移行を計画的に進めるために、今申し上げましたような事業を活用しながら、受け皿の整備を進めてまいりたいと考えております。

また、精神保健福祉士についてでございますが、本県の精神保健福祉士は、19年の8月末現在で、国家資格取得者が409名であり、そのうちの約4割の166名の方が、関連の精神科病院やグループホームなどの社会復帰施設等に勤務しております。精神保健福祉士は、精神障がい者のソーシャルワーカーとして、障がい者の社会復帰や日常生活、社会生活での幅広い相談・助言・指導を行っておりまして、その果たす役割は極めて重要と認識しております。そのため、宮崎県障害者施策推進協議会の委員として県精神保健福祉士会会長に就任していただいて、現場の実情を踏まえた精神保健福祉の推進について貴重な御意見をいただいております。さらに、国において、退院促進を支援する新たな事業も実施される予定でありますので、今後とも精神保健福祉士会と連携しながら、精神保健福祉士の活用に努めてまいりたいと存じます。

**○長友安弘議員** 在住の精神保健福祉士の200数十名、約6割がまだ宙に浮いているような状況でございます。本当にこの方々の力が活用できるように、ぜひとも施策の充実を図っていただきたいと思えます。

もう時間がなくなりました。農業問題につきましては、先ほど知事に決意を伺いましたので、割愛をさせていただきます。

最後に、県土整備部長にお尋ねをいたしますが、災害復旧対策についてであります。さきの

台風4号、5号では、県北地域の家屋の倒壊、浸水、そして道路の決壊、農地の流失、それから漁業施設の破壊等大変な被害が発生いたしました。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。

今議会でも、災害時安心基金の活用、生活支援等をめぐり大変熱い議論が展開をされました。しかしながら、住民の命と生活を守るために、一日も早く住民に安心していただける災害復旧対策をしていただくことが肝要だろうと思います。要望しておきたいと思います。

ところで、これほどの大被害ではないんですけれども、私の住んでいる地域におきましても、先日も質問がありましたが、避難指示の出た「だら池」の漏水問題、それから急傾斜危険箇所の崩壊、そして農用地の埋没等災害が出ております。復旧が急がれるのでありますけれども、特に急傾斜の危険箇所が崩落し、人家の庭に土砂が堆積したままになっているわけです。そしてまたこの問題というのは、一步間違えば、人家が直接土砂に覆われたならば、人命すら失われたという危険性もあります。この箇所の災害復旧対策について、県土整備部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 急傾斜地危険箇所で発生したがけ崩れの災害復旧対策についてのお尋ねでございます。原則として土地の所有者等が復旧を行うべきものでありますけれども、技術的、経済的に困難でございまして一定の要件に該当する場合には、再度災害防止の観点から、県または市町村が対策事業を行うこととなります。具体的に申し上げますと、がけ地の崩壊等が発生した箇所で、人家5戸以上に被害を及ぼすおそれがある場合には、県が事業主体となりまして「災害関連緊急急傾斜地崩壊対

策事業」を実施させていただいております。また、人家2戸以上5戸未満に被害を及ぼすおそれがある場合には、市町村が事業主体となりまして「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」を実施させていただいておりますけれども、この事業につきましては、激甚災害の指定が必要になってまいります。

**○長友安弘議員** あと2問ありますが、質問の時間の範囲内でお許しをいただきたいと思いません。

防災対策について、県土整備部長にお尋ねいたします。木城町のことでございますけれども、雇用1,000名に近い、本県の雇用・産業にとりまして非常に大事な工場がございます。平成17年台風14号の水害のときにはもう少して浸水と、こういう状況でありました。浸水することになりますと大変な被害が出ますので、工場移転も余儀なくされると。この企業が他県にでも行ってしまえば、企業誘致に全力を挙げている本県にとって非常にこれは打撃となってまいります。県下全域の工業団地の防災対策の点検が必要になるのではないかと思います。まず、この木城町の件につき、小丸川の堤防整備など防災対策を講ずるべきだと思いますけれども、県土整備部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** お尋ねの箇所でございますけれども、国が現在管理しております区間でございます。国からは、現在の河川整備計画の中では堤防整備の位置づけはなされていないと伺っております。一方で、平成17年の台風14号では、議員から今お話がありましたように、工場敷地近くまで河川の水が迫る状況であったことは承知しております。このような中、国において、長期的な河川の整備目標を策定すべく、過去の洪水や被害状況などについて

調査や検討が進められ、今年度内に小丸川水系河川整備基本方針が策定されると伺っております。

なお、具体的な整備の内容につきましては、関係機関、学識経験者並びに関係住民の意見を踏まえつつ、その後策定される河川整備計画の中で位置づけられることになっております。県といたしましては、河川整備基本方針などの策定において作業が円滑に進むよう、国や木城町などとの調整に努めてまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になります。ローカルな問題でありますけれども、歩道整備について、同じく木城町でございます。小丸川をまたぐ県道木城高鍋線の高城橋の歩道整備について、県土整備部長にお尋ねいたします。この歩道の整備状況というのは、高城橋の片側に狭い歩道がついております。しかし、この歩道は川を挟んで町の両側をつなぐ重要な歩道でありまして、自動車の交通量の多さから、通勤通学時や、車いすあるいは自転車等の車両が通るとき、特に傘を差して通る雨天時なんかは狭くて危険な状態になると。地域の住民は、この歩道の拡張、あるいは両側につけてくれということを要望されております。この橋の両岸は街路事業により両側に広い歩道を持っておりまして、その片側が突然橋のところで途切れることになると、道路を横断しないと歩道にも行けない状況でございます。大変危険でございます。また、景観上も非常に不自然さが残っております。整備すべきと思ひますけれども、県土整備部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 歩道整備につ

きましては、いろいろ皆様から御要望を伺っているところでございます。安全で安心な道路空間を確保するとともに、高齢者や通学児童など、いわゆる交通弱者対策からも重要な課題であると認識しております。そのため、自動車や歩行者の交通量を勘案しながら、緊急度の高いところから整備を進めさせていただいております。御質問の高城橋の状況についても、認識十分させていただいております。歩道整備につきましては、現在、片側に歩道が整備されておりますので、早急な対応は困難であると考えておりますけれども、県全体の整備状況などを勘案しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

**○長友安弘議員** ぜひとも前向きに検討をお願いしたい。こういうことをお願いしまして、質問のすべてを終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○坂口博美議長** ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時 3 分休憩

---

午後 3 時 15 分開議

**○坂口博美議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、6 番西村賢議員。

**○西村 賢議員〔登壇〕**（拍手）日向市選出、愛みやざきの西村賢です。初めての一般質問になり非常に緊張しておりますが、先輩方の温かい目に見守られながら、きょうは頑張つてまいります。ぜひ、知事初め執行部の前向きの答弁をいただきますようお願い申し上げます。

また、ことしの夏は非常に暑く、全国的に熱中症の被害が相次ぎました。先日、日向市内でも熱中症が原因と思われる事故がありました。



現場での救命活動には最善を尽くしたとのことですが、残念ながら命を救うことはできませんでした。故人の御冥福をお祈りいたします。そして、今後、犠牲者が出ないように、教育機関の方々にさらなる再発防止策をお願いいたします。

それでは、代表質問、一般質問と重複する部分をなるべく避けて、通告に従い質問させていただきます。

まず、日向市の代表であるとともに同世代の代表として質問させていただきます。朝日新聞が、現在の25歳から35歳の世代を「ロストジェネレーション（さまよえる世代）」と称し、この世代にスポットを当てた特集を組んでまいりました。ちょうど私もその世代に当たりますが、第2次ベビーブームのため受験戦争も厳しく、また社会に出るころはちょうど就職難、いわゆる就職氷河期に当たりました。そのため社会情勢的には非常に不遇な一面もあります。そのためか、フリーターの増加、ニートの発生、そして派遣や契約社員の増加、またワーキングプアと呼ばれる低所得労働層の増加など、本来、子づくり・子育て世代でありながら、未婚率も高くなり、貯蓄なども少なく、少子高齢化の原因となっております。私も人ごとではありません。我が宮崎県も同様であり、高校卒業後に就職や進学で他県に出た者が帰郷しない、またできない例が多々あります。逆に、職を求めて30代、40代になっても県外へ仕事に出る者も少なくありません。この子づくり・子育て世代の定住化推進に対する知事及び執行部の考えを伺ってまいります。

まず、知事にお尋ねしますが、知事はこのロストジェネレーションという言葉に御存じでしたでしょうか。また、安倍政権下におきまして

は、この世代に焦点を当てた再チャレンジ政策を打ち出しました。知事は、このロストジェネレーションに対し、何か特別な策はお持ちでしょうか。

私は、将来の宮崎を背負う若年層を県内にいち早く定住化させることが、安心して仕事をしてもらい、子育てをしてもらうために必要だと考えております。地域の自治会に加入したり、また消防団活動に参加したりと、地域のコミュニティを守るためにはそれが必要であります。先日、知事は「近所づき合いが大事だ」とおっしゃいましたが、まさしくそのとおりでと思います。行政的には将来の税収増や少子高齢化対策につながると考えております。このような背景も踏まえ、県も、次世代育成支援宮崎県行動計画、また宮崎県住生活基本計画などにも、子育てに優しい環境づくりとして、「子育て世代向けの良質な住宅の確保」の支援を目標として掲げられているわけです。県土整備部長にお尋ねします。このように目標を立てられていますが、その支援の内容についてお尋ねします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

全体的な質問として、子づくり・子育て、少子化対策。子づくりに対しても、私も何らかの支援をさせていただきたいと思っているんですが――諸事情により今は控えさせていただいております。

ロストジェネレーションについてであります。この言葉については、私も存じ上げておりました。ここで定義づけられている若年者層の厳しい就労環境につきましましては、全国的に大き

な社会問題となっております。国の再チャレンジ支援総合プランにおきましても、若年者の就労支援の重要性が示されているところでございます。また、この若年者の就労問題につきましては、私自身、県政の重要課題の一つであると認識しており、先般策定しました新みやぎき創造計画において「働く場づくり・ものづくり振興」として、産業技術専門校における職業訓練や、ヤングJOBサポートみやぎきによる就労支援の強化等を重点施策に位置づけたところでございます。今後も、このような就労支援はもとより、企業誘致や諸産業の振興による雇用の創出、女性の社会参画支援、農林水産業の担い手対策等を推進していくことにより、若年層の働く場の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

**○県土整備部長（野口宏一君）**〔登壇〕 子育て世帯の住宅確保の支援についてお答えいたします。本年3月に、住生活の安定の確保と向上を促進するための新たな計画として策定しました「宮崎県住生活基本計画」におきまして、少子高齢化社会に対応した住宅の普及促進を図るために、「子育て世帯のゆとりある住宅確保の支援」を掲げております。支援の内容といたしましては、中堅所得者向けの特定優良賃貸住宅の供給の促進、住宅金融支援機構が行っております優良住宅取得支援制度等の利用の促進、さらには、小学校就学前の子供のいる世帯の県営住宅への優先入居の実施、住宅を求める方々への情報の提供等を行うこととしております。以上でございます。〔降壇〕

**○西村 賢議員** 引き続き質問させていただきますが、実際に私が地元の金融機関で教えていただきました、昨年4月からの近々のデータですが、住宅購入ローンに申し込みをして実際に

ローンが通った方の平均が、平均年齢37.8歳、平均申込額2,021万円、この方々の平均年収が531万円でした。平均値であるために一概には言えませんが、ローンの申し込みパンフレットを見ますと、年収300万円以上が対象となっておりますが、実際には非常に高いハードルとなっております。平成16年の消費実態調査によりますと、1世帯当たりの平均所得が、全国平均588万円に対し、宮崎県の平均は495万円です。こう考えますと、宮崎県の平均収入では、なかなか自分の家を持つことが難しいのが実情です。実際に宮崎県住生活基本計画にも書いていますが、持ち家率の減少がこのように報告されております。例えば、25歳から29歳までの持ち家率が昭和58年28.1%あったものが、平成15年では9.4%と、この25年間、四半世紀で約3分の1と大きく減少しております。ほかの世代でも持ち家率は非常に減少しております。知事にお尋ねしますが、知事はこのような県民の家計というか、住生活の実態を御存じだったでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 御指摘にありましたように、1世帯の年間収入は、全国と比較しても低位にあることは存じ上げておりました。県民の家計というのは非常に厳しいと、そういう認識でございます。宮崎県の1世帯当たりの年収は495万円ということで、持ち家率の話ですが、25～29歳代の方たちが昭和58年から平成15年にかけて激減しているということでございます。それは晩婚化等々も原因なんだろうが、持ち家に対する執着というか希望というものが希薄化したことも理由の一つではないかと考えております。以上です。

**○西村 賢議員** ありがとうございます。確かに知事がおっしゃるとおりに、持ち家率の減少

の理由にはそのような背景もあるかと思いません。ただ、若い夫婦が、家を持ちたくても、すぐさま建てることは難しいという現状もあります。

その中で、私は三世代同居というのも一つの手段だと考えております。三世代同居にはさまざまなメリットもありまして、例えば自宅でお年寄りを介護する、それでできる限りのみとりを行う。また、赤ちゃんをすぐによそに預けるようなゼロ歳児保育ではなくて、家族みんなで育児をすることができれば、女性も安心して社会進出できますし、また、増大する社会保障費を低減させることができるのではないかと考えております。これは逆に、昔の古きよき家族のあり方に戻るようなイメージを持っております。

しかし、現実問題として、宮崎県は三世代同居世帯が6.9%と全国38番目であり、かなり核家族化が進んだ状態にもあります。今、増築・新築など施さなくては三世代同居が難しい一面もあります。その中で、山間部や過疎の自治体においては、建築費用の一部を出したり、また数年間定住すれば返さなくていいというような補助金を出している例がありますが、これを例えば県が導入して、住宅ローンの一部金利負担とか補助金などを考えてみてはどうかと思っております。県全体で行えば大きな波及効果があると思えます。知事にお尋ねしますが、三世代住居推進に関して、知事の御見解をお願いします。

**○知事（東国原英夫君）** 三世代同居についてですが、御案内のようにその率は6.9%、全国38位、ちなみに1位は山形県だと伺っております。東北地方がなべて三世代住居とかそういったものの率は高いというような傾向にある

と思えます。雪に閉ざされたり、そういった自然環境もあるのではないかなと思っております。

本県の敷地を活用した近居とか隣居、近くに住むとか隣に住むとかいうようなパターンの住居方式が考えられると思うんですけれども、同居したくても住宅が狭いため住めないとか、あるいは別居したいんだけどもしようがなく住んでいるとかいう方たち、いろんな方がいらっしゃると思えますが、今後そういう理由等も的確に把握した上で、他の自治体の取り組みなども参考にしながら、県としてどのような支援、助成等ができるか今後考えてまいりたいと思えます。

**○西村 賢議員** そういった中で、知事が公約として100世帯の移住を考えておりまして、非常にそれも魅力なんですけれども、実際、県に定住してもらうには、Iターン、Jターン対策よりも、本県出身者を引き戻すUターンのほうが、より可能性が高いのではないかと考えております。これは担当部長であります地域生活部長にお伺いいたします。いかがでしょうか。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 県出身者のUターンについてのお尋ねであります。本県への移住や二地域居住の促進につきましては、団塊の世代を初めといたしまして、あらゆる世代の都市住民等を対象に、情報発信や相談窓口での対応等に積極的に取り組んでいるところであります。御質問のとおり、県外にお住まいの本県出身者や本県にゆかりのある方々は、宮崎暮らしの意向のある方が多いと思われれます。従来から、東京や大阪等での県人会の場におきまして、ふるさと暮らしの呼びかけを行ってきたところであります。今後とも、県出身者を初めとした多くの方々に、自然環境に恵まれた本県の

特性を強くアピールいたしまして、移住等の促進を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

**○西村 賢議員** ぜひ、少子化対策の絶対条件として、若者の定住化ということも念頭に置いて進めていただくことを期待しますし、また、少子化問題は各部局力を合わせて県庁総力戦で取り組んでいただきたく、お願い申し上げます。

続けて質問させていただきます。知事の政治姿勢についてであります。私もみずからの政治活動のツールとしましてブログを活用しておりますが、知事のブログを目標に毎日頑張っております。ブログの文章は、議会発言や記者会見よりも本音に近い言葉と考え、またそれがブログの魅力となっているわけですが……。その知事のブログ、8月7日付では、知事は、「全ての陳情・要望に応えるために、一般会計に少なくとも100億円欲しい。そうすれば、多くの施策が可能になる」と書かれています。このことは先日の代表質問の際にも、知事は少し触れておられましたが、ブログを読んだ県民にとっては非常に希望がわき、またぜひその中身が知りたいところであります。県のトップリーダーとして、それだけの財源があれば特に何から着手したいと考えますか、知事にお尋ねします。

**○知事（東国原英夫君）** ブログに関しましては、就任から自分の中では非常に窮屈感がありまして、就任する前は本音を自由闊達に書いておったんですが、それ以後は皆さんの注目度が増すたびに、発言の責任、そういったものをひしひしと感じて、最近はやめたことの3割も書いていないぐらいでございます。しかし、ブログで書くのは、一般の県民の皆様には私の思いをざっくりと伝えるという意味で書かせてい

ただいております次第でございます。

その中で、御指摘のように、普通地方公共団体、47都道府県、公平公正に一律に100億円ずつ配分されたら、いかにこの脆弱な宮崎県、本県が楽になるかということは書かせていただきました。それは、御案内のように、この数年で地方交付税交付金が本県だけでも300億円減らされております。補助金をカットされ、税源移譲されても、地方交付税交付金をカットされれば何もならないということでございますから、ばらまきと言われようが、我々は、自由裁量権のある100億円ぐらいがあったら、福祉・医療施設、あるいは県道、トンネル、社会資本整備、あるいは農村地域、中山間地域の未植栽地等の補充等に使えると思っております。優先順位は別にして、今言いましたけれども、農山村を守るなり、子育て支援、そして医療・福祉施設の充実、あるいは建築・土木業者に対する支援、助成等ができるのではないかと——それだけではないんですけども、そういったことができるんじゃないかなと考えております。

**○西村 賢議員** しかし、実際には限られた財政の中で毎年予算編成をしなければならない状況にありますが、100億円と言わずとも、国の財政支援が望めない中で、県独自で今以上の税収増、また収入を上げる具体策を考えておられますでしょうか。知事、お願いします。

**○知事（東国原英夫君）** 一概に税収を上げるといっても、税収が上がったら、その分、地方交付税が減らされたり、そういうような施策もあるわけでございます。私は、「税収をふやす。歳出削減もするが、歳入もふやす」ということはマニフェストでも言わせてもらっているところでございます。「稼ぐ県庁」なんていうのを象徴的な言葉としてやらせてもらっており

ます。県庁の見学者あるいは観光客が、4月のパネルを設置してから8月いっぱいでもう14万人を超過したということでございます。稼ぐ県庁の割には、14万人に対して何もしなかったのかと、100円ずつ見学料を取れば何らかの収入になったんじゃないかというような御指摘もございましたが、今となっては遅かったという感じでございますが。そういった意味でも、県庁カフェあるいは物産館、あるいはKONNE等の売り上げ等に、PRを含めて側面的な支援をさせていただいているわけでございます。県としましても、県庁ホームページのバナー広告やサンマリンスタージアム宮崎へのフェンス広告の導入、あるいは県立芸術劇場のネーミングライツ等々の歳入増を図る取り組みをしておるわけでございますが、そういったものはすぐに効果があらわれるものではないので、こういったものには地道な取り組みが必要だと考えております。

**○西村 賢議員** 今の知事の発言を踏まえまして、私自身もどうか知事の思いにこたえたいと思い、県民の一人としていろいろ策を考えてみました。ここで提案したいことは、県有財産の有効活用であります。県の資金や予算をかけずに、県の資産、県の事業価値を証券化し、金融市場等から民間の資金を導入してはどうかと考えます。県の資産価値が高いものに、例えば東京市ヶ谷にある県東京ビルなどは都心の一等地にあります。それでは総務部長にお尋ねしますが、県東京ビルの資産価値は今どのくらいあるのでしょうか。また、年間の維持費も教えてください。

**○総務部長(渡辺義人君)** 東京ビルについてでございますが、初めに、資産価値につきましては、不動産鑑定評価等による実勢価格の評価は

いたしておりませんが、土地につきましては、平成19年の国土交通省の地価公示価格をもとに試算をいたしますと、12億9,800万円余の評価額となります。また、建物につきましては、建築費をもとにいたしまして定率法による減価償却を行いますと、現在の残存価額は1億2,900万円余りとなります。

次に、補修費でありますけれども、耐震補強工事については既に終了いたしておりますが、内装や設備等の修繕費として、おおむね年間200万円から300万円程度が必要となっております。

次に、年間の維持費でございますが、平成19年度予算をベースに申し上げますと、学生寮の指定管理者に971万円余、東京ビルの管理委託費として2,207万円余、合わせまして年間で3,178万円余ということになっておりますが、別途、職員宿舎等に係る収入がございますので、この収入分として年間で1,050万円余を見込んでおります。したがって、実質ベースでは、これを差し引きまして2,127万円余が県費の実質的な年間維持管理費ということになります。

**○西村 賢議員** 私たちの会派で5月に東京ビルへ視察に伺いました。その際に学生寮やフロンティアオフィス等を見ましたけれども、市ヶ谷駅から徒歩5分ぐらいのところでありながら、非常に建物自体が老朽化しておりまして、また、職員寮も学生寮も非常に古くなっておりました。正直、ここはもったいないなというふうに感じたんですが、実際は建てかえるにも多額の費用がかかるわけです。例えばこの東京ビルであれば、より近代的なものに建てかえて、余剰スペースを企業等に貸すなり、マンションなどの複合ビルにするなりすれば収益は増すんじゃないかなと思っております。もちろんこれは土地の有効利用ができるからこそそのアイデア

なんです。

また、ほかの事業を見ますと、特に企業局の発電事業などは、今後も事業価値としてすごく高いものであると思います。特に収益性の高い事業、また有益性の高い事業であれば、事業証券化などの資金調達が行えると考えます。企業局長にお尋ねしますが、現在、発電事業のみの収益はどのぐらいあるでしょうか。

**○企業局長（日高幸平君）** 電気事業における収益でございますが、電気事業における事業収益が、平成18年度の場合でございますけれども、電力料収入などによりまして51億1,100万円余ということになっております。この事業収益から、発電などにかかります費用42億5,400万円余を差し引きますと、純利益が8億5,600万円余ということになっております。この純利益につきましては、一般会計への貸し付けをいたしておりますので、その財源といたしまして3億円、それから緑のダム造成事業がございますので、これに2億円、残りの3億5,600万円を借入金返済財源という形で積み立てをする予定といたしておるところでございます。以上でございます。

**○西村 賢議員** すばらしい業績だと思います。先日の代表質問でも、知事が売却を踏みとどまったということも非常に理解できます。事業証券化というのは、将来の事業見通しに対しまして民間から投資をいただくわけですが、この発電事業に至っては、数百億円単位の、いわゆる前借りも可能だと思います。その調達資金で借金清算もできると思いますし、今後進む電力自由化などのリスクにも対応できると考えます。また将来、仮にこの事業を売却となった場合でも、証券化の手法を使うことによって、より高い価値を残したままの売却も可能でありま

す。この有益性は、東京ビルの建てかえどころの比ではなく、非常に高いものだと考えます。

ここで、このように、将来の事業性をもとに市場から資金を調達する事例が民間企業でも多く見られるわけですが、例えばソフトバンク社は、携帯電話事業に参入する際に、社会的インフラとなっている携帯電話事業を証券化することによって買収資金を調達したと聞いております。また、光ファイバー事業を展開するUCOM社は光ファイバーネットワーク事業を証券化し、また、観光有料道路である熱海ビーチラインは、有料道路から生まれる将来の収益を証券化したと聞いております。いわゆる社会的インフラの事業証券化ということについての例として挙げるができるわけであります。県民へのサービス継続のために、県の財産を売却するのではなくて、保有したまま資産・事業価値を高めていく。自治体にとっては、将来にわたり高い収益性とリスク低減とが図られます。先ほどの知事の、陳情・要望にこたえるため100億円欲しいという要望にこたえられると思います。知事にお尋ねしますが、この資産及び事業の証券化に対して、知事のお考えを聞かせてください。

**○知事（東国原英夫君）** この資産・事業の証券化も、結局は県にとって県債の一種になるわけでございますが、資金調達の手法としては、そもそも活用できる場合が、収益が出る事業に限られることや、かなり低利で資金調達している現状と比べて、コスト面で有利なのかどうか等々の課題が考えられるところでございます。いずれにしても、資金調達手法については近年さまざまな手法が考えられますから、今後、それも含めて研究してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、知事の答弁の中で、考えてまいりますということの、検討する部署であるとか、検討の時期というようなイメージはありますでしょうか。

○知事(東国原英夫君) イメージはありません。

○西村 賢議員 それは、今思いついたということでしょうか。今、研究していこうかなど考えたということでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 研究する対象になるなど思ったわけで、研究してみないと、それから検討段階に移るということは明言はできないということです。

○西村 賢議員 ぜひ研究はこれからでもしていただきまして、これ以外にも県民からいろいろなアイデアをお寄せいただいていると思いますが、ぜひ具体的なアイデアをどんどん募集して、本当に県民総力戦で臨んでいただきたいと思えます。

それでは、また続けて質問させていただきますが、治安対策についてであります。特にここでは、最近の報道等で、凶暴化が進み、また悲惨な事故が後を絶たないDV(ドメスティックバイオレンス)、またストーカー対策についてお尋ねします。

今、テレビのニュース等でも、凶悪犯罪のきっかけの一つにストーカー行為が発端であるものも少なくありません。先月は東京都国分寺市で、警察官が一般人女性を射殺するという忌まわしい事件もありました。ストーカー対策としては、平成11年10月の桶川事件の教訓を生かして、翌年よりストーカー規制法が施行されております。まず警察本部長にお尋ねしますが、今、県内のストーカー犯罪の現状と対策はどうなっておりますか。

○警察本部長(相浦勇二君) お答えいたします。

ストーカー行為は、一方的に恋愛あるいは好意の感情を満たす目的で、あるいはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を満たす目的で、特定の者や、その者と一定の関係を有する者に対しまして、つきまとい、待ち伏せ、無言電話等を行うものでありまして、相手方に対して強い不安を覚えさせる極めて卑劣な行為でございまして、お尋ねの中にもありましたとおり、その行為がエスカレートすると、結果的には大変凶悪な犯罪に発展するおそれの高いものと認識をしております。この種の事案に対しては、徹底した取り締まりの必要がありまして、平成12年の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の施行以前におきましても、こうした行為に付随して発生します脅迫、名誉毀損等を積極的に刑事事件としてとらえ検挙してきました。その後、この法律が施行されたことに伴いまして、この法律に定めます警告あるいは禁止命令、直罰規定、これらを活用するなどして、早い段階からこうした行為をやめさせ、被害の拡大防止を図っているところでございます。

ちなみに、本年8月末現在で、当県警察に寄せられましたストーカーに関する相談を見ますと145件でございます。ここ数年、少ない年で100件前後、多い年で約150~180件で推移をしてきておりましたので、8月末、1年の3分の2の段階で145件という数は、相談件数としてはことは非常に多いなという実感を持っております。ただ、こうした増加の背景になる事柄や理由につきましても、現段階でははっきりしたことはわかっておりません。ただ、いずれにいたしましても、この種の相談が多く寄せられる

ということは、当県警察に対する期待のあらわれでもありますので、しっかりと対応する必要がありますなどというふうに考えております。

相談に基づくことしの措置状況は、同じく本年の8月末現在で15件の警告を実施しております。また、ストーカー規制法違反で1件、刑法犯で6件の検挙をいたしております。警察としましては、今後とも積極的に対応して被害拡大を防止するとともに、関係機関との連携を強化して、被害者に対する援助措置等の支援を図っていく所存であります。以上です。

○西村 賢議員 ことしは、今何うと相談件数はかなり多くなっているということです。わかればですが、これが傷害事件に発展したという事例は、ことしはあるんでしょうか。

○警察本部長（相浦勇二君） 先ほども御説明申し上げましたけれども、件数が多い理由はよくわからないんですが、ただ、15件の警告というのは例年に比べると数が多いでございます。したがって、相談の数なりに内容的にもそれなりに悪いものがまじっているというふうに考えていただいて差し支えございません。以上です。

○西村 賢議員 宮崎県も、ニュースなどを見ても、他県とは別次元というものではなくて、非常に身に迫る危険があるわけですが、実際、ストーカー事件の被害者の低年齢化というものも非常に気になるところです。特に中高生などが夏休み等被害に遭遇するケースなども考えられたわけですが、特にインターネット、携帯電話、そういうものを介して出会い系サイトなどでストーカー犯罪に巻き込まれるということも考えられますが、今、教育現場ではどのような対策がなされておりますか、教育長にお伺いします。

○教育長（高山耕吉君） 教育現場での対応で

ございますけれども、学校におきましては、情報に関する教科等の学習や、警察などから専門家を招きまして開催いたします非行防止教室等で、インターネット利用の危険な側面や犯罪被害の事例を紹介し、被害防止のための具体的な指導を行っております。また、県教育委員会といたしましては、校長会や生徒指導主事会等におきまして、出会い系サイトにアクセスをさせないように繰り返し注意喚起をするなど、指導の徹底を図っているところでございます。これからも、家庭や関係機関との連携を深めながら、携帯電話やインターネット利用にかかわるトラブルや犯罪から子供たちを守る取り組みを、積極的に推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○西村 賢議員 こういったインターネットや携帯電話が犯罪につながった場合、教育長のところにはそのような情報は入ってくるんでしょうか、教育長にお伺いします。

○教育長（高山耕吉君） 当然、情報は入ってまいります。以上です。

○西村 賢議員 今、これだけストーカーの被害件数が多いということでありましたが、本年度の状況はいかがでしょうか、教育長お尋ねします。

○教育長（高山耕吉君） ※今年度はまだ入っておりませんが、昨年度につきましては、出会い系サイトで3件の事件等が発生をいたしております。以上でございます。

○西村 賢議員 また、家庭内での配偶者への暴力、通称ではDV、ドメスティックバイオレンスとも言われておりますが、ただいま深刻な問題となっております。平成13年に「配偶者暴力防止法」が誕生していますが、DVにより離婚した元夫婦が、その後ストーカー被害に遭遇

※ 279ページに訂正発言あり



することもあり、これらの犯罪には共通点が多く見られます。特にDVや児童虐待、また介護者暴力などは、家庭内の犯罪であって、非常に発見されにくいと思いますが、被害者支援には今後どのような対策を考えておられますか。福祉保健部長に、現状と被害者救済に対してお伺いいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) DV被害者の現状及び県の取り組み状況であります。女性相談所において平成18年度に受け付けた配偶者からの暴力、いわゆるDV相談の件数は702件となっております。DV防止法が施行された平成14年度と比較すると約2倍に増加しております。相談の内容としては、身体的な暴力だけでなく、脅迫など心身に多大な影響を及ぼすさまざまな相談があり、配偶者からの暴力から逃れるために一時保護を求めるDV被害者も増加しております。こうしたDV被害の未然防止と被害者の保護を図るため、女性相談所の相談員が被害者の抱えるさまざまな相談に応じ、適切な助言や情報提供を行っております。また、緊急に保護を必要とする場合には、本人及び同居する家族——子供ですが——の一時保護を行うとともに、心理的なケアが必要な場合にはカウンセリングを実施するなど、状況に応じきめ細やかに対応しております。さらに、警察、市町村、民間団体等で構成する「DV被害者保護支援ネットワーク会議」を開催し、関係機関との情報交換、連携強化に努めているところであります。以上です。

○西村 賢議員 今、一時保護を求めるDV被害者がふえているという話をいただきましたけれども、実際、保護を求める件数というのは、今どのような感じでしょうか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 平成18年度

で、一時保護所にDVの関係で一時保護を求めた方が、実人員で81名ということでありまして。総数が148名で、うちDV被害者が113名ということで、76%がDV被害者ということでございます。

○西村 賢議員 実際、DVもしかりですけれども、家庭内で起こったことはなかなか他人に相談しづらいということもあると思います。特にそういう声が上がっている中で、十分に配慮を続けていただきたいと思います。

警察本部長にお尋ねします。今申し上げたとおり、DV犯罪等は非常に発見されにくいとは思いますが、取り締まりの状況というのはいかがでしょうか。

○警察本部長(相浦勇二君) お答えいたします。

配偶者からの暴力事案の取り締まりというお尋ねでございますけれども、この種事案は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害事犯であるというふうに認識をしております。警察では、警察本部、各警察署に「警察安全相談室」というものを設けて各種相談に応じております。この窓口を通して事案の相談を受け付けておまして、具体的には、再被害を防止するための指導助言、あるいは傷害、暴行等の事件が立件可能ならば刑事事件としての検挙を行うなど、諸措置を行っているところでございます。

本年8月末現在で、これも同様相談件数でございますけれども、配偶者からの暴力ということで149件の相談を受けております。昨年の同期比8件のプラスということで、昨年との比較でいくと昨年並みでございますが、一昨年と比較をいたしますと、もう既にこの段階で一昨年の年間分を超えております。ですから、そこそこふえてきているのかなという感じで受けとめて

おります。なお、相談案件で被害者とされるのは、例年ほとんどが女性でございますけれども、ことしはすべて女性が被害者という相談でございます。

取り締まりでございますけれども、これらの相談を受けまして、刑事事件で9件、そして配偶者からの暴力の防止法、DV法で、御案内のとおり裁判所から保護命令が出せるようになっておりますけれども、その保護命令に違反した場合の罰則規定がございますが、この保護命令違反で2件を検挙しております。また、加害者に対して直接の指導警告ということで、19件の措置を実施しております。

警察としましては、お尋ねにありましたとおり非常に潜在化しやすいという特殊性がございますので、相談を行いやすい環境づくりにさらに努めるなどして早期の把握に努めて、被害者の安全確保を最優先としながら取り締まりを徹底してまいりたいと思っております。

また、先ほど知事部局の部長からお話がありましたけれども、保護という観点でありますとか、被害者の自立支援という観点も大変重要でございますので、関係機関と緊密な連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。以上です。

**○西村 賢議員** また、最近では、デートDVと呼ばれる、特に親密な若者間の暴力も非常に問題化され始めています。将来、DV等で暴力を振るう側に立たないためにも、人権尊重などの、いわゆる教育での予防というものが必要だと考えておりますが、今、デートDVにばかり——人権尊重という意味で学校教育の現場ではどのような教育が行われているのでしょうか、教育長にお尋ねします。

**○教育長（高山耕吉君）** DV防止への取り組

みについてであります。DVは、交際相手などお互い尊重し合うべきパートナーに対して向けられます、身体や心への肉体的あるいは精神的な暴力でありまして、人権尊重の観点からも決して許すことができないものだと考えております。県教育委員会におきましては、男女平等の意識を確立するために、幼稚園、保育所から高校まで、すべての学校、園におきまして、男女がともに相手を正しく理解し、思いやりを持った人間関係をつくり上げるための教育が推進されるよう指導に努めているところであります。また、中学校や高校におきましては、関係機関やNPO等民間団体との連携によりまして、DV予防について学ぶ機会を設けている学校もございます。

今後とも、インターネット、携帯電話による人権侵害等、常に新たな時代の課題に対応した人権教育を推進する中で、関係機関等との連携や、家庭における保護者等の主体的な活動を促すことによりまして、幼児・児童生徒の段階から人権感覚を育成し、DVの予防を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○西村 賢議員** 今の教育長の答弁のように、NPO団体でありますとか民間の団体も非常にこの問題には真剣に取り組んでおります。実際まだ法整備から6年しかたっていないくて、非常に法整備と実情のずれがあるという話も聞いておりますが、ぜひ今後とも協力して、こういう被害者が出ないような対策を望んでおります。

また、警察本部長の報告のとおりですが、県内のストーカー被害、DV被害の受理件数や措置件数など、ことしに入り昨年を大きく上回る結果も出ております。今後この増加が続けば、県内でも重大犯罪につながりかねないと懸

念いたします。そのことに対して県も積極的に啓発等すべきだと思いますが、知事のこの数字を聞いた上での見解はいかがでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 大変数字的には多いものだと認識しております。配偶者等からの暴力やストーカー行為などは、女性が被害者となるケースがほとんどでございます。女性の人権を著しく侵害するものであります。このため本県では、被害の未然防止の取り組みとしまして、啓発リーフレットの配布や県男女共同参画センター主催の高校生や大学生を対象にしたDV防止のための講座・セミナーなどを行っております。また、毎年11月12日から25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、新聞、ラジオを活用し、あるいは啓発ポスターの配付、パネル展の開催など、暴力を許さない社会意識を醸成するための啓発運動に重点的に取り組んでいる次第でございます。県といたしましても、今後とも国や市町村と連携を図りながら、効果的な啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議長 ここで、教育長から答弁の訂正の申し出がありますので、これを許します。

○教育長(高山耕吉君) 先ほど犯罪発生状況の答弁で、「今年度は報告を受けていませんけれども、昨年度は3件あった」という答弁をしましたが、正しくは、「ストーカー犯罪は今年度はまだ報告を受けておりません。ただし、出会い系サイトに係る性被害につきましては、19年4月以降3件の報告を受けている」ということでございます。訂正をいたします。

○西村 賢議員 私、存じていなかったもので、今の知事の答弁に対してお伺いしますが、暴力をなくす運動という2週間の啓発期間があると聞きました。これはいつから始まっていた

ものなんでしょうか。

○坂口博美議長 どなたが答弁されますか。ここでわかりますか。地域生活部長。

○地域生活部長(丸山文民君) 資料がございませんので、調べてから答弁させていただきたいと思っております。

○坂口博美議長 これで後の質問は続けられますね。では、後ほどなるだけ早目に。

○西村 賢議員 今の話ですと、11月の12日から2週間はそのような運動の期間として充てていたわけですが、実際、私もその運動自体があることも存じ上げませんでした。この程度と言ったら失礼ですが、なかなか啓発活動としては効果がないんじゃないかなと感じますが、この啓発活動につきましては、知事がCMをつくられるとか、県政番組の中で取り上げてこの週間をクローズアップしていくというお考えはないでしょうか、知事にお尋ねします。

○知事(東国原英夫君) 一応、新聞、ラジオを活用した広報とか啓発ポスター、パネル展の開催——このパネル展というのは、実を言うと県立図書館でやっているわけです。県立図書館でパネル展をやって、効果がどれぐらい見込めるかという疑義もあると思っておりますけれども、今後そういったものを改善しながら、広く県民の皆様への周知を得られるような策を講じたいと考えております。

○西村 賢議員 また、身近に起こり得る凶悪犯罪に対しまして、今後、より身近な地域の治安を守ることが重要な課題となってまいります。特に交番や警察署への依存性が増すと思っております。この際に伺っておきますが、現在のところ、私の地元日向市の日向警察署が国内で最も建てかえていない警察署だと聞いております。最も古い警察署と言えるかもしれません。現

在、建設予定地は既にあると聞いておりますが、警察本部長にお尋ねします。日向警察署の建てかえはいつぐらいになりそうですか。

○警察本部長（相浦勇二君） お答えいたします。

警察署は——交番、駐在所も同様でございますけれども、安全で安心して暮らせる社会を実現していくための重要な治安基盤施設でありまして、特にその機能を十分に発揮するためには、災害が発生した場合にあっては、防災活動の拠点となり得る堅牢な施設でもあるべきであるというふうに考えております。お尋ねのありました日向警察署の庁舎につきましては、築後51年と半世紀以上が経過をしております。経年による老朽化、狭隘化が進んでおります。また、耐震診断の結果を見ましても、耐震補強の効果は期待できず、早急な建てかえが望ましいとされているところであります。そのようなことで、本年度、日向警察署の建設用地として、日向市鶴町の旧宮崎交通日向バスセンター跡地、そして隣接している民間アパートの土地を取得したところでございます。

日向警察署の早期の建てかえは、県警察にとって重要課題であると認識をしております。認識をしておりますが、大変厳しい財政状況の中で、庁舎の建設というのは県財政に相当の負担を伴うものであるということでございますので、今後とも財政当局と十分な協議を進めるといことで、この課題に取り組んでまいりたいと、このように考えております。以上です。

○西村 賢議員 今のお話にびっくりしたんですが、仮に日向で地震が起こった場合、警察署が先につぶれてしまう可能性もあるんですが、非常にそれは防災の拠点としても恐ろしいことでもあります。

これにつきまして、知事にもお伺いしますが、知事、どうか早く日向に対して手厚いといひますか、知事のお考えを聞かせてください。

○知事（東国原英夫君） 築51年ということですね。ちなみに県庁は75年たっているんですけども。本当に老朽化等が進んでいると、私も外観を見せていただきまして、古いなという印象は持っております。早急な建てかえが望ましいと思っておりますけれども、先ほど警察本部長からもありましたように、財政的に非常に・迫した状態でございますので、今後とも財政当局と十分な協議を進めてまいりまして、対応していきたいと考えております。

○西村 賢議員 県庁は、古いがゆえに観光地になりましたけれども、日向警察署は古いからといって観光客が来るとは思えませんので、ぜひ、日向で働く警察官の職務の向上も含めまして、警察署が新しくなることを望む市民の立場からお願い申し上げます。

続けて質問させていただきます。午前の河野安幸議員と少々重複しますが、本県の物流についてであります。本県の物流についてですが、先ほどの河野県議への回答でも、なかなかすっきりとした前向きな回答がなく、今回はぜひともいい回答を欲しいと思っております。

まず、重複しますが、原油の高騰のあおりでガソリンを初め燃油価格が非常に上昇しており、物流業者に限らず、公共交通機関の少ない県民にとっては家計に重くのしかかり、非常に厳しい状況となっております。知事のトップセールスの効果もあり、県内農産物は非常に人気も上がっているように感じますが、日本の食料供給基地として、本県は消費地に供給していかねばなりません。物流を担う運送業の環境は年

々厳しくなっておりますが、関東、関西の大消費地まで遠いために、海運等を利用し、陸運業者もできる限りコスト軽減を図ってまいりました。しかし、海運業も原油高騰を受けて厳しい状況があります。昨年、マリンエクスプレス社の倒産では、宮崎・細島一川崎航路の廃止も決まり、また輸送体制には大打撃を与えました。そのために、やむを得ず大分一横須賀間のシャトルハイウェイラインを利用せざるを得ない状況にありましたが、今月の3日、そのシャトルハイウェイラインも自己破産し、航路を休止いたしました。そのために、この問題は速やかに対策を講じなければなりません。まず、地域生活部長にお尋ねします。何かこれは早急な対策がありますでしょうか。また、他のフェリー会社への働きかけは、現在どうなのかをお尋ねします。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 海上航路についてであります。お話にございましたように、本県では、京浜航路、それから大阪の貝塚航路が休止をしております。さらに、今お話がございましたけれども、その京浜航路の代替となっておりました大分一横須賀航路が休止をしておりますして、本県の物流を取り巻く状況は厳しさを増していると認識をいたしております。

県では、京浜航路の休止直後から、特に関東向けの航路再開につきまして、複数の大手の会社へ働きかけを行ってきました。しかし、カーフェリーの航路開設に対する船会社の反応は、採算がとれないという理由から、極めて厳しいものでございました。このため、油津発の定期貨物船であります「南王丸」の細島寄港の働きかけを行いまして、ことし1月から週2便の寄港が開始され、県北地域から関東方面に県産品の輸送ができることになったところでありま

す。しかしながら、この南王丸は便数やダイヤの利便性に課題がありまして、運航会社に対して増便等の働きかけを行うとともに、利用促進のための助成事業や農産物輸送の実証実験を実施しまして、できるだけ早期に本格的な関東航路の再開につなげてまいりたいと考えております。以上であります。

**○西村 賢議員** 「南王丸」はローロー船ですよ。ローロー船の助成制度は、確かに一部の業者には効果があるかもしれませんが、県内の運送業のほとんどは有人での運送であり、実態に伴っていないという話もよく耳にします。そのような背景から、トラック運転者はどうしても長距離陸路を走らざるを得ない状況にありますが、長距離運送が非常に過酷な勤務であることは容易に想像できます。残念ながら、大型トラックによる高速道路での大事故は後を絶ちませんし、それだけでなく、長距離を走ることによって輸送コストもかかることとなります。商工観光労働部長にお尋ねしますが、これらの有人での運送に対しまして、県は何らかの手助けはできないでしょうか。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 有人運送へ何か手助けはできないかということでありまして、運送事業につきましては、基本的には荷主と事業者との話し合いの中で適正な運賃体系となることが望ましいというふうに考えております。そのため県におきましては、宮崎県トラック協会が実施します荷主懇談会や物流セミナーの開催を支援するなど、運送業界の現状について、荷主を初め県民の皆様の理解を求めているところであります。

また、質問にもございましたように、トラック運転手の総労働時間の短縮でありますとか過労運転防止など、適正な労務管理に向けた講習

会の開催でありますとか、トラックの輸送情報システムの整備など、効率的な貨物輸送に対する支援などを行っているところでありますが、直接的な支援につきましては、難しいと考えております。

**○西村 賢議員** 難しいとは思いますが、ぜひいろんな策をこれからも講じていただきたいと思います。特に農産物などの輸送コスト低減は、非常に消費地への安定供給につながりますので、ぜひお願いしたいところであります。

特に今、知事のおかげで宮崎県の農産物が非常に国内で人気があります。例えばマンゴーにしても、実際売値が昨年の2倍になったり3倍になったという話はよく聞きますし、地頭鶏にしても非常に人気がある状態であります。その農産物を高く売って、その一部を輸送代金に還元できる等そのような手法も考えますが、宮崎の農産物のブランド化も非常に進んでいると思います。もっと農産物を高く売る策はないでしょうか。これには農家も喜ぶと思いますが、農政水産部長にお尋ねします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 農産物の販売対策についてであります。農産物の有利販売は、農業者の所得の向上に不可欠でありまして、そのためには、やはり生産段階での品質向上と信頼される産地づくりが重要であります。県といたしましては、農業団体と一体となりまして、一定の基準を満たしました農産物を、現在、「みやざきブランド商品」として認証して、安定的な取引づくりに努めております。また、最近の農産物の消費動向は、家庭主体から、外食、中食、加工等による割合が増加しておりまして、購入先も小売店から大型量販店に移行するなど、大きく状況が変化いたしております。こうした状況に対しまして、県単事業等

によりまして加工業者や大型量販店等との契約取引を推進いたしまして、価格変動の大きい青果物を安定した価格で販売できる体制づくりを進めております。これらの取り組みによりまして、平成18年度に農業団体が取り扱った青果物のうち、加工用まで含めた契約取引率は30%まで伸びてきたところであります。今後とも、本県農産物が安定的に取引され農産物の価格向上につながるよう、関係機関・団体と協力しまして契約取引の拡大を推進してまいりたいと考えます。以上です。

**○西村 賢議員** また、物流対策は、県内に企業誘致を行うにしても非常に必要だと思っております。私の地元の話になって申しわけないんですが、細島地域も非常に今、企業誘致に力を入れております。多種多様な企業に来ていただきたいと思っておりますが、そのためには物流が必要不可欠です。その玄関口となる細島港の有効活用と、それに伴う港湾整備もお願いしたいところでありますが、特に県土整備部長にお尋ねします。港湾予算などの公共事業予算が厳しい中で、細島港の整備のために必要な予算の確保は、今いかがでしょうか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 細島港の整備についてでございます。細島港につきましては、県北の物流拠点港といたしまして整備を進めております。今後の高速道路等の整備に伴い、大都市でございますとか東アジアとの物流拠点として、ますます重要性が高まるものと考えております。現在、船舶の入出港時の安全確保や荷役作業の効率化を図るため、国の直轄事業によりまして南沖防波堤を、また県事業によりまして北沖防波堤をそれぞれ整備しているところでございます。県といたしましては、国や市とも十分連携を図りながら、必要な予算の確

保に努めまして、計画的な事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 全国への安定供給のためにも、ぜひ早急な港湾の整備をよろしく願います。特に今、物流は、この業界にも担い手がいせん。非常に厳しい業界でもあります。ぜひ知事には、そのような厳しい業界のほうにも目を向けていただくようお願いします。

以上で質問を終わります。(拍手)

○地域生活部長(丸山文民君) 先ほど議員のほうからの、DV等に関して、女性に対する暴力をなくす運動がいつから始まったかという質問でありますけれども、平成13年度から始まっております。これは国が制定をして、それに対して県等で行っているものであります。以上であります。

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続いて一般質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時24分散会

9月20日（木）



平成 19 年 9 月 20 日 (木曜日)

午前 10 時 2 分開議

出席議員 (45 名)

|      |           |                 |
|------|-----------|-----------------|
| 3 番  | 川 添 博     | (無所属の会)         |
| 5 番  | 武 井 俊 輔   | (愛みやざき)         |
| 6 番  | 西 村 賢     | (同)             |
| 7 番  | 河 野 安 幸   | (自由民主党)         |
| 8 番  | 山 下 博 三   | (同)             |
| 9 番  | 黒 木 正 一   | (同)             |
| 10 番 | 松 村 悟 郎   | (同)             |
| 12 番 | 坂 口 博 美   | (同)             |
| 13 番 | 前屋敷 恵 美   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 14 番 | 高 橋 透     | (社会民主党宮崎県議団)    |
| 15 番 | 太 田 清 海   | (同)             |
| 16 番 | 外 山 良 治   | (同)             |
| 17 番 | 冏 師 博 規   | (愛みやざき)         |
| 18 番 | 松 田 勝 則   | (同)             |
| 19 番 | 中 野 廣 明   | (自由民主党)         |
| 20 番 | 横 田 照 夫   | (同)             |
| 21 番 | 十 屋 幸 平   | (同)             |
| 22 番 | 押 川 修 一 郎 | (同)             |
| 23 番 | 外 山 衛     | (同)             |
| 24 番 | 宮 原 義 久   | (同)             |
| 26 番 | 田 口 雄 二   | (民主党宮崎県議団)      |
| 27 番 | 河 野 哲 也   | (公明党宮崎県議団)      |
| 28 番 | 新 見 昌 安   | (同)             |
| 29 番 | 満 行 潤 一   | (社会民主党宮崎県議団)    |
| 30 番 | 徳 重 忠 夫   | (自由民主党)         |
| 31 番 | 蓬 原 正 三   | (同)             |
| 32 番 | 濱 砂 守     | (同)             |
| 33 番 | 水 間 篤 典   | (同)             |
| 34 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同)             |
| 35 番 | 萩 原 耕 三   | (同)             |
| 36 番 | 黒 木 覚 市   | (同)             |
| 37 番 | 中 野 一 則   | (同)             |
| 39 番 | 井 上 紀 代 子 | (民主党宮崎県議団)      |
| 40 番 | 権 藤 梅 義   | (同)             |
| 41 番 | 長 友 安 弘   | (公明党宮崎県議団)      |
| 43 番 | 鳥 飼 謙 二   | (社会民主党宮崎県議団)    |
| 45 番 | 緒 嶋 雅 晃   | (自由民主党)         |
| 46 番 | 井 本 英 雄   | (同)             |
| 47 番 | 星 原 透     | (同)             |
| 48 番 | 野 辺 修 光   | (同)             |

|      |         |         |
|------|---------|---------|
| 49 番 | 米 良 政 美 | (自由民主党) |
| 50 番 | 坂 元 裕 一 | (同)     |
| 51 番 | 外 山 三 博 | (同)     |
| 52 番 | 福 田 作 弥 | (同)     |
| 53 番 | 中 村 幸 一 | (同)     |

地方自治法第 121 条による出席者

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 知 事               | 東国原 英 夫   |
| 副 知 事             | 河 野 俊 嗣   |
| 総合政策本部長           | 村 社 秀 継   |
| 総 務 部 長           | 渡 辺 義 人   |
| 地 域 生 活 部 長       | 丸 山 文 民   |
| 福 祉 保 健 部 長       | 宮 本 尊     |
| 環 境 森 林 部 長       | 高 柳 憲 一   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 高 山 幹 男   |
| 農 政 水 産 部 長       | 後 藤 仁 俊   |
| 県 土 整 備 部 長       | 野 口 宏 一   |
| 会 計 管 理 者         | 甲 斐 景 早 文 |
| 企 業 局 長           | 日 高 幸 平   |
| 病 院 局 長           | 植 木 英 範   |
| 財 政 課 長           | 和 田 雅 晴   |
| 教育委員長職務代理者        | 大 重 都 志 春 |
| 教 育 長             | 高 山 耕 吉   |
| 警 察 本 部 長         | 相 浦 勇 二   |
| 代 表 監 査 委 員       | 城 倉 恒 雄   |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 大 野 俊 郎   |

事務局職員出席者

|             |           |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 石野田 幸 藏   |
| 事 務 局 次 長   | 弓 削 孝 幸   |
| 総 務 課 長     | 馬 原 日 出 人 |
| 議 事 課 長     | 四 本 孝 章   |
| 政 策 調 査 課 長 | 富 永 博 美   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 彦   |
| 議 事 担 当 主 幹 | 亀 澤 保 彦   |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二   |
| 議 事 課 主 査   | 隈 元 淳 二   |

◎ 一般質問

○中村幸一副議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、51番外山三博議員。

○外山三博議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。これから、県政の大きな産業の柱であります観光問題とそれから焼酎の問題、この2点について質問をさせていただきます。

まず、観光問題についてお尋ねをいたします。

宮崎の観光が落ち込んで久しくなりますが、いま一度宮崎の観光をよみがえらせることは、県政の大きな課題です。それではどのようにこの問題に取り組むか。そのキーワードは、今の旅行者の考えが昔とは相当変わってきております。それではどのように変わってきたのか。少し前までの旅行者の多くが、名所旧跡を見て回るいわゆる物見遊山型の観光。観光バスに乗り、バスガイドの説明を聞きながらの観光が中心でした。しかし、最近では、旅行者は明確に目的を持って、例えば、自然に浸る、ゴルフやサーフィンのように行動する、歴史の跡をたどっていく、うまいものを食べ歩くなど、その様相は一変しました。また、少し違った形では、各種大会やスポーツイベントに参加し、その延長で観光を楽しむ人たちもふえてきていると思います。それでは、何にスポットを当ててアピールするのか、その方法と方向が大変大事になっていると思いますが、商工観光労働部長

に考えをお尋ねいたします。

次に、焼酎業界を取り巻く諸問題について質問をいたします。

焼酎は、宮崎を代表する地場産業として近年、目覚ましく伸びてきました。しかし、最近でこそ注目を集めていますが、焼酎業界にはその長い歴史の中で苦しい時代があり、またいろいろ今日でも問題を抱えています。そこで、焼酎を取り巻く諸問題を取り上げ、これから質問してまいります。まず知事に、焼酎に対する思いをお尋ねいたします。

以上で壇上の質問を終わらして、後、質問者席から質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

私の焼酎に対する思いということですが、宮崎の焼酎の特徴というのは、お隣鹿児島県が芋、大分県が麦という画一的なイメージがある中で、芋、麦、ソバ、米と、原料の多彩さにあると考えております。このように多彩な焼酎が生まれた背景には、宮崎県の豊かな風土があると思います。北部山間部ではソバなどの雑穀類、県南部ではサツマイモと、それぞれ身近にある素材を原料にして焼酎がつくられてきております。田植えや稲刈りといった農作業の節目や五穀豊穰を祝う祭りなど、地域に根差した風習とともに人々の暮らしの中に溶け込み、地域に脈々と受け継がれてきた焼酎は、まさに一つの文化であると考えております。したがって、私は、宮崎を代表する県産品である焼酎を、県外はもとより、広く海外にも広めていきたいとの思いを強く持っております。海外から見ると、日本といえば、まだまだ清酒という評価ですが、ウオツカやジン、ウイスキーなど世界の蒸留酒と肩を並べて、焼酎がローマ字で

「SYOCHU」として世界で認知されることになればよいのではないかと考えておりますし、焼酎にはそれだけの魅力、潜在力があると考えております。以上です。〔登壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕  
お答えいたします。

宮崎観光の再生についてであります。本県では、観光客のニーズの多様化や、地域間競争の激化などによりまして、県外からの観光客数が平成9年以降連続で減少するなど、大変厳しい状況にあります。今後、観光の再生を図っていくためには、宮崎ならではの地域資源を最大限に活用した観光振興施策を行っていく必要があるというふうに考えております。このため、雄大で美しい自然や、神話・伝説、神楽などの伝統文化、安全・安心でおいしい食材、温かい県民性などといったすばらしい地域資源を生かした、ふるさとツーリズムや、長期滞在型観光の促進、長い海岸線を生かしたマリンスポーツの推進など、時代のニーズに対応した新たな取り組みを積極的に進めているところであります。また、より多くの観光客に本県を訪れていただくためには、訪れた方々に宮崎のファン、リピーターになっていただくことが重要でありますので、今後とも、「おもてなし日本一の宮崎」づくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○外山三博議員 ここから一問一答で質問していきますけれども、時間の配分が、原稿を読むわけじゃないので、どういうふうになるかわかりませんので、通告をしておりました順序でいかに、はしょって質問させていただいて、時間があれば飛ばしたところを質問していくことをお願いしたいと思っております。

まず、観光の問題から入っていきたいんです

が、商工観光労働部長に、宮崎県に見える県外の観光客の実態、数字、これを10年刻みでお答えをお願いします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 今、手持ちで、平成17年度が450万というのは持っておりますが、経年の分を持っておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思っております。

○外山三博議員 これは通告をしておいた問題で、ここにあるんですよ、県が出しておる数字は。この本会議の場で公式に正式な数字をきちっと発言してもらおうという意味で、私はわかっているんですよ。それでも質問したんですが、後ほど出してもらわなくても結構ですから。何で私がこの質問をしたかという、入り込みの観光客の実態が、出てくる数字と乖離しておるような気がするんです。例えば、昭和40年が県外客が168万、一番宮崎の観光が多かった昭和48～49年、私の手元には50年のあるんですが、昭和49年が、県外の観光客が520万なんです。ところが、平成8年が570万、非常にふえておる、この数字が。そして、平成17年でも450万という数字で、ほとんど減っていないんです。ところが、観光地の実態、昭和50年前後は、青島あたりに行ってみますと、すごい観光客が、ぞろぞろ、ぞろぞろ歩いておられる。そして神武さんとか平和台にもいっぱいお客さんが見えておりました。しかし、この数字を見ると減っていない。ということは、このお客さん方はどこに行ったのか。どうも私は、入り込み観光客の数を調査する調査の仕方にいろいろ問題があると思うんですが、この調査の仕方、具体的にはどういう形で調査をしておられるか、お聞きします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 県外からの観光客の入り込みにつきましては、いろいろ

ありますが、例えば、自家用車で入ってくる方、バスで入ってこられる方、鉄道、航空機、船舶、いろいろ方法がございます。自動車の入り込み客につきましては、例えば一般道路につきましては、県内11カ所に検問を設けまして、7月と11月、それぞれ4日ずつ、休日とか平日を含めて、計8日間をカウントいたしまして、それを1日に平均して数を出すと。高速道路につきましては、えびのジャンクションでの1日の平均入り込み台数、これを5月とか10月にカウントして出すと。そこで1日の平均入り込み客数を出していくと。そして、1台ずつの乗車人員数を見ておりますので、それに県外からの観光客、ビジネス客とかいろいろいらっしゃいますね。観光客をどれぐらいの率で見るといふことは、これはサービスエリアで実際に調査いたしまして、その数が約50%ということで、その入り込み客に50%を掛けて数を出しておることとあります。あと、バスにつきましては、県外とか県内の貸し切り観光バス、高速バス。県外・県内の貸し切りバスについては、県外では約100社、県内では9社に対して数を調査しておると。それから、高速バスにつきましては、県外バスの実態調査をしまして、利用者数の約33%ぐらいを観光客数とみなしておると。これもアンケート調査結果によります。あと、鉄道につきましては県境からの通過客、航空機につきましても空港でおられる客数、それからカーフェリーで来られた実際の数、これにそれぞれ一定の割合を掛けて観光客数を出しておることとございます。

**○外山三博議員** 年に2回、4日、4日、8日間、部分的にはね。それを年に365を掛けて出すと。これは果たして統計学的に正しいのかどうか。そういう検証はされましたか。いつごろか

らこういうやり方をしておられるんですか。

**○商工観光労働部長(高山幹男君)** この統計が正しいかどうか、いい方法かどうかということですが、各県におきましてもいろんなやり方があります。例えばほかの県では、県が市町村に調査票を送って、その回収を積み上げるといふこと等いろいろやっていますけれども、そういった形の中では、宮崎としては、具体的に入り込み客数等カウントしているという意味では、細かくやっているほうではないかと考えております。

**○外山三博議員** 今のは、正式に統計を出すとするならば、この誤差がどのぐらいの範囲なのかということまできちっと押さえて数字を出さないといけないんですよ。統計学は非常に今、進歩してきております。統計学的に検証して、この調査方法がいいかどうかというのは、今まで検討されたことがあるかどうかをお尋ねしておるんですが、どうでしょうか。

**○商工観光労働部長(高山幹男君)** 統計学的に、観光客数はどういうカウントの仕方というのは、一律決まったものはございません。ただ、国のほうでことし6月に閣議決定されました観光立国推進基本計画というのがあるんですけども、この中では、そういった共通基準を決めようかということと今、検討がなされていると聞いております。

**○外山三博議員** 九州各県の観光客、特に県外客の数字をお示しいただきたいと思います。

**○商工観光労働部長(高山幹男君)** 平成17年の数でございますが、私どもが知っている限りでは、福岡県2,968万人、佐賀県1,872万人、長崎県1,244万人、熊本県2,674万人、大分県337万人、鹿児島県2,470万人と聞いております。

**○外山三博議員** 今の数字を宮崎県の観光客と

比較してみますと、佐賀県でも、宮崎県が450万ですから、3倍ぐらいなんです。どう考えても、佐賀は、嬉野温泉があって吉野ヶ里がある。私は宮崎のほうが多いような気がするんですが、九州各県の観光動態調査、この統計のとり方はどういうやり方でしておられるか、お尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 調査のやり方ですけれども、福岡、佐賀、長崎、熊本、この4県につきましては、県から市町村に調査票を送って、その回収を積み上げているというふうに聞いております。また大分県につきましては、主要宿泊施設に対する県の直接調査、有料の観光施設、道の駅なんかのレジを打った数、そういったものが集計されていると。鹿児島県につきましては、各市町村からのデータに、平成17年度までに行った観光客に対するアンケート結果を加味して推計しているというふうに聞いております。

**○外山三博議員** ということは、各市町村に調査票をほとんどの県が、4県送って、それを積み上げるということは、その上に乗せていけば相当大きな数字になりますね。そういう意味では宮崎県の調査のほうが、まだ正確に近いのかなという気がするんです。知事、ちょっとお尋ねしたいんですが、今申し上げましたように、この統計というのは非常に大事なんですが、各県ばらばらなんです。今聞きましたように。この基礎数字になる数の統計のとり方を、全国一律が一番いいんでしょうが、まずは、九州ぐらいいは各県同じ手法で調査をするというようなことが私は必要だと思うんです。九州知事会等でそういう発言をぜひお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** おっしゃるとおり、

各県がばらばらでございまして、大分に関しては、数年前にカウントの仕方を変えたら、非常に激減したというような状況もあります。300何十万ですか。国が平成22年度に観光立国推進基本計画で、恐らくはそのカウントの仕方ある程度スタンダードを決めると思うんです。全国的にそのカウントの仕方を決めていただくことに期待するんですけれども、平成22年ですから、あと3年ぐらいですから、今ここで宮崎のカウントの仕方あるいは九州のカウントの仕方を変えたら、また22年で変えなきゃいけない可能性も出てきますので、国のやり方を今は見守ろうかなというスタンスではございます。

**○外山三博議員** そこに行くのが一番理想的なんです。その前に、宮崎県だけ正確な数字を押さえておく。何で私がこのことにこだわるかということ、統計の数字の違いで県政の方向が変わってくるんですね。ですから、この統計の数字というのはより正確を期す必要があると、そういうことを思いますから、ぜひ商工観光労働部長を中心に、この統計のとり方が果たしているのかどうか、もうちょっといい方法があれば、そういう御検討もぜひお願いしたいと、そのことを申し上げておきます。

続きまして、私は、宮崎の観光の独自性を出すには、日向神話、いわゆる神話にのっとったPRを全国にしていこうというのは非常に大事だし、ほかの県に負けない大きな観光資源になると思うんです。宮崎は、幸い、天岩戸にしても、青島、鶴戸神宮、それから、市民の森のそばにあります「みそぎの池」等もあるんですけれども、その中で、ぜひこれは知事にお願いをしたいと思うのは、みそぎの池、祝詞の冒頭で出てきます「筑紫の日向の橘の小戸の阿波岐原」に、このみそぎの池、御池というのがある

んですが、これは市民の森、宮崎市が管轄しておる中にありますけれども、このみそぎの池にみそぎ殿、名前はどうでもいいんですが、みそぎをする場所をつくって、ここで罪汚れを清めると長生きをします。ぜひそういうみそぎ殿を市と協議していただいて——大したお金は要らないと思うんですよ。もしそういうものができれば、私は真っ先に行って、私の罪汚れをまず清めて、そして真っさらな体になって長寿祈願をする。ただ、私がみそぎ殿に行きましても、メディアは多分ついてきませんから、今の知事がそこでみそぎをされれば、全国にこれは流れていくことは間違いありませんから、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、見解をお尋ねいたします。

**○知事(東国原英夫君)** 私も、日向神話街道あるいは伝説と神話、文化というのは、全面的に全国に配信していい観光資源あるいは文化だと思っております。折に触れ、それは発言あるいは発信させていただいております。みそぎ殿というのは、江田神社のみそぎの池を指しているんでしょうけれども、あそこは都市公園に指定されてセメントで固められている状況です。どなたがそうしたかわかりませんが、先日、私、スピリチュアリストの江原さんと話をしたときに、あそこを封じてしまった、あそこからエネルギーがいっぱい出していたのに、あそこをセメントで固めてしまったおかげで、江田神社のみそぎというパワーが、あくまでもスピリチュアルなパワーらしいんですが、それがなくなったということをおっしゃっておられました。みそぎを初め、鶴戸神宮から始まって、江田、そして都萬神社、そして北に上がって高千穂と、こういうところは一体としてルートを開拓し——日向神話街道なんでしょうけれど

も、そういったものを観光に資する、あるいは文化の発信をしていかなきゃいけないと考えています。私も人生でみそぎに参加したんですが、それで済んでいるわけではないと思っています。ですのでけれども、生きていくこと自体がみそぎじゃないかと思っています。

ちなみに、これは余談かもしれませんが、あしたか、あさってのTBSのゴールデン2時間、その江田神社から始まって高千穂を回るといって、宮崎の神話と伝説をフィーチャーした番組をさせていただいておる次第でございます。こういったことを通じて全国に配信していきたいと、今後とも思っています。

**○外山三博議員** 今、知事が言われたみそぎの池は、ちょっと認識が私と違うんじゃないかと思うんです。私もすぐそばに住んでいますからしょっちゅう行っていますが、江田神社よりも北のほうに行ったところに、何もコンクリートで固めてあるわけじゃありません。ヒシがいっぱい中に生えておまして、ちゃんとした池がありますので、一度ごらんになっていただいて、宮崎市の管轄ですから、今申し上げたことをぜひ協議いただいて、前向きに検討いただければありがたいと思います。

次に、西都原の整備についてお尋ねをしたいと思います。西都原の問題は、私もこの議会で何回も取り上げてきて、前からの議員の方はよく御存じだと思います。知事とは初めてですから、またここで取り上げるんですが、西都原に上がりますと、あそこの雰囲気というのは、本当に古代の我々の先祖がここで生活していたなという雰囲気があります。西には九州山脈があり、北のほうには尾鈴山系があって、そして、このすばらしいところは、あの台地の上には民間の家とか車がどンドン走る道路も

ありませんので、ほかに有名な吉野ヶ里にしても、青森の丸山三内遺跡にしても、非常に有名ですが、行って見ますと、周りに人家がいっぱいあるし、車はぼんぼん走っておる。そういうことから考えると、この西都原の古墳を磨き上げてというか、もう少しきちんとしていけば、絶対、宮崎の観光スポットになるし、メジャーになる素材だと思うんです。そこで一番問題になるのが、あそこの男狭穂・女狭穂、県が3年かかって地中探査しまして、男狭穂塚が帆立貝型の古墳であるというような発表をしましたが、あそこに行きますと、さくがずっとあって自由に入れないですね。ところが、あそこだけが宮内庁の管轄で、明治28年に陵墓参考地ということで指定されたんですね。全国に46カ所。この陵墓参考地というのはどういうことかということ、陵墓というのは、皇室と皇室に関係の方のお墓、参考地というのは、それと関係があるのではないかなというぐらいで、あそこを指定をしてしまったんです。これが非常に困るんですね。県の考えであそこの男狭穂・女狭穂をいじるわけにいきません。一々宮内庁の了解をとる必要がある。そこで、この議会でも、宮内庁のほうに委員会で一度この問題で陳情に行きました。前の知事にも行ってもらった。

私が言いたいのは、あそこにあります男狭穂・女狭穂、塀のこっちから見ると森しか見えないうんですよ。これは本当にもったいないと思う。あの大きさは、男狭穂のほうで長さが219メートル、高さが18メートル、女狭穂が174メートルの高さ15メートル、壮大な、広大な陵墓なんですね。私は、一昨年、地中探査のときに、どうしても見たいと思ひまして、県のほうに言ったら、「いや、宮内庁の了解がないとだめだ」と言いますから、宮内庁にお願いして、特別参

拝という許可をもらって中に入ってきました。そうすると、男狭穂のほうは、参拝道がずっとありまして、頂上まで上がれて、上に参拝するところがあるんですが、それは余談ですけれども、ここの木を全部切れば、できたときのそのままの姿が出てくるんですよ、壮大なものが。そのことで、この西都原の存在価値がぐんと上がってくると私は思う。ですから、このことは、まず、教育長に聞きますけれども、どうですか、その辺の宮内庁の感触は。

**○教育長（高山耕吉君）** 今、議員のおっしゃったことについてでございますけれども、陵墓参考地の整備等につきましては、私自身、2回、宮内庁に訪問いたして陳情いたしております。今後は、本年度新たに着手をいたします西都原古墳群全体の地中探査事業を進める中で、陵墓参考地における墳丘外の未探査部分や、可能な範囲での環境整備ということにつきまして、機会あるごとに宮内庁のほうに働きかけていきたいと考えております。また、今年度は、西都原古墳群全体の今後の整備について計画を練っております、来年度から、そういったことを含め、第一古墳群の整備等につきまして着実に推進をしていきたいと考えております。以上でございます。

**○外山三博議員** 木を切りたいという発言が出てこなかったんですが、知事、宮内庁に行かれて、今、私が申し上げたようなことをぜひ陳情していただいて、あそこをできたときの姿にするような御努力をお願いしたいと思います。知事の見解をお尋ねいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 陵墓に関しましては、宮内庁の意向がございまして――陵墓というのはお墓ですよ。天皇家のお墓に入るといふことはいかがなものかというような宮内庁の

意向があるらしいです。ですから、そこの中に入れて木を伐採することは非常に厳しいかなというような見解でいます。

**○外山三博議員** あえて陵墓参考地と言ったのは、これは陵墓じゃない、参考地なんです。そして、ここは、ニニギノミコトとコノハナサクヤヒメが祭ってあるということになっているんですが、歴史上からいうと、この男狭穂・女狭穂ができた時代というのは4世紀の後半から5世紀の中ごろにかけてということが、あのあたりの調査、それから、戦前あそこは盗掘があって、そこから出てきた出土品等で大体わかっているんです。ところが、どう考えても、神代の時代の方があそこに祭ってあるということは、歴史的にはちょっと合わないんです。しかし、そのことをここでどうしようという話じゃないんです。私は逆に、そういう不透明なことがあるほうが、ミステリーじみて、観光のスポットとしてはいいのかなと思っております。そのことだけ申し上げておきます。

時間が大分迫ってきましたから、今度は焼酎のほうに入っていきます。まず、宮崎県の焼酎像を明確に県民の方にわかっていただくために、再々質問したいんですが、県内焼酎の製造量と出荷額をお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 本県の焼酎の出荷量ということですが、平成17年の本県の……。本県の酒類全体しか今ございませんで、酒、焼酎、その他混合酒を入れて710億円でございますが、金額的には出ておりませんが、本格焼酎の製造した量、これにつきましては、平成18年度で12万6,098キロリットルとなっております。

**○外山三博議員** これも事前に通告をしていたことですから、出荷額ぐらひはきちっと押さえ

てもらわないと、質問ができないんです。私はわかっているんですよ。しかし、わかっているけど、正式に県の執行部の方から数字を発言してもらいたいという意味で質問したところです。

総務部長にお尋ねしますが、これに見合う酒税、それから、この酒税の多分32%が交付税に算入されて宮崎県のほうに環流して——環流というのか、還付というか——来ておると思うんですが、その金額をお尋ねいたします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 熊本国税局の統計でございますが、平成17年度の本県の酒税額は242億5,270万2,000円となっております。この中には焼酎が当然入っているわけですが、焼酎だけということで申し上げますと、このうち約241億円、これが、データで見ますと、焼酎にかかる酒税額というふうに把握をいたしております。

それから、地方交付税とのリンクの関係でありますけれども、地方交付税の総額は、申し上げるまでもないかもしれませんが、所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ税、この一定率ということにされておりますけれども、酒税につきましては、税収の32%が交付税の財源ということになっております。これも御承知かと思えますけれども、地方交付税は、地方公共団体の財源の不均衡を調整して、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるように財源を保障するものでありまして、これらの額はすべて全国でプールされるということになりますので、個々の団体の財源不足額を基本に、それをベースにして配分されるということになりますから、本県分のただいま申し上げました酒税額から交付税に幾ら還付されているかということ算出することは難しいというふうに考え



ております。

**○外山三博議員** 今、酒税と交付税に算定される分、どちらにしろ、宮崎県には焼酎を飲まれる方が——1升で360円、酒税なんです。これが約70億ぐらい環流してくるということですから、県内の焼酎を飲まれる方は自信を持って、県政に協力しておるということで、ますますいっぱい飲んでいただきたいと思います。出荷額は707億円になるんですが、これは宮崎県の産業で言いますと、野菜が680億ぐらいですから、施設園芸を含めた野菜よりも多いんです。そして、酒税が242億の交付税が77億ということで、焼酎の九州の中における宮崎県の今の姿というのは、宮崎が12万キロ、鹿児島が約23万キロ、熊本が4万キロ、大分が9万キロということで、圧倒的に鹿児島が多い。鹿児島の半分ぐらいが宮崎、そして大分、熊本。鹿児島も宮崎も芋焼酎が主流です。大分は麦焼酎、熊本は、人吉の球磨焼酎は米なんです、原料が。それから、宮崎の原料別のシェアを申し上げますと、芋が約60%です。米焼酎が1%、麦焼酎が30%、そばが8%。この麦とそばはほとんど県外に向けて行っております。

そういうような焼酎の現況なんです。そこで、焼酎業界のこれまでたどってきた歴史を簡単に言いますと、明治32年に免許制ができました。それまで自由にだれでもつくってよかったんです。その当時、約3万6,000軒ぐらい焼酎をつくっておる方がいた。ところが、明治32年に免許制になって、それからずっと減ってきて、明治43年が464カ所、昭和31年が105カ所、昭和56年が73カ所、現在40カ所なんです。ですから激減してきた。大きな理由があるんですけれども、一つは、第二次大戦の終戦を挟んで食料難になりました。芋とか米は食料のほうに行っ

て焼酎業界に流れてこなくなったんです。ですから、この当時は配給制になりました。戦後しばらく配給制だった。結婚式には5升とか、村の祭りは2升とか、そういう切符を配付して、それを焼酎屋さんに行って買うという時代が続いた。

それから、業界にとって非常に不幸だったのは、飲む焼酎がないものですから、密造酒がこの当時、戦後、県内いろんなところでできて、特に大きかったのが、宮崎市の郊外に密造酒の集落がありまして、九州一円に密造酒が運ばれた時代があります。密造酒というのは、税金、酒税がかかっていませんから安いんです。だから、これが伸びていって免許業者の焼酎業界に物すごい打撃を与えて、先ほど言いましたような数に減ってきた。

それから、もう一つ、この当時、甲類焼酎というのが蔓延しました。いわゆるアルコールでつくった焼酎です。メーカーの名前は言いませんが、宮崎市から北のほうはほとんど8割方ぐらい甲類焼酎になりました。ところが、日南、串間、都城は、業界の結束がかたくて、ほとんど入れなかった。ですから、今でも向こうのほうは焼酎メーカーがちゃんと残っております。小林は甲類焼酎が入った。というのは、アルコールメーカーの工場が小林と高鍋にあったんです。そういう関係もあるんでしょう。それもまた安売りをしましたから、本格焼酎業界に非常に大きなダメージを与えたという歴史があります。

そこで、時間の関係がありますから、はしょって質問しますが、先ほど申し上げましたように、宮崎の焼酎の主原料は芋です。ところで、宮崎県の芋の焼酎向けの生産量がどのくらいになっておるか、農政水産部長にお尋ねをい

たします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） お答えいたします。

宮崎県の焼酎原料用の芋の生産量、平成18年度で3万6,000トンになっております。全体が7万300トンということでございます。

○外山三博議員 私が業界の方から調べた、芋焼酎で使う、焼酎業界で使う芋の総数は、約8万トンなんです。焼酎業界に行っている宮崎県の芋は3万6,000トン。相当足りませんね。この芋はどうしているのか、業界では。そのことをお尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 今、焼酎業界に原料用として提供されている総量が、私どものほうの聞き取り調査では、6万7,000トンということになっておりまして、議員の御指摘の8万トンとはちょっとずれておりますけれども、6万7,000トンのうち3万6,000トンということでございまして、約54%が県内産と。御質問の、どうしているのかということにつきましては、大部分が鹿児島から入ってきていると考えております。

○外山三博議員 ちょっと横道にそれますが、宮崎県には今でん粉工場はないと思うんです。鹿児島のでん粉工場の数はどのくらいあるか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 鹿児島につきましては、平成19年3月31日現在で27工場あると聞いております。

○外山三博議員 何でこういうことをお聞きするかというと、芋の生産と非常に関係があるんですが、でん粉政策が、海外から砂糖関係が安くで入ってくるようになりまして、芋のでん粉が非常に割高ということで、国の芋でん粉工場に対する政策が相当変わってきたんです。その

変遷をちょっと、それから、これからどういふふうになっていくのか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） でん粉につきましては、当初、ガソリンの代替エネルギーとか用途が広くありまして、初期には用途が広がった関係もありまして、いろんな制度があったと思います。私が承知いたしておりますのは、平成19年度、今年度から大きく政策が変わってきております。その政策につきましては、これまで、政府がでん粉を買い入れまして、生産者には最低生産者価格、こういうものをセットしまして、でん粉を売買する制度であったわけですが、今回の19年度からの法改正につきましては、この政府買い入れ制度と生産者価格を廃止しまして、市場の需給事情を反映した取引価格が形成される、市場間の販売で市場価格が形成される制度というふうに移行するということになったと承知しております。この結果、生産者に対しましては、今までの原料代と、実際に売れました取引価格とに差が出ました場合には、交付金を支払うという制度になっていると承知しております。

○外山三博議員 部長は答弁されなかったんですが、これまでは、鹿児島は特に芋生産地が多いものですから、農家に、芋のでん粉工場に持っていく場合は補助金を出していたんですよ、ずっと。それで鹿児島は残ってきた。それから、もう一点は、宮崎にでん粉工場がない、鹿児島にある。これは何が——何がというか、これからどういう問題ができてくるかということ、鹿児島の芋の生産者は、焼酎に持っていく場合、いい芋しか焼酎メーカーはとりません。いい焼酎をつくるために。くずとか小さいものは、でん粉工場にでん粉用として持っていくということができたんです。ところが、今、部長

が言われたように、国の芋でん粉政策が大きく変わってこようという中で、鹿児島の中のでん粉工場のほうの操業率もずっと落ちてきて、8割か7割ぐらいになってきた。そうすると、芋のでん粉工場もそのうちなくなってくるだろうと。そうなれば芋を生産する農家がまず困ってくる。だから、農家は芋をつくらなくなってくる。そうなれば、宮崎県に入っていた芋が入ってこなくなる可能性があるということで、業界は非常にこのことを今考えておられるところなんです。

ですから、私は、宮崎の芋焼酎をきちんと守っていくためには、芋の生産を確保してあげ、これが非常に大事じゃないかと思うんです。ただ農家に芋をつくりなさいといっても、今、大体反当15万ぐらいなんですけれども、もう少し芋の価格が上がればいいと思うんですが、これは単に農政だけで芋を余計つくるといふ方向、プラス加工業者、農と加工業が連携した形の農業のあり方を構築していかないと、ただ芋だけつくろうといたって、そうはいかないと思うんです。

このことを質問しようと思って、ふと思い出したのが、10年ぐらい前になりますか、北海道の当時の士幌農協、そこに私は興味があって2回ほど行ったんですけれども、そこはバレイショと酪農が盛んなところで、その組合員が約500名ぐらい。当時——10年ぐらい前ですが——農協の担当の方が、1軒の平均預金が8,000万と言われた。何でそういうことになっておるかということ、農家がつくったバレイショを年間保管する保冷倉庫をつくって、それを農協が引き受けて、チップにして菓子メーカーに出している。ミルクも同じなんです。ミルクも、生で出すよりも、その農協に持っていくと、チー

ズとかバターに加工する。ですから、士幌農協に非常にいい価格でとってもらえるものだから、農家も非常に潤う。そういうようなことをふと思い出しまして、宮崎の芋を増産するには、ただ農政だけでは決してうまくいかないなということを感じるものですから、これは商工、農政にまたがりますが、知事にちょっと、どうでしょう、私が今言ったことに対する、申し上げたことに対する所感なりをお聞かせいただきたいと思えます。

**○知事（東国原英夫君）** 大変勉強になる質問でございまして、芋焼酎の芋が足りなくなっているというのは、私は伺っていたんですけれども、そういった事情で減少しているのかというふうに、改めて気づかされた御質問でございました。鹿児島の生産量が減り、宮崎も減りすると、他府県あるいは海外に供給を求めて走るのが、大体の農業の今までの趨勢なんですけれども、こういったことで、宮崎の芋あるいは鹿児島の芋、南九州の芋焼酎という一つの伝統文化というものが衰退していく可能性もございしますので、今後やはり、文化を守る、あるいは焼酎、食文化を守るということでも、これは対処、対応していかなくちゃいけないなと考えております。御案内のように、農業と工業のマッチングというのは、これから主流になっていくものじゃないかと。農業と工業、そして物流、そういったものがマッチングして、農業生産者の生活の安定化は図られるものだと考えております。

**○外山三博議員** あと一点、焼酎業界にとって非常に頭が痛い問題が、焼酎かす、焼酎廃液の問題。前、萩原議員が質問をされたことがあります。これは産廃だと、産業廃棄物だと認定されて、それまでは、ロンドン条約というのが

できて、海上投棄が特例は別としてだめだと、畑にまくということをやっておりました。ところが、これも産業廃棄物でだめだということになった。しかし、よく聞いていくと、農家が金を出せば産業廃棄物じゃないと、ただでまいてもらえば産業廃棄物だと。どうもこの法律はおかしいと私は思うんですよ。これは廃棄物かそうじゃないというのを、金を出せば違うという理屈が。これが国が決めた制度なんですけど。農政水産部長、焼酎の廃棄物、これはどうですか、堆肥、肥料としての有効性はありますか、どうですか。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 肥料としての有効性はございます。

○外山三博議員 農政水産部長も、有効性があると。ただ、問題になったのは、畑にまいてそれをしばらく放置しておく、腐敗して、虫がわいたり、腐って悪臭がしてくるということがあるんです。焼酎の製造現場に行きますと、ずっと流れております。仕込みをして2週間後ぐらいには必ず蒸留をしなくちゃいけない。蒸留をすると必ず廃液が出てくる。ところが、大きな工場なんかは、この廃液の処理のプラントを持ってありますが、このプラントが何かの拍子に故障でもしたときは、ずっとふん詰まりになって、全部廃棄ということになるわけです。ですから、いつでもかつでもということじゃないんですが、これは環境森林部長にお尋ねしたいんですが、そういう急を要する場合は、例えば、畑にまいて、すぐ攪拌をするという前提で、これを認めるということとはできないものでしょうか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 焼酎廃液の農地散布についてでございますが、法律上で申し上げますと、焼酎廃液というのは、一般的に

は、御承知のとおり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、昭和45年にできておりますが、いわゆる廃棄物処理法の解釈上、産業廃棄物とされておりまして、処理施設等において適正に処理をする必要があるというふうにされております。しかしながら、平成15年当時、本県におきましても、今お話にありましたように、何らかの手を加えずに農地散布しますと、悪臭など生活環境に悪影響を及ぼすということで、県民からの苦情も保健所等に参っておった事情がございます。平成15年当時、本県におきましては、焼酎製造事業者の方の処理施設の整備というのが、法律ではそういうふうになっておったんですが、整備が進んでいなかったという実情がございます。また、宮崎県酒造組合からの御要望等もございまして、当時、農地散布については、量を必要最小限にすること、生活環境上の影響がないように処理することなどの条件のもとに、整備のための猶予期間として平成18年3月まで猶予期間を設けたところでございます。この間、各焼酎製造事業者におかれましては、飼料化ですとか、あるいは肥料化などを行うプラントの建設によりまして、自社処理あるいは共同処理、あるいはそういうことができないところにつきましては、処理業者への委託処理により、適正に処理する体制ができたという事情がございます。

御質問の、処理施設の故障等により自社処理等ができなくなった場合におきましては、当然、システムとしては、委託処理を行うなど適正に処理をしていただくことが必要かと考えております。

○外山三博議員 鹿児島、それから熊本県、この畑散布の現状はどうなっていますか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 鹿児島県につ

きましては、平成18酒造年度ということで、平成18年の7月から19年の6月の直近値で申し上げますと、44万トン、そのうちプラント等による処理が47.2%、飼料化をしているのが11.2%、それから海洋投棄、これが22.1%、これは先ほどお話にありましたように条約で禁止されております。ただし、5年間につきましては、許可を受ければ投棄はできるということで、それ以降については適正な処理をしなきゃいけないような状況になっております。それと農地への還元という形で、一定の条件のもとに19.5%は農地還元されていると伺っております。

**○外山三博議員** 鹿児島県は、国が廃棄物でだめだという中で、今19%畑還元を容認しているんですよ。これは、いかに焼酎産業が鹿児島県にとっては大事な産業かという、行政の一つの下支えの気持ちのあらわれですね。それに引きかえ、宮崎県の場合は、法がこうだから18年の3月でだめですよと、後は処理業者に持っていけばいいと。ところが、宮崎県の焼酎業界は、大手もありますが、中小の、本当にいい焼酎をつくっている小さい、4～5人でやっている工場は結構多いんですよ。こういうところは、プラントをつくれといったって、それは10億、20億かかるのでできない。処理業者に持っていくとべらぼうに高いんですね。ですから、緊急を要するときにはぜひ、この焼酎をバックアップするという行政の気持ちをそこににじませてもらいたいなということを申し上げ、知事に今のことについての所感をお尋ねいたします。

**○知事（東国原英夫君）** よく御事情はわかりました。鹿児島県の取り組みを参考にさせていただいて、今後、少し勉強させていただきたいと思っております。

**○外山三博議員** 以上で質問を終わります。あ

りがとうございました。（拍手）

**○中村幸一副議長** 次は、15番太田清海議員。

**○太田清海議員〔登壇〕**（拍手） 一般質問を行います。

私が18歳のころ、私の父は病気で倒れ、私が24歳のときに亡くなりました。父は明治生まれであり、大変怖い存在でした。私は末っ子であったため、父とともに過ごした月日はわずかでした。今にして思えば、もっと父といろんなことを話しておきたかったなという思いがあります。父が亡くなって、父の友人から次のような思い出話を聞きました。「あなたのお父さんとは師範学校時代、同級生で、同じ柔道部員でした。我々は、当時行われた学校対抗の柔道大会で決勝戦まで勝ち上がり、その団体戦、最後の部員が引き分けしさえすれば優勝というところまでこぎつけました。私たち部員は、優勝したいという一念から、最後の一戦を逃げて逃げまくって、とうとう優勝しました。優勝が決まった瞬間、私たちは飛び上がって喜びました。ところが、監督が血相を変えてやってきて、「何で戦わないんだ。何で正々堂々と戦わないんだ。こんなことして恥ずかしいと思わんか」と烈火のごとく怒りました。我々は優勝の喜びから一瞬にしてしょげてしまい、言葉を失いました。うなだれた私たちは、その後、時間がどんなにして流れたかは覚えていないが、それぞれが自分の心に、ひきょうであることがどんなに惨めで、どんなに恥ずかしいことであるかということ、嫌というほど思い知らされました。その翌年に、あなたのお父さんと私たちは師範学校を卒業し、教師として宮崎県内の教壇にそれぞれ巣立っていきました。ひきょうであることを子供に教えたらいかん、ひきょうを恥じる子供を育てよう、こういう思いを持っ

て」、このような話でありました。

今、私たちの社会を見ると、日本古来の伝統ある美德から外れ、食品の偽装事件や政治家の不祥事など、ひきょうを恥ともしない事件が後を絶ちません。大人社会の恥すべき出来事が、子供社会にも拡大・再生産されている感を受けます。私たち地方の政治に携わる議員も心すべきであると思います。我が社民党宮崎県議団でも、本年の5月、議会改革のために、「「県議会の活性化」に向けての提言」というものを発表し、また、県議会でも議会改革等検討委員会が発足をし、さまざまな議会改革が図られようとしています。政治家みずからが社会に警鐘を鳴らしつつ、政治道德の表現者でありたいと思います。私も前期4年間、新人議員として、どう活動すべきかと考え、例えば「議会だより」を毎回1万2,000部手配りまたは郵送し、県民の皆様と県議会を近づける努力をしてまいりました。今後ともその経験を生かし、2期目、議会の改革に取り組んでいきたいと考えています。

さて、知事に質問をいたします。せんだって、民間の保険業界の人と話す機会がありました。その人の言われるには、「我々の保険業界の仕事は、お客様からお金をいただき、保険に加入してもらった仕事であるが、好不況の波をもろに受ける。今、景気が回復しつつあると言われるが、我々の仕事を通して見る限り、そんな実感はない。むしろ我々の事業所がリストラされるぐらいだ。また、仕事上、さまざまな人に出会うことになるが、最近、派遣労働者などの増加を特に感じる。それらの人は月に10万円そこそこの手取りであり、これらの人から保険料をいただき、保険に加入してもらおうということは至難のわざだ。10万円そこそこの生活できるなという驚きとともに、これじゃ結婚で

きないはずだ、これじゃ少子化が進行するはずだ、年金未納がふえるはずだ、場合によっては、将来に対する展望のなさから、不安や心を病んだり、自殺や犯罪など社会の不安がますますふえるのではないかと、実感として語っておられました。私も全く同感であります。

労働者派遣法等による新たな非正規雇用の存在が、今日の新たな問題をつくり出しているのではないのでしょうか。ネットカフェに寝泊まりし、派遣会社からの連絡を待つ若者の存在、連絡がなければ無為にその日を暮らさざるを得ない。アパートで暮らしたくても敷金自体を蓄えることができない、アパートが先か敷金が先かの悪循環。派遣労働者のこのような実態は、今の日本の新たな諸問題をもたらしているのではないのでしょうか。特に、平成16年3月、派遣できる職種が、これまで専門的な職種に限定的であったものが、製造業まで派遣できることとされたため、使い勝手のよい、まさに使い勝手のよいこの制度は急速に広がりました。経団連の御手洗会長の経営するキャノン株式会社すらも、偽装請負をする始末です。私は、この制度の欠陥の後始末を、結局は地方自治体が、少子化対策や生活保護での救済、うつ病対策や自殺対策、または治安の維持という点で、新たに負担を強いられるのではないかと危惧するものです。国の制度ではありますが、私たちの生活に大きな影響を与えていますこの労働者派遣法、労働者派遣制度に対する知事の見解を伺います。

以上、壇上にて行い、以下の質問については質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

近年、経済のグローバル化に伴う競争の激化

や労働者の意識の変化、あるいは各規制緩和等を背景に、就業形態の多様化が進む中で、パートやアルバイト、派遣社員などの非正規雇用者の割合は年々増加しており、平成18年には全国で約33%となっております。これらの非正規雇用者の賃金水準は、正規雇用者に比べて低く、勤続期間が長いほど、格差が広がる傾向にあります。このような非正規雇用者の増加は、経済的理由などから、晩婚化や非婚化を招き、ひいては少子化を加速させるなど、さまざまな社会的な影響が生じることが懸念されております。このため、国におきましては、正規雇用者の採用の拡大や最低賃金のあり方の見直しなど、さまざまな取り組みや検討がなされております。県におきましては、これまでも就職説明会等で企業に対し、正規雇用での求人を積極的に行うようお願いしているところでありますが、今後とも、宮崎労働局など関係機関と連携しながら、機会あるごとに、企業や事業主団体の皆様に対して、正規雇用での採用等について働きかけてまいりたいと考えております。〔降壇〕

**○太田清海議員** 正規雇用の働きかけをしていきたいということであります。ぜひそういった取り組みをしていただきたいと思いますが、もう一つ、実は、労働基準法第1条の第2項にこういう書き方がしてあります。労働基準法、最低の基準を定めたものですが、「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として、その労働条件を低下させてはならないこととはもとより、その向上を図るように努めなければならない」と書いてあります。私の会社は労働基準法より高いところにある。労働基準法があるなら、そっちの低いほうにそろえようということはいけないという基本的な精神がうたってあ

るわけです。憲法が公布されて以降、昭和22年にこの法律がつくられておりますが、当時、戦前の労働環境が非常に劣悪であった、そういった反省のもとから、立派な国をつくろうという思いから、働く人たちを大事にせないかんという思いが、この条文に込められておると私は思うんです。ですから、今から県政運営の中でも大変難しいかじ取りが迫られるとは思いますが、行政のトップであられる知事には、この労働条件というものは、政治が行政が常に光を当てていかないと、だんだん下がっていくんだぞという、この気持ちがあると思うんです。これは労働観でありますけれども、知事のそういったところの所感を伺いたいと思います。

**○知事(東国原英夫君)** 御案内のように、労働基準法というのは、労働者が人たるに値する生活を営むために必要な最低限の基準を示した、労働者保護のためにはなくてはならない重要な法律だと思っています。自然権というものに根差した大切な法律だと考えております。県内の企業におかれましては、法令遵守で経営を行っていただいているものと思っております。近年、企業の社会的責任ということが強く言われておりますことから、一層、法令遵守とか、法の精神にのっとった企業経営に努めていただきたいと考えております。

**○太田清海議員** この法律自体に対しての問題もありますし、今後、100社1万人雇用ということで知事も目標とされて頑張っておられますが、ぜひ正規雇用でやっていただきたいということを声を大にして言っていただきたいと思っております。そしてまた、派遣で行かれています人たちも、私は決して、派遣労働者が犯罪を起こしやすいということを言っているんじゃないで、この制度自体の問題がそういうことを醸し出して

いくのではないかということによっておるわけですが、1年たったら正規雇用にしていくとか、そういう形でもぜひ一つずつ解決していただきたいと思います。

次に、モンスターペアレントの問題について質問いたします。

このモンスターペアレントというのは、学校に対して、要望や苦情を通り越し、いちゃもんとか言いようのないような不当な要求を学校に突きつける人たちがふえているということで、向山洋一さんという方が和製英語で命名したようです。具体的に言うと、「うちの子が、けがをして学校を休まなければならない。その間、けがをさせた相手の子を休ませろ」とか、「うちの子は箱入り娘で育てたいから、保育園のだれともけんかさせないよう念書を書け」とか、例えば、「私とAさんは仲が悪い。親同士仲が悪い、だから、うちの子とAさんの子を同じクラスにするな」とか、「卒業アルバムにうちの子供の写真が少ない」とか、そして、早朝であろうが深夜であろうが、教職員宅に電話をしたり、子供同士のけんかに割り込んで、相手の子供を非難する長大な文書を学校に持ち込んで処罰を要求するとか、こういったことが書いてあります。こうした保護者が一人でも出現すると、教職員はその対応に膨大な時間を奪われて、その結果、授業準備など他の児童生徒のために使う時間がなくなり、学校全体に影響があるとも言われています。このような状態が本県ではないのかどうか、教育長に実態を伺います。

**○教育長（高山耕吉君）**〔登壇〕 本県の実態でございますが、やはり本県におきましても、保護者等から、家庭内で解決すべき問題や、学校に問題や責任がないと思われることなどに対

して、要求や苦情などが繰り返ありまして、教師が対応に苦慮したり、学校の業務に支障が生じたりする例もあると聞いております。以上でございます。

**○太田清海議員** それで、その対処法といえますか、これはいろいろ理由があるかと思いますが、県民への啓発とかアピールをどうされるのか、再度伺います。

**○教育長（高山耕吉君）** 対処法でございますが、保護者等からの度を越した理不尽な要求に対しましては、学校は、毅然とした対応をすることが必要だと考えております。一方で、学校への苦情等の多くは、我が子への思い、子育ての悩み等からなされておりますので、保護者の気持ちも十分に受けとめながら対応することが大切ではないかというふうに考えております。このような問題の解決には、教職員と保護者等が十分にコミュニケーションを図りまして、お互いの役割や責任をしっかりと自覚し、協力し合うことが重要であろうと考えております。県教育委員会といたしましては、これまで以上に学校、家庭、地域の連携協力が図られますよう、学校だけでなく、PTA活動を通して家庭や地域にも呼びかけを行いまして、心身ともに健やかな子供の育成を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○太田清海議員** わかりました。日本ではモンスターペアレントというふうに言われていますが、アメリカではヘリコプターペアレントと言われているそうです。なぜそう言われるかというと、我が子が学校でどんなことをしているだろうかといって、学校の校舎の上をパタパタ、パタパタ、ヘリコプターで見ながら、うちの子が何かやられよるといったら、すぐおりて行って学校にいろいろ言ったりするというようなこ



とで、同じテーマでもヘリコプターというスケールの違うような表現がされています。

ただ、この問題については、モンスターペアレントという言葉がいいかどうかという問題はあるんですが、今、教育長が言われたように、保護者の方々の親の悩みとして出てくるとするならば、それを受けとめて、そして、うまく解決してあげないかんと分析をされる人たちもいます。今、教育長が言われたとおりでしようと思いますが、大変な現場であったりするかもしれませんが、そういう視点も、かえってこういう問題が起こって解決していくということで、そういう立場も、本当に言われたとおりで頑張っていたらいいと思っております。

次に、義務教育に農業科を導入するというところで挙げております。

実は、文教警察企業常任委員会の視察におきまして、3つの地方都市の教育委員会で、かなり示唆に富む勉強をしてまいりました。家庭での教育力が落ちているという中、学校教育にプライドを持って、学校教育の中できちっとやっっていこうということでありました。その中で特に興味を引いたのは、福島県の喜多方市の教育委員会で、構造改革特区を申請して、小学校の教育の中に農業科を導入したということでありました。本年度から導入しておるということで取り組んでおられました。今まで子供の農業に関するかかわりは、田植えとか稲刈りとか、そういった部分的なかかわりであったと思うんですが、ここでは本格的な農業科ということで、土づくりから、追肥、除草、作物もジャガイモ、トウモロコシ、カボチャとか、いろんなことを小学校3年生から6年生に課題を与えてやっっていくというものなんです。ですから、単なる、ちょっとやったということじゃなくて、

本当に天候や気候を見ながら、そういったのも勉強しながら作物を育てていくということで、大変私は感銘をいたしました。特区の申請をして授業の中にそれを入れるというのは、相当な決断だっただろうと思います。私も、農業県である宮崎県にこういうことも、将来、各市町村の教育委員会で取り組めることがあるんじゃないかと思ひまして、その辺のところを教育長に伺いたいと思います。

**○教育長（高山耕吉君）** 福島県喜多方市の取り組みについてでございますけれども、ここは構造改革特区の指定を受けて、小学校に農業科という新たな教科を設けまして、地域と連携しながら、子供たちが田植えから草取り、収穫祭等まで、農作業を年間を通して行うものであります。この取り組みは、子供たちに命の大切さや働くことの意義を考えさせる上で、教育的効果が大きいものというふうに考えております。本県でも、総合的な学習の時間等を生かしまして、ほとんどの学校が、農業体験や漁業体験などさまざまな体験活動に取り組んでおります。中には、喜多方市の小学校の学習と同じように、種まきから除草、収穫まで、年間を通して一連の農業体験に取り組んでいる学校もあります。今後とも、子供たちの生きる力をはぐくむためには、体験活動を積極的に取り入れていきますよう、学校を指導してまいりたいと考えております。以上です。

**○太田清海議員** わかりました。

続いて、林業対策と災害対策についてであります。

これも私たちの中山間地域振興対策特別委員会で勉強してきたことでありますが、南那珂森林組合に行ったときに、今お手元に配っておりますこういった、言葉はちょっとどうかなど

思ったんですが、資源構成施業区分という表をいただきました。これをじっくり見ていたら、頂上は広葉樹を植えて、一番下のほうに針葉樹を植えて、これで有害鳥獣を上をやったというようなことが書いてありました。文章を読んでいただければわかると思いますけれども、私はこれを見て——いろんなところで、2合目から4合目か5合目ぐらいに針葉樹を植えて、後は広葉樹林で有害鳥獣を山に帰そうやということをやっていると書いてきたものですから、何かそんな気持ちとぴったり合ったイラストだったものですから——ああと思っ、これ、これと思っ、出したわけです。資源構成施業区分というのは、県が関与してとか指導したりとかいうことになっておることなんでしょうか。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 今お話のありました資源構成施業区分というものですが、これにつきましては、南那珂森林組合が、今後の森林整備のあり方について、組合員の方に説明するために独自に取り組んだものであります。

**○太田清海議員** であればなおさら、南那珂の森林組合はすごいなと私は思いました。この資源構成施業区分という言葉も、もしかしたら、もう少しわかりやすい言葉にしてもらいたいのかなとも思ったりするんですが、こういう考え方を県でも先頭に立って取り組んでほしいなと思いますし、もう一つは、このお配りした資料の裏側に、水辺林という写真を印刷しております。この水辺林、これは溪畔林とも言われるそうですが、ここは一切杉が植えていないんです。自然雑木。川のそばは必ず杉は植えないということで、こういう豊かな溪畔林、水辺林にして、水生動物がすめるようにということなんです。もう一つは、水害になったときに、杉がもし植えてあれば、それががたがた倒れて、橋

げたにひっかかったり、海に流れていったりして、今回の台風のいろんな被害が海辺に出てきました。それをまた防ぐ意味でも、この水辺林というのは大変意義のある取り組みだと思います。水辺林の育成は、木の流出を防ぎ、災害対策にもメリットがあるということで、今後百年の大計として、先ほど言った資源構成施業区分と一緒に取り組んでいていただきたいと思っております。どうでしょうか。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 今お話がありましたのは、多様な森林づくりということかと思いますが、本県では、県民参加の森林づくりを推進するために、御承知のとおり、昨年、18年の4月に「水と緑の森林づくり条例」というのを施行いたしまして、これに基づきまして、森林所有者などの方が森林づくりをする場合の基本的な指針、あるいは具体的な手法を示しております「森林の整備及び保全に関する指針」という冊子をつくっております。

この指針では、今お話にありましたように、奥山地域においては、シカあるいはサルなど多くの野生動物が生息できますように、天然林の保全あるいは広葉樹林の造成を進めます。また、中腹から里山地域にかけましては、資源の循環利用、あるいは山地災害の防止等が図られますように、人工林やヤマザクラなどの広葉樹林、あるいは針葉樹と広葉樹が入りまじった混交林、こういった森林の造成などを進めることにしておるところでございます。

今お話のありました、溪流あるいは河川の水辺林ということですが、これにつきましても、岸辺の保護ですとか土砂の流入の防止のために、既存の自然林をできるだけ保存しますとともに、侵食のおそれのあるところにつきましては、根が横に張りやすい樹木、例えば柳などの

広葉樹林へ誘導していくことといたしておるところでございます。

今後とも、この指針の普及に努めますとともに、森林所有者あるいは森林ボランティアなどの皆さんと一体となって、木材の生産や国土の保全はもとより、生物多様性の保全など、森林の有する機能が高度に発揮されます多様な森林づくりを推進してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。要望なんですけど、私もこれを見せていただきまして、見たら、きちっとすべての問題が書いてあると思えました。でも、ページが飛んでおりまして、いろんなテーマが飛んでおるんですね。これは感覚的な問題で、そういうところにけちをつけたらいけません、例えば「施業区分」という名称も少し変えたほうがいい——森林組合のことです。こういう文書の中で、これに水辺林の水の流れのところも書きながら説明を——一発でこのイラストを見ればわかりそうな感じがするんですね。確かに県の指針の中にもすべてが網羅してありますが、県民にとってわかりやすいイラストという意味では、私はこっちがいいのかなと。これに水辺林を加えればパーフェクトじゃないかという思いもいたします。ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に、大分県の北川ダムの問題について質問をいたします。これは大分県のダムでありますけれども、平成9年の台風で、川下である延岡市、北川も含め、甚大なる被害を受けたことがあります。大分県の管轄に属するダムでありますけれども、大分県のほうが水利権の許可更新をとらなければならないと聞いております。その許可更新の時期はいつになっておるのか、これは県土整備部長、よろしくお願いします。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 北川ダムの水利権許可の更新の時期でございますけれども、平成21年3月31日でございます。

**○太田清海議員** この許可更新の際に、国土交通大臣に許可の申請を大分県側がするというふうにも聞いておりますが、宮崎県がこれに対して、許可をされるときに附帯の意見をつけるのか、条件を付すということが、宮崎県側としてできないものかどうか、それはどうでしょうか。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 今、議員からお話ありましたように、北川は一級河川でございます。許可の更新は国土交通大臣が行うこととなります。許可更新に際しまして、本県に対する意見聴取というものがございますけれども、新たな条件を課す場合は、河川法におきまして、必要最小限度かつ不当なものにならない範囲とされているところがございます。したがって、一方的に条件を変更することは困難であると考えております。

**○太田清海議員** 法令の解釈でそうなるということでは、やむを得ないかもしれませんが、大分県に対して、台風時、大雨が予想される場合、水位を事前に低下してもらいたいというような要望、事前放流のですね。水害を避けるためということで、そういった要望はできないかどうか。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 平成9年の激甚な災害を受けまして、大分県では、洪水期における台風接近に備え、ダムの水位を下げるための予備放流を現在、試行的に行っているところがございます。現在、この試行を正式なものとするため、ダムの操作規則等の変更につきまして、国と協議中であると伺っております。本県といたしましては、平成10年に設置したもの

でございますけれども、国、県、市で構成いたします北川流域防災会議を開催いたしまして、大分県に説明を求めるなど協議調整を図ってまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。予備放流ということを試行的にやっているということですが、それが正式にもっと柔軟に対応できるようなものが決まるといいなと思いますが、地域の河川流域の人たちは大変はらはらものなんです。そういった情報が、どういう取り組みをしているかというのが伝わらなくて、逆に不満として出てくる可能性もあるものですから、地域の方々には、そういった取り組みなりをきちんと伝えてほしいなというふうに思います。

次に、心身障害者扶養共済制度についてお尋ねをいたします。

この制度というのは、障がいのある自分の子供に対して、親が掛金を掛けて、親である自分が亡くなったときに、1口2万円とかいうふうに聞いていますが、障がいを持っているお子さんに年金として支払われる制度であります。今、宙に浮いた年金とか企業年金の申請漏れというのが出てきております。こういう扶養共済制度というのは、親が亡くなって、障がいを持っている人が申請をしなければ、こっちは何もしないというのが申請主義であります。こういった問題があるのではないかと思って、質問なんです。宮崎県においてこの扶養共済制度に加入している人数、それから実際受給している人数というのはどのくらいなのでしょう。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 心身障害者扶養共済制度についてであります。県内では、平成19年9月1日現在で、加入者数が443名、年金受給者数が296名となっております。

**○太田清海議員** わかりました。申請主義とい

う制度であるわけですが、これまでに申請漏れとか、そういった事態はなかったのでしょうか。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 現在、保護者の死亡等により、年金受給権が発生しているにもかかわらず申請を行っていない方が7名おられることを確認しております。このようなことは、障がい者やその家族が、制度の仕組みを十分に理解されていないということも要因となっていると考えられますので、申請主義ではありませんが、県では、市町村と協力しながら、これらの方々に対して申請の働きかけを行っているところであります。

**○太田清海議員** こういうのをできるだけ防いで、申請が漏れないようにというふうに思いますが、例えば、保護者が亡くなった場合と、保護者自体が、お父さん、お母さん自体が重度障がいになった場合にも、これはもらえるというもののようです。お父さんが障がい者になったということで、じゃ、もらえるのかなと、知らない人たちもいらっしゃる可能性もあるわけで、こういったところも含め、十分な体制、こういった取り組みを、お知らせをするのかとか、そういった取り組みはどうでしょうか。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 年金申請を行うのは、知的障がいや重度の身体障がいなどのある障がい者本人か、あるいはその家族でありまして、中には制度の仕組みが理解できないといえますか、そういうことで申請漏れとなる場合もあります。これを防ぐために、行政としてはきめ細やかな対応が必要と認識しております。このため、県におきましては、平成17年度から毎年1回、すべての加入者を対象に、市町村の協力を得ながら現況調査を実施しており、調査の結果、年金等の受給権が発生している方

については、先ほど申し上げましたが、個別に申請の働きかけを行っているところであります。今後とも、市町村と連携しながら、申請漏れを防ぐための継続的な取り組みを行っていきたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。平成17年から現況調査を年に1回必ずやると、対面方式でやることであると思いますが、そうであれば防げるかなというふうにも思います。県の行政の中でも、申請主義をとっているのはたくさんあるかと思うんですね。市町村は本当に多いだろうと思うんです。県ではまたそれがちょっと違うかなと思いますが、申請主義をとっておるサービスであっても、ぜひこちらから教えていくという姿勢を常に持ってもらいたいなど、総務部長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これは私の経験でもあるんですが、実は、私も障がい者の仕事をしていて、障がい者の方のいろんな税の申告なんかをお手伝いすることもあったんです。どうもこの人は障害者扶養控除をとっていないんじゃないかなと思って、「やったほうがいいかもしれませんよ」と言って数人に電話してやったら、5年間さかのぼって税金が還付されて、更正申告して、30万とか、中には80万ぐらい返った人もいらっしたんです。その中に、呼びかけて、目の不自由な人がバスに乗ってヘルパーさんと一緒に来たんですが、実はもう既にやっておったということで、来てもらった意味がなかったこともありました。それで、その方に、「本当に申しわけない」と言って私は謝ったんですが、お金を使わせて市役所まで来てもらったわけですから、怒るだろうと思って。ところがその人が、「いいです。こんなふうに言ってくだされば私たちも安心します。すっきりしました」と言って、

「いいとじゃが、いいとじゃが」と言って帰ってくれたんです。そういうこともあろうかと思ひます。私たち自治体の仕事というのは、そういった住民サービスということでありまして、ぜひそういった取り組みを広めていただきたいと思ひます。

あと、地元の問題ということで挙げさせてもらいます。中国木材株式会社の関係であります。実は私たち社民党県議団で、伊万里市の中国木材の本社に視察に行つてまいりました。9月の4日でしたけれども、会社の中を見ても、本当にすごい会社だなというふうに思ひました。そしてまた、コンピューター制御で、曲がり材であろうと、コンピューターに沿つてきちつと板をつくつていく。そして、こつぱも無駄にしないで、それでまた小さな角材をつくつていくということで、確かにすごいなと思ひました。そういうことは感じたわけですが、いろんなデメリットなりあろうかと思ひます。私たちとしては、地元の人たちと会社が、基本的には意見が合つていくというのが——進出するかどうかわかりませんが——私は一番いいことだと思ひます。県のスタンスとして今どういうふうにあるのか、本県への進出に伴う問題、林業・木材産業への影響、それから、県のスタンスといひますか、そういった対応についてお聞きをしたいと思います。これは環境森林部長ですね。よろしくお願ひいたします。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 中国木材株式会社の日向市進出についてでございますが、現段階では、まだ会社から詳細な計画が示されておりませんことから、進出に伴う具体的な影響についての予測というのは困難な状況でございます。しかし、県内の充実する森林資源を背景にしまして、今後も素材生産量の一層の増加が

※ 310ページに訂正発言あり

見込まれる中で、安定的な需要が生まれることになりまますので、森林所有者の所得向上が期待される所でありまます。一方、地元製材業界にとりましては、原木調達の競合等が懸念される所でありまして、プラス面、マイナス面、両方の影響が考えられます。このため県では、会社に対して、原木の調達等について具体的な計画を明らかにして、地元業界等と十分話し合いの機会を持つように働きかけを行っている所でありまます。

**○太田清海議員** わかりました。神経を使う作業でもあろうかと思いまますし、本当にそれぞれがうまくいくといいなと思っております。

次に、延岡の長浜海岸の侵食問題について質問いたしまます。

今、住吉海岸のほうが新聞報道でも非常にクローズアップされておりますけれども、同じように延岡の長浜海岸、私も地元の河野議員もこれをずっと言っておりまました。私もいろんな人から言われて、どうかしてくれということでありまます。基本的には、砂がなくなつて、延岡新港に砂がどんどんたまる。その砂を古江港のほうに持っていつているということの繰り返しがされていつているようだと思いまます。となると、砂を持っていかなくて、そのまま長浜の海岸に直接持っていつたほうが税金としても安くなる。むしろ、その循環のほう絶対いいと思いつたすね。その辺はどうかといふふうと思いつたすますが、いかがでしょうか。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 長浜海岸につきましては、私どもといたしましても、依然として侵食されていつる状況にあると認識させていつたいております。お尋ねの延岡新港のしゅんせつ土砂を長浜海岸の侵食対策として利用することにつきましては、現在、地元の関係団体等

との調整を行つていつる所でございます。県といたしましては、五ヶ瀬川の掘削土砂の活用等も含めまして、長浜海岸の侵食対策について、国などの関係機関と引き続き協議をさせていつたきたいと思っております。

**○太田清海議員** 新港から持ち出している数量、それから税金を投入しているその金額も参考に聞きたいんです。どういつ形でもいいんですが、どういつふうによつていつるか、数量とその事業の金額等がわかれば教えてください。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 延岡新港のしゅんせつ砂を古江港に埋め立てしていつる土量でございますけれども、旭化成と県、両方の施工でやつておりまして、両方合わせて、しゅんせつ量といたしましては約1万1,000立米となっております。これに要した費用でございますけれども、県のほうで出している部分につきましては約2,700万円となっております。

**○太田清海議員** 県民から見た場合、確かに古江港に持っていつて、それはそれなりに有効に使われていると思いまます。それはそれでいいんですが、ただ、長浜から港にたまったその砂を戻さずに遠いところに持っていつていつことは、海岸がどんどん削られることを黙認したことと一緒だと思いつたすね。それは県民から見てももつたいない、その砂を戻してほしいということになると思いまます。税金を使つて海岸を崩しているということにも見えるわけです。ですから、これは大変難しい問題だろつと思いますが、関係者の方と、合理的な解決法は何かということをやつていつられて、私たちがやらないかんと思いまますが、ぜひその辺は頑張つていつたきたいと思いまます。今の状況は許されない状況だろつと思いまますよ、そういう形のもの。ぜひお願いしたいと思いまます。

次に、県道岩戸延岡線の道路拡幅の問題についてお尋ねいたします。

延岡の柚木地区の未改良区間があります。これは長年ずっとそのまま、交通事故も起こったりということで、拡幅してほしいということではございますが、今の進捗状況はどういうふうになっておりますでしょうか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 本路線の柚木地区の未改良区間のことでございますけれども、議員がおっしゃいましたように、道路線形が悪く、交通安全確保の観点から、整備が必要であると考えております。しかしながら、当区間、約70メートルの区間でございますけれども、共有地がございまして、かつ相続等も発生しているということから、調査を進めさせていただきました。その中には、戸籍の不明な方々がございまして、所有権についての意見の相違等もございまして、用地取得が進んでいないというような状況にございます。このため、県といたしましては、地元や延岡市とも連携し、この問題の解決に努めたいと思っております。その方法等について協議をさせていただいてるところでございます。

**○太田清海議員** 共有地の問題で大変難しかろうと思いますが、地域に住んでいる方としては、その手法で解決していこうとした場合、共有地の人たちに印鑑をもらうという作業をしていこうとした場合に、それを少しずつ減らしておるんだというようなことでも情報として流れれば、あとわずかだとか、そういうことがあれば、ぜひそういうことも地域の人たちに教えないと、展望がなかなか出てこないで、何をしているんだということになると思うんです。その辺の進捗ぐあい、進みぐあいというのは、まあまあいいんでしょうか、どうでしょう

か。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 先ほど申し上げましたように、地元の協力も得ながらやっていかないと、なかなか進まないと思いますので、その辺はできるだけ、地元でございますとか延岡市と連携をさせていただきたいと思えます。

**○太田清海議員** わかりました。ぜひ頑張ってくださいと思っています。

最後に、延岡西高の跡地問題についてお尋ねしたいと思います。

これは先ほどの代表質問等でも出されました。答えとしては、跡地の活用については、教育関連施設として、延岡地区の現状を踏まえ、総合的な検討を行っているという回答でありました。私もいろんなところから、児童福祉施設がいいんだとか、スポーツ施設がいいとか言われたりもしておりますので、どれに加担するということもできないんですけれども。特に私も障がい者福祉に携わった関係で、県北地区の障がいのあるお子さんをお持ちの保護者から、県北地区は専門機関が少なく、宮崎まで通わんといかんと。障がいのある子供にとって大変な負担だからということとか、障害者自立支援法が施行される中で、就学前から学校卒業まで一貫した相談支援を行い、障がいのある児童生徒の自立に寄与する職業訓練校的な機能を有する学校が必要という要望も聞いております。延岡の特別支援学校は、台風等の水害の影響を受けやすいところもあり、安全な教育環境の維持について問題を抱えております。この西高跡地は大学とか病院にも近くて、特別支援学校として、大学との指導・研究面での連携や、児童生徒のてんかん発作など緊急時にも、医学的・医療的対応にも適切に対応できる好適地であると考え

ております。跡地活用の一つの方向として、特別支援学校が望ましいのかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

**○教育長（高山耕吉君）** 延岡西高等学校の跡地の活用についてでございます。現在、県の教育委員会としましては、今後の特別支援学校のあり方につきまして、「宮崎県特別支援学校総合整備計画」の策定を進めているところでございますので、延岡地区の特別支援学校の現状等も十分踏まえて、延岡西高等学校の跡地の活用につきまして、総合的な検討を行っていきたいと考えております。以上でございます。

**○太田清海議員** ありがとうございます。時間が過ぎました。先ほど私、伊万里本社というふうに言ったと思いますが、伊万里工場でありますので、訂正をいたします。

以上で、私の一般質問のすべてを終わりたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

**○中村幸一副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩をいたします。

午前11時45分休憩

---

午後1時0分開議

**○坂口博美議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、36番黒木覚市議員。

**○黒木覚市議員〔登壇〕（拍手）** きょうは日向のほうからも傍聴に来ているんですが、ちょっとおくられているようでございます。質問最終日ということで、知事初め、議員の皆さん方もお疲れでしょうが、しばらくの間おつき合いを願いたいと思います。

それでは、早速質問に入ります。

昨年末から今年にかけて、今後の地方の行財政運営に大きな影響を及ぼすと思われる2つの法律が成立いたしました。1つは、昨年12月に国と地方の役割分担の見直しを目的として成立した地方分権改革推進法であります。この法律は、地方分権改革推進計画に基づき、平成22年をめどに権限を国から地方に移すための具体的内容を織り込んだ地方分権改革一括法が制定される見通しとなるなど、第2期地方分権計画が新たなステージへ向けて一步を踏み出す法律であります。しかし、かけ声は、権限及び財源を国から地方へ移すためと言われておりますが、油断をしていると、仕事は地方に移すが、財源や権限については移すことに大きな抵抗があることが十分想定されております。特に、地方における裁量権が認められないような事業について、押しつけに十分気を配り、注意することは、さきの三位一体改革の残した教訓であります。大都市と地方の格差が広がりつつある状況の中、それゆえに国の流れをよく見きわめ、全国知事会や全国議長会などを通じて、厳しい状況に置かれている地方の声を力強く国に物申すことが必要であると考えております。

2つ目は、6月に成立した財政健全化法であります。半世紀ぶりの再建法制の見直しですが、来年度、平成18年度決算から適用されることが予定されているとのことで、自治体に毎年度、4つの健全化判断比率の公表を義務づけております。4つの比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率であります。将来負担比率を除く3つの比率は、いずれかが基準を超えると、財政再生団体として財政再生計画の策定が義務づけられることとなるわけであります。具体的な基準づくりは、年内に政令として、今後、総務省



において決められるとのことですが、現行の再建団体となる赤字比率である県で、標準財政規模の5%を超える赤字決算、市町村で20%を超える赤字や実質公債費比率18%超での起債抑制、単独債の起債制限比率25%などを総合的に勘案して決めるとされているところでありませう。そこで、知事にお尋ねをいたしますが、発表された平成18年度の決算見込みは、一般会計の起債残高は9,174億円の県政史上最高額となる見込みであります。今後の起債残高の見通し、財政再生法の定める4つの比率が財政運営上どの比率に留意を要するのか、考え方をお尋ねいたします。

次に、知事におかれましては、1月に就任後はや7カ月がたち、県内外における知事の人氣は衰えることを知らず、知事の行かれるところは人垣がたちまちできるということで、御同慶の至りであります。これは、相変わらずテレビ初め、マスコミの注目度が低下していないこと、県産品のセールスに見られるように、知事の知名度を生かした販売戦略や、トップセールスの話題性が持続していることなどが、相乗的に効果を上げているものと考えております。そこで、県民に元気を与える意味で、県内で開催される各種イベントが持つ所期の目的を達成することに、手をおかしたいと考えております。多忙な日程の毎日ではございますが、知事は今日まで、県内の各種イベント等にどれぐらい参加されているのでしょうか。また、今後の各市町村のイベント等に、任期中に一度は出席されるつもりはないか、考え方をお聞きしたいと思います。

次に、鳥インフルエンザについてお聞きをしておきます。

家畜伝染病予防法に基づき、殺処分鶏に対し

ましては、国から評価額の5分の4が支援されました。残りの5分の1は飼養者負担となっており、農家には大きな負担となっております。岡山県では、県単独で5分の1の上乗せ助成を行われたと聞いておりますが、宮崎県ではなぜ行われなかったのか、知事に見解を伺いたいと思います。

また、国の感染経路究明チームの調査結果が発表されましたが、その内容について農政水産部長にお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

県債残高につきましては、数次にわたる経済対策の実施や地方財政対策による特例的な地方債の発行等により累増し、平成18年度末で9,174億円となっております。県債の発行は、経済情勢の変化や国の動向、さらには災害の発生状況等、さまざまな要因に左右されることから、今後の県債残高の推移を的確に見込むことは難しい面がありますが、第1期及び第2期の財政改革推進計画に基づく県債発行の抑制等により、平成18年度をピークとして減少に転じる見込みでございます。

次に、地方公共団体財政健全化法に基づく4つの健全化判断比率についてであります。現在、国において具体的な算定方法等の検討がなされているところであります。このうち、地方公社、第三セクター等を含めた実質的負債についての将来負担比率は、これまでになかったストックに関する指標であり、一定基準以上になりますと財政健全化計画の策定が必要になります。また、このほか、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率も、いずれかが一定

基準以上になりますと、財政健全化計画、財政再生計画を策定する必要がありますので、4つの指標すべてについて十分留意してまいりたいと考えております。

続きまして、県内イベント等への参加についてであります。件数は正確に把握しておりませんが、私自身これまで、マラソン大会や祭りなどの幾つものイベント等に参加させていただいたところであります。先ほども黒木議員の要望により、支援者の方々と知事室の前で写真を撮らせていただいた——こういうことも一つのイベントではないかと思えますけれども。県内の各市町村におきまして、歴史や自然、文化など地域の特性を生かしたイベントや祭りが開催されており、これらは地域の活性化や観光客の誘致等に一定の役割を果たしていると考えております。このようなイベント等が地域みずから力でさらに盛り上がることは歓迎すべきことでありますが、このようなものは県が把握しているだけでも数百ございまして、一方で、県外でのトップセールスや国への要望等、各種行事など、ほかの公務にも対応していく必要があります。私としましては、4年という任期も念頭に置きながら、誘客効果等を踏まえ、他の公務との調整を図りつつ、総合的に判断してまいりたいと考えております。

続きまして、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う殺処分鶏への県の対応についてであります。本県の発生農場における殺処分鶏への支援は、口蹄疫など他の伝染病発生時と同様に、家畜伝染病予防法に基づく対応としたところであります。しかしながら、本県での事例は岡山県とは異なり、種鶏場やブロイラーなど平飼い方式での飼養形態であったことから、死亡鶏が大量に発生し、法律で措置されていない死亡鶏

について県独自の助成を行ったところであります。さらに、発生元でない隣接農場における殺処分鶏への県の上乗せ助成を行うなど、いわゆる本県独自の宮崎モデルを構築し、発生農場の経営再開に向けた支援対策を講じたところでございます。以上です。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 鳥インフルエンザに関します国の感染経路の調査結果についてであります。9月6日に公表されました調査結果によりますと、1つには、国内へのウイルスの侵入は、海外からの渡り鳥により持ち込まれた可能性が想定される、2つ目には、農場内へのウイルスの侵入は、人為的な原因によるものでなく、野鳥や野生動物により持ち込まれた可能性が想定されるとの報告がなされておりますが、具体的な原因の特定には至っておりません。このため、感染経路の究明については、野鳥の継続的なモニタリングを行うとともに、発生防止対策をより確実に行うため、野生動物の侵入防止対策の強化や飼養衛生管理の徹底などを図る必要があると提言されております。以上でございます。〔降壇〕

○黒木覚市議員 自席から質問させていただきます。県債について、今、知事のほうから答弁いただきましたが、連結実質赤字比率は、特別会計、公営企業会計もこれから対象になっていく。将来負担比率は、地方公社、第三セクターも対象になる。これから十分対策を詰めておく必要があると思うわけでありましたが、考え方を伺いたいし、また、病院会計及び企業会計の起債額についてもどれぐらいかお尋ねをしておきます。

○知事（東国原英夫君） 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率については、現在、国において具体的な算定方法等の検討が行

われているところでございますが、御質問のとおりに、地方自治体の財政状況を総合的に判断するため、公営企業や地方公社、第三セクター等を含めた指標の作成が必要になっております。本県におきましては、行財政改革大綱等に基づき、公営企業経営の健全化や公社等改革を推進しているところであり、今後も引き続き、こうした取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

なお、病院事業会計等の県債残高ですが、平成18年度末時点で、病院事業会計が約369億円、企業局の3会計合計——電気事業、工業用水道事業、地域振興事業などありますが——合計が約91億円となっております。

**○黒木覚市議員** 次に移りたいと思います。港湾管理についてお尋ねをいたします。プレジャーボートの係留につきまして、漁業者との問題だとか、またプレジャーボートの船主同士の問題、いろいろお聞きするわけではありますが、今後の管理の問題、これをどのようにしていくのか、港湾事務所等に聞きますと、今、検討しているというふうには聞くんですが、知事のお考えを聞きたいと思います。

**○知事(東国原英夫君)** プレジャーボートの放置艇は、係留場所をめぐるトラブルや、安全な船舶の航行、漁業活動、周辺環境等に問題を引き起こしていることから、早急な対策が必要かなと考えております。これらの問題を解決するためには、係留保管場所の確保と規制措置を両輪とした対策を推進する必要があり、港湾、河川、漁港の水域管理者が連携して、利用者との調整を図りながら進めていくことが肝要かなと思っております。このため、プレジャーボート対策の基本的な姿勢を明確にした県の基本方針を、関係機関や利用者団体等の意見も聞きな

がら、ことし3月に策定したところでございます。今後は、この基本方針に基づきまして、地域ごとに利用者団体や関係漁協等で構成する協議会で具体的な内容を検討した上で、係留保管場所の確保と規制措置の実施にあわせて、使用料についても、施設の状況等に応じた適正な額を設定し、徴収していくことを考えております。

**○黒木覚市議員** 宮崎港にありますマリーナ、ここに係留しているプレジャーボートは、年平均して1隻で20万ぐらい使用料を払っているわけです。ここは、そういうことで、きちっとトラブルなく係留できているということですが、非常にいいことだと思います。マリーナについて、台風が来るごとに入り口のほうで堆積するということで、関係者の皆さんからの声を聞いておりますが、砂のしゅんせつの状況、これはどうでしょうか。県土整備部長、お尋ねをいたします。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 宮崎港マリーナでございますが、毎年、特に台風襲来時でございますけれども、港口に砂の堆積が見られ、航路確保のためにしゅんせつをしているというような状況でございます。今年度、4月にしゅんせつを行いました。台風4号、5号によりまして、さらに砂が堆積し、航路の安全の確保ができなくなりましたため、しゅんせつ工事を再び発注いたしまして、今月末にはそのしゅんせつも完了するというような予定でございます。船舶の航行につきましては、定期的な測量を行い、安全航行に必要な水深が確保されない場合は、航行制限を行っているところでございます。利用者の皆様に対しましては、入出港の禁止措置が1カ月以上になる場合には使用料を免除しているところでございます。県といた

しましても、利用者の安全航行、利便性の確保のため、今後とも速やかな水深の確保に努めてまいりたいと思っております。

**○黒木覚市議員** 次に、鳥インフルエンザについてお尋ねをいたします。先ほどは知事のほうから、宮崎モデルを構築して今回、補償等を行ったということですが、宮崎県の3農場におきましては、ブロイラーがあり、種鶏場があり、レイヤー——採卵鶏ですね——があったんですが、ブロイラーとか種鶏は平飼いですから、今回たくさん鶏が死んだわけです。5,000羽近く死にました。ですから、宮崎方式というのは、そういうところには非常に合っているかなというふうな感じがするんです。ただ、新富町で発生しました分につきましては、ここは採卵鶏が約10万羽でございますね。そのうち、20数羽しか死んでいない。岡山県のように5分の1の県の補償ということになりますと、ここでは10万羽の5分の1ですから2万羽ですね。2万羽は補償されないわけです。かなり大きな農家負担になってきております。ということは、仮に1羽が1,200円の時ときには2,400万ぐらいの自己負担があったわけです。非常に農家としても大きな負担だなというふうに思っていますので、こういう方法が全部に——3農場が違う中で本当によかったのかなというのは、私も心配しているところです。この点について知事、どうでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 岡山県の場合は、5分の1の上乗せ助成というのは、通報奨励金として出されたものだと同っております。宮崎モデルについては、農家の損失とか口蹄疫などの法定伝染病等、過去の発生時の支援措置を含めて総合的に勘案させていただき、決定したところでございます。今後発生した場合において

も、今回の対応措置を踏まえまして、経営支援を検討していくことになると思います。

**○黒木覚市議員** 今言うように、農家によってかなり差が出てくるということについては、認識をしていただいております。おいたほうがいいなというふうに思いますので、今後の課題として、ひとつ知事も頭に入れておいていただきたいというふうに思います。

それから、日向市内の農家は経営を再開いたしました。これはブロイラーですから、意外と早く再開できたのかなというふうに思いますが、あと2農場、新富、清武、この農場の状況を部長、教えてください。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** お答えいたします。

清武町につきましては、鶏舎内で発酵消毒した鶏ふんの処理は終了いたしておりますが、経営者が所有しておられます他の3農場を含め、全体的な経営計画の見直しを検討しているというふうに聞いております。新富町につきましては、現在、鶏舎内において鶏ふんの堆肥化处理を行っており、経営再開に取り組んでいると同っております。

**○黒木覚市議員** 今後の対策ですが、いろいろ国のほうからも発表がございました。先ほど言ったとおりでございますが、私が2月議会で言ったとおりのような報告があったのかなと私は思っているんです。というのが、ほとんどがネズミなんです。野鳥といいますけれども、野鳥というのはスズメなんです。鶏小屋に入ってくるのは、ほかのものはありません。鳥であればスズメ、小動物であればネズミしかないんです。イタチと思ったら間違いです。イタチじゃありません。イタチは、これは長くなるので言いません。そういうことで、これから、部長、

ネズミ対策——今、県の職員の中には獣医さんが70名以上いるでしょう。そういうチームでどうやってネズミ対策をするかをやらないと、もうやがて渡り鳥が来るんですよ。あと2～3カ月したら渡り鳥が来るわけですから、早く対策をしないと、私はずっと言っているんです。ですから、そういう専門家がいます中で、もうちょっとネズミをどうするか、この辺はネズミ対策を何か考えているのでしょうか。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 農場におけるネズミの侵入防止対策についてであります。発生防止対策につきましては、清掃、消毒などの飼養衛生管理の徹底はもちろんのこと、やはりネズミ等の野生鳥獣の侵入防止をしっかりと行うことが最も重要な対策と考えております。このため、現在、県内1,000戸の養鶏場に家畜保健衛生所の職員が緊急立ち入りしまして、殺鼠剤の設置、施設の修繕などの侵入防止対策や定期的な駆除が実施されているかどうかチェックをしまして、適切な対応が図られるように指導しているところでございます。以上であります。

**○黒木覚市議員** 知事、先ほど申し上げましたように、あと2～3カ月したら渡り鳥が来る。もう二度とこういうことが起こらないように徹底した指導、これはやっぱり知事が指令を出す、その辺はどうでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** この原因究明なんです、国の調査結果を見ましても、具体的な原因の特定に至っておりません。野鳥や野生動物、あるいは人かもしれないということもあるわけですが、野鳥や野生動物に関しましては、侵入防止対策とか衛生管理の徹底など、発生防止に向けて可能な限り対応を行うように、家畜保健衛生所職員等に既に指示はしております。

**○黒木覚市議員** 後がありますので進みますが、地頭鶏についてちょっとお聞きしておきます。今年の初め、JA日向のひなセンターが整備されまして、本格的な生産活動が始まるわけです。県全体で現在30万羽、これは小林が20万羽、日南が10万羽というひなセンターがあるわけですね。今回、日向のほうに20万羽、JAのほうでつくっていただきまして、ようやく50万羽体制かなというふうに思いますが、農政水産部長、この50万羽体制はいつごろ確立ができるのでしょうか。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** みやざき地頭鶏が50万羽の生産体制となる時期につきましては、今お話のございましたように、平成19年3月にJA日向のひなセンターが完成しまして、小林、日南のひなセンターと合わせて3カ所の素びな供給体制が整備されたところであります。今後、新規生産者の確保など農家の生産体制を整備することによりまして、21年度には年間50万羽を生産できる体制とする計画でございます。以上でございます。

**○黒木覚市議員** 地頭鶏につきましても、知事が先頭になってPR・宣伝していただいております。非常に売れている。また、品物も足りないという状況であります。こういうことについては、今度の50万羽体制というのはよかったかなというふうに思っています。知事、今後、まだこれからも推進すべきだと思いますが、知事の考え方。先日、「冷やしそのまんま汁」とか何とかいうのが出ましたね。やっていたね。これはいいことかなと思いましたが、何か非常にPR等やっておりますが、知事、みやざき地頭鶏の今後のPR等まだ続けていかれますか。

**○知事（東国原英夫君）** 「冷やしそのまんま

汁」じゃなくて、「冷やし国原汁」、冷やしと冷やし、東国原をかけた、そういったことだと思います。大変おもしろうございます。新しい宮崎の郷土料理になるんじゃないかと思うぐらいでございました。

それはさておき、地頭鶏の話でございますが、地頭鶏というのは、私は本当にすぐれた地鶏の食材だと考えております。これは日本に誇れる、宮崎を代表できる農産物ブランド品じゃないかなと思っています。平成19年3月にブランド化させていただきまして、今、33万羽ということで、これを50万羽体制にするということでございますが、私はそれでも足りないぐらいだと思っておる次第です。しかし、生産体制を強化してくれといっても、一朝一夕にはできないものでございますが、これはマンゴーも一緒なんですけれども、できる限り生産あるいは供給体制を強化していくように尽力していきたいと考えております。

**○黒木覚市議員** 皆さんにこれをお配りしております(資料を示す)。これを見たら一目瞭然わかんと思うんですね。一番上の写真は、木材搬出方法です。これぐらい重機が入っているということなんです、山の上までですね。こういう伐採の方法が今、県内各地でやられています。これは外山議員から写真を提供していただきまして、立派に撮れたんですが、下のほうの左端、これが残材なんです。材木を切って、出さない部分がこうやって積まれていくわけです。これが雨が降ると流れ出して、海のほうまで出て行って非常に今、困っています、海岸線がですね。こういう状況になっていくんです。ですから、こういう伐採の方法をもうちょっと今から考えていただかなければだめだなということで、これは出しました。

それから、2枚目が住宅の建築状況です。昭和32年から載っておりますが、一番住宅ができたのが、昭和46~47年ぐらいからですね。というのは、この時期が——その裏を見てください。その裏の表が木材価格です。3万円台というのは、住宅がそれだけできたということなんです。住宅建設ができました。これは木材価格です。これは昭和33年からですね。県森連からいただきました資料です。木材価格です。現在は、18年、1万円ちょっとですが、19年はもうちょっと上がっている感じでございますが、大体こういう状況です。その下のほう、横に書いてありますが、昭和42年から1,000円と書いてあるのが、これは山林作業員の日当です。昭和42年は1,000円だったんですね。これぐらいの金額でした。現在は1万1,300円ですが、それぐらい賃金は変わってきております。ということは何を意味するかというと、住宅建設と木材単価というのは上がってきております。しかし、もう一つ、2番目の表を見てください。木造率というのがあるんです。木造率がだんだん下がってきているんです。昭和30年は78%が木造住宅でした。現在は43%。それだけ木造住宅というのが少なくなりました。これは、皆さん、この宮崎周辺を見ましても、マンションがどんどんできてきているということです。ですから、木造の需要率がどんどん下がっているんです。そこで、環境森林部長、もう私は中国木材の話はしません。私が話すと長くなるから、話しません。先ほど太田議員のほうがりやりましたが、県はまだ今、見守っているということですから、それでいいです。しっかり地元の業界の皆さんと話し合いをしていればいいですが、環境森林部長、今、木材が上がらない最大の理由というのは何ですか。どういうふうに考えていますか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 木材価格についてでございますが、木材価格は、一般的に需要量、供給量、それから木材を取り巻くさまざまな情勢——今ございます——そういったものによって定まる市場価格でございます。木材価格が上がらない主な要因といたしましては、一つには、安価な外材の輸入量の増加、また、今お話のありましたように、住宅着工戸数の減少などがあるものと考えております。なお、最近では、原油高や中国等における木材需要の高まりなどから、外材価格が上昇しまして、一部の住宅メーカーなどでは、原材料を国産材にシフトする動きも見られるため、長期的には国産材の需要が増加をし、価格も上向いていくものと考えております。

○黒木覚市議員 先ほど言いましたように、外材が少々減ったって、木材の需要が伸びないとだめなんです。なかなか木材の需要が伸びてくれない。やっぱり市場ですから、市場価格ですから、業界の皆さんは、市場に行っていくものをできるだけ安く買おうとするんです。市場というのはそんなものですよ。みんな安く買おう安く買おうとするんです。それで、森林組合が関係している製材所あるいは市場は、県内にどれぐらいありますか。地域的にも教えてください。

○環境森林部長（高柳憲一君） 県内の森林組合等が関係している製材工場等についてでございますが、事業主体となっているものが9工場でございます。出資しているものが11工場の計20工場でございます。地域別に見ますと、実施主体あるいは出資しているもの合わせまして、一番多いのが耳川流域でございます、7工場でございます。次に、大淀川流域が5工場、広渡川流域が4工場、五ヶ瀬川流域が3工場、そして

一ツ瀬川流域が1工場の計20工場となっております。

○黒木覚市議員 わかりました。耳川流域が一番多いのかなと思うんです。なぜこれを聞くかといいますと、既存の製材工場と——森林組合とか地域の市町村が関係している製材工場は価格を下げるのができたんです——価格競争してきたんです。1立米6万円ぐらいでひいておいたものをそれ以下に下げたら、地元の製材業者はもたない。でも、それを5万7,000円とか5万6,000円とか下げてもついていったのが森林組合なんです。製材工場なんです。それはやっぱり山元でありますから、ついていけた。だけど、そういうものがついていけなかった日向周辺の製材工場、大型製材工場は、たくさん倒産をしました。それは競争についていけないんです。日向周辺はほとんどなくなりました。大きな製材所が減ってきました。今、都城です。南のほうはそういう競争が少なかったんです。ですから、都城には大きな工場がどんどん——製材工場がもっているんです。公的とか森林組合とか、そういうものが後ろから支援していると意外ともつんです。でも、これからです。これからはもたない。これからは大変です。

今の相場、例えば木材のA材、B材でいいです。A材とB材、知事、どういう分け方がわかりますか。大きさじゃないんです。違うんです。こういう分け方と簡単に言いますと、A材は転がしてください、ころころと転げます。ころころです。B材は少し曲がる。ごろごろなんです。ころころいかないんですよ。だから、簡単に分け方ができるんです。大きさは一緒ですよ。私は中国木材の伊万里工場に行って、見ました。見ましたら、これがどうしてB材かというものがたくさんあるんです。それはわずかに

曲がっているだけです。今から中国木材がB材しかとらないというんです、B材。なぜですか。B材は今、1万円とします。A材は1万3,000円か1万4,000円なんです。木材が全体が余ってきたら、B材にいけばB材は何ぼでもひくんです。ということは、価格はまた下がってくるんです。B材の中にA材が入るんですから。ということは、価格は上がらないじゃないですか。だから、中国木材は、B材、B材、あそこはB材しかひかないんです。A材は高いんですから。それも頭に一つは入れておいてください。それは余談でいいです。それぐらい今、価格が上がりにくいんだということを言いたいです。

今度は林業公社の話をちょっとします。もう時間がありませんが、林業公社は知事が代表質問の中で継続をすると、このまま残すということを発表されたわけですが、知事、林業公社を平成80年——私たちはいますかね。だれもおらのじゃないですか、平成80年——60年先まで先送りしたんです。先送り、これを決定したんですから、この責任は、よほど何かないと、県民に説明できないといかん。そういうものがないと、333億円ですからね、ここの借金が。知事が言われたように333億、これを先送りしたんですから。じゃ、その責任をどういうふうにするのか、どういうふうに説明するのかというのは、やっぱりきちっと知事がしておくほうがいいかなと、まずお聞きしておきます。

**○知事(東国原英夫君)** 林業公社は、設立当初から森林整備に必要な経費を主に借入金で賄うこととされたことや、収入が得られる本格的な伐採時期を迎えていなかったことから、多額の債務が累積してきたものであります。このような中で、木材価格の長期低迷によって、将来

にわたって厳しい経営環境が予測されますことから、平成17年度から3年間を集中改革実施期間といたしまして抜本的改革を進めて、累積債務の解消に取り組んできたところでございます。この改革の取り組みと並行して、平成17年度に設置した弁護士、税理士等の有識者から成る林業公社基本問題等研究会や、平成18年度の包括外部監査により、公社としての存続が適切である旨の提言・意見をいただいたところであります。これらを踏まえまして、本年3月に副知事を座長とする検討会議を設置しまして、森林整備を進める上での林業公社の必要性や県の財政負担を最小限にする観点から、県営林への移行、公社としての存続、他団体との統合、それらについて総合的に検討してきた結果、公社としての存続ということが最も適切と判断したところでございます。

**○黒木覚市議員** 林業公社、各県ありますが、これを県有とする県が出てきましたよね。このあたり、宮崎県と違うところ、例えば大分とか岩手とかありましたね。こういうところの状況をちょっとお話してください。何か違うところはどうか。部長でいいです。

**○環境森林部長(高柳憲一君)** 全国で林業公社というのは、18年度末現在で38都道府県に42公社がございまして、そのほとんどが多額の累積債務を抱えておりますことから、その解消に向けた経営改善が課題となっております。このような中で、秋田、岡山の2県が公社として存続を決定し、長野、滋賀の2県が存続の方向で検討中であります。一方、今お話にありました岩手、大分の2県が既に公社を廃止して県営林へ移行し、神奈川県が県営林への移行を決定しております。なお、廃止を決めた県では、30年生以下の若い育成途上の分収林が約7割を占めて



おりまして、今後も多大な育林経費を必要とすること、それとまた、高齢級間伐に対する国庫補助事業あるいは県の無利子貸付金に対する特別交付税措置など、国による支援制度があるわけですが、この制度が廃止を決定する時点で創設されていなかったことなどが主な理由と聞いております。

**○黒木覚市議員** 今言われますように、2つに大体方向が分かれたかなというふうに思いますけれども、まだ公社で残すほうが多いというふうには思っています。今、林業公社には県の無償の貸し付け——無利子ですね——これを159億円、県から貸し付けていますね。今後、これからまだ貸し付けもふえていくわけです。最終的にはどれぐらいの県の貸し付けになる予定なんですか。そこを今、計算してあるんですか。部長でよろしいですかね。

**○坂口博美議長** すぐ答え出ないですか。

**○環境森林部長(高柳憲一君)** ちょっと時間をいただけますか。

**○坂口博美議長** 質問の都合、差し支えないですね。次に進んでください。

**○黒木覚市議員** ちょっと調べてくださいね。

総務部長、毎年恐らく、15億円ぐらい入れていますかね。年間15億ぐらい公社に入れていますよね。そのうち林業公社の収入は、150ヘクタールから200ヘクタールぐらい切ったとき、2億から3億です。今、入ってくる収入はですね。これをまだずっと続けていくわけですが、さっき言いましたように、60年間先送りしたというのは、我々の責任を何か逃れているのかなという気もしてならないんです。知事、国の拡大造林政策で行った事業でありますね、これ、最初は。全国知事会で国に対して支援の要望をすべきじゃないかと思えます。これまでもしている

と思うんですよ。だけど、今後、知事がもっと声を大にしていくべきじゃないかと思えますが、どうでしょうか。

**○知事(東国原英夫君)** 林業公社の経営安定を図るためには、これまでも全国知事会を初め、林業公社を有する各県と連携しながら、抜本的な経営改善のための支援制度に加え、新たな金融制度や地方財政措置など、国や農林漁業金融公庫に対して強く提言・要望を行ってきたところでございます。こうした取り組みの結果、平成18年度には、高齢級間伐に対する国庫補助事業や県の無利子貸付金に対する特別交付税措置などの支援制度も創設されたところでございます。今後とも、全国知事会等を通じて、国等に対して支援制度のさらなる拡充を働きかけてまいりたいと考えております。

**○黒木覚市議員** お答えがありませんが、次に移りたいと思います。時間がございませんので。国道10号の台風4号による災害が、美々津の次、幸脇地区というところで出まして、6時間ぐらい渋滞が続きました。それを通り抜けるのに4時間以上かかる。大変でございます。この地区は渋滞の起こる地区なんです。というのは、交通事故でありまして2時間ぐらい渋滞が起こる。常襲地帯なんです。というのは、迂回路がないわけです。この地域には、美々津から平岩の間は10号線に迂回路が非常に少ない。山間部でもありますので、地元でもここに何とか迂回路があると早く通れるんだがなという希望がございまして。知事に見ていただきましたが、ここの復旧状況、これから復旧はいつごろになるのか、お答え、これは県土整備部長でしょうか。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 7月13日、台風4号による土砂崩れで、美々津地区の国道10

号及びその近接にございます市道が全面通行どめになっております。国道10号につきましては、国の迅速な対応によりまして、被災当日には片側での通行が可能になりまして、2日後には全面開放をしていただいているところでございます。ただ、まだ応急的な復旧だけでございまして、のり面工事が残っております。これにつきましては、10月末までに完了する予定と伺っているところでございます。また、隣接する市道につきましては、先週でございまして、国の災害査定を受け、早期に復旧を図る予定であると伺っております。以上でございます。

○黒木覚市議員 国道10号のこの周辺は、県の関係は県道土々呂線というのがありますが、この改良も今、進んでおるところです。これが少し改良ができますと、また緩和されるというところがございます。それから、中野原美々津線、ここも一部、迂回路にかかってくるわけですね。この線が改良されると、かなり迂回路ができるなと思うんですが、この件については知事にお尋ねをいたしましょうか。

○知事(東国原英夫君) 県道の土々呂日向線平岩地区につきましては、東九州自動車道日向インターチェンジのアクセス道路でありまして、国道10号線の渋滞緩和を図るための道路ともなっております。これまでに、JR日豊本線との立体交差部の工事などを行い、本年度は、赤岩橋や国道10号との交差点部の工事を実施することとしており、平成20年度には開通させたいと考えております。県道中野原美々津線につきましては、これまでに広域農道との接続部を含む2区間600メートルについて拡幅を完了したところであり、現在、引き続き幸脇地区で改良工事を進めております。これらの道路につつま

しては、市道や農道と一体となって、国道10号の迂回路となりますことから、引き続き早期完成に向けて、整備推進を図りたいと考えております。

○黒木覚市議員 ありがとうございます。県道改良することによっても、かなり迂回路ができて、随分この渋滞が緩和されるというふうに思っておりますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

もう1カ所この中で、平岩の中に靄木地区というのがございます。この靄木地区は、ちょうど広域農道と10号線の間あたりにあるんですけれども、市のほうで市道改良を始めたところでございます。しかし、靄木地区から広域農道の間が、ここは農村地帯ですが、まだこの計画がございませんが、振興局とも今お話をしているんですけれども、ぜひ県のほうで、この部分を何とか農道改良等でやっていただければ、これも迂回路の一つになるかなというふうに思っております。この取り組みにつきまして、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 日向市靄木地区から広域農道までの農道整備計画についてでございますけれども、農道整備は、農畜産物の効率的な輸送体系の確立、さらには農作業の効率化、農村地域の生活改善を実現するなど、農村地域の持続的な発展を支援する上で重要でございます。お尋ねの農道整備計画につきましては、事業の採択要件、事業効果など、総合的な観点から検討する必要があると存じますので、今後、日向市と協議してまいりたいと存じます。以上です。

○坂口博美議長 ここで、環境森林部長に追加での答弁を……。

○環境森林部長(高柳憲一君) 県の無利子貸

し付けについてでございます。公社の伐採収入が安定をします平成37年度まで、一般財源を充当して無利子貸し付けを継続していただく必要がありますが、平成20年から37年度までの一般財源の所要額が約122億でございます。なお、県貸付金残高のピーク、これは平成37年度で298億円ということでございます。

**○黒木覚市議員** もう時間がございませんが、林業公社につきましては、これから委員会等でも十分また御議論、御審議をいただきたいと思っておりますし、今言うように、県からの無利子貸し付けが、これだけだんだんまたふえていくんです。大変なことだなというふうに思っていますので、この件については知事のほうも、先ほど申し上げましたように、国にもしっかりお願いをしていただきたいというふうに思います。以上で質問を終わります。(拍手)

**○坂口博美議長** 次は、16番外山良治議員。

**○外山良治議員**〔登壇〕(拍手) 社民党の外山でございます。

犬と人間の出会いは約5万年前で、猫は4,000～5,000年前と言われております。日常的なつき合いの中から、犬には嗅覚、聴覚、足の速さなど人間にはないすぐれた能力があり、人間の感情への理解力、協調性もあったことから、猟犬や番犬、さらに能力を最大限使った警察犬、盲導犬、介助犬、救助犬等々、人間との共生社会を築いてきたと言われております。一方で、人間の身勝手な都合により、平成元年から16年、厚生労働省の統計によると、約300万頭の犬が狂犬病予防法を根拠法として殺処分されております。現状打開のため、動物虐待の防止、動物の適正な取り扱いに関する事項を定め、生命尊重、平和の情操の涵養に資すること等を目的として昭和48年に制定された動管法、いわゆる「動物の

保護及び管理に関する法律」が、平成17年、「動物愛護管理法」に改正され、平成18年、施行されています。きょう9月20日は、同法第4条で動物愛護週間と定められています。知事の動物愛護に関する認識について答弁を求めます。

また、担当部長には、同法2条、3条、4条における取り組み及び実績等について答弁を求めます。狂犬病予防法に基づく18年度の処分頭数について答弁を求めます。

2問以降は質問席で行います。(拍手)〔降壇〕

**○知事(東国原英夫君)**〔登壇〕お答えいたします。

まず、動物愛護法に対する認識でございますが、犬の管理につきましては、狂犬病の発生を防止する目的等のため、狂犬病予防法により所有者に対して犬の登録等の義務が課せられております。他方で、犬や猫等、動物の愛護と管理につきましては、昭和48年に「動物保護管理法」が制定され、平成11年に同法は「動物愛護管理法」へ改正されたところでございます。これらの法律の整備につきましては、人々の生活における身近な動物の重要性の高まり等を踏まえて、従来の動物による危害の防止から人間と動物との共生へと、動物に対する考え方の転換が進んできているものと認識しております。

次に、動物愛護に対する基本的な考え方についてでございますが、犬や猫等、動物との触れ合いは、生命を尊重する意識や情操の涵養に寄与するものと考えております。一方で、捨て犬や動物虐待等も社会問題化しており、動物は人間と同じく命ある存在であるという認識のもと、人と動物とのよりよい関係づくりに向けて、動物の適正な飼養の推進など、動物愛護に関する

各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えいたします。

動物愛護法第2、3、4条への対応についてであります。まず、第2条の基本原則についてであります。これまで動物愛護法の基本原則に従いまして、動物の命の大切さや虐待防止、適正な飼育や動物の取り扱いについて普及啓発に取り組んでいるところであります。

次に、第3条の普及啓発についてであります。小学生等に対する適正飼養教室——適正な飼い方の教室——や一般家庭の飼育者に対する犬のしつけ方教室等を各保健所単位で実施しており、平成18年度は延べ56回開催したところであります。また、インターネットに「みやざきドッグ愛ランド」という動物愛護に関するホームページを開設し、啓発に努めております。

最後に、第4条の動物愛護週間についてであります。本県におきましては、動物愛護週間行事は、台風とか残暑の影響を考えまして、毎年、法が規定する9月ではなく、11月上旬に県獣医師会との共催により「みやざき愛犬まつり」として実施しております。行事内容は、子犬の譲渡会や動物との触れ合い教室などであり、ことしは動物愛護団体の活動紹介コーナーや環境省による動物愛護啓発コーナー等も予定しておるところでございます。

次に、犬の処分についてであります。平成18年度、犬は保護頭数が1,814、持ち込まれた犬の引き取り頭数が2,117、合計で3,931頭でございます。このうち、3,476頭を処分しております。以上でございます。〔降壇〕

○外山良治議員 担当部長、今、3,931の中で3,476を処分したとおっしゃいましたよね。厚

労省の処分の定義、御存じですか。答弁してください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） いえ、存じておりません。

○外山良治議員 昨年の国会において厚労省の政務次官は、処分というのは2通りあると。いわゆる殺害する殺処分、譲渡する、これが政府・環境省の定義です。その定義に基づいて、預かった犬・猫、何匹、何頭を殺処分して、そして何頭、何匹を譲渡したのか、答弁してください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 今の定義でいきますと、3,476頭を殺処分して、譲渡もしくは返還が、差し引きで455頭ということになります。

○外山良治議員 今、答弁をいただきましたように、2条、3条、4条では、動物を大事にしよう、生命を大事にしよう、あなたはおっしゃいました。ところが、圧倒的多数は殺処分をしているということが明らかになりました。これについて、例えば今後どういうふうにワンワン、ニャンニャンと共生社会を築いていくのか、これについて答弁していただきたいと思えます。

○福祉保健部長（宮本 尊君） おっしゃるように、かなりの比率で殺処分をしておるわけありますけれども、一方で、先ほど申し上げましたホームページ上での犬の譲渡の仲介、あるいは「愛犬まつり」においても同じように犬の譲渡、こういったことを進めておりまして、できるだけ新しい飼い主を見つけるという方向でやっておりますが、数字的には先ほど申し上げたようなことでございます。

○外山良治議員 知事初め担当部長は、今後、譲渡というものを柱として取り組んでいくとい

う答弁がございました。ぜひお願いしたいと思  
います。動物愛護法の第2条では、「何人も動  
物を殺し、傷つけ、又は苦しめることがないよ  
う」とうたっております。「適正に取り扱うよ  
うにしなければならない」と記述してありま  
す。本県の場合は、先ほど答弁がありましたよ  
うに、ほとんどを殺処分している。負傷犬は治  
療を受けることなく、痛みを我慢しながら殺処  
分を待っているわけでありまして。第2条との整  
合性についてどのようにお考えでしょうか、担  
当部長。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 確かに動物と  
いうのは生命あるものでありますので、できる  
限り殺処分というのは避けたいところではあり  
ますが、一方で、犬管理所の収容力の問題もあ  
ります。そういうことで、2条の精神には反す  
るかもしれませんが、処分をせざるを得ない  
という状況であります。

○外山良治議員 遺失物法が改正されます  
ね。12月10日から施行されると伺っています。  
犬、猫等の取り扱いはどのようになるのか、ま  
た18年度の県内拾得届け出数、返還頭数及び保  
管期間について答弁を求めます。

○警察本部長（相浦勇二君） お答えいたしま  
す。

現行遺失物法による取り扱いは、御案内のと  
おり、通常の遺失物と同様でございますので、  
警察署長に遺失物として届けられますと、法に  
定める措置、手続に服するということになりま  
す。この法改正によりまして、今後、所有者が  
判明しない場合の犬・猫で拾得者に取得する意  
思がない場合は、都道府県が引き取るという枠  
組みになりました。したがって、今後、そ  
ういう措置を12月10日以降するということにな  
りますが、御質問のありましたデータでござい

ますけれども、一応18年度を拾ってまいりまし  
たけれども、県内で拾得された犬に限ってで  
ございますが、532頭、このうち322頭が遺失者  
の方に返還をされていると、このようなデー  
タでございます。以上です。

○外山良治議員 私がなぜこういったことをお  
伺いするかと申し上げますと、例えば遺失物法  
では2週間の保管期間がありました。ところが、  
狂犬病予防法と動物愛護法については、そ  
の定めがない。担当部長、ですから、狂犬病予  
防法では2日公示、次の日に殺処分となる。動  
物愛護法またはそれに基づく県条例、この保護  
期間というものをどう考えているのか、担当部  
長の答弁を求めます。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 現在、動物保  
護管理所で保護した犬につきましては、告示し  
て2日間、その後、殺処分ということになって  
おりますが、現実には、保管用のおりの空き状  
況等を勘案しながら、保護犬の保管期間を延長  
しておるところでありまして、特に首輪をつけ  
た、これは明らかに迷い犬だなというような犬  
については配慮しております。その結果、昨年  
度も一番長い期間で9日間の保管後に飼い主に  
返還したのもございます。

○外山良治議員 行政の都合によって犬を殺処  
分するか、そういったものは困りますよ。例え  
ば関係法の趣旨、県の条例に基づいて——例え  
ばこれは私ごとで恐縮ですが、私が100万円落  
しても3日しか捜しません。ところが、うちの  
犬が迷い犬になったら1年でも捜します。それ  
くらい自分たちが飼っている犬・猫というのは  
いかに大事か。阪神・淡路大震災のときに、私  
も兵庫におりましたから、何回も行きました。  
電柱にこう書いてあります。「飼い主危篤、す  
ぐ帰れ」、犬の写真が張ってある。それだけ家

族にとって犬・猫というものは大事なわけです。それを犬管理所のスペースがあいているからこの子は7日、あいておらんから2日公示、次の日は二酸化炭素で空気を抜いて殺処分、これは到底許されない。ですから、全国23都府県が動物愛護センターをつくっております。あと、政令市、中核市等々を入れると、47都道府県中、恐らく40ぐらいはあると思いますよ、動物愛護センター。宮崎はない。しかし、こうやって遺失物法が改正になって、犬・猫合わせたら、恐らく年間に7,500頭ぐらい殺処分しているでしょう。それにあわせて、遺失物法の改正で大体500ぐらいまた新たに加わる。ですから、このタイミングをしっかりとらまえて、宮崎県の愛護センター、その前段としてどうあればいいか。今、財政が非常に厳しい。例えば宮崎市の場合には、そういった状況を踏まえて対応予算というものを当初で300万計上しています。宮崎県の場合はどうなんでしょう。答弁してください。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 遺失物法改正に伴いまして、県としても今、対応を検討しておるところでありますけれども、いずれにしましても、県内3カ所にあります動物保護管理所での保管期間の延長を検討していきたいというふうに考えております。

**○外山良治議員** 昨日の教育長の答弁の中で、「生命を大切にす教育を今後とも積極的に取り組む」とありました。私も全く同感です。「すべての大人は、すべての子どもの教師たれ」とも知事は言われました。こういった大人が年間約7,500頭もの犬・猫を殺害している事実を子供たちが知ることになったら、これがすべて空虚な言葉になると思います。

昨日、私のめいが勤めている神戸市の愛護セ

ンターに電話をしてみました。「子供たちは、よく遊びに来るか」と。そうしたら、土日は祝日も含めて友達が犬の散歩にたくさん訪れると。ところが、宮崎県の3カ所の犬管理所、子供たちが遊びに来ますか。もう質問しません。ないというような顔をしておられますから。本当に、こういう生き物を大事にしない県というのは、ひいては人間を大事にしないということに帰着していく。そういうことを申し上げて、次に移ります。

本県の場合、自殺対策が最優先課題となっております。県警本部長にお伺いをします。平成19年、同18年、死体取り扱い件数は8月末現在でどのようになっているか、自殺等も含めて答弁を求めます。

**○警察本部長(相浦勇二君)** お答えいたします。

まず、変死体の取り扱い総数でございますが、本年8月末までで967人でございます。昨年の18年、これは通年でございますけれども、1,402人、ことし3分の2でざっと考えれば、昨年よりは少し多目に推移しているような印象を持っております。また、自殺につきましては、同じく本年8月末までで268人ございまして、前年に比べまして同期比で16人多くなっております。以上です。

**○外山良治議員** 例えばこういった預かり、引き取り、捕獲する犬というものを訓練して、感染症検査をして、血液検査をして、そういった犬をセラピー犬として利用はできないかということでお尋ねいたします。孤独な高齢者とか精神的な病気を持つ患者などが、抱いたりなでたりすることで安心感が生まれ、人間のストレスや孤独感を和らげ、薬物治療ではできない治療効果があっているということは、世界的に立証

済みでございます。動物をなでたり、動物に語りかけたりすることによって、血圧が下がったり、ストレスが和らいだり、うつ状態がよくなるということが、臨床的にも証明をされています。今度は答弁してください。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 犬等を活用した高齢者等の対策についてでありますけれども、おっしゃるように、核家族化とか高齢化の進展に伴いまして、犬・猫を飼うことは、伴侶動物として、ひとり暮らしの高齢者の生きがい対策とか、孤独死対策の一助になるのではないかと考えております。しかしながら、本県の現状としましては、犬の疾病対策とか不妊去勢措置、しつけ等を施した譲渡適合犬の確保等につきまして、整理すべき課題もたくさんあると考えております。

**○外山良治議員** そういった課題というものを動物愛護法で解決しなさいという法律ですから、今後しっかりと対応していただきたいと思っております。

次に移ります。救急医療についてお伺いをいたします。

宮崎市議時代、思い出に残っている一つとして、青島消防出張所廃止反対及び復活運動の取り組みがございます。行政改革、財政効率化のもと、廃止議案が提案され、社民党市議団は必死で反対を訴えましたが、圧倒的賛成で可決、廃止されました。反対の理由は、廃止された場合、心肺蘇生対象者は数分の時間の延長が命に多大な影響を与えること、220号線は行楽シーズン等渋滞が慢性化していること、青島地域は有病率の高い高齢者が多く、既に高齢化率は23%であること等でございます。復活運動が実現し、平成7年11月、救急出張所として開設されました。私たちが指摘したとおり、廃止された

年の心肺蘇生対象者の生存者数は2名でありましたが、再開年は生存者が8名と、4倍となっています。青島消防出張所廃止前、後の病院への搬送平均所要時間は、前が21分、後が24分と、わずか3分で6名の命が左右されたことになりました。

西都救急病院調査を行ったとき、記憶は定かではありませんが、過去2カ月で9名の心肺停止死亡者が発生、搬送件数は3倍に急増と説明がありました。同病院は、平成16年度、外科の常勤医師派遣が中止、19年6月から内科常勤医師の派遣が中止、内科医師不在後は、内科病棟の閉鎖、救急・外来受付時間短縮、2次救急患者の受診不可となっているようであります。奈良県で発生した産科救急医療行政が社会問題となりましたが、県内でも医師不足が大きな問題となっています。救急車により搬送された患者を二次医療圏内で受け入れができず、患者等に悪影響を与えた問題事例について答弁を求めます。また、患者のたらい回し等についてもお願いをいたします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 現場でどのような問題が起きているかというふうにとらえてお答えをさせていただきますが、事例を紹介しながらお答えをさせていただきますと思います。

本県での救急車による医療機関への搬送件数は毎年3万件程度となっておりますが、そのうち、9割程度が最初に要請した医療機関で受け入れられております。これが現況でございますが、こういった中で、地域内の病院で受け入れることができないなどの理由で、救急車による搬送に時間を要した事例といたしましては、4例申し上げますが、次のような報告を受けております。

まず、心肺停止の例でございます。一つは、

製材所での作業中に電動のこぎりで大けがをした患者の方を、管外の高度な設備の整った病院に搬送するのに先立ちまして、輸血等の一時的な処置を行うべく管内の病院に搬送しようとしたのですが、受け入れ病院の決定に時間を要したことから、救急要請から病院到着までに約40分が経過し、その搬送中に心肺停止となった事例が1例目でございます。

それから、もう一つが、早朝に自殺を図られた患者さんでございますが、管内の病院に搬送しようとしたが、管内の病院で受け入れることができずに、救急要請から管外の病院で受け入れるまでに約1時間を要し、搬送中に心肺停止となった事例が2例目でございます。

それから次に、事例は変わりますけれども、小児科患者の例として申し上げますと、高熱を伴うけいれんを起こした乳児を管内の病院に搬送しようとしたのですが、土曜日の夕方であったために管内の医師が不在でありまして、救急要請から管外の病院で受け入れるまでに約1時間を要した事例であります。幸いにもこの事例におきましては、乳児は健康を取り戻したということであります。

もう1例でございますが、これは産婦人科患者の例として申し上げます。この患者さんは自宅で、妊娠中でありまして破水をいたしまして、その妊婦さんを搬送しようとしたのですが、現場で分娩が起こりまして、そのことによって時間を要したこと、それから管内に産婦人科医がおらず、管外の受け入れ病院確保にも時間を要したことから、救急要請から病院到着までに約1時間10分かかった事例がございます。この事例につきましても、現在は幸いにも母子ともに健康というふうに伺っております。以上、4例、御紹介を申し上げます。

それから、たらい回しということでもありますけれども、今、申し上げた例の中では、これがたらい回しと言われるかどうか、私も断言はできませんけれども、医師が不在であったりとか、その地区内の病院では処置が困難であるとか、そういった理由で結果として病院の受け入れ先が決まるまでに時間を要したというような事例はございます。以上であります。

**○外山良治議員** 今の事例は、実際起きている中でのほんの氷山の一角であろうと私は思います。というのは、こういった事例というものを出していくと、行政訴訟の問題とかいっぱい出てくるでしょう、恐らく。でも、私は、やっぱり行政の有意性、財政が厳しい中でこういった命の格差、これだけはどうしてもあってはいけないと思います。そのことをまず基本的に考えていただきたい。こういった現状について、知事はどのような見解を持っておられるか、答弁してください。

**○知事（東国原英夫君）** おっしゃるように、命の格差はあってはならないと考えております。医師の確保というのが何よりも重要でありますので、大学や医師会とか市町村等関係機関と協力しながら、今後も医師の確保に最大限尽力してまいり所存でございますが、これは、私が考えるに、市町村とか自治体の枠を超えた国全体の問題であると。昨日もニュース報道の番組を見ておりましたら、産科等の救急医療の問題が取り上げられておりました。産科、小児科の数が少ない。特殊診療科は特に激務でございますので、そういったものの医師の数が不足している。国はずっと医師の数を減らす方向であると。それを政策転換していただいて、ぜひ医師の絶対数をふやす。OECD加盟国の中でも下のほうでございますから、24位か25位だった



と思いますけれども。そういうような先進国の中でも医師の数が少ないということもございまずので、ぜひ国に対しても強く要望してまいりたいと考えております。

**○外山良治議員** ありがとうございます。思いが十分伝わってきました。ぜひその方向で国——そしてまた小林市民病院の件についても、本当に私たちにはわからない。地元の県会議員さんだなど思いながら聞いておりました。やっぱりお金がない。しかし、建てかえが必要だ。なぜ必要なのか。そのことを私、個人的に胸打たれた訴えが本当に悲しくなりました。こういった現状を十分踏まえて、積極的な対応というものをぜひ頑張っていたいただきたいと思いません。

それからまた、私、驚いたことは、普通、常備消防はあるものだとばかり思っていました。ところが、全国に離島を除いて常備消防組織がないのは、たしか20町村程度であったと思いますが、そのうち何と7町村が宮崎県北西部に集中しているということでもございました。定住化、移住促進、町村の潜在能力活用等々言われていますが、安心して住み続けるための基礎的な条件の整備が最優先であると思えます。もう一度知事、よろしく申し上げます。私はそう思いますが、知事はどう思われるかということですね。

**○知事（東国原英夫君）** 要旨が少しわかりづらかったので、済みません。

**○外山良治議員** 総務部長で結構です。

**○総務部長（渡辺義人君）** 今、外山議員のほうから、非常備の全国の状況と本県の状況、御紹介ございましたけれども、全国で離島市町村を除いて非常備となっている町村数、これは19町村でございます。このうちの7つが宮崎にある

ということでありまして、非常に高率で宮崎県にあるということでもあります。

具体的に申し上げますと、本県では高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町の西臼杵3町、それから美郷町に諸塚村、椎葉村、西米良村、この7つでございます。これらが、いわゆる消防本部のサービスが受けられない非常備の町村ということになります。これらの地域については、消防体制の問題ももちろんございまずけれども、一番問題になりますのが救急体制ということであろうと思えます。これらの地域における患者の方々の搬送につきましては、4つの町村で救急車に医師が同乗する方法、残る3つの町村が役場職員や外部の事業者により行うというところでございます。搬送先については、全市町村が、1次的には地元にある国民健康保険病院ということでもございますが、2次的な対応といたしまして、救急車や防災救急ヘリを活用いたしまして管外の高度な設備の整った病院へ搬送しているという状況でございます。

したがいまして、今、冒頭申し上げましたように、実質、内陸部の19町村のうちの7つが宮崎県に集中しておるといような状況であります。そういうこと等も踏まえまして、特に山間地域でありますので、これから、過疎化あるいは高齢化というのが、なお一層進展するというふうにも考えております。そういうこと等を踏まえまして、やはり常備化の必要性というのは非常に高いのではないかと考えているところでございます。

**○外山良治議員** 常備消防組織がない町村の救急病院の現状はどのような課題を抱えているのか。また、救急搬送について深夜帯の搬送時間、管外・県外搬送等について答弁を求めます。また、問題事例等を挙げて答弁をお願いい

たします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 外山議員、申しわけございません。前段のほう、ちょっと私が十分に質問が確認できませんで、後段のほうでお答えさせていただきます。

おっしゃらんとすることは、要するに非常備であるがために、症状の悪化とか、一分一秒を争うような局面がなかったのかという趣旨であろうと思いますので、そういう趣旨で御答弁をさせていただきます。実は平成18年につきまして、先ほど申し上げました非常備の7町村につきまして、非常備であるがために問題となったような事例はないかということで照会をいたしましたところ、1例の報告がございました。この内容は、その患者さんは、くも膜下出血により心肺停止状態に陥ったということでありまして、その方を搬送いたしました、役場職員による対応であったことから、医療機関の到着までに応急手当てや救急救命処置ができなかったというようなこととございました。

前段の数値については、私の手元で調べる時間がございませんので、申しわけございません。

**○外山良治議員** 総務部長、救急救命士、高規格車が仮にあったとしても、一般の職員が庁内で仕事をしていると、そのときに電話があつて、どら、行きまひよかと、こういった状況で亡くなったと。このことは決して軽くはない。その人の訴え、私、持っています。先ほどおっしゃったとおり、くも膜下出血、CPAになったと。ただ搬送するだけであつた。あれでは助かる命も助からないとする内容の抗議をされた。間違いありませんよね。こういうことを早急に改善するために、高千穂に住んでいても、命の格差はないと。宮崎市に住んでいても、例え

ば心肺機能停止（CPA）の状況になっている患者が、宮崎市と高千穂と五ヶ瀬、美郷、みんな一緒、こういった県土の均衡ある発展というものをぜひつくっていただきたいというふうに思います。

私は今回、命の格差、そういう切り口で質問をさせていただいております。人にとって安心・安全が確保されないと、人口流出が始まります。未利用地、植栽未済地が拡大し、山河の崩壊を招く。土砂災害が加速度的に多発をする。結果として、立ち木、岩石が河川周辺の道路、人家をなぎ倒し、ダムにたまる。あふれ出た木々は、海まで届き、海浜を埋め尽くして、養殖等に甚大な影響を与えることとなると思います。つまり、山を守ることは海を守ることになると思います。このような視点から質問をします。県北西部の植栽未済地はどのようになっているのか、答弁を求めます。うち、不在地主が占める割合はどのようになっているか、あわせてお願いをいたします。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 県内の植栽未済地につきましては、約2,000ヘクタールでございます。そのうち、1ヘクタール以上の植栽未済地が1,211ヘクタールございます。うち、不在村地主については今、数値を持ち合わせておりませんので、時間をいただきたいと思います。

**○外山良治議員** 私が聞いた範囲の中では、3割から4割は不在地主であろうというふうに伺いました。つまり私がここで言いたいのは、2,000の中で県北西部が700ヘクタール、700ヘクタールの中で不在地主が3割を占める。ですから、植栽をしようといつても、地主がいなから植栽ができない、こういったこともぜひ考えていただきたいと。もう答弁要りません。

そういった不在地主が放置をしていると、台

風5号によって山地災害。大崩山の箇所数及び面積、想定流出土砂量——今回の130カ所、140カ所、例のやつですね。それを答弁していただきたい。なお、立方メートル表現では、その量が私はイメージできません。ですから、10トントラックで何台分かをお願いをします。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 今回の台風5号による山地災害、今、大崩山を中心とする地域ということでございますが、箇所数は全体で約150カ所でございます。うち、国有林が約140カ所、民有林が10カ所でございます。面積につきましては、国有林が約30ヘクタール、民有林が、先ほどの10カ所で約11ヘクタールでございます。想定流出土砂量でございますが、民有林については約8万5,000立方メートル、10トントラックに換算いたしますと、1万7,000台ということになるかと思えます。なお、国有林につきましては、流出土砂量についてはまだ調査が進んでおりませんので、数量についてはわかりません。

**○外山良治議員** 国有林については調査していないということでございますが、例えば民有林では11ヘクタールで8万5,000ですね。ですから、これを3倍すれば、この3倍の土砂流出量になるんです。だから、トラックで言えば5万1,000、大変ですよ。

もう一回質問します。宮崎県管理、企業局管理ダム、九州電力ダムの堆砂量はどのようになっているか、答弁を求めます。ちなみに、住吉海岸へ養砂する場合、アバウトで結構でございますから、金額はどの程度になるか、答弁をお願いします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 県内のダムの堆砂状況でございます。平成18年12月末現在の堆砂状況でございますけれども、県が管理して

おりますダムが13ございまして、その堆砂量が3,500万立方メートル、これを先ほど議員がおっしゃられたような形で換算させていただきますと、10トンダンプで1台当たり5立方メートル積むといたしますと、701万台という形になります。九州電力が管理している19ダムの堆砂量でございますけれども、これが5,690万立方メートル、これのダンプ換算でございますけれども、1,138万台という形になります。

あともう一つ、私のほうからは、宮崎海岸のほうに砂を運んだ場合、どのくらいの金額を今、想定しているかというようなお尋ねでございましたけれども、現在、国へ来年度の新規事業として新たな海岸保全事業を要望しております。その中、まだ最終的に工法等が固まったわけではございませんけれども、今の段階で一番好ましいと考えている形でやってまいりますと、大体84億円程度かかると想定しております。

**○企業局長（日高幸平君）** 企業局のダムにたまっております堆積量でございます。企業局では、延岡市の浜砂ダム、それから綾川の古賀根橋ダム、西都市の寒川ダム、この3つのダムを管理しておるところでございますが、18年12月現在で約1,138トンということでございまして、10トントラックに換算いたしますと22万7,600台ということでございます。以上でございます。

**○外山良治議員** これ3つをすべて足すと約1億立方メートル、トラック10トン車で大体5立米として2,000万台、その金額、1立米1万円程度ということでございますが、1兆円。これは莫大なお金ですよ。ですから、山を守ること、先ほど申し上げました。別に企業局はいいんですが、ぜひこういった視点で今後、環境保

全というものを考えていただきたいなというふうに思います。

先ほどサンマリーナ宮崎の件が出ました。私は違う角度で質問をしたいと思います。観光宮崎の再生を目指し、宮崎・日南海岸リゾート構想を策定し、約300億円の予算で、みやざき臨海公園が建設されております。サンマリーナ宮崎は、総工費約172億円で平成13年に開業していますが、北側の砂浜が潮流で削られ、マリーナ出入りに堆積し、流入する砂を取り除くためのしゅんせつ工事を14年以来11回、計2億1,200万円が投じられております。12回目のしゅんせつ工事、先ほどございました工事の予算、県単独事業か補助事業か、時期等、答弁を求めます。

また、なぜこのようなぶざまな結果となっているのか。環境影響調査、その上での構造設計、建設、開業されたと思います。議会への説明はどうであったのか、答弁を求めます。開業して次の年から砂がたまりました。2000万。こんなことありますか。私はこれ見るたび、原稿を書くたび、頭にかっか来るんですが、担当部長、説明してください。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 質問が幾つかあったと思いますが、初めに、現在のしゅんせつの内容であると思いますけれども、量といたしましては1万1,830立方メートル、ダンプに換算いたしますと約2,300台分でございます。これを台風4号、5号の後に開始いたしまして、9月中に工事、しゅんせつを完了する予定でございまして、工事費といたしましては2,787万1,000円を予定させていただいているということでございます。

もう一つ、環境調査等を行って、事前にこの状況が予測できなかったかというお話でございます。通常、河口近くにある港では、一般的に

航路等の水深を確保するため、維持しゅんせつが必要となっております。宮崎マリーナにおきましても、維持しゅんせつは必要と考えておりましたけれども、実際、昭和63年、マリーナ計画策定時の調査を行いまして、そのときには近年のような埋塞状況ということは予測できませんでした。環境影響調査と言っていたのが、昭和63年にマリーナ計画策定時に漂砂の予測調査などの環境調査を行ったということでございまして、そのときには近年のような埋塞状況の予測ができなかったということでございます。

あと、しゅんせつに関する予算でございましてけれども、県単でやっております。

**○外山良治議員** だれが責任とるんですか、担当部長。

**○県土整備部長（野口宏一君）** これから利用者の方に迷惑をかけないように、またできるだけ効率的な形でしゅんせつなどをやっていきたいと考えております。

**○外山良治議員** 11回のしゅんせつした砂はどこに投棄されたんですか。答弁してください。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 砂につきましては、ちょうど宮崎マリーナの北のほうになりますが、大炊田海岸等、現在、海浜の侵食があるところに主として投棄してございますけれども、一部分については、これからまた住吉海岸等に投棄していくために、宮崎港内にストックしておるものもございます。

**○外山良治議員** 台風シーズンというのは10月です。10月に台風が来てまた堆砂したら、また3,000万かかるんですか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 量のことがわかりませんから、3,000万かかるということは申し上げられませんけれども、やはり利用者の方

々は、お金を出していただいてマリーナを使っ  
ていただいておりますので、しゅんせつのほう  
はさせていただきたい、必要だと思っております。

○外山良治議員 もう私はわかりません。専門  
家がしっかりとした環境影響調査をして、構造  
設計して、建設して、20年前、30年前の開業な  
らわかります。13年に開業して、14年から11回  
ですよ。毎年2回ずつ2,000万、3,000万かけ  
て、一方では財政が厳しい、財政が厳しいと。  
しかし、だれも責任とらん。また、台風シーズ  
ン、10月に台風が来たら、また掘りますわと。  
いつまで続けるんですか。

○県土整備部長(野口宏一君) 砂の話で、宮  
崎マリーナだけで見るとはなくて、当然、砂  
の流れですから、山からずっと始まってくるわ  
けですけども、下流側のほうを見ましても、  
宮崎マリーナに砂が堆積する状況にある。その  
北側の住吉海岸ですとか大炊田海岸のほうは砂  
浜が侵食していくというような状況になってお  
ります。そういう意味で、大淀川と一ツ瀬川の  
間、この間について砂の移動などをしっかりと、  
これから海岸の保全事業とも連携いたしまし  
て行っていくという予定にしております。

○外山良治議員 いつまで続けるのかと聞いた  
んです。余分なことは答弁せんで、時間がもっ  
たいないです。

○県土整備部長(野口宏一君) 今の調査のほう  
は早急に対応していきたいと思っております  
けれども、その中で、先ほど言いましたよう  
に、いろいろ養浜などもやっていきますので、  
今、国のほうに要望している事業の中では約20  
年程度期間がかかるという予定になっておりま  
す。

○外山良治議員 ばかばかしくて嫌になります

わ。ヘッドランド方式とかいうことでは  
う。300億かけて20年間で云々かんぬん。60年当  
時でしたか、ヘッドランド方式、いわゆる人工  
島、人工岬については、今から10数年前から工  
法としては進んでおります。養浜の問題、それ  
から左右の離岸流の問題、強力な離岸流が発生  
をすると、恐らく年間に2~3人は水死体で発  
見されるでしょう。そして、ヘッドのほうに釣  
りに行って、テトラから転げ落ちて、また何人  
か死ぬでしょう。これは、今までの事例でそう  
なっています。そして、例えば建設について  
は、300億については国交省が持つ。今度は養浜  
についてはどうなるんですか。どこが負担する  
んですか、教えてください。

○県土整備部長(野口宏一君) 全体の事業費  
として294億円程度、約300億でございます。そ  
のうち、建設費が210億、残りが養浜事業になっ  
ておりまして、合わせて300億でございます、  
それについては、事業中は国の直轄事業として  
いただくと。国の事業が終わりましたら、養浜  
のほうは、やはり県の事業になってくるという  
ことでございます。

○外山良治議員 もう一点、例えば運営費用、  
その点についてはどうなるのかということを質  
問しています。

○県土整備部長(野口宏一君) 養浜の運営費  
でございますけれども、先ほど申しましたよう  
に、20年間は砂を入れるお金は、材料費と運搬  
費等も含めまして国の直轄事業ということで、  
現在お願いをさせていただいているというこ  
とでございます。その後、建設後については県の  
事業になります。

○外山良治議員 というのは、県の負担とい  
うのはほとんどないということですか。

○県土整備部長(野口宏一君) 直轄事業にお

きましても、県の負担金が当然生じてまいります。

**○外山良治議員** 具体的に数字で教えてもらえますか。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 今、詳細な数字を持っていませんので、すぐに調べさせていただきます。

**○外山良治議員** わかりました。というのは、責任とれと今言っていますよ、私は。300億、いいがいいが、やれやれと言うと、今度は私が責任とらないかんかもわかりませんから、ちゃんと答えてください。資料を出せるんですか。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 数字のほうを現在確認させていただきますので、すぐお伝えさせていただきます。

**○外山良治議員** 例えば、マリーナには小型船舶法で言うプレジャーボートが140ぐらい泊まっていますね。宮崎県の小型船舶法で登録しているのがたしか4,200~4,300隻だったと思います。ところが、係留施設というのは現在では300隻しかありません、担当部長。そういった中でタンポリにこそっと来て不法係留している。それで廃船になる。その処理について、小型船舶法で言う登録隻数と現係留施設数、それとタンポリのあれからの推移、現在ではどうなっているのか、答弁してください。

**○県土整備部長(野口宏一君)** まず初めに、登録の小型船舶数でございますけれども、これにつきましては、平成18年度の値になりますけれども、4,289隻ございまして、この中には船舶だけじゃなくて水上バイク等も含まれるということでございます。

次に、県内で現在、係留施設が設置されているトータルでございますけれども、444隻が係留施設に泊まっているという状況でございます。

タンポリの状況でございますけれども、タンポリには係留施設として許可された栈橋が全部で6基、無許可の栈橋が2基の8基ございます。そして、許可栈橋に係留されているものが111隻、許可を得ていない栈橋あるいはほかの岸に泊まっているものが175隻、河川区域外の陸上に置いているものが22隻というような状況になってございます。

それと、先ほどの答弁でお答えできなかった数字でございますけれども、約300億の事業費のうち、県の負担となりますのが、その中の2割となります。

**○外山良治議員** 例えば小型船舶についても、係留施設は444とおっしゃいましたが、マリーナというのは使用不能でございますから、140ぐらい引くと、おおむね係留施設は300、しかし、小型船舶法で言う登録隻数は約4,300。4,000隻というのがどうなっているのか。どういうトラブルが発生しているのか。先ほどの答弁にありました。ですから、こういった対応について――宮崎県というのは南北に400キロの海岸線を持っている。2割が砂浜、あと8割が岩礁だと言われています。ですから、この景観を利用して、観光浮揚にもつながっていくのではないかと、いうことを申し上げたかったわけです。

以上で、すべての質問を終わります。(拍手)

**○坂口博美議長** ここで暫時休憩をいたします。

午後2時59分休憩

---

午後3時14分開議

**○坂口博美議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、30番徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕(拍手) いよいよ最後の質問者となりました。9月定例議会の最後の一般質問者となりました。東国原知事に対しましての初めての質問となります。知事の言葉に、「宮崎をどげんかせんといかん」という宣言がございますが、私の質問に対しては、「どげんかします」という前向きな発言を期待して、一般質問に入らせていただきます。

まず、少子化対策についてお尋ねをいたします。

我が国の人口は、平成17年には、統計を開始した1899年以来初めて出生数が死亡数を下回り、いよいよ人口減少時代に突入したわけがあります。国にあつては、これまでにエンゼルプランや新エンゼルプランなどの諸対策を講じられ、15年余りを経ましたが、出生率は改善するどころか低下の一途をたどっております。本県におきましても、平成17年の合計特殊出生率は1.48と戦後最低を記録するとともに、出生数も9,738人と戦後初めて1万人を下回るなど、少子化の進行は極めて深刻な状況にあります。

なお、本県の平成18年の合計特殊出生率は、沖縄に次いで全国2位となる1.55と、17年の1.48から0.07ポイント上昇し、全国平均の1.32と比較すると高い水準にありますが、人口を維持するのに必要な水準である2.07には遠く及ばないなど、依然として少子化の進行は深刻な状況にあります。

もとより少子化対策につきましては、我が国の政策課題のうちで最大の課題の一つであると思っておりますが、本県におかれましても、総合的な施策を計画的に、かつ着実に推進していくことが大切なことであると考えます。県にあつては、「新みやざき創造計画」に、子育て支援体制の充実を政策目標として掲げ、地域で

子育てを支え合う仕組みづくりを支援するほか、家庭、学校、地域社会が一体となって子供を育てる地域教育のシステムづくりなどに取り組むこととされておりますが、私も、子育てを社会全体で支える仕組みへ進化させていくこと、そして少子化対策先進県を目指すことに尽きるのではないかと思います。県は、今後の少子化対策について具体的にどのような点を重点的に進めていこうとしておられるのか、知事の御所見を承りたいと思います。

壇上からの質問は終わりますが、後の質問につきましては自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

少子化対策についてであります。これからの県づくりを進める上で、少子化対策は重要な課題であると考えて、どげんかせんないかんと思っております。このため、ことし6月に策定いたしました「新みやざき創造計画」におきましても、子育て支援体制の充実を重点的に推進すべき戦略に位置づけるとともに、ことし7月に、私を本部長とします「宮崎県子育て応援本部」を設置いたしまして、県庁内の横断的な体制強化を図ったところであります。今後の重点的な取り組みにつきましては、現在、部局横断的な検討チームを設置し、検討を進めておりますが、特に、地域の実情に応じた子育て支援の仕組みづくり、子育ての経済的・精神的負担感の軽減策を初め、独身男女の出会いの機会づくりや、仕事と家庭の両立支援等の推進が重要だと考えております。また、行政、企業、地域など社会全体で子育てを支え合い応援する機運を醸成していくため、昨年8月から企業や団体等の参加を得て取り組んでおります「みんなで子

育て応援運動」の一層の拡充・定着を図ってまいりたいと考えております。少子化に歯どめをかけるためには、これらの取り組みとあわせ、国において抜本的な少子化対策に取り組むことが不可欠でありますので、引き続き国に対し強く要望してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 ただいま、知事から少子化対策の御所見を承りました。こうした対策の一環として、県営住宅の入居関係についてお尋ねをしたいと思っております。現在、県営住宅では、特に居住の安定を図るべき世帯として、高齢者や障がい者等の世帯はもとより、子育て世帯に対しても、優先入居の措置が行われているようであります。少子化対策の一環として、この子育て世帯に対する優先入居を、新婚世帯あるいは結婚予定者という範囲まで広げるべきではないかと考えますが、知事の御所見を承りたいと思っております。

もう一つ、同様に、この入居者についての措置を、市町村に対しても呼びかけをすべきじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 現在、県営住宅におきましては、特に居住の安定を図る世帯として、高齢者世帯や子育て世帯等を優先入居の対象として取り扱っているところでございます。しかし、本年7月に施行されました「住宅セーフティネット法」におきまして、御提案にあります新婚世帯につきましても、「住宅の確保に特に配慮を要する者」として例示されているところでございます。このため、県といたしましては、新婚世帯など新たに例示された世帯につきましても、市町村とも連携を図りながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 前向きな答弁だとは思いますが、

まず、県が率先垂範して、新婚世帯や結婚予定者にも住居を与えるというような対策をとっていただくことが——市町村も子供が生まれることを求めているわけでありまして。そういったことから理解が十分得られると、私は思います。「検討します」ではなく、「実現します」と答弁はいただけないでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 優先的に入居していただく方たちというのは、いわゆる障がい者の方たちとか、小さな子供さんがいらっしゃる方たちとか、犯罪被害者の方たちとか、海外からの引揚者とか、高齢者とか、そういった社会的な弱者というものをやはり優先順位にしているところでございます。先ほどと重複しますが、セーフティネット法においては、いろいろな新婚の方とか、失業者とか、外国人の方、被災者とか、そういった方々にもセーフティネットをかけるということでございますので、今後、鋭意取り組んでいきたいと思っております。

○徳重忠夫議員 ぜひ前向きに幅広く——新婚世帯は子供がくれるわけでありまして、ぜひともそういう機会を与えていただきたいと思います。

次に、地震対策についてお伺いをしたいと思います。

日本列島は最近、地震、火山活動ともに活動期に入ったと言われております。今年になって3月に石川県で能登半島地震、7月には新潟柏崎沖地震と大きな地震が発生しており、突然襲いかかる地震に恐怖を覚えざるを得ません。たとえ本県が近年、震度1以上の有感地震が少ない傾向にあるとはいえ、本県は日向灘を目の前にしており、対策を怠ってはならないと考えます。地震の復興では、とかくライフラインや道路、橋梁といったインフラに目が行きがちであ



りますが、個人の生活の復興という視点からは、まず住宅をどうするかが最重要課題だと考えます。しかしながら、一戸建ての耐震改修や診断についてはおくれが目立っており、本県においても同様な傾向とお聞きいたしております。そこで、木造戸建て住宅の耐震化を促進するためには、耐震診断を進めていくことが重要だと考えますが、耐震化の現状と今後の取り組みについて、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 本県の住宅の耐震化率は、平成17年度末で約72%と、全国平均の75%に比べてやや低い状況でございます。このため、県におきましては、住宅の所有者等が耐震化に取り組みやすい環境を整備するため、これまで、相談体制の整備や情報提供の充実に努めるとともに、平成17年度に「宮崎県木造住宅耐震診断促進事業」を創設しまして、耐震診断に取り組む市町村に対する支援を行ってきております。また、本年3月には、計画的に耐震化を進めるため、「宮崎県建築物耐震改修促進計画」を策定しまして、平成27年度末の耐震化率の目標を90%としたところであります。県といたしましては、この計画の実現に向けて、今後とも耐震化の重要性について普及啓発に努めるとともに、住宅の耐震化の促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** その耐震化の目標でございますが、平成27年度までにただいま90%にしたいと、耐震化率を上げたいと、こういうような答弁でございました。あと9年しかないわけですが、まだ耐震構造になっていない住宅が2万7,000戸あると聞いています。年間耐震診断が近年、大体100戸前後しか県では行われていないんです。そう考えますと、とてもじゃないが

2万7,000戸を27年度までに耐震構造診断ができるということは約束できるものじゃないと思いますが、知事、いかがでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 御指摘のとおり、27年度までに2万7,000戸が必要だという計算でございますが、平成19年度は342戸を対象とさせていただきます。木造住宅の耐震化を図るためには、県民の防災意識の高揚を図り、耐震化への必要性や重要性を理解していただくことと、御指摘がありましたように、耐震性を的確に把握するための耐震診断の実施が必要であると考えております。このため、県といたしましては、建築関係団体や宮崎県建築連絡協議会などと連携しまして、耐震化に関する講習会の開催や、出前講座による耐震診断制度のPRと活用、さらには相談体制の整備や情報提供の充実に努めるなど、市町村とも連携を図りながら、目標の達成に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ぜひよろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、災害復興についてお尋ねをいたします。災害復興では、個人の生活再建とこれを支える地域社会の復興がともに重要であると考えますが、被災者が一日も早くもとの住んでいた場所に戻り、個人の生活再建が図られてこそ、災害による地域の回復も始まるものと考えます。そのためには、まず、個人の生活の拠点となる住宅再建が不可欠であり、その意味では、個人の住宅再建であっても一種の公共性を持ったものと私は考えます。かつて平成12年の鳥取県西部地震では、住宅の全半壊3,536戸、一部損壊1万8,544戸という住宅被害があり、当時の片山知事は、「今やらなかったら人々は出ていってしまい、地域崩壊につながる」というスピー

ドを最優先して、所得などの適用範囲を設けず、300万円支給の独自制度をつくり、住宅再建を支援されたところでもあります。まさに、地方政治を預かる責任者としての心意気を感じる話であります。そこで、知事にお尋ねしますが、本県でも、災害時安心基金を積み増すなどして、鳥取県のように住宅再建までを対象とした基金をつくる考えはないのか、お伺いをいたします。

また、被災者にとって頼みの綱の現在の被災者生活再建支援法は、所得・年齢制限があり、また住宅本体には使えないなど、被害者にとっては必ずしも使い勝手のよい制度とはなっておりません。この被災者生活再建支援法の見直しについて、積極的に国に働きかけるべきではないかと考えますが、知事のお考えをあわせてお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 鳥取県の片山知事の大英断は、非常に御尊敬、敬服申し上げるべき政策であると思うんですが、片山県知事がおやめになるまで一度も、鳥取県は甚大な被害が起きていないということでございます。鳥取県の制度を一昨年台風14号の被害に当てはめて試算いたしますと、約80億円もの経費が必要となります。本県の地域防災計画の地震想定では、これを大きく上回る被害が想定されておりまして、財政的に非常に厳しいものと考えております。御案内のように、毎年のように台風災害に見舞われる宮崎県では、鳥取県の制度と同じような対策をしますと——重複しますが——非常に財政の負担を強いられるのではないかと考えています。県といたしましては、台風14号災害の被災直後から、被災者生活再建支援制度の住宅本体への適用などの改善要望を、国に対して行っておるところであります。今後とも、県独

自の要望活動を行うとともに、全国知事会や九州知事会等で、国に対して強く訴えかけていきたいと思っております。

**○徳重忠夫議員** 大変厳しいというようなお話でございますが、鳥取県では、御案内のとおり、その後、地震は起こっておりません。しかし、50億円の基金を市町村とあわせてつくられております。鳥取県の財政状況を見ますと、御案内のとおり、約3,800億円前後しか財政規模はないわけです。我が宮崎県は約6,000億円前後となっております。県政トップの考え方によっては、私は不可能ではないのではないかと思います。先ほど申しましたとおり、鳥取県のような大きな地震が何回も発生することは、全国状況を見ても考えられません。「備えあれば憂いなし」と言われます。基金造成を前向きに検討していただきますように、強くお願いをしておきたいと思っております。

それでは次に、高速道路の整備についてお尋ねをいたします。

私は、高速道路の整備が本県の最重要課題だと考えております。高速道路についての知事のお考えと、整備されることによってもたらされる九州全体あるいは宮崎県に対する経済効果というものをどのようにお考えになっていらっしゃるか、お伺いをいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 東九州自動車道を初めとする高速道路の整備につきましては、就任以来、県政の最重要課題として取り組み、あらゆる機会を通じて、関係機関に対し早期整備を訴えてきたところがございます。また、東九州自動車道などの九州内の高速道路が整備された場合、九州全体の経済効果としましては、平成16年の東九州軸産業戦略委員会の試算によりますと、整備前に比べ、生産誘発額が3兆8,600

億円増の6兆6,200億円、雇用誘発が15万2,000人増の26万6,000人となるとされております。このうち、宮崎県の増加分は、生産誘発額が約5,700億円、雇用誘発が約2万6,000人と試算されております。

**○徳重忠夫議員** ただいまお答えいただきましたとおり、高速道路が開通すると、これだけの経済効果、雇用がまた生まれるということでありまして、何と申しまして、宮崎県の最大政治課題だと、私も考えておるところであります。今、答弁にありましたとおり、生産誘発額が3兆8,600億円増と言われておりますし、雇用誘発も15万2,000人——これは九州全体であります——増となると言われております。宮崎県だけでも5,700億円の生産誘発額、さらには雇用誘発も2万6,000人増と試算されているようであります。知事のおっしゃっておられます、企業誘致あるいは観光客誘致、地域の活性化、これが高速道路の完成によってもたらされるということであります。これこそ政治課題の最たるものだと、私は考えておりまして、一日も早い完成を目指して最大限の努力をすべきだと思っております。

知事も御承知かと思いますが、九州縦貫自動車道宮崎線は昭和43年、えびので着工されました。高原、都城、宮崎までの83キロが、昭和56年までのたった13年間で開通をいたしております。清武一門川間の86キロメートルは、平成元年に計画決定がなされておりますが、平成26年度の完成となりますと、倍の26年かかることとなります。えびの一宮崎間を整備したころと比べますと、数段高度な技術や機動力があるわけでありまして、現状の東九州自動車道の建設の取り組みは大変生ぬるいと言わざるを得ないと思っております。東九州自動車道の整備がしてくれて

いる原因について、知事はどのようにお考えになっていらっしゃるか、お伺いをいたします。

**○知事(東国原英夫君)** おくれている原因について、私も正直言ってなぜおくれているのかわからない状態でおります。おくれている原因については、皆さん方のほうがお詳しいんじゃないかなと思っておりますが、行政的には、東九州自動車道の清武一門川間につきましては、現在、西日本高速道路株式会社により整備が進められております。九州縦貫自動車道宮崎線の建設当時である昭和50年代に比べると、社会・経済情勢が大きく変化したこと、あと、公共投資に対する考え方が変化したこと、日本道路公団の民営化の問題について、その議論に時間を要したことなどが考えられるのではないかと思っております。

**○徳重忠夫議員** 本当に残念であります。陸の孤島であります。御案内のとおりでございまして、東九州自動車道は、今後、宮崎県の再生のために最重要政治課題であることは間違いありません。何かしら、私は、政治力の弱さがこの結果につながっているような気がしてなりません。隣県の大分県に行くのに——つい先日行きました——電車で3時間半かかります。自動車でも4時間半もかかります。宮崎から高速道路を走って行ったら、福岡まで行けます。どうにもなりません。観光客のリピーターにもつながらないものと私は考えます。平成19年度中に、高速道路整備の中期計画ができ上がると言われております。公表されている開通予定年度、平成26年度を待っているんじゃなくて、一年でも早くこれが開通できるように、早急に対応すべきと考えます。

そこで、えびの一宮崎間の工事に際しては、古い話ではありますが、瀬戸山、小山両建設大臣

が地元であったことも幸いしたかなというような気がいたしております。大会や陳情も絶対に必要かと思いますが、何といたっても最高責任者である国土交通大臣に現地においでをいただき、実情をつぶさに見ていただくことが最も重要だと、私は考えています。そこで、大臣と知事が一緒に国道10号線を、宮崎から大分まで——宮崎県庁から大分県庁まで、恐らく往復8時間か9時間かかると思います——往復一緒に車で走ってみられたらどうですか。その実態を見られたときに、これは急がないかん、かわいそうだと絶対思われると私は思うんです。私はそのように考えますが、知事、国土交通大臣に来宮していただくような考え方はないか、お尋ねいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 私もそれにこしたことはないと思うんですが、それは公明党の方たちをお願いしたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども。国土交通省に対しては、高速道路の早期整備については強く訴えているところでございます。冬柴国土交通大臣につきましては、私の就任早々の1月にお会いさせていただきました。また、大臣は8月7日の閣議後の会見で、「九州の東側は西側に比べて道路整備が大変おくれており、優先的に考えなければならない」と発言されておられます。東九州自動車道などの道路整備の重要性は十分に理解していただいているものと考えておりますが、実際一緒に車に乗って往復ということは、大臣のスケジュール等々も照らし合わせてみなきゃいけないと思っております。今後とも、早期の整備を国に対して求めていく所存でございます。

**○徳重忠夫議員** 「百聞は一見にしかず」という言葉があります。やっぱり自分の目で見て感じなければ、言葉で聞いても、実際、予算をつ

けてやらないかんという気になりません。近隣の県、大分県も鹿児島県も熊本県もみんなできているじゃないですか。私はそう思います。実は御案内のとおり、新しい大臣が25日には決まります。今年度中に高速道路の新しい中期計画も示されることになっております。言葉で理解しているのではなくて、国土交通大臣にみずから足を運んでいただいて、現実をしっかりと見てもらうことが最も大事なことで、私は考えています。知事が動けばマスコミが動く。マスコミをバックに政治力を発揮することを、県民は今、一番望んでいると、私は思っております。ぜひ大臣の来宮を実現していただくように、強く強く要望を申し上げておきたいと思っております。

ところで、知事、「宮崎をどげんかせんといかん。何とかせんといかん」との思いで立候補され、当選をされたわけでありまして。今日までの知事の行動力には頭の下がる思いであり、県民ひとしく敬意を表しているものと思っております。私は、宮崎県が全国で最もおけているこの高速道路の現状こそ、「どげんかせんといかん」、そのものだと考えております。これは決して知事一人でできることではありません。県民全体が一体となって、まさに県民総力戦で臨むべき課題であります。そこでお尋ねですが、国策に通ずる問題でありますので、当然、本県出身の国会議員との話し合いがなされ、ともに関係省庁に出向いたり、陳情・要望をなされなきゃいけないと。知事一人で行かれても、省庁と十分な話ができない。信頼を得なければいけないということから考えますと、やはり県民総力戦なんだ、国会議員も一緒に頑張っているんだ、知事も頑張っているんだという姿を各省庁に示さなければいけないと、私は思っております。

す。国土交通省など関係機関に何回ぐらいこういった形で相談されたことがあるか、お伺いをいたします。

○知事(東国原英夫君) 地元選出の国会議員の方たちと一緒に国土交通省に行ったことは、まだありません。私は単独で数回は行かせてもらっておりますが、地元選出国会議員に対しましては、国の来年度予算に対する宮崎県の提案・要望の説明会や、県内高速道路の建設促進地方大会などの場におきまして、国土交通省や西日本高速道路株式会社などの関係機関に対しましては、あらゆる機会を通じて強く要望をしているところでございます。なお、来月11日及び30日には、東京におきまして、県内高速道路の建設促進中央大会を開催しまして、地元選出国会議員や国土交通省など関係機関に対し、直接、早期整備の重要性を訴えてまいり所存でございます。

○徳重忠夫議員 ぜひ頑張っていたいただきたいと思えます。先ほど申し上げましたとおり、宮崎県だけが残っているんです。隣の方がそんなに応援をしていただけるような状況ではないんです。だから、国会議員と知事がともに一体になって行動することが解決の早道だと、私は考えております。よろしくお願いを申し上げます。

次に、都城志布志道路について、知事にお伺いをいたします。本路線は、西諸、北諸、都城地域の発展に欠くことのできない最も重要な道路であります。今年2月、知事にも出席をいただきまして、将来、地域高規格道路都城志布志道路の一部となる国道10号都城道路の着工式が行われました。知事も一日も早い完成を期待されていると認識しておりますが、都城志布志道路の整備についての知事のお考えを、まずお伺

いをいたします。

○知事(東国原英夫君) 本道路につきましては、都城インターチェンジと志布志港を連結し、南九州の物流効率化に寄与するとともに、都城北諸圏域を中心とした地域の自立と活力の強化を図るために重要な路線であると考えております。県内の延長約20キロメートルのうち、国土交通省において、平成12年度から国道10号のバイパスとして13.4キロメートル区間で整備に取り組まれております。そのうち、5.7キロメートル区間につきましては、ことし3月に整備区間に指定されたところであり、国の施行区間に続く約3キロメートル区間につきましては、県施行により、平成13年度から整備に取り組んでおります。残る鹿児島県境までの5キロメートル区間につきましては、鹿児島県と調整会議を行うなど、調査区間指定に向けた取り組みを行っております。県としましては、本路線を地域高規格道路として道路整備の重点項目に掲げているところであり、今後とも早期完成に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 先ほど申し上げましたが、この道路は何といっても西諸、北諸、都城地域の経済発展に欠かすことのできない最も重要な役割を果たしております。志布志港周辺で製造されております畜産農家が使用する配合飼料のほとんどが、鹿児島、宮崎の畜産農家へ運ばれているのであります。現在その割合は、鹿児島県側が53%、宮崎県側が47%と聞いております。まさに半分ずつ利用していることとなります。約115万トンが宮崎県の畜産農家へ出荷されております。さらに、都城の圏域から出荷される木材製品も17万3,000立方メートル出荷されており、圏域の流通の最重要路線でもあります。

一日も早い開通を期待するところではありますが、平成6年に計画路線の指定を受けた本路線の平成19年度末の状況といたしましては、鹿児島県側はもう既に8キロを開通しようとしています。もうすぐ開通します。宮崎県側は全く1メートルも開通しておりません。平成19年度までの投資額も、鹿児島県側は県だけの県単事業でやっておりますが、160億円投資をいたしています。宮崎県側は国の直轄で53億円は投資しているようではありますが、県単独ではまだ52億円しか投資していない状況であります。同時に計画路線の指定を受けた道路であります。それでも、県と国と合わせてまだ50億円も投資額が違っております。事業もおくれております。幸いに宮崎県側は、ありがたいことに国の直轄のほうが多くなっておりまして、鹿児島県より県の負担が大幅に少なくて済むわけであります。同等の経済効果をもたらす道路の整備が鹿児島県に比べておくられている理由をどのように考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 鹿児島は、御案内のように県債残高が1兆数千億になっておりまして、その辺の兼ね合いもございますんじょうが、おくられている理由につきましては、先ほどの東九州自動車道と同じように、確固たる理由というのはわかりません。徳重議員がおっしゃる政治力ということも要因の一つかもしれません。鹿児島県におきましては、本県より先に事業に着手された一部区間が供用されておるといふこともあるのかもしれません。本県におきましては、用地取得や埋蔵文化財調査など早期供用に向けて鋭意整備を進めており、平成21年度には平塚インターチェンジから今町インターチェンジ間、約3.5キロを供用したいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 宮崎県は平成21年度までに、今、知事の答弁にありましたように、あと3年後に3.5キロの開通を目指しているということですが、これは同時開通しないと、たった3.5キロでは使い物にならないわけですね。そう考えますと、同時完成へ向けて、知事、決意のほどをお聞かせください。鹿児島県と同時開通できるような決意をお示しいただきたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 私だって同時開通はしたいのでございますが、何分、工事のおくれというものがありまして——着工も含めましてですね——そういった面では、鹿児島県とも十分調整を図りながら、整備促進について国へ強く要望すると同時に、着実に整備を進めてまいりたいと考えています。また、本道路を含め、円滑な道路整備を図るためには、道路特定財源の確保が重要でありますので、今後とも引き続き、県民総力戦で取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 幸いにして国の直轄のほうが多いわけありますから、国に強く要望をしながら運動展開をしていただきたいと思います。この都城志布志道路については、総工費が約500億円かかるんです。現在、105億円の投資がされております。あと400億円が使われるんです。道路を建設するため、都城圏域の住宅の移転が150戸以上と言われているんです。これからこの400億円が、そういった形で使われるわけでありまして、今、公共事業が少ない中に最大の公共事業だと、このように考えております。大変厳しい状況の中でありますので、知事におかれましては、積極的にこの事業推進に最大限努力をしていただいて、一日も早い完成に向けての努力を強く要望しておきたいと思います。

そして、再度、高速道路について御質問をい

たします。9月9日の宮日新聞報道によりますと、九州新幹線は2011年に博多―鹿児島間が全線開通し、博多―熊本間は15分に1本運行される方針が明らかになっております。西九州では、九州縦貫自動車道は12年前には完成し、さらに新幹線まで開通しております。こうした西九州の状況に比べますと、まさに宮崎は陸の孤島であります。この実態を、宮崎県のトップである知事は、マスメディアを通じて全国民や政府首脳に強く訴えていくべきだと考えますが、知事の考えを再度お聞かせいただきたいと思っております。

**○知事（東国原英夫君）** 私もそのように思います。メディアを通じて訴えるということは、非常に現代的な政治手法ではないかと考えております。先月31日に大分県佐伯市で開催しました東九州自動車道建設促進地方大会におきましては、大分県知事を初めとする沿線の4県1市の首長さんとともに、早期整備の必要性を訴えてまいりました。この模様につきましては、今月23日に、午後帯であったと思っておりますが、13時から14時ぐらいから九州各県でテレビ放映されることとなっております。また、10月から12月にかけてが大変重要な時期でありますので、来月11日及び30日に東京で開催する県内高速道路の建設促進中央大会の提言活動の中で、政府・与党に対しまして、直接、早期整備の重要性を訴えることとしております。今後とも、事業中区間はもとより、基本計画区間を含め、県内高速道路の早期整備に向け、沿線市町村、経済団体、女性の会などと連携し、私もメディアをフルに利用して、県民総力戦で取り組んでまいりたいと思っております。

**○徳重忠夫議員** よろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、農政問題についてお尋ねをいたします。

我が国の農業を取り巻く環境は、社会経済情勢の変化、国際化の進展などにより、近年、大変厳しい状況にあります。2005年の農業センサスによりますと、本県の農業は、農業経営体数3万5,989経営体、販売農家数3万5,245戸となっており、2000年センサスに比較して、農業経営体数が減少する中、耕地面積別の経営体数は、5ヘクタール以上の大規模経営体で増加し、0.5ヘクタール未満の小規模経営体が減少するなど、経営規模拡大の傾向が見られるところであります。一方、耕地面積は昭和36年をピークに年々減少し、平成17年から18年の単年度でも約300ヘクタール、率で0.4%減少し、これは宅地化や道路用地化、植林が主因とされております。一方、耕作が放棄され、遊休化した農地である耕作放棄地は、全国と比べてその伸びは鈍いものの、依然として増加している状況にあります。この耕作放棄地は、病虫害の発生や有害鳥獣の侵入、繁殖など、地域農業の健全な発展に支障を及ぼす大きな問題であります。そこで、県は、依然として増加傾向にある耕作放棄地の対策にどのように取り組んでおられるのか、農政水産部長にお尋ねをいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** お答えいたします。

耕作放棄地の解消対策についてであります。本県の耕作放棄地は、相続等により非農家が持つ1,716ヘクタールの農地を含め4,685ヘクタールと、経営耕地面積の8.3%を占め、地域農業の持続的な発展を図っていく上で、耕作放棄地の解消は大きな課題であると認識しております。このため、平成14年度から県単独事業で耕作放棄地の復元整備等に取り組み、平成18年度まで

に305ヘクタールの耕作放棄地の解消を図ってまいりました。一方、国においても、平成23年度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指すことが閣議決定され、これを受け、本年度、全市町村が耕作放棄地解消計画を策定するとともに、耕作放棄地の地図化に取り組むことといたしております。今後とも、国の事業も活用しながら、農業委員や地元農業者による農地パトロールの徹底や、優良農地への復元整備、放牧、鳥獣害に強い新品目の導入等の効果的な解消対策を推進してまいります。以上でございます。

**○徳重忠夫議員** 集落営農の推進につきましては、さきに川添議員から質問がありましたし、さらに認定農業者については、長友安弘議員からも質問がありましたので、割愛をさせていただきたいと思っております。

次に、農業者年金についてお尋ねをいたします。年金問題がことしほど話題になった年はないのではないかと思います。掛金に国の補助金がある有利な年金、もちろん認定農業者であることが条件ではありますが、農業者年金についてお尋ねをいたします。平成14年1月に、農業者の老後の生活の安定と農業の担い手の確保に資することを目的として再スタートした農業者年金制度は、積立方式の政策年金として再構築をされ、5年目を迎えました。全国の加入状況については、平成17年度、18年度の新規加入は2年連続して前年度を上回っていると聞いております。担い手の育成確保が緊急の課題となる中、この農業者年金の役割は、以前にも増して重要となっていると言われます。さらに、担い手の将来の老後のためにも、この農業者年金制度の普及が必要と考えるところであります。そこで、新農業者年金制度の普及に向けて県はどの

ように対応する考えなのか、農政水産部長にお尋ねをいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 農業者年金制度の普及についてであります。農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を確保するのみならず、本県農業を担う認定農業者が、将来にわたり安心して経営を展開していくためにも重要な制度であることから、一層の普及を図る必要があると考えております。本県では、新農業者年金制度に2,627名が加入しており、この5カ年間の新規加入者は693名で、これは全国第2位の実績となっております。国においては、加入目標の10万人を早期に達成するため、今年度より加入推進特別対策3カ年計画を立て、関係機関・団体が一体となった取り組みを推進しております。本県においても、地域ごとに農業委員やJA等による加入推進班を設置し、各リーダーが数値目標を持って加入推進活動を展開するとともに、各農業改良普及センターで青年農業者等に対し、家族経営協定や経営コンサル等の指導を通じて、新農業者年金制度への加入促進に取り組んでいるところでございます。以上であります。

**○徳重忠夫議員** それでは、警察本部長にお尋ねをいたします。交通安全対策についてでございます。

自転車は環境に優しく、駐車場の心配もなく、健康的ですばらしい乗り物であります。公共交通機関が手薄な本県では、手軽な移動手段として著しく普及しております。しかし一方では、都市部での放置自転車の問題や、歩道通行、信号無視、一時不停止等の交通ルールの無視による交通事故、また転倒等による同乗中の子供が負傷する事故など、マイナス面も多く目立っております。歩道を歩いているとき、後ろ



から直近を追い抜かれたり、車を運転中に赤信号や一時停止を無視して飛び出してくる自転車、また夜間、無灯火の自転車にひやりとしたドライバーは多いのではないのでしょうか。そこで、ここ3年間の自転車に関与した交通事故の発生状況と安全対策について、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（相浦勇二君） お答えいたします。

過去3年間を見ても、年間で約1,600件前後の自転車事故が発生している現状にございまして、3年間トータルで26の方が亡くなっております。自転車事故の特徴を見ますと、そのほとんどすべてが自動車との事故でございます。交差点における出会い頭あるいは右左折の際の事故が約8割と、大部分を占めております。また、世代別、年代別で見ますと、小学生、中学生、高校生、合わせて全体の約45%で、半分近くを占めているということでございます。また、約7割は自転車サイドにも一定の過失がある事故でございまして、特に朝夕の通勤通学時間帯が約4割と多い時間帯となっております。

こういう状況を踏まえまして、私どもといたしましては、現在、主に朝夕の街頭指導において、自転車の違反者に対しては、警告カードを交付するなどして現場指導を行いますとともに、特に悪質な——例えば酒酔い運転でございましてか、警察官の指示に従わなかったような悪質な違反行為については、検挙措置をとるなど厳しく対処しているところでございます。また、小・中・高校生に対しましては、警察官あるいは交通安全指導員が学校に出向きまして自転車の交通安全教室を開催し、正しい乗り方の実技指導や交通ルール等につきまして、あらゆる

機会をとらえた交通安全教育を行っているところでございます。今後とも、高齢者も一部、2割弱ほど事故に巻き込まれておりますので、高齢者も含めまして、交通安全教育の活動をさらに推進するとともに、今回の法律改正で、自転車が歩道を通行できる場合を明確に定めたり、あるいは児童や幼児のヘルメット着用についての規定が設けられたところでありますので、この点も踏まえつつ、引き続き交通マナーの向上と事故防止に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○徳重忠夫議員 ぜひ自転車事故の防止にお努めをいただきたいと思っております。

最後になりましたが、市町村合併についてお尋ねをいたします。

国においては平成11年、これまでの合併特例法を改正し、地方交付税の算定の特例、市となるべき要件の緩和といった従来からあった特例制度を強化するとともに、新たに合併特例債を中心とした行財政面の支援策を打ち出して、市町村合併の一層の推進を図っているところであります。その結果、全国の市町村数を見ると、平成11年3月末まで3,232あった市町村の数が、平成20年3月末には1,795市町村に、また沖縄県を入れた九州管内では、570あった市町村数が平成20年3月には292になる見込みとなっております。これを市町村の減少率で言いますと、全国では44.5%、九州管内では48.8%となっており、実に市町村数は半分近くになっているのであります。本県においても、平成17年度には19の市町村が関係する合併が行われ、16年度末に44あった市町村が、18年度末には30へと再編が進んだところであります。しかしながら、減少率で見ますと31.8%ということで、先ほどの全国や九州管内と比較いたしまして、本県内の

合併は必ずしも進んでいる状況にあるとは言えないようであります。私は、基本的には、市町村合併は避けることのできない喫緊の課題であると考えているところでありますが、合併新法の期限が2年半後に迫る中で、県として今後、市町村合併をどのように進めていかれるお考えなのか、知事にお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。

**○知事(東国原英夫君)** 地方分権の一層の進展や少子高齢化の進行、そしてまた日常生活圏の拡大、さらには今後、議論が本格化していくものと思われる道州制を見据えますと、住民に身近な基礎自治体である市町村の行財政基盤の充実強化は不可欠であり、市町村合併はそのための有効な方策であると認識しております。もとより市町村合併は、市町村と住民の皆様とが一体となって自主的・主体的に判断されるべきものであり、そのためには、それぞれの市町村におかれまして、住民に対して情報を提供していただき、合併についての議論をより深めていただくことが重要であると考えております。県におきましては、宮崎縣市町村合併推進構想に基づきまして、それぞれの地域での闊達な合併議論を促すとともに、合併支援プランに基づき、合併に向けた取り組みを支援していくこととしております。いずれにいたしましても、合併新法の期限まであと2年半となっておりますので、合併に向けてのさらなる取り組みがなされますよう、県といたしましても、引き続き積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

**○坂口博美議長** 以上で一般質問は終了いたし

ました。

---

**◎ 議案第20号から第27号まで採決**

**○坂口博美議長** ここで、さきに提案のありました教育委員会委員及び土地利用審査会委員の任命の同意についての議案第20号から第27号までの各号議案を議題といたします。

お諮りをいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○坂口博美議長** 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第20号から第27号までの各号議案について、一括お諮りをいたします。

各号議案については同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○坂口博美議長** 異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

---

**◎ 議案第1号から第19号まで並びに請願委員会付託**

**○坂口博美議長** 次に、今回提案されました議案第1号から第19号までの各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案及び今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託をいたします。

あすからの日程をお知らせします。

平成19年9月20日(木)

あす21日から27日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、9月28日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時9分散会

9月28日（金）

平成 19 年 9 月 28 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやぎき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやぎき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 知 事         | 東国原 英 夫   |
| 副 知 事       | 河 野 俊 嗣   |
| 総合政策本部長     | 村 社 秀 継   |
| 総 務 部 長     | 渡 辺 義 人   |
| 地域生活部長      | 丸 山 文 民   |
| 福祉保健部長      | 宮 本 尊     |
| 環境森林部長      | 高 柳 憲 一   |
| 商工観光労働部長    | 高 山 幹 男   |
| 農政水産部長      | 後 藤 仁 俊   |
| 県土整備部長      | 野 口 宏 一   |
| 会計管理者       | 甲 斐 景 早 文 |
| 企 業 局 長     | 日 高 幸 平   |
| 病 院 局 長     | 植 木 英 範   |
| 財 政 課 長     | 和 田 雅 晴   |
| 教 育 委 員 長   | 江 藤 利 彦   |
| 教 育 長       | 高 山 耕 吉   |
| 公 安 委 員 長   | 田 代 知 代   |
| 警 察 本 部 長   | 相 浦 勇 二   |
| 人 事 委 員 長   | 黒 木 奉 武   |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄   |

事務局職員出席者

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 石野田 幸 藏   |
| 事 務 局 次 長   | 弓 削 孝 幸   |
| 総 務 課 長     | 馬 原 日 出 人 |
| 議 事 課 長     | 四 本 孝     |
| 政 策 調 査 課 長 | 富 永 博 章   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 富 孫 田 英 美 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 亀 澤 保 彦   |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二   |
| 議 事 課 主 査   | 隈 元 淳 二   |

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第19号までの各号議案並びに請願第3号及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、19番中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、22億5,900万円余の増額補正となっております。補正予算に要する歳入財源につきましては、繰越金19億2,000万円余が主なものとなっております。この結果、補正後の一般会計の予算額は5,670億6,000万円余となります。

このうち、総務部所管の予算につきましては、16億4,000万円余の増額補正であり、これは財政調整積立金の積み立てに要する経費及び県

税の賦課徴収に要する経費で、補正後の予算額は1,288億3,000万円余となります。

この補正予算案に関連して、委員より、「地域経済を守るという観点から、今回の補正で何らかの配慮はなされたのか」との質疑があり、当局より、「地方交付税がカットされるなど、県の財政状況は厳しさを増し、いわゆる公共事業費自体の増額は困難な現状である」との答弁がありました。

当委員会といたしましても、本県の厳しい財政状況については理解するところでありますが、来年度の予算編成に際しては、地域経済にも十分配慮していただくよう要望いたします。

次に、議案第19号「知事等の給料の減額に関する条例」についてであります。

これは、今般の不適正な事務処理に関し、知事等の責任を明確にするため、給料の減額を行うものであります。これにより、知事が本年10月に30%、11月に60%、副知事、教育長、代表監査委員については、本年10月のみ20%の割合で給料が減額されることとなります。

このことについて、委員より、「知事の減額割合を定める際の基本的な考え方を伺いたい」との質疑があり、当局より、「知事には、地方公共団体の長としての指導・監督責任がある。他県の事例や在職期間を比較・考慮した上で、最終的には知事が判断したものである」との答弁がありました。

次に、「不適正な事務処理に関する全庁調査報告書」についてであります。

このことについて当局より、「今回の問題の背景には、職員に公金意識や法令遵守意識が欠如していたこと、物品の調達・管理システムが十分に機能していなかったこと、予算の執行管理が適正に行われていなかったことなどが挙げ

られる。そのため、これらの原因を十分に認識し、外部調査委員会の提言を踏まえながら、再発防止策を策定したところである。また、県に生じたと想定される損害については、職員の理解を得ながら、返還に向けた取り組みを行っていくとともに、関与した職員に十分事実確認を行った上で、厳正な処分を行いたいと考えている」との説明がありました。

当委員会では、所管部局における不適正な事務処理の事例について、その詳細を聴取するとともに、今後の再発防止策について重点的に審査を行ったところであります。

その中で委員より、「物品調達・管理事務の一元化に際しては、各出先機関における事務執行に支障が生じないように、その手法について十分検討すべきである」との意見がありました。

また、別の委員より、「返還金については退職者等にも負担を要請するとのことであるが、返還拒否等により、結果として想定された金額を下回る可能性もあるのではないか」との質疑があり、当局より、「返還はあくまでも自主的に行うものである。返還金総額の確保に向けて粘り強く協力をお願いしていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、二度とこのような不祥事を起こさないために、再発防止策の徹底が最も重要であると考えます。

当局におかれては、職員の意識改革や物品調達、予算執行システムの見直し、さらには指導・検査、監査体制の充実等、再発防止に向けた取り組みを着実に実施し、県民の県政に対する信頼を一日も早く回復できるよう、全力を挙げ取り組んでいただくよう強く要望いたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する

調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、生活福祉常任委員会、21番十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、福祉保健部所管で800万円余の増額補正であり、その内訳は、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図るために行う「みんなで子育て地域協働フォーラム」の開催に要する経費及び平成19年度食品残留農薬1日摂取量実態調査事業に要する経費であります。これにより、補正後の福祉保健部の一般会計予算額は749億1,000万円余となります。

このうち、「みんなで子育て地域協働フォーラム」についてであります。

このことについて、当局より、「結婚や子育てを楽しんでいる方々の話を聞くことで、結婚や子育てに不安を持っている方が少しでも前向きになっていただけるよう開催するものである。また、このフォーラムは前回の実施から3

～4年経過していることから、まず宮崎市で行うことで県内に普及したいと考えている」との説明があり、委員より、「500人規模の大きなフォーラムであることから、意見が出にくい状況が予想される。一人でも多くの子育てに関する率直な意見を聞けるような場にしていただきたい」との要望がありました。

次に、議案第17号「財産の取得について」であります。

これは、デジタル画像装置を備えた胃がん検診車1台を取得することについて、財産に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、地上デジタル放送の現状についてであります。

このことについて、当局より、「地上デジタル放送への移行に伴い、新たに1,000から1,700世帯の難視世帯が発生する。地上デジタル化は国策で行われるものであり、当然、国が財政的にも負担すべきものであることから、所要の措置を講ずるよう、引き続き国に働きかけていきたい」との説明があり、委員より、「国策だから国の責任だということだけでは解決できない。中山間地域においては、情報においても格差が生じることになる。住む人の生活を基本に考えながら、隣県との連携などさまざまな知恵を出して、情報格差が生じないよう早急に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、市町村合併の動き等についてであります。

このことについて、当局より、「県内において、まだ合併の動きが鈍いところは何カ所があるが、県としては、今後、合併に向けての真剣な議論がなされるよう、市町村の議会への働きかけや住民の方々への情報提供などに努めてい

きたい」との説明があり、委員より、「合併新法の期限が迫っていることから、市町村の自主的な判断に任せるのではなく、県として、合併の必要性をさらに住民に対して十分周知していただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「合併した自治体と同様に、自立で頑張ろうと判断した自治体についても、県からの支援をお願いしたい」との要望もありました。

次に、不適正な事務処理についてであります。

このことについて、当委員会では、所管部局における不適正な事務処理について十分な審議を行うため、預けや書きかえにより取得した備品の写真の提出を求め、特に不適正な現金や他部局とのやりとりによる預けの配分、全額返還対象となった不適切な支出については、当局へ経緯等詳細な説明を求めたところであります。

当委員会といたしましては、二度とこのような不適正な事務処理が行われないう、しっかりした管理体制の整備を行い、必要なものは予算化し、無駄なものは見直し、精査がなされる予算システムの構築を強く要望いたします。

また、食肉衛生検査所においては、不適正な事務処理であったとはいえ、業務に必要な特殊な機器を購入しており、仮にこの購入が不可能であった場合は食肉の供給が滞るなど、関連業界に多大な影響を与えるおそれがあることから、このような物品等については確実に財源が確保されるよう要望いたします。

次に、災害時安心基金についてであります。

このことについて、委員より、「現時点での災害時安心基金は、被災者生活再建支援法の適用がないと対象とならず、縛りが強く画一的であると指摘をしてきたが、その後、見直しはど



の程度進んでいるのか」との質疑があり、当局より、「委員会での意見を踏まえ、これまで市長会、町村会と事務的な意見交換を行い、庁内においても関係部局と各種調整を行ってきたところである。現在、市町村議会において、基金の市町村負担分の審議が行われているところであり、それ以降、市町村と検討を行う予定にしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、被災された方の立場に立った対象範囲となるよう早急に見直すとともに、見直しに当たっては、結果のみの報告ではなく、議会の意見が反映できるよう、検討段階における状況等についても報告がなされるよう要望いたします。

また、県内では、既に台風4号、5号の被害も発生していることから、実施に当たっては、本年度の災害から遡及して適用される制度となるよう強く要望いたします。

次に、「割賦販売法の改正を求める意見書」についてであります。

これは、今回、当委員会に付託を受けた請願第3号に基づくものであります。近年、住宅リフォームや高価な商品の次々販売などによる被害が大きな社会問題となっております。こうした被害は、販売業者が顧客の支払い能力を考慮せずにクレジット販売を行える仕組みであることや、クレジット会社も顧客の支払い能力を十分にチェックせずに契約を認めることで発生しているものであります。一方、経済産業省では、これまでクレジットを利用した消費者被害の未然防止や拡大防止のための通達を数多く出しておりますが、これらの通達が出された後も、住宅リフォーム事件等での被害者となる事件が多発しているのが現状であります。このため、こうした被害対策の一環として、実効的な

過剰与信規制等、割賦販売法の改正を要望するものであります。

以上、意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外「地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてそのお取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、20番横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

このうち、商工観光労働部所管の予算については、1,300万円余の増額補正であり、これは建設産業等経営支援事業に伴うもので、補正後の予算額は412億7,500万円余となります。

この建設産業等経営支援事業について、委員より、「事業者からの相談を受けてからの対応ではなく、事前に何らかの対応が必要なのではないか」との意見があり、当局より、「指導員

の巡回指導等を十分に活用することで、この事業へ導いていきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部所管の予算については、4億6,000万円余の増額補正であり、これは建設産業支援対策事業に伴うもの、国庫補助決定に伴うもの等であり、補正後の予算額は908億2,800万円余となります。

このうち、建設産業支援対策事業に関連して、委員より、関係部局との連携について質疑があり、当局より、「関係部局20課で建設産業活性化支援連絡会議を組織しており、連携してきめ細やかな対応をしていきたい」との答弁がありました。

次に、議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第11号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第13号「都市計画法施行条例の一部を改正する条例」についてであります。

議案第4号については、建築基準法と都市計画法の一部改正に伴い、議案第11号と議案第13号については、都市計画法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、不適正な事務処理の調査結果についてであります。

このことについて当委員会は、所管する部に係る不適正な事務処理について説明を求めるとともに、特に金額の大きかった所属について、詳細な資料の提出を求め、審査を行ったところであります。

当委員会といたしましては、今回の不適正な事務処理の原因等について十分に調査・分析を行い、予算査定の方法や会計処理等も含め、全庁的な再発防止策を検討されるとともに、議会のチェック機能が担保されるよう、十分な情報

提供がなされるよう要望いたします。

次に、産業開発青年隊についてであります。

このことについて当局より、「産業開発青年隊については、昨年度、庁内に設置した検討委員会において、その存続は非常に厳しいとの結論が出され、今般、事業仕分け委員会においても、6名中5名の委員より当該事業は必要ないとの評価を受けたところである。今後、さまざまな意見を総合的に勘案し、その存廃について最終的に判断したい」との報告がありました。

産業開発青年隊の存廃を判断するに当たっては、費用対効果の視点だけではなく、今後の本県の建設産業を担う若年建設技術者の育成という重要な役割についても、十分に議論されるべきと考えます。

当委員会といたしましては、産業開発青年隊の果たす社会的役割や今後の若年建設技術者の育成について、十分に議論を尽くし、拙速に結論を出すことのないよう要望するものであります。

次に、最低制限価格についてであります。

最低制限価格については、引き上げの方向が知事より示されたところではありますが、最低制限価格の見直し時期について、当局より、「建設業者への周知期間等も考慮しながら、10月中には実施したいと考えている。また、現在、最低制限価格の設定されていない建設関連業務委託についても、10月中には最低制限価格制度を導入したいと考えている」との報告がありました。

次に、ウナギの産地偽装問題についてであります。

今回の事件の影響は、県内産ウナギへの風評被害にとどまらず、先人たちが築き上げてきた「宮崎県産」というブランドの浮沈にかかわる

重大な問題であります。

当委員会といたしましては、今回の事件で問題となっている「知事の似顔絵を使用したシール」への対応も含め、知事を先頭に、関係部局が一丸となって、この問題に対し早急な対策を講じられるよう強く要望するものであります。

次に、「道路特定財源の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書」の提出についてであります。

道路は、活力ある地域社会の形成はもとより、真に豊かで潤いのある生活の実現を図る上で、優先的に整備されるべき最も重要な社会資本であります。

特に、本県においては、道路交通への依存度が極めて高いにもかかわらず、道路の整備が立ちおかれており、東九州自動車道を初めとする高規格幹線道路から、国道、県道、市町村道に至るまでの体系的な道路交通網の整備は、本県の最重要課題であります。

現在、国においては、昨年12月に閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」を受け、年内に道路整備の具体的な姿を示した中期的な計画を作成することとしており、この計画の内容によっては、本県の道路整備に大きな影響が及ぶことが懸念されます。

このため、当委員会といたしましては、国に対し、地方の道路整備の重要性を深く認識し、道路特定財源の確保や高速自動車国道等の整備促進等の措置を求める意見書の提出を全会一致で決定したところであります。

次に、「入札・契約制度改革の推進に関する決議」についてであります。

これまで当委員会では、入札・契約制度改革について、県や関係団体との意見交換を行うなど、積極的に調査研究を行ってまいりました。

その内容を踏まえ、今回、決議案の提出を全会一致で決定したところであります。その案文は以下のとおりであります。

#### 入札・契約制度改革の推進に関する決議

建設産業は社会基盤整備を担う本県基幹産業のひとつであり、地域経済の活性化や雇用の確保、さらには、災害時の対応など県民生活の安全安心の確保にも、大きな役割を果たしており、その育成は県の重要課題である。

一方、昨年発生した官製談合事件により、失墜した信頼を回復するため、県においては本年3月に「入札・契約制度改革に関する実施方針」をとりまとめ、公正性・透明性・競争性の確保された入札・契約制度を目指し、改革に取り組んでいるところである。

しかし、公共事業が減少している状況と、今回の入札・契約制度改革の影響により、適正な積算に基づかない低価格入札が増加し、行き過ぎた価格競争が生じている。

今後この状況が継続すれば、公共工事の品質低下、労働条件の悪化だけでなく、更なる倒産件数や失業者の増加、地域経済の停滞など県民生活に多大な影響が生じることが懸念される。

よって本県議会は、入札・契約制度改革の推進に当たって、以下の点に十分配慮されるよう強く求めるものである。

1. 最低制限価格については、工事の現状を十分に調査の上、品質の確保等が十分に担保できる適正な基準まで引き上げること。
2. 予定価格の公表方法については、情報漏洩の防止などコンプライアンスの徹底を図った上で、業者による適正な積算に基づく入札が行われるよう、事後公表とすること。

以上決議する。

この意見書と決議の取り扱いについて、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、22番押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号、第2号及び第4号の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、環境森林部所管で3,045万2,000円の増額補正であり、その主な内容は、林道事業における国の交付決定に伴うもので、補正後の一般会計予算額は239億3,461万3,000円となります。

また、農政水産部所管では4,789万5,000円の増額補正であり、その主な内容は、農業用水水源地域保全対策事業における国庫補助決定に伴うもので、補正後の一般会計予算額は468億614万1,000円となります。

この中で、委員より、繰越明許費工事に関して、「最低制限価格付近の入札が増加している

が、最低制限価格の算定は適正に行われているのか」との質疑があり、当局からは、「適正に行われているが、さらに公共三部で検討していく」との答弁がありました。

次に、議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、「温泉法」が一部改正され、平成19年10月20日から施行されることに伴いまして、許可を受けて温泉の土地掘削等を行う者の地位を相続等により承継する場合の承認申請手数料の新設であります。

次に、ウナギの産地偽装問題についてであります。

委員から、新聞報道で産地偽装の問題が出ていることについて、「県が把握している情報があれば提供してほしい」との意見があり、「8月上旬に県が農林水産省と合同で業者に調査に入り、産地を国産、台湾産と明確に仕分けする指導を行った」との答弁がありました。

これについて、報道が先行し、一般消費者が不安を持ち始めているにもかかわらず、委員からの質疑により、委員会で初めて説明がなされたこと、また自主回収についての協力依頼がなされなかったこと等について、委員より、「県の認識は甘かったのではないか」との意見がありました。

これに対し知事より、「対応がスピード感に欠けたという印象はあるが、農林水産省と連携して調査をし、その調査が他県にも及んでいたことから、その調査の動向を見守っていたというのが事実である」との答弁がありました。

また、宮崎ブランドへの影響に対する対策について、知事より、「本県養鰻業者の生産する宮崎うなぎは間違いなく安心であると全国に発

信できるよう、県内の全養鰻関係者を職員が訪問し、ブランドの重要性について徹底した指導を行うとともに、団体に対して、例えば適正な産地表示を行うなどの誓約書を関係者からとるなど、情報提供に向けて積極的に取り組む体制づくりを早急に要請する」、また、「今回の調査に関する業者を管轄する県に対し、本県の担当者を派遣し、偽装ウナギに関するJAS法上の適正な表示について業者への要請を連携して行う」との説明がありました。

さらに、知事似のイラストが、偽装が疑われる商品に張られていたことについて、知事から、「不適合と判断される場合には、使用取り消しの措置をとるなど、イラスト使用基準を厳格に適用していただくことを申し入れることとしている。また、今後、県産品や県全体のイメージを損なうことがあれば、直ちにイラスト使用企業に対し、使用の取り消しができるよう、さらに厳しい契約条項とするよう申し入れたい」、また、「ほかの企業等に対しては、厳重な品質管理や安全・安心の確保など、さまざまな機会を通じて呼びかけてまいりたい」との説明がありました。

これに対し委員から、「宮崎県産品は安全・安心ということでブランド確立に取り組んでいるのだから、イラスト使用の範囲を県内産品、県内で加工したものに限定してほしい。他県で使用させることについては、知事から強く注意喚起をしてほしい」との要望が出されました。

次に、不適正な事務処理の調査結果についてであります。

このことについて、当委員会では、農政水産部の説明に対して委員より、「各所属で預けを行っている業者数が3社以下が多いのは、業者との癒着が生じるおそれがある。また、1所属

当たりの年間預け額が600万円から700万円に達しているのは、予算査定自体もおかしいのではないか」との質疑が出されました。

これに対して当局より、「一人一人の公金に対する意識が低かったというのは否めない。法令遵守の徹底を図りながら、物品調達から管理システムの仕組みづくりについてももしっかり取り組んでいく」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、このたびの不適正な事務処理については、県政の信頼を大きく失墜させる問題であることから、職員の法令遵守の徹底はもとより、予算編成のあり方を含め、根本的に改善に取り組むべきであると強く要望します。

次に、「平成19年台風第4号・5号による農業被害等への対応に関する意見書」及び「平成19年台風第4号・5号による水産被害等への対応に関する意見書」についてであります。

平成19年7月14日及び8月2日に相次いで来襲した台風第4号・5号等により、水稲、工芸作物、野菜を中心とした農作物や農地・農業用施設などの農業関係の被害、養殖魚の死亡などの水産関係の被害が発生し、その被害額は約115億円に上っております。中でも、全国有数の産地となっている早期水稲については、高温や日照不足等も加わったことにより、収量はもとより品質が著しく低下するなど、過去55年間で最悪の被害となっております。しかしながら、今回の被害は、収穫・出荷して初めて確認できた状況であったため、被害を受けた農家のうち、農業共済制度の被害を申告したのはわずか2割程度にとどまっております。稲作農家においては、営農意欲が著しく減退するなど、農村地域の活力の低下や今後の早期水稲生産への影響が強く懸念されます。また、水産については、

過去に経験したことのない大量の流木が漁場に漂流し、波浪も相まったことから、生けすの破損や養殖魚の死亡などの被害が発生し、養殖経営の維持が困難な状況となっております。このようなことから、国に対して、農業被害については、農業共済金の早期支払いや特例措置の適用など、水産被害については、漁業共済制度の充実等について特段の措置を講じられるよう、強く要望するものであります。

次に、「森林・林業・木材関連産業政策の推進と予算の確保を求める意見書」についてであります。

国産材価格が長期的に低迷する中で、林業の採算性は悪化しており、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、結果として、適切な森林の保全・整備が図られず、森林が持つ多面的機能が低下しています。一方で、特に近年、風水害など自然災害が多発する中で、国民生活の安全・安心の確保の観点から、森林が持つ国土保全機能が十分発揮されることが強く求められるとともに、地球温暖化防止の枠組みとなる京都議定書の第1約束期間が迫る中、温室効果ガス6%削減を達成するため、森林吸収量3.8%確保対策を着実に推進することも急務となっております。このようなことから、国に対して、森林・林業基本計画に基づき、望ましい森林・林業施策実行に向け、必要な予算措置を講じること等について積極的に推進されるよう、強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、これら3件の意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109

条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、15番太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、教育委員会所管で5,100万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は1,161億3,800万円余となります。その主な内容は、高等学校等育英資金貸与事業基金の造成に要する経費について、当初の計画を超える国の交付決定があったことなどによるものであります。

このことに関連して、委員より、「全国的に奨学金の未償還が多額になっているとの新聞報道があったが、本県における償還の状況はどうか」との質疑があり、当局より、「本県の償還率は72.2%で、全国と比較しても良好である」との答弁がありました。

また、委員より、償還率を上げるための対策について質疑があり、当局より、「非常勤職員による督促等、地道な活動を行っている。加えて、保護者が手続した奨学金について奨学生本人が知らず、後にトラブルとなるケースもある

ことから、保護者、生徒を含めた説明会の開催など新たな事業展開に取り組んでいるところである」との答弁がありました。

このことについて委員より、「非常によい取り組みをされていることに安心した。今後、この取り組みとあわせて、奨学生が公的な援助に対して感謝の念を抱けるような教育的指導もお願いしたい」との要望がありました。

次に、不適正な事務処理についてであります。

教育委員会及び公安委員会より説明のあったこのことについて、複数の委員より、いわゆる預けの手法や使途等について質疑がありました。

このうち、教育委員会について、委員より、「預けの問題が教育現場で起きたことに違和感を覚えている。余りにも責任が重いと考えるが、コンプライアンス意識の徹底を含めて再発防止をどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「職員一人一人がコンプライアンス意識を持ち、職場全体で予算執行をチェックしていく体制づくりに努めたい」との答弁がありました。このことについて、委員より、「必要な物品が買えないことも預けの温床となり得る。今後は、予算執行の透明性の確保とあわせて、必要な物品については、きちんと措置するようお願いしたい」との要望がありました。

また別の委員より、「預けの問題は、予算の単年度主義の影響も大きい。手続が煩雑かもしれないが、必要な物品の購入については、早目に本庁が出先機関等の予算執行状況を把握し、正式な手続に基づき予算を確保するようにしてほしい」との要望がありました。これに対して当局より、「今後は、信頼回復に向けて、職員

の服務規律の保持等、最善の対策を講じていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、このたびの不適正な事務処理については、県政への信頼を大きく失墜させる問題であることから、再発防止に向けて、職員のコンプライアンス意識の徹底、予算執行の透明性の確保、機能的な物品調達・管理システムの構築について、県として最優先に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、本県の交通事故の状況についてであります。

当局より、「8月末現在、本県の交通死者は増加数で全国ワースト2位となった昨年とほぼ同じペースで推移しており、人口10万人当たりの死者数は、岩手県と並んで全国ワースト1位である。このような情勢を厳しく受けとめ、関係機関・団体と連携した交通安全活動を強力に推進する」との説明がありました。

このことについて、委員より、「本県は他県と比較して道路事情が悪く、このことが多発する交通事故に影響していると考えている。警察は、県土整備部及び国土交通省と協議して、専門的な立場から、道路事情の改善を積極的に直言すべきではないか」との意見があり、当局より、「現在も事故多発地点や死亡事故発生現場において、道路管理者の立ち会いのもと、現場検討会を実施し、道路の改良等について協議を行っている。今後とも、道路管理者と十分に協議を重ねながら、交通事故の防止に努めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、中高・小中高一貫教育への取り組みについてであります。

このことについて、委員より、全国トップレベルの中高一貫教育を例に挙げ、「現在、本県の進めている中高一貫教育並びに小中高一貫教

育については、教師が自分の専門教科をしっかりと児童生徒に教えることのできる環境整備に努めていただき、学ぶ側、教える側の両方にとって教育的ステータスの高い学校づくりを目指してほしい」との要望があり、当局より、「まさに委員と同じ思いである。特に宮崎西高等学校附属中学校は、将来、我が国をリードするような人材を育成したいとの思いから設置したところである。教職員人材育成プランの推進により優秀な人材を確保し、子供たちがその能力を十分に発揮できるような環境づくりに取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、太陽光発電システムについてであります。

当局より、「さきの6月定例県議会において予算承認された太陽光発電システムの導入について、NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）に補助の申請を行っていたが、不採択の通知があった。申請に当たっては、NEDOから十分に情報を収集し、建設単価の引き下げ等に努力するとともに、要望活動も行ったところであるが、このような結果となった」との説明がありました。

当委員会といたしましては、補助金の不採択により当該事業の継続は困難となったものの、今後とも、新エネルギーに関する施策について、県担当部局と相互に連携し、県民に対して広くPRしていくことを要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で、各常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

---

◎ 議案第1号から第13号まで及び  
第15号から第19号まで採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第13号まで及び第15号から第19号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願1件採決

○坂口博美議長 次に、請願第3号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕



平成19年9月28日(金)

まず、請願第2号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除き、閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

### ◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、議員より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長朗読]

---

平成19年9月28日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 濱砂 守

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

政治倫理の確立のための宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

議員発議案第2号

私学振興施策のための財源の確保に関する意見書

議員発議案第3号

地域医療を支える医師確保対策の推進を求める意見書

議員発議案第4号

医師・医療従事者不足対策及び助産所の存続を求める意見書

議員発議案第5号

日豪EPA交渉に関する意見書

議員発議案第6号

「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書

議員発議案第7号

海外行政調査への議員の派遣

議員発議案第8号

第7回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣

---

平成19年9月28日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 生活福祉常任委員長 十屋 幸平  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号

割賦販売法の改正を求める意見書

---

平成19年9月28日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 商工建設常任委員長 横田 照夫  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に

より提出します。

記

議員発議案第10号

道路特定財源の確保と高速自動車国道等の  
整備促進に関する意見書

議員発議案第11号

入札・契約制度改革の推進に関する決議

---

平成19年9月28日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者

環境農林水産常任委員長 押川 修一郎  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に  
より提出します。

記

議員発議案第12号

平成19年台風4号・5号による農業被害等  
への対応に関する意見書

議員発議案第13号

平成19年台風4号・5号による水産被害等  
への対応に関する意見書

議員発議案第14号

森林・林業・木材関連産業政策の推進と予  
算の確保を求める意見書

---

### ◎ 議員発議案第1号から第14号まで

追加上程

○坂口博美議長 ただいま朗読いたしました議  
員発議案第1号から第14号までの各号議案を日  
程に追加し、議題とすることに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、その  
ように決定いたしました。

各号議案につきましては、会議規則第39条第  
2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び  
委員会の付託を省略して直ちに審議することに  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、その  
ように決定いたしました。

---

### ◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内と  
いたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許し  
ます。まず、13番前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございま  
す。日本共産党の前屋敷恵美でございます。本  
日は、座ったままでの発言をお許しいただき  
たいと思います。

それでは、早速討論に入らせていただきま  
す。

今9月定例県議会に提案されました議員発議  
案のうち、第7号及び第10号について、反対の  
立場から討論いたします。

まず、議員発議案第7号「海外行政調査への  
議員の派遣」についてです。

今回提案されました議員の海外調査は、11月  
の上旬に約10日間の日程で、11名以内でドイ  
ツ、フランス、イタリアへ、環境・農業・少子  
化施策等の行政調査を行うというものですが、  
これだけでは何を視点にどのような調査が行わ  
れるのか極めて資料が乏しく、十分な判断がで  
きません。果たして、この海外調査が県民の立  
場で必要に迫られての議員派遣なのかが問われ  
ているというふうに思います。

現在、宮崎県議会議員海外行政調査実施要領

に基づいて、議会の承認のもとに議員を派遣する形で海外視察が行われています。しかし、この実施要領では、その目的を「地方議員としての見識を高めるために海外行政調査を行う」とし、その企画については議員の自主企画、予算については任期中議員1人当たり100万円以内、予算の範囲内で複数回できることになっています。多額の費用、税金を費やすこの議員派遣が単なる海外行政視察では、県民の理解は得られないと思います。とりわけ厳しい現在の財政状況のもとで、議員の特権として海外視察の予算が聖域化されることには問題があると思います。

今、県民の暮らしは、住民税の増税や介護保険、障害者自立支援法などによる負担増など、相次ぐ増税の中での暮らしを余儀なくされています。節約できるところは節約して、県民の暮らしに、負担の軽減に回す、こうした観点は今求められているのではないのでしょうか。現在の海外視察の経費は、それに値するものだと思います。今回の海外視察の中止を要求し、海外視察そのものを見直すことを求めたいと思います。

次に、議員発議案第10号「道路特定財源の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書(案)」についてです。

本県において、東九州自動車道を初めとする高規格幹線道路や国道、県道、市町村道など生活道路の整備促進は、交通アクセスの不備を補完するための社会資本整備として、また産業経済の発展はもとより、地域の活性化を図る上で不可欠であり、そのための財源確保は当然必要です。しかし、その財源確保を道路特定財源に求めている点は問題です。

政府は、昨年来、高速道路整備計画9,342キロ

メートルのうち、事業主が決まっていなかった未開通区間19路線1,275キロメートルをすべて建設する方針を決めました。採算性が低く有料道路として建設できない部分は、国や地方の税金を投入して建設するとしています。政府は、無駄な道路はつくらないと言って道路四公団の民営化を進めてきましたが、結局、道路特定財源の仕組みによって、全部の道路がつくられることになってしまいました。こうした無駄な道路建設を見直さない限り、本当に必要な道路への財源確保はできません。

我が党は、以前から道路特定財源の一般財源化を提案してきました。今日の車社会は、交通事故、大気汚染を初め、大きな社会的な負担をもたらしており、自動車に関する税金だからといって、道路整備だけに使用を特定する理由はありません。同財源は一般財源化し、道路整備はもちろんのこと、社会保障や福祉・生活密着型公共投資に使えるようにすることが必要です。我が党は、地域公共交通網の整備の一環として、住民の足を守り、生活物資の輸送や地場産業の発展のための地域道路網を整備する交通政策を掲げています。道路特定財源の一般財源化で無駄な公共事業を見直すことが、本県のような切実な道路整備に予算を十分に振り向けることを可能にしたいと思います。

以上の観点から、本意見書案に示された道路整備促進のための財源確保の必要性は理解できるものの、その根本的な手段において賛意を表明することはできません。よって、同意見書案に反対をするものです。

以上、意見を述べ、反対討論を終わります。

〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、26番田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 議員発議案

第10号「道路特定財源の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書」について、その提出に賛成の立場から討論いたします。

少子高齢化の進展や地域間格差の拡大など、地域を取り巻く環境が厳しさを増す中、道路の果たす役割は、経済や人の交流の促進による地域活性化への寄与だけではなく、医療圏域の拡大や災害に強い県土の実現など多岐にわたっており、その重要性は以前にも増して高まっております。特に、代替交通機関が少なく、道路交通への依存度が高い本県において道路整備は、今後の豊かな県民生活を考える上で欠かすことのできないものであります。にもかかわらず、県内高速道路の供用率は、全国平均約65%に対し、本県はわずかに約40%、国県道の改良率においては、全国平均約75%に対し、本県は65%と九州で最下位、全国で38位と著しく整備がおこなわれている状況にあり、今後も積極的に道路整備を実施していく必要があります。

このような中、昨年12月、国においては道路特定財源の見直しに関する具体策をまとめ、一般財源化について方向性を示したところであります。それによりますと、地域間格差への対応や生活者重視の視点を踏まえつつ、地域の自主性にも配慮しながら、真に必要な道路整備は計画的に進めることとしており、本年じゅうに今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を示すこととしております。しかし、この計画が、本県の道路整備を取り巻く厳しい状況を反映し、本県にとって真に必要な道路整備を示すものでなければ、今後の宮崎県のあらゆる分野の発展に大きな影を落とすこととなります。現在、国においては、中期的な計画の素案作成の段階に入っており、本県の置かれている状況を強く訴えるのに重要な時期を迎えておりま

す。県民の負託を受けた県議会といたしましては、豊かな県民生活を実現させるべく、国に対し、積極的にその意思を伝えるべきと考えます。

以上申し上げ、議員発議案第10号「道路特定財源の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書」についての賛成討論といたします。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議員発議案第7号及び第10号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第7号及び第10号の両案について、一括お諮りいたします。

両案は原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、両案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第1号から第6号まで  
第8号、第9号及び第11号から  
第14号まで採決

○坂口博美議長 次に、議員発議案第1号から第6号まで、第8号、第9号及び第11号から第14号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○坂口博美議長 以上で、今期定例会の議事は

平成19年 9 月 28 日 (金)

すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成19年 9 月定例県議会  
を閉会いたします。

午前11時 6 分閉会

# 資 料

# 平成19年9月定例県議会日程

22日間

| 月 日  | 曜 | 区 分 | 議 事  | 備 考                        |
|------|---|-----|--|----------------------------|
| 9. 7 | 金 | 本会議 | 開会<br>会議録署名議員指名<br>議会運営委員長審査結果報告<br>会期決定<br>議案上程<br>知事提案理由説明 | 議会運営委員会 9:30               |
| 8    | 土 |     | ( 閉 庁 日 )  |                            |
| 9    | 日 |     |  |                            |
| 10   | 月 | 休 会 | ( 議 案 調 査 )  | 代表質問通告締切 12:00             |
| 11   | 火 |     |  | 一般質問通告締切 12:00             |
| 12   | 水 | 本会議 | 代 表 質 問  | 議会運営委員会 9:30               |
| 13   | 木 |     |  |                            |
| 14   | 金 |     |  | 請願締切 12:00                 |
| 15   | 土 |     | ( 閉 庁 日 )  |                            |
| 16   | 日 |     |  |                            |
| 17   | 月 |     | ( 閉 庁 日 ) 敬老の日   |                            |
| 18   | 火 | 本会議 | 一 般 質 問  |                            |
| 19   | 水 |     |  | 議員発議案締切 17:00<br>(会派提出)    |
| 20   | 木 |     |  | 議会運営委員会 9:30               |
| 21   | 金 | 休 会 | 常 任 委 員 会  |                            |
| 22   | 土 |     | ( 閉 庁 日 )  |                            |
| 23   | 日 |     | ( 閉 庁 日 ) 秋分の日   |                            |
| 24   | 月 |     | ( 閉 庁 日 ) 振替休日   |                            |
| 25   | 火 | 休 会 | 常 任 委 員 会  | 議員発議案締切 17:00<br>(会派提出を除く) |
| 26   | 水 |     | 特 別 委 員 会  | 議会運営委員会                    |
| 27   | 木 |     | 特 別 委 員 会<br>( 議 事 整 理 )                                     |                            |
| 28   | 金 | 本会議 | 常任委員長審査結果報告、質疑<br>討論、採決<br>閉会                                | 議会運営委員会 9:30               |

2 1 5 - 7 3 7  
平成19年 9 月 7 日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英夫



### 議案の送付について

平成19年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 平成19年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等  
の一部を改正する条例
- 議案第7号 退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例の  
一部を改正する条例
- 議案第10号 財産に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定  
する任意入院者の症状等の報告に関する条例
- 議案第13号 都市計画法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 平成18年度公営企業会計決算の認定について
- 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 議案第17号 財産の取得について
- 議案第18号 損害賠償の額の決定について

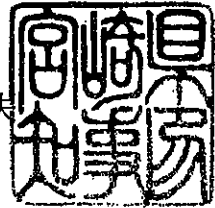
（文書取扱 財政課）



2 1 5 - 7 5 4  
平成19年 9 月12日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英夫



### 議案の送付について

平成19年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第19号 知事等の給料の減額に関する条例
- 議案第20号 教育委員会委員の任命の同意について
- 議案第21号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第22号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第23号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第24号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第25号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第26号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第27号 土地利用審査会委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

## 代表質問時間割

### 9月12日(水)

| 順序 | 会 派   | 質 問 者 | 質 問 時 間     | 備考 |
|----|-------|-------|-------------|----|
| 1  | 自由民主党 | 井本 英雄 | 10:00~12:00 | 休憩 |
| 2  | 自由民主党 | 濱砂 守  | 13:00~15:00 |    |

### 9月13日(木)

| 順序 | 会 派   | 質 問 者 | 質 問 時 間     | 備考 |
|----|-------|-------|-------------|----|
| 3  | 社会民主党 | 高橋 透  | 10:00~11:50 | 休憩 |
| 4  | 愛みやざき | 松田 勝則 | 13:00~14:40 |    |

### 9月14日(金)

| 順序 | 会 派 | 質 問 者 | 質 問 時 間     | 備考 |
|----|-----|-------|-------------|----|
| 5  | 公明党 | 新見 昌安 | 10:00~11:30 | 休憩 |
| 6  | 民主党 | 井上紀代子 | 13:00~14:30 |    |

\* 会派別の質問時間

|       |        |
|-------|--------|
| 自由民主党 | 120分以内 |
| 社会民主党 | 55分以内  |
| 愛みやざき | 50分以内  |
| 公明党   | 45分以内  |
| 民主党   | 45分以内  |

## 一般質問時間割

9月18日(火)

| 順序 | 会 派   | 質 問 者 | 質 問 時 間     | 備考 |
|----|-------|-------|-------------|----|
| 1  | 自由民主党 | 萩原 耕三 | 10:00~11:00 |    |
| 2  | 無所属の会 | 川添 博  | 11:00~12:00 | 休憩 |
| 3  | 自由民主党 | 外山 衛  | 13:00~14:00 |    |
| 4  | 自由民主党 | 宮原 義久 | 14:00~15:00 | 休憩 |
| 5  | 自由民主党 | 横田 照夫 | 15:10~16:10 |    |

9月19日(水)

| 順序 | 会 派   | 質 問 者 | 質 問 時 間     | 備考 |
|----|-------|-------|-------------|----|
| 6  | 自由民主党 | 中野 廣明 | 10:00~11:00 |    |
| 7  | 自由民主党 | 河野 安幸 | 11:00~12:00 | 休憩 |
| 8  | 民 主 党 | 権藤 梅義 | 13:00~14:00 |    |
| 9  | 公 明 党 | 長友 安弘 | 14:00~15:00 | 休憩 |
| 10 | 愛みやざき | 西村 賢  | 15:10~16:10 |    |

9月20日(木)

| 順序 | 会 派   | 質 問 者 | 質 問 時 間     | 備考 |
|----|-------|-------|-------------|----|
| 11 | 自由民主党 | 外山 三博 | 10:00~11:00 |    |
| 12 | 社会民主党 | 太田 清海 | 11:00~12:00 | 休憩 |
| 13 | 自由民主党 | 黒木 覚市 | 13:00~14:00 |    |
| 14 | 社会民主党 | 外山 良治 | 14:00~15:00 | 休憩 |
| 15 | 自由民主党 | 徳重 忠夫 | 15:10~16:10 |    |

\* 1人当たりの質問時間 30分以内

## 議案、請願委員会審査結果表

## [議案]

| 番 号  | 件 名   | 常 任 委 員 会 |          |          |                |                |
|------|---|-----------|----------|----------|----------------|----------------|
|      |   | 総務<br>政策  | 生活<br>福祉 | 商工<br>建設 | 環境<br>農林<br>水産 | 文教<br>警察<br>企業 |
| 第1号  | 平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)                                      | 可決        | 可決       | 可決       | 可決             | 可決             |
| 第2号  | 平成19年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正<br>予算(第1号)                            |           |          |          | 可決             |                |
| 第3号  | 宮崎県税条例の一部を改正する条例  | 可決        |          |          |                |                |
| 第4号  | 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条<br>例                                  |           |          | 可決       | 可決             |                |
| 第5号  | 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する<br>条例                                 | 可決        |          |          |                |                |
| 第6号  | 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び<br>基準に関する条例等の一部を改正する条例                | 可決        |          |          |                |                |
| 第7号  | 退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を<br>改正する条例                             | 可決        |          |          |                |                |
| 第8号  | 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正<br>する条例                               |           |          |          |                | 可決             |
| 第9号  | 政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等<br>の公開に関する条例の一部を改正する条例                 | 可決        |          |          |                |                |
| 第10号 | 財産に関する条例の一部を改正する条例  | 可決        |          |          |                |                |
| 第11号 | 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の<br>一部を改正する条例                          |           |          | 可決       |                |                |
| 第12号 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38<br>条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報<br>告に関する条例 |           | 可決       |          |                |                |
| 第13号 | 都市計画法施行条例の一部を改正する条例   |           |          | 可決       |                |                |
| 第14号 | 平成18年度公営企業会計決算の認定について                                       |           | 継続       |          |                | 継続             |
| 第15号 | 工事請負契約の締結について   |           |          | 可決       |                |                |
| 第16号 | 工事請負契約の締結について   |           |          | 可決       |                |                |
| 第17号 | 財産の取得について   |           | 可決       |          |                |                |
| 第18号 | 損害賠償の額の決定について   |           | 可決       |          |                |                |
| 第19号 | 知事等の給料の減額に関する条例   | 可決        |          |          |                |                |

## [請願]

| 番 号 | 件 名                                   | 常 任 委 員 会 |          |          |                |                |
|-----|---------------------------------------|-----------|----------|----------|----------------|----------------|
|     |                                       | 総務<br>政策  | 生活<br>福祉 | 商工<br>建設 | 環境<br>農林<br>水産 | 文教<br>警察<br>企業 |
| 第2号 | トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見<br>書の提出についての請願 |           |          | 継続       |                |                |
| 第3号 | 割賦販売法の改正を求める請願                        |           | 採択       |          |                |                |

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成19年9月定例会

| 委員会名                | 事 件  | 理 由            |
|---------------------|--|----------------|
| 総務政策常任委員会           | 総合政策及び行財政対策に関する調査  | 調査を要するため       |
| 生活福祉常任委員会           | 地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査  | 調査を要するため       |
| 商工建設常任委員会           | 請願第2号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を<br>求める意見書の提出についての請願<br><br>商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査 | 慎重な審査・調査を要するため |
| 環境農林水産<br>常 任 委 員 会 | 環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査   | 調査を要するため       |
| 文教警察企業<br>常 任 委 員 会 | 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査  | 調査を要するため       |
| 議会運営委員会             | 次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査   | 円滑な議会運営を図るため   |

# 議案議決件名一覽表

| 議 案 番 号   | 件 名   | 議 決 月 日   |
|-----------|---|-----------|
| 知事提出議案第1号 | 平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）                              | 9月28日・可 決 |
| 〃 第2号     | 平成19年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）                        | 〃         |
| 〃 第3号     | 宮崎県税条例の一部を改正する条例                                    | 〃         |
| 〃 第4号     | 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例                              | 〃         |
| 〃 第5号     | 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例                             | 〃         |
| 〃 第6号     | 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例            | 〃         |
| 〃 第7号     | 退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例                         | 〃         |
| 〃 第8号     | 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例                           | 〃         |
| 〃 第9号     | 政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例             | 〃         |
| 〃 第10号    | 財産に関する条例の一部を改正する条例                                  | 〃         |
| 〃 第11号    | 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例                      | 〃         |
| 〃 第12号    | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例 | 〃         |
| 〃 第13号    | 都市計画法施行条例の一部を改正する条例                                 | 〃         |
| 〃 第14号    | 平成18年度公営企業会計決算の認定について                               | 9月28日・継 続 |
| 〃 第15号    | 工事請負契約の締結について                                       | 9月28日・可 決 |
| 〃 第16号    | 工事請負契約の締結について                                       | 〃         |
| 〃 第17号    | 財産の取得について   | 〃         |
| 〃 第18号    | 損害賠償の額の決定について                                       | 〃         |
| 〃 第19号    | 知事等の給料の減額に関する条例                                     | 〃         |
| 〃 第20号    | 教育委員会委員の任命の同意について                                   | 9月20日・同 意 |
| 〃 第21号    | 土地利用審査会委員の任命の同意について                                 | 〃         |

| 議 案 番 号    | 件 名  | 議 決 月 日  |
|------------|--|----------|
| 知事提出議案第22号 | 土地利用審査会委員の任命の同意について                        | 9月20日・同意 |
| 〃 第23号     | 土地利用審査会委員の任命の同意について                        | 〃        |
| 〃 第24号     | 土地利用審査会委員の任命の同意について                        | 〃        |
| 〃 第25号     | 土地利用審査会委員の任命の同意について                        | 〃        |
| 〃 第26号     | 土地利用審査会委員の任命の同意について                        | 〃        |
| 〃 第27号     | 土地利用審査会委員の任命の同意について                        | 〃        |
| 議員発議案 第1号  | 政治倫理の確立のための宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例 | 9月28日・可決 |
| 〃 第2号      | 私学振興施策のための財源の確保に関する意見書                     | 〃        |
| 〃 第3号      | 地域医療を支える医師確保対策の推進を求める意見書                   | 〃        |
| 〃 第4号      | 医師・医療従事者不足対策及び助産所の存続を求める意見書                | 〃        |
| 〃 第5号      | 日豪EPA交渉に関する意見書                             | 〃        |
| 〃 第6号      | 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書              | 〃        |
| 〃 第7号      | 海外行政調査への議員の派遣                              | 〃        |
| 〃 第8号      | 第7回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣                   | 〃        |
| 〃 第9号      | 割賦販売法の改正を求める意見書                            | 〃        |
| 〃 第10号     | 道路特定財源の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書             | 〃        |
| 〃 第11号     | 入札・契約制度改革の推進に関する決議                         | 〃        |
| 〃 第12号     | 平成19年台風4号・5号による農業被害等への対応に関する意見書            | 〃        |
| 〃 第13号     | 平成19年台風4号・5号による水産被害等への対応に関する意見書            | 〃        |
| 〃 第14号     | 森林・林業・木材関連産業政策の推進と予算の確保を求める意見書             | 〃        |



議員発議条例、意見書、決議文、その他

政治倫理の確立のための宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例  
の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成七年宮崎県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定及び次項の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第二条第一項第四号の規定の適用については、平成十九年十月一日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

## 私学振興施策のための財源の確保に関する意見書

私立高等学校等(高等学校、中学校、小学校及び幼稚園)は、建学の精神と独自の教育理念のもと、新しい時代に対応した特色ある教育を展開しており、公教育の発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、私立高等学校等の経営は、従来に例を見ない厳しい状況に直面しており、少子化による生徒等数の大幅な減少等は、その存続をも大きく揺るがしている。

公教育の将来を考えると、公私相まつの教育体制が維持されてこそ、個性化、多様化という時代の要請に応え得るとともに、健全な発展が可能となるものである。

このため、教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減はもとより、私立高等学校等の経営の健全性を高めるため、国による一層の財政的支援が強く求められる。

よって、国におかれては、私立高等学校等における教育の重要性と厳しい経営環境を認識され、私学振興施策のための財源の確保について十分配慮されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

|        |        |
|--------|--------|
| 衆議院議長  | 河野洋平様  |
| 参議院議長  | 江田五月様  |
| 内閣総理大臣 | 福田康夫様  |
| 総務大臣   | 増田寛也様  |
| 財務大臣   | 額賀福志郎様 |
| 文部科学大臣 | 渡海紀三朗様 |

## 地域医療を支える医師確保対策の推進を求める意見書

少子高齢化の進展や医療ニーズの多様化、医療の高度化・専門化、近年の医療制度改革など、医療を取り巻く環境が大きく変化する中、医師の地域的偏在や小児科等、特定診療科の医師不足が深刻な問題となっており、こうした医師不足の問題の解消は喫緊の課題である。

このような中、「医師不足地域への国レベルの緊急臨時的医師派遣システム」など6項目の「緊急医師確保対策」が、本年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」に盛り込まれたところである。

よって、国においては、全国の地域医療を守るため、「緊急医師確保対策」に基づき、即効性・実効性のある、具体的支援策を早急に実施されるとともに、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 「緊急医師確保対策」の実施に当たっては、都道府県への財政支援を確実にを行うこと。
- 2 「国レベルの緊急臨時的医師派遣システム」による医師派遣体制の充実・強化を図るとともに、財政面における国の負担を明確にすること。
- 3 「臨床研修病院の定員の見直し」に当たっては、各県の医師不足の状況や臨床研修病院の定員に対する充足状況等を勘案し、地域の医師確保に結びつく制度とすること。
- 4 都道府県が地域の実情に合わせて実施する独自の医師確保策に対し、国の財政支援の充実・強化を図ること。
- 5 へき地医療など地域における重要な役割を担う自治体病院等については、経営安定化のための支援策を講じること。
- 6 地域医療を支える病院へ医師を派遣するなど、国立大学法人の地域医療を支える取組に対する国の支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

|        |   |   |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|---|---|
| 衆議院議長  | 河 | 野 | 洋 | 平 | 様 |   |
| 参議院議長  | 江 | 田 | 五 | 月 | 様 |   |
| 内閣総理大臣 | 福 | 田 | 康 | 夫 | 様 |   |
| 総務大臣   | 増 | 田 | 寛 | 也 | 様 |   |
| 財務大臣   | 額 | 賀 | 福 | 志 | 郎 | 様 |
| 文部科学大臣 | 渡 | 海 | 紀 | 三 | 朗 | 様 |
| 厚生労働大臣 | 舩 | 添 | 要 | 一 | 様 |   |

## 医師・医療従事者不足対策及び助産所の存続を求める意見書

改正医療法により、財政的観点からのみ医療費を削ることに重点が置かれ、国民の望む医療提供体制と現実の医療における人員配置との間には大きな乖離があり、小児科医や産科医が地域から消えていくという現象が全国的に生じている。

また、医療法第19条が改正され、助産所の開設者が嘱託する医師と病院（または診療所）を定める規定が強化されたが、産科医師や地域の産科病院や診療所が不足するなか、助産所が嘱託する医師や病院を個人で確保することは極めて困難となっている。

日本の医療をすべての国民が効率的に平等に分け合えるような制度にすることは、これから我が国が迎える超高齢化社会において、国民が安心して安定して暮らしを営むために欠かせないものである。また、安心して出産できる助産所を確保することは、女性にとっても社会にとっても大きな利益である。

よって、医療提供体制の充実、医師不足解消及び助産所の存続を求めるために、次の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要望する。

- 1 医師数が診療科によってバラツキがあるとの指摘を踏まえ、国が小児科医・産婦人科医・麻酔科医・化学療法専門医等の数値目標を明示すること。
- 2 小児科医療及び産科医療の地域格差を是正するため、小児救急医療及び産科医療連携体制の整備を強力に支援し、小児科及び産婦人科勤務医の過重労働を改善し、中長期的に小児科医及び産婦人科医の増加を図ること。
- 3 女性医師が結婚や出産を経ても、働き続けやすく、現場に復帰しやすい環境を整備すること。
- 4 医師・医療従事者の資質向上のための研修の機会の拡充、労働条件の改善を図ること。また、一時休業中、離職した医師や医療従事者の復帰のための研修制度などの整備を促進すること。
- 5 参議院厚生労働委員会の附帯決議（平成18年6月13日）に基づき、責任をもって助産所の嘱託医・嘱託病院等の連携医療機関を確保すること。
- 6 各都道府県の総合周産期母子医療センター、各地域の中核病院や公的医療機関が助産所や診療所からの緊急搬送を円滑に受け入れられるよう、適宜適切な支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 衆議院議長  | 河野洋平  | 様 |
| 参議院議長  | 江田五月  | 様 |
| 内閣総理大臣 | 福田康夫  | 様 |
| 総務大臣   | 増田寛也  | 様 |
| 財務大臣   | 額賀福志郎 | 様 |
| 文部科学大臣 | 渡海紀三朗 | 様 |
| 厚生労働大臣 | 舩添要一  | 様 |

## 日豪EPA交渉に関する意見書

我が国は、これまで「多様な農業の共存」の理念に基づき、米、麦、牛肉、乳製品などの重要品目について、例外的な関税措置を協定に盛り込み、国内農業へ一定の配慮を行ってきたところである。

しかしながら、日豪EPA（経済連携協定）交渉が4月から開始され、豪州政府は我が国に対して例外なき関税撤廃を強く主張している。仮に、豪州政府の要求どおり、農産物の関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、牛肉、乳製品、小麦、砂糖の主要4品目で約8,000億円もの打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると、さらに影響が拡大するとされている。

我が国の食糧自給率（供給熱量ベース）は、生産者や関係者等の懸命な努力にもかかわらず40%を割込み39%となるなど現状でも深刻な状況であるのに、さらに大きく低下することが推測される。このままでは、日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農業・農村の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くことになる。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目については、関税撤廃の対象から除外するなどの例外措置を確保するとともに、十分な配慮が得られない場合は、交渉の中断も含め厳しい判断を行うこと。
- 2 農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食糧安全保障の確保を基本とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

|        |   |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|---|
| 衆議院議長  | 河 | 野 | 洋 | 平 | 様 |
| 参議院議長  | 江 | 田 | 五 | 月 | 様 |
| 内閣総理大臣 | 福 | 田 | 康 | 夫 | 様 |
| 外務大臣   | 高 | 村 | 正 | 彦 | 様 |
| 農林水産大臣 | 若 | 林 | 正 | 俊 | 様 |
| 経済産業大臣 | 甘 | 利 |   | 明 | 様 |

## 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書

近年、子どもをはじめ、地域住民を巻き込んだ凶悪事件が頻発しており、防犯に対する国民の関心は高まっている。このような中、地域住民が自ら防犯活動を行う防犯ボランティア活動も活発化し、昨年末時点で、地域住民で構成する防犯ボランティア団体は全国で31,931団体にも上っている。

安全で安心して暮らせる地域社会を築くためには、警察の力に加えて住民自らの防犯活動が不可欠であるが、現在、住民による活動が盛り上がりを見せる中で、防犯ボランティア団体の活動を多角的にサポートするための法律制定が強く求められている。

よって、国におかれては、「犯罪に強いまちづくり」への自発的な取組や防犯意識の向上のための活動を対象として、国や自治体が総合的かつ計画的に支援することを責務とする内容を盛り込んだ「地域安全・安心まちづくり推進法」（仮称）を早期に制定し、以下に掲げる施策を積極的に推進されるよう強く要望する。

### 記

- 1 防犯ボランティア団体が活動拠点をつくる際に、公有地や建物を貸し出したり賃貸料補助等の財政支援を行うなど、防犯拠点を整備するための「地域安全安心ステーションモデル事業」の実施箇所についてさらなる拡充を図ること。
- 2 子どもの安全確保を図るため、スクールガードリーダー（地域学校安全指導員）等の配置を進めるとともに、公園、駅など多くの地域住民が利用する場所に子ども用の緊急通報装置の設置を促進すること。
- 3 自治体における防犯担当窓口の設置を促進するなど、地域住民と自治体が地域の安全を確保するために協力しやすい環境整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

|         |        |
|---------|--------|
| 衆議院議長   | 河野洋平様  |
| 参議院議長   | 江田五月様  |
| 内閣総理大臣  | 福田康夫様  |
| 総務大臣    | 増田寛也様  |
| 文部科学大臣  | 渡海紀三朗様 |
| 国土交通大臣  | 冬柴鐵三様  |
| 国家公安委員長 | 泉信也様   |

## 議員の派遣

### 海外行政調査への議員の派遣

- 1 目 的 ドイツ、フランス及びイタリアにおける環境、農業、  
少子化施策等に関する行政調査
- 2 派遣場所 ドイツ、フランス、イタリア
- 3 期 間 平成19年11月上旬の概ね10日間
- 4 派遣議員 議会運営委員会において決定する11名以内



## 議員の派遣

### 第7回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣

- 1 目 的 道州制に向けての取り組みや議会政策立案機能の強化などについての意見交換
  
- 2 派遣場所 東京都
  
- 3 期 間 平成19年11月16日（金）から  
平成19年11月17日（土）まで
  
- 4 派遣議員 議会運営委員会において決定する15名以内

## 割賦販売法の改正を求める意見書

近年、住宅リフォームや高価な商品の次々販売などによる被害が大きな社会問題となっている。こうした被害は、販売業者が顧客の支払い能力を考慮せずにクレジット販売を行える仕組みであることやクレジット会社も顧客の支払い能力を十分にチェックせずに契約を認めることで発生している。

一方、これまで経済産業省は、クレジットを利用した消費者被害の未然防止や拡大防止のため、不適切な販売行為等を行う事業者にクレジットを利用させることのないよう割賦購入斡旋業者（クレジット会社）に対し、加盟店の実態把握・管理の徹底、悪質な販売店の加盟店からの排除等を求める通達を数多く出している。

しかしながら、これらの通達が出された後も、住宅リフォーム事件、呉服の次々販売等多数の消費者を被害者とする事件が多発しているのが現状である。

こうした被害対策の一環として、クレジットの過剰与信等による被害の防止が重要であり、そのために割賦販売法を抜本的に改正すべきある。

よって、国におかれては、割賦販売法を次のとおり改正することを強く要望する。

- 1 実効的な過剰与信規制を行うこと
- 2 販売店とクレジット会社との共同責任（既払い金返還を含む）を規定すること
- 3 クレジット会社の悪質販売被害防止義務を明記すること
- 4 指定商品制と割賦要件を廃止すること
- 5 個品方式（契約書型）クレジットについて開業規制（登録制度）を設けること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

|        |       |
|--------|-------|
| 衆議院議長  | 河野洋平様 |
| 参議院議長  | 江田五月様 |
| 内閣総理大臣 | 福田康夫様 |
| 法務大臣   | 鳩山邦夫様 |
| 経済産業大臣 | 甘利明様  |

## 道路特定財源の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書

道路は、活力ある地域社会の形成はもとより、救急医療をはじめとする生活環境の向上など、真に豊かで潤いのある生活の実現を図るうえで、優先的に整備されるべき最も重要な社会資本である。

特に、本県においては、道路交通への依存度が極めて高いにもかかわらず、高速道路をはじめ道路の整備が立ち遅れており、道路整備に対する県民のニーズは非常に高く、東九州自動車道をはじめとする高規格幹線道路から、国道、県道、市町村道に至るまでの体系的な道路交通網の整備が必要不可欠である。

このような中、国において、昨年12月に閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」を受け、地域の自立と活力の強化や安全・安心の確保等からなる中期的な計画の骨子案が示されたところである。年内には道路整備の具体的な姿を示した中期的な計画が作成されることとなっているが、この計画の内容によっては、本県の道路整備に大きな影響が及ぶことが懸念される。

ついては、地方の道路整備の重要性を深く認識され、真に必要な道路整備が早急かつ着実に進められるように、次の措置を講じられるよう強く要望する。

1. 中期計画を作成するにあたっては、地域間格差への対応や地域活性化・自立等の観点から、地方の道路整備に対するニーズを反映するとともに、真に必要な道路整備を推進するための事業量を確保すること。
2. 道路特定財源については、暫定税率を延長し、受益者負担という当該制度の本来の趣旨に基づき、全額を道路整備費に充当するとともに、国から地方への配分割合を高くするなど、地方における道路整備財源の充実を図ること。
3. 東九州自動車道、九州横断自動車道延岡線の整備にあたっては、有料道路方式と新直轄方式等を効果的に組み合わせ、整備計画区間の早期完成を図るとともに、基本計画区間については、早急に整備計画に格上げして、整備促進を図ること。
4. 安全・安心な生活を確保し、地域経済の発展を支えるため、幹線道路である一般国道や生活基盤の根幹をなす県道、市町村道の整備を着実に推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 28 日

宮 崎 県 議 会

|           |      |    |
|-----------|------|----|
| 衆議院議長     | 河野洋平 | 議長 |
| 参議院議長     | 江田野  | 議長 |
| 内閣総務大臣    | 福田康夫 | 議長 |
| 総務大臣      | 増田寛  | 議長 |
| 財務大臣      | 額賀福志 | 議長 |
| 国土交通大臣    | 冬柴鐵  | 議長 |
| 内閣府特命担当大臣 | 大河田弘 | 議長 |
| (経済財政)    |      |    |

## 入札・契約制度改革の推進に関する決議

建設産業は社会基盤整備を担う本県基幹産業のひとつであり、地域経済の活性化や雇用の確保、さらには、災害時の対応など県民生活の安全安心の確保にも、大きな役割を果たしており、その育成は県の重要課題である。

一方、昨年発生した官製談合事件により、失墜した信頼を回復するため、県においては本年3月に「入札・契約制度改革に関する実施方針」をとりまとめ、公正性・透明性・競争性の確保された入札・契約制度を目指し、改革に取り組んでいるところである。

しかし、公共事業が減少している状況と、今回の入札・契約制度改革の影響により、適正な積算に基づかない低価格入札が増加し、行き過ぎた価格競争が生じている。

今後この状況が継続すれば、公共工事の品質低下、労働条件の悪化だけでなく、更なる倒産件数や失業者の増加、地域経済の停滞など県民生活に多大な影響が生じることが懸念される。

よって本県議会は、入札・契約制度改革の推進に当たって、以下の点に十分配慮されるよう強く求めるものである。

1. 最低制限価格については、工事の現状を十分に調査の上、品質の確保等が十分に担保できる適正な基準まで引き上げること。
2. 予定価格の公表方法については、情報漏洩の防止などコンプライアンスの徹底を図った上で、業者による適正な積算に基づく入札が行われるよう、事後公表とすること。

以上決議する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

## 平成19年台風第4号・5号による農業被害等への対応に関する意見書

本県におきまして平成19年7月14日及び8月2日に相次いで来襲した台風第4号・5号等により、水稻、工芸作物、野菜を中心とした農作物や農地・農業用施設などの農業関係の被害額は、約100億円にのぼっている。

なかでも、全国有数の産地となっている早期水稻については、高温や日照不足等も加わったことにより、収量はもとより品質が著しく低下するなど、過去55年間で最悪の被害となっている。

しかしながら、今回の被害は収穫・出荷してはじめて確認できた状況であったため、被害を受けた農家のうち農業共済制度の被害を申告したのは僅か2割程度にとどまっており、稲作農家においては、営農意欲が著しく減退するなど、農村地域の活力の低下や今後の早期水稻生産への影響が強く懸念される。

よって国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 台風第4号・5号による災害の早期復旧に努めること。
- 2 農業共済金の早期支払や特例措置の適用、さらには水田営農に関連する施策等において地域の実情を踏まえた水稻被害農家への救済措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

|        |           |
|--------|-----------|
| 衆議院議長  | 河 野 洋 平 様 |
| 参議院議長  | 江 田 五 月 様 |
| 内閣総理大臣 | 福 田 康 夫 様 |
| 農林水産大臣 | 若 林 正 俊 様 |

## 平成19年台風第4号・5号による水産被害等への対応に関する意見書

本県におきまして平成19年7月14日及び8月2日に相次いで来襲した台風第4号・5号等により、養殖魚の死亡などの水産関係の被害が発生し、その被害額は、約15億円にのぼっている。

具体的には、過去に経験したことのない大量の流木が漁場に漂流し、波浪も相まって、いけすの破損や養殖魚の死亡などの被害が発生し養殖経営の維持が困難な状況となっている。

よって国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 台風災害等により海面に漂流している漂流物及び海岸に漂着している流木等の除去について、関係省庁との連携により支援措置の適用可能性やその充実を図ること。
- 2 漁業共済制度の充実等、流木等によって発生した養殖被害等に対する特段の被害救済措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

|        |   |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|---|
| 衆議院議長  | 河 | 野 | 洋 | 平 | 様 |
| 参議院議長  | 江 | 田 | 五 | 月 | 様 |
| 内閣総理大臣 | 福 | 田 | 康 | 夫 | 様 |
| 農林水産大臣 | 若 | 林 | 正 | 俊 | 様 |
| 国土交通大臣 | 冬 | 柴 | 鐵 | 三 | 様 |
| 環境大臣   | 鴨 | 下 | 一 | 郎 | 様 |

## 森林・林業・木材関連産業政策の推進と予算の確保を求める意見書

国産材価格が長期的に低迷する中で、林業の採算性は悪化しており、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、結果として、適切な森林の保全・整備が図られず、森林が持つ多面的機能が低下している。

一方で、特に近年、風水害など自然災害が多発する中で、国民生活の安全・安心の確保の観点から、森林が持つ国土保全機能が十分発揮されることが強く求められるとともに、森林セラピーの場としての期待など森林に対する国民のニーズも多様化してきている。

さらに、地球温暖化防止の枠組みとなる京都議定書の第一約束期間が迫る中、温室効果ガス6%削減を達成するため、森林吸収量3.8%確保対策を着実に推進することも急務となっている。

よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じ、森林・林業・木材関連産業政策を積極的に推進されるよう強く要望する。

### 記

- 1 森林・林業基本計画に基づき、望ましい森林・林業施策実行に向け、必要な予算措置を講じること。
- 2 国産材の利用・安定供給対策及び地域材利用対策の推進並びに木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を越えた施策の推進を図ること。
- 3 森林整備を通じた「緑の雇用担い手対策事業」のさらなる充実を図ること。
- 4 地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を推進するための安定的な財源確保を図ること。
- 5 地球規模での環境保全や持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。
- 6 国有林野については、安全・安心な国土基盤の形成及び地域振興に資する管理体制の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

|        |   |   |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|---|---|
| 衆議院議長  | 河 | 野 | 洋 | 平 | 様 |   |
| 参議院議長  | 江 | 田 | 五 | 月 | 様 |   |
| 内閣総理大臣 | 福 | 田 | 康 | 夫 | 様 |   |
| 財務大臣   | 額 | 賀 | 福 | 志 | 郎 | 様 |
| 農林水産大臣 | 若 | 林 | 正 | 俊 | 様 |   |
| 環境大臣   | 鴨 | 下 | 一 | 郎 | 様 |   |

# 請 願 一 覽 表



総括表

| 委員会    | 請願 |    | 計 | 備考 |
|--------|----|----|---|----|
|        | 新規 | 継続 |   |    |
| 総務政策   | —  | —  | — |    |
| 生活福祉   | 1  | —  | 1 |    |
| 商工建設   | —  | 1  | 1 |    |
| 環境農林水産 | —  | —  | — |    |
| 文教警察企業 | —  | —  | — |    |
| 計      | 1  | 1  | 2 |    |

新規請願

生活福祉常任委員会

|          |   |       |            |
|----------|---|-------|------------|
| 請願番号     | 請願第3号   | 受理年月日 | 平成19年9月14日 |
| 請願者住所・氏名 | 宮崎市旭1丁目8番39号1号<br>宮崎県司法書士会 会長 司法書士 長友克吉   |       |            |
| 請願の件名    | <p>割賦販売法の改正を求める請願</p> <p>請願の趣旨</p> <p>宮崎県議会が、国会及び政府に対し、「割賦販売法」を下記のとおり改正するよう求める意見書を採択していただくよう請願致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実効的な過剰与信規制を行うこと</li> <li>2 販売店とクレジット会社との共同責任（既払い金返還を含む）を規定すること</li> <li>3 クレジット会社の悪質販売被害防止義務を明記すること</li> <li>4 指定商品制と割賦要件を廃止すること</li> <li>5 個品方式（契約書型）クレジットについて開業規制（登録制度）を設けること</li> </ol> <p>請願の理由</p> <p>近時、住宅リフォームや高価な商品の次々販売などに係る悪徳商法の被害が大きな社会問題となっております。こうした被害は、販売業者が顧客の支払い能力を考慮せずにクレジット販売を行える仕組みとなっており、クレジット会社も顧客の支払い能力をきちんとチェックせずに契約を認めることで発生しています。</p> <p>経済産業省は、これまでも、割賦購入斡旋業者（クレジット会社）に対して、加盟店の実態把握・管理の徹底、悪質な販売店の加盟店からの排除等を求める通達を数多く出してきました（昭和58年3月11日付け通達、平成4年5月26日付け通達、平成16年12月20日付け通達、平成17年7月11日付け通達等）。これらは、クレジットを利用した消費者被害の未然防止又は拡大防止のため、不適切な販売行為等を行う事業者にクレジットを利用させることのないように出されたものです。</p> <p>しかしながら、これらの通達が出された後も、アイディック事件、住宅リフォーム事件、呉服の次々販売等多数の消費者を被害者とする事件が多発しています。そうした被害対策の一環として、クレジットの過剰与信等による被害の防止が重要であり、そのために割賦販売法を抜本的に改正すべきです。</p> |       |            |
| 紹介議員     | 福田 作弥<br>外山 良治<br>関師 博規<br>新見 昌安<br>井上紀代子   |       |            |
| 摘要       |   |       |            |

継 続 請 願

|              |   |       |            |
|--------------|---|-------|------------|
|              |   |       | 商工建設常任委員会  |
| 請願番号         | 請願第2号   | 受理年月日 | 平成19年6月14日 |
| 請願者<br>住所・氏名 | 宮崎県宮崎市高岡町浦之名4645-2<br>全国トンネルじん肺根絶訴訟原告団<br>宮崎原告団団長 本田 進二 |       |            |
| 請願の件名        | トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についての請願                       |       |            |
| 紹介議員         | 外山 良治<br>権藤 梅義<br>河野 哲也<br>松田 勝則<br>前屋敷恵美               |       |            |
| 摘 要          |   |       |            |

# 議 事 經 過

| 月 日   | 曜 | 区 分   | 議 事 内 容   |
|-------|---|-------|---|
| 9月7日  | 金 | 本 会 議 | 開 会<br>会議録署名議員指名（黒木正一、権藤両議員）<br>議会運営委員長審査結果報告<br>会期決定<br>議案第1号～第18号上程<br>知事提案理由説明 |
| 9月8日  | 土 |       |   |
| 9月9日  | 日 |       |   |
| 9月10日 | 月 | 休 会   | （議案調査）  |
| 9月11日 | 火 |       |   |
| 9月12日 | 水 | 本 会 議 | 議案第19号～第27号追加上程<br>議事提案理由説明<br>代表質問（自由民主党・井本英雄議員、<br>自由民主党・濱砂 守議員）                |
| 9月13日 | 木 |       | 代表質問（社会民主党宮崎県議団・高橋 透議員、<br>愛みやざき・松田勝則議員）  |
| 9月14日 | 金 |       | 代表質問（公明党宮崎県議団・新見昌安議員、<br>民主党宮崎県議団・井上紀代子議員）  |
| 9月15日 | 土 |       |   |
| 9月16日 | 日 |       |   |
| 9月17日 | 月 |       |   |
| 9月18日 | 火 | 本 会 議 | 一般質問（萩原、川添、外山 衛、宮原、横田各議員）   |
| 9月19日 | 水 |       | 一般質問（中野・明、河野安幸、権藤、長友、西村各議員）   |
| 9月20日 | 木 |       | 一般質問（外山三博、太田、黒木覚市、外山良治、徳重各議員<br>議案第20号～第27号採決（同意）<br>議案・請願委員会付託                   |
| 9月21日 | 金 | 休 会   | 常任委員会   |
| 9月22日 | 土 |       |   |

| 月 日   | 曜 | 区 分   | 議 事 内 容   |
|-------|---|-------|---|
| 9月23日 | 日 |       |   |
| 9月24日 | 月 |       |   |
| 9月25日 | 火 | 休 会   | 常任委員会   |
| 9月26日 | 水 |       | 特別委員会   |
| 9月27日 | 木 |       | 特別委員会<br>(議事整理)   |
| 9月28日 | 金 | 本 会 議 | 常任委員長審査結果報告<br>採決 (議案第1号～第13号、第15号～第19号) (可決)<br>採決 (請願1件) (採択)<br>採決 (継続審査・調査案件) (委員長の申し出のとおり決定)<br>議員発議案送付の通知<br>議員発議案第1号～第14号追加上程<br>討論 (前屋敷議員) (議員発議案第7号、第10号に反対)<br>討論 (田口議員) (議員発議案第10号に賛成)<br>採決 (議員発議案第7号、第10号) (可決)<br>採決 (議員発議案第1号～第6号、第8号、第9号、第11号～第14号) (可決)<br>閉 会 |

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長      坂 口 博 美

宮 崎 県 議 会 副 議 長      中 村 幸 一

宮 崎 県 議 会 議 員      黒 木 正 一

宮 崎 県 議 会 議 員      権 藤 梅 義